

博士論文 平成 27 (2015) 年度

単一政党優位の時代における
権威主義体制

エジプト第一共和政の政党政治の制度分析

慶應義塾大学大学院法学研究科

今井真士

目次

図表一覧	ix
第1章 序論	1
1. 問いの設定	1
(1) 一般的な問いと事例特有の問い	
(2) 政党システムへの視点	
(3) 本稿の具体的な問い	
2. 典型事例としてのエジプト第一共和政	7
(1) 中東地域の政党政治の「分散」	
(2) 第一共和政以降のエジプト政党史の意義とエジプト一国研究の不備	
3. 各章の構成	19
第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜	25
1. 政治体制の分類枠組みと政党制度の捉え方	27
(1) 民主主義体制	
(2) 権威主義体制	
(3) 本稿の分類枠組みとその意義	
2. 政治体制の時代的趨勢と理論的系譜	49
(1) 複数政党制の容認という時代的趨勢	
(2) 理論的系譜：比較民主化論とアクター中心分析	
(3) 理論的系譜：比較権威主義体制論と制度分析	
3. 権威主義体制下の単一政党優位	71
(1) 単一政党優位の操作化	
(2) 権威主義体制下の単一政党優位（化）の事例群	
(3) おわりに	

第3章	権威主義体制下の単一政党優位の確立過程	85
1.	問いの設定：与党の短期的機能から長期的発展へ	85
2.	理論的枠組み：単一政党優位の長期的分岐	90
	(1) 優位政党のアクター中心機能主義的議論とその限界	
	(2) 優位政党の比較歴史分析	
3.	事例分析：エジプト（1952～2000年）	113
	(1) 軍政樹立の背景としてのムハンマド・アリー朝の政党政治 （1919～1952年）	
	(2) 重大局面①：権力奪取と制度的単一党制の導入（1952～1956 年）	
	(3) 与党構築期：アラブ社会主義連合の発展（1956～1984年）	
	(4) 重大局面②：「一番乗りの強み」の起点としての人民議会選 挙（1984～1990年）	
	(5) 与党優位期：国民民主党の変質と野党勢力の分裂（1990～ 2000年）	
4.	制度進化の分析対象としての単一政党優位	152
	補論：歴史的制度論・比較歴史分析の着想	155
	(1) 比較歴史分析における時間的文脈	
	(2) 中東地域を分析対象とした重大局面論の応用例	
	(3) おわりに	
第4章	権威主義体制下の単一政党優位と体制変動	181
1.	問いの設定：政党間の競合性の制度化を体系的に捉え直す	181
2.	仮説の導出：権威主義体制下の政党政治に関する理論的蓄積	183
	(1) 与野党間関係：議会における与党勢力全体の存在感とそれ に伴う野党勢力の対応の違い	
	(2) 与党勢力内関係：単独与党内の派閥争いと連立与党内の角 逐の違い	
	(3) 支配エリートの組織的基盤：文民共和政、軍政、君主政の	

目次

(4) 優位政党化：優位の好循環の有無	
3. 仮説の検証：競合性の制度化の計量分析	194
(1) データと変数	
(2) 分析結果と解釈	
4. 権威主義体制下の与党勢力の多様性という論点	206
補論：民主主義体制下における政党間の競合性の因果効果	209

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成	215
1. 問いの設定：与野党間の協議の場の併設	215
2. 理論的枠組み：合意形成の制度設計と効果の多様性	218
(1) 合意形成と名目的合意形成	
(2) 名目的合意形成の背景と動機	
(3) 合意形成の多様な形状	
3. 事例分析	227
(1) イエメン：選挙法修正をめぐる議会審議と「国民対話」の交差	
(2) エジプト（2005年）：政治改革関連法のお膳立てとしての「国民対話」	
(3) エジプト（2007年）：憲法修正をめぐる議会と「小委員会」の同時進行	
4. 制度としての合意形成	257

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合	261
1. 問いの設定：野党勢力の連合形成をめぐる2つの逆説	261
2. 理論的枠組み：権威主義体制下の連合形成の位置付けと背景	265
(1) 連合形成の多様な形状	

(2) 実証分析の未開拓領域としての選挙前連合	
(3) 複数政党制の容認という時代的趨勢	
(4) 優位の好循環と劣位の悪循環	
3. 仮説の導出：野党勢力の連合形成の論理	275
(1) 政治的自由化論	
(2) 利益誘導論	
(3) 政党間の競合性と政治制度に関する5つの仮説	
4. 仮説の検証：競合性と政治制度の計量分析	281
(1) データと変数	
(2) 分析結果と解釈	
5. 事例分析	292
(1) エジプト（2005年）：改革統一国民戦線の結成とムスリム同胞団の形式的賛意	
(2) エジプト（2010年）：ムスリム同胞団と国民改革協会の協調関係とその選挙戦術の違い	
6. 権威主義体制下の連合形成を取り巻く多様な文脈	309
補論：2010年人民議会選挙以後の連合形成と体制変動前夜	311
第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治	317
1. 問いの設定：暫定政権という文脈	317
2. 理論的枠組み：協議と協調の二方向的綱引き	320
(1) 暫定政権期の憲法起草、主要アクター、政党政治に関する統一的枠組みの不在	
(2) 自制的行動の論理	
3. 事例分析：エジプト第一暫定政権期（2011～2012年）	334
(1) 政策協議の提案と政党間の立ち位置の違いの顕在化（2011年3月～8月）	
(2) 憲法の基本原則の提案と政党間対立の激化（2011年9月～11月）	

目次

(3) 政策的立場の分極化と制憲議会の頓挫（2011年12月～2012年4月）	
(4) 大統領選挙と暫定憲法の補遺（2012年5月～6月）	
4. 暫定政権期と体制形成期	354
第8章 結論	357
1. 単一政党優位の一般的知見の整理	357
2. エジプトの個別事例的知見の整理とその援用	360
(1) 第一共和政下の政党政治：単一政党優位の成功	
(2) 第二共和政下の政党政治：単一政党優位の失敗	
(3) 第二暫定政権期・第三共和政下の政党政治：単一政党優位の潜在的な成功	
2. 今後の論点	382
巻末付録	385
1. 母集団と変数のデータと操作化	385
2. 記述統計	392
3. 政治体制一覧（1961—2008年）	396
4. エジプトの歴代憲法・法律・政治文書	423
5. 第一共和政以降のエジプトの年表と政党の変遷	566
参考文献	579

図表一覧

図 i	エジプト全図	xii
表 1.1	中東諸国の政党政治（1946年～2014年）	8
表 1.2	第一共和政以降のエジプト	15
表 1.3	本稿の分析対象と各章の構成	20
表 2.1	政治体制の分類枠組み一覧	29
表 2.2	権威主義体制の下位類型一覧	40
図 2.1	政治体制と政党システムの概念図（チャート図）	46
図 2.2	政治体制と政党システムの概念図（ベン図）	47
図 2.3	政治体制の推移（1946年～2008年）（事例数）	51
図 2.4	政治体制の推移（1946年～2008年）（割合）	51
図 2.5	権威主義体制の政党制度の推移（1946年～2008年）（事例数）	52
図 2.6	権威主義体制の政党制度の推移（1946年～2008年）（割合）	52
図 2.7	権威主義体制の政党政治の推移（1946年～2008年）（事例数）	53
図 2.8	権威主義体制の政党政治の推移（1946年～2008年）（割合）	53
表 2.3	政治体制研究の理論的系譜	55
表 2.4	比較民主化論（移行論）における代表的な移行方式	58
表 2.5	比較権威主義体制論の制度分析	66
表 2.6	「単一政党優位」の操作化の違い	72
表 2.7	権威主義体制下の単一政党優位の領域における与党勢力一覧	78
表 3.1	「単一政党優位」の短期的要因と長期的要因	91
図 3.1	権威主義体制下の単一政党優位の長期的分岐	101
図 3.2	1人あたり GDP の推移（1950～2000年）	129
図 3.3	サーダート政権期における公共支出と補助金の推移	142
表 3.2	複数政党制導入以後のエジプト第一共和政の人民議会選挙	145
表 3.3	比較歴史分析における時間的文脈	157
図 3.4	「選挙権威主義体制」の長期的分岐	174

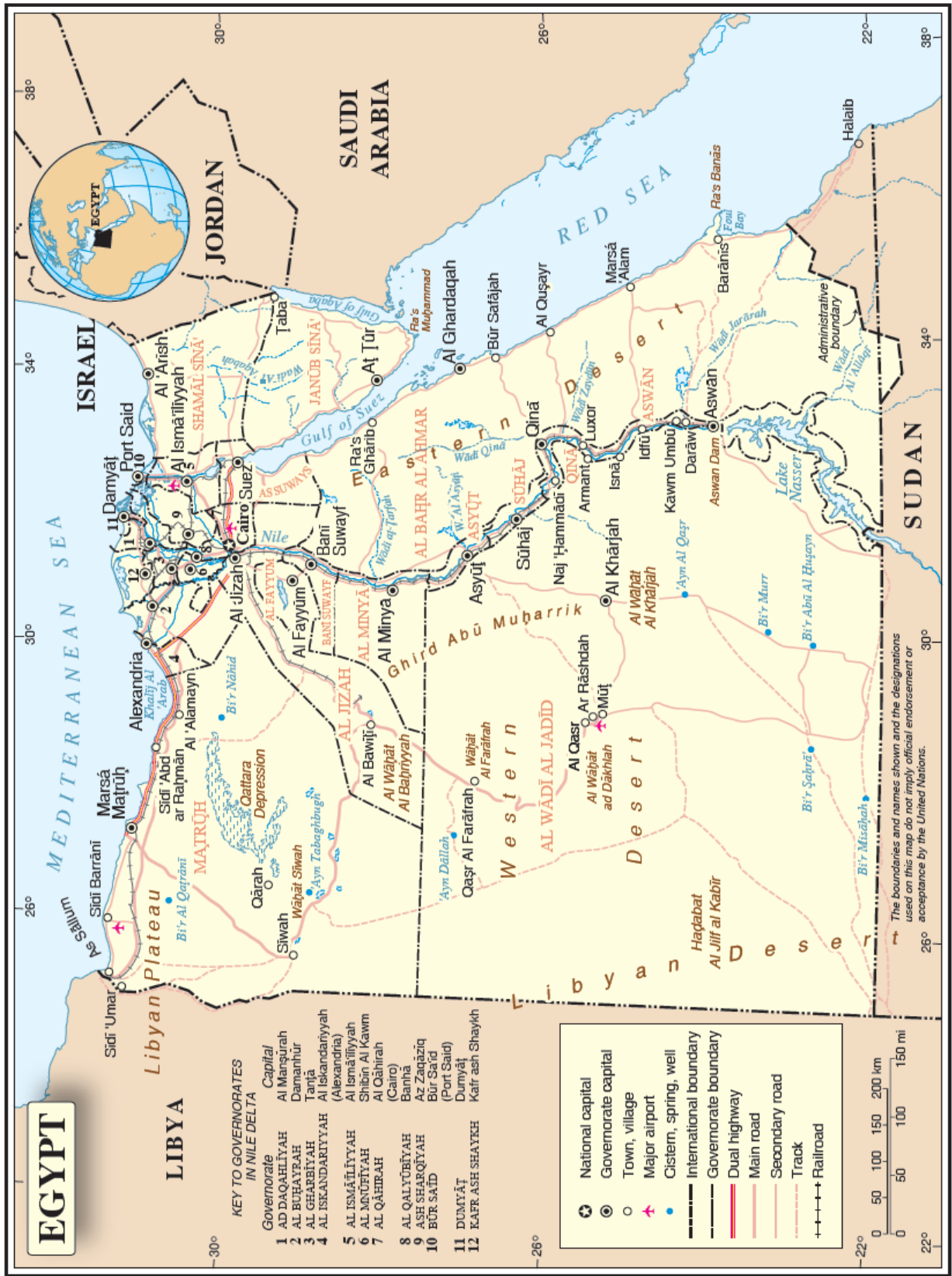
図表一覧

図 3.5 産油国の長期的分岐	177
図 4.1 政治的生存の論理：与党勢力内関係の違い	189
図 4.2 政治的生存の論理：議会への関わり方の違い	193
表 4.1 議席占有率・有効与党数・交互作用項の関係性	196
表 4.2 軍政・君主政における与党勢力の脆弱性	197
表 4.3 競合性の制度化と権威主義体制の体制変動	199
表 4.4 競合性の制度化と権威主義体制の民主化	200
図 4.3 民主化の発生確率の変化（議席占有率・有効与党数別）	201
図 4.4 民主化の発生確率の変化（議席占有率・下位類型別）	202
図 4.5 民主化の発生確率の変化（議席占有率・優位政党化の有無）	202
図 4.6 民主化の発生確率の変化（経済成長率・有効与党数別）	204
図 4.7 民主化の発生確率の変化（経済成長率・下位類型別）	205
図 4.8 民主化の発生確率の変化（経済成長率・優位政党化の有無）	205
表 4.5 競合性の制度化と政治体制全般の体制変動	210
表 4.6 競合性の制度化と民主主義体制の権威主義体制化	211
表 4.7 競合性の制度化と政権交替	212
表 4.8 競合性の制度化と与党勢力内の執政代表者の交替	213
表 5.1 権威主義体制下の合意形成の場	222
表 5.2 イエメンの議会選挙の結果	229
表 6.1 政党連合の多様性	266
表 6.2 権威主義体制下における野党第一党の選挙前連合の形成	286
図 6.1 選挙前連合の形成確率の変化（議席占有率・政治制度別）	288
図 6.2 選挙前連合の形成確率の変化（有効野党数・小選挙区制）	289
図 6.3 選挙前連合の形成確率の変化（有効野党数・比例代表制）	290
表 6.3 複数政党制導入以後のエジプト第一共和政の人民議会選挙	291
図 7.1 本章の因果的議論の流れ	319
図 7.2 暫定政権下の軍の実効支配者と最大野党の関係性	333
表 7.1 第一暫定政権期の両院議会選挙と両院の議長・副議長	346
表 7.2 政策協議への立ち位置の違い	355
表 8.1 第一共和政以降のエジプトにおける政党政治の対比	360

図表一覧

図 8.1 エジプトにおける体制変動全般および民主化の発生確率の変化	—	362
表 8.2 2012 年共和国憲法の賛否に関する国民投票の結果	—————	371
表 8.3 2014 年共和国憲法の賛否に関する国民投票の結果	—————	377
表 8.4 2014 年大統領選挙の投票結果	—————	380
図 A.1 君主政時代(1907 年～1952 年 7 月)における政党の変遷	—————	575
図 A.2 第一共和政期(1952 年 7 月～2011 年 2 月)における政党の変遷	———	576
図 A.3 第一暫定政権期(2011 年 2 月～2012 年 6 月)における政党の変遷		577
図 A.4 第二共和政期(2012 年 6 月～2013 年 7 月)における政党の変遷	———	578

图1 埃及全图



Department of Field Support
Cartographic Section

第1章

序論

——エジプト第一共和政を比較分析の俎上へ載せる——

1. 問いの設定

(1) 一般的な問いと事例特有の問い

本稿は、制度分析に基づく比較権威主義体制論の観点から、権威主義体制下の単一政党優位 (single-party dominance) の確立と、確立後に見られる与野党間の角逐と協力、そして、崩壊後の政党システムの変化を論じる¹。単一政党優位とは、複数政党選挙が実施されている状況において、単一の与党が少なくとも連立与党の中心として長期間に渡って全国レベルの執政府を支配するという状態を指す。このような事例は、世界中の様々な権威主義体制に見て取ることができる。権威主義体制下の単一政党優位はどのような条件下で確立するのか。単一政党優位という政党システムの下ではどのような与野党間の角逐と協力が見られ、その振る舞いはどのような条件に規定されるのか。これが本稿の大枠の問いである。

また、本稿は、このような一般的な問いに加え、個別事例として第一共和政

¹ 本稿では、政治体制を「統治の構成方法、統治の組織方法、そして、主要な意思決定の下し方を規定する取り決め、規範、制度の集合」(Clark, Golder, and Golder 2013: 146)と定義する。政治体制の主要な定義としては、他にも「国政の指導者と政策の選択に関する公式・非公式の取り決めと手続きの集合」(Geddes 1999: 116)や「指導者と政策を選択し、ひいては便益資源を誰のためにいかに効果的に用いるのかを規定する公式・非公式の取り決め(制度)の集合」(Lust 2014: 116)などがある。いずれも国政の統治に関わる取り決めの総体を意味するという点では同義である。また、民主主義体制と権威主義体制の定義は第2章を参照。体制変動と民主化の定義は第4章を参照。その他巻末付録も参照。

また、本稿では、政党システムを「複数の政党間の競争、あるいは協力などの相互作用のパターン」(建林・曾我・待鳥 2008: 134; cf. 川人・吉野・平野・加藤 2011: 88)と定義する。

第1章 序論

以降のエジプトの政党政治に着目する²。エジプト第一共和政の与党・国民民主党 (*al-Hizb al-Waṭanī ad-Dīmuqrāṭī* / National Democratic Party, NDP) は、1976年の複数政党制導入以降、1979年から2010年まで一貫して議会選挙に勝利し、2011年2月11日にホスニー・ムバーラク大統領が失脚するまで与党の座を維持した。エジプト第一共和政の政党政治は、野党勢力が一貫して弱く、与党が政治的優位の担保として警察や軍隊という非公式的手段を活用したため、政党間の競争は形式的なものに過ぎず、分析上大きな意味を持たないと思われるのである。

しかし、そうした状況に見られる政党システムの動態は、権威主義体制下の単一政党優位に関する様々な問いを想起させる。すなわち、そもそも国民民主党が単一政党優位を確立できたのはなぜか。国民民主党が議会で圧倒的な優位を占めつつ、それでも（一部の）野党に協力を求めたのはなぜか。野党勢力の中でムスリム同胞団 (*al-Ikhwān al-Muslimīn* / Muslim Brotherhood) と世俗野党は、政治改革要求では協調しつつも、なぜ議会選挙に限って戦略的な協力を避ける傾向にあったのか。そして、国民民主党政権の幕切れが政権交替による民主化ではなく政権崩壊による体制変動という形になったのはなぜか。さらに言えば、2011年の「アラブの春」以降、ムスリム同胞団はムハンマド・ムルシー大統領を首班とする自由公正党 (*Hizb al-Ḥurrīya Wal-'Adāla* / Freedom and Justice Party, FJP) 政権の樹立によってエジプト第二共和政において単一政党優位を確立すると期待されたが、実際には優位を確立することなくわずか1年で政権崩壊を余儀なくされた。それはなぜなのか。本稿では、近年のエジプト政治の論点として特に注目を受けた、この国民民主党と自由公正党の両極端の政治的帰結を権威主義体制下の単一政党優位の成功例と失敗例として対比する。

(2) 政党システムへの視点

² 次節の表 1.2 でも記すように、エジプト政治の時期区分は、第一共和政 (1952年7月23日～2011年2月11日)、第一暫定政権期 (2011年2月11日～2012年6月30日)、第二共和政 (2012年6月30日～2013年7月3日)、第二暫定政権期 (2013年7月3日～2014年6月8日)、第三共和政 (2014年6月8日～現在) に分けることができる。「共和政」という概念は、民主主義体制と権威主義体制を無理に判別することなく、各体制・各政権を特定の憲法に基づく政体 (polity) ごとに表現できるという利点がある。

単一政党優位は政党システム上の現象である。厳密に言えば、論理上、単一政党優位は制度的単一制や制度的無党制の下ではなく、あくまで複数政党制の下でしか生じえない現象である。それゆえ、権威主義体制下の単一政党優位に関して、上記のような一般的な問いと事例特有の問いの両方に答えることは、比較政治学の研究分野として、政治体制研究だけでなく政党研究の理論的發展にも貢献するものである。

近年、権威主義体制（特に、複数政党制を正式に採用しているか、少なくとも実質的に複数の政党が存在している権威主義体制）は、比較政治学の分析対象として大きな注目を受けている。複数政党選挙の実施は民主化を促すのか。それとも権威主義体制の存続に寄与するのか。この種の問いをめぐって、いわゆる、選挙権威主義体制（electoral authoritarianism）の総体的理解を試みる研究（特に Diamond 2002; Levitsky and Way 2002; Schedler 2002; Schedler ed. 2006）は、2000年代を通じて人口に膾炙し、「選挙権威主義の時代」（Morse 2012）と冠されるほどの隆盛を極めた（が、第2章第2節で論じるように、最近では分析的有用性を失いつつある）。

また、権威主義体制下の組織や政治制度の機能に着目した研究は、支配エリート組織的基盤が体制崩壊に与える効果（特に Geddes 1999）や、選挙、議会、与党など、本来なら民主主義体制下の政党政治と関わるはずの制度が体制存続に与える効果（Gandhi and Lust-Okar 2009; Gandhi 2008; Magaloni and Kricheli 2010）を様々な観点から実証した。それらの制度分析の一群は「権威主義体制下においても政治制度は重要である」という一節を掲げて研究対象の裾野を着実に広げ、比較政治学の一分野として確立した。

しかし、このような従来の研究は、政治体制全般の動態を把握することや、個別の政治制度の機能を解明することに主眼を置く一方、分析レベル上、政治体制と政治制度の間に位置すると考えられる政党システムとの関係については軽視しがちであった。すなわち、実質的に複数政党制を認める権威主義体制下においてはどのような政党システムが発達しうるのか、権威主義体制はどのような政党システムの下で存続しやすいのか、あるいは民主化しやすいのか、そして、与野党間と野党間の協力や角逐はどのような政治制度によって形作られるのか、という問いは必ずしも体系的に取り上げられることはなかった。政党

第1章 序論

システム上の現象である単一政党優位の確立、存続、崩壊とその内部力学が直接的に扱われることはあまりなかったのである。この点、権威主義体制下の単一政党優位に関連して、政治体制、政党システム、政治制度の関係性を探った試みとして特筆すべき研究が3つある。

第一に、政治体制と政治制度の関係について、ジェイソン・ブラウンリーは、複数政党選挙を実施した権威主義体制の中で選挙後に体制が不安定になった事例と、選挙後も体制を維持した事例があるのはなぜかを問い、その説明として、支配エリートが体制形成期にエリート間の利害対立を解決し、確固とした与党勢力を構築できたかどうかに着目した (Brownlee 2007)。すなわち、与党の有無から権威主義体制の長期的分岐を論じたのである。体制形成期に利害対立を解決し、与党を構築できた場合、その後に複数政党選挙を実施しても、エリートの一体性は保たれ、その結果、体制は存続しうる。これに対して、利害対立が解決されず、与党が確立しなかった場合、不利な立場に置かれたエリートは野党勢力に協力を求めるようになり、エリートの一体性がままならない状況で複数政党選挙を実施すれば、内部分裂によって体制は不安定になってしまう。彼は、共和政樹立以降のエジプト、独立以降のマレーシア、イスラーム共和国時代のイラン、マルコス政権下のフィリピンという4つの事例を比較することでこの議論を論証した。この研究は、単一政党優位の起点を表す状況として、与党勢力の組織的基盤が長期的に確立していく過程を (暗黙的に) 提示したものと言える。

第二に、政治体制と政党システムの関係について、ケネス・グリーンは、権威主義体制下の優位政党が政権を失うときがあるのはなぜかを問い、その説明として、公共資源の政治利用の不調に着目した (Greene 2007; 2010)。与党は、予算配分や契約の受注などの利益誘導によって多額の資金を選挙運動や政党構築に投入できるなら、暴力的手段を講じなくても着実に優位な立場を得られる。その一方、そのような資源を持たない野党勢力は中位的な投票者を動員しにくく、イデオロギーに特化した支持者が集まりやすい。そのため、野党勢力はイデオロギー的な分裂を余儀なくされ、その結果として体制は存続しうる。しかし、公共企業の民営化によって公共資源へのアクセスが阻まれれば、与党が幅広い支持者を集めにくくなる一方、野党勢力は中位的な投票者の支持獲得によ

って競争力が高まる。その結果、選挙による政権交替（すなわち、民主化）が生じやすくなる。彼は、この議論を統計分析と主に制度的革命党政権下のメキシコの事例分析によって実証した。この研究は、単一政党優位の終点を表す状況として、与党勢力の優位が徐々に衰退していく過程を提示したものと言える。

第三に、政党システムと政治制度の関係について、カリス・アリー・テンブルマンは、民主主義体制と権威主義体制の別なく、優位政党システム全般を取り上げ、与党はどのような条件下で優位政党としての強みを得られるのか、そして、その強みはどのような条件下で低下していくのかという2つの問いに取り組んだ（Templeman 2012）。1つ目の問いに対しては、複数政党制を導入した政党や導入後の初めての選挙で勝利した政党、すなわち、一番乗りの政党ほど政権を維持しやすいと論じ、2つ目の問いに対しては、政党間の（党派性・空間的立場・調整における）非対称性を助長する政治制度（特に議院内閣制）が定められているほど、その一番乗りの強みは長続きすると論じる。彼はこの議論を統計分析と主に国民党政権下の台湾の事例分析によって実証した。この研究は、単一政党優位の起点から終点にかけて一貫して政治制度の働きが重要であることを提示したものと言える。

(3) 本稿の具体的な問い

本稿は、この3つの先行研究の知見を踏まえ、権威主義体制下の単一政党優位に関する議論のさらなる精緻化を試みる。特に重点を置くのは、確立過程のメカニズムの総合と、与党勢力・野党勢力の多様性という視点の導入である。ブラウンリーは、単一政党優位の起点を論じたが、ひとたび優位を占めた与党勢力がその後衰退してしまうような状況を想定しなかった。テンブルマンは、政治制度の働きを重視したが、単一政党優位の起点であるはずの一番乗りの強みについて詳細なメカニズムを提示しなかった。そして、グリーンは、単一政党優位が確立した後に野党勢力に分裂が生じやすいことを示す一方、そうした野党勢力に協力を促すような制度的条件については明確には論じていない。

これらの不備を埋めるべく、本稿は、権威主義体制下の単一政党優位の起点から終点までの一連の過程に見出される論点として、以下の一連の問いに取り

第1章 序論

組む。

- (1) 複数政党選挙を実施する権威主義体制の中で単一政党優位が確立した事例と単一政党優位が確立しなかった事例があるのはなぜか。
- (2) 単一政党優位が確立した事例は単一政党優位が確立していない事例と比べてどの程度体制変動しにくいのか、そしてどの程度民主化しにくいのか。
- (3) 議会で圧倒的優位を占めている与党勢力がその常設の審議の場と並んで特設の合意形成の場を設置し、野党勢力（の少なくとも一部）の参加を求めるのはなぜか。
- (4) 与党勢力が圧倒的優位を占めている状況で野党勢力はどのような条件下で選挙前連合の形成に意欲を示すのか。
- (5) 単一政党優位の崩壊後、新体制をめぐる旧体制の支配者と主要野党との角逐はどのような政党システムを形作るのか。

これらの問いを説明するために本稿では政治制度の働きに着目する。厳密に言えば、与党勢力内・野党勢力内の各アクターが将来に期待する政治的便益（とそれに伴う経済的便益）をめぐる利害対立が政治制度によっていかに調整（緩和・助長）されるのかという点に着目する。以下の各章で詳細に論じるように、与野党の別なく、政党に関わるアクターは政治的便益の獲得を将来的に期待できるなら互いに協力し、期待できないなら協力しない（ひいては離反しうる）。このような利害対立を緩和・助長する政治制度は政党の内外に見受けられる。与党勢力は自らの望むような形で制度を設計し、自らの望むような効果を得ることもあれば、当初の意図とは違う効果を招いてしまうこともある。本稿では、こうした様々な政治制度の効果を権威主義体制下の単一政党優位の様々な側面から論じていく。

2. 典型事例としてのエジプト第一共和政

(1) 中東地域の政党政治の「分散」

中東地域の事例は、このような権威主義体制下の政党システムに関する一連の問いを考えるとときに大いに役立つ³。国ごとに社会経済的状况に違いが見られるのはもちろんであるが、それに加え、各国の政党政治そのものにも幅広い多様性を見て取ることができる。表 1.1 は中東諸国の政党政治の概観である⁴。この表で特に着目したのは、政治体制、政体、執政制度、政党制度、政党システム、政権への関与に関する各国の違いである。

まず、政治体制に関して、2014年現在、中東諸国で民主主義体制が存在するのは、イスラエルとトルコのみである。とりわけ、「単一の与党が少なくとも連立与党の中心として長期間に渡って全国レベルの執政府を支配する」という単一政党優位は、民主主義体制下にも生じうる（し、むしろ、第2章でも取り上げるように、伝統的に政党研究は民主主義体制下の単一政党優位に焦点を絞ってきた）。イスラエルの労働党（Labor Party）は1970年代後半まで長期間に渡って連立政権の中心を占め、政党研究において優位政党の古典的事例として扱われてきた（Arian and Barnes 1974; Sartori 1976/2005）。また、トルコの公正発展党（Justice and Development Party, AKP）も10年以上に渡って単独政権を維持し、近年、優位政党の一例として見なされつつある（Müftüler-Baç and Keyman 2012）。とはいえ、本稿の目的は、権威主義体制下の単一政党優位の起点から終点までの様々な問いに答えることであるため、これらの民主主義体制下の事例については直接的には扱わない。

次に、権威主義体制に焦点を絞ると、君主政と共和政のそれぞれの事例群に政党政治の多様性を見出すことができる。民主主義体制が複数政党制に基づく

³ 本稿では、中東地域を、イランを東端、モロッコを西端、エジプトを南端、トルコを北端とした範囲の地域として定義する。具体的に中東諸国に該当するのは、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チェニア、トルコ、バハレーン、モロッコ、ヨルダン、レバノン、リビアである。

⁴ 中東諸国の政党政治の概観は、松本（2005）、Lust（2014）と同書所収の各国の論文も参照。

第1章 序論

表 1.1 中東諸国の政党政治（1946年～2014年）

国名・時期	政治体制	政体	執政制度	政党制度	政党システム	政権
アラブ首長国連邦						
	権威	君主政	首相	無	無	無
アルジェリア						
1962～1989	権威	共和政	大統領	一	一	単
1989～	権威	共和政	大統領	複	優	連
イエメン（統一後）						
1990～1997	権威	共和政	大統領	複	優	連
1997～2013	権威	共和政	大統領	複	優	単
2013～	権威	共和政	大統領	複	優	連
イスラエル						
1948～1977	民主	共和政	首相	複	優	連
1977～	民主	共和政	首相	複	多	連
イラク						
～1958	権威	君主政	首相	複	多	無
1958～1963	権威	共和政	大統領	複	多	無
1963～1967	権威	共和政	大統領	一	一	単
1967～2003	権威	共和政	大統領	複	(一)	単
2003～	権威	共和政	首相	複	多	連
イラン						
～1975	権威	君主政	首相	複	優	単
1975～1979	権威	君主政	首相	一	一	単
1979～1983	権威	共和政	大統領	複	多	単
1983～1987	権威	共和政	大統領	一	一	単
1987～	権威	共和政	大統領	複	多	連
エジプト						
1952～1976	権威	共和政	大統領	一	一	単

国名・時期	政治体制	政体	執政制度	政党制度	政党システム	政権
1976～2011	権威	共和政	大統領	複	優	単
2011～	権威	共和政	大統領	複	多	連
オマーン	権威	君主政	首相	無	無	無
カタール	権威	君主政	首相	無	無	無
クウェート	権威	君主政	首相	無	無	無
～1992	権威	君主政	首相	無	無	無
1992～	権威	君主政	首相	無	(多)	無
サウジアラビア	権威	君主政	首相	無	無	無
シリア	権威	共和政	大統領	複	多	無
1972～	権威	共和政	大統領	複	(一)	連
チュニジア	権威	共和政	大統領	一	一	単
1981～2011	権威	共和政	大統領	複	優	単
2011～	権威	共和政	大統領	複	多	連
トルコ	民主	共和政	首相	複	多	単
～1960	民主	共和政	首相	複	多	無
1960～1961	権威	共和政	首相	複	多	無
1961～1980	民主	共和政	首相	複	多	単・連
1980～1983	権威	共和政	首相	複	多	無
1983～2002	民主	共和政	首相	複	多	単・連
2002～	民主	共和政	首相	複	優	単
バハレーン	権威	君主政	首相	無	無	無
1971～2002	権威	君主政	首相	無	無	無

第1章 序論

国名・時期	政治体制	政体	執政制度	政党制度	政党システム	政権
2002～	権威	君主政	首相	無	(多)	無
モロッコ						
1956～	権威	君主政	首相	複	多	連
ヨルダン						
～1992	権威	君主政	首相	無	無	無
1992～	権威	君主政	首相	複	多	無
レバノン						
～1975	民主	共和政	大統領	複	多	連
1975～	権威	共和政	大統領	複	多	連
リビア						
～1969	権威	君主政	首相	無	(多)	無
1969～2011	権威	共和政	(大統領)	無	無	無
2011～	権威	共和政	大統領	複	多	連

(注) 筆者作成。

表中の略称の意味は以下の通り。①政治体制：民主＝民主主義体制、権威＝権威主義体制、②執政制度：大統領制＝大統領、議院内閣制＝首相、③政党制度：制度的無党制＝無、制度的一党制＝一、複数政党制＝複、④政党システム：政党システムなし＝無、単一政党制＝一、優位政党制＝優、多党制＝多、⑤政権：関与なし＝無、単独政権＝単、連立政権＝連。

主なデータは Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010) に基づく。政党システムの分類の詳細は第2章を参照。便宜上、この表では10年より長く政権を維持した場合を優位政党制に分類した(特に、囲み文字の箇所は特定の与党組織に基づく権威主義体制下の単一政党優位に該当する)。また、各地域・各国の政治体制の詳細は巻末付録を参照。

のに対して、権威主義体制は必ずしも複数政党制を正式に採用するわけではないため、そもそもの政党政治の有無も含めて、各国の状況は多種多様である。君主政の場合、事例の様相を大きく分けるのは、制度的無党制を採用するか、複数政党制を採用するかの違いである。制度的無党制を採用することは本質的に政党政治が存在しないことを意味する。この事例群に該当するのは、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、サウジアラビアである（これに対して、共和政諸国で制度的無党制が存在したのはムアンマル・カッザーフィー政権下のリビアだけである）。とはいえ、形式上は無党制を採用していても、実質的に政党政治が存在することもありうる。クウェートとバハレーンでは院内会派が実質的に政党として機能し、その結果、擬似的な政党システムが発展しつつある（石黒 2013; cf. Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010）。

さらに、君主政において複数政党制が採用されていれば、政党政治は存在しうるが、それでも政党の政権への関わり方は一様ではない。1992年以降のヨルダンでは、野党勢力が政党を結成する一方、与党勢力は概して王党派無所属議員で占められる（吉川 2005）。対して、モロッコは、現体制の護持を念頭に複数の政党が連立政権を組む傾向にあり、近年、イスラーム主義政党の公正開発党（*Hizb al-'Adāla Wal-Tanmīya / Justice and Development Party*）も政権に参画するようになった（Maddy-Weitzman and Zisenwine 2013）。第4章で改めて取り上げるように、君主政は必ずしも議会で王党派政党の支持に依拠する必要はないため、特定の与党組織に基づく優位は生じにくい傾向にある。

これに対して、共和政の場合、事例の様相を大きく分けるのは、制度的一党制を採用するか、複数政党制を採用するかの違いである。2014年現在、制度的一党制を採用する国は1つも存在しないが、第3章で論じるように、この地域の共和政諸国は制度的一党制を長期間経験してから複数政党制へと切り替える傾向にある。そのような中でも、シリアは制度上、複数政党制を認めるが、それはあくまで与党連合・国民進歩戦線（*al-Jabha al-Waṭanīya al-Taḡaddumīya / National Progressive Front*）への参画を前提としたものであり、実質的に一党制を保持していると言える（青山・末近 2009 : chap.1）。

そのため、共和政諸国に多数存在するのは複数政党制に基づく事例である。第2章で他の地域の事例とともにさらに詳しく論じるように、権威主義体制下

第1章 序論

の単一政党優位が生じうるのはこの事例群である。実際、この地域で多党制が見られるのは「特殊」な事例に限定される。すなわち、フセイン政権崩壊後のイラク⁵、「ヴェラーヤテ・ファギーフ体制」下のイラン、「ターイフ体制」下のレバノンである。特に、イランとレバノンの場合、政党間・政治勢力間の競争自体は非常に激しいが、それは制度的な取り決めに基づき、体制自体に影響しない形で複数の政治勢力の競合を認めているに過ぎないと言える。

そして、それ以外的事例に見られるのが、権威主義体制下の単一政党優位である。この事例群は（政党制度の点で）制度的単一制ではなく、（政党システムの点で）多党制ではない。あくまで複数政党制の枠内で「単一の与党が少なくとも連立与党の中心として長期間に渡って全国レベルの執政府を支配」する事例に相当する。具体的に言えば、アルジェリアの民族解放戦線（*Jabha al-Tahrīr al-Waṭanī* / Front de Libération Nationale）（を中心とする連立政権）、イエメンの国民全体会議（*al-Mu'tamar ash-Sha'bi-l-'Āmm* / General People's Congress, GPC）、エジプトの国民民主党、チュニジアの立憲民主連合（*al-Tajammu' ad-Dustūrī ad-Dīmuqrāṭī* / Rassemblement Constitutionnel Démocratique）の4つが単一政党優位を確立した与党、すなわち、優位政党に該当する⁶。本稿の目的は、こうした単一政党優位がどのような条件下で確立するのか、そして、そのような事例においてどのような与野党間の角逐と協力が見られるのか、という問いに答えることである。

また、2011年の「アラブの春」という歴史的事象は、単一政党優位という、同じような状況を共有しているように見えた共和政諸国に新たな「分散」をもたらす好機となった。アルジェリアは2011年初旬には抗議行動が高まったが、結局は体制変動に至ることはなかった。民族解放戦線は、連立与党の民主国民連合（*al-Tajammu' al-Waṭanī ad-Dīmuqrāṭī* / Rassemblement National Démocratique）、平和社会運動（*Harakat Mujtama' as-Silm* / Mouvement de la Société pour la Paix）とともに2012年5月の議会選挙で大多数の議席を確保し、2014年4月の大統領

⁵ フセイン政権崩壊後のイラクを論じる有力な一国研究（山尾 2010; 2012）は、同事例を民主主義体制として扱っているが、本稿ではあくまで権威主義体制の事例として扱う。民主主義体制の最小限主義的・手続き的定義（Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010）を満たしていないからである。民主主義体制の定義・操作化の詳細は第2章と巻末付録を参照。

⁶ 歴史的事例としてはパフレヴィー朝時代の新イラン党（New Iran Party）もこの事例群に含まれる。

領選挙でも現職のアブドゥルアジーズ・ブーテフリカ大統領が再選を果たした (*al-Jazeera* 11 My. 2012; 18 Apr. 2014)。単一政党優位の大枠に大きな変化は見られなかったのである。

これに対して、チュニジア・エジプト・イエメンの3ヶ国には単一政党優位の崩壊や変化が見られた。チュニジアでは、2011年1月14日のベン・アリー大統領失脚後、立憲民主連合主導の後見政権が2011年11月の制憲議会選挙を管理し、同年12月にナフダ党 (*Hizb an-Nahda / Nahda Party*)、共和国会議 (*al-Mu'tamar min ajl il-Jumhūriyya / Congrès pour la République*)、民主フォーラム (*at-Takattul ad-Dīmuqrāṭī min ajl il-'Amal wal-Ḥurriyyāt / Forum Démocratique pour le Travail et les Libertés, FDTL*) の三党連立政権に権限を移譲した。この三党は執政府と立法府の要職を分け合うことを取り決め、新憲法の起草を進めていくことで合意した (*Tunis Afrique Presse* 22 Nov 2011; *Tunisia Live* 13 Feb. 2012)。

エジプトでは、2011年2月11日のムバーラク政権崩壊後、国民民主党は解党され、ムハンマド・タンターウィー元帥を首班とする軍最高評議会 (*al-Majlis al-'A'lā lil-Quwwāt al-Musallaḥa / Supreme Council for Armed Forces, SCAF*) が後見政権を主導し、2011年11月から2012年2月までの両院議会選挙と、2012年5月から6月の大統領選挙を実施した。

イエメンでは、民衆暴動の激化に伴うアリー・アブドゥッラー・サーレハ大統領の辞職後、国民全体会議と野党勢力の合同集会連合 (*Aḥzāb al-Liqā' al-Mush-tarak / Joint Meeting Parties, JMPs*) が同数の閣僚を分け合う権力共有政権を樹立し、2012年2月の大統領選挙におけるアブド・ラッボ・マンスール・ハーデーイ副大統領の大統領就任を経て、新憲法起草の「国民対話」を進めた (*Yemen Times* 10 My. 2012)。本稿では、こうした「アラブの春」以後の事例間の違いを単一政党優位以後の政党システムの変化として取り上げる。

(2) 第一共和政以降のエジプト政党史の意義とエジプト一党研究の不備

もちろん、このような権威主義体制下の政党政治の分散は、中東地域に限定されるものではない。第3章で概観するように、世界中の権威主義体制の事例に様々な政党政治の動態を見て取ることができる。しかし、そのような中でも、

第1章 序論

第一共和政以降のエジプトの政党政治は権威主義体制下の単一政党優位を論じるうえで理想的な事例と言える。というのも、単一政党優位の起点から終点までに想定しうる一連の過程、そして、単一政党優位が確立した後の与野党間の角逐と協力、単一政党優位が崩壊した後の政党間の角逐と協力、さらには単一政党優位を確立できないときに想定しうる一連の過程を、第一共和政以降のエジプトの政党史に見出せるからである。

表 1.2 は、第一共和政以降のエジプトの政治史を整理したものである。この簡単な年表の各項目は単一政党優位に関する論点を表している。本稿の各章で取り上げるように、その中に因果過程観察 (causal process observations; Brady and Collier 2004 chap.1; cf. Goertz and Mahoney 2012 chap.7) を豊富に見つけ出すことができる。すなわち、①軍部のクーデターによる共和政の樹立、②制度的単一党制の導入と大衆動員組織の構築・発展、③複数政党制の導入 (と政党委員会という規制の導入)、④比例代表制から小選挙区制への選挙制度の変更と議会選挙に対する主要野党の立ち位置の変化、⑤「国民対話」・「小委員会」・「国民合意」という与野党間の協力の試み、⑥単一政党優位後の軍部の暫定政権の樹立、⑦単一政党優位が確立した状況と単一政党優位が崩壊した後の状況における政党間の協力の違い、⑧暫定政権以後の単一政党優位の失敗 (自由公正党) と新たな与党勢力構築の試み (スィーサー大統領支持派)、などである。

本章の冒頭でも示したように、そもそも国民民主党が単一政党優位を確立できたのはなぜか。国民民主党が議会で圧倒的な優位を占めつつ、それでも (一部の) 野党に協力を求めたのはなぜか。野党勢力の中でムスリム同胞団と世俗野党は、政治改革要求では協調しつつも、なぜ議会選挙に限って戦略的な協力を避ける傾向にあったのか。このような問いに答えるにあたって、本稿は、エジプト第一共和政を含む権威主義体制の広範な事例群から政治制度の因果効果を推定するとともに、その政治制度の働きに関する因果メカニズムをエジプト第一共和政の因果過程観察によって追跡する⁷。因果効果と因果メカニズムの両面から検証を進めることで比較政治学全般の理論的知見とエジプト一国研究の

⁷ そのため、本稿は、方法論上、統計分析に基づく定量的手法と、比較歴史分析に基づく定性的手法を組み合わせた多重手法的研究 (multi-method research) に依拠する (Lieberman 2005; Goertz and Mahoney 2012)。

表 1.2 第一共和政以降のエジプト

第一共和政（1952年7月23日～2011年2月11日）	
1952年7月23日	自由将校団によるクーデター、エジプト第一共和政樹立
1953年1月	政党活動を禁止（17日）、解放戦線を結成（24日）
6月18日	共和国宣言、ムハンマド・ナギーブが大統領に就任
1954年11月14日	ナギーブ大統領の解任、ガマル・アブドゥ＝ナセルが革命指導評議会議長に就任
1956年6月23日	大統領選出・新憲法に関する国民投票、ナセルが大統領に就任し、1956年憲法によって解放戦線は国民連合へと改組
1962年6月30日	国民憲章を採択、国民連合はアラブ社会主義連合へと改組
1969年12月20日	アンワル・サーダートが副大統領に就任
1970年9月28日	ナセル大統領、死去。サーダート副大統領が大統領に就任
1971年5月14日	アリー・サブリーなど、アラブ社会主義連合幹部を逮捕・追放（修正革命）
9月12日	エジプト・アラブ共和国憲法（1971年憲法）を公布
10月27日	人民議会選挙（～11月3日）（制度的一党制）
1976年3月29日	アラブ社会主義連合内に3つの「演壇」を設置
10月28日	人民議会選挙（～11月4日）（小選挙区制）
11月11日	複数政党制導入
1977年5月	政党法（1977年法律第40号）制定
1978年9月1日	アラブ社会主義連合を改組し、国民民主党を結成
1979年6月7日	人民議会選挙（～6月14日）（小選挙区制）
1981年10月6日	サーダート大統領、暗殺。ムバーラク副大統領が大統領に就任（10月14日）
10月	国政運営に関する「国民対話」を開催（～1983年12月）
1984年5月27日	人民議会選挙（比例代表制）
1987年4月6日	人民議会選挙（～4月13日）（混合制）
1990年11月29日	人民議会選挙（～12月6日）（小選挙区制）
1994年10月	国政運営に関する「国民対話」を開催

第1章 序論

- 1995年11月29日 人民議会選挙（～12月6日）（小選挙区制）
- 2000年10月18日 人民議会選挙（～11月8日）（小選挙区制）
- 2003年9月 国民民主党・第1回年次大会、「国民対話」構想を発表
- 2004年8月 主要野党を中心とした全国改革同盟、結成
- 2005年1月31日 政治制度改革に関する「国民対話」を開催（～6月）
- 9月7日 大統領選挙、現職のムバーラク大統領が当選
- 10月 主要野党が選挙前連合として変革統一国民戦線を結成
- 11月15日 人民議会選挙（～12月7日）（小選挙区制）
- 2007年3月3日 人民議会・立法憲法委員会に憲法修正に関する「小委員会」を設置
- 3月26日 憲法修正案、国民投票の賛成多数によって成立
- 2010年2月 モハメド・エルバラダイが国民改革協会（NAC）を結成
- 11月29日 人民議会選挙（～12月5日）（小選挙区制）
- 2011年1月 主要野党、ムスリム同胞団、NACが連合組織・民議院の結成に着手
- 2月11日 抗議運動の高まりを経て、ムバーラク政権、崩壊

第一暫定政権期（2011年2月11日～2012年6月30日）

- 2011年2月13日 軍最高評議会、憲法に関するコミュニケ No.5を発令
- 3月23日 国民投票の賛成多数を受けて、憲法宣言（2011年暫定憲法）を施行
- 3月30日 国政運営に関する「国民対話」会合（～5月）
- 5月21日 新憲法の基本原則に関する「国民合意」会合（～7月）
- 6月6日 自由公正党が政党として認可を受ける
- 6月14日 自由公正党を中心としたエジプト民主同盟、結成
- 8月15日 社会民主党を中心としたエジプト・ブロック、結成
- 11月28日 人民議会選挙（～2012年1月11日）（混合制）
- 2012年1月29日 諮問評議会選挙（～2月）
- 4月10日 最高行政裁判所が制憲議会の休会を決定
- 5月23日 大統領選挙（～6月16日）
- 6月17日 軍最高評議会、暫定憲法の補遺を発令
- 6月30日 ムハンマド・ムルシー、大統領に就任
-

第二共和政（2012年6月30日～2013年7月3日）

- 2012年8月12日 ムルスィー大統領、大統領権限の増大を定めた憲法宣言を発令
- 11月22日 ムルスィー大統領、憲法宣言を発令
- 11月24日 エルバラダイを中心に世俗派・リベラル派が救国戦線を結成
- 11月30日 制憲議会、新憲法案を可決成立
- 12月6日 ムルスィー大統領が国民対話を打診、救国戦線はその打診を拒否
- 12月8日 ムルスィー大統領、11月の憲法宣言の破棄を定めた憲法宣言を発令
- 12月14日 新憲法に関する国民投票（～12月15日）、2012年憲法を施行
- 2013年2月10日 自由公正党を初めとする大統領支持派が国民良心戦線を結成
- 4月28日 キファーヤの分派がムルスィー大統領に対する抗議運動としてタマツルドを結成
- 6月30日 エジプト全土で数百万人規模の抗議運動が発生
- 7月1日 SCAF 政治的混乱の事態打開に向けて48時間の最後通牒を宣言
- 7月3日 軍部のクーデターによってムルスィー大統領、失脚

第二暫定政権期（2013年7月3日～2014年6月8日）

- 2013年7月4日 アドリー・マンスール、暫定大統領に就任
- 7月8日 暫定政権、憲法宣言（2013年暫定憲法）を発令
- 7月16日 ハゼム・ベブラーウィー、首相に就任
- 2014年1月14日 新憲法に関する国民投票（～1月15日）、賛成多数を受けて2014年憲法を施行
- 3月1日 イブラヒーム・マフラブ、首相に就任
- 5月26日 大統領選挙（～5月28日）
- 6月8日 アブドゥル・ファッターフ・スィーシィー、大統領に就任

第三共和政（2014年6月8日～）

- 6月15日 立法改革委員会を設置（2014年大統領令第187号）

（注）主要なエジプト一国研究に基づき、筆者作成。さらに詳細な年表は巻末付録を参照。

第1章 序論

微細な洞察の両方に貢献できるのである。

しかし、エジプト第一共和政の政治史は政治体制研究と政党研究に対して理論的に大きく貢献しうる事例でありながら、エジプト一国研究の分野では必ずしもその意義は認識されず、理論的知見を提示しようとする研究は非常に限られていた。総じて、エジプト一国研究は、政治・経済・社会全般に関する記述に重点を置くことが多く、政党政治が取り上げられたとしても、それは因果的議論が展開されるというより歴代政権の概説の一部として記述されるに過ぎなかった⁸。

とりわけ、エジプト政治研究は、軍（鈴木 2012b）、ムスリム同胞団（Wickham 2002; 2013; al-Awadi 2004; 横田 2006）、職能組合（Bianchi 1989）、労働運動（Posus-ney 1997; 横田・ダルウィッシュ 2012; 金谷 2012）、NGO（Abdelrahman 2004）、民主化運動（Oweidat et al. 2008; el-Mahdi 2009）、学生運動（Abdalla 1985/2008）、裁判官（Bearnard-Maugiron 2008）など、個別の政治アクターの振る舞いに焦点を絞ることが多く、政党を二義的にしか扱わないばかりか、政党政治に表れるそれらのアクター間の相互作用を因果的議論として提示する試みもほとんど見られなかった。この傾向は「アラブの春」前後の時期を扱った近年の研究（e.g. Amin 2013; 長沢 2012; 伊能・土屋 2012; 鈴木 2013）も同様である⁹。また、政治制度に重点を置く研究（Kassem 1999; el-Mikawy 1999）も、制度の規定を詳細に論じることが中心であるため、政治アクターがその制度をどのような選好に基づいて設計・変更したのか、その制度は実際にどのような効果を示したのか、という点は必ずしも体系的には論じられない傾向にある。

もちろん、個々の政党や選挙に焦点を絞った研究も存在するが、そうした研究でさえ必ずしも明示的な仮説を立てず、権威主義体制下の政党システムに関する因果的議論を提示しない。しかし、そのような中でも、エジプトの政党政

⁸ 歴代政権を扱った概説書としては主に次の文献が挙げられる。ナセル政権を論じたものとしては、Abdel-Malek (1968), Dekmejian (1971), Beattie (1994), 山根 (1986)、サーダート政権までの期間を論じたものとしては、Baker (1978), Waterbury (1978; 1983), Cooper (1982), Hinnebusch (1985), Beattie (2000)、ムバーラク政権までの期間を論じたものとしては、Springborg (1989), Baker (1990), Vatikiotis (1991), Zaki (1995), Ibrahim (1996/2002), Kienle (2000), Fahmy (2002), Kassem (2004a), Amin (2011)、伊能 (1993) を参照。

⁹ この点、Korany and el-Mahdi (2012)は、ムバーラク政権の崩壊に関して、エジプト一国研究としては例外的に比較可能な議論を提示する。同書については第7章の暫定政権期の政党政治に関する議論の中で改めて取り上げる。

治に関して、近年特に重要な研究が2つある。第一に、野党勢力間の関係性に着目したディナ・シェハタの研究（Shehata 2010）である。彼女はムスリム同胞団と世俗政党のイデオロギーの違いと動員力の非対称性によって野党勢力間の協力が妨げられるとし、その結果として国民民主党の優位が維持され、権威主義体制が安定しうると論じた。これに対して、第二に、与野党間の関係性に着目したりサ・ブレイデスの研究（Blaydes 2011）である。彼女は議会選挙が議員特権（とそれに伴う利益誘導へのアクセス）をめぐる各党の公認候補と無所属候補の争いの場として機能していることを重視し、国民民主党は公認候補が敗れても与党志向の無所属当選者の追加公認によって政治的優位を維持できるため、結果的に権威主義体制は存続しうると論じた。これは公共資源の政治利用に着目したグリーンの議論（Greene 2007; 2010）とも通底する視点である。

本稿では、エジプトの政党政治に関してこの2つの優れた一国研究に依拠しつつも、野党間・与野党間の関係性について両者の立場の総合を試みる。とりわけ、エジプト第一共和政以降の政党政治を世界中の権威主義体制の事例群の中に位置付け、政党間の利害対立が政治制度によっていかに調整（緩和・助長）されるのかという理論的観点から、より一般的な議論を提示する。

3. 各章の構成

本稿は、権威主義体制下の単一政党優位に関する前述の一連の問いに答えながら、第一共和政以降のエジプトの政党政治を再解釈・再構成する。とりわけ、従来の中東地域研究やエジプト一国研究が事例の細部の詳述のみに特化し、その理論的な意義や貢献に無自覚になりがちであったのに対して、本稿では比較政治学における理論的・方法論的な位置付けを明示し、他事例との比較可能な議論、ひいては客観的に反証可能な議論を提示する。

表 1.3 は権威主義体制下の単一政党優位という大枠の主題の下で構成される各章の論点と分析対象の一覧である。各章とも前半で先行研究の整理と理論的枠組みを提示し、後半で特定の分析手法に基づく分析を行なう。特に、第3章・

第1章 序論

表 1.3 本稿の分析対象と各章の構成

章立て	論点	分析対象	
		政治制度	事例
第2章	単一政党優位の領域	政治体制と政党システムの関係性	158ヶ国 [体制分類]
第3章	単一政党優位の確立・非確立	制度的単一制、与党の利害調整機能と民衆動員機能	権威主義体制全般 エジプト (1952～2000年) [比較歴史分析]
第4章	体制変動・民主化	与党勢力内の競合性	158ヶ国 [統計分析]
第5章	与野党間の合意形成	特設の合意形成の場	エジプト (2000～2007年) イエメン (2007～2010年) [事例分析]
第6章	野党間の選挙前連合	野党勢力内の競合性、選挙制度、執政制度	56ヶ国 エジプト (2005、2008～2010年) [統計分析・事例分析]
第7章	単一政党優位崩壊後の暫定政権	新憲法起草に関する協議の場	エジプト (2011～2012年) [事例分析]
第8章	新たな単一政党優位の確立?	第3章～第7章の理論的知見の応用	エジプト (2012～2015年) [事例分析]

(注) 筆者作成。[] 内は分析アプローチを指す。

第5章・第6章・第7章・第8章で取り上げるエジプト第一共和政（とその前後の時期の政党政治）の事例分析は主に時系列順に配置されるよう工夫を施した。そのため、（理論的知見の提示よりエジプトの国内政治の細部に関心のある読者のために）その各章の後半部分だけを読み進めれば、エジプトの政党史の展開として読むことができる。また、第3章・第4章・第6章の章末に掲載した補論は、それぞれ方法論の補足、統計分析の追加的検証、事例の追加情報であるため、そのような議論に関心のある読者以外は（特に第3章の補論は）読み飛ばしても差し支えない。各章の要約は以下の通りである。

第2章では、本稿の議論全体の前提として、単一政党優位が論理的に生じうる事例群（領域）を設定し、政治体制の時代的趨勢と理論的系譜を追い、権威主義体制下の単一政党優位の事例群を提示する。Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)のデータセット（1946年～2008年）に基づくと、政治体制の時代的趨勢に関して3つの傾向を見出すことができる。すなわち、①政治体制全般の事例群の中では権威主義体制は減少傾向にあるが、1980年代後半以降、②権威主義

体制の事例群の中で少なくとも実質的に複数政党制を認める事例が増大傾向にあり、さらに、③その事例群の大部分に単一政党優位が見られる、という傾向である。こうした時代的趨勢に合わせて発展した政治体制研究の理論的系譜を辿る。最後に、優位政党の様々な定義と操作化を整理し、最小限主義的定義に基づいた権威主義体制下の単一政党優位の見取り図を提示する。

第3章では、権威主義体制における単一政党優位の確立過程を論じる。ここで取り上げるのは「複数政党選挙を実施する権威主義体制の中で単一政党優位が確立した事例と単一政党優位が確立しなかった事例があるのはなぜか」という問いである。筆者はこの問いを説明するために、複数政党制導入前の支持基盤の構築と複数政党制導入後の「優位の好循環」に着目する。与党勢力が複数政党制導入前に支配エリートの利害調整機能と民衆の動員機能を発達させ、自らに有利なタイミングで制度変更できたかどうかは、複数政党制導入後初めての議会選挙の帰趨を大きく分ける。与党がその2つの機能を備えていれば、その議会選挙で大多数の議席を獲得しやすくなる。こうした政治的優位は公共資源の政治利用（すなわち、経済的優位）を容易にし、その結果、体制は長期的に存続しやすくなる。この仮説は、短期の重大局面と長期の経路依存（自己強化過程）という歴史的制度論・比較歴史分析の枠組みに基づくものであり、前述のブラウンリー、グリーン、テンブルマンの三者の議論（Brownlee 2007; Greene 2007; 2010; Templeman 2012）を総合したものである。とりわけ、権威主義体制の長期的分岐の経路として、当初から複数政党制を導入した場合と途中から制度的単一政党制から切り替えた場合という2つの文脈を想定し、それぞれ、①優位政党化（単一政党優位の確立）と、②不安定化（単一政党優位の非確立）という2つの経路を提示する。各経路に該当する事例を概観し、制度的単一政党制から複数政党制へと切り替えた場合の「成功例」としてエジプト第一共和政の政党政治（1952～2000年）を論じていく。

第4章では、単一政党優位が体制変動に与える効果を論じる。ここで取り上げるのは「単一政党優位が確立した事例は単一政党優位が確立していない事例と比べてどの程度体制変動しにくいのか、そしてどの程度民主化しにくいのか」という問いである。筆者はこの問いを説明するために単一政党優位を4つの側面（与野党間の競合性、与党勢力内の競合性、支配エリートの組織的基盤、政

第1章 序論

権の長期性)に分け、それぞれの側面が体制変動に与える因果効果を統計分析によって検証する。その結果、権威主義体制は、①与党勢力全体の議席占有率が高いとき、②与党勢力の中で1つの政党が優位を占めているとき、③文民が執政代表者を務めているとき、④政権を長く維持しているときに民主化しにくい、ということを明らかにする。

第5章では、単一政党優位が確立した状況における与野党間の合意形成の効果を論じる。ここで取り上げるのは「議会で圧倒的優位を占めている与党勢力がその常設の審議の場と並んで特設の合意形成の場を設置し、野党勢力(の少なくとも一部)の参加を求めるのはなぜか」という問いである。筆者はこの問いを説明するため、与党勢力が議会という常設の審議の場ではなくわざわざ特設の合意形成の場を設置する動機と、その協議の参加者と設置期間の違い、すなわち、制度設計の違いによって政党政治に異なる効果が生じうることに着目する。参加者の規模が小さいほど、野党勢力の分断(分割統治)としての機能が強く働き、規模が大きいほど、その機能は弱くなる。また、設置期間が短いほど、与党勢力の当初の目的通りの効果を発揮しやすく、設置期間が長くなるほど、与党勢力の目的とは異なる効果が生じやすくなる。この章では、この2つの側面の組み合わせの違いの実例として、エジプトの政治制度改革関連法に関する「国民対話」(2005年)、憲法修正に関する立法憲法委員会の「小委員会」(2007年)、そして、イエメンの選挙法修正に関する「国民対話」(2007~2010年)のそれぞれの政治過程を取り上げる。

第6章では、単一政党優位が確立した状況における野党勢力の選挙前連合の形成を論じる。ここで取り上げるのは「与党勢力が圧倒的優位を占めている状況で野党勢力はどのような条件下で選挙前連合の形成に意欲を示すのか」という問いである。筆者はこの問いを説明するため、与野党間の競合性、野党勢力内の競合性、選挙制度、執政制度という4つの変数に着目し、それぞれの変数が選挙前連合の形成に与える因果効果を統計分析によって検証する。その結果、野党第一党は、①野党勢力全体の議席占有率が高いとき、または、②同じような規模の野党が多いときには議会選挙で選挙前連合を形成しやすいが、③野党勢力全体の議席占有率が高く、かつ、同じような規模の野党が多いとき、④選挙制度で小選挙区制が採用されているとき、⑤執政制度で大統領制が採用され

ているときに選挙前連合を形成しにくい、ということを示す。また、この議論の因果メカニズムを追跡するため、エジプトの2005年と2010年の人民議会選挙を取り上げる。重要なのは、小選挙区制・大統領制の場合、選挙前連合を形成することは与党勢力との直接対決の矢面に立つことを意味するため、野党第一党は他の制度配置と比べて選挙前連合の主導を避ける傾向にあるということである。

第7章では、単一政党優位崩壊後の政党システムの変化を論じる。ここで取り上げるのは「単一政党優位の崩壊後、新体制をめぐる旧体制の支配者と主要野党との角逐はどのような政党システムを形作るのか」という問いである。筆者はこの問いを説明するため、暫定政権という特異な状況における旧体制の支配者と主要野党の双方の（一見すると）自制的な行動に着目する。旧体制の支配者は、暫定統治の正統化と既得権益の維持を図るため、各党に対して政策協議の提案という（一見すると）中立的な行動を取りやすい。それに対して、主要野党は、次期与党の最有力候補として穏便かつ着実な権力の最大化を図るため、各党に対して包括的な利害調整という（一見すると）協調的な行動を取りやすい。その結果、単一政党優位の崩壊後に生まれた様々な政党は、この両陣営の綱引きを受けてどちらかの陣営へと凝集しやすくなり、多極化でも一極化でもなく政党間の分極化が生じうる。この一連のメカニズムを論証するため、第一暫定政権期のエジプトの事例を取り上げる。

第8章では、本稿の結論として、各章の議論の整理と今後の研究の方向性を提示する。特に、各章の知見を活かし、2012年以降の第二共和政において、ムルシー大統領を擁する自由公正党政権が国民民主党と違って単一政党優位を確立できなかったのはなぜか（そして、2014年以降の第三共和政において、スィーサー大統領は第一共和政のような単一政党優位を確立しうるのか）という点に若干の考察を加え、本稿の議論を締め括る。

最後に、巻末付録として、政治体制・支配連合に関するデータ・操作化の基準と政治体制一覧、独立変数・従属変数・制御変数（第4章と第6章）の操作化の基準とデータの記述統計、各章のエジプトの事例研究で扱う歴代憲法・法律・政治文書、そして、第一共和政以降のエジプトの主要政党の変遷と年表を収録した。

第2章

単一政党優位の領域と理論的系譜

——非民主主義体制の全体像と多様性を把握する——

政治体制は多様性に満ち溢れている。政治体制の違い、すなわち、国政の統治に関わる取り決め（政治制度）の違いは、そのまま政党政治や政権のあり方の違いとして表れる。

比較政治学の古典的・代表的な制度論的研究（Lijphart 2012）も詳しく論じるように、競争と参加が十分に認められている民主主義諸国は、執政制度や選挙制度を始めとした様々な政治制度の設計とその組み合わせの違いによって政党政治に多種多様な形が表れる。例えば、民主主義諸国の政党政治は、多数決型と合意型の制度配置の違いによって大きく分けられると考えられている¹。多数決型の制度配置においては、英国の保守党（Conservative Party）と労働党（Labour Party）、米国の共和党（Republican Party）と民主党（Democratic Party）のように、2つの主要政党が存在し、その両党が交替で単独政権を形成するという状況を想起できる。対して、合意型の制度配置においては、スイスやベルギーなど、いわゆる「多極共存型民主主義」（consociational democracy）の事例に見られるように、社会的（民族的・宗教的・言語的）に異なる支持基盤に基づく同等規模の政党が複数存在し、その複数の政党が連立政権を形成するという状況を想起できる。さらに、多数決型と合意型の典型的事例以外にも、非公式の支持を議会から取り付けた単独少数政権もあれば、過大規模連合の連立政権もある。このような民主主義諸国（とその政党政治）の多様性は一貫して比較政治

¹ Lijphart (2012)は、民主主義諸国における多数決型と合意型の制度配置を区別する制度的基準として次の10の次元を重視する。すなわち、①政権の構成（単独政権か連立政権か）、②執政府・立法府関係（集中か均衡か）、③政党システム（二党制か多党制か）、④選挙制度（相対多数制か比例代表制か）、⑤利益媒介システム（競争的か協調的か）、⑥地方制度（単元制か連邦制か）、⑦立法制度（一院制か二院制か）、⑧憲法の修正可能性（軟性憲法か硬性憲法か）、⑨司法制度（違憲立法審査権があるか否か）、⑩銀行制度（中央銀行が政府から独立しているか否か）、である。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

学の主要な論点であり続けている。

これに対して、競争と参加の一方や両方に不備を抱える非民主主義諸国は、執政制度や選挙制度の違いだけでなく、政党制度や支配エリートの組織的基盤にも違いがあるため、政党政治の多様性の幅はさらに広がる。例えば、軍政の中には、20世紀中頃のラテンアメリカ諸国の多くに見られたように、議会を一時的に停止し、政党政治を実質的に禁じた事例もあれば、マダガスカルのマダガスカル革命戦線（*Avant-garde de la Révolution Malgache*）のように広範な与党連合を形成する事例もある。君主政の中には、サウジアラビアやスワジランドのように政党政治を制度的に認めない事例もあれば、モロッコやネパールのように政党活動を認める事例もある（のに加え、連立政権もあれば、単独政権もある）。そして、文民共和政の中には、1990年代以前の旧共産圏諸国の多くに見られたように、制度的に一党制を敷く事例もあれば、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国に見られるように、独立から一貫して同一の与党勢力が政権を担っている事例もある。いみじくもミラン・スヴォリックが評したように、「民主制〔民主主義体制〕はいずれも似通っているが、独裁制〔権威主義体制〕はそれぞれ異なっている」（Svolik 2012: 20）のである。

単一政党優位（*single-party dominance*）、すなわち、単一の与党が少なくとも連立与党の中心として長期間に渡って全国レベルの執政府を支配するという状態は、このような多種多様な政治体制の一部を領域として出現しうる現象である。論理上、全ての事例群に生じうるのではなく、あくまで一部の事例群にのみ生じうる。そのため、権威主義体制下の単一政党優位の起点から終点までの一連の過程について厳密な因果的議論を展開するには、その議論の前提として、政治体制という枠組みの中に単一政党優位の領域を厳密に指定する必要がある。本章では、政治体制研究の観点から単一政党優位の領域を設定し、その時代的趨勢と理論的系譜を論じる。

まず、第1節では、主要な体制分類アプローチを概説し、本稿が採用する政治体制の分類枠組みを敷衍する。そこから政治体制と政党制度の関係において単一政党優位が論理的に生じうる事例群を割り出す。次に、第2節では、その事例群の実際の時代的趨勢を追い、その趨勢に合わせて発展した政治体制研究の理論的系譜を辿る。最後に、第3節では、優位政党、覇権政党、優位政党シ

システム、覇権型権威主義体制など（様々な分析レベルから）様々な用語によって論じられた単一政党優位の操作化の基準を整理し、新たに広義の判断基準に基づいた権威主義体制下の単一政党優位の見取り図を提示する。

1. 政治体制の分類枠組みと政党制度の捉え方

政治体制研究者は、これまで様々な目的のため、様々な判断基準に基づき、様々な分類枠組みを提唱してきた。表 2.1 は、近年の主要な分類枠組みの一覧である²。従来の体制分類の試みは、少なくとも 10 の立場（学派）に分けることができる（cf. Munck and Verkuilen 2002）。すなわち、(1) 権威主義体制という概念を一般的に広めたファン・リンズの古典的研究（Linz 1975/2000; Linz and Stepan 1996; Chehabi and Linz 1998）、(2) 政治参加と執政制度の働き方の違いに着目したテッド・ガーの研究と、その分類枠組みを発展させた Polity IV Project（Gurr 1974; Jagers and Gurr 1995）、(3) 民主制の二値的・最小限主義的定義に基づくアダム・プシェヴォルスキーたちの先駆的研究と、その分類枠組みを踏襲し、民主制・独裁制の下位類型を発展させたジョゼ・アントニオ・チェイブたち（Alvarez et al. 1996; Przeworski et al. 2000; Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010）、(4) 権威主義体制の制度分析の嚆矢として支配エリートの組織的基盤の違いに着目したバーバラ・ゲディスの研究とその更新版（Geddes 1999; Brownlee 2007; 2009; Geddes, Wright, and Frantz 2014）、(5) 権威主義体制の下位類型の体系化を試みたアクセル・ハデニウスとジャン・テオレルの研究とその更新版（Hadenius and Teorell 2007; Wahman, Teorell, and Hadenius 2013）、(6) 民主主義体制下の選挙制度に焦点を絞ったマット・ゴルダールの研究とその更新版（Golder 2005; Borman and Golder 2013）、(7) ゲディス派とプシェヴォル

² 表 2.1 では、権威主義体制 (authoritarian regime)、独裁制 (dictatorship)、専制 (autocracy)、非民主主義体制 (undemocratic regime) という用語が混在しているが、本稿ではこれらの用語を同義的・互換的に扱う。「民主主義と権威主義を対置し、権威主義と非民主主義を同義と見なす」という二値的立場の概念的意義は本節の後段を参照。また、先行研究の分類枠組みに言及する際は、それぞれの枠組みの語感に合わせて表記し、「権威主義体制」と「民主主義体制」を対置し、「独裁制」・「専制」と「民主制」を対置する。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

スキー派の折衷的立場を採用するベアトリス・マガローニの研究 (Magaloni and Kricheli 2010; Magaloni, Chu, and Min 2013)、(8) 既存の分類枠組みに見られる下位類型の位置付けを批判し、政治体制の個々の構成要素を下位類型ではなく概念的次元として捉え直したスヴォリックの研究 (Svolik 2012)、(9) 民主主義の包括的なデータセットの構築を試みたカーレス・ボイシュたちの研究 (Boix et al. 2013)、(10) 国内の様々な領域における競合性の高さに着目し、民主主義体制と権威主義体制の中間範疇または権威主義体制の下位類型を新たに提示した一連の選挙権威主義の研究 (Carothers 2002; Diamond 2002; Schedler 2002; 2006; 2013; Levitsky and Way 2002; 2010b; Ottaway 2003)、である。

とりわけ、近年の体制分類アプローチは、特徴描写の精緻化ではなく分析的有用性の向上に重点を置く。そのため、分類枠組み全体に関しては、複数の構成要素の組み合わせに基づく冗長な定義ではなく、特定の政治制度や手続きに焦点を絞った最小限主義的定義を採用する傾向にある。また、特定の政治体制（特に権威主義体制）内の属性に関しては、新たな体制類型の追加や下位類型の並置で対処するのではなく、複数の概念的次元とその組み合わせの違いに着目する傾向にある。本節では、このような政治体制の分類枠組みをめぐるアプローチの違いを整理し、権威主義体制下の政党政治を分析するときの有用性という点から本稿が採用する分類枠組み (Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)の分類枠組みのデータと Svolik (2012)の個別属性と支配連合の考え方の併用) の利点を説明し、単一政党優位が論理的に生じうる事例群を割り出す。

(1) 民主主義体制

比較政治学上、政治体制の分類枠組みとその判断基準の元祖は、ロバート・ダールが提唱したポリアーキー (polyarchy; 多頭制) の概念に遡ることができる。ポリアーキーは、理念・理想としての「民主政」ではなく実際に存在する「民主制」を計測するために提唱された概念である³。主に重視されるのは、

³ この点、政治思想上、理念としての政治体制 (政体) の分類枠組みの元祖は、アリストテレスの古典的枠組みまで遡ることができる。その枠組みは、①善政か悪政か、②統治者が1人か少数か多数か、という2つの次元の組み合わせによって、政体を6つの類型 (僭主政・君主政・寡頭政・貴族政・民主政・国政) に分類する (アリストテレス 1961)。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

表 2.1 政治体制の分類枠組み一覧

	時期的範囲	判断基準	類型・下位類型
【リンス】 Linz (1975/2000)	指定なし	①多元性、 ②イデオロギー、 ③動員、 ④指導者層	民主主義・権威主義・全体主義
Linz and Stepan (1996)			上記3類型に加え、ポスト全体主義とスルタン主義を導入
Chehabi and Linz (1998)			スルタン主義を精緻化
【Polity】 Gurr (1974)	1800年～1971年	①執政府への加入の開放性、②執政府の長への制約、③政治参加、④政府の統制範囲、⑤政府構造	民主制・専制・無秩序体制
Jagers and Gurr (1995), Polity IV Project (1998 / 2014), Marshall, Gurr, and Jagers (2014)	1800年～2013年	①執政府への加入の競合性と②開放性、③執政府の長への制約、④政治参加の競合性と⑤制約	民主制・専制（連続値）
【プシェヴォルスキー派】 Alvarez et al. (1996), Przeworski et al. (2000)	1950年～1990年	①執政府の長の選挙、②議会選挙、③複数の政党の存在と現職者の権力濫用の有無、④政権交替の有無	民主制・独裁制（二値）
Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)	1946年～2008年	①執政府の長の選挙、②議会選挙、③選出議会、④複数政党制、⑤複数の政党の実質的存在、⑥与党連合以外の政党の存在、⑦院内野党の存在、⑧現職者の権力濫用の有無、⑨政権交替の有無	民主制（議院内閣制、半大統領制、大統領制）、 独裁制（軍政、君主政、文民共和政）（二値）
【ゲディス派】 Geddes (1999)	1946年～1996年	非合法手段による権力獲得の有無	権威主義（軍部型、一党型、個人型とそれらの混合型）
Brownlee (2007; 2009)	1975年～2004年		上記3類型とそれらの混合型に加え、君主型を導入
Geddes, Wright, and Frantz (2014)	1946年～2010年	一定以上の国民が参加した比較的競合的な直接選挙・間接選挙以外での権力獲得	権威主義（軍部型、政党型、個人型とそれらの混合型、君主型、寡頭型、間接軍部型）
【ハデニウス派】 Hadenius and Teorell (2007)	1972年～2003年	Freedom HouseとPolityの値の標準化（7.5）	民主主義・権威主義（君主型、軍部型、無党型、一党型、限定複数政党型（非優位型・優位型）とそれらの混合型、神権型、移行型、占領型）
Wahman, Teorell, and Hadenius (2013)	1972年～2010年	Freedom HouseとPolityの値の標準化（7.0）	民主主義・権威主義（君主型、軍部型、無党型、一党型、複数政党型とそれらの混合型）

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

	時期的範囲	判断基準	類型・下位類型
【ゴルダ派】 Golder (2005)	1946年～2000年	①競合的な選挙による統治者の選出、②選挙制度	民主主義（多数決型、比例型、重層型、混合型）
Bormann and Golder (2013)	1946年～2011年		
【マガローニ派】 Magaloni and Kricheli (2010)	1950年～2006年	①文民政権が政策決定の主体、②政治指導者による複数の競合的な政党の形成とその政党に基づく政権運営、③執政府の制度的制約、④自由で公平で競合的な選挙による政治的指導者の選出	民主制・専制（君主型、軍部型、単一政党型、優位政党型）・無秩序体制
Magaloni, Chu, and Min (2013)	1950年～2012年		
【スヴォリック】 Svolik (2012)	1946年～2008年	体制全体に関して、自由で競合的な選挙による立法府と執政府の選出；独裁制の次元に関して、①軍部の政治関与、②政党への制約、③立法府の選出、④執政府の選出	民主制・独裁制（二値）
【ボイシュ派】 Boix et al. (2013)	1800年～2007年	①執政府の直接的・間接的選出、②自由で公平な選挙による立法府の選出、③成人男性の過半数の参政権	民主制・独裁制（二値）
【選挙権威主義学派】 Carothers (2002)	指定なし	①選挙の定期実施、②限定的な政治参加、③役人の法の侵害、④国家制度の弱さ	中間的範疇としてのグレーゾーン（無気力多元政治・優位勢力政治）
Diamond (2002)	指定なし	選挙民主主義と選挙権威主義の区別の基準として、選挙の自由・公平性・包括性・有意性	民主主義（自由型・選挙型）・中間的範疇としてのハイブリッド・レジーム（選挙権威主義、競合型と覇権型）・完全閉鎖権威主義
Schedler (2002; 2006; 2013)	1980年～2002年	体制全体に関して、①Freedom Houseの値、②複数政党選挙の有無、③普通選挙権、④国内外の主権	民主主義・権威主義（下位類型として選挙権威主義、競合型・覇権型）
Levitsky and Way (2002; 2010b)	1990年～1995年	体制全体に関して、①普通選挙権、②基礎的な市民的自由、③選出公職者の自律性、下位類型に関して、①複数政党制、②選挙の非公平性、③市民的自由の侵害	民主主義・権威主義（下位類型として競合型）
Ottaway (2003)	指定なし	民主主義的制度の形式的導入と実質的侵害	半権威主義

（注）筆者作成。二重線は各学派の区別を表す。

公的異議申し立て（競争）と包括性（参加）という2つの側面であり、政治参加が広く認められ、かつ、複数の政治勢力間の競争が認められるほど、ポリアーキーに近いと見なされる。加えて、ダールは、このようなポリアーキーの成立には次の7つの制度的（手続的）条件が必要であると考えた。すなわち、①選挙で選ばれた公職者が憲法上、政策の意思決定権を持つ、②公職者は定期的に実施される自由で公平な選挙によって選出される、③実質的に全ての成人が選挙権を持つ、④ほぼ全ての成人が被選挙権を持つ、⑤市民が表現の権利を持ち、政権への抗議や異議申し立てが保障されている、⑥市民が情報へのアクセスの権利を持ち、情報が政権に独占されていない、⑦市民が政党や利益集団などの独立した政治団体を結成・参加する権利を持つ、という諸条件である（Dahl 1991 [邦訳 2012: 149-154] ; cf. Dahl 1971; 1989; Schumpeter 1950）⁴。このポリアーキーの成立条件は、前掲表 2.1 の主要な分類枠組みにおいて一様に民主主義体制の判断基準として用いられる。

しかし、そのような基本的な共通点はあっても、政治体制の概念的位置付けは研究者によって様々である。特に、それぞれの分類枠組みの立場は、①民主主義体制を最小限主義的に捉えるか否か、②民主主義体制と非民主主義体制の線引きを二値的に捉えるか否か、という2つの次元をめぐって大きく異なる⁵。

第一に、民主主義体制自体の捉え方は、最小限主義を採用するか否かによって大きく異なる。最小限主義（minimalism）とは、概念の形成と操作化に際して最低限必要とされる属性に絞って概念を定義するという立場である。具体的に言えば、ポリアーキーの成立条件として強調された政治制度に焦点を絞って民主主義体制を判別し、その判断基準に経済（経済発展）・社会（社会的平等）・文化（文化的心性）などに関する他の属性を含めないことを意味する。最小限

⁴ とはいえ、厳密に言えば、「競争と参加を認めるほど、ポリアーキーに近い」という対称的な線形関係と、「7つの制度的条件を備えなければ、ポリアーキーではない」という非対称的な集合関係では、ポリアーキーの概念の捉え方が大きく異なる。概念の対称性と非対称性の違いについては Goertz and Mahoney (2012: chap.5)を参照。

⁵ この2つの概念的次元を踏まえると、既存研究の体制分類アプローチは、①最小限主義・二値、②最小限主義・非二値、③非最小限主義・二値、④非最小限主義・非二値という4つの象限に分けられる。この4つの象限と表 2.1 に掲載した各々の分類枠組みとの関係はそれぞれ次のように整理できる。①に該当するのは、プシェヴォルスキー派、ゴルダー派、マガローニ派、スヴォリック、ボイシュ派、②に該当するのは、Polity IV Project、③に該当するのは、ゲディス派、ハデニウス派、④に該当するのは、リンス派、である。選挙権威主義学派の概念的立場は研究者ごとに異なるため、ここでは除外する。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

主義を採用した分類枠組みは、概念の抽象性が高く、他の要因との関係性を分析しやすいため、実証分析に活用しやすいという利点がある。それに対して、最小限主義を採用しない分類枠組みは、概念の具体性が高く、特定の事例の特徴を詳細に表現しやすいという利点がある⁶。体制分類アプローチは、系譜上、非最小限主義から最小限主義への転換を経験した。

まず、当初の研究は最小限主義に基づくものではなかった。とりわけ、リンズの分類枠組みは、ポリアーキーの競争の側面と関連する多元性という制度的条件に加え、動員、イデオロギー、指導者層という合計4つの判断基準から各々の政治体制の特徴を詳細に描写しようとした（Linz 1975/2000）。

これに対して、1990年代以降の研究は概ね、最小限の制度的（手続き的）条件に絞って民主主義体制の判別を試みた。例えば、Polity IV Projectは、民主制の判断基準として、①市民が指導者や政策の選択に関する選好を表明できる制度や手続きが揃っていること、②執政府の権力行使に対する制約が存在すること、③政治参加や日々の生活における市民的自由が保障されていること、を重視する（Marshall, Gurr, and Jaggers 2014: 14）。プシェヴォルスキー派は、民主制を「競争選挙の結果で政府の役職が決まる体制」（Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010: 69）⁷と簡潔に定義し、①執政府の長が国民による選挙か、国民による選挙で選ばれた組織によって選ばれること、②立法府が国民による選挙で選ばれること、③複数の政党が選挙で競合していること、④現職者が政権を獲得したのと同じ制度的取り決めの下で政権交替がすでに起こっていること、という4つの点を重視した（が、後述するように、政権交替の有無という判断基準は体制分類上の別の問題を招くことになった）。

プシェヴォルスキーたちの研究以降に提唱された分類枠組みも基本的にこの最小限主義の立場を踏襲する。民主制を判別するにあたって、スヴォリックは、①自由で競合的な議会選挙の存在、②自由で競合的な大統領選挙によって直接

⁶ 抽象性の梯子（ladder of abstraction）、すなわち、「概念の定義的属性が多いほど、具体性は高まるが、その概念に該当する事例数は少なくなる」という関係性については、Collier and Levitsky (1997)を参照。概念形成上、最小限主義と非最小限主義のどちらか一方が本質的に優れているということはなく、その両者の意義は研究者が実証分析と事例の特徴描写のどちらを重視するかによって異なる。

⁷ 特に、競争選挙は、①事前の不確実性（選挙結果が選挙前に知られていない）、②事後の不可逆性（選挙の勝者が実際に役職に就任する）、③反復性（①と②の基準を備えた選挙が定期的かつ既知の間隔で実施される）、という3つの特徴を備えていることが求められる。

的に選ばれる執政府か、議院内閣制の立法府によって間接的に選ばれる執政府、という2つの点 (Svolik 2012: 22) を重視し、マガローニ派は、①文民政権が政策立案の主体であること、②政治指導者による複数の競合的な政党の形成とその政党に基づく政権運営、③執政府の制度的制約、④自由で公平で競合的な選挙による政治指導者の選出、という4つの点 (Magaloni, Chu, and Min 2013: 6) を強調し、ボイシュ派は、①執政府が直接的・間接的に選出され、投票者か立法府の信任を受けること、②立法府が自由で公平な選挙で選出されること、③成人男性の過半数が参政権を有すること、という3つの点 (Boix et al. 2013: 1530) に依拠する。このように最小限主義を採用する研究者が多いのは、彼らが個別事例の詳細な特徴描写のためではなく、あくまで幅広い事例群を対象とした実証分析に役立たせるために政治体制のデータセットを構築しているからに他ならない⁸。

第二に、民主主義体制と非民主主義体制の線引きの捉え方は、二値か非二値かによって大きく異なる。これは政治体制の違いを異質なものとして捉えるか、それとも、同一軸線上のものとして捉えるかという立場の違いを意味する。二値 (dichotomy) に基づく分類枠組みは政治体制の違いを質的転換と見なす立場である。具体的に言えば、民主主義体制の定義に少しでも合致しない事例全てを非民主主義体制に分類するという立場である。これに対して、二値に基づかない分類枠組みには多値 (polytomy) と連続値 (continuum) という2つの立場がある。多値は質的に異なる複数の体制類型を並置することを意味し、連続値は政治体制の違いを同一軸線上の量的変化と見なすことを意味する。体制分類アプローチは、系譜上、非二値から二値への転換を経験した。

まず、当初の研究は二値に基づくものではなかった。とりわけ、リンスの分類枠組みは多値を採用し、前述のように、多元性、動員、イデオロギー、指導者層という4つの判断基準の観点から、権威主義体制、全体主義体制、スルタ

⁸ 加えて、民主主義体制という大枠に下位類型を含める分類枠組みもある。例えば、Diamond (2002)は、自由型 (自由民主主義) と、その減損型としての選挙型 (選挙民主主義) を区別する。また、Golder (2005), Bormann and Golder (2013)は、選挙制度の違い (多数決型、比例型、重層型、混合型) に着目し、Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)は、執政制度の違い (大統領制、半大統領制、議院内閣制) を取り上げる。とはいえ、選挙制度と執政制度は、概念上厳密に言えば、体制レベルの下位類型と見なすよりも、個別の政治制度レベルにおける相互排他的・集合網羅的な属性と見なしたほうが適切であろう (cf. Svolik 2012: chap.2)。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

ン主義体制、ポスト全体主義体制という4つの体制類型を非民主主義体制として並置した (Linz 1975/2000; Linz and Stepan 1996; Chehabi and Linz 1998) (各体制類型の詳細は次項を参照)。この分類枠組みが初めて提唱された当時、権威主義体制は、民主主義体制にも全体主義体制にも当てはまらない事例群を分類するための残余範疇として扱われていた。同じく、ラリー・ダイヤモンドは、民主主義体制と(昔ながらの)権威主義体制の両極の間に位置する中間範疇として、民主主義的な制度と権威主義的な実態を兼ね備えた政治体制を「ハイブリッド・レジーム」(hybrid regimes)と名付けた (Diamond 2002)。

その一方、Polity IV Project は非二値の分類枠組みとして連続値を採用する。この場合、①執政府への加入の競合性、②執政府への加入の開放性、③執政府の長への制約、④政治参加の競合性、⑤政治参加の制約、という複数の変数の合計値として各国・各年の民主制と専制の値を0から+10の範囲で計測し、その各国・各年の政治体制全体の値を「民主制の値－専制の値」として-10から+10の範囲で計測する (Marshall, Gurr, and Jaggers 2014: 14-16)。体制類型自体は民主制と専制の2つしかないが、その両者の線引きは質的な転換ではなく同一軸線上の量的な変化と見なされている。

これに対して、他の主要な分類枠組みの多くは二値を採用する。プシェヴォルスキー派、ゲディス派、ハデニウス派、マガローニ派、スヴォリック、ボイシュ派は、それぞれ民主主義体制の判断基準を満たしていな事例を全て非民主主義体制として位置付ける。例えば、プシェヴォルスキー派のチェイブブたちの分類枠組み (Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010) の場合、①執政府の長の選挙、②議会選挙、③選出議会の開設、④複数政党制、⑤複数の政党の実質的存在、⑥与党連合以外の政党の存在、⑦院内野党の存在、⑧現職者の権力濫用の不在、⑨政権交替の経験、という9つの条件を全て満たさなければ、事例は民主制には分類されない。とりわけ、彼らのように体制分類アプローチとして最小限主義と二値を併用すると、必然的に非民主主義体制の事例群には多種多様な制度配置の組み合わせが混在することになる⁹。

⁹ この場合、特定の制度配置しか民主主義体制の事例群に該当しないため、論理上・操作上、その制度配置以外の無数の組み合わせは全て「非民主主義体制」の事例群ということになる。例えば、チェイブブたちの分類枠組み (Cheibub, Gandhi, Vreeland 2010) の場合、9つの条件の組み合わせ方は合計 8748通りである。このうち民主制に該当する制度配置は

このような二値（と最小限主義）に基づく分類枠組みには難点もある。すなわち、各国・各年のデータの計測時点で民主主義体制か否かを明確に判別できない事例も必ずどちらか一方の体制類型に分類しなければならないという問題である。この問題が特に顕著に表れるのは、政権交替基準（*alternation rule*）を採用するプシェヴォルスキー派の分類枠組み（Przeworski et al. 2000; 23-28; Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010: 70-71）である。政権交替という判断基準は、すでに何度も政権交替を経験している事例については明確に民主制として判別しやすいが、計測時点で他の判断基準を満たしつつも政権交替だけを経験していない長期政権の事例については民主制か否かをうまく判別できない恐れがある。つまり、政権の人気が高く、選挙を実施しても敗れないことが見込まれる事例に関して、形式上、①もし選挙で敗れたら退陣すると考えられる場合（民主制の事例）と、②もし選挙で敗れても退陣しないと考えられる場合（独裁制の事例）を区別することが難しいのである。

例えば、彼らの判断によれば、自由民主党政権下の日本は、38年間の長期政権の後に政権交替を認めたことを踏まえ、もしそれ以前に選挙で敗北していても退陣を認めたと期待できるため、政権交替以前の時期から一貫して民主制の事例に位置付けられる。それに対して、統一マレー国民組織（を首班とした国民戦線）政権下のマレーシアは、形式上日本と同じ長期政権であるが、1969年の議会選挙後に民族間の武力衝突が起きた際に緊急事態宣言を発令し、議会を急遽閉鎖し、自らに有利な形で憲法を修正した経験がある。選挙で敗れても退陣を認めるとは期待できないため、一貫して独裁制の事例に位置付けられる。

さらに、政権交替基準に関して、このように体制類型の判別が難しい事例だけでなく、そもそも判別できない事例も存在する。チェイブブたちも認めているように、ボツワナ民主党政権下のボツワナは、この一例である。ボツワナの事例は、独立以来、自由で公平と思われる複数政党選挙を長年実施しているが、政権交替だけが起こっていない。つまり、彼らが採用した民主制の9つの判断基準のうち、政権交替基準のみを満たしていないのである。このように民主制とも独裁制とも判別のつかない事例¹⁰は、プシェヴォルスキー派の分類枠組み

2つのみであり、それ以外の8746通りの制度配置は全て独裁制の事例群に該当する。

¹⁰ この場合の「民主制とも独裁制とも判別のつかない事例」は、ハイブリッド・レジーム

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

では、あくまで独裁制の事例として分類される。そして、各国・各年のデータにこのような判別不能の状態が存在することを明示するため、彼らは Type II というダミー変数を導入する。これは第二種の過誤 (Type II error) の有無を示す変数であり、民主制であるかもしれないデータを誤って独裁制として分類してしまった可能性がある場合に 1 の値が割り振られる。この Type II の事例に実際に政権交替が起こった場合、政権交替が起こった年のデータだけでなく Type II の起点となった年のデータに遡及して民主制へと分類し直される。分析上、プシェヴォルスキー派は、独裁制であるかもしれない事例を民主制に分類してしまうことを避けるため、その代償として、民主制であるかもしれない事例を独裁制に分類することを選択したのである¹¹。

とはいえ、このようなプシェヴォルスキー派の政権交替基準とその対処方法については批判もある。特に、政権交替後の遡及的な再分類に関して、スヴォリックは、Type II の事例の政権が t 年に選挙で敗れて退陣の意思を示したとしても、それは $t+1$ 年や $t-1$ 年の退陣の意思を表すものではないと指摘し、起点の年まで遡って一括して民主制へと分類し直すのではなく、毎回の選挙ごとに体制類型を判断する必要があると論じた (Svolik 2012: 24 ft.13)¹²。また、ハデニウス派のマイケル・ワーマンは、政権交替を民主制 (ひいては民主化) の判断基準として用いること自体を批判し、政権交替基準は体制分類の測定誤差を招くだけでなく、権威主義体制下の選挙結果と民主化との関係をうまく分析できなくなるため、最小限主義を損なってしまうと指摘する (Wahman, Teorell, and Hadenius 2013: 22-23; Wahman 2014)。しかし、それでも政権交替の有無をめぐ

(Diamond 2002) のような「民主主義的要素と権威主義的要素を兼ね備えた (ために従来の枠組みでは判別しにくい) 事例」とは本質的に異なる。前者の事例は、あくまで非二値の分類枠組みにおける概念上の中間範疇ではなく、二値の分類枠組みにおける操作上の判別不可能事例を意味する (Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010: 71)。

¹¹ 例えるなら、プシェヴォルスキー派は、「誤認逮捕」(第一種の過誤) より「犯人の取り逃し」(第二種の過誤) のほうが推論や実証分析に与える影響は小さいと考えたのである。

¹² 架空の事例として、1961年から2007年まで一貫して Type II の事例に該当する X 国の 2008 年の選挙 (大統領選挙にせよ、議会選挙にせよ、執政府の長を選ぶ選挙) で政権交替が起こったとする。プシェヴォルスキー派の分類枠組みに基づくと、この事例は (他の 8 つの判断基準を満たしているなら) 1961年から一貫して民主制であったと判断される。それに対して、スヴォリックは 2008 年選挙より前の各選挙が自由で公平であったかに着目する。例えば、X 国の前々回の 2000 年選挙は自由で公平ではないが、前回の 2004 年選挙は自由で公平であったことが判明したら、その観察を踏まえ、2005 年以降のデータのみが民主制へと分類し直されることになる。

る過誤の可能性は、分類枠組みの根本的な欠陥というよりも、分析目的に基づく研究戦略の選択の問題に過ぎないと言えるだろう（Clark, Golder, and Golder 2013: 154）。

このように、政治体制の主要な分類枠組みは、民主主義体制自体の捉え方として最小限主義を採用するか否か、そして、民主主義体制と非民主主義体制の線引きとして二値を採用するか否かをめぐって、それぞれ異なる立場に立つ。しかし、民主主義体制下の政党制度と政党政治のあり方に関して言えば、各学派の研究者は概ね同じ立場に立つ。政党は、民主主義体制下における競争と参加の主体と見なされ、政党制度上、複数政党制が公式に採用されていることと、政党政治上、複数の政党間の競争や協力が見られることは、民主主義体制の前提と考えられている（特に、プシェヴォルスキー派とマガローニ派は複数政党制の有無を民主制の判断基準の1つとして用いる）。エルマー・シャットシュナイダーの有名な一節（Schattschneider 1942: 1）以来絶えず論じられているように（少なくとも現代においては）複数政党制に基づく政党政治がなければ、民主主義体制とは形容できない。つまり、政党政治の存在は民主主義体制（を判別するため）の必要条件なのである。

(2) 権威主義体制

民主主義体制がポリアーキーの概念に基づいて概ね同じように理解されたのに対して、非民主主義体制（権威主義体制）の分類枠組みは必ずしも統一されていない。とりわけ、権威主義体制下の政治のどのような側面を重視し、どの分析レベルから分類するのかという点に分類枠組みの特徴の違いが色濃く表れる。分析レベルは、体制、下位類型、体制内の個別属性の3つがある。権威主義体制の分類枠組みの系譜は、体制レベルから非民主主義体制の多様性を捉えたリンスの古典的研究に始まり、それを下位類型レベルからより分析的に捉え直した大多数の研究を経て、近年、さらにそうした下位類型を認めず、さらに詳細に体制内の個別属性レベルから捉えることを求めたスヴォリックの研究へと至る。このうち、下位類型に関しては、支配エリートの組織的基盤、選挙の競合性、政党制度がそれぞれ様々な形で重視される。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

まず、非民主主義体制の分類枠組みの元祖は、リンズの古典的研究（Linz 1975/2000; Linz and Stepan 1996; Chehabi and Linz 1998）に求めることができる。ここまで何度か触れたように、リンズの分類枠組みは、①多元性、②イデオロギー、③動員、④指導者層、という4つの側面を重視し、民主主義体制と全体主義体制の中間範疇として権威主義体制という概念を提唱した。その後、さらに別種の類型として、スルタン主義体制とポスト全体主義体制を精緻化した¹³。これらの類型は、非民主主義体制という大枠における特定の低位類型や特定の属性に絞ったものではなく、それぞれ別種の政治体制の総称として並置された。あくまで理念型に過ぎなかった。そのため、非民主主義体制の個別事例を詳細に記述することには長けていても、必ずしもうまく類型と事例が合致するわけではなく、非民主主義体制として想定しうる事例群全体を一括して分類することはできなかった。つまり、分類枠組みとして相互排他性（mutual exclusiveness）と集合網羅性（collective exhaustiveness）に欠け、実証分析としての実用性に乏しかったのである¹⁴。それゆえ、学史上、権威主義体制という用語は残り続けているが、リンズの分類枠組み自体は継承されることはなかった。

むしろ、その後の研究は、分類枠組みの相互排他性と集合網羅性、ひいては分析的有用性を高めることを念頭に置き、権威主義体制下の政治力学の違いを最もうまく表現できると考えられる特徴を（個別の体制類型ではなく）低位類

¹³ リンズの体制類型の特徴と典型例はそれぞれ次のように整理できる（Linz and Stepan 1996: 44-45, table.3.1）。①全体主義体制は、経済的・社会的・政治的な多元性が存在せず、明確で理想郷的なイデオロギーを掲げ、大々的な動員が掛けられ、際限なく予測不可能な支配が行なわれる体制を指す。典型例は、共産党政権下のソ連（特にスターリン時代）やナチス政権下のドイツである。②権威主義体制は、政治的な多元性が限定的に存在し、洗練されたイデオロギーは掲げず、特定の時期を除いて大々的な動員は掛けず、不明確ながらもある程度の予測可能な支配が行なわれる体制を指す。典型例は、フランコ政権下のスペイン、サラザール政権下のポルトガル、ナーセル政権下のエジプト、ピノチェト政権下のチリなどである。③ポスト全体主義体制は、経済的・社会的な多元性が出現しつつある一方、政治的な多元性は存在せず、イデオロギーへの信奉は減少し、動員は形式化し、カリスマ性を持たない党首脳や官僚機構による支配が行なわれる体制を指す。典型例は、旧共産圏諸国である。④スルタン主義体制は、経済的・社会的・政治的な多元性は「スルタン」の介入に服し、個人支配を正統化する恣意的なイデオロギーを掲げ、動員はまばらにしか見られず、法や手続きの制約を受けない個人支配が行なわれる体制を指す。典型例は、ソモサ親子統治下のニカラグア、デュバリエ親子統治下のハイチ、トルヒーヨ政権下のドミニカ共和国、パフレヴィー朝イランなどである。

¹⁴ 分類枠組みは、相互排他的・集合網羅的な類型で成り立つことが望ましいと考えられている。相互排他性は、個々の事例がそれぞれ1つの類型だけに分類されることを指し、集合網羅性は、想定される事例群全体を1つの分類枠組みの中で表現できることを指す。とはいえ、社会科学の定性的方法論の分野では、分類枠組みは必ずしも相互排他的である必要はないという有力な指摘もある。Goertz and Mahoney (2012: chap.13)を参照。

型として提示した。これを試みたのは、ゲディス派、ハデニウス派、マガローニ派、プシェヴォルスキー派、選挙権威主義学派の5つである（各学派の権威主義体制の下位類型は表2.2を参照）。これらの学派はそれぞれ下位類型の特徴として、①支配エリートの組織的基盤、②選挙の競合性、③政党制度、のどの側面を重視するか、そして、それらの側面の混合型を認めるか（つまり、相互排他性を考慮しないか）をめぐって異なる立場に立つ。

第一に、下位類型の分類枠組みの嚆矢として、ゲディスは支配エリートの組織的基盤の違いを重視し、軍政、個人支配、政党支配（一党支配）という3つの下位類型を提唱した（Geddes 1999）。彼女が組織的基盤に焦点を絞った理由は、統治組織の性質の違いによって権威主義体制の崩壊の可能性や、その崩壊の仕方と崩壊後の新体制の性質に違いが生じると考えたからであった。ゲディスは権威主義体制の制度分析の観点から次のような組織の論理の違いを提示する。軍政の場合、将校は何よりも軍の一体性や実効性の維持を重視するため、危機に際して内部分裂の危険を冒して無理に現体制を護持するより、派閥間での綿密な協議を経て権力を手放しやすい（ひいては民主化しやすい）。政党支配（一党支配）の場合、党幹部は与党や政権の役職の保持を望むため、自発的な内部分裂は生じにくく、また、党内で冷遇されても党組織によってその地位が長期保証されやすいため、体制は存続しやすい。個人支配の場合、個人支配者の取り巻きは、支配者の命運と一蓮托生であるため、権力に執着しやすいが、その地位は長期保証されにくく、体制は突発的な危機を契機に瓦解しやすい¹⁵。ゲディスはこの論理をゲーム理論によって構築し、統計分析によって実証した。

また、この3つの下位類型は、相互排他的な類型ではなく、各類型の混合型も認められた¹⁶。その後、このゲディスの分類枠組みには君主政と寡頭政が追加され、軍政には直接関与と間接関与という2つの中分類が導入された（Geddes, Wright, and Frantz 2014; cf. Geddes, Frantz, and Wright 2014）。

第二に、ハデニウス派の分類枠組みは、支配エリートの組織的基盤と同じよ

¹⁵ 個人支配を下位類型に加えることには批判もある。軍の権力掌握の有無や与党の有無と違って、個人支配はあくまで程度の問題と考えることもできるからである（e.g. Slater 2003）。この点を突き詰めて論じたのが、後述するスヴォリックの分類枠組みである。

¹⁶ そのため、正確に言えば、ゲディスの当初の分類枠組みは、①軍政、②政党支配、③個人支配、④軍政・政党支配、⑤軍政・個人支配、⑥政党支配・個人支配、⑦軍政・政党支配・個人支配という合計7つの下位類型を提示したことになる。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

表 2.2 権威主義体制の下位類型一覧

	軍政		個人支配	文民共和政	政党支配						君主政	混合型の有無		
	直接関与	間接関与			競合性			政党制度						
					優位政党	非優位政党	寡頭政	無党制	一党制	複数政党制				
Geddes (1999)	○	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	有	
Brownlee (2007; 2009)	○	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	○	有	
Geddes, Wright, and Frantz (2014)	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×	○	有
Hadenius and Teorell (2007)	○	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	有
Wahman, Teorell, and Hadenius (2013)	○	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	有
Magaloni and Kricheli (2010)	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	×	○	無
Magaloni, Chu, and Min (2013)	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○	無
Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	無
Schedler (2002; 2006; 2013)	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	無
Levitsky and Way (2002; 2010b)	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	無
Svolik (2012)	軍の政治関与 ①なし ②間接 ③個人 ④集合		【執政府の選出】 ①非選出 ②1つの政党・候補者 ③任命 ④得票率が75%を上回る ⑤得票率が75%を下回る			【立法府の選出】 ①議会なし ②非選出・任命 ③1つの政党 ④議席率が75%を上回る ⑤議席率が75%を下回る ⑥非政党議会			政党への制約 ①活動禁止 ②単一政党 ③複数政党			—	—	

(注) 筆者作成。○は当該の下位類型を含むことを表し、二重線は各学派の区別を表す。

リンズの古典的な分類枠組みは分類基準が大きく異なるため、この表では除外した。

うな観点（権力維持の方法の違い）から集合網羅性に特化した階層的な下位類型を提示した（Hadenius and Teorell 2007）。彼らが当初提唱した分類枠組みは3つの階層に分けられる。まず、権力維持の方法に関する大分類として、武力の行使に基づく軍政、世襲に基づく君主政、選挙に基づく選挙政治（政党支配）という3つの類型がある。このうち、選挙政治の政党制度の有無に関する中分類として、無党制、一党制、複数政党制という3つの類型があり、さらに複数政党制に関する小分類として、優位政党と非優位政党という2つの類型がある¹⁷。その後の更新版（Wahman, Teorell, and Hadenius 2013）では、この分類枠組みはいくらか整理され、軍政、君主政、無党制、一党制、複数政党制の5つに類別された。これらの下位類型は、ゲディス派の分類枠組みと同じく、混合型が認められる¹⁸。

とはいえ、彼らの分類枠組みは権威主義体制の多様性を理解するのに役立つ一方、実証分析上、使い勝手が悪いという欠点もある。特に問題なのは、下位類型の特徴として、支配エリートの組織的基盤と選挙の競合性・政党制度が混在し、さらにその混合型を認めていることである。つまり、支配エリートの組織的基盤自体が変化しなくても、競合性や政党制度の変化だけで下位類型が変わってしまうため、「政党システムの変化」・「個別の政治制度の変更」と「権威主義体制全体の変動」を混同しかねないのである。こうした誤解は分析結果に深刻な問題を招きかねない。実際、ハデニウスとテオレルは生存分析の結果を踏まえて複数政党制型が最も民主化しやすいと論じた（Hadenius and Teorell 2007: 152-154）が、その分析結果は必ずしも政治体制の実態を反映しないかもしれない。具体例として、ハデニウス派の分類枠組みでは、制度的革命党政権下のメキシコは優位政党型と複数政党制型の2つの時期に分けられ、マルコス政権下のフィリピンは混合型、優位政党型、複数政党制型の3つの時期に分けられる。ジェイソン・ブラウンリーも指摘したように、与党や統治者が変化し

¹⁷ 選挙の競合性の判断基準として、ハデニウス派とマガローニ派の優位政党型／非優位政党型と、選挙権威主義学派の競合型／覇権型に関する線引きの基準は、政党研究の優位政党（システム）の判断基準とともに本章第3節で改めて取り上げる。

¹⁸ そのため、正確に言えば、ハデニウス派は、①軍政・無党制、②軍政・一党制、③軍政・複数政党制、④君主政・無党制、⑤君主政・一党制、⑥君主政・複数政党制、⑦無党制（軍政・君主政以外）、⑧一党制（軍政・君主政以外）、⑨複数政党制（軍政・君主政以外）という合計9つの下位類型を提示したことになる。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

ていないにもかかわらず、操作上、その時期のメキシコの事例には1回、フィリピンの事例には2回の体制変動が起きたことになってしまう(Brownlee 2009: 519-520)。そのため、ハデニウス派の分類枠組みに立脚すると、権威主義体制間の体制変動を実態より多く見積もることになりかねないのである。

第三に、マガローニ派は、ハデニウス派と同じく権威主義体制の複数の側面を取り入れ、軍政、君主政、単一政党型、優位政党型という4つの類型を提示した(Magaloni and Kricheli 2010)。この当初の分類枠組みでは、選挙の競合性(優位政党型)と政党制度(単一政党型)という別種の概念的次元が混在していたが、その後の更新版(Magaloni, Chu, and Min 2013)では、この問題は修正され、複数政党制(複数政党型)と制度的単一政党制(単一政党型)という政党制度上の分類として統一された。また、彼らの分類枠組みには混合型は存在しない(ibid.: 2-3)。そのため、ハデニウス派のような問題は起きないが、その一方で軍政と君主政の事例に限って政党制度の違いを把握できなくなるという欠点を抱えることになった¹⁹。

第四に、プシェヴォルスキー派のチェイブブたちの分類枠組みは、軍政、文民共和政、君主政の3つの下位類型を提唱する(Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010)。ハデニウス派・マガローニ派と異なり、あくまで支配エリートの組織的基盤のみに着目し、ゲディス派とも異なり、下位類型の混合型を認めない。また、組織的基盤について、ゲディス派が組織の論理とそれが体制崩壊に与える影響の違いを重視したのに対して、チェイブブたちは体制存続に役立つ利害調整装置(Gandhi 2008)の違いを重視した。すなわち、軍政における軍最高評議会、君主政における王室評議会、文民共和政における与党政治局である。この点、文民共和政はほぼ政党支配に該当するが、他の分類枠組みと違って選挙の競合性や政党制度の違いを含意しない。むしろ、この分類枠組みでは、政党制度の違いは民主制の9つの判断基準の1つとして扱われ、ハデニウス派・マガローニ派のような下位類型レベルではなく個別属性レベルで表現される。そのため、ハデニウス派のように個別の政治制度の変更と体制全体の変動を混同す

¹⁹ この点、軍政と君主政はどちらも暗黙的に制度的無党制の状態を含意すると解釈することもできる。しかし、それでも、複数政党制や制度的単一政党制を採用する軍政と君主政の事例群は分類枠組みの空白域として残ってしまう(つまり、集合網羅性が損なわれてしまう)。

ることなく、権威主義体制下の様々な制度配置を研究目的に応じて割り出すことができるという利点がある²⁰。

第五に、選挙権威主義学派は、支配エリートの組織的基盤ではなく、選挙の競合性の違いに特化した分類枠組みを提唱した。次節でも取り上げるように、選挙権威主義 (electoral authoritarianism) は、民主主義的な制度と権威主義的な実態を兼ね備えた事例群が 1990 年代以降急速に増大したことを踏まえて提唱された概念である。分類上、ハデニウス派が提示した選挙政治 (政党支配) と同種の下位類型と見なすことができる²¹。選挙権威主義学派の分類枠組みは、基本的に様々な研究者が別々に提示した概念の集合であるが、論理上、下位類型の階層を見出すことができる。まず、複数政党選挙の有無に関する大分類として、選挙型と閉鎖型 (cf. Diamond 2002) という 2 つの類型があり、このうち選挙型の競合性に関する中分類として、競合型と覇権型という 2 つの類型がある。とりわけ、競合型権威主義を初めて提唱したスティーブン・レヴィツキーとルーカン・ウェイは、①選挙だけでなく、②立法府、③司法府、④マスメディア、という 4 つの競合の舞台を重視した (Levitsky and Way 2002: 54-58; 2010b: 365-368) ²²。

権威主義体制の下位類型の分類枠組みには、このように判断基準として重視される側面とその組み合わせ方から 5 つの学派の違いを見て取ることができる。

²⁰ 実際、次項と次節で論じるように、権威主義体制下の単一政党優位の領域は、チェイブたちの分類枠組みとその政党制度の判断基準から割り出すことができる。

²¹ この分類枠組みを提示したアンドレアス・シェドラーは選挙権威主義を「全国レベルで定期的に複数政党選挙を実施するが、体系的かつ全面的に自由民主主義の最小限の基準を満たさない」(Schedler 2013: 1) 体制と定義し、その特徴を次のように記述する。「選挙権威主義的支配の下では、広く包摂的な選挙が (普通選挙権を踏まえて) 実施されるも、多元性は最小限 (野党の参加が認められる) であり、競合性は最小限 (野党は選挙での勝利は認められないが、票と議席の獲得は認められる) であり、開放性は最小限 (野党は大規模な抑圧は受けませんが、選択的・断続的な抑圧的措置を受けることはありうる) である。とはいえ、選挙での競合は、総じて国家による操作を厳しく、広く、体系的に受けているため、それを民主主義的な選挙と形容することはできない。権威主義的な操作が様々な見せかけの裏で行われるかもしれない。それは選挙結果の厄介な不確実性を抑えるという目的に役立つ。支配者は、差別的な選挙手続きを考案したり、野党とその候補者を選挙の舞台から締め出したり、彼らの政治的権利と市民的自由を侵害したり、マスメディアや運動資金へのアクセスを制限したり、野党支持者の参政権に公式・非公式の制限を課したり、野党陣営を去るよう強制・買収したり、不正によって票と議席を再分配したりするかもしれない」(Schedler 2006: 3)。

²² “competitive authoritarianism” は、日本では「競争的権威主義」と訳されることもある (e.g. 久保・河野 2012; 鈴木 2012; 鷲田 2012)。しかし、本稿では、あくまで競合性の側面を重視した下位類型としての意味合いを強調するため、競合型権威主義と訳出する。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

しかし、近年、分類枠組みの相互排他性と集合網羅性を突き詰めた結果、下位類型の提示を放棄した体制分類アプローチも存在する。すなわち、下位類型レベルよりさらに下位に位置付けられる個別属性レベルに着目したスヴォリックの研究（Svolik 2012: chap.2）である。彼は、既存の分類枠組みでは相互に比較できない側面が下位類型として並置されているため集合網羅性が損なわれ、また、下位類型の混合型が採用されているため類型間の相互排他性が損なわれていると批判した。具体的に言えば、既存の分類枠組みに共通して見られる軍政や政党支配は、1つの事例の中で両立可能な概念的次元であり、類型として比較されるものではない。むしろ、各事例において、軍が政治にどの程度関与しているかという側面と、政党活動にどの程度の規制が加えられているかという側面の2つに分けてそれぞれ比較すべきであると指摘したのである。

このような問題意識を踏まえて、スヴォリックは下位類型の代わりに、①軍の政治関与、②政党への制約、③立法府の選出、④執政府の選出、という4つの概念的次元を提示した。まず、軍の政治関与は、①関与なし、②間接、③個人、④集合の4つに分けられる。このうち、集合的関与は軍の意思決定機関の設置や、教育や経済など本来は文民の管轄分野に直接関与していることを指し、個人的関与はそれ以外の分野での直接関与を指す。この属性は既存の分類枠組み全般に見られた軍政の有無を精緻化したものと言える。次に、政党への制約は、①無党制、②一党制、③複数政党制に分けられる。これは特にハデニウス派・マガローニ派に見られた政党制度の違いに該当する。そして、立法府の選出は、①議会なし、②非選出・任命、③1つの政党のみ、④議席占有率が75%を上回る、⑤議席占有率が75%を下回る、⑥非政党議会（政党に基づかない議会）、に分けられる。これはハデニウス派・マガローニ派・選挙権威主義学派に見られた競合性の程度に概ね該当する。最後に、執政府の選出は、①非選出、②1つの政党もしくは1人の候補者、③任命、④得票率が75%を上回る、⑤得票率が75%を下回る、に分けられる。これは特にゲディス派に見られた個人支配の程度に該当する。

この4つの概念的次元の提唱は、特にゲディス派の分類枠組み（軍政・政党支配・個人支配）の再構築を狙ったものであった。スヴォリックは、それぞれの次元の状態を任意に組み合わせることで特定の事例を特定の下位類型に無理

に押し込めることなく正確に表現できると強調する。例えば、ゲディスはハーフィズ・アル＝アサド政権期のシリアを軍政・政党支配・個人支配の混合型と見なしたが、スヴォリックは、そのような総称的な混合型に位置付けるのではなく、①軍が政治に直接関与し、②制度的単一党制が敷かれ、③その政党の枠内で立法府の議員を選出し、④1人の候補者が執政府の長に選出される政治状況として捉えたほうが正確であると指摘した。

加えて、スヴォリックは、支配連合（ruling coalitions）という分析単位を導入する。支配連合とは、政権、与党、王室、支配家系、軍評議会などの支配エリートの組織的基盤の総称を指す。支配連合という概念自体は組織的基盤の特定の特徴を含意せず、分析レベル上、政治体制（政治制度全般レベル）と指導者（個人レベル）の中間（組織レベル）に位置する。そして、上記の4つの概念的次元は、この支配連合の個別属性として計測される。つまり、彼は「支配エリートの組織的基盤に基づく下位類型」という既存の分類枠組みの考え方を2つの側面に分解し、①概念としての側面を4つの個別属性として表現し、②分析単位としての側面を支配連合として表現したのである。

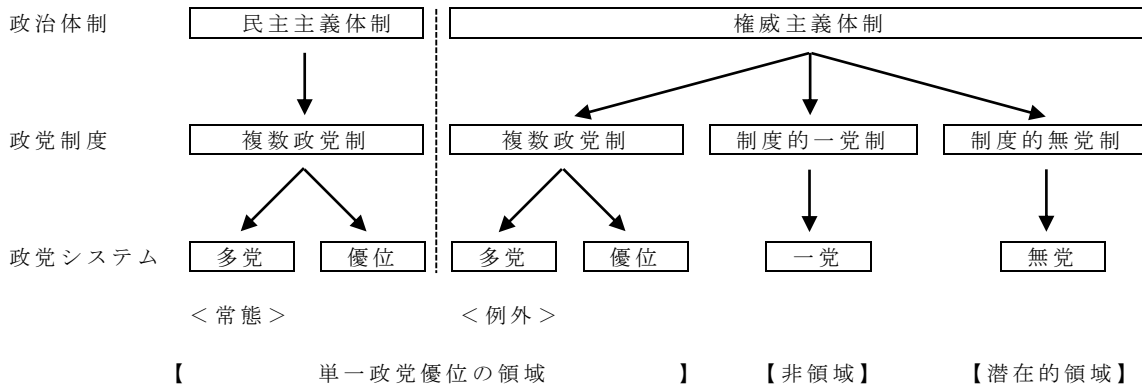
このように、権威主義体制の分類枠組みは、分析レベルや判断基準をめぐって、それぞれ異なる立場に立つ。とりわけ、権威主義体制下の政党制度と政党政治のあり方に関して言えば、政党政治の存在はどの分類枠組みに立脚しても自明とは言えない。それはもちろん、定義上、政党制度（特に複数政党制の採用）が権威主義体制（を判断するため）の必要条件ではないからである。複数政党制を採用し、権力の拠り所を政党政治に依拠する事例群もあれば、制度的無党制を採用し、権力の拠り所を政党政治以外に依拠する事例群もあれば、制度的単一党制を採用し、権力の拠り所を与党組織内に依拠する事例群もある。そのため、政党政治の存在は権威主義体制（を判別するため）の十分条件と言えるだろう。

(3) 本稿の分類枠組みとその意義

最後に、ここまでの政治体制の主要な分類枠組みの概観を踏まえ、単一政党優位の領域を分析するための本稿の分類枠組みを提示したい。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

図 2.1 政治体制と政党システムの概念図（チャート図）

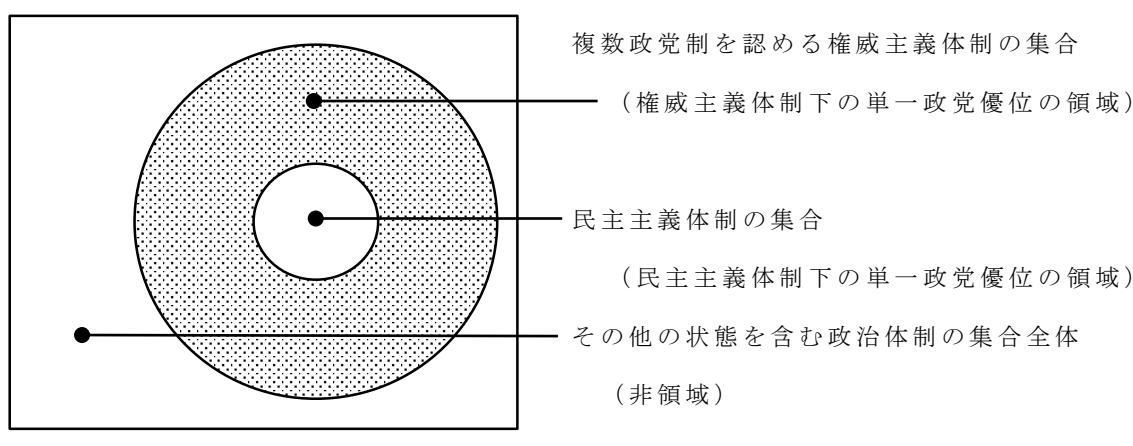


(注) 筆者作成。cf. Templeman (2012: 16, figure.1.1)

改めて振り返ると、単一政党優位は「単一の与党が少なくとも連立与党の中心として長期間に渡って全国レベルの執政府を支配するという状態」として定義される。これは複数の政党間の競争や協力が見られる政党システム上の現象を指す。それゆえ、論理上、単一政党優位は、政党システム自体が存在しうる政党制度の下にしか生じえない。つまり、政党制度上、複数政党制を正式に採用している（か、少なくとも実質的に複数の政党が存在している）政治体制の下にしか生じえないのである。図 2.1 と図 2.2 は、政治体制と政党システムの間をチャート図とベン図で表したものである。

主要な分類枠組みの総意を踏まえると、この論理は民主主義体制と権威主義体制では異なる意味を持つ。第一に、政党政治は民主主義体制（を判別するため）の必要条件である。民主主義体制の事例群には複数政党制を正式に採用している事例しか存在しない。つまり、民主主義体制の全ての事例群が単一政党優位の領域に該当するのである。しかし、民主主義体制下では複数の政党間の競争・協力と政権交替の繰り返しが常態であり、単一政党優位は珍しい状況として扱われることが多い。政党研究の分野では単一政党優位の事例群は「稀有な民主主義諸国」(Pempel 1990) や「ぎこちない組み合わせ」(Hermann and Simkins 1999) とも形容される。とりわけ、ジョバンニ・サルトーリは、民主主義体制の文脈で生じうる政党システムを、二党制、穏健多党制、分極多党制、優勢政党制 (predominant party system) に分類した (Sartori 1976/2005: 116-192)。

図 2.2 政治体制と政党システムの概念図（ベン図）



(注) 筆者作成。

このうち、優勢政党制は「複数の政党が存在し、政権交替が事実上起こらないシステム」(ibid.: 173)と表現される政党システムであり、単一政党優位に該当する（が、本章第3節でも触れるように、操作上、単一政党優位は優勢政党制より広義の状況を指す）。そのため、チャート図（図 2.1）で示した場合、民主主義体制下の政党制度には複数政党制しか存在せず、その事例群の中に特異的な優勢政党制とその他の常態的な政党システムが存在するということになる。この関係性をベン図（図 2.2）で示した場合、民主主義体制の事例群の集合と単一政党優位の領域の集合は完全に合致する。

第二に、政党政治は権威主義体制（を判別するため）の十分条件である。権威主義体制の事例群には複数政党制を正式に採用している事例もあれば、それ以外の事例もありうる。つまり、権威主義体制の一部の事例群のみが単一政党優位の領域に該当するのである。とりわけ、権威主義体制下の単一政党優位は、少なくとも体制形成期以来の政治的優位（や武力行使の可能性）を背景にした常態として扱われることが多い。政治体制研究は、前述のように単一政党優位を政党間の競合性の観点から様々な下位類型で表現し、政党研究も、こうした事例を民主主義体制下の事例との比較対象として幅広く取り上げる（e.g. Friedman and Wong 2008; Bogaards and Boucek 2010）。サルトーリは、権威主義体制の文脈で生じうる単一政党優位を覇権政党制（hegemony party system）に分類す

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

る。覇権政党制は「与党以外の政党の存在は認められるが…政権交替が事実上起こらないばかりか、起こり得ない〔システム〕」(Sartori 1976/2005: 204-205)と表現される政党システムである(が、優勢政党制の場合と同じく、単一政党優位は覇権政党制より広義の状況を指す)。

そのため、チャート図(図 2.1)で示した場合、権威主義体制下の政党制度には、複数政党制、制度的一党制、制度的無党制の3つがあり、このうち、複数政党制の事例群の中には常態的な覇権政党制とその他の例外的な政党システムが存在しうる。それに対して、制度的一党制の事例群には単一政党優位の領域は存在しえない。制度的無党制の事例群には、複数の無所属の政治家が政党名を掲げずに事実上の選挙連合や院内会派を形成する事例(ex.石黒 2013)も存在しうるため、単一政党優位の潜在的領域として擬制できるだろう²³。この関係性をベン図(図 2.2)で示した場合、少なくとも実質的に複数政党制を認める権威主義体制の集合が単一政党優位の領域の集合に該当する。この集合は少なくとも政党制度の点で民主主義体制の判断基準を満たしている事例群を意味する。そして、その集合の内側には全ての判断基準を満たした民主主義体制の事例群の集合が位置し、外側には政党制度の基準を満たしていない事例群の集合が位置するという関係にある²⁴。

本稿の分類枠組みは、このような単一政党優位の領域、特に権威主義体制の事例群を分析するにあたって次の3つの立場を採用する。第一に、二値・最小限主義的定義に基づく体制分類アプローチを採用する。これは民主主義体制の事例群を極力狭く捉え、権威主義体制の多様性に焦点を当てるためである。第二に、複数政党制の有無という政党制度の違いを下位類型レベルではなく個別属性レベルに位置付ける。これは政党制度の変更と権威主義体制間の変動の混同を避けるためである。第三に、政治体制、支配連合、政党システムという3つの分析レベルを設ける。これは支配エリートの組織的基盤の1つとしての与党勢力と、与野党間の競合や協力のパターンを分けて考えるためである。

²³ この点、制度的一党制における与党内の派閥争いも政党システムとして擬制できるかもしれないが、本稿ではあくまで全国レベルにおける独立した政治勢力間の競争と協力の動態のみに着目する。

²⁴ この集合関係は Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)の判断基準(特に複数政党制の採用と複数の政党の実質的存在)を用いて具体的に表現できる。詳細は本章第2節を参照。

この3つの立場を総合するため、本稿では、プシェヴォルスキー派のチェイブブたちの分類枠組み（Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010）とスヴォリックの個別属性と支配連合の考え方（Svolik 2012）を併用する。その大きな理由としては、二値・最小限主義的定義に基づく体制分類アプローチの中でも、チェイブブたちの分類枠組みが権威主義体制下の単一政党優位の領域を最も割り出しやすいからである。特に3つの利点が挙げられる。第一に、下位類型として支配エリートの組織的基盤のみを扱っているため、政党制度や選挙の競合性を下位類型レベルで扱わなくて済む。第二に、下位類型の混合型を認めていないため、分類枠組みの相互排他性が高い。第三に、民主制の9つの判断基準を任意に組み合わせられるため、政党制度の違いを個別属性レベルから捉えることができる。この3つの点はいずれもスヴォリックの考え方との親和性が高い。実際、スヴォリックのデータは2014年現在で公開されていないが、チェイブブたちの詳細な判断基準を活用することでスヴォリックの個別属性と支配連合の考え方とそれに基づく分類枠組みをある程度再現できるのである²⁵。

それでは、この本稿の分類枠組みの観点から見て、単一政党優位の領域は時代的にどのような推移を辿ったのか。次節では、実際の事例群の時代的趨勢と、その趨勢に合わせて発展した政治体制研究の理論的系譜を辿る。

2. 政治体制の時代的趨勢と理論的系譜

(1) 複数政党制の容認という時代的趨勢

以下の6つの図は、チェイブブたちの体制分類のデータセット（Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010）に基づき、1946年から2008年までの権威主義体制の事例群の時代的趨勢を表したものである。

²⁵ 権威主義体制の母集団、体制変動・政権交替・指導者の交替という3つのレベルの交替の操作化基準、民主主義体制と権威主義体制の支配連合の一覧などについては巻末付録を参照。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

まず、図 2.3 と図 2.4 は、政治体制全般の事例群における事例数と割合の推移である²⁶。政治体制全般を見ると、権威主義体制は 1946 年から 1970 年代中頃までは一貫して民主主義体制より事例数が多く、割合も増大傾向にあるが、その後は減少傾向に転じる。民主主義体制は 1970 年代中頃から増大傾向を示し、1990 年代初頭を境に権威主義体制との割合は逆転し、その後は安定的に推移する。この民主主義体制の事例数が急増した時期（1970 年代中頃から 1990 年代中頃）は、いわゆる「民主化の第三の波」（Huntington 1991）の時期に相当する。政治体制全般の事例群を広く眺めるなら、近年、権威主義体制が減少傾向にあると結論付けることができる。

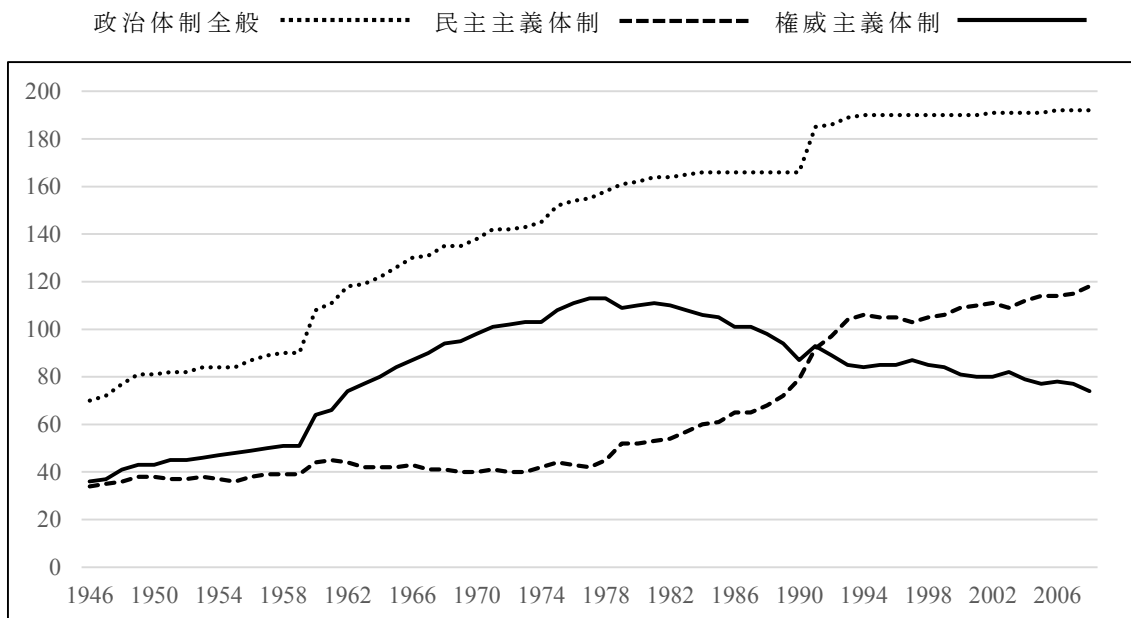
しかし、そうした時代的趨勢の中で権威主義体制の事例群のみに焦点を絞ってみると、政党制度の違いという制度的側面（図 2.5・図 2.6）と、実質的な政党政治の有無という実態的側面（図 2.7・図 2.8）において権威主義体制の内実が大きく変化していることが分かる。

第一に、図 2.5 と図 2.6 は、政党制度別の権威主義体制の事例数と割合の推移である²⁷。政党制度には無党制、一党制、複数政党制の 3 つがある。このうち、単一政党優位の領域である複数政党制の事例が一貫して最も多くを占めているが、1989 年を境に全く異なるパターンを見出すことができる。まず、1946 年から 1989 年までの期間において、複数政党制の事例は、事例数としては微増傾向にあるが、その増加分は権威主義体制全体の事例数の増加分を下回るため、割合としては減少傾向にある。むしろ、この時期は一党制の事例に増大傾向を見て取れる。次に、1989 年以降の期間には権威主義体制全体が減少傾向を示す一方、複数政党制の事例は急増する。事例数は短期間におよそ 30 ヶ国増加し、その後、割合としては権威主義体制の事例群の 90% 近くを占めるようになる。これに対して、増大傾向にあった一党制の事例は 1989 年を境に急減し、ほぼ「絶滅危惧種」と化してしまう。また、このような複数政党制と一党制の乱高

²⁶ 図 2.3 と図 2.4 では、Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010) のデータセットのうち、民主制の有無に関するダミー変数 (democracy) を用い、democracy=1 のデータを民主主義体制の事例、democracy=0 のデータを権威主義体制の事例として計算した。

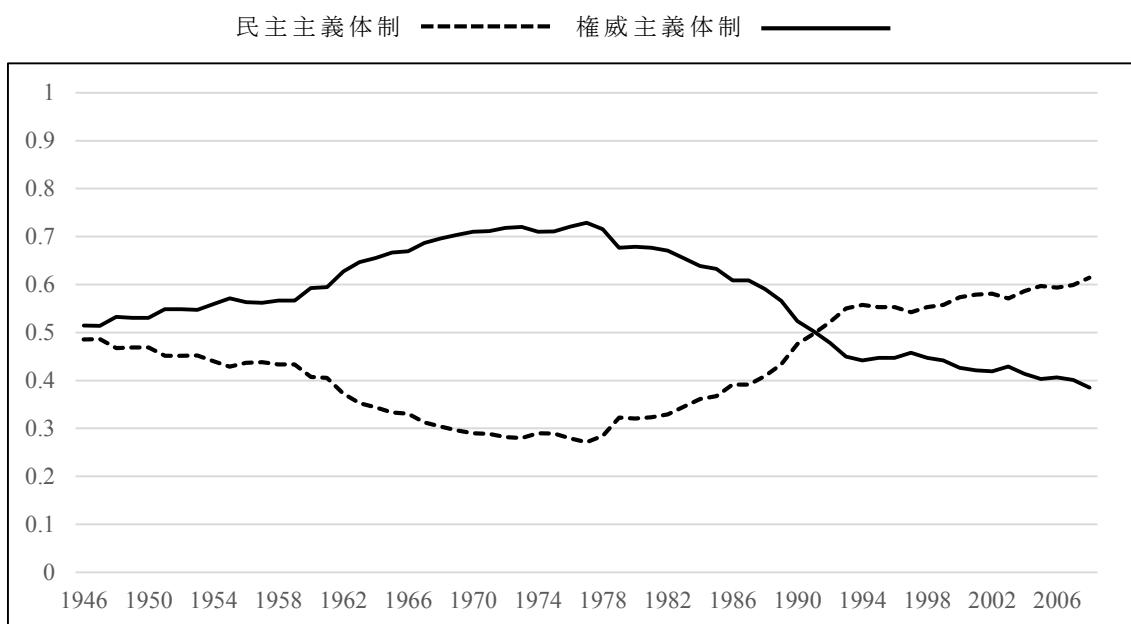
²⁷ 図 2.5 と図 2.6 では、Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010) のデータセットの democracy=0 のデータのうち、政党制度に関する変数 (dejure) を用い、dejure=0 のデータを無党制の事例、dejure=1 のデータを一党制の事例、dejure=2 のデータを複数政党制の事例として計算した。

図 2.3 政治体制の推移（1946年～2008年）（事例数）



（注）Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)に基づく。

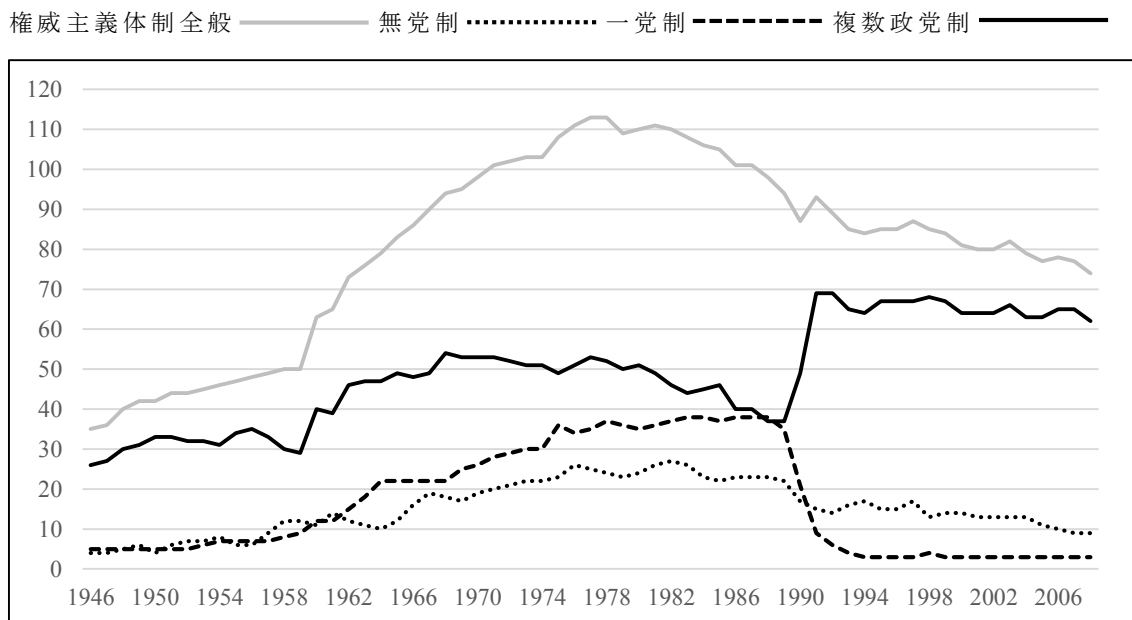
図 2.4 政治体制の推移（1946年～2008年）（割合）



（注）Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)に基づく。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

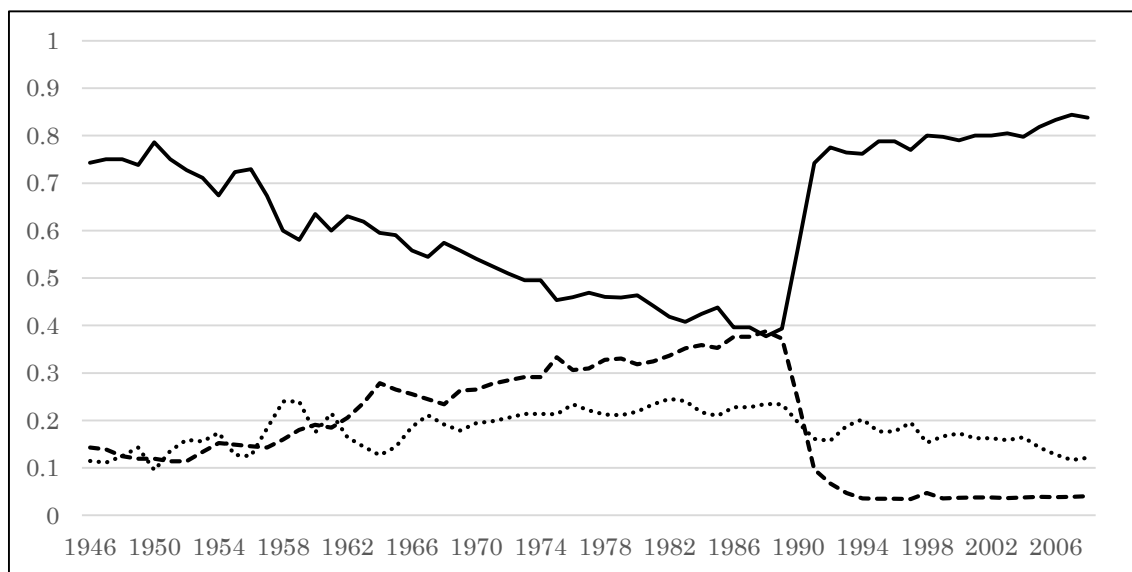
図 2.5 権威主義体制の政党制度の推移（1946年～2008年）（事例数）



（注）Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)に基づく。

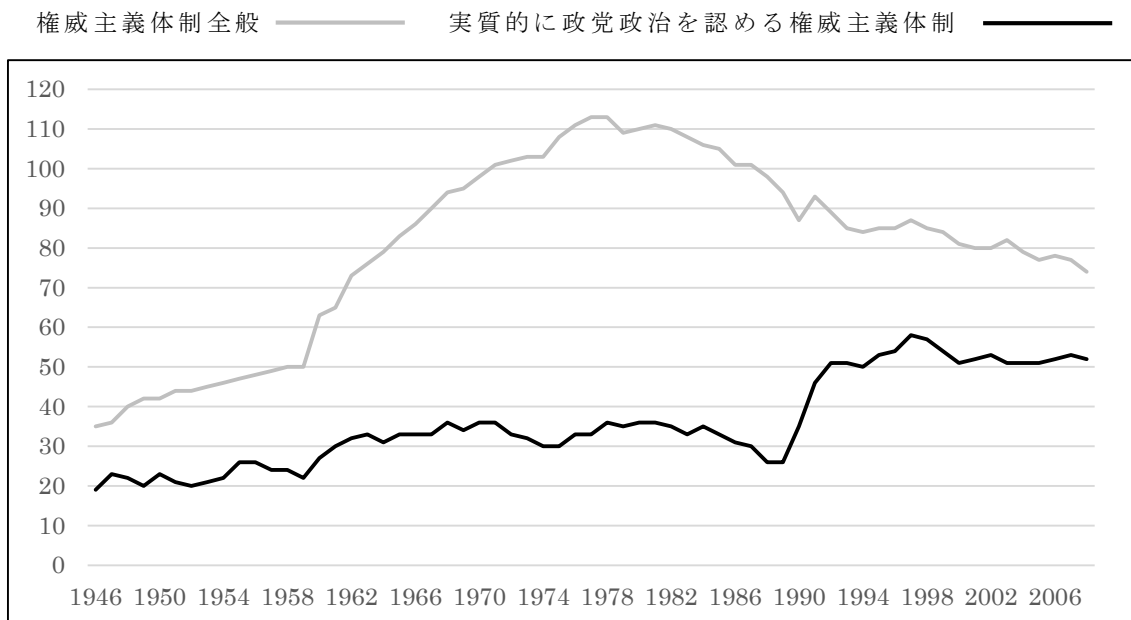
図 2.6 権威主義体制の政党制度の推移（1946年～2008年）（割合）

無党制 一党制 - - - - - 複数政党制 ————



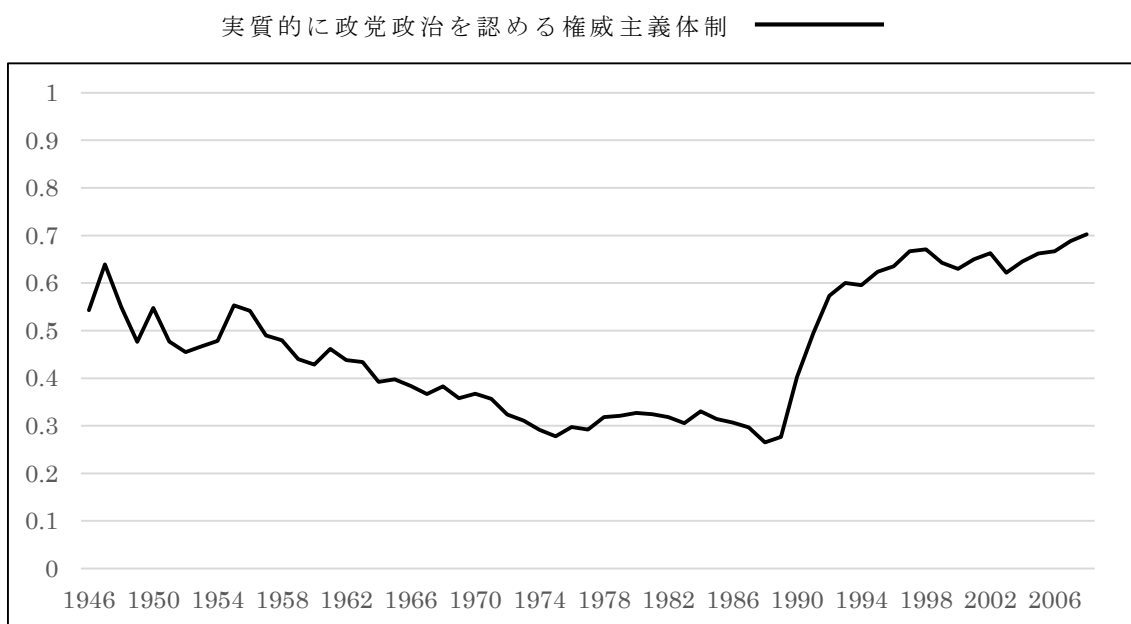
（注）Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)に基づく。

図 2.7 権威主義体制の政党政治の推移（1946年～2008年）（事例数）



（注）Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)に基づく。

図 2.8 権威主義体制の政党政治の推移（1946年～2008年）（割合）



（注）Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)に基づく。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

下と比べて、無党制の事例は1946年から2008年までほぼ安定的に推移する。

第二に、図2.7と図2.8は、実質的に政党政治を認める権威主義体制の事例数と割合の推移である²⁸。この事例群も基本的には複数政党制の事例と同じような趨勢を辿る。1989年まではおおよそ減少傾向にあり、1989年を境に急増し、その後は安定的に推移し、微増傾向にある。とりわけ、実質的に政党政治を認める事例群が複数政党制の事例群と完全には符合しない理由は、その事例群の中に、制度的に複数政党制を採用していても実質的には議会選挙をめぐる競合が見られない事例や、制度的には無党制を採用していても実質的には複数の政治集団による競合が見られる事例が混在しているからである。

このような内実の変化は、権威主義体制全般の事例数が減少するという時代的趨勢の只中において、制度的にも実質的にも権威主義体制下の単一政党優位の領域が大きく広がったことを意味する。つまり、「民主化の第三の波」の時期は、別の側面から見たら「権威主義体制下の政党政治の急増」の時期、ひいては「単一政党優位の領域の拡大」の時期と言えるのである。

比較政治学における政治体制研究の理論的関心は、このような時代的趨勢の変化に合わせて大きく様変わりした。政治体制研究の論調は、理論的想定と分析的視点の違いから主に2つの時期（2つのパラダイム）に大別することができる。すなわち、1980年代中頃から1990年代後半に見られた比較民主化論と、2000年代前半から2010年代中頃の現在まで続く比較権威主義体制論である。

表2.3は、この2つの論調の想定と視点を対比したものである。比較民主化論は、前掲の図2.3と図2.4に見られた民主主義体制の増大傾向に着目し、政治的競合や政治的自由化の高まりは民主化を促すという(暗黙的な)想定の下、政治アクターの振る舞い方の違いから民主化の成否の可能性を論じた。それに対して、比較権威主義体制論は、前掲の図2.5から図2.8に見られた権威主義体制の内実の変化に着目し、政治的競合や政治的自由化の高まりは必ずしも民主化を促すわけではないという明確な想定の下、政治制度の働き方の違いから権威主義体制の存続の可能性を論じた。権威主義体制下の単一政党優位に関す

²⁸ 図2.7と図2.8では、Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)のデータセットの `democracy=0` のデータのうち、複数政党の実質的存在に関する変数 (`defacto`) と議会の選出方法に関する変数 (`legselec`) を用い、`defacto=2`、かつ、`legselec=2` のデータを、実質的に複数政党制を認める権威主義体制の事例として計算した。

表 2.3 政治体制研究の理論的系譜

	比較民主化論	比較権威主義体制論
時期	1980年代中頃～1990年代後半	2000年代前半～2010年代中頃（現在）
想定	政治的競合・政治的自由化の高まりは民主化に寄与する	政治的競合・政治的自由化の高まりは必ずしも民主化に寄与しない
視点	主意主義 (アクターの相互作用と移行方式)	制度主義 (政治制度の設計と効果)
代表的研究	Rustow (1970), O'Donnell and Schmitter (1986), di Palma (1990), Huntington (1991)	Geddes (1999), Magaloni (2006), Brownlee (2007), Greene (2007), Gandhi (2008)
中東地域の位置付け	民主化の失敗事例	権威主義体制の存続の成功事例

(注) 筆者作成。

る本稿の議論も、基本的にはこの比較権威主義体制論の系譜に位置付けられる。以下では、政治体制研究における本稿の理論的想定と分析的視点の意義を敷衍するため、この2つの論調（パラダイム）の違いをそれぞれの主要な研究例と中東地域への応用例を踏まえて概観する。

(2) 理論的系譜：比較民主化論とアクター中心分析²⁹

まず、比較民主化論とは、政治的競合や政治的自由化の高まりに伴い、政治アクターの振る舞い方の違いが民主化の成否に影響を与えると想定する主意主義的議論の一群のことである。主意主義（voluntarism）とは、アクターの意思とその相互作用の効果を重視した分析的視点のことである。アクター中心分析の嚆矢は、ダークワルト・ラストウの研究（Rustow 1970）まで遡ることができる。彼は、西欧諸国の歴史的事例を念頭に置き、民主主義体制への移行過程を次の4つの段階で成り立つと考えた。すなわち、①国家の一体性が確立していること（背景条件）、②複数の政治勢力間が衝突し、長期間に渡って決着が付かない状態にあること（準備段階）、③衝突の解決手段として民主主義的な手続きの採用を政治指導者が決定すること（決定段階）、④その政治指導者の当初の決定がその後も受け入れられていくこと（習慣化段階）、である。ここで民主化の

²⁹ 政治体制研究の理論的系譜に関する本項と次項の内容は、今井（2008b: 68-73; 2010: 4-9）を大幅に加筆修正したものである。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

原因として重視されたのは、経済発展や階級格差などのマクロの定常的要因ではなく、アクターの意思決定というミクロの偶発的要因であった。すなわち、前世代の構造主義的議論（ex. Lipset 1959; Moore 1966）が民主主義体制の存否は社会経済的要因に規定されると考え、民主化の一般的原因を説明しようとしたのに対して、主意主義的議論は、アクターの意思決定こそが民主主義体制の存否を規定すると考え、その民主化のタイミングや試行錯誤の過程を説明しようとしたのである（Kitschelt 1992: 1028-1029; cf. Mahoney and Snyder 1999）。

このような主意主義の視点を継承し、1970年代中頃以降に南欧とラテンアメリカで立て続けに起こった体制変動の短期的過程を分析したのが、ギジェルモ・オドンネルとフィリップ・シュミッターの一連の研究（O'Donnell and Schmitter 1986; O'Donnell, Schmitter, and Whitehead 1986a; 1986b; 1986c）であった。彼らは、権威主義体制からの移行過程を政権側と野党勢力側という2つの陣営間の相互作用として捉え、相手陣営との妥協の余地を認めるか否かという各陣営内のアクターの選好の違いから移行過程の違いを説明しようとした。選好の違いによって、政権側は強硬論者（hard-liners）と柔軟論者（soft-liners）、野党勢力側は急進派（radicals）と穏健派（moderates）に分けられる。オドンネルとシュミッターは、この4つのアクターのうち、政権側の柔軟論者と野党勢力側の穏健派が体制移行に向けて結託したとき、すなわち、協定（political pacts）を結んだときに民主化が最も着実に進みやすいと考えた。

協定は正確には「選ばれたアクターの一群が自分たちの死活的利益の相互保障に基づいて、権力の行使に関する取り決めを定義（ひいては再定義）しようとした、明確だが常に公けに説明や正当化されるわけではない合意」（O'Donnell and Schmitter 1986: 37）として定義される。柔軟論者と穏健派がこのような協定作成に関わる目的は3つある。①政策選択の議題制限（協議する政治的・経済的政策を予め決定し、政治変動に伴う不確実性を減少させるため）、②便益の比例的分配（協定に関与した両陣営のアクターに不利益が生じ、それが原因で協定を破綻させないため）、③政策決定への部外者の参加制限（両陣営の協力が乱されることを回避するため）、である。つまり、協定作成は、対立陣営の一部と協力してでも自らの政治的・経済的な既得権益を維持しようとする妥協の産物として想定されたのである。

この協定型移行 (pacted transition) という主意主義的な枠組みは、民主主義体制への様々な移行方式 (modes of transition) に関する研究の雛型となった³⁰。当初、その枠組みは「権威主義体制からの移行」として論じられたが、1980年代後半から1990年代前半にかけて、東欧、東南アジア、中東、サハラ砂漠以南のアフリカに立て続けに政治的自由化の動きが見られたことを受けて、多くの研究者は、より積極的・肯定的に「民主主義体制への移行」として論じるようになった。いわゆる、「移行論」(transitology)である。移行論において政治的自由化の高まりは民主化に寄与すると(暗黙的・楽観的に)想定され、協定型移行は様々な移行方式の1つとして精緻化・相対化された³¹。

表2.4は、移行論における代表的な移行方式の一覧である。概して、移行方式は、①政権側と野党勢力側のどちらの勢力が強いのか、②両陣営内のどのアクターの勢力が強いのか、③両陣営のアクターが協力するか対決するか、という3つの相互関係の結果として表現される。特に議論の方向性として、協定型移行の精緻化、相対化、体系化という3つの立場に整理できる。

まず、ナンシー・ベルメオとジョゼッペ・デ・パルマは、従来の協定型移行自体を精緻化する試みとして、柔軟論者と穏健派との協力の機微に焦点を当てた(Bermeo 1986; Di Palma 1990)。とりわけ、バーミオは、体制移行時の柔軟論者と穏健派の力関係の違いから協定型移行を決裂(*ruptura*)と改革(*reforma*)に二分し、その違いが移行後の議会選挙における政党間のイデオロギー配置、

³⁰ 本稿の第5章と第7章では、この協定型移行の枠組みを比較民主化論のアクター中心分析ではなく、比較権威主義体制論の制度分析の観点から精緻化し、権威主義体制(エジプトのムバーラク政権)と暫定政権(ムバーラク政権以後の軍主導の後見政権)という従来とは異なる文脈へと援用する。

³¹ 1990年代の政治体制研究の理論的系譜の分岐として、こうした主意主義に基づくアクター中心分析の系譜とは別に、あくまで前世代の構造主義の視点を踏襲した2つの系譜を指摘できる。第一に、階級間争いと政治体制の長期的過程を論じたバリントン・ムーアの研究(Moore 1966)を源流とする比較歴史分析(comparative historical analysis)の系譜である。比較民主化論のアクター中心分析が当時進行中の事例の短期的過程に着目したのに対して、比較歴史分析は戦間期欧州などの歴史的事例の長期的過程に主眼を置く傾向にあった(e.g. Luebbert 1991; Rueschemeyer, Stephens, and Stephens 1992)。この2つの系譜の分岐は2000年代に入ると権威主義体制の制度分析として再び収斂することになる(e.g. Mahoney 2001b; Brownlee 2007; Smith 2007; Slater 2010b)。比較歴史分析の分析枠組みとその系譜は、権威主義体制下の単一政党優位の確立過程に関する議論の中で改めて取り上げる。とりわけ、第3章補論を参照。

第二に、経済発展と民主主義の関係を論じたシーモア・リップセットの研究(Lipset 1959)を源流とする政治経済学的議論の系譜である。この系譜は、必ずしも構造主義的な枠組みには拘泥せず、経済発展、経済危機、経済格差、天然資源など、様々な論点を派生した。政治経済学的議論の理論的系譜の詳細は、今井(2014a)を参照。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

表 2.4 比較民主化論（移行論）における代表的な移行方式

	政権側		野党勢力側		関係性	移行方式
	強硬論者	柔軟論者	穏健派	急進派		
O'Donnell and Schmitter (1986)	×	○	○	×	協力	協定
Bermeo (1986)	×	○ (弱)	○ (強)	×	協力	決裂
	×	○ (強)	○ (弱)	×	協力	改革
Share and Mainwaring (1986)	○	○	×	×	対決	脱出
	×	○	○	×	協力	取引
	×	×	○	○	対決	崩壊
Di Palma (1990)	×	○	○	×	協力	合意
Karl (1990), Karl and Schmitter (1991)	×	○ (弱)	○ (強)	×	協力	協定
	×	○ (弱)	×	○ (強)	協力	改革
	○ (弱)	×	○ (強)	×	対決	強制
	○ (弱)	×	×	○ (強)	対決	革命
Huntington (1991)	○	○	×	×	対決	変容
	×	○	○	×	協力	代置
	×	×	○	○	対決	入替
Munck and Leff (1997)	×	×	○	×	協力	下からの改革
	×	○	×	×	協力	保守的改革
	×	○ (弱)	○ (強)	×	協力	決裂
	×	○ (強)	○ (弱)	×	協力	取引
	○	○	×	×	対決	脱出
	○	×	×	×	対決	上からの革命
McFaul (2002)	×	×	○	○	対決	民主化
	×	○	○	×	協力	部分的民主化
	○	○	×	×	対決	権威主義化

(注) 筆者作成。○は移行への関与を表し、強弱は移行の際のアクターの強さを表す。

特に旧政権の支持勢力(右派政党)の動員力に影響を与えると考えた。そして、スペインとポルトガルを対比し、決裂に基づく体制移行を経験したファランヘ党(Farange / FE de las JONS)政権以後のスペインでは中道右派政党が影響力を保持し、政権に参画することもできたが、改革に基づく体制移行を経験した国家連合党(União Nacional / National Union)政権以後のポルトガルでは、右派勢力は投票者からの支持を失い、中道左派勢力に政権を譲ることになったと論じた。

これに対して、ドナルド・シェアとスコット・メインウェアリングの研究と、ハンティントンの「第三の波」の研究は、協定型移行の相対化の試みとして、

協力に基づく移行方式に焦点を絞るのではなく、対決に基づく移行方式にも分析射程を広げた (Share and Mainwaring 1986; Huntington 1991)。この2つの研究は、民主化の世界史的な意義 (Huntington 1991: 13-26) を強調する点で異なるが、提示される移行方式はほぼ同じである。つまり、この2つの研究はそれぞれ、体制移行が柔軟論者と穏健派の協力によって進む場合を取引 (trade)・代置 (transplacement) と表現し、政権側主導で進む場合を脱出 (extrication)・変容 (transformation) と表現し、野党勢力側主導で進む場合を崩壊 (breakdown)・入替 (replacement) と表現した。また、この各移行方式を説明するにあたって、シェアとメインウェアリングが主にラテンアメリカの事例に焦点を絞ったのに対して、ハンティントンでは世界中の事例を網羅した³²。

そして、最後にこの精緻化と相対化の両方を総合する試みとして、テリー・リン・カールとシュミッターの研究とジェラルド・ムンクとキャロル・レフの研究は、多種多様な移行方式を体系的に整理した (Karl 1990; Karl and Schmitter 1991; Munck and Leff 1997)。まず、カールとシュミッターは、野党勢力側の穏健派と急進派の関係をエリートと民衆の関係として捉え直し、野党勢力内の主導者の違いと政権側への対応の違いから4つの移行方式を区別した。すなわち、①エリートの妥協によって促される協定 (pact)、②民衆の動員によって平和的に促される改革 (reform)、③エリートが一方向的に妥協を求める強制 (imposition)、④民衆が暴力的に政権崩壊を求める革命 (revolution)、である³³。これに対して、ムンクとレフは、政権と野党勢力の関係をエリートと反エリートの関係として捉え直し、両陣営の双方向的な協力 (ないしは一方向的な和解) に基づく移行方式として、下からの改革 (reform from below)、保守的改革 (conservative reform)、決裂 (rupture)、取引 (transaction) の4つと、両陣営の対決に基づく移行方式として、脱出 (extrication)、上からの革命 (revolution from above)、社会革命 (social revolution) の3つの合計7つの移行方式を提示した³⁴。

³² シェアとメインウェアリングは、取引の事例としてブラジル、スペイン、脱出の事例としてペルー、ボリビア、ウルグアイ、崩壊の事例としてギリシャ、ポルトガル、アルゼンチンを取り上げた。ハンティントンは、代置の事例としてポーランド、チェコスロバキア、ニカラグア、韓国など、変容の事例としてハンガリー、ブルガリア、スペイン、パキスタンなど、入替の事例として東ドイツ、ルーマニア、フィリピンなどを取り上げた。

³³ 各移行方式に該当する事例は Karl and Schmitter (1991: 276, fig.2) を参照。

³⁴ ムンクとレフは、とりわけ、下からの改革の事例としてチリ、決裂の事例としてチェコスロバキアとアルゼンチン、取引の事例としてポーランドとブラジル、脱出の事例として

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

このように、主意主義の視点に基づく比較民主化論（移行論）は、前掲の図 2.3 と図 2.4 に表れた政治体制全般の時代的趨勢、すなわち、1970 年代中頃から 1990 年代中頃に立て続けに見られた様々な政治変動を民主主義体制への移行として捉えようとしたのである³⁵。

この比較民主化論の理論的想定と分析的視点は中東政治研究にも反映された。1990 年代当時、政治制度改革や複数政党制導入後の政党政治に代表される中東諸国の変化の兆しは、民主化の先触れとして解釈され、特にその解釈には移行論の理論的予測を踏まえた期待感と各国の実際の展開を踏まえた失望感が混在していた。例えば、リサ・アンダーソンは、チュニジアのベン・アリー政権発足 1 周年の 1988 年 11 月 7 日に制定された「国民協定」の作成過程を移行論の

ハンガリー、上からの革命の事例としてブルガリアを取り上げた。

³⁵ 比較民主化論のその後の理論的展開としてさらに 3 つの方向性を指摘できる。第一に、協定論自体のさらなる精緻化・相対化である。マイケル・マクフォールは、後述する比較権威主義体制論の制度分析の視点から協定型移行の枠組みを修正し、旧共産圏の体制変動の多様性を説明しようとした (McFaul 2002)。彼は政権側と野党勢力側の力関係の違いが制度設計に影響を与えることを重視し、与野党間の妥協ではなく野党勢力主導で制度設計を進めた場合のほうが民主化しやすいと論じた。

第二に、従来の南欧・ラテンアメリカ・東欧の事例から導き出された移行方式ではなく、サハラ砂漠以南のアフリカの事例から導き出された新家産主義体制 (neopatrimonial regimes) の移行方式の提示である。新家産主義体制とは、執政府の長がイデオロギーや法ではなく個人間の広範な利益誘導のネットワークによって国家権力を維持する政治体制を指す (Snyder 1992: 379)。前節の分類枠組みと関連付けるなら、新家産主義体制はリンズの体制類型におけるスルタン主義体制や、ゲディス派の下位類型における個人支配とほぼ同義である。リチャード・スナイダーは、このような体制では民主化は生じにくく、体制変動が生じたとしてもそれは別の権威主義体制への移行が生じやすいと論じ、政権側 (支配者個人と軍部) と野党勢力側 (穏健派と急進派) の力関係の違いから 8 つの移行方式 (民主化はこのうちの 1 つ) を提示した (ibid.)。また、マイケル・ブラットンとニコラス・ファンデワールは、新家産主義体制からの移行はエリート間の協力ではなく民衆の抗議運動によって生じやすく、その抗議運動の発生の度合いは政治参加と競争の度合いによって異なると論じた (Bratton and van de Walle 1992; 1994; 1997)。これらの議論は、単なる移行方式の精緻化に留まらず、その後の権威主義体制の制度分析の先駆的研究としても位置付けられている (Snyder and Mahoney 1999: 108-112)。

第三に、民主主義体制への移行後の定着 (consolidation) や民主主義の質 (quality of democracy) に対する関心の高まりである。1990 年代中頃以降の南欧・ラテンアメリカ・東欧の新興民主主義国は、西欧や北米の確立した民主主義諸国との比較を念頭に、移行後の民主主義体制がどのように長期的に定着するのか、あるいは、どのように民主主義の質が向上・低下するのかという点が問われるようになった (特に Diamond et al. eds. 1997; Diamond and Morlino eds. 2005)。しかし、移行論以後の政治体制研究は、民主主義体制への関心を失う傾向にあった。それには 2 つの理由がある。第一に、西欧・東欧・ラテンアメリカを含む大多数の事例は、政治体制という制度配置の総体としてではなく、個別制度の分析対象として扱われるようになった。民主主義「体制」という概念枠組み自体が廃れたのである。第二に、1990 年代当時、民主主義体制として扱われた一部の事例は、後述する比較民主化論から比較権威主義体制論へのパラダイム転換を踏まえ、権威主義体制の事例として新たに扱われるようになった。この 2 つの点を踏まえると、政治体制研究という研究分野は、2000 年代以降、権威主義体制研究と同一視される傾向にある。

枠組みから分析し、その中で掲げられた政治的・経済的な理念の実現に期待を寄せた (Anderson 1991)³⁶。それに対して、ジョン・ウォーターベリーは、1991年から1992年に実施されたアルジェリアの議会選挙の事例に焦点を当て、政権側が野党勢力側のイスラーム救国戦線 (*al-Jabha al-Islāmīya lil-Inqādh / Front islamique du salut, FIS*) の急速な台頭を議会の閉鎖と非常事態制限の発令によって対処したという結末を協定型移行の失敗と見なした (Waterbury 1994; Salamé 1994)。つまり、政権側では強硬論者と比べて柔軟論者が弱く、野党勢力側では急進派と比べて穏健派が弱かったのに加え、東欧やラテンアメリカの事例と違って政策の違いではなく宗教的なイデオロギーの違いを軸に対立したため、両陣営の妥協の余地は極端に少なかったと結論付けた。

そして、移行論の直接的な援用の試みだけでなく、比較民主化論と中東政治研究の接点として当時特に重視されたのが、市民社会 (*mujtama' a madani / civil society*) という概念であった (特に Norton 1995; 1996; Brynen, Korany, and Noble 1995; Korany, Brynen, and Noble 1998)。市民社会は総じて次のように定義される。「組織形態としては非国家アクターや非政府組織、例えば、政党、労働組合、職能組合、共同体開発団体などの利益集団で構成されるものを指し、規範としては『他者』を (容認しないまでも) 寛容するという価値観・行動基準、そして、公共空間を共有する諸個人・諸集団の相違に平和的に対処することの暗黙的・明示的な遵守を意味する」 (Ibrahim 1995: 28)。このような市民社会の発展は、競争と参加の増大に寄与し、民主化に寄与すると考えられた。当時の中東研究者は、各国の政党や社会運動の増大を市民社会の萌芽と捉え、その発展度合いを探ることで比較民主化論への貢献を試みた³⁷。

とはいえ、1990年代を通じて、複数政党制の導入に表れる政治制度改革の動きや、それに伴う市民社会の発展という政治的自由化の高まりは、中東諸国の権威主義体制に民主化をもたらすことはなかった。当時の中東諸国の事例の大多数は、主意主義的な枠組みに基づく比較民主化論においては、あくまで民主

³⁶ 本稿第5章では、このチュニジアの「国民協定」をムバーラク政権下のエジプトやサーレハ政権下のイエメンに見られた「国民対話」とともに権威主義体制下の名目的合意形成 (*nominal consensus building*) の一例として改めて論じる。

³⁷ エジプトの政治学者による市民社会の概念的整理と中東諸国の市民社会の発展に関する議論は、アッサイド (2007) も参照。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

化の「失敗」として扱われるに過ぎなかった。

ある一定の政治変動とその後の民主化の「失敗」という評価は、中東諸国に限らず、ラテンアメリカ、東南アジア、旧共産圏、サハラ砂漠以南のアフリカの様々な事例で異口同音に指摘された。それでは、1970年代中頃から1990年代中頃（「第三の民主化の波」の時期）に見られた政治変動は、そもそも民主化として一括りに形容できるものなのか。そして、そのような政治変動は、アクターの振る舞い方に焦点を絞った主意主義的な枠組みで十分に説明できるのか。このような疑問は政治体制研究に比較民主化論に代わる新たな論調が生まれる機運を高めた。すなわち、比較権威主義体制論である。

(3) 理論的系譜：比較権威主義体制論と制度分析

比較権威主義体制論とは、政治的競合や政治的自由化の高まりを軽率に民主化とは捉えず、政治制度の働き方の違いが権威主義体制の存続に影響を与えると思定する制度主義的議論の一群のことである。比較民主化論から比較権威主義体制論への論調の変化は政治体制研究の「パラダイム」の転換を意味する。特に、比較権威主義体制論の問題意識は、比較民主化論の理論的想定と分析的視点への批判によって特徴付けられる（cf. 今井 2010: 5-6）。

まず、「政治的競合や政治的自由化の高まりは民主化を促す」という比較民主化論の（暗黙的な）理論的想定は、概念的側面と実態的側面の2つの点から批判を受けることになった。第一に、概念的側面として、民主化や新興民主主義諸国（new democracies）への関心の高まりに伴い、民主主義体制の判断基準（の少なくとも一部）を満たしていない事例でさえ、民主主義体制の減損型下位類型（diminished subtypes）の実例として表現される傾向にあった（Collier and Levitsky 1997: 437-442）。例えば、民主主義体制の減損型下位類型の主要例として、普通選挙権に不備のある事例群は、制限型（limited democracy）・男性型（male democracy）・寡頭型（oligarchical democracy）と形容され、競争に不備のある事例群は、管理型（controlled democracy）・制約型（restrictive democracy）・事実上一党優位型（de facto one-party dominant democracy）と呼称され、市民的自由に不備のある事例群は、選挙型（electoral democracy）・非自由型（illiberal democracy）

と表現され、政府の統治権限に不備のある事例群は、防御型 (guarded democracy)・保護型 (protected democracy)・後見型 (tutelary democracy) として描写された (ibid: 440, fig.3)。これらの減損型下位類型は「形容詞付き民主主義」として総称されたが、最低限の判断基準を満たしていない事例を民主主義体制に分類することは、概念の明確さや正確さに乏しく、実証分析の妥当性を損なってしまうと考えられるようになった。第1節で取り上げたように、1990年代以降に提唱された二値・最小限主義の分類枠組みが民主主義体制の減損型下位類型を提示しなかった理由はここにある³⁸。

第二に、実態的側面として、政治変動の世界的・時代的趨勢を踏まえ、政治状況に少しでも変化が見られた事例は移行途上 (in transition) の事例と見なされる傾向にあった。この点、当時の研究者の共通認識を覆すうえで大きな意味を持ったのは「移行パラダイムの終焉」を唱えたトマス・キャロサースの指摘 (Carothers 2002) である。彼は比較民主化論が暗黙的に依拠していた5つの想定が1990年代の実際の展開と乖離していたことを批判した。その想定と実際の展開との乖離は次のように整理できる。①権威主義体制から離れる国々は全て民主主義体制へと向かう (と想定されたが、実際には権威主義体制の内実の変化に過ぎなかった)、②移行は一直線に進行する (と想定されたが、実際には様々な経路を経て様々な政治状況へと至った)、③選挙が実施されさえすれば民主主義体制である (と想定されたが、実際には自由で公平な選挙が定期的な実施され続けなければならない)、④構造的要因は移行過程の因果関係に影響しない (と想定されたが、実際にはアクターの意思決定を規定する制度や構造にも着目する必要がある)、⑤民主主義体制の構築と国家建設は両立する (と想定されたが、実際には必ずしもその限りではなかった)。これらの指摘は「将来において民主化するか否かにかかわらず、そもそもなぜ現在において権威主義体制が存続しているのか」という問題意識を政治体制研究者に醸成した。

このように、比較民主化論の理論的想定は、概念的には「プロクルステスの寝台」(Anderson 2006) との批判を受け、実態的には「ゴドーを待ちながら」

³⁸ 注8で述べたように、二値・最小限主義に基づく分類枠組みが提示した下位類型は、定義的属性の不備の違いではなく、選挙制度や執政制度などの個別属性の違いによって判断された。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

(Albrecht and Schlumberger 2004) になぞらえて批判されたのである。

次に、「政治アクターの振る舞い方の違いから民主化の成否の可能性を論じる」という主意主義に基づく比較民主化論の分析的視点は、移行方式を説明するにあたって両陣営のアクターの違いやその力関係の違いには配慮したが、そのアクターの性質や力関係を規定する条件や文脈までは考慮しない傾向にあった。このような欠陥を補うために着目されたのが、政治制度の設計とその効果であった。制度は、一般的に「社会におけるゲームのルール、さらに形式的に言えば、人間の相互作用を形作る人為的な拘束」(North 1990: 3) と定義され、制度設計者や利害関係者などのアクターに権力を与えるとともにその振る舞いに制約を加える。アクターの選択は、文脈に関係なく任意に決定されるのではなく、そのアクターを取り巻く制度の制約を受けたものであると考えられるようになった。分析的視点として政治制度の働き方の違いに着目する制度主義は、分析レベル上、マクロレベルの構造主義とミクロレベルの主意主義の中間に位置付けられる(Mahoney and Snyder 1999)。制度は、構造主義との関係で言えば、構造のようにアクターの振る舞いを決定するのではなく、複数の選択肢の「余地」を与える。主意主義との関係で言えば、無制限の選択肢を許容するのではなく、その選択肢の「範囲」を規定する。また、構造がアクターの振る舞いでは変化しないのに対して、少なくとも政治制度はアクターの振る舞いによって変化する可能性もある、という関係にある。

政治体制研究における主意主義から制度主義への分析的視点の転換は 1990年代以降の比較政治学全般における新制度論(new institutionalism)の復権と発展が大きく関係している³⁹。これまで権威主義体制下での政治制度(特に、議会・選挙・政党)は「お飾り」に過ぎないと考えられがちであったが、新制度論の発展を受けて、様々な研究者が権威主義体制の内部力学を詳細に解剖した結果、本来なら民主主義体制下の政党政治と関わるはずの政治制度が権威主義

³⁹ 比較政治学における新制度論のアプローチは主に次の3つに大別される(Hall and Taylor 1996)。①制度を合理的なアクターの最適な選択の結果として生じる特定の均衡を維持させる調整メカニズムと捉える合理選択制度論(rational choice institutionalism)、②文化的・規範的な慣習の再生産を適切性の論理から説明する社会学的制度論(sociological institutionalism)、③アクターの力関係とそれを取り巻く制度との相互作用に着目し、制度の構築・変化・進化にまつわる長期の時間的過程を重視する歴史的制度論(historical institutionalism)、である。このうち、本稿第3章は、権威主義体制下の単一政党優位の確立過程に関して歴史的制度論の枠組みを踏まえた議論を展開する。

体制の存続に役立っていることが明らかになった。かくして、政治制度は権威主義体制下においても重要であると考えられるようになったのである。

このような比較民主化論の理論的想定と分析的視点への批判を問題意識として掲げ、比較権威主義体制論という方向性を初めに大々的に提示したのは、前述の選挙権威主義学派の一連の研究（Diamond 2002; Levitsky and Way 2002; 2010b; Schedler 2002; 2006; 2013; cf. Art 2012; Morse 2012）であった。選挙権威主義学派の研究は、何らかの政治変動が起こったとしても最低限の政治的権利と市民的自由を満たしていなければ民主化とは見なさず、あくまで権威主義体制が存続していると考えた。とりわけ、制度上の民主主義的な要素（複数政党選挙の実施や議会審議など）と運用上の権威主義的な要素（選挙操作や議員の不逮捕特権の恣意的剥奪など）を兼ね備えている事例を重視し、第1節で論じたように、複数政党制の有無と選挙の競合性の違いから権威主義体制を競合型、覇権型、閉鎖型に類別し、権威主義体制下の政党政治の力学を総体的に描写しようとした。

選挙権威主義（という新たな概念や、それに類する形容詞付き権威主義）の概念を掲げた多くの研究は、前掲の図 2.5 から図 2.8 に表れた権威主義体制の時代的趨勢、すなわち、1990年代以降に立て続けに見られた様々な政治変動を民主化の失敗として捉えるのではなく、権威主義体制の内実の変化（政党政治の急増、ひいては単一政党優位の領域の拡大）として捉えようとした。このような1990年代以降の時代的趨勢とそれに伴う2000年代前半の学問的関心の変化は、まさしく「選挙権威主義の時代」（Morse 2012）を印象付けた。

とはいえ、選挙権威主義学派の分類枠組みとその応用研究は、問題意識としては政治体制研究の「パラダイム」の転換を印象付けたが、制度分析としては問題を抱えていた。複数政党選挙や議会審議などに表れる政党間の競合性を下位類型の判断基準として用いたため、個別の制度の機能や効果を厳密に論じることが難しかったからである⁴⁰。特に、選挙権威主義という概念自体を提唱したシェドラーや、その中分類として競合型を提唱したレヴィツキーとウェイは、

⁴⁰ 選挙権威主義体制の概念を統計分析に用いた場合は特に問題になる。議席占有率や得票率を選挙権威主義体制の母集団の判断基準に用いると、政党間の競合性の違いを独立変数や従属変数に用いることが難しくなってしまうからである。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

表 2.5 比較権威主義体制論の制度分析

	議会	選挙	政党
名目的機能	与野党間の審議の場	有権者の選好表明と多数派形成の手段	複数政党制に基づく参加と競争の担い手
実質的機能	野党勢力の取り込みの場	①政治的自由化を促進 ②利益誘導を促進	与党勢力内のエリートの利害調整と民衆の動員
代表的議論	Lust-Okar (2005), Gandhi (2008), Wright (2008)	Howard and Roessler (2006), Gandhi and Lust-Okar(2009), Brownlee (2009), Lindberg (2006a; 2006b; 2009), Teorell and Hadenius (2009)	Magaloni (2006), Greene (2007; 2010), Brownlee (2007), Gandhi (2008), Magaloni and Kricheli (2010), Levitsky and Way (2010b), Svobik (2012)
本稿の貢献	常設の議会を名目的合意形成の場の1つとして相対化 (第5章)	政党間の公式制度上の競争性が体制変動 (第4章) と選挙前連合 (第6章) に与える効果を推定	単一政党優位の確立過程とその多様な経路を長期的に追跡 (第3章)

(注) 筆者作成。

Freedom House の政治的権利・市民的自由の値や、膨大な制度的側面の組み合わせによってそれぞれの類型を操作化した (Schedler 2013 393-405; Levitsky and Way 2010b: 365-371)。しかし、そのように操作化すると、選挙権威主義体制として総称される制度配置において個別の制度が体制全体に対してどのような効果を持つのか、そして、どのような制度の組み合わせがどのような効果を持つのか、という疑問に直観的に答えにくくなってしまふ。この問題を回避するため、多くの研究者は選挙権威主義という総称的な下位類型を積極的には用いず、あくまで個別制度の働き、特に議会、選挙、政党という3つの政治制度に焦点を絞った。言うなれば、近年の権威主義体制研究者は、下位類型レベルでの「選挙権威主義体制」の分析ではなく、個別属性レベルの「権威主義体制下の選挙」の分析を志向したのである (cf. Svobik 2012)。

一般的に、議会、選挙、政党という3つの政治制度に基づく政党政治は「少なくとも現代においては非民主的体制とは両立しえない」(川人・他 2011: 1, 7, 5)と想定されがちであるが、実際には両立しえないどころか権威主義体制の存続に役立つことが多くの研究から明らかになった。表 2.5 は各制度の名目的機能と実質的機能の一覧である。各制度の論点は次のように整理できる。

まず、議会は、民主主義体制下では立法や予算をめぐる与野党間の審議の場

として機能すると考えられる。しかし、そのような名目に反して、権威主義体制下では与党勢力が政治的優位を背景に概して一方的に野党勢力に対処できるため、野党勢力の一部の政治参加を認めた上での分断統治(Lust-Okar 2005)や、現体制の保持を前提にした与野党間の利害調整(Gandhi 2008)の手段として活用された。議会はあくまでも野党勢力の取り込みの場として機能すると考えられたのである⁴¹。

次に、選挙(特に議会選挙)は、民主主義体制下では有権者の選好表明とそれに伴う多数派形成の手段として機能すると考えられる。これに対して、権威主義体制下の選挙には政党政治の文脈の違いによって一見すると矛盾した効果が表れることが明らかになった。第一に、与野党間の競合性が高い(すなわち、競合型権威主義の)文脈では、野党勢力は選挙後の大幅な議席獲得や政権交替を期待し、政権側との直接対決を厭わないため、選挙は政治的自由化(ひいては体制変動・民主化)に寄与すると考えられる(特に Howard and Roessler 2006; Lindberg 2006a; 2006b; 2009; Brownlee 2009; Hadenius and Teorell 2007; Teorell and Hadenius 2009)。第二に、与野党間の競合性が低い(すなわち、覇権型権威主義の)文脈では、野党勢力は選挙後の冷遇を恐れ、政権側との直接対決を避けて現状での既得権益(議員特権に伴う利益誘導)の維持に専念するため、選挙は現状維持(ひいては体制存続)に寄与すると考えられる(Gandhi and Lust-Okar 2009)⁴²。

最後に、政党は、複数政党制に基づく参加と競争の担い手である。前節で論じたように、複数政党制と政党政治は民主主義体制(を判断するため)の必要条件であるのに対して、権威主義体制(を判断するため)の十分条件である。与党の存在が権威主義体制の存続に寄与することは多面的に解明された。まず、支配エリートは体制形成期に重要な政治問題をめぐって利害対立を解決できた

41 野党勢力の取り込みの場として機能するのは、議会という常設の審議の場だけではない。本稿第5章では、エジプトやイエメンの「国民対話」に代表される特設の合意形成の場が権威主義体制下の議会と同じような機能を果たすばかりか、その設置期間や野党勢力の参加の規模の違いによって多種多様な効果を発揮することを明らかにする。

42 政治的自由化と利益誘導という野党勢力の選好とその結果としての体制変動・体制存続という効果の違いは一見すると矛盾しているように思われる。しかし、それぞれの文脈における野党勢力の振る舞いを政治的・経済的便益の獲得という共通の選好が異なった形で表れたものとして考えると、政治的自由化と利益誘導は必ずしも矛盾しない。本稿第6章では、この2つの論調を野党勢力の選挙前連合の形成の論理として総合する。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

ら、その後は強大な与党組織を構築しやすくなる (Brownlee 2007)。このとき、与党の政治局は、軍政における軍最高評議会と君主政における王室評議会と並んで支配エリートの利害調整装置の1つとして機能する (Gandhi 2008)。その利害調整には2つの側面がある。役職や昇進の機会の長期保証によって非主流派の離党を防ぐ働き (Geddes 1999; Magaloni and Kricheli 2010) と、派閥間の意思疎通の透明化によって主流派の独断専行を防ぐ働き (Svolik 2012) である。与党組織は、政治的優位に基づく公共資源の政治利用と利益誘導 (Greene 2007; 2010) によって保たれ、選挙に際して民衆の広範な動員によって野党勢力に「難攻不落」の印象 (Magaloni 2006) を与え、国外からの民主化圧力に耐えること (Levitsky and Way 2010b) を可能にする⁴³。

このような比較権威主義体制論の発展は、民主化の試みが実質的にほとんど見られなかった中東地域の研究者が比較政治学に理論的に貢献する機運を高めた。民主化から権威主義体制の存続へと「望遠鏡の視点を変えてみると、そこには広大な地平が広がっていた」(今井 2008: 79) ことを気付かせるきっかけとなった。2000年代以降の中東政治研究は、事例の個別性・特殊性の否定(地域特有の要因で中東地域の事例を例外視しないこと)と、理論の一般性・普遍性への志向(中東地域と他の地域の事例を比較できる理論を構築すること)という、相互に関連する2つの関心を共有し、必ずしも民主化の失敗に言及せずに中東地域における権威主義体制の存続原因とその存続が国内政治に与える影響を解明しようとした。

比較権威主義体制論という方向性を明確かつ体系的に打ち出した中東政治研究の嚆矢は、マルシャ・プリップステイン・ポザスニーとミシェル・ペナー・アングリストの編著、*Authoritarianism in the Middle East* であった (Posusney and Angrist 2005)⁴⁴。同書は「中東地域の権威主義諸国が近い将来に民主主義への

⁴³ 権威主義体制下の政党の研究は、支配エリートとしての与党勢力(特に単独与党)に焦点を絞ることが多く、与党勢力内(連立与党)の関係性や与野党間の関係性については体系的には論じられていない。また、現に存在する与党勢力に着目することが多く、その与党勢力が長期的に確立していく過程(すなわち、単一政党優位の起点から終点までの長期的過程)に関する統一的な理論は構築されていない。そのため、本稿第3章では、権威主義体制下の政党システムに関する理論的空白を埋めるため、比較歴史分析の観点から単一政党優位の確立過程についての統一的な説明を試みる。

⁴⁴ この点、政治体制研究の比較権威主義体制論以前に、国家・社会関係論の枠組みから中東地域の権威主義国家の存続を論じた先駆的研究として Dawisha and Zartman (1988)と Luciani (1990)を挙げることもできる。

移行を経験するという楽観論は主張しない」(ibid.: 16) という問題意識の下、制度と組織に着目して幅広い議論を展開した。例えば、権威主義体制の存続とその影響として、①膨大な石油資源が大規模な治安機関の維持を可能にすること、②政府機関の役職が保証された支配エリート間の競争は体制護持の大枠の中での政治的多元性を醸成すること、③現政権に有利に働く選挙制度の設計には様々な形があること、④体制形成期における政党間の分極性と動員の非対称性がその後の体制の性質を規定すること、⑤経済危機が野党勢力の動員に与える効果は各党の政治参加(取り込み)の度合いによって異なること、などが論じられた。

同書の刊行と同時期、中東政治研究の比較権威主義体制論への意義や貢献は様々な形で繰り返し強調された(Albrecht and Schlumberger 2004; Anderson 2006; Hinnebusch 2006; Schlumberger 2007; Brynen et al. 2012)⁴⁵。2000年代以降の中東政治研究は、一国研究を除く主要な国家間・地域間比較の議論に絞っただけでも、政治制度に関して次のように様々な論点が取り上げられた。

第一に、与党や支配エリートに関する論点としては、与党の組織的基盤(Brownlee 2007)、石油資源の有無と体制の財政基盤(Smith 2007)、与党の動員構造(浜中 2011)、支配連合の弾力性(Stacher 2012; Heydemann and Leenders 2013)などが挙げられる。

第二に、政党システムに関する論点としては、野党勢力の体制支持(Albrecht 2005)、政党システムと政治体制の長期的関係(Angrist 2006)、イスラーム主義

⁴⁵ 中東政治研究は分析的視点として主に政治体制研究と社会運動研究という2つの研究分野で成り立つ(cf. Haklai 2009)。政治体制研究が政権側の動向に焦点を絞るのに対して、社会運動研究は野党勢力側、特にイスラーム主義運動・政党の動態に着目する。イスラーム主義運動に関しては、権威主義体制下という政治的自由が限られた環境においてどのような社会活動に従事するのか、そして、その活動をどのように政治に活かすのかという点が問われた(Wiktorowicz 2004)。イスラーム主義政党に関しては、主要野党としてどのように選挙に参加するのか、参加しないのか、世俗政党とどのような関係を築くのか、そして、政権に参画した場合、どのように政権の舵取りを担うのかという論点が問われた(Salih ed. 2009)。

とりわけ、社会運動研究は、特定の争点をめぐってイスラーム主義運動と左派政党にイデオロギー横断的な協力関係が見られたこと(Schwedler 2006; Schwedler and Clark 2006; Browsers 2009)を踏まえ、「急進的な社会集団は既存の政治システムに包摂されると穏健化する」という包摂・穏健化仮説(inclusion-moderation hypothesis)の検証を試みることが多い。そこで問われたのは、1980年代以降の中東諸国に見られた部分的な政治的自由化を受けてイスラーム主義運動・政党は従来の理念通りの行動をしたのか、実際の行動に合わせて理念を変えたのか、それとも、理念を変えずに実際の行動のみを戦略的に変えたのか、という点であった(Schwedler 2007; 2011)。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

政党の封じ込め (Albrecht and Wegner 2006)、政権と野党勢力の協力 (浜中 2009)、野党勢力内のイスラーム主義政党と世俗政党の関係 (Ottaway and Hamzawy 2007; Brown and Hamzawy 2010)、野党勢力の多様な振る舞い (Albrecht 2010) などが挙げられる (議会政治については Baaklini, Denoeux, and Springborg 1999 も参照)。

第三に、選挙に関する論点としては、政体間の選挙制度の違い (Lust-Okar and Amaney 2002)、政治参加の動態 (Lust-Okar and Zerhouni 2008)、選挙過程の総説 (Sadiki 2009) などが挙げられる。

第四に、君主政に関する論点としては、君主政の組織的基盤 (Herb 1999; Kostiner 2000; Lucas 2004) と君主政の議会政治 (Tetreault et al. 2011; 石黒 2013) が挙げられる。そして、他には、君主政と共和政の制度配置 (Brumberg 2002)、労働組合の振る舞い (Bellin 2000; 2002)、社会集団 (Pratt 2007; Beinin and Vairel 2011)、軍部の役割 (Cook 2007) などが取り上げられた。

中東政治研究は、比較権威主義体制論との邂逅とともに、政治体制研究、ひいては比較政治学の周辺の地位から脱し、理論的貢献の表舞台へと躍り出たのである。

本節では、政治体制の時代的趨勢とそれに合わせて発展した政治体制研究の理論的系譜を辿った。政治体制全般の事例群を広く眺めたら、民主化の急増を見出すことができるが、権威主義体制の事例群のみに焦点を絞ってみると、制度的・実態的に単一政党優位の領域の拡大を見出すことができる。このような時代的趨勢の変化に合わせて、政治体制研究の論調は、主意主義に基づく比較民主化論から制度主義に基づく比較権威主義体制論へ大きな「パラダイム」の転換を経験した。本稿の議論は、この比較権威主義体制論へと至る長大な理論的系譜の中に位置付けられる。とりわけ、その理論的想定と分析的視点を共有しつつ、権威主義体制下の単一政党優位についてさらなる理論的発展を試みる (表 2.5 と注 41~43 を参照)。それでは、このような単一政党優位の領域とその時代的趨勢を踏まえ、次節では、単一政党優位の事例自体を割り出すための操作化の基準を整理し、権威主義体制下の単一政党優位の見取り図を提示する。

3. 権威主義体制下の単一政党優位

(1) 単一政党優位の操作化

単一政党優位という現象は、これまで政治体制研究と政党研究において様々な名称、様々な分析レベル、様々な判断基準、様々な事例群によって論じられてきた。名称の違いはそのまま分析レベルの違いとして表れ、判断基準の違いはそのまま事例群の違いへと反映される。様々な研究者が同じような概念から同じような現象の因果関係を論じているように見えても、その概念の操作化の基準が異なれば、その因果的議論の分析射程も大きく異なるのである。本稿の定義に引き付けて言えば、単一政党優位を「単一の与党が少なくとも連立与党の中心として長期間に渡って全国レベルの執政府を支配する」状況として定義したとしても、その「長期間」はどの程度の長期間なのか、そして「執政府を支配」はどのような優位を意味するのか、という判断をめぐって様々な立場を取りうる。

表 2.6 は、政治体制研究と政党研究の代表的議論における「単一政党優位」の操作化の違いである⁴⁶。まず、分析レベルの違いは名称の違いに表れやすい。例えば、優位政党 (dominant parties) (Duverger 1954)、一党優位システム (one-party dominant system) (Coleman 1960)、優位政党システム (dominant party system) (Arian and Barnes 1974)、優勢政党システム [優勢政党制]・覇権政党システム [覇権政党制] (Sartori 1976/2005) などの名称は単一政党優位が政党システム・レベルの現象であることを含意するのに対して、政府党体制 (藤原 1994)、一党優位体制 (one-party dominant regime) (Pempel 1990)、単一政党体制 (single-party regime) (Smith 2007)、競合型権威主義体制 (competitive authoritarianism) (Levitsky and Way 2002)、覇権政党独裁制 (hegemonic party autocracy) (Magaloni 2006)、優位政党権威主義体制 (dominant party authoritarian regime) (Greene 2007) などは単一政党優位が政治体制レベルの現象であることを含意する。概して、

⁴⁶ 本図は今井 (2013b: 11-12) を加筆修正したものである。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

表 2.6 「単一政党優位」の操作化の違い

	名称	分析レベル	判断基準		事例群
			空間	時間	
【政党研究】					
Duverger (1954)	優位政党	政党	相対多数	一時代	民主
Coleman (1960)	一党優位システム	政党	70%	1回の選挙	民主
Blondel (1968)	優位政党を伴う多党システム	政党	40～50% (得票)	20年	民主
Arian and Barnes (1974)	優位政党システム、優位政党	政党	なし	一時代	民主
Sartori (1976/2005)	優勢政党システム、覇権政党システム	政党	絶対多数	議会選挙の3回連続勝利	民主／権威
Pempel (1990)	一党優位体制、単一政党優位、一党優位	政党／体制	相対多数	永続的・半永続的な統治	民主
Ware (1996)	優勢政党システム	政党	45～50%	なし	民主
Cox (1997)	優位政党	政党	なし	30～50年	民主
Gilmore and Simkins (1999)	優位政党、優位権威主義政党、優位政党体制	政党／体制	圧倒的多数	なし	民主／権威
van de Walle and Butler (1999)	一党優位システム	政党	60%	1回の選挙	民主
Bogaards (2004)	優位政党システム、優位政党	政党	絶対多数	議会選挙の3回連続勝利	民主
Friedman (2008)	優位政党システム、優位政党	政党	100%	なし	権威
Templeman (2012)	優位政党システム、優位政党	政党	なし	20年	民主／権威
松本 (2005)	一党優位制	政党	圧倒的大差	なし	民主／権威
川中 (2012)	一党優位体制、優位政党	政党	なし	なし	民主／権威
【政治体制研究】					
藤原 (1994)	政府党体制、政府党	体制／政党	行政機構との一体化	なし	権威
Geddes (1999)	政党支配、優位政党	体制／政党	67%	なし	権威
Smith (2007)	単一政党体制	体制／政党	67%	なし	権威
Brownlee (2007)	単一政党型	体制／政党	67%	なし	権威
Brownlee (2009)	競合型、覇権型	体制	75%	なし	権威
浜中 (2011)	ハイブリッド型	体制	67%	なし	権威
Hadenius and Teorell (2007)	優位政党型	体制	67%	なし	権威
Wahman (2011)	競合型、優位政党型	体制	67%	なし	権威
Magaloni (2006)	優勢政党民主制、覇権政党独裁制、覇権政党	体制／政党	65%	20年間	民主／権威
Magaloni and Kricheli (2010)	優位政党型	体制	なし	なし	権威
Howard and Roessler (2006)	競合型、覇権型	体制	70%	なし	権威

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

	名称	分析レベル	判断基準		事例群
			空間	時間	
Schedler (2002; 2006; 2013)	選挙権威主義体制	体制	なし	なし	権威
Levitsky and Way (2002; 2010b)	競合型	体制	なし	なし	権威
Greene (2007; 2010)	単一政党優位、優位政党権威主義、優位政党民主主義、優位政党システム	体制／政党	絶対多数（大統領制）、相対多数（議院内閣制）	20年間か連続4回の選挙	民主／権威
鷲田 (2012)	優位政党	体制／政党	なし	20年間か連続3回以上の議会選挙	民主／権威
Svolik (2012)	単一政党体制、覇権政党、優位政党	体制／政党	75%	なし	権威

(注) 筆者作成。cf. Templeman (2012: chap.1) 表中の略称の意味は以下の通り。体制＝政治体制レベル、政党＝政党システム・レベル、政党／体制・体制／政党＝2つの分析レベルの混在、民主＝民主主義体制下の事例群、権威＝権威主義体制下の事例群、民主／権威＝2つの事例群。

政党研究が単一政党優位を政党システムとして適切に捉える傾向にあるのに対して、政治体制研究は政党システムではなく政治体制としての位置付けが混在（もしくは混同）する傾向にある。第1節で論じたように、本稿は「政党政治の変化」と「政治体制全体の変動」の混同を避けるため、単一政党優位を政党システム・レベルの現象として捉える。

次に、優位の判断基準の違いはそのまま事例群の違いに反映されやすい。多くの研究は、与党の政治的優位の拠り所として議会に着目し、特にその優位を時間的側面（政権の存続期間）と空間的側面（議席占有率・得票率）に分けて判断する傾向にある。最も古典的な議論として、モーリス・デュベルジェは優位政党を「方針、理念、手法、様式が時代と合致している場合、その政党は優位政党である」（Duverger 1954: 308）と定義し、時間的には「一時代」を築いていること、空間的には相対多数の議席を有していることを判断基準に用いた。その後、政党システムの概念を発展させたサルトーリは、単一政党優位を民主主義体制下の優勢政党システムと権威主義体制下の覇権政党システムに分けて考えた（Sartori 1975/2005）。前述のように、前者は政権交替が事実上起こらない状況を指し、後者は政権交替が事実上起こらないばかりか起こり得ない状況

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

を指す。このうち、優勢政党システムの判断基準として、時間的には議会選挙で3回連続勝利すること、空間的には絶対多数の議席を有していることという閾値が設けられた⁴⁷。

そして、権威主義体制下の政党政治に関する近年の実証研究は、単一政党優位の母集団を判断するにあたって、空間的側面に関して主に議席占有率の閾値を設ける一方、時間的側面に関しては特段の閾値を設けないことが多い。政党政治の長期的過程より制度設計の短期的効果に着目することが多かったからである。しかし、その中でも、マガローニとケネス・グリーンは、メキシコの制度的革命党の長期政権を念頭に単一政党優位の時間的側面と空間的側面を厳密に定義した。マガローニは、政治体制レベルから一党優位体制を優勢政党民主制 (predominant democracy) と覇権政党独裁制に分類する。このうち、覇権政党独裁制は「数政党選挙を定期的実施しながら1つの政党が半権威主義的状况で間断なく政権の座に留まっているシステム」(Magaloni 2006: 32) と定義され、その判断基準として、時間的には20年間の存続期間、空間的には議席占有率65%以上という閾値が設けられた (ibid.: 35-37) ⁴⁸。同じく、グリーンも政治

47 サルトーリは、優勢政党システム (predominant party system) とは別に優位政党システム (dominant party system) という概念を用いた。優位政党システムは「ある1つの政党が他の全ての政党を圧倒的に引き離している」政党システムと定義され、その判断基準として他党との得票差が10%以上離れていることが重視された (Sartori 1976/2005: 171)。優勢政党システムが確立・固定化した政党システムの一つであるのに対して、優位政党システムは不定形で流動的な政党システムの一つである。優位政党システムが確立したことで優勢政党システムが成り立つと考えられた (ibid.: 227-228)。しかし、サルトーリ以後の政党研究の多くは、この区別を必ずしも踏襲せず、あくまで優位政党という用語を優勢政党の意味で用いたため、概念の位置付けに少なからず混乱が見られることになった。

48 より厳密に言えば、マガローニは、民主制・独裁制の別なく、一党優位体制の判断基準として、①限定的であっても複数政党間の競争が定期的実施されている、②執政府の長と立法府を選挙で選ばれている、③現政権が20年間より長く政権を務めている、④現政権が政権発足当初に複数政党選挙で選ばれていない場合、当該の与党が複数政党選挙を導入し、その後一度も敗北していない、という4つの条件を設け、さらに、覇権政党独裁制を優勢政党民主制から区別する判断基準として、①議席占有率65%以上 (一方的に憲法を修正できること)、②組織化・監視・選挙結果の判断などを司る政治制度を一方的に制御している、という2つの条件を設けた。この二段階の判断基準に基づいて覇権政党独裁制に位置付けられた事例は、エジプト (国民民主党)、ガボン (ガボン民主党)、ガイアナ (人民国民会議)、カメルーン (カメルーン人民民主運動)、ガンビア (人民進歩党)、ギニアビサウ (ギニア・カーボベルデ独立アフリカ党)、ケニア (ケニア・アフリカ民族同盟)、コートジボワール (コートジボワール民主党)、ジブチ (与党には言及せず)、シンガポール (人民行動党)、ジンバブエ (ジンバブエ・アフリカ国民同盟・愛国戦線)、セネガル (セネガル社会党)、台湾 (国民党)、タンザニア (タンザニア革命党)、パラグアイ (コロラド党)、ボツワナ (ボツワナ民主党)、マレーシア (統一マレー国民組織)、南アフリカ (国民党)、メキシコ (制度的革命党)、モザンビーク (モザンビーク解放戦線)、リベリア (真正ホイッグ党)、である。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

体制レベルから単一政党優位を優位政党民主主義体制と優位政党権威主義体制に分類する。このうち、優位政党権威主義体制は「有意義な選挙を実施し、1つの政党が少なくとも連続20年か連続4回の選挙で社会選択の決定力を維持している政体」(Greene 2010: 809)と定義される。社会選択の決定力は執政制度の違いによって異なると見なされ、大統領制の事例は、現政権が執政府の長、議会の絶対多数の議席、連邦制のときには州議会の過半数を占めていること、議院内閣制・半大統領制の事例は、首相職と少なくとも議会の相対多数の議席という判断基準が設けられた。特に、議会選挙の有意性が重視されるため、想定される事例群の範囲はマガローニよりも狭い⁴⁹。

このように従来 of 単一政党優位の議論は、政党研究にせよ、政治体制研究にせよ、単一政党優位の事例群とそれ以外の事例群の質的な違いを(少なくとも暗黙的に)想定し、政治的優位の空間的側面と時間的側面の一方か両方の閾値によって事例を明確に線引きした。しかし、少なくとも時間的側面に関して言えば、政治的優位を程度の問題として想定したほうが自然である。例えば、20年間という閾値を設けた場合、政権与党の性質は19年11ヶ月間と20年1ヶ月間の存続期間の違いによって大きく変質する(すなわち、単一政党優位へと転換する)と想定できるだろうか。むしろ、19年11ヶ月間より20年1ヶ月間存続した政権与党のほうが単一政党優位の度合いが高く、それに伴って優位政党としての固有の特性を帯びやすいと考えたほうが直観に合うと思われる。

この点、単一政党優位の判断基準を近年最も体系的に整理したカリス・アリー・テンプルマンは、優位の時間的側面に関して質的転換より量的変化を重視した最小限主義的な考え方に立脚し、先行研究で強調された様々な優位の側面は全て与党勢力の存続期間の長さの付帯現象に過ぎないと想定した(Templeman 2012)⁵⁰。つまり、特定の時間的閾値を設けず、存続期間の長くなるほど、他の様々な側面に優位の特徴が表れ、そして、そうした特徴がより鮮明に表れるほど、与党勢力の存続期間はさらに長くなると考えたのである。

⁴⁹ 優位政党権威主義体制に位置付けられた事例は、ガンビア(人民進歩党)、シンガポール(人民行動党)、セネガル(セネガル社会党)、台湾(国民党)、ボツワナ(ボツワナ民主党)、マレーシア(統一マレー国民組織)、メキシコ(制度的革命党)、である。

⁵⁰ 先行研究で強調された優位の側面とは、①議席数・得票数、②政権の存続期間、③連立交渉の立ち位置、④議題設定力、⑤国家との一体性、⑥野党勢力の分裂、の6つである(Templeman 2012: 20-26)。

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

本稿もこれと同じような立場に立脚し、従来の研究より広義の判断基準を設け、単一政党優位という現象を事例の種類の問題（優位の質的転換）ではなく程度の問題（優位の量的変化）として捉える。つまり、権威主義体制下の与党勢力は「議会での存在感が大きく、かつ、政権の存続期間が長いほど、優位の度合いは大きくなる」と想定し、その最たるものを単一政党優位と位置付ける⁵¹。まず、優位の空間的側面に関して、与党勢力の議席占有率が高いほど、優位の度合いは大きくなると想定した。とりわけ、その最低限の前提条件として、軍政の親軍政党にせよ、君主政の王党派政党にせよ、文民共和政の与党連合にせよ、与党勢力が、①執政府の長を占めていること、②立法府の相対多数の議席を有していること、という2つの条件を設けた。次に、時間的側面に関して、政権の存続期間が長いほど、優位の度合いは大きくなると想定した⁵²。

そのため、正確を期して言えば、本稿では「単一政党優位」という独特な事例群が存在すると想定するのではなく、権威主義体制下の与党勢力ごとに「単一政党優位化」の度合いが異なると想定したのである。

(2) 権威主義体制下の単一政党優位（化）の事例群

章末に掲載した表 2.7 は、1960 年から 2008 年までの期間に権威主義体制下の単一政党優位の領域に見られた与党勢力の一覧である。この事例群の中には、例えば、政党政治に制度的制約が見られる事例として、名目的に複数政党制を採用しつつ実質的に一党制を敷く事例（中国や 1990 年代以前の東欧諸国）や、それより緩やかな形で政党数などに制限を加える事例（インドネシア、ブラジル）がある。また、独立後や体制樹立後に複数政党制を導入した事例の中には、

⁵¹ 本稿では、単一政党優位の「領域」に関しては政党制度上の明確な質的転換（複数政党制の採用という前提条件）を想定し、単一政党優位の「事例群」に関しては量的変化（優位の程度の問題）を想定した。この判断基準の使い分けは、「制度上の前提条件」と「理念型への近さ」という2つの側面を使い分けたポリアーキーの操作化の発想に類すると言えるだろう。ポリアーキーの2つの操作化の基準は本章第1節冒頭と注4を参照。

また、単一政党優位は、「優位」の度合いだけでなく「単一政党」の度合いでも事例ごとに異なると想定される。単一政党の度合いの違いとは与党勢力内の構成の違いである。第4章の統計分析ではその与党勢力内の構成の違いを「有効与党数」(effective number of ruling parties) という変数によって表現した。

⁵² とはいえ、権威主義体制下の野党勢力に関する第6章の議論では「10年より長い存続期間」という比較的低い閾値を便宜上用い、広範囲の事例群を分析対象に含めた。

短期間のうちにクーデターなどによって政党政治が頓挫した事例（ウガンダ、トーゴ）、短期間のうちに複数政党制を放棄して制度的単一政党制を採用した事例（チャド）、そのまま政権が長期間存続している事例がある。そして、制度的単一政党制を長期間導入していた事例の中には、複数政党制導入後の選挙に敗北し、政権交替（ひいては民主化）を認めた事例（1990年代以前の東欧諸国）もあれば、複数政党選挙での敗北を予期し、選挙過程に介入してかろうじて体制を維持した事例（アルジェリア）もあれば、複数政党選挙に難なく勝利できた事例もある。さらに、第1節で論じた Type II の事例、すなわち、民主主義体制の判断基準のうち政権交替のみを経験していない事例（ザンビア、南アフリカ）も見られる。

この一覧には従来の研究のように時間的閾値を設定したときに捨象されてしまう与党勢力の多様性を見て取ることができる。権威主義体制下の単一政党優位の領域は、様々な事例に満ち溢れ、様々な角度から分析できる豊かな研究領域なのである。

(3) おわりに

本章では、権威主義体制下の単一政党優位の起点から終点までの一連の過程について厳密な因果的議論を展開する前提として、政治体制研究の観点から単一政党優位の領域を設定し、その時代的趨勢と理論的系譜を論じた。単一政党優位は「単一の与党が少なくとも連立与党の中心として長期間に渡って全国レベルの執政府を支配する」状況として定義される。第1節で論じたように、単一政党優位は、複数政党制を正式に採用している（か、少なくとも実質的に複数の政党が存在している）政治体制の下にしか生じえない。そのため、権威主義体制の事例群に限って言えば、複数政党制の事例群は単一政党優位の領域、制度的単一政党制の事例群は非領域、制度的無党制の事例群は潜在的領域ということになる。そして、第2節で示したように、1970年代中頃から1990年代中頃にかけての民主主義体制の急増と権威主義体制の内実の変化とともに単一政党優位の領域は大幅に拡大した。この時代的趨勢の変化は単一政党優位の時代の到来を印象付ける。特に第3節で述べたように、与党勢力が時間的・空間的に

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

政治的優位を占めるほど、単一政党優位の度合いが高いと想定される。

本章では、単一政党優位の概念の精緻化に焦点を絞ったため、その政治現象にまつわる因果関係については一切取り上げなかった。それでは、権威主義体制下の単一政党優位はどのような過程を経て確立するのか、単一政党優位を確立できた事例と確立できなかった事例があるのはなぜか。次章では、このような単一政党優位の確立過程を比較歴史分析の観点から論じ、その成功例としてエジプト第一共和政の国民民主党（*al-Hizb al-Waṭanī ad-Dīmuqrāṭī* / National Democratic Party, NDP）の事例を説明する。

表 2.7 権威主義体制下の単一政党優位の領域における与党勢力一覧

（注）筆者作成。本稿で取り上げる各地域の国の判断基準、各地域・各国の与党勢力の詳細（特に単独与党・連立与党の違い）は巻末付録を参照。同一支配連合内の与党勢力の名称や構成に変遷がある場合には最終的な名称を以下の表に記載した。備考に記した存続期間は2008年末時点の値である。存続期間・備考のカッコ内の表記は、制度的無党制の時期（単一政党優位の潜在的領域）や、制度的一党制の時期（単一政党優位の非領域）に該当する。複数政党制を採用する一方、政党政治に一定の制約が加えられている事例や制度的無党制下で擬似政党が見られる事例については備考に特記した。

国名	与党勢力	存続期間	備考
【サハラ砂漠以南アフリカ】			
アンゴラ	アンゴラ解放人民運動	(1975年11月～) 1991年5月～(2008年末)	(186ヶ月+) 211ヶ月
ウガンダ	①カバカ・イエッカ	1962年10月～1966年4月	42ヶ月
	②ウガンダ人民会議	1966年4月～1969年12月 (～1971年1月)	44ヶ月 (+13ヶ月)
	③国民抵抗運動	(1986年1月～) 2005年7月～(2008年末)	(234ヶ月+) 41ヶ月
エチオピア	エチオピア人民革命戦線	1991年5月～(2008年末)	211ヶ月
ガーナ	会議人民党	1957年3月～1964年1月 (～1966年2月)	82ヶ月 (+25ヶ月)

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

国名	与党勢力	存続期間	備考
ガボン	ガボン民主党	1960年8月～1967年3月 1990年9月～（2008年末）	79ヶ月 （+282ヶ月） 219ヶ月
カメルーン	カメルーン人民民主運動	1960年1月～1966年9月 1990年12月～（2008年末）	80ヶ月 （+411ヶ月） 216ヶ月
ガンビア	①人民進歩党	1965年2月～1994年7月	355ヶ月
	②愛国再建同盟	（1994年7月～） 1996年8月～（2008年末）	（25ヶ月+） 148ヶ月
ギニア	統一進歩党	（1984年4月～） 1990年12月～2008年12月	（80ヶ月+） 216ヶ月
ギニアビサウ	ギニア・カーボベルデ 独立アフリカ党	（1974年9月～） 1991年5月～2000年2月	（200ヶ月+） 105ヶ月
ケニア	ケニア・アフリカ民族 同盟	1963年12月～1982年6月 1991年12月～1998年1月	222ヶ月 （+114ヶ月） 85ヶ月
コートジボワール	①コートジボワール民 主党	（1960年8月～） 1990年10月～1999年12月	（362ヶ月+） 110ヶ月
	②イボワール人民戦線	2000年10月～（2008年末）	98ヶ月
コンゴ共和国	①コンゴ労働党	（1968年9月～） 1991年1月～1992年8月	（268ヶ月+） 19ヶ月
	②コンゴ労働党	1997年10月～（2008年末）	134ヶ月
コンゴ民主共和国	①コンゴ同盟	1960年6月～1965年11月	65ヶ月
	②革命人民運動	（1965年11月～） 1990年4月～1997年5月	（293ヶ月+） 85ヶ月
	③再建民主主義人民党	（1997年5月～） 2003年7月～（2008年末）	（74ヶ月+） 65ヶ月
ザンビア	①統一国民独立党	1964年10月～1972年12月 1990年11月～1991年10月	98ヶ月 （+215ヶ月） 11ヶ月
	②複数政党民主主義運 動	1991年10月～（2008年末）	206ヶ月
シエラレオネ	全人民会議	1968年4月～1978年5月 （1978年5月～1991年8月） 1991年8月～1992年5月	121ヶ月 （+159ヶ月） 9ヶ月
ジンバブエ	①ローデシア戦線	1965年11月～1979年6月	163ヶ月
	②統一アフリカ民族会 議	1979年6月～1980年4月	10ヶ月
	③ジンバブエ・アフリ カ民族同盟・愛国戦線	1980年4月～（2008年末）	344ヶ月
スーダン	国民会議	（1989年6月～） 1998年5月～（2008年末）	（107ヶ月+） 127ヶ月

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

国名	与党勢力	存続期間	備考
セネガル	セネガル社会党	1960年4月～2000年2月	478ヶ月
タンザニア	タンザニア革命党	1961年12月～(2008年末)	564ヶ月
チャド	①チャド進歩党	1960年8月～1962年3月 (～1975年4月)	19ヶ月 (+157ヶ月)
	②愛国救済戦線	(1990年12月～) 1996年3月～(2008年末)	(63ヶ月+) 153ヶ月
中央アフリカ共和国	①中央アフリカ民主会議	(1981年9月～) 1991年7月～1993年8月	(118ヶ月+) 25ヶ月
	②ボジゼ大統領支持派諸政党	(2003年3月～) 2005年3月～(2008年末)	(24ヶ月+) 45ヶ月
トーゴ	①トーゴ統一党	1960年4月～1963年1月	33ヶ月
	②トーゴ進歩党	1963年1月～1967年1月	48ヶ月
	③トーゴ人民連合	(1967年1月～) 1991年7月～(2008年末)	(294ヶ月+) 209ヶ月
ナミビア	南西アフリカ人民機構	1990年3月～(2008年末)	225ヶ月
ニジェール	①社会発展国民運動	(1974年4月～) 1990年11月～1993年2月	(199ヶ月+) 27ヶ月
	②民主進歩連合	1996年1月～2000年1月	48ヶ月
ブルキナファソ	民主進歩会議	(1983年8月～) 1990年10月～(2008年末)	(86ヶ月+) 218ヶ月
ブルンジ	①国民進歩同盟	(1966年11月～) 1992年3月～1993年6月	(304ヶ月+) 15ヶ月
	②国民進歩同盟	1996年7月～2005年7月	108ヶ月
ベナン	①ダホメ統一党	1960年8月～1963年10月	38ヶ月
	②ダホメ共和党	1964年1月～1965年12月	23ヶ月
	③人民革命党	(1972年10月～) 1990年12月～1991年3月	(218ヶ月+) 3ヶ月
ボツワナ	ボツワナ民主党	1966年9月～(2008年末)	507ヶ月
マダガスカル	①社会民主党	1960年6月～1972年10月	148ヶ月
	②マダガスカル革命戦線	1972年10月～1993年2月	244ヶ月(一時期は 与党連合の枠内)
マラウイ	マラウイ会議党	(1964年7月～) 1993年6月～1994年5月	(347ヶ月+) 11ヶ月
マリ	①スーダン同盟	1960年9月～1968年11月	98ヶ月
	②マリ人民民主同盟	(1968年11月～) 1991年3月～1992年6月	(268ヶ月+) 15ヶ月
南アフリカ	①国民党	1948年5月～1994年4月	551ヶ月(人種別議 会に基づく)
	②アフリカ国民会議	1994年4月～(2008年末)	176ヶ月
モザンビーク	モザンビーク解放戦線	(1975年6月～) 1990年11月～(2008年末)	(305ヶ月+) 217ヶ月

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

国名	与党勢力	存続期間	備考
モーリタニア	①人民党	1960年11月～1965年2月 (～1978年7月)	51ヶ月 (+161ヶ月)
	②民主革新共和党	(1978年7月～) 1991年7月～2005年8月	(156ヶ月+) 169ヶ月
リベリア	①ホイッグ党	1878年1月～1980年4月	1227ヶ月
	②国民民主党	(1980年4月～) 1984年4月～1990年9月	(48ヶ月+) 77ヶ月
	③国民愛国党	1997年6月～2003年10月	76ヶ月
	④リベリア行動党	2003年10月～2006年1月	27ヶ月
ルワンダ	①解放運動党	1962年7月～1973年7月	132ヶ月
	②発展国民革命運動	(1973年7月～) 1991年6月～1994年7月	(215ヶ月+) 37ヶ月
	③ルワンダ愛国戦線	1994年7月～(2008年末)	173ヶ月
レソト	①バント国民党	1966年10月～1986年1月	231ヶ月
	②レソト民主会議	1993年3月～(2008年末)	189ヶ月
【中東】			
アルジェリア	民族解放戦線	(1962年7月～) 1989年2月～(2008年末)	(319ヶ月+) 238ヶ月
イエメン	国民全体会議	1990年5月～(2008年末)	223ヶ月
イラク	①イラク・バアス党	(1963年2月～) 1968年8月～2003年4月	(66ヶ月+) 416ヶ月
	②統一イラク連合	2005年12月～(2008年末)	36ヶ月
イラン	①復興党	1925年12月～1975年3月 (～1979年2月)	591ヶ月 (+47ヶ月)
	②(ヴェラーヤテ・ファギーフ体制)	1979年2月～(2008年末)	358ヶ月(体制の枠内での競合)
エジプト	国民民主党	(1952年7月～) 1976年11月～(2008年末)	(292ヶ月+) 385ヶ月
クウェート	(王党派無所属)	1961年6月～(2008年末)	570ヶ月(無党制下の擬似政党)
シリア	①人民党	1961年12月～1963年7月	19ヶ月
	②シリア・バアス党	1963年7月～(2008年末)	545ヶ月 (与党連合の枠内)
チュニジア	立憲民主連合	(1956年3月～) 1981年4月～(2008年末)	(301ヶ月+) 332ヶ月
モロッコ	(王党派諸政党)	1956年3月～(2008年末)	633ヶ月
ヨルダン	(王党派諸政党)	(1946年5月～) 1992年8月～(2008年末)	(555ヶ月+) 196ヶ月
レバノン	(ターイフ合意に基づく寡頭政)	1989年10月～(2008年末)	230ヶ月 (権力共有)

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

国名	与党勢力	存続期間	備考
【アジア】			
インドネシア	ゴルカル	1949年12月～1959年7月 (1959年7月～1967年3月) 1967年3月～1998年5月	115ヶ月 (92ヶ月) 374ヶ月 (政党数を制限)
カンボジア	①サンクム	1953年11月～1970年3月	196ヶ月
	②社会共和党	1970年3月～1975年4月	61ヶ月
	③人民党	1991年10月～(2008年末)	206ヶ月
シンガポール	人民行動党	1965年8月～(2008年末)	520ヶ月
スリランカ	統一国民党	1977年7月～1988年12月	137ヶ月
中華人民共和国	中国共産党	(1949年10月) ～(2008年末)	(710ヶ月) (中国人民政治協商会議の枠内)
タイ	統一タイ人民党	(1959年2月～) 1968年10月～1971年11月 (～1973年10月)	(116ヶ月+) 37ヶ月 (+23ヶ月)
大韓民国	民主正義党	(1961年5月～) 1963年8月～1988年2月	(27ヶ月+) 294ヶ月
パキスタン	①パキスタン人民党	(1958年10月～) 1962年3月～1971年12月	(41ヶ月+) 117ヶ月
	②ムスリム連盟系無所属	1977年7月～1988年11月	136ヶ月
	③ムスリム連盟・アーザム派	1999年10月～2008年9月	107ヶ月
バングラデシュ	①アワミ連盟	1971年3月～1977年4月	37ヶ月
	②バングラデシュ民族党	1977年4月～1986年10月	114ヶ月
フィリピン	新社会運動	1965年11月～1986年2月	243ヶ月
ベトナム	ベトナム共産党	(1976年4月) ～(2008年末)	(392ヶ月) (与党連合の枠内)
マレーシア	統一マレー国民組織	1957年8月～(2008年末)	616ヶ月
【米州】			
エクアドル	キリスト教民主同盟	2000年1月～2002年10月	33ヶ月
エルサルバドル	①国家再建党	1960年10月～1979年10月	228ヶ月
	②キリスト教民主党	1979年10月～1984年3月	53ヶ月
ドミニカ共和国	①ドミニカ党	1930年8月～1962年12月	388ヶ月
	②ドミニカ革命党	1962年12月～1963年9月	9ヶ月
	③ドミニカ革命党	1965年9月～1966年1月	4ヶ月
ニカラグア	自由民族主義党	1937年1月～1979年7月	510ヶ月
ハイチ	希望戦線	1994年10月～(2008年末)	170ヶ月
パナマ	全国民主同盟	(1968年10月～) 1979年11月～1989年5月	(133ヶ月+) 116ヶ月

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

国名	与党勢力	存続期間	備考
パラグアイ	コロラド党	(1954年5月～) 1962年8月～1989年2月	(99ヶ月＋) 318ヶ月
ブラジル	民主社会党	1964年3月～1985年1月	250ヶ月（一時期は 政党数を制限）
ペルー	ペルー2000	1990年4月～2000年11月	127ヶ月
ボリビア	民族革命運動党	1952年4月～1964年11月	151ヶ月
メキシコ	制度的革命党	1929年3月～2000年7月	856ヶ月
【旧共産圏】			
アゼルバイジャン	①エルチベイ大統領支持派	1992年6月～1993年10月	16ヶ月
	②新アゼルバイジャン党	1993年10月～（2008年末）	182ヶ月
アフガニスタン	①アフガニスタン人民民主党	1978年4月～1992年6月	170ヶ月
	②カルザイ大統領支持派	2001年12月～（2008年末）	84ヶ月
アルバニア	アルバニア労働党	(1946年1月～) 1990年12月～1991年3月	(539ヶ月＋) 3ヶ月
ウズベキスタン	ウズベキスタン自由民主党	1991年9月～（2008年末）	219ヶ月
カザフスタン	ヌル・オタン党	1991年12月～（2008年末）	216ヶ月
キルギス	アカエフ大統領支持派	1991年8月～2005年3月	163ヶ月
グルジア	①円卓会議・自由グルジア	1991年4月～1992年1月	9ヶ月
	②グルジア市民連合	1992年1月～2003年11月	142ヶ月
セルビアモンテネグロ	セルビア社会党	1992年4月～2000年10月	104ヶ月
タジキスタン	タジキスタン人民民主党	1991年9月～（2008年末）	219ヶ月
ドイツ民主共和国	ドイツ社会主義統一党	(1949年10月～) 1989年12月～1990年3月	(478ヶ月＋) 3ヶ月
トルクメニスタン	トルクメニスタン民主党	1991年10月～（2008年末）	218ヶ月
ハンガリー	ハンガリー社会主義労働党	(1946年1月～) 1989年10月～1990年3月	(525ヶ月＋) 5ヶ月
ブルガリア	ブルガリア共産党	(1946年9月～) 1990年2月～1990年6月	(521ヶ月＋) 4ヶ月
ベラルーシ	①ベラルーシ社会民主会議	1991年8月～1994年6月	34ヶ月
	②ルカシェンコ大統領支持派	1994年6月～（2008年末）	174ヶ月
ボスニアヘルツェゴビナ	(大統領評議会)	1992年3月～（2008年末）	201ヶ月

第2章 単一政党優位の領域と理論的系譜

国名	与党勢力	存続期間	備考
ポーランド	ポーランド統一労働者党	(1948年12月～) 1989年2月～1989年6月	(482ヶ月+) 4ヶ月
ロシア	統一ロシア	1991年12月～(2008年末)	216ヶ月
【西欧】			
キプロス	①マカリオス大統領支持派	1960年8月～1977年8月	204ヶ月
	②民主党	1977年8月～1983年2月	66ヶ月
スペイン	ファランヘ党	(1939年4月～) 1976年7月～1977年6月	(447ヶ月+) 11ヶ月
ポルトガル	国家連合党	1932年7月～1974年4月	501ヶ月

第3章

権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

——制度選択と「優位の好循環」をめぐる経路依存——

1. 問いの設定：与党の短期的機能から長期的発展へ

複数政党制を採用しているか、少なくとも実質的に政党政治を認めている状況において、支配エリートが体制支持派や連立与党を結集できたら、ひいては単独与党を構築できたら、権威主義体制は存続しやすくなると論じられることが多い（特に Gandhi 2008）。しかし、権威主義体制下において支配エリートが同じように体制支持派の結集や単独与党の構築を試みたとしても、長期間に渡って全国レベルの執政府を支配できる与党勢力と（強制的・暴力的措置を講じても）そのような支配を構築できない与党勢力が存在しうる。単一政党優位の領域の事例群にこのような違いが生じるのはなぜか。

実際、第2章の表2.7に示したように、権威主義体制下の単一政党優位の領域に位置付けられる101ヶ国・135事例の与党勢力の存続期間は多種多様である¹。例えば、アゼルバイジャンのエルチベイ大統領支持派や、ベナンのダホメ共和党（*Parti Républicain du Dahomey / Dahomey Republican Party*）のように数十ヶ月単位しか存続できなかった事例がある一方、カンボジア人民党（*Cambodian People's Party*）、マレーシアの国民戦線（*Barisan Nasional / National Front*）、メキシコの制度的革命党（*Partido Revolucionario Institucional / Institutional Revolutionary Party*）のように数十年単位に渡って存続できた事例もある。

とりわけ、政党制度の違いに着目しても、単一政党優位の存続期間は事例ごとに様々である。例えば、体制樹立当初から複数政党制を採用した（すなわち

¹ 同表に掲載した事例群は1960年から2008年までの期間に見られた与党勢力の事例であり、その存続期間の値は2008年末時点の値である。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

当初から単一政党優位の領域に位置する) 事例として、ウガンダのカバカ・イエッカ (*Kabaka Yekka / King Only Party*) が連立政権の不調を契機に42ヶ月で体制崩壊に至った一方、タンザニア革命党 (*Chama cha Mapinduzi / Tanzanian Revolution Party*) は1961年の独立当初から一貫して政権を維持している。

また、体制樹立当初に制度的単一制を採用(すなわち、単一政党優位の非領域に位置)し、その後一定期間を経て複数政党制へ切り替えた事例として東欧諸国の共産主義政党は、政党制度に厳しい制限を加えて何十年に渡って権力を維持したにもかかわらず、その制限を撤廃した数ヶ月後の選挙で軒並み敗北を喫し、政権交替による民主化を余儀なくされた。その一方、ガボン民主党 (*Parti Démocratique Gabonais / Gabonese Democratic Party*)、カメルーン人民民主運動 (*Rassemblement Démocratique du Peuple Camerounais / Cameroon People's Democratic Movement*)、トーゴ人民連合 (*Rassemblement du Peuple Togolais / Rally for the Togolese People*)、アルジェリアの民族解放戦線 (*Front de Libération Nationale / National Liberation Front*) などは、制度的単一制から複数政党制へと変更してもなお政権を長期的に維持した。このように同じように単一政党優位の領域に位置するとしても、全ての権威主義体制が長期間存続するとは限らない。それでは、当初から複数政党制を導入するにせよ、途中から制度的単一制から切り替えるにせよ、同じ順序で政党制度を設計・変更したにもかかわらず、与党勢力の存続期間が大きく異なるのはなぜか。

与党勢力の存続期間の違い、ひいては権威主義体制下の単一政党優位の確立と非確立に関する問い自体は必ずしも新しいものではない。第2章第2節で論じたように、制度分析に基づく比較権威主義体制論は、このような問いに答えるにあたって与党組織の機能に着目した。その知見によれば、政党(特に与党勢力の組織構造)は、参加と競争の担い手という名目的機能を果たすだけでなく、支配エリートの利害調整と民衆の動員という2つの実質的機能によって権威主義体制の存続に寄与すると考えられた (Magaloni and Kricheli 2010)。

第一に、利害調整機能として、与党組織は内部分裂と権力集中の両方の抑止によって支配エリートの一体性を保つとされる。確固とした組織構造は、非主流派に対しては役職や昇進の機会を長期的に保証し、与党からの離反を思い留まらせる一方、主流派に対しては党内の意思決定機関からの制裁の可能性によ

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

って権力の独占を思い留まらせると考えられる (Magaloni and Kricheli 2010: 126-128; Geddes 1999; Svobik 2012)。

第二に、動員機能として、与党組織は公共資源の統制と全国に張り巡らせた利益誘導ネットワークを背景に民衆の支持 (あるいは少なくとも政治的黙認) を獲得できるとされる。与党は、選挙において現体制への支持を明確に示した有権者や特定の支持基盤を優遇できる一方、現体制への対抗姿勢を見せた野党勢力を冷遇することもできる。支持獲得のため強制的・暴力的措置を講じなくても、利益誘導への参加動機によって与党の動員力が高まると考えられる (特に Magaloni and Kricheli 2010: 128-130; Lust-Okar 2005; Magaloni 2006)²。

しかし、制度分析の観点から見ると、与党組織の機能をめぐる比較権威主義体制論の従来 of 理論的枠組みは、制度の設計と運用という2つの側面に問題を抱えている。まず、従来 of 研究は、与党、議会、選挙など、本来なら民主主義体制下の政党政治と関わるはずの政治制度が権威主義体制の存続に役立つことを解明したが、その知見を導き出すにあたって、制度をうまく運用できた事例と、そもそも制度を有していない事例を比較する傾向にあった。ここでは「与党組織を有すること」と「与党組織の機能をうまく運用すること」が暗黙的に同一視され、与党組織の機能をうまく運用できた事例と運用できなかった事例との比較はなおざりにされがちであった。言い換えれば、権威主義体制下の与党勢力が (単独与党にせよ、与党連合にせよ、連立与党にせよ) いかなる形状であろうとも、与党組織を構築しさえすれば、利害調整機能と動員機能の両方を備えやすいと想定されがちであった (特に Gandhi 2008; Svobik 2012)。それでは、与党組織の2つの機能がどのように運用されれば、権威主義体制の長期的安定に寄与するのか。このような制度の運用に関する問いは必ずしも十分には検討されていない。

次に、従来 of 研究は、与党、議会、選挙などの政治制度がうまく運用される前提として、権威主義体制下の与党勢力が当初から体制存続に役立てるためにそのような制度を設計・導入したと想定する傾向にある。ここでは「体制存続

² この与党組織の2つの機能は、それぞれ権威主義体制の政治力学を形作る2つの争いとしてミラン・スヴォリックが提示した「権力共有の問題」と「統制の問題」(Svobik 2012)への対処方法の一種と見なすことができる。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

に役立てるために政党制度を意図的に設計したこと」と「何らかの目的で設計された政党制度が結果的に体制存続に役立ったこと」が暗黙的に同一視され、制度の設計目的と制度の効果が混同されがちであった(特に Gandhi 2008; Svobik 2012)。すなわち、現時点で特定の制度が特定の機能を果たしているとしたら、それは制度設計者が過去にそのような機能を帯びるように意図的に制度を設計したからである、というアクター中心機能主義 (actor-centered functionalism) に立脚したのである。言い換えれば、権威主義体制下の単一政党優位という現象を論じるにあたって往々にして与党組織の現時点での短期的機能のみが注目され、その機能を帯びるに至った与党組織の長期的発展(とそれに伴う政党政治の多様性)はあまり着目されなかった。それでは、政党制度をどのように設計すれば、与党組織は2つの実質的機能を帯びやすくなるのか。このような制度の設計に関する問いは必ずしも十分には検討されていない。

本章では、こうした問題意識に基づき、歴史的制度論・比較歴史分析の観点から制度の設計と運用をめぐる先行研究の難点に対処し、権威主義体制下の単一政党優位の確立・非確立をめぐる長期的発展を政党政治の分岐過程として捉え直す。歴史的制度論・比較歴史分析とは、特定事例の過去の特定事象に関する推論として、当初同じような状況にあったはずの事例群に長期的に分岐をもたらす「文脈」の働きに着目し、その分岐の帰結を事象の配列の追跡によって説明しようとする歴史的説明の1つである (Mahoney, Kimball, and Koivu 2009: 116; cf. Roberts 1996: 16)。このうち、歴史的制度論 (historical institutionalism) は制度を「対等ではないアクターの対立の中で生じるもの」(Pierson and Skocpol 2002: 706)として捉え、制度の構築と変化の長期的過程、ひいては長期的分岐をアクターの力関係とそれを取り巻く制度の相互作用によって論じるアプローチである (Steinmo, Thelen, and Longstreth eds. 1992; Pierson 2004; Streeck and Thelen eds. 2005; Mahoney and Thelen eds. 2010)。そして、その着想を制度以外にも拡張したものが比較歴史分析 (comparative historical analysis) である (特に Mahoney and Rueschemeyer eds. 2003)。

権威主義体制下の政党政治の分岐過程を規定した要因を説明するにあたって、本章は、上記の与党組織の短期的機能だけに焦点を絞るのではなく、その機能の設計と運用に影響を及ぼす政党制度の選択と、その制度選択に伴う最初の議

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

会選挙の勝ち方、そして、その選挙結果によって形作られたアクターの力関係を長期化・自己強化させる「優位の好循環」という一連のメカニズムを追跡していく。政党政治の長期的分岐にとって重要なのは、①体制樹立当初に制度的単一制と複数政党制のどちらを導入したか、そして、②複数政党制導入後初めての議会選挙において圧倒的多数の議席を獲得できたか否か、という2つの重大局面（critical junctures）である。権威主義体制下の政党政治はそれぞれの重大局面における制度選択と選挙の勝ち方の違いによって異なる経路へと分岐し、異なる帰結へ至ると想定される。

この2つの重大局面に基づく長期的分岐過程を概観すると次のようになる。まず、重大局面①において、制度的単一制を導入した後に一定期間を経て複数政党制に切り替えた場合、体制側は制度的単一制という野党勢力を排除した政治空間において与党組織の2つの機能を設計・運用する機会を得られる。このとき、エリートの利害調整と民衆の動員力を背景に機先を制して複数政党制へ切り替えることができれば、議会選挙を実施しても野党勢力に勝利する機会を得やすくなる。これに対して、当初から複数政党制を導入した場合、体制側はエリートの利害調整と民衆の動員の獲得を試みつつ、議会選挙において野党勢力と対峙しなければならない。

そして、当初どちらの政党制度を採用していようとも、重大局面②において複数政党制導入後初めての議会選挙で圧倒的多数の議席を獲得できたら、その政治的優位を背景に公共資源の政治利用（経済的優位）と社会的ネットワークの拡充（社会的優位）が容易になり、政治的優位がさらに強化されるという「優位の好循環」が働きやすくなると想定される。その結果、体制は複数政党選挙を実施しても長期的に存続しやすくなる。権威主義体制下の単一政党優位の領域における政党政治の多様性はこのような長期的分岐によってもたらされると考えられる。

本章の構成は以下の通りである。まず、第2節では民主主義体制・権威主義体制の別なく優位政党に関する先行研究を再検討し、本章の理論的枠組みを提示する。アクター中心機能主義に立脚した優位政党の先行研究の知見を相対化する一方、上記のメカニズムを説明するため、権威主義体制下の単一政党優位の確立をめぐる一連の長期的過程を断片的に提示した先行研究の知見（Brown-

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

lee 2007; Greene 2008; Templeman 2012) の総合を試みる。ここでは権威主義体制の長期的分岐の経路として、当初から複数政党制を導入した場合と途中から制度的単一政党制から切り替えた場合という2つの文脈を想定し、それぞれの文脈において、①優位政党化(単一政党優位の確立)、②不安定化(単一政党優位の非確立)という2つの経路を提示する。次に、第3節では制度的単一政党制から複数政党制へ切り替えた場合の「成功例」としてエジプト第一共和政の政党政治(1952~2000年)を論じていく³。最後に、第4節では政治制度の長期的発展(制度進化)に立脚した歴史的制度論・比較歴史分析への貢献として権威主義体制下の単一政党優位に着目する意義を強調して本章の議論を締めくくる。また、章末の補論では、本章の理論的枠組みの意義と立ち位置を補足するため、歴史的制度論・比較歴史分析の着想とその応用例を概観する。

2. 理論的枠組み：単一政党優位の長期的分岐

(1) 優位政党のアクター中心機能主義的議論とその限界

「優位政党」として総称される政治現象は政治体制研究と政党研究における重要な論点の1つである。第2章第3節で整理したように、優位政党について様々な分析レベルと判断基準が提示されたのと同じく、単一政党優位の領域において実際に与党勢力が優位政党化していく原因について、民主主義体制・権威主義体制の別なく、これまで様々な要因が提唱された。表3.1は先行研究が導き出した主要な要因の一覧である。一見して分かるように、単一政党優位の確立に関する先行研究は短期的要因のみに焦点を絞った研究と、長期的要因と短期的要因の組み合わせ(あるいは長期的要因のみ)に着目した研究に大別で

³ そのため、本章第3節の事例分析では、①「制度的単一政党制経由・確立」、②「制度的単一政党制経由・非確立」、③「複数政党制単独・確立」、④「複数政党制単独・非確立」という主に4つの経路のうち、①の経路に焦点を絞って因果メカニズムを追跡する。他の経路に関してはそれぞれに該当する事例を用いて短く概説するに留める。これに対して、第4章では単一政党優位の確立・非確立が体制変動や民主化に与える因果効果を統計分析によって幅広く検討する。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

表 3.1 「単一政党優位」の短期的要因と長期的要因

	分析対象	長期的要因 (発生要因・遠隔的要因)	短期的要因 (存続要因・近接的要因)
Sartori (1976/2005)	民主	—	比例性の高い選挙制度、野党勢力の分裂
Levite and Tarrow (1983)	民主	—	野党勢力の正統性の低下
Cox (1997)	民主	—	単記非移譲式投票における野党勢力の調整の失敗
Solinger (2001)	権威	—	6つの制度的・アクターの要因の組み合わせ
Gandhi (2008)	権威	—	名目的な民主主義的制度の権威主義的運用
McElwain (2008)	民主	—	単記非移譲式投票への与党の適応
Friedman and Wong (2008)	民主／権威	—	与党勢力の5つの適応戦略の組み合わせ
Bogaards and Boucek (2010)	民主／権威	—	非比例性の高い選挙制度、空間的立ち位置と交渉力の強み
Svolik (2012)	権威	—	自己拘束的な与党組織の発展
Arian and Barnes (1974)	民主	国家建設への貢献	議会における空間的立ち位置、支持基盤の広さ
Pempel (1990)	民主	動員の危機	比例性の高い選挙制度、優位の好循環
Gilomee and Simkins (1999)	権威	革命・反革命・脱植民地などの例外的状況	経済的安定に伴う支持基盤の広さ
Bogaards (2004)	民主／権威	体制変動後初めての複数政党選挙での勝利	—
Angrist (2006)	民主／権威	政党間のイデオロギー的分極化と動員の非対称性	—
Magaloni (2006)	権威	内戦の決着と1つの政治勢力の勝利	民衆の支持動員、利益誘導
Greene (2007; 2010)	権威	(体制の樹立を主導)	優位の好循環、野党勢力の分裂
Brownlee (2007)	権威	体制形成期における支配エリートの利害対立の解決	与党組織の発展、複数政党選挙
Templeman (2012)	民主／権威	一番乗りの強み	与野党間の非対称性、議院内閣制

(注) 筆者作成。分析対象のうち、「民主」は民主主義体制、「権威」は権威主義体制、「民主／権威」はその2つの体制の事例群を表す。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

きる。同表の上段に記した短期と長期の違いは、想定される因果的射程の長短（詳細は後述）の違いを指し、存続と発生の違いは、政権与党の存続期間の長さに着目するか単一政党優位の起点に着目するかの違いを表し、近接と遠隔の違いは確立過程の帰結時点から遡ったときの時間的過程の遠近の違いを意味する。この3つの特性は分析上それぞれ相互に密接に関連する。このうち、本章の理論的枠組みが立脚するのは、長期・発生・遠隔に基づく立場である。その根拠を明示するため、まずは短期的要因を概観し、その限界を指摘したい。

単一政党優位の短期的要因は、政党システムと選挙制度という主に2つの要因に分けることができる。第一に、政党システムに関して、政権与党の存続期間は与野党間の非対称性によって長期化すると考えられた。総じて多くの先行研究は、与野党間の非対称性を、動員力（選挙に際しての有権者の支持獲得）、調整力（選挙に際しての陣営内の協調）、交渉力（議会内の空間的立ち位置）のいずれかにおける与野党間の格差として表現した（cf. Templeman 2012: chap.3）。野党勢力の動員力・調整力・交渉力が低いほど、与党勢力はそれだけで（敵失によって）相対的に優位な立場を保持しやすくなるのに加え、与党勢力自体の動員力・調整力・交渉力が高いほど、与党は盤石になり、政権は長期化しうる。

このうち、与党勢力が動員力を保持するには党派的（理念的）支持か、少なくとも利益的（物質的）支持を獲得することが重要になる。党派的支持はイデオロギーや政策に対する有権者の支持の度合いを表す。例えば、アリエル・リーヴァイトとシドニー・タロウは、1970年代にイスラエルの労働党が退陣を余儀なくされたのに対してイタリアのキリスト教民主党が政権を継続できた理由として当時の左派の国内的・国際的な党派的支持（正統性）の低下に着目した（Levite and Tarrow 1983）。また、ドロシー・ソリンジャーは、90年代末に台湾の国民党やメキシコの制度的革命党が敗北を喫した理由の1つとしてカリスマ的指導者の登場によって野党勢力が与党批判票を集めることができた指摘した（Solinger 2001）。とはいえ、党派的支持に乏しくても利益的支持を得ている限り、与党勢力は動員力を保つことができると考えられる。利益的支持とは利益誘導の恩恵に対する有権者の支持の度合いを表す。例えば、日本の自由民主党政権の長期化は全国各地への公共事業の拡充に伴う利益誘導によって説明されることが多い（特に Scheiner 2006; 斉藤 2010）。前述のように、こうした利

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

益誘導に基づく動員は民主主義体制下のみならず権威主義体制下における与党組織の実質的機能の1つに該当する（特に Magaloni 2006; Giliomee and Simkins 1999）。

さらに、政権与党が選挙で調整力を保持し、議会で交渉力を保持するには、与党勢力がイデオロギー的に中道に位置し、野党勢力がその両極に分極・分裂していることが重要になる。中道に位置する政党ほど、選挙において中位投票者を惹きつけやすく、穏健な立場に位置する政党ほど、議会において他党と交渉しやすくなる。政党システムを発展させたジョバンニ・サルトーリは民主主義体制下の単一政党優位（優勢政党システム）に焦点を絞り、野党勢力がイデオロギー的に分裂しているほど与党勢力に対して大同団結しにくいため優勢政党システムになりやすいと論じた（Sartori 1976/2005: 110）。

与党勢力は、党派的支持のみに依拠して政権を発足させたとしても、政策立案と利益誘導の両面において支持獲得に活用できる資源を手に入れやすいため、特定の党派的支持に依拠しない幅広い利益的支持の獲得（すなわち、包括政党化）を試みることもできる（Arian and Barnes 1974: 597-600; cf. Friedman and Wong 2008; Bogaards and Boucek 2010）。このような包括政党化はそのまま調整力と交渉力の拡充を意味し、政権の長期化に寄与すると考えられる。特に、参加と競争が十分に認められていない権威主義体制ではその傾向がさらに強まる。ケネス・グリーンが論じたように、与党勢力が利益誘導を背景に民衆の支持（あるいは少なくとも政治的黙認）を得やすいのに対して、そのような利益的支持を得にくい野党勢力は党派的支持の獲得に特化し、献身的な政治活動家を惹きつけようとする。その結果、野党勢力はイデオロギーの両極へと引き寄せられていく（Greene 2007: chap.2）。これは中道寄りの幅広い有権者の支持獲得や野党勢力間の調整・交渉を困難にしてしまう⁴。

第二に、このような与野党間の非対称性は選挙制度の特定の決定方式によって助長されると考えられた。しかし、与野党間の非対称性のうち、与党勢力の優位の助長に着目するか、それとも、野党勢力の劣位の助長に着目するかによ

⁴ 加えて、前述のように、権威主義体制下の与党勢力は与党組織を有することで支配エリート間の調整（非主流派の離反と主流派の独占の阻止）が容易になる（Gandhi 2008; Svoblik 2012）。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

って先行研究の論調は大きく分かれる (cf. Templeman 2012: 136-159)。まず、与党勢力の優位に着目した場合、非比例性の高い選挙制度が単一政党優位を助長すると見なされる。非比例性の高い選挙制度 (特に小選挙区制) は、中道に近い政党ほど中位投票者の票を集めやすく、少しでも動員力に優る政党ほど多くの議席を獲得しやすいため、与党勢力が中道寄りに位置し、利益的支持を得ている限りは政権の長期化に有利に働く (Bogaards and Boucek 2010)。非比例性の高さは少なくとも民主主義体制下において政党の結集や合同を促しやすいとされる (Cox 1997)⁵。しかし、各党のイデオロギーに距離があれば、それだけ政党間の候補者調整は難しくなる。イデオロギーの両極に位置しやすい野党勢力はその影響を直接的に受けやすい⁶。

それに対して、野党勢力の劣位に着目した場合、比例性の高い選挙制度が単一政党優位を助長すると見なされる (特に Sartori 1976/2005)。とりわけ、ペンペルは、比例性の高い選挙制度 (特に比例代表制) が民主主義体制下の単一政党優位に果たす4つの効果として、①小政党でも議席を得やすいため、与党勢力に対する野党勢力の大同団結を妨げること、②投票先の選択肢が多くなるため、野党勢力を支持する有権者の戦略投票を妨げること、③議会政党の数が多くなるため、与党勢力は相対多数の議席を得るだけで政権を維持しやすいこと、④与党勢力のまとまりが乏しくても複数の派閥の共存が許容されることを強調した (Pempel 1990: 339)⁷。

このように、先行研究は与野党間の非対称性が選挙制度によって助長しうることに着目しつつも、研究者ごとに「優位政党」の判断基準、ひいては事例群が大きく異なることも相俟って、選挙の決定方式の効果について正反対の結論を導き出すに至った。実際、権威主義体制下の単一政党優位として少なくとも10年より長く存続した事例を見ても選挙制度は様々である。小選挙区制の事例 (ボツワナ、イエメン、シンガポール、ベラルーシなど) が多くを占める

⁵ この非比例性の高さについての知見は権威主義体制下の単一政党優位の事例では必ずしも成り立たない。選挙制度が野党勢力の選挙前連合の形成に与える効果については第6章の分析結果を参照。

⁶ これと同じ論調として、ソリンジャーは、選挙制度改革によって小選挙区制から比例代表制へと変更されれば与党勢力の優位は低下しうると論じた (Solinger 2001)。

⁷ 単記非移譲式に関して同様の議論を展開する研究として、Cox (1997), McElwain (2008) を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

一方、混合制の事例（韓国、メキシコ、1994年以降のチュニジア、カザフスタンなど）や、比例代表制の事例（トーゴ、カンボジア、1997年以降のアルジェリア、2007年以降のロシアなど）も少なからず存在する⁸。そのため、選挙制度の規定が与野党間の非対称性（ひいては単一政党優位）の助長に一定の効果を与えることは明らかにされたものの、選挙制度がどのような条件下においてどちらの効果を発揮するのかについては必ずしも判然としない。

しかし、この短期的要因に関する難点は、分析射程を直近の選挙の状況に絞るのではなく、その効果を条件付ける長期的要因へと広げ、選挙制度が設計・運用される文脈（すなわち、先行条件）の違いを明らかにすることによって対処できる⁹。とりわけ、長期的要因とそれに伴う長期の因果的過程に着目すると次のような2つの分析的利点を得ることができる。

第一に、時間的射程を広げることで分析対象の因果的過程の想定を相対化できる。政治現象は事象の原因と結果の時間的射程の組み合わせからいくつかの類型に分類しうる。ポール・ピアソンは自然現象の具体例から政治現象の因果的過程を類推し、竜巻型（原因も結果も短い）、地震型（原因は長い結果は短い）、隕石衝突・大量絶滅型（原因は短い結果は長い）、地球温暖化型（原因も結果も長い）の4つに分類した（Pierson 2004: 79-82）。そして、この分類を踏まえ、近年の社会科学の研究が近接的要因にばかり焦点を絞り、遠隔的要因に考慮しなくなったために竜巻型以外の政治現象が分析の「レーダー画面」に映らなくなったと批判した。このような因果的過程の相対化を踏まえると、前述の短期的要因に基づく議論は、本来は竜巻型ではないはずの政治現象を竜巻型として捉えてしまったからこそ、与野党間の非対称性の助長という同じ観点

⁸ この事例の内訳は第6章（特に注12）を参照。

⁹ この点、カリス・アリー・テンプルマンは先行研究によって提示された選挙制度の効果を体系的に網羅し、いかなる選挙制度を採用しても与野党間の非対称性への効果が相殺されると論じた。つまり、野党勢力にとって、比例性の低い選挙制度は選挙での調整力を低下させる一方、比例性の高い選挙制度は議会での交渉力を低下させてしまうため、どちらの制度を採用しようとも、与党勢力に有利に働きかねないというのである。これを受けて、テンプルマンは選挙制度ではなく執政制度の違いに着目し、大統領制より議院内閣制のほうが政権与党の存続期間を長期化させることを生存分析によって実証した。その根拠として、大統領制のほうが選挙の当落の振れ幅が大きく、個人主義的な候補者が出馬しやすいため与野党間の非対称性が働きにくいことを指摘した（Templeman 2012: chap.4, 5）。これに対して、本章は、権威主義体制の事例を分析するにあたって、選挙制度の平均的な因果効果ではなく、その個別の効果を条件付ける「文脈」（すなわち、複数政党選挙導入以前の与党勢力の組織的基盤の強弱）に着目する。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

に立ちながら正反対の結論に達したのかもしれないと指摘できるのである。

第二に、時間的射程を広げることで政治制度という分析対象に対するアクター中心機能主義を回避し、制度の短期的機能と長期的発展の違いを区別できる。前節でも触れたように、アクター中心機能主義とは、現時点で特定の制度が特定の機能を果たしているとしたら、それは制度設計者が過去にそのような機能を帯びるように意図的に制度を設計したからである、という考え方である。しかし、単一政党優位の短期的要因について先行研究が正反対の結論に達したことからも分かるように、与野党の別なく、政治的アクターが選挙制度を同じように設計（・運用）したからと言って常に同じ効果を発揮するとは限らない。

制度設計の合理性とその合目的的な機能のみに焦点を絞ったアクター中心機能主義の想定にはいくつかの限界がある。その理論的根拠としてピアソンは6つの点を指摘する（Pierson 2004: 108-122）。すなわち、①制度は選好や動機の異なるアクターが共存して設計・運用できるため多様な効果を発揮しうる、②制度設計者は効率の良さ（例えば、選挙での勝利のしやすさ）を考えて設計するとは限らない、③制度設計者は長期的に想定される効果より短期的な効果を優先するかもしれない、④政治制度は設計当初に想定されなかった効果を発揮するかもしれない、⑤政治制度を取り巻く環境が変化してその制度の意味合いが変わるかもしれない、⑥制度設計者とその制度の運用者が異なるかもしれない、のである。このような限界を踏まえると、選挙制度について定常的な効果を無理に想定するのではなく、先行条件の違いによって異なる効果を発揮すると想定したほうが無難である。

そして、このような因果的過程の相対化とアクター中心機能主義の回避という2つの利点を活かし、単一政党優位の短期的要因の難点（同じ要因に着目したにもかかわらず正反対の結論を導き出してしまうこと）に対処できる視点を提示するアプローチこそが歴史的制度論・比較歴史分析である。

(2) 優位政党の比較歴史分析

長期的分岐過程への視点

政治現象の長期的過程を時間的文脈との関係から理解しようとする比較歴史

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

分析にはいくつかの論調がある。その中でも、単一政党優位の確立過程に関する上記の理論的状況に対処するのに特に役立つと考えられるのが重大局面論である¹⁰。重大局面論は、2つの時間的文脈によって1つの因果メカニズムが成り立つと想定し、ある時点で下された意思決定がその後に長期的に再生産されるという経路依存に関する枠組みを提示する。2つの時間的文脈に該当するのは短期の重大局面と長期の自己強化過程である（特に Thelen 1999; Mahoney 2000; 2001a; Pierson 2004: chap.1）。重大局面は複数の選択肢の中から特定の意思決定が下される短い時期を指し、自己強化過程は経済的効率性、規範的正統性、アクターの力関係などの要因によって、その当初の決定が長期的・安定的に維持・強化されていく時期を表す。

このうち、自己強化（経路依存）過程は「正のフィードバックによって歴史的発展パターンに分岐をもたらす社会的過程」（Pierson 2004: 21）として位置付けられ、具体的に次の4つの特徴を備えるとされる。すなわち、①前に生じた事象は後に生じる事象より大きな影響を及ぼす（予測不可能性）、②過程が進めば進むほど、経路の切り替えが難しくなる（硬直性）、③前の時点で生じた偶発的事象は相殺されないままに残る（非エルゴード性）、④定まりつつある結果は別の選択肢を選んだ場合より効率的ではないかもしれない（潜在的非効率性）（*ibid.*: chap.1）、の4つである。そして、重大局面が「重大」と言われる所以は、このような特徴を備えた自己強化過程を経て、当初同じような状況にあったと見なされた複数の事例が長期的に分岐していく起点に位置付けられることにある（Slater and Simmons 2008: 7）¹¹。

選挙制度という同じ要因に着目したにもかかわらず与野党間の非対称性について正反対の結論が導き出されてしまう理論的状況において、重大局面論は近接的要因に着目した定常的議論を批判・相対化し、遠隔的要因に着目した文脈

¹⁰ 歴史的制度論・比較歴史分析の論調は、研究史の展開に沿って主に重大局面論、制度進化論、多重文脈論、重大前件論、許容・生成条件論の5つに分けられる。論調ごとに時間的文脈の捉え方にも違いが見られる。「文脈」の定義やそれぞれの論調の詳細については本章の補論を参照。

¹¹ 厳密に言えば、重大局面における決定は長期的分岐の起点として次の4つの状況をもたらす（Pierson 2004: chap.1）。①初期条件の下では複数の帰結へと至る可能性がある（複数均衡）、②相対的に小さな事象でも然るべきときに生じれば長期的に大きな影響を發揮しうる（偶発性）、③事象の順序の違いは長期的に大きな影響を發揮しうる（タイミング）、④過程がある程度進行すれば特定の帰結が生じやすくなり、それ以外の帰結は生じにくくなる（惰性）。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

依存的議論を提示できる強みがある。すなわち、選挙制度という近接的要因の効果は、単一政党優位の確立という帰結に対して常に「+」か「-」のどちらかに働くのではなく、遠隔的要因の働き（すなわち、重大局面における意思決定の違い）の違いによって「±」の符号が変化するという理論的枠組みを提示できるのである。重要なこととして、重大局面論に基づく理論的枠組みは、単に近接的要因を退けて遠隔的要因のみに焦点を絞るのではなく、遠隔的要因によって形作られた先行条件（すなわち、時間的文脈）に依存して近接的要因の働きに違いが生じうると想定する。実際、上記の表 3.1 で示したように、いくつかの先行研究は特定の長期的（遠隔的）要因を理論的枠組みに盛り込み、権威主義体制下の単一政党優位の確立をめぐる長期的分岐を（ある部分では断片的に）提示した。その議論は短期の重大局面と長期の自己強化過程の設定の違いによって主に3つの論調に分けられる。

第一に、長期的分岐の起点として与党勢力内の関係性に着目した議論としてジェイソン・ブラウンリーは、体制形成期に支配エリートが利害対立を解決したか否か（ひいては与党組織を構築したか否か）が後々の複数政党選挙の結果を左右し、権威主義体制の存続と不安定化を大きく分けると論じた（Brownlee 2007）。この関係性を説明するため、彼は権威主義体制の長期的過程を体制形成期、制度遺産期、「第三の波」期という3つの時期に区分し、次のような対照的状况を想定した。①体制形成期に支配エリートの利害対立を解決し、その利害調整装置として与党組織を構築した場合、制度遺産期に与党の基盤が確立し、その後複数政党選挙を実施しても、エリートの一体性は保たれ、その結果、体制は存続しうる。②支配エリートの利害対立が解決されず、与党が確立しなかった場合、体制内部で不利な立場に置かれた勢力は体制の外に協力者を求めるようになり、エリートの一体性がままならない状況で複数政党選挙を実施すれば、内部崩壊によって体制は不安定化してしまう。この長期的分岐は、第一共和政下のエジプトと統一マレー国民組織（United Malays National Organization, UMNO）政権下のマレーシアを存続事例、イスラーム共和国樹立以降のイランとマルコス政権下のフィリピンを不安定事例として位置付けることによって説明された（補論の解説も参照）。とはいえ、この議論は複数政党選挙の実施という短期的（近接的）要因の働きを条件付ける起点を明確にしたという利点があ

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

る一方、与党組織の発展という自己強化過程を自明視したため、複数政党選挙によって圧倒的に優位に立ったはずの与党勢力がその後になぜ衰退しうるのかを説明しにくいという難点もあった¹²。

第二に、長期的分岐の起点として与野党間の関係性に着目した議論として、テンブルマンは、体制樹立後最初の複数政党選挙の勝利によって体制の完全な支配権を獲得・保持できたか否かが与野党間の非対称性をもたらし、その後の政権与党の存続期間を大きく左右しうると論じた (Templeman 2012)。体制樹立とともに政権を獲得した政党や複数政党制の導入に着手した政党、すなわち、一番乗り (first-movers) の政党であれば、他の政治勢力と比べて一步先んじて複数政党政治という市場に参入できるため、その独占を得やすくなる。民主主義体制・権威主義体制の別なく、そのような政党は「建国の父祖」としての正統性を背景に制度設計の主導権を握り、抑圧装置、メディア、公共資源などの統制によって自らに有利な市場を形作ることができる (ibid.: 80-89)¹³。テンブルマンは政権を20年以上継続した与党勢力44事例のうち31事例が一番乗りの政党であったと指摘し、大統領制より議院内閣制のほうが与野党間の非対称性を保ちやすいことを生存分析によって実証した。とはいえ、この議論は、複数政党制導入後初めての選挙の勝ち方がその後の単一政党優位の確立に重要であることを明らかにしたという利点がある一方、その勝利の獲得を容易にする与党勢力の組織的基盤や、勝利後の政治的優位を補強する社会経済的側面があまり考慮されないという難点もあった。

第三に、分岐後の自己強化過程に着目した議論として、グリーンは、ひとた

¹² とりわけ、与党組織の実質的機能としてエリートの利害調整を重視した（一方、民衆の動員を相対的に軽視した）ブラウンリーの理論的枠組みのみに立脚すると、エジプト第一共和政のムバーラク政権が2011年に崩壊した理由をうまく説明できない。

¹³ この点、テンブルマンが提唱した「一番乗り」の具体例として、優位政党の先行研究は国家建設への貢献 (Arian and Barnes 1974)、革命・反革命・脱植民地などの例外的状況 (Gillomee and Simkins 1999)、内戦の決着と1つの政治勢力の勝利 (Magaloni 2006)などを単一政党優位の起点と位置付けた。その中でも、ミシェル・ペンナー・アングリストは、独立直後の中東諸国の事例に焦点を当て、独立当時の政党数とその政党間のイデオロギーの分極化と動員の非対称性の度合いがその後の体制帰結を決定付けると考えた (Angrist 2006)。その枠組みによれば、そもそも1つの政党しか存在しない場合 (アルジェリア・チュニジア・南イエメン) はそのまま権威主義体制が樹立される。それに対して、複数の政党が存在した場合、イデオロギー的に分極し、そのうち1つの勢力が高い動員力を有していたら一定期間を経て権威主義体制へと発展しうる (イラク、イラン、エジプト、シリア、ヨルダン) が、イデオロギー的に分析せず、政党間の動員力が拮抗していたら、政党間の競争が続き、民主主義体制へと発展しうる (トルコ)。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

び政権を獲得した与党勢力は公共資源の政治利用によってその政治的優位を安定的に維持できるが、その資源の枯渇によって優位は衰え、体制は崩壊しうると論じた (Greene 2007; 2010)。この場合、公共資源の政治利用とは、①公共部門の経営陣の政治任用、②大規模な公共部門と多くの公務員の維持、③経済保護政策の実施と国家との契約受注を暗黙的な見返りとした財界からの献金の獲得、④公共機関・公共施設の私的利用を指す。これによって便宜供与や利益誘導が容易になり、「在職者は投票前から選挙に事実上勝利する」(Greene 2010: 808) ことが可能になる。ここで強調される与党勢力の「資源の強み」は政治・経済・社会という3つの側面における優位の相互補強の関係性を表したものと言い換えることができる。すなわち、「優位の好循環」(cf. Pempel 1990: 16) である。公式の政治的権力(政治的優位)を獲得できれば、公共資源を活用して特定の支持基盤に経済的恩恵を与えること(経済的優位)が可能になり、その利益誘導によって社会的ネットワーク(社会的優位)が発達し、政治的支持の動員(さらなる政治的優位)が容易になる(cf. Magaloni 2006; Giliomee and Simkins 1999)。とはいえ、このような3つの側面のうちどこか1つに陰りが生じれば、優位の好循環自体も衰退しかねない。グリーンは公共部門の民営化と選挙管理機関の発達によって資源の強みを失ったためにメキシコの制度的革命党は選挙での敗北を余儀なくされたと論じた。この議論は、自己強化過程に生じうる衰退の可能性を理論化したという利点がある一方、体制形成期にせよ、体制樹立後最初の複数政党選挙の実施にせよ、単一政党優位の確立過程の起点にあまり注意を払っていないという難点があった。

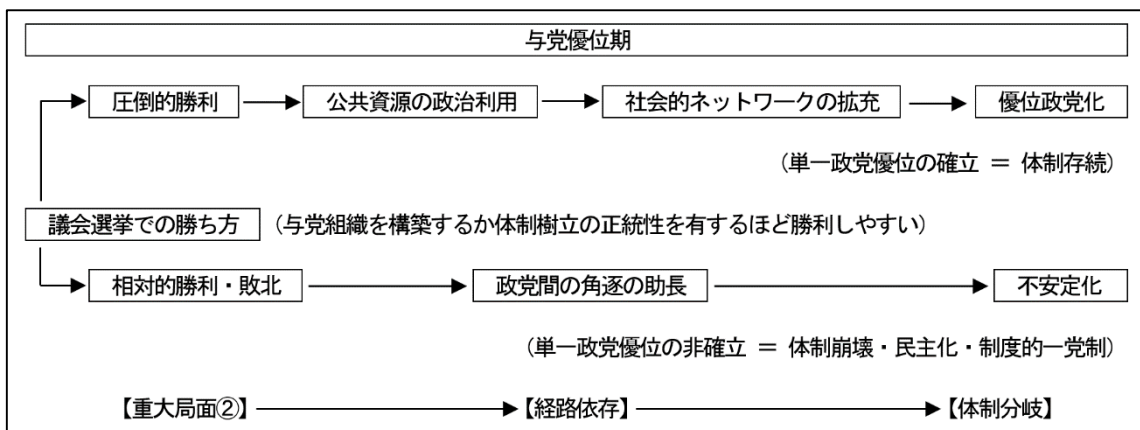
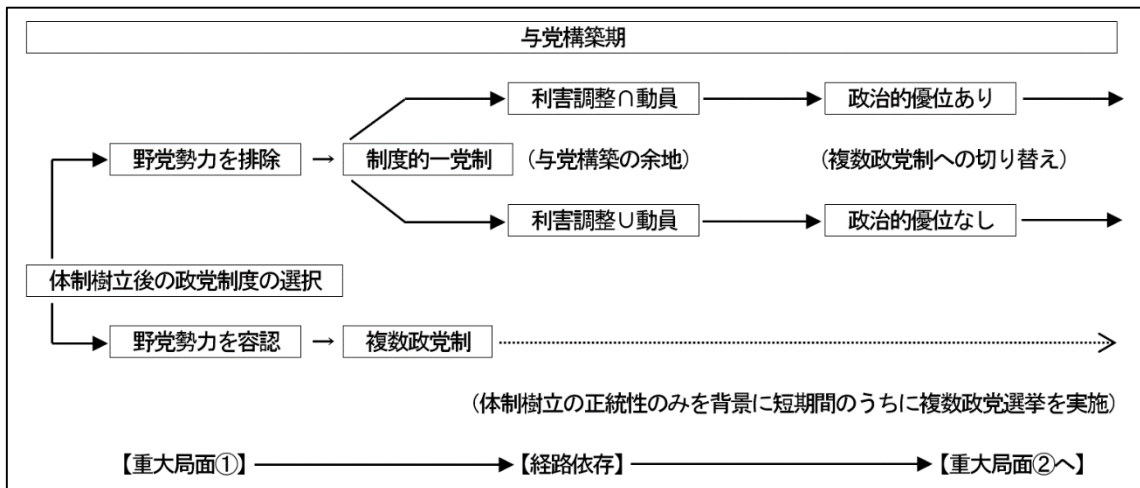
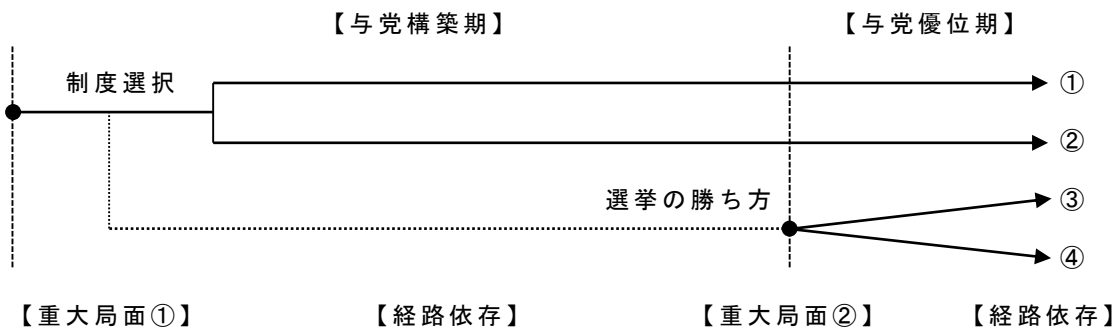
権威主義体制下の単一政党優位の長期的分岐

この3つの論調は、権威主義体制下の政党政治の分岐過程を規定した要因としてそれぞれ、与党組織の構築 (Brownlee 2007)、一番乗りの強み (Templeman 2012)、資源の強み (Greene 2007) の重要性を指摘する。これらの議論は前述のような難点を抱えているため、それぞれ単独では長期的分岐過程の全体像を把握することは難しい。しかし、本章冒頭の問題意識(与党組織の設計と運用)と理論的状況(選挙制度に関する正反対の結論)を加味し、3つの論調を総合してみると、その過程の全体像を浮かび上がらせることができる。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

図 3.1 は重大局面論に基づく本章の理論的枠組みである。権威主義体制下の単一政党優位の確立をめぐる長期的分岐過程は与党構築期と与党優位期という2つの時期で成り立つ。図の上段は長期的分岐の全体像を表し、中段は体制樹

図 3.1 権威主義体制下の単一政党優位の長期的分岐



(注) 筆者作成。中段の図の「∩」は「かつ」を表し、「∪」は「あるいは」を表す。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

立当初の政党制度の選択をめぐる与党構築期の政治過程を表し、下段は複数政党制導入後初めての議会選挙の勝ち方を受けた与党優位期の政治過程を表す。長期的分岐を規定するのは「体制樹立当初に制度的単一制と複数政党制のどちらを導入したか」、そして、「複数政党制導入後初めての議会選挙において圧倒的多数の議席を獲得できたか否か」という2つの重大局面における決定であり、その決定の違いによって主に4つの経路への分岐が想定される。図3.1の全体像の終点に示した①は「制度的単一制経由・確立」、②は「制度的単一制経由・非確立」、③は「複数政党制単独・確立」、④は「複数政党制単独・非確立」に該当する。各時期の政治過程の概要は以下の通りである。

まず、与党構築期の起点として、新体制を樹立した政治勢力はその樹立当初の正統性や支持を活かして野党勢力に対処する必要がある。政治空間から野党勢力を排除し、制度的単一制を導入するか、それとも、野党勢力をある程度容認し、複数政党制を導入するか。その政党制度の選択は重大局面①として後々の過程の推移を規定することになる。複数政党制が導入された場合、与党組織の構築に関する自己強化過程は省略され、短期間のうちに重大局面②へと至る。このとき、複数政党制は体制樹立当初に必ずしも明確な意図をもって導入されるとは限らない。前体制が政党制度として無党制や単一制を採用していない限り、複数政党制は不作為で流用されることもありうるからである。それに対して、制度的単一制は必ず明確な意図をもって設計される。実質的に複数政党政治が行われた経験がなければ単一制は生じえない（Sartori 1976/2005: 36）とサルトーリが論じたように、複数の政治勢力の結集・合同を強制するか、他の政治勢力の活動を規制するといった、何らかの意思決定を下さなければ、制度的単一制は設計されえないからである¹⁴。

前述のブラウンリーの議論では、体制形成期に支配エリートの利害対立が解決されれば、その利害調整装置として与党組織が構築され、おのずから大衆動員組織が発展していくと考えられた（Brownlee 2007）。しかし、利害調整機能と

¹⁴ 制度的単一制か複数政党制ではなく、制度的無党制が導入された場合、実質的な野党勢力の存在を認めるか否かによってその後の経路が分かれる。野党勢力の政治活動や存在をあくまで認めない場合は制度的単一制の状況に該当し、ある程度の政治活動を容認・黙認した場合は複数政党制の状況に該当する。例えば、同じ君主政下の無党制でも、サウジアラビアやスワジランドは前者の状況、クウェートは後者の状況に相当する。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

動員機能は相互に密接に関連しつつも、常に軌を一にして発展するとは限らない。権力中枢において支配エリートだけが結託した与党勢力もありうるし、運動組織の動員のみで立脚した与党勢力もありうる¹⁵。体制樹立後すぐに複数政党制が導入された場合、このような与党組織の構築を試みながら（組織的基盤が未完全な状態で）選挙で野党勢力と対峙することになるため、必然的に体制内外の不確実性が増してしまう。それに対して、制度的単一政党制が導入された場合、野党勢力を排除しつつ、与党組織の2つの実質的機能を発展させる時間的・空間的余地を得ることになる¹⁶。

とりわけ、サミュエル・ハンティントンが論じたように、与党勢力が2つの機能を帯びるためには対抗勢力の単なる排除に終わるのではなく、体制樹立の「大義」への求心力を与党組織の構築に活用することが重要になる（Huntington 1970: 9-17; cf. Levitsky and Way 2013: 8-9）。特定の民族や宗教に基づいて対立を煽るのではなく、階級や職業などの経済的基盤に依拠し、民族解放や独立などの国民意識に訴えかけることで広範な支持や黙認を得ることができる¹⁷。社会経済状況を改善できれば、これまで経済的に不遇な立場に置かれていた民衆の支持を惹きつけることができるからである（そのため、与党優位期における「優位の好循環」と同じく、公共資源の政治利用によって支持を維持・拡充できるか否かが重要になる）。このような支持の獲得は民衆の動員機能の発展に寄与する。また、制度的単一政党制の導入に伴う党と国家の一体化は、利害調整や役職の配分の手段を与えるため、非主流派の離反を抑止するとともに、派閥同士の牽制によって支配エリート全体の均衡を保つことができる¹⁸。

¹⁵ 政党の古典的類型になぞらえれば、利害調整機能のみを備えた与党勢力は幹部政党、動員機能のみを備えた与党勢力は大衆政党、その両方を備えた与党勢力は包括政党に類すると言える。

¹⁶ そのため、ブラウンリーは当初から複数政党制を採用していた統一マレー国民組織政権下のマレーシアと制度的単一政党制を経由した第一共和政下のエジプトを同じ経路を辿った事例群に位置付けたが、この2つは別々の経路を辿って与党組織を発展させた事例と見なしたほうが正確である。

¹⁷ 例えば、サハラ砂漠以南地域とアラブ地域の別なく、多くのアフリカ諸国は独立直後に制度的単一政党制を敷く傾向にあった。その制度選択の理由として、民族紛争や冷戦という国内外の脅威を受けて、政治的安定、国家建設、経済成長のために国内の諸勢力を結集させる必要があることが強調された（Kilson 1963; Finer 1967）。

¹⁸ 例えば、スハルト政権下のインドネシアは政党制度に厳しい制約を課しつつ、ゴルカルと軍の派閥争いと牽制を助長することによって体制の長期的安定とその内実の変化を促した（Slater 2010a）。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

そのため、制度的単一政党制を敷くことで得られる時間的・空間的余地を活用して与党組織の2つの機能を発展させ、時機を捉えて複数政党制へ切り替えることができれば、旧来からの与党勢力は政治的優位を保ちやすくなる。国外的圧力（構造調整・民主化支援）や国内的圧力（支配エリート内の派閥争いや民主化運動）を受けても、政治的優位を保ったまま選挙戦に臨むことができるのである。それに対して、少なくとも1つの機能しか発展していない状況、あるいはどちらか1つの機能を失ってしまった状況において、そのような国内外の圧力を受けると制度的単一政党制の継続すら難しくなる。時機を逸して複数政党制へ切り替えたとしても選挙で政治的優位を保つことは非常に困難である。このような与党勢力の組織的基盤の強弱は、複数政党選挙において一番乗りの強みを得るための先行条件として重大局面②の決定を大きく変える¹⁹。与党構築期はその後の与党優位期の準備期間や助走期間としての働きがある。その先行条件の意味合いを簡潔に表現すれば、「強い与党組織を有する政党ほど最初の複数政党選挙で圧倒的勝利を得やすい」のである（cf. Levitsky and Way 2010b）。

そして、与党優位期の起点として、いかなる経緯であれ複数政党制が導入された場合、与党勢力はその最初の選挙戦において野党勢力と対峙する必要がある。特に議会選挙において圧倒的多数の議席を獲得できたか、それとも、相対的多数の議席しか獲得できなかったか（ひいては敗北を喫したか）。その選挙の勝ち方は重大局面②として後々の過程の推移を規定することになる（cf. Templeman 2012）。このとき、同じ選挙戦のように見えても、体制樹立から短期間のうちに複数政党制を導入した場合と制度的単一政党制から複数政党制へと切り替えた場合ではその文脈は大きく異なる。前者の文脈では、建国を主導したにせよ、クーデターによって政権を奪取したにせよ、与党勢力は主に体制樹立によって得られた正統性のみを依拠して支持を動員する必要がある。しかし、後者の文脈では、与党勢力の組織的基盤の強弱がそのまま選挙結果に影響しうる。有力な組織的基盤を擁する与党勢力であれば、有利なタイミングで有利な選挙

¹⁹ 与党組織の組織的基盤の強弱という要因は、その後の重大局面②の決定を規定するため、重大局面ではなく重大前件と見なすこともできる。重大前件（critical antecedents）とは重大局面論を通時的に拡張した概念であり、「因果的配列において、重大局面に先行し、その局面において作動する因果的効力と組み合わせることで帰結の分岐をもたらす諸要因や諸条件」（Slater and Simmons 2010: 889）として定義される。その比較歴史分析上の意義は補論を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

制度を設計することができる。そのため、有利に働くと想定される選挙制度の規定（非比例性の高低）は複数政党制導入時点での与党勢力の選好の違いによって変化しうる²⁰。それに対して、与党勢力の組織的基盤が弱ければ、自らに有利な規定を盛り込むことは難しくなり、野党勢力に有利な制度設計を余儀なくされかねない。言い換えれば、選挙制度という短期的要因は、あらゆる事例に同じような影響を及ぼすのではなく与党勢力の組織的基盤の強弱という先行条件に依存するのである²¹。

どちらの文脈においても、与党勢力が選挙で圧倒的勝利を収めれば、その後は与党優位期として優位の好循環が働きやすくなる（Greene 2007; 2010）。公式の政治的権力（政治的優位）を獲得できれば、公共資源を活用して特定の支持基盤に経済的恩恵を与えること（経済的優位）が可能になり、その利益誘導によって社会的ネットワーク（社会的優位）が発達し、政治的支持の動員（さらなる政治的優位）が容易になる。このような優位の好循環が働けば、野党勢力に対して政策的に譲歩しなくても、強制的・暴力的措置を講じなくても、優位を長期的に保持していくことが可能になる。かくして、与党勢力は優位政党化し、権威主義体制下の単一政党優位は確立する。

例えば、競合型権威主義体制という下位類型を提唱したスティーブン・レイツキーとルーカン・ウェイは、そのような優位の好循環に類する枠組みとして、公共資源の政治利用、メディアへのアクセス、政治制度の設計・運用をめぐって与野党間に著しい格差が見られる政治状況を「不公平な競技場」(uneven playing field) と表現し、次のように評した。「歪曲した競技場では在職者は重大な不正や抑圧に頼ることなく野党の挑戦を挫折させることができる。これは冷戦後の大きな強みとなった。独裁者はその競技場のおかげで国際的な正統性

²⁰ 与党勢力の選好は支配エリートの属性の違い（Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010）によって変化しうる。とりわけ、特定の政党に依拠した文民共和政・軍政のように、確固とした支持勢力に基づく場合は1つの政治勢力への権力集中を望むため非比例性の高い選挙制度が選択されやすい。それに対して、君主政や無所属大統領を擁する文民共和政・軍政のように、緩やかな支持勢力に基づく場合は複数の政治勢力への権力分散（とその利害対立を調整・牽制するための「中立的」な立場の獲得）を望むため比例性の高い選挙制度が選択されやすい傾向にある（cf. Lust-Okar and Jamal 2002）。

²¹ この知見は、第2章第2節で論じた比較民主化論の理論的枠組み（特に表2.4）の精緻化・相対化に役立つ。すなわち、複数政党制導入後最初の選挙という「移行」の瞬間における政権側と野党勢力側の立ち位置とその力関係は、主意主義的・偶発的に決定されるのではなく、それに先立つ与党勢力の組織的基盤の強弱に条件付けられるのである。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

を損なわずに権力を保持できるようになった（つまり、一挙両得となった）からである」（Levitsky and Way 2010a: 60）。彼らは権威主義体制に不公平な競技場が生まれる背景として一党支配に伴う党と国家の融合（と経済運営の恣意的な舵取り）を重視した²²。

このような状況は一朝一夕には確立しない。不公平な競技場は長期的過程の果てに達成できると想定すると、その意義を正確に把握できる。実際、与党優位期における政治的優位の確立はサハラ砂漠以南のアフリカの事例に如実に表れる。1990年代に制度的単一制から複数政党制へと切り替えた国々では1回目の選挙で勝利した与党勢力が2回目、さらに3回目の選挙でも勝利しやすいことが事例分析と統計分析の両面から実証された（Bratton 1998; Manning 2005; Ishiyama and Quinn 2006）。その理由として指摘されたのは、在職者に有利な制度設計、利益誘導、野党勢力の弱さであった（Golder and Wantchekon 2004）。こうした状況は優位の好循環の働きを例証する。

そして、優位の好循環のどこか1つの側面（往々にして経済的優位）に陰りが生じれば、与党勢力の優位は衰退していく（Greene 2007; 2010）。最初の選挙で圧倒的勝利を得た与党勢力であるならば、恣意的な制度設計と運用の結果として、その後も比較的長期間存続できる。それに対して、初めに圧倒的勝利を得られなければ、長期的存続はそもそも望めない。複数政党制は政治勢力間の対立を助長し、体制の不安定化を招いてしまう。この不安定化は3つの最終的帰結を含意する。第一に、執政府の長を選ぶ選挙（議院内閣制の場合は議会選挙、大統領制の場合は大統領選挙）で野党勢力に敗北を喫し、与党勢力がその敗北を受け入れたら、政権交替によって体制は民主化へと至る（民主主義体制への移行）²³。第二に、政治対立が激化し、支配エリートの非主流派の離反や民衆の抗議運動の台頭へと発展したら、その混乱を契機に体制崩壊が生じるか

²² 「優位の好循環」や「不公平な競技場」と同じ状況を指す概念として、他にも「開発主義体制」（岩崎・編 1994; 岩崎 2009）と「政府党体制」（藤原 1994）を挙げることができる。とはいえ、どちらの枠組みも権威主義体制の長期的分岐を想定せず、単一政党優位の確立過程（の特に後半）における政治的・経済的・社会的側面の関係性を一緒に論じてしまう傾向がある。

²³ 選挙での敗北を受け入れて民主化した場合、旧与党勢力は旧体制下で培った組織的基盤を再編し、民主主義体制の文脈に合わせて政治的主張を穏健化できれば、主要政党（ひいては新たな政権与党）へと返り咲く見込みが高い。東欧諸国の事例に関しては Grzymala-Busse (2006)を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

もしれない（別の権威主義体制への移行）。第三に、それでも与党勢力が政治不安の機先を制すことができたなら、野党勢力を政治空間から強制的に排除し、政党制度を複数政党制から制度的単一制へ切り替えるかもしれない（単一政党優位の非領域への移行）。この場合、切り替えを起点に再び与党構築期が開始されると想定される²⁴。

長期的分岐の4つの経路

最後に、ここまでの与党構築期と与党優位期の概要を総合すると、権威主義体制の長期的分岐は4つの経路に分けられる（前掲の図3.1を参照）²⁵。第一の経路は制度的単一制を経由した単一政党優位の確立である。この経路で想定される典型的状況として、与党勢力は体制樹立から短期間のうちに制度的単一制を導入し、野党勢力を排除したうえでエリートの利害調整と民衆の動員の両面において組織的基盤を固め、自らに有利なタイミングで複数政党制へと切り替える。そして、党と国家が一体化した組織的基盤の強さを背景に自らに有利な規定を選挙制度に盛り込み、最初の議会選挙で圧倒的勝利を収める。その公式の政治的優位を踏まえて経済的優位と社会的優位を確保し、政治的優位をさらに強化していくという過程を辿る。

²⁴ とはいえ、体制樹立当初の複数政党選挙によって圧倒的勝利を得て、その優位を背景に数年後に政党制度を複数政党制から制度的単一制へ切り替える事例も存在しうる。表2.7の事例群のうち、この状況に該当するのは1967年以降のガボン民主党、1966年以降のカメルーン国民連合、1982年以降のケニア・アフリカ民族同盟、1978年以降のシエラレオネの全人民会議、1965年以降のモーリタニアの人民党、1956年以降のチュニジアの立憲民主連合（新立憲党）である。このうち、便宜上、複数政党制の存続期間が120ヶ月以下の事例は経路①に割り振り、121ヶ月以上の事例は経路③に割り振る。

²⁵ 便宜上、複数政党制導入後に少なくとも121ヶ月以上存続した与党勢力を単一政党優位の確立事例と見なす。また、この便宜上の閾値は第4章（体制変動）の独立変数と第6章（選挙前連合）の事例群の判断基準としても用いる。

また、特定の経路に振り分けることが難しい事例も存在する。第一に、複数政党制を導入しつつも政党政治に著しい制約を加えたままの事例として、南アフリカ（国民党）、イラン（ヴェラーヤテ・ファギーフ体制）、シリア（シリア・バアス党）、レバノン（ターイフ合意に基づく寡頭政）、インドネシア（ゴルカル）、中華人民共和国（中国共産党）、ベトナム（ベトナム共産党）、ボスニアヘルツェゴビヤ（大統領評議会）が挙げられる。第二に、2008年末現在において121ヶ月以上の閾値に達していない事例として、ウガンダ（国民抵抗運動）、コートジボワール（イボワール人民戦線）、コンゴ共和国（コンゴ労働党②）、コンゴ民主共和国（再建民主主義人民党）、中央アフリカ共和国（ボジセ大統領支持派）、イラク（統一イラク連合）、アフガニスタン（カルザイ大統領支持派）が挙げられる。第三に、短期間の複数政党制の後に制度的単一制を121ヶ月以上の長期間経験（して、そのまま複数政党制へ切り替えずに体制崩壊）した事例として、チャド（チャド進歩党）、モーリタニア（モーリタニア人民党）が挙げられる。これらの事例は本文で提示する4つの経路からは除外した。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

この経路を辿った事例はサハラ砂漠以南のアフリカと中東の国々に見られる²⁶。特に宗主国からの政治的独立や民族解放を掲げて諸勢力を結集し、その余勢を駆って体制樹立とともに制度的単一党制を導入することが多い。チュニジアの立憲民主連合 (*al-Tajammu' ad-Dustūrī ad-Dīmuqrāfī* / *Rassemblement Constitutionnel Démocratique*) はその一例である。同党 (当初は新立憲党) の結成は独立前に遡る。新立憲党は独立運動の中で穏健な近代主義的主張を掲げ、若者、知識人、財界、部族など幅広い国民の支持を惹きつけ、1956年の独立直後に実施された制憲議会選挙において圧倒的多数の議席を獲得した (経路の位置付けに関しては注25を参照)。1957年7月、同党が多数派を占める制憲議会は君主政の廃止と制度的単一党制への切り替えを決定し、ハビーブ・ブールギバ首相が初代大統領に就任した。その後、植民地時代の有力者層を排除しつつ、党の指揮系統を政治局に集約することで支配エリートの利害調整を図る一方、独立以前から擁する1000以上の全国支部と30万人以上の党員に加え、労働組合総連合や農業組合総連合への利益誘導を拡充して動員力の強化を図った (Moore 1970; Murphy 1999: 42-79; Bellin 2000; Angrist 2004)。

チュニジアは1960年代から1970年代に一定の経済成長を達成し、1981年に複数政党制が導入された。議会選挙は経済に陰りが見え始めた状況で実施されたが、労働組合を基盤とした動員力と、自らに有利に働く選挙制度を背景に圧倒的勝利を獲得した。1986年のベン・アリー首相の権力掌握とブールギバ大統領の失脚を経て、立憲民主連合は合意形成の試みや議席割り当てによって脆弱な野党勢力に対して譲歩の姿勢を見せつつも一貫して議会の圧倒的多数を保持した (Anderson 1991; Angrist 1999)²⁷。同大統領はこのような一番乗りの強みに伴う自己強化過程のおかげで庶民の経済的不満を抱えながら2011年1月14

²⁶ 表2.7の事例群のうち、第一の経路に該当する与党勢力は次の通りである。サハラ砂漠以南のアフリカの事例は、アンゴラ (アンゴラ解放人民運動)、ガボン (ガボン民主党)、カメルーン (カメルーン人民民主運動)、ガンビア (愛国再建同盟)、ギニア (統一進歩党)、スーダン (国民会議)、チャド (愛国救済戦線)、トーゴ (トーゴ人民連合)、ブルキナファソ (民主進歩会議)、マダガスカル (マダガスカル革命戦線)、モザンビーク (モザンビーク解放戦線)、モーリタニア (民主革新共和党)。中東の事例は、アルジェリア (民族解放戦線)、イラク (イラク・バアス党)、エジプト (国民民主党)、チュニジア (立憲民主連合)、ヨルダン (王党派諸政党)。アジアの事例は、大韓民国 (民主正義党)。米州の事例は、パラグアイ (コロラド党)。

²⁷ ベン・アリー政権下のチュニジアにおける合意形成の試みと野党勢力の選挙戦略の意味合いについてはそれぞれ第5章 (名目的合意形成) と第6章 (選挙前連合) を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

日まで25年近くに渡って政権を維持することができた。

第二の経路は制度的単一政党制を経由した単一政党優位の非確立である。この経路で想定される典型的状況として、与党勢力は体制樹立から短期間のうちに制度的単一政党制を導入し、利害調整と動員の両面における組織固めを図るものの、自らに有利なタイミングで複数政党制へと切り替えることができない。このとき、どちらか1つの機能しか発展していない状況で切り替えを迫られた場合とどちらか1つの機能を失った状況で切り替えの時機を逸した場合がありうる。そのため、自らに有利な規定を選挙制度に盛り込むことができず、最初の議会選挙でもせいぜい相対的勝利しか収められず、その後、政治的に不安定化していくという過程を辿る。

概して、この経路を辿った事例は、複数政党制導入直後の選挙で敗北し、その敗北を受け入れた国々と、複数政党制導入から数年間存続したもののクーデターや暴動によって政権を追われた国々に大別される²⁸。とりわけ、東欧諸国の共産主義政権の多くは、体制樹立から間もなく精巧な与党組織を築き上げたにもかかわらず、長年の経済停滞とそれに伴う民衆の不満や支配エリート層の離反を受けて複数政党制への切り替えを迫られた。せいぜい「協定」によって既得権益の維持を図るか、野党勢力主導の制度設計を余儀なくされたため、選挙実施時点において実質的に敗北が運命付けられていたと言える（三浦・山崎1992; Karl and Schmitter 1994; McFaul 2002: tab.1）。この点、経路①に該当するアルジェリアの民族解放戦線（*Jabha al-Tahrīr al-Waṭanī* / Front de Libération Nationale, FLN）は複数政党制導入後に経路②を辿ることをかろうじて免れた事例と言えるだろう²⁹。

²⁸ 表2.7の事例群のうち、第二の経路に該当する与党勢力は次の通りである。サハラ砂漠以南のアフリカの事例は、ギニアビサウ（ギニア・カーボベルデ独立アフリカ党）、コートジボワール（コートジボワール民主党）、コンゴ共和国（コンゴ労働党①）、コンゴ民主共和国（革命人民運動）、ザンビア（統一国民独立党）、中央アフリカ共和国（中央アフリカ民主会議）、ニジェール（社会発展国民運動）、ブルンジ（国民進歩同盟①）、ベナン（人民革命党）、マラウイ（マラウイ会議党）、マリ（マリ人民民主同盟）、リベリア（国民民主党）、ルワンダ（発展国民愛国運動）。アジアの事例は、タイ（統一タイ人民党）、パキスタン（パキスタン人民党）。米州の事例は、パナマ（全国民主同盟）、ブラジル（民主社会党）。旧共産圏は、アルバニア（アルバニア労働党）、ドイツ民主共和国（ドイツ社会主義統一党）、ハンガリー（ハンガリー社会主義労働党）、ブルガリア（ブルガリア共産党）、ポーランド（ポーランド統一労働者党）。西欧の事例は、スペイン（ファランヘ党）。

²⁹ アルジェリアの民族解放戦線は、1950代の独立戦争時代に共産党を除く諸政党を結集した抵抗運動として組織され、1962年の独立後に単独与党としての地位が制度的に定めら

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

第三の経路は複数政党制のみを導入した単一政党優位の確立である。この経路で想定される典型的状況として、与党勢力は体制樹立から短期間のうちに複数政党制を導入（あるいは保持）し、主に体制樹立の正統性を背景に複数政党選挙を実施して圧倒的勝利を収める。その公式の政治的優位を踏まえて経済的優位と社会的優位を確保し、与党の組織的基盤を発展させていくとともに、政治的優位をさらに強化していくという過程を辿る。この経路を辿った事例には2000年代前半に脚光を浴びた「選挙権威主義体制」に位置付けられる国々の多くを見ることができる³⁰。その中でも典型的な過程を辿った具体例としてはメ

れた。党内の支配エリートの利害対立は戦時中の国内派の台頭と独立直後のブーメディアン大佐の権力掌握（ベン・ベラ初代大統領の失脚）によって解決され、民衆（特に労働者）の動員・管理はアルジェリア労働総同盟の設置によって制度化された。この2つの与党組織の機能の発展と軌を一にして、ブーメディアン大統領は「アラブ社会主義」政策として銀行部門や天然資源採掘事業の国有化を断行し、国家主導の重化学工業化を進めた。しかし、その政策は公共部門の肥大化と累積債務のため、国民生活に禍根を残すことになった。同大統領の死後にその職を継いだシャドリ大統領は債務軽減のために公共部門の民営化に舵を切る一方、暴動へと発展した民衆の不満を解消するために政党制度を制度的単一制から複数政党制へと切り替え、議会選挙の実施を約束するに至った（福田1992）。

当初、その選挙戦はベン・ベラ元大統領が結成したアルジェリア民主主義運動（*Mouvement pour la démocratie en Algérie / Movement for Democracy in Algeria*）などの世俗勢力が主要な競争相手になると想定された。しかし、実際には国内のイスラーム主義勢力を糾合したイスラーム救国戦線（*Front islamique du salut / Islamic Salvation Front, FIS*）が民衆の不満を背景に躍進し、1990年6月に実施された地方議会選挙では48県中32県で勝利を収め、1991年12月に実施された議会選挙（第一回投票）では231議席中188議席を獲得した。民族解放戦線は15議席しか獲得できなかった（Brumberg 1991; 鹿島1994: 99-105）。その大敗の理由として、党内の汚職追及に伴う内紛によって反シャドリ派が離党して新党を結成したこと（支配エリートの利害調整の不調）や、選挙制度に小選挙区制を採用したために動員力に勝る政党ほど議席を獲得しやすかったこと（野党勢力の動員力の高さの助長）が指摘できる。この状況に危機感を抱いた与党勢力、特に軍はシャドリ大統領に解任を迫り、選挙結果の無効を発表した。その後、議会選挙に伴う不安定は内戦へと発展したが、軍の出動という暴力的措置によって体制自体は護持された。

³⁰ 表2.7の事例群のうち、第三の経路に該当する与党勢力は次の通りである。サハラ砂漠以南のアフリカの事例は、エチオピア（エチオピア人民革命戦線）、ガンビア（人民進歩党）、ケニア（ケニア・アフリカ民族同盟）、ザンビア（複数政党民主主義運動）、シエラレオネ（全人民会議）、ジンバブエ（ローデシア戦線、ジンバブエ・アフリカ民族同盟・愛国戦線）、セネガル（セネガル社会党）、タンザニア（タンザニア革命党）、ナミビア（南西アフリカ人民機構）、ボツワナ（ボツワナ民主党）、マダガスカル（社会民主党）、南アフリカ（アフリカ国民会議）、リベリア（ホイッグ党）、ルワンダ（解放運動党、ルワンダ愛国戦線）、レソト（バソト国民党、レソト民主会議）。中東の事例は、イエメン（国民全体会議）、イラン（復興党）、クウェート（王党派無所属）、モロッコ（王党派諸政党）。アジアの事例は、カンボジア（サンクム、人民党）、シンガポール（人民行動党）、スリランカ（統一国民党）、パキスタン（ムスリム連盟系無所属）、フィリピン（新社会運動）、マレーシア（統一マレー国民組織）。米州の事例は、エルサルバドル（国家再建党）、ドミニカ共和国（ドミニカ党）、ニカラグア（自由民族主義党）、ハイチ（希望戦線）、ペルー（ペルー2000）、ボリビア（民族革命運動党）、メキシコ（制度的革命党）。旧共産圏の事例は、アゼルバイジャン（新アゼルバイジャン党）、アフガニスタン（アフガニスタン人民民主党）、ウズベキスタン（ウズベキスタン自由民主党）、カザフスタン（ヌル・オタン党）、キルギス（アカエフ大統領支持派）、グルジア（グルジア市民連合）、タジキスタン（タジキスタン人民民主党）、トルクメニスタン（トルクメニスタン民主党）、ベラルーシ（ルカシェンコ大統領支持派）、

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

キシコの制度的革命党とマレーシアの統一マレー国民組織が挙げられる。

まず、メキシコの制度的革命党は軍と政界に隠然たる影響力を有したカジェス大統領主導の下、1929年3月、革命後の政治勢力の結集と政治的安定を目的に国民革命党として創設された。同党は同年11月に実施された大統領選挙と議会選挙において野党勢力の政治参加を積極的に呼びかける一方、革命勢力の代表としての正統性を掲げて（選挙不正を講じつつ）圧倒的勝利を収めた。そして、体制樹立後、一番乗りの強みを背景に与党組織の機能が整備されていく。1936年、カルデナス大統領は民衆の政治参加の是非をめぐる党内エリートの利害対立をカジェス派の粛正によって解決し、その返す刀で党名をメキシコ革命党へ改称し、党組織を地域別から職能別に変更した。この組織再編によって労働者、農民、公務員への経済的な保護を見返りに全国規模の動員機能を帯びることになった。さらに1946年の制度的革命党への改称後は選挙の参加要件を全国政党のみに限定することで野党勢力への規制を強化し、政治的優位を文字通り制度化した（岸川 2010: 81-85）。このような与党組織の発展と軌を一にした経済的優位によって政権は長期的・安定的に維持された。しかし、グリーンが論じたように、1980年代以降の民営化に伴う「資源の強み」の衰退によってその優位は徐々に低下し、1990年代の議会選挙での退潮傾向を経て2000年の大統領選挙で国民行動党（*Partido Accion Nacional* / National Action Party）に敗北するに至った（Greene 2007; 2010）。

次に、マレーシアの統一マレー国民組織はマレー人の民族的利益を代表する政党として独立前の1946年に創設された。同党は他民族への立ち位置をめぐるアブドゥル・ラーマンとダト・オンの路線対立を後者の離党によって決着する一方、インド人政党のマレーシア・インド人会議（Malaysia Indian Congress）、華人政党のマレーシア華人協会（Malaysian Chinese Association）とともに政党連合として連盟党を結成して民族間の協調を図った。このような支配エリート間の利害調整を背景に独立前の1955年7月と独立後の1959年8月の議会選挙において圧倒的多数の議席を獲得し、体制樹立に伴う一番乗りの強みを得た。しかし、各民族の庶民の間には政治的権利や経済格差をめぐる不満が燻り続け、

ロシア（統一ロシア）。西欧の事例は、キプロス（マカリオス大統領支持派）、ポルトガル（国家連合党）。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

その不満は 1969 年議会選挙における与党勢力の退潮を契機にマレー人と華人の衝突事件（5 月 13 日事件）へと発展した。この事態に危機感を抱いた与党勢力は議会を停止し、各民族の利益をより幅広く保障するよう憲法の規定を修正し、従来野党勢力を取り込む形で政党連合の再編を図った（鈴木 2010: 41-116; Brownlee 2007: 56-64, 93-100）。新たに結成された国民戦線（Barisan Nasional / National Front）の下、政権は国家主導の経済開発と利益誘導によって民族的・経済的不満の解消を進め、その経済的優位に陰りが見え始めた 2010 年代に入ってもなお政治的優位を保っている。

第四の経路は複数政党制のみを導入した単一政党優位の非確立である。この経路で想定される典型的状況として、与党勢力は体制樹立から短期間のうちに複数政党制を導入（あるいは保持）し、主に体制樹立の正統性を背景に複数政党選挙を実施したものの、せいぜい相対的勝利しか収められず、その後、政治的に不安定化していくという過程を辿る。

この経路を辿った事例は、独立当初に宗主国に倣って複数政党制を採用した国々や、民主主義体制下の不安定な政治状況を打開する緊急事態措置を講じた国々のうち、与党勢力が国民や幅広い政治勢力の支持を受けなかった場合に見られる³¹。例えば、独立当初のウガンダの場合、国王から大統領へと就任したムテサ 2 世を擁する王党派政党・カバカ・イエッカは独立後最初の議会選挙において第二党に甘んじる結果となった。第一党のウガンダ人民会議との連立政権の樹立を余儀なくされ、同党のミルトン・オボテが首相に就任した。この大統領派と首相派は当初から地域区分の画定や利益誘導の配分をめぐる政治対立が続き、1966 年 2 月、首相が一方的に大統領就任と憲法停止を宣言し、独立当初

³¹ 表 2.7 の事例群のうち、第四の経路に該当する与党勢力は次の通りである。サハラ砂漠以南のアフリカの事例は、ウガンダ（カバカ・イエッカ、ウガンダ人民会議）、ガーナ（会議人民党）、コンゴ民主共和国（コンゴ同盟）、ジンバブエ（統一アフリカ民族会議）、トーゴ（トーゴ統一党、トーゴ進歩党）、ニジェール（民主進歩連合）、ブルンジ（国民進歩同盟②）、ベナン（ダホメ統一党、ダホメ共和党）、マリ（スーダン同盟）、リベリア（国民愛国党、リベリア行動党）。中東の事例は、シリア（人民党）。アジアの事例は、カンボジア（社会共和党）、パキスタン（ムスリム連盟・アーザム派）、バングラデシュ（アワミ連盟、バングラデシュ民族党）。米州の事例は、エクアドル（キリスト教民主同盟）、エルサルバドル（キリスト教民主党）、ドミニカ共和国（ドミニカ革命党①、ドミニカ革命党②）。旧共産圏の事例は、アゼルバイジャン（エルチベイ大統領支持派）、グルジア（円卓会議・自由グルジア）、セルビアモンテネグロ（セルビア社会党）、ベラルーシ（ベラルーシ社会民主会議）、西欧の事例は、キプロス（民主党）。

の政党政治は終焉を迎えた (Dinwiddy 1981: 511-518; Mutibwa 1992: 42-57)。

このように、権威主義体制下の政党政治は単一政党優位の確立と非確立をめぐる多種多様な展開を見せる。本稿全体で取り上げるエジプト第一共和政の事例もその1つである。次節では、4つの経路のうち経路①(制度的単一政党優位の確立)の具体例としてエジプトの政党政治の展開に焦点を絞り、その単一政党優位の確立過程を重大局面論の枠組みに沿って追跡していく。

3. 事例分析：エジプト（1952～2000年）

(1) 軍政樹立の背景としてのムハンマド・アリー朝の政党政治(1919～1952年)

1952年7月23日、ムハンマド・ナギーブを首班とする自由将校団 (*Ḥarakat ad-Dubbāṭ al-'Ahrār / Free Officers*) はイギリスに対する民族主義の高まりとムハンマド・アリー朝の統治能力と正統性の低下を背景にクーデターを決起し、ファールーク1世を退位に追い込んだ。この軍政(に伴うエジプト第一共和政)樹立の直接的要因はムハンマド・アリー朝の政党政治の不調に求められる。当時の国内政治の構図は、エジプトの国家主権という国際問題と、政治的自由の拡充という国内問題をめぐる国王、ワフド党 (*Ḥizb al-Wafd / Delegation Party*)、イギリスの角逐関係によって彩られた。国王は国際的には国家主権を求め、国内的には君主としての権限の保持を求めた。ワフド党は国際的には国家主権を強硬に求め、国内的には政治的自由の増大を求めた。イギリスは国際的にはエジプトの権益の保持を求め、国内的には政治的安定を求めた。このような三者の選好の違いは国政運営に支障を及ぼし、国内政治に膠着状態をもたらした(伊能 1993: 37; Baker 1978: 5-10; Deeb 1979: 123; cf. 渡辺 1986a; 1986b)³²。そし

³² 三者の選好の違いに基づく君主政時代の政党政治の展開は次のように簡潔に表現される。「イギリス、国王、ワフド党の権力抗争ゲームは、まずワフド党が選挙で勝利を収め、内閣を形成することから始まる。しかし、ワフド党内閣は、まもなく、イギリス当局との対立、あるいは国王との衝突によって辞任に追い込まれる。その結果として成立した反ワフド党の新内閣は、憲法の停止や修正、ないしは廃止によって政権を運営する。だが、その専制的な支配が、かえってイギリスあるいは国王との衝突を引き起こして辞任する。か

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

て、その混乱は軍部の台頭を招くばかりか、体制樹立後の重大局面①における軍部の選好に大きな影響を及ぼすこととなった。そのため、軍部主導の第一共和政の樹立へと至る政治的背景として、初めに君主政時代の政党政治の展開を取り上げたい。その起点となった1919年の大規模な独立運動から1952年の軍政樹立までの経緯は主に以下の4つの時期（cf. Deeb 1979）に分けることができる（君主政時代の主要政党の変遷は巻末付録・図 A.1 を参照）。

第一に、1919年の独立運動の台頭から1922年の名目的独立の達成の中で政党政治の萌芽が見られた。当時のエジプトの国際的立場は1914年の第一次世界大戦の開戦を契機にオスマン帝国の名目的属国からイギリスの保護国に変更され、1918年の戦争終結とともに国内に国家主権の獲得を求める機運が高まっていた。その独立運動の旗頭になったのが、アッバースヒルミー2世治世下において教育相、法相、立法議会副議長を歴任したサアド・ザグルールであった。彼はパリ講和会議への代表団の派遣と保護国の廃止を求め、その要求を実現するための運動組織としてワフド（代表団）党を結成した³³。しかし、同党の強硬姿勢や民衆への支持拡大はイギリスの反感を買い、1919年3月8日、ザグルールはイスマーイール・スィドキーらとともに逮捕され、マルタへの国外退去に処された。

くして、選挙の実施となり、ワフド党が再び多数を獲得して政権に復帰する。こうして新たなサイクルが始まる」（伊能 1993: 37）。

本稿全体の議論を踏まえると、ムハンマド・アリー朝当時の君主政は権威主義体制であり、複数政党制を認めているため、単一政党優位の領域に位置する事例に該当する。実際、君主が政治的権限を保持しつつ、一定の「名目的」な政権交替を認めるという状況は1990年代以降のモロッコの状況（白谷 2014）とも類似する。

³³ ムハンマド・アリー朝の君主政時代に始まり、第一共和政（1952～2011年）、第二共和政（2012～2013年）、第三共和政（2014年以降）へと至るエジプトの政党の源流は19世紀後半以降の独立運動に求めることができる。1881年、代議会議員とともに国民党（*al-Hizb al-Waṭānī* / National Party）を結成したアフマド・アラビー陸軍大佐は、軍部の軍事力やエジプト人の公務員や農民の支持を背景に英仏とトルコの影響力を排した内閣の組閣を副王に強引に認めさせた。さらに列強諸国への反抗や立憲政体の樹立を求めたが、その試みはイギリスの軍事介入によって制圧された。その後、一時的な小康状態を経て、1906年にイギリス軍と衝突した村人を極刑に処したディンシャワーイ事件による反英感情の高まりを契機に1907年に国民党（*al-Hizb al-Waṭānī* / National Party）、ウンマ党（*Hizb al-Umma* / Community Party）、立憲改革党（*Hizb al-'Islāh ad-Dustūrī* / Constitutional Reform Party）が結成された。ムスタファー・カーミル主導の国民党が汎イスラーム主義・親オスマン帝国寄りの立場からイギリス軍の即時撤退によるエジプトの完全独立を求めたのに対して、ルトフィー・サイイド主導のウンマ党は世俗主義的な立場からイギリスとトルコの両方からの完全独立を求めた。また、立憲改革党は宮廷とその利益の保護を求めた（Vatikiotis 1991: 225-230; 大塚・他編 2002: 73-74, 208, 369）。とはいえ、当時の政党はあくまで民族運動の発露とその反動に留まった。加えて、議会を軸とした君主と政党間の角逐が制度化していなかったため、1919年（あるいは1922年）以前の状況は政党政治とは形容できない。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

この宗主国の措置に反発した都市部の学生・法曹関係者・労働者や農村部の農民などのワフド党支持者は国内全土で大規模な抗議運動を展開した。その圧力は功を奏し、4月7日にザグルールは釈放され、4月11日にワフド党を含む代表団はパリに渡航した（が、交渉自体は上手くいかなかった）。独立運動はその後も続き、暴力的衝突の激化に伴う政情不安を目の当たりにしたイギリスは保護国の廃止を検討し始め、1922年2月28日、エジプトの独立を一方向的に宣言するに至った。しかし、イギリスは保護国の廃止に著しい留保³⁴を加え、政治的影響力の保持を色濃く滲ませたため、エジプトの独立はあくまでも名目的独立に過ぎなかった（Deeb 1979: 38-57; Vatikiotis 1991: 262-272）。

第二に、1922年の名目的独立以降、憲法と選挙法が順次整備された。エジプトにおける本格的な政党政治の幕開けである。しかし、政治的実権を備えた国家元首としての国王と議会多数派としてのワフド党は対英条約交渉をめぐって対立を深め、その結果、1930年に国王が憲法の停止に踏み切る事態へと発展した。当初、1922年3月1日に公布された憲法起草の勅令を受けて、1923年4月19日に国王の政治的実権を設けたエジプト王国憲法（1923年憲法）、4月30日に間接選挙に基づく選挙法（1923年法律第11号）が定められた³⁵。議会開設直後の政党政治は、主にワフド党と国民党に加え、立憲自由党（*Hizb al-Ahrār al-Dusturīyyīn* / Constitutional Liberal Party）と統一党（*Hizb al-Ittiḥād* / Unity Party）によって展開された。立憲自由党は、名目的独立前にワフド党を離れた反ザグルール派（都市部・農村部の地主エリート層）で構成され、イギリスと国王に対してワフド党より穏健な立場を取った。統一党は、ワフド党の台頭を受けて王党派が結成した政党であり、大衆的基盤に根付いた議会政党ではなく、主に首相・閣僚経験者や高級官僚で構成された（Deeb 1979: 75-85, 182-189; Vatikiotis 1991: 274-279; 松本 2004: 82-83）。

1924年1月に実施された第一回議会選挙においてワフド党は90%以上の議

³⁴ 保護国の廃止に対する留保とは、すなわち、①エジプト国内におけるイギリスの移動・通信の自由、②エジプトの防衛、③外国の利益と少数派の保護、④スーダンの統治、の4点である（Deeb 1979: 56）。

³⁵ 1923年憲法で授けられた国王の主な政治的権限としては、内閣の任免（第38条）、1/5の上院議員の任命（第38条）、議会の開会延期（第39条）、下院の解散（第49条）などが挙げられる。また、1923年選挙法で定められた間接選挙は各選挙区的一般選挙人30人の中から1人の中間選挙人を選び、その中間選挙人が立候補者に投票する手続きが採用された（Vatikiotis 1991: 278; 松本 2004: 89-91; cf. 浦野・西 1979: 302-325）。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

席を獲得する大躍進を果たした³⁶。その議会多数派としての存在感を背景に首相に就任したザグルール党首は、上記の国内問題に関しては選挙法を修正して直接選挙を導入し、国際問題に関しては顧問職の廃止などによってイギリスの影響力の完全排除を求めた。しかし、イギリスは同年11月のリー・スタック軍司令官兼スーダン総督の暗殺事件を口実にエジプトに圧力を加え、ワフド党政権は発足からわずか10ヶ月後に退陣を余儀なくされた。同党はその後も選挙手続きや対英交渉の進め方をめぐって国王との対立を深めた。とりわけ、フアード1世が内閣任免権と下院解散権を行使し、王党派の登用と間接選挙の復活を試みたのに対して、ワフド党は他党と連携して政治改革要求を強めるとともに選挙のたびに過半数の議席を獲得した。1927年のザグルール死去後、同党のムスタファー・ナッハース党首は2回に渡って政権を務めた。しかし、その内閣はいずれもスーダンの位置付けなどをめぐる対英交渉の不調を原因に頓挫した。結局、政党政治の膠着に対する不信感から国王は1930年6月に下院を解散し、同年10月に新憲法を一方的に発令するという強権的措置を講じた（Deeb 1979: 123-150; Vatikiotis 1991: 279-288; 松本 2004: 83-86）。

第三に、1930年憲法によって国王の政治的権限を強化し、1930年選挙法によって制限間接選挙を導入したフアード1世は1930年から1936年にかけて政党政治の回避を試みた³⁷。首相としてその任務を担ったのは、立憲自由党を離党し、独自に人民党（*Hizb al-Sha'b / People's Party*）を結成したイスマーイール・スィドキーであった。1931年6月に実施された第五回議会選挙ではワフド党と立憲自由党が国王の強権的措置に抗議して辞退したため、王党派の人民党と統一党が議席の80%以上を占める結果となった。当時、世界恐慌に伴う綿花価格の暴落と社会経済状況の悪化に際して、スィドキーは融資の拡充や地代の引き下げによって地主や農家への補償を整備する一方、報道法や刑法の厳罰化によって都市部の抗議運動や報道機関への規制を強化した。

これに対して、エジプト国内の政治的安定を望むイギリスは与野党間の対立

³⁶ 君主政時代の議会選挙の結果一覧は松本（2004: 85・表1）を参照。

³⁷ 1930年憲法では内閣が議会ではなく国王に責任を負うことが定められ、1930年選挙法では、間接選挙として、各選挙区の一般選挙人50人の中から1人の中間選挙人を選ぶこと、制限選挙として、中間選挙人の被選挙権に収入・農地・教育に関する規定が新たに設けられた（Vatikiotis 1991: 289; 松本 2004: 91-93）。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

緩和のために主要政党の挙国一致政権の樹立を打診し、憲法と選挙法の再修正と引き換えに条約交渉の再開と妥結を求めた³⁸。1933年9月、ファード1世は事態打開のためにスィドキーを解任し、政党に基づかない王党派主体の内閣を組閣した。1930年に制定された憲法と選挙法は破棄され、1923年憲法が復活し、直接選挙に基づく1935年選挙法が新たに制定された。そして、1936年4月のファード1世の死去と息子のファールーク1世への権力継承とともにエジプトに再び政党政治が復活することとなる（Deeb 1979: 238-282; Vatikiotis 1991: 288-292; 松本 2004: 86-87）。

しかし、最後に第四に、1936年以降、ワフド党と国王はともにイギリスとの条約妥結や宥和的態度によって支持と正統性の低下を招き、政党政治そのものへの不信と反比例するように議会外の政治勢力が徐々に台頭し始めた。1936年5月に実施された第六回議会選挙において圧倒的多数の議席を得たワフド党は、第三次ナッハース内閣を組閣し、ほぼ全ての主要政党が参加した代表团とともにイギリスとの条約交渉に臨んだ。その結果、同年8月、イギリス・エジプト連合条約が締結された。従来の4つの留保は撤廃され、エジプトは主権国家として承認された。しかし、イギリス軍がスエズ運河に駐留し続けることなどが盛り込まれたため、依然として完全独立にはほど遠いものであった³⁹。この条約の妥結は、イギリスの後ろ盾を得て盤石な政権基盤を確保したいワフド党と、枢軸国に対して中東地域の要衝の安定を望むイギリスとの妥協の産物であった（Vatikiotis 1991: 292-293; 伊能 1993: 38-40）。

ワフド党は条約妥結によってイギリスとの関係に一定の決着を付けたが、それは独立運動としての当初の正統性を損ない、エジプトやアラブ民族（特にパレスチナ）の独立を求める国民感情との乖離を露呈する結果となった。党内の指導権争いを経てナッハースの独裁色を強めたワフド党に対して、ファールーク1世はそうした国民感情を利用し、反ワフド党陣営の糾合を試みた⁴⁰。しか

³⁸ ワフド党執行部はこの打診を退け、他党やイギリスへの譲歩を求める幹部の一部に除名処分を下した。1932年12月、その派閥は新たにサアド主義ワフド党（*Ḥizb al-Wafd al-Sa'ādī / Saadist Wafd Party*）を結成した（Deeb 1979: 246-248; Vatikiotis 1991: 291）。

³⁹ エジプト・イギリス間の交渉過程とそれに伴う主要政党の結集と政党連合の瓦解については Morsy (1984) を参照。

⁴⁰ ワフド党の中でも、主に都市部の工業資本家層を代表する派閥は農村部の地主層を代表するナッハース派との権力闘争に敗れ、1938年にサアド主義党（*al-Ḥizb al-Sa'ādī / Saadist Party*）を結成した。同党は反ワフド党陣営として立憲自由党との連立政権に参加した。同

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

し、1930年代後半から1940年代の政権運営において条約保持や「アラブの叛乱」(パレスチナの独立運動)に対する慎重姿勢という点ではどちらの陣営にも大きな違いは見られなかった。そればかりか第二次世界大戦中の1942年2月4日、国民の民族感情の高まりに伴う内閣退陣に業を煮やしたイギリスがアブディン宮殿を軍隊で包囲してファールーク1世にワフド党政権の樹立を求めた事件、いわゆるアブディン宮殿事件を契機に、イギリスの圧力に屈した国王と、その要求を受諾したワフド党の正統性は大きく揺らいだ⁴¹。

その後、エジプト政府は国民の民族感情に押されて外交的挽回を試みたが、いずれも功を奏さなかった。1948年5月、第一次中東戦争(パレスチナ戦争)への参戦は軍隊の装備の弱さや士気の低さによって惨敗を喫した。1951年10月、対英交渉の行き詰まりの果てにワフド党のナッハース政権は1936年条約の一方的破棄を余儀なくされた。結局、このような外交上の不満に加え、貧富の差や物価の上昇による社会経済上の不満を抱え続けた民衆は、政党政治を見限り始め、議会外の政治勢力への支持を強めるようになった(Smith 1979: Deeb 1979: 330-369; Vatikiotis 1991: 319-324, 345-368; 伊能 1993: 46-50)。

とりわけ、議会外の政治勢力として、結成から短期間のうちに急速に支持を拡大し、最も動員力を高めた団体がムスリム同胞団(*al-Ikhwān al-Muslimīn* / Muslim Brotherhood)である⁴²。同胞団はハサン・バンナーを団長として1928年

党のアハマド・マーヘルやマフムード・ヌクラシーは後に首相に就任するが、いずれも在任中に暗殺された。また、同年、統一党と人民党は王党派の勢力維持のため合同し、統一人民党(*Ḥizb al-Ittiḥād al-Sha'b* / Unity People's Party)を結成した(Deeb 1979: 357-366, 370; Vatikiotis 1991: 294-296)。

⁴¹ 1942年5月、財務相を務めていたマクラム・オベイド幹事長はナッハース党首との個人的確執から内閣を辞任し、除名処分を受けた。その結果、オベイドを支持するコプト教徒の幹部の多くも同時期に離党し、ワフド・ブロック(*al-Kutla al-Wafdiyya* / Wafdist Bloc)を結成した。オベイドの後任の幹事長に就任したのは第一共和政樹立後にワフド党党首を務めることになるファード・セラゲッディーンであった(Vatikiotis 1991: 353-354; 伊能 1993: 49, 64-65)。

⁴² 他にも同時期の議会外の政治勢力として、アフマド・フサインを中心に1933年に結成された青年エジプト(*Miṣr al-Fatā* / Young Egypt)が挙げられる。同団体は国民党やワフド党急進派の流れを汲んだ民族主義的要素とイスラーム主義的要素を兼ね備え、アラブ民族とイスラーム世界の盟主としてのエジプト帝国の樹立を構想し、エジプトの政治的・経済的自立やイスラーム法の厳格な適用を掲げた。また、好戦的な直接行動を志向し、西欧のファシズム政党を参考に準軍隊組織として緑シャツ隊(*al-Qumṣān al-Khaḍrā'* / Green Shirts)を保有した。組織の変遷としては1936年に青年エジプト党(Young Egypt Party)、1940年に民族主義イスラーム党(Nationalist Islam Party)へと改称し、1941年に一時的に解党した後、1944年にエジプト社会党(Socialist Party of Egypt)へと改組した(Deeb 1979: 372-378; Vatikiotis 1991: 330-332; 大塚・他編 2002: 563-564)。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

にイスマイリーヤで結成され、当初、教育や説教を軸に地域に密着した運動組織として活動を開始した。1932年に本部をカイロに移転して以降、全国展開を進め、支部の拡大を背景に社会活動から政治活動へ重心を移し、包括的なイスラーム主義路線を標榜するようになった⁴³。その理念と動員力によって同胞団の存在感は社会的規制や外交をめぐる政権に一定の圧力を与えるほどに高まった。しかし、団体内には路線対立の火種が燻り続けた。とりわけ、1948年、裁判官の暗殺を契機にした同胞団の非合法化というヌクラーシー政権の措置をめぐる団体運営の指導局の穏健派のエリート幹部と、「秘密機関」を構成する急進派の「エリート団員」に齟齬が生じた。すなわち、バンナー団長が合法的解決を試みている最中、「秘密機関」が独断で首相を暗殺するという行動に出たのである。この独走は翌年に警察関係者による報復としてバンナー団長の暗殺という重大な結果を招くこととなった（横田 2006: 32-46; Deeb 1979: 379-388; Wickham 2013: 20-26; 山根 1986: 69-77）⁴⁴。

このように、君主政時代の政党政治の初期的経験は国内政治の安定に資するどころか議会内外の政治勢力の対立を助長した。特に、政治的実権を備えた国家元首としての国王と議会多数派としてのワフド党が外交的問題（エジプトの独立やアラブ民族主義）や社会経済的問題（不況や貧富の差の拡大）を十分に解決しないまま権力闘争に終始したことは政党政治そのものに対する国民の不信感を高める結果となった。

(2) 重大局面①：権力奪取と制度的単一党制の導入（1952～1956年）

自由将校団の結成と軍政樹立

1949年末、このような政党政治の不調（に伴う国内政治の混乱）を背景に、

⁴³ 1938年に開催された第五回総会において以下の8つの包括的方針の方針が定められた（横田 2006: 34-35; 大塚・他編 2002: 802）。①イスラームの原典へ回帰する「サラフィー主義的呼びかけ」、②予言者のスンナ（言行）に立脚した「スンナの道」、③内面の浄化を目指す「スーフィーの真理」、④ウンマ（共同体）の統治・外交を希求する「政治組織」、⑤責務に耐えうる強健な肉体を作る「スポーツ団体」、⑥知識と学習を推進する「知的・文化団体」、⑦正しい材の活用を目指す「経済企業」、⑧イスラーム社会の病弊を解消し、ウンマの快癒を目指す「社会思想」。

⁴⁴ 1950年に政治活動の放棄を条件にムスリム同胞団の非合法化は解除された。1951年にハサン・フダイビーが第二代団長に就任し、穏健路線を標榜したが、急進派との内部分裂は解消されなかった。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

ガマル・アブドゥル・ナーセル〔以下では慣例に従ってナセルと表記〕陸軍中佐は同僚や部下数人とともに秘密結社として自由将校団を結成した⁴⁵。彼らは1936年条約を契機に設立されたエジプト人主体の陸軍士官学校の最初期の卒業生であり、第一次中東戦争の敗戦によって国内政治の弊害を痛感した若手将校であった。当時、軍内部には同じような結社が複数存在した⁴⁶。その中でも自由将校団は、帝国主義と封建主義の打破、政府と宮廷の汚職撲滅、アラブ民族の統一など、民衆に訴えかける広範な主張を唱えた一方、共産主義とイスラーム主義の路線対立を避けるため明確なイデオロギーは掲げなかった。しかし、それゆえに団員の結束や軍内外との綿密な意思疎通を活かし、短期間のうちに多くの支持者を惹きつけることに成功した(Beattie 1994: 37-51; Dekmejian 1971: 20-21; Hashim 2011a: 65-67)。

その政治的影響力の増大を軍内外に誇示したのが1951年12月に実施された将校会会長・役員選挙であった。宮廷の推薦を受けた将校の当選という慣例が長年続く中、自由将校団は王党派のアーメル将軍の対立候補としてナギーブ将軍を推挙した。当時、ナギーブは第一次中東戦争当時の活躍によって国民の信頼は厚かったが、軍上層部の権力闘争に敗れ、閑職を余儀なくされていた⁴⁷。選

⁴⁵ 結成当初の主な団員は以下の通りである。ガマル・アブドゥル・ナーセル陸軍中佐、アブドゥルハキーム・アーメル陸軍少佐、アンワル・サーダート陸軍中佐、サラーフ・サーリム陸軍少佐、カマルッディーン・フセイン陸軍少佐、ガマル・サーリム空軍中佐、ハサン・イブラヒム空軍少佐、ハーリド・ムヒーエッディーン陸軍少佐、アブドゥルラーティフ・バグダーディー空軍中佐、フセイン・シャーフィイー陸軍少佐、ザカリア・ムヒーエッディーン陸軍中佐 (Vatikiotis 1991: 377)。また、陸海空軍と国境軍の4つのうち自由将校団の幹部を占めたのは陸軍・空軍所属の将校であった。海軍が除外されたのは拠点となるアレクサンドリアとカイロとの密接な情報伝達が難しかったからであり、国境軍が除外されたのは王党派のフセイン・シッリー・アーメル将軍の影響下にあったからであった (Beattie 1994: 51)。

⁴⁶ 軍内部には自由将校団以外に少なくとも2つの派閥が存在したが、1950年代初頭にはすでに衰退していた。第一に、ムスタファー・カマル・スィドキーを首班とする急進派は暴力的な直接行動に従事したことで政府の監視を受け、幹部の逮捕によって瓦解した。第二に、ムハンマド・ラビーブを首班とするイスラーム主義派はムスリム同胞団との結びつきを背景に1940年代には一大派閥へと成長し、その後の自由将校団の幹部にも影響を与えたが、同胞団への弾圧とラビーブの死去に伴って勢力を失った (Dekmejian 1971: 22; Beattie 1994: 47-50)。

⁴⁷ 軍政樹立直後のサーダートの述懐によれば、将校会の会長ひいては自由将校団の首班に推挙する将校の候補者としてナギーブ以外に3人の選択肢があった。第一に、ラシャード・ムハンナー陸軍大佐は早い時期に自由将校団の計画に同意したにもかかわらず、事態の進展とともに政変の矢面に立つことを避け、カイロからエル・アリーシュへの転勤を図った。第二に、アジーズ・マスリー海軍代将は高齢のため積極的な関与が期待できなかった。第三に、自由将校団はフアード・サーディク将軍に対して軍政樹立後の参謀長の役職を約束したが、宮廷がその役職をサーディク将軍に与えるという先手を打ち、自由将校団

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

挙の結果、ナギーブは圧倒的多数の支持を受けて勝利し、ムヒーエッディーンを初めとする複数の団員も軒並み役員に当選した。このように政治的影響力を強める自由将校団に対して他の政治勢力は様々な反応を見せた。これまでに様々な形で情報交換を進めてきた同胞団は自由将校団に「文化的訓練」などの協力姿勢を見せ、青年エジプトや共産主義団体は自由将校団が掲げる広範な目標に共感を示した。それに対して、ワフド党などの主要政党は軍部の台頭に警戒感を露わにし、軍隊の給与の増額やナギーブの国防相登用によって自由将校団の懐柔を試みた。しかし、ファールーク1世はその提案を退け、あくまで王党派の軍人を登用し、自由将校団との対決姿勢を強めた (Beattie 1994: 53-55; Vatikiotis 1991: 377-378)。

その国王と軍の対立はイギリスに対する国民の民族感情の噴出を契機に大きく進展した。1936年条約の一方的破棄後もスエズ運河周辺に駐留し続けたイギリス軍は度重なる抗議運動や襲撃に業を煮やし、1952年1月に周辺地帯の接收の最後通牒を發した。1月25日、その通告に反発したエジプト警察はイギリス軍と衝突し、50人以上の死者を招いた。衝突は民衆の反英感情を刺激した。翌日26日、カイロ市内は抗議者で溢れ、大規模な暴動と焼き討ちによって3000人以上が亡くなる事態へと発展した。ファールーク1世は事態收拾のため即座に戒厳令を敷き、ワフド党のナッハース内閣に代えて王党派内閣を組閣した。とりわけ、着実に権力を保持するため、アーメル將軍やイスマーイール・シーリーン將軍 (ファールーク1世の義兄弟) を国防相に登用し、将校会の解散と関係者の一斉検挙によって自由将校団の解体を画策した。その動きを察知した自由将校団は当初10月に予定していた計画を繰り上げ、7月13日にナギーブを首班に据え、7月22日早朝、宮廷側の機先を制してカイロ市内の重要施設の制圧を開始した。軍はわずか1日で実権を掌握し、当時、閣僚とともにアレクサンドリアに滞在していたファールーク1世に退位と出国を迫った⁴⁸。かくして、ファールーク1世の退位とその生後半年の息子・フアード2世の即位によってエジプトは実質的に君主政から軍政へと移行した (Beattie 1994: 55-60, 66-69; Vatikiotis 1991: 370-374, 378-379)。

との関係は断たれた (エル・サダット 1958: 186-187)。

⁴⁸ 軍政樹立直後の当事者の回想はエル・サダット (1958: 196-219) を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

動員組織の発足と政党制度をめぐる支配エリートの利害対立

軍政樹立後、自由将校団は革命指令評議会 (*Majlis Qiyādat al-Thawla / Revolutionary Command Council, RCC*) を設置し、国政運営の舵取りを担った⁴⁹。同評議会は、1953年2月の議会選挙と民政移管を念頭に軍内部の綱紀粛正の姿勢を見せる一方、主要政党に対しても同じように党内の「汚職分子」の追放を求めた。加えて、軍と宮廷の橋渡し役としてアリー・マーヘル元首相を新首相に任命し、ムハンナー陸軍大佐、ムハンマド・アブドゥルモネイム (アッバースヒルミー2世の息子)、ワフド党のバハーエッディーン・バラカ元下院議長の3人で構成されるファード2世の摂政委員会を設置した。当初は旧来の政治勢力に配慮し、あくまで暫定統治としての姿勢が強調されたのである⁵⁰。

軍政樹立に対して議会内外の主要勢力は対照的な反応を示した。ムスリム同胞団は軍政への支持を表明し、政党の汚職撲滅、イスラームに基づく新憲法の起草、銀行国有化、利子の禁止、無償教育・無償医療の拡充、土地所有の上限設定 (500 フェッダン⁵¹) などの包括的改革を求めた⁵²。それに対して、ワフド党は早期の民政移管と同党主導の新政権の樹立に期待を寄せたが、9月上旬に土地改革案が提示されると、その内容をめぐって強硬に反発した。改革案では土地所有の上限を200 フェッダンに設定し、5 フェッダン以下の貧農にその超過分の土地を分配することが定められた。ワフド党の権力基盤である地主層の

⁴⁹ 発足当初の革命指令評議会は注45に記した11人の自由将校団の面々とナギーブに加え、アフマド・アンワル、カマルッディーン・リファアト、アフマド・シャウキー、アブドゥルモネイム・アブドゥルラウフ、ルトフィー・ワヒード、ユースフ・サーディクの18人で構成された (Dekmejian 1971: 28)。このうち、共産主義勢力との関係が近かったシャウキーとサーディク、ムスリム同胞団との関係が近かったアブドゥルラウフは、それぞれ1954年2月以降のナセルとナギーブの路線対立に先立って追放された。

⁵⁰ 第4章第2節や第7章でも触れるように、軍人が政党政治の混乱を背景に権力を掌握し、その後の暫定統治と民政移管を約束することは軍政の典型である。この点、軍政樹立直後のエジプトでは暫定統治の期間をめぐって革命指令評議会内部にいくらかの意見対立が見られた。ナセルが旧来の主要政党の汚職撲滅とイギリス軍の撤退完了を前提に6ヶ月間の短期間を想定したのに対して、バグダーディーやサーダートは地主層を権力基盤とするワフド党の復権によって「革命」の成果が覆されることを懸念して10年間という長期間を想定した。評議会内の表決の結果、後者の提案が可決されると、ナセルはそれを不服とし、議長からの辞職をちらつかせ自らの提案を押し切った (Beattie 1994: 69-70)。しかし、後述するように、結局は旧来の政治勢力との対決や軍内部の対立派閥の追放を経て、軍部の暫定統治は恒久統治へと変質していく。

⁵¹ 1 フェッダンは4200m²に相当する。

⁵² また、共産主義勢力も政治犯の釈放を踏まえて軍政支持を表明したが、1952年8月にカフル・エルダッワールで発生した労働運動への弾圧を契機に対抗姿勢に転じ、後述するナセルとナギーブの路線対立に際して後者を支持した (Beattie 1994: 74-75; 山根 1986: 221-222; 斉藤 1985a: 201-202)。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

意向を受け、マーヘル首相は土地改革の導入を固辞したが、その対応は軍の反感を買うこととなった。9月6日、セラゲッディーンなどのワフド党幹部が逮捕され、9月7日、マーヘル首相は辞任を余儀なくされ、その後任としてナギーブが首相に就任した。9月9日、軍政樹立後の最初の重要政策として土地改革が講じられた (Beattie 1994: 69-77; Vatikiotis 1991: 380)。このような土地改革の早期実施は、土地所有の制限によって地主層を分断し、ワフド党の権力基盤を切り崩すきっかけとなっただけでなく、政策実行力と土地の分配によって民衆の支持を惹きつけることによってムスリム同胞団の支持基盤をも切り崩す一助となった (山根 1986: 95-96; 横田 2006: 94) ⁵³。

さらに、既存政党に自浄能力がないことを確信した軍部は矢継ぎ早に政党政治の規制に乗り出した。9月9日、政党活動の再編に関する軍令を発令し、「国民は政党を設立する権利を有する」と定める一方、規約や資金源の公開、内務省への登録を義務付けた。規定に違反した場合の内務省の介入権限も盛り込まれた。しかし、それだけに留まらず、憲法の規定に即した新政権の樹立を目論んでいたワフド党の期待に反して、12月10日に1923年憲法を停止し、翌年1月17日に3年間の移行期間を設けることを発表するとともに政党活動の禁止に関する軍令を発令した。これによって「慈善団体」と位置付けられたムスリム同胞団を除く全ての既成政党は政治活動が禁じられ、政党資金の没収と党員の政治的権利の剥奪を余儀なくされた⁵⁴。そして、1月24日、こうした既成政党に代わる単一の動員組織として結成されたのが、解放戦線 (*Hay'a al-Tahrir / Liberation Rally*) であった (Beattie 1994: 78-79; Vatikiotis 1991: 380-382)。この措置は3年後の制度的単一政党の導入 (ひいては数十年後の単一政党優位の確立へと至る長期的過程) のお膳立てとなった。

解放戦線の結成目的は、新体制に対する民衆の支持を動員し、国政運営の正統性を確保することにあった。ナセルは解放戦線の発足に際して25万人の民

⁵³ とはいえ、このような政治的効果に反し、土地改革自体の(経済的・社会的)成果は不十分であった。200フェッダンの上限は必ずしも徹底されず、土地の再分配を受けても農地の生産性向上には寄与せず、貧農は依然として農業だけでは生計を立てられない状況が続いた (山根 1986: 101-105)。そのため、土地改革は1960年代のアラブ社会主義政策の1つとして再び着手された。

⁵⁴ 政党活動の再編と禁止に関する2つの軍令の抄訳は巻末付録を参照。また、同時期の政治的規制として、10月14日、摂政就任直後から国王代理として振る舞い続けたムハンナーが革命指令評議会によって解任され、摂政委員会は廃止された (Vatikiotis 1991: 381)。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

衆の前で「統一・規律・労働」をスローガンに掲げ、既存政党の内輪揉めによってイギリスの「帝国主義」に対する統一戦線の形成が阻害されたと批判した。綱領では政治的独立、社会保障、経済発展に関する目標が強調された⁵⁵。しかし、その目標自体は、ワフード党にせよ、共産党にせよ、既存政党の従来 of 主張を踏襲したものであった。加えて、全国規模の支持拡充のため、労働組合とムスリム同胞団のネットワークが活用された（Peretz 1959: 30; Beattie 1994: 80-81; 山根 1986: 235, 238）。

労働組合が政策的便宜の見返りに積極的に組合員を動員した一方、ムスリム同胞団は既存政党と比べて優遇されたものの解放戦線の中で埋没してしまうことを恐れて慎重姿勢を崩さなかった。そのため、軍部は、直接行動を志向する「秘密機関」と、そうした直接行動を批判してイギリスと独自に接触を図る同胞団執行部との内部分裂を利用して巻き返しを図った。「宗教は神のために、国家は国民全員のために」というスローガンを掲げて同胞団に圧力を加える一方、執行部に対して「秘密機関」の解体を要求した。同胞団の指導権争いと解放戦線への立ち位置をめぐる争いが続く中、1954年1月、軍部は解放戦線を支持する学生と同胞団員との衝突を契機に同胞団の非合法化に踏み切った。かくして軍部と同胞団の協調関係は終焉を迎えることとなった（Beattie 1994: 81-84; 山根 1986: 78-79; 板垣 1963: 30-31）。

ナセルは解放戦線を自らの正統性の拠り所として活用した。その民衆動員としての機能がいかんなく発揮されたのが、1954年2月以降のナギーブとの路線対立であった。その対立は単なる権力闘争に留まらず、政党制度の選択をめぐる争いを意味した。すなわち、制度的単一政党制を導入するか、複数政党制を復活させるか、という単一政党優位の重大局面①に該当したのである。

その前段階として、1953年2月10日、軍は新体制樹立後の最初の暫定憲法として憲法宣言を発令した。同宣言では革命指令評議会が実効力を備えた執政

⁵⁵ 解放戦線の綱領は以下の10点に要約される（齊藤 1985a: 204; Mahfouz 1972: 78）。①ナイル川流域からの外国軍の完全・無条件撤退、②スーダンの民族自決、③エジプト国民の求める新憲法の起草、④失業・疾病・老齢に関する社会保障、⑤富の分配、天然資源・人的資源の利用、新たな資本投資のための経済制度、⑥法の下での平等、言論・結社・出版・信教の自由を保障する政治制度、⑦青年の権利と義務、社会的責任を涵養する教育制度、⑧全てのアラブ諸国との友好関係、⑨アラブ連盟の影響力の強化、⑩全ての友好諸国との友好関係の樹立。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

府であること (cf. Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010) が明記され、「革命の保護」や「革命の目的遂行」のために必要とされる措置を講じることが強調された⁵⁶。さらに、6月18日、フアード2世の廃位とナギーブ首相の初代大統領就任を發表した。エジプト第一共和政の正式樹立である。この共和政への移行に伴って、ナセルが副首相兼内相、サーリムが国民指導相兼スーダン担当相、バグダーディーが国防相として入閣し、アメルが大佐から参謀総長へと昇格した (Dekmejian 1971: 174; 伊能 1993: 70)。加えて、同胞団や共産主義団体との結びつきが疑われる軍関係者を追放する一方、内閣や省庁の役職への任用によって退役軍人の囲い込みを図った。革命指令評議会は国政運営の人事権者として振る舞い、その権力基盤を固めつつあった。

しかし、共和政への移行とともに支配エリート内の路線対立が先鋭化し始める。ナセルを中心とする革命指令評議会の多数派が政党政治への不信感からあくまで軍政の継続を望んだのに対して、ナギーブ (と、同胞団に近いアブドゥルラウフ、共産主義団体に近いハーリド・ムヒーエッディーン) は複数政党制の即時再開を求めた。1954年1月、ナギーブは軍政樹立後の自らの人気の高まりを背景に (少数派であることを認識したうえでの政治的生存の手段として) 政党活動と議会制民主主義の復活を公然と要求し、2月25日、兼務していた大統領と首相の座から辞職した。ナギーブとの関係が悪化していた軍部がこの申し出を即座に受理すると、ワフド党、同胞団、青年エジプト、共産主義団体などの野党勢力は自発的にナギーブ支持派として「国民戦線」を結成し、辞職撤回を求めて大規模な抗議運動を展開した。軍部はその野党勢力の反発を受けて譲歩の姿勢を見せ、ナギーブの復職と、政治犯の釈放、制憲議会の開設や革命指令評議会の解散などの一連の民政移管の日程を提示した。しかし、3月25日、ナギーブ支持派の動きに対抗し、解放戦線は労働組合を中心とした大規模な体制支持運動を動員した。結局、軍部はその圧力を利用し、ナギーブ支持派寄りの譲歩の撤回に成功した (Beattie 1994: 89-96; Vatikiotis 1991: 384-385)。

その後もナセル派の反転攻勢は続いた。4月15日、軍部は1942年2月6日 (アブディン宮殿事件以降) から1953年7月23日 (軍政樹立以前) までに閣

⁵⁶ 1953年2月10日憲法宣言の全文は巻末付録を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

僚を経験した政党幹部の政治的権利を10年間剥奪することを決定した。4月18日にはナセルが首相に就任し、革命指令評議会のほぼ全ての幹部が入閣し、ナセル派の存在感を誇示した。さらに、この時期、反ナセル派の将校や兵士は文民政治家や同胞団との「共謀」を理由に軍事法廷で訴追され、合わせておよそ3000人が政治犯として投獄された。そして、10月26日、ムスリム同胞団の「秘密機関」が演説中のナセルの暗殺を企てると、11月14日、革命指令評議会はその事件を利用してナギーブ大統領の解任と自宅軟禁を発表した(Beattie 1994: 97-102; Vatikiotis 1991: 386-387; 山根 1986: 79)。かくして、支配エリートの路線対立は大統領の失脚という劇的な幕切れによって解決された⁵⁷。

このように、ナセルを中心とする革命指令評議会は短期間のうちに宮廷、ワフド党、同胞団、軍の対立派閥を順次排除しつつ、体制樹立の正統性を背景に民衆動員に特化した解放戦線を整備した。そのため、単一政党優位の確立過程の起点として、エジプト第一共和政の与党勢力は政党制度に関する重大局面①において政党活動の禁止と単一の動員組織の結成によって制度的な一党制の実質的導入を選択したことになる⁵⁸。その決定を踏まえ、1956年6月23日、大統領選出と新憲法に関する国民投票が実施され、ナセルが第二代大統領に就任した。この新憲法の公布に伴って与党組織の2つの機能が徐々に整備されていく。初めに講じられたのは、新たな動員組織としての国民連合 (*al-Ittihad al-Qawmī / National Union*) の設置と、新たな立法府としての国民議会 (*Majlis al-Umma / National Assembly*) の開設である。

⁵⁷ 当時、ナセル派が大勢を占める革命指令評議会の中でハーリド・ムヒーエッディーンはナギーブ派を支持し、独自に軍隊を出動させてナセル派に圧力を加えたことで一時的に冷遇を受けたが、かろうじて追放は免れた。その後、国民連合中央委員会委員、国民議会議員、アラブ社会主義連合書記委員を歴任し、複数政党制導入後にタガンムウ (国民進歩連合) 党 (*Hizb al-Tajammu' al-Waṭanī al-Taḡaddumī al-Waḥdāwī / National Progressive Unionist Party, Tagammu*) の党首に就任した。

⁵⁸ 前節でも取り上げたように、ブラウンリーもエジプト第一共和政を論じるにあたってこの時期の支配エリートの利害対立をその後の与党組織の発展へと至る重大局面として位置付けた (Brownlee 2007; 詳しくは本章の補論を参照)。しかし、そこで彼が強調したのは単なる権力闘争の解決であり、政党制度の選択という具体的争点ではなかった。その議論に基づいて反実仮想的に言えば、制度的な一党制を求めるナセルと複数政党制を求めるナギーブのどちらが勝利したとしても、エリートの利害調整機能と民衆の動員機能の両面を備えた与党組織が発展していくことになってしまう。もし少数派のナギーブが勝利していたら、実際の国民民主党に類する強大な与党組織が構築できていたと予測できるだろうか。むしろ、制度的な一党制を選択したからこそ、そのような強大な組織を発展させる余地が得られたと考えたほうが無難である。

(3) 与党構築期：アラブ社会主義連合の発展（1956～1984年）

ナセル政権期：アラブ社会主義連合への改組と派閥間の勢力均衡

1956年共和国憲法の公布によって執政府の権限は正式に革命指令評議会から共和国大統領へ移管され、ナセルは執政府の長として実質的にも形式的にもエジプトの最高権力者の地位に到達した⁵⁹。エジプト第一共和政における与党構築期の始まりである。ナセルは就任当初から君主政時代とは一線を画す外交政策に乗り出し、1956年7月、アスワン・ハイダムの建設費用を調達する手段としてスエズ運河の国有化を決定した。国有化は英米の援助停止への対抗措置であり、運河周辺地帯に権益を持ち続けた英仏とその両国の反発に便乗したイスラエルの介入（すなわち、第二次中東戦争）を招く結果となった。しかし、米ソの仲介を背景にその介入に耐えて国有化を実現すると、ナセルは当時の第三世界諸国の盟主の1人、ひいてはアラブ民族主義の旗手として国内外の支持を一手に集めることとなった（Vatikiotis 1991: 388-393; Beat-tie 1994: 114-116）。1958年2月、エジプトとシリアが連合国家（アラブ連合共和国）を樹立したこともアラブ民族主義の成果の1つとして受け止められた⁶⁰。そして、このような大統領の政権運営を支える政治組織（後々の与党組織の雛型）として新たに設置されたのが国民連合であった。

国民連合は1956年憲法第192条（および1958年暫定憲法第72条）において単一かつ公式の政治組織として導入され、1957年5月28日に大統領令によって設置された。憲法上、「革命の目的を実現し、政治的・社会的・経済的部門における健全な国家の建設にあらゆる勢力を結集する」ことが設置目的として謳われ、あくまで党派主義、内紛、分裂を招く政党ではなく、国家目標を遂行しうる集合体・戦線・連合であることが強調された。従来 of 解放戦線が労働組合を中心に体制支持勢力を一時的に結集・動員したのに対して、国民連合の組

⁵⁹ 憲法上の主な大統領権限として、大統領令の発令、閣僚の任免、立法権限の一時的委譲、議会の解散、緊急事態の発令、国防評議会議長・軍最高司令官としての地位、宣戦の布告、条約の締結、などが定められた。1956年憲法の詳細は巻末付録を参照。

⁶⁰ とはいえ、エジプト主導のアラブ連合共和国の共同統治は樹立当初から地域間の権力争いを抱え続け、1961年9月、シリア・バアス党のクーデターと権力掌握によって実質的に3年間で破綻した。アラブ連合共和国樹立に伴う1958年暫定憲法の詳細は巻末付録を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

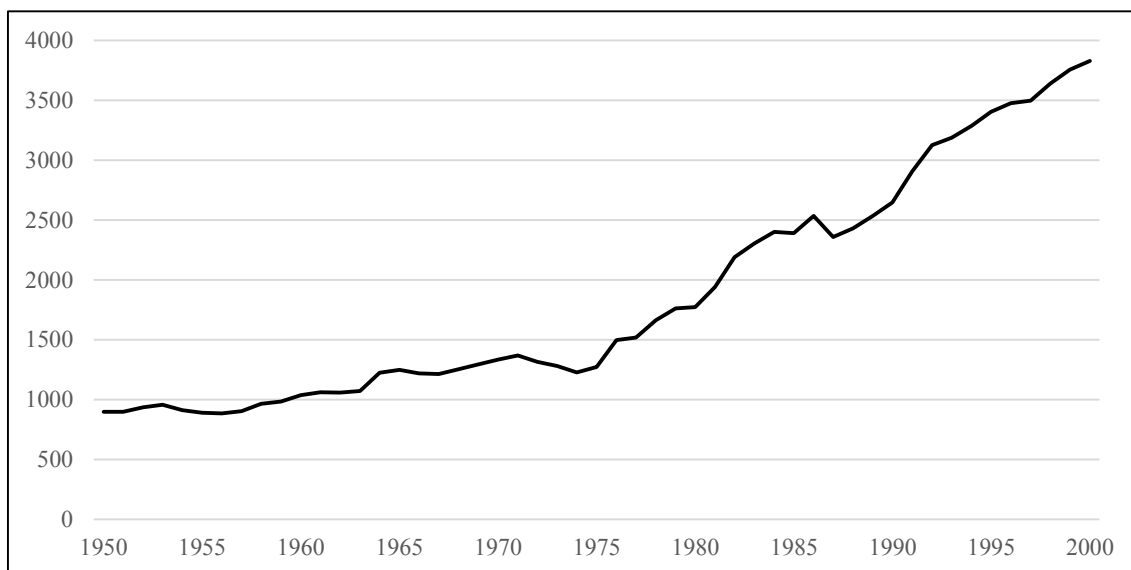
組織構造は国政運営に対する広範かつ恒常的な支持基盤を全国規模で構築することを念頭に設計された。

国民連合は 20 人の委員で構成される最高執行委員会を頂点とし、その下に県別・地域別・市町村別の委員会を順次配置する階層構造で成り立った。最高執行委員会の委員長はナセル自身が務め、自由将校団以来のカマルッディーン・フセイン、アブドゥルラーティフ・バグダーディー、ザカリア・ムヒーエッディーンが委員としてその脇を固めた。特に労働者、農民、学生、専門職者、国内資本家、官僚という 6 つの社会階層を 1 つの政治組織に組み込むことを目指した。(委員会の同意を受けた) 17 歳以上の全てのエジプト国民に会員資格を与え、ワフド党などの既存政党の関係者を必ずしも排除しなかった(山根 1986: 238-239; 斉藤 1985a: 208; Peretz 1959: 34-35; Beattie 1994: 127-129)。つまり、強硬な野党支持者を排除しつつも、旧来の穏健な野党関係者の参加をある程度認めたのである。その包摂的な組織構造は「ペロン[の正義党]、サラザール[の国民連合党]、チトー[の共産主義者同盟]、アタチュルク[の共和人民党]の手法の断片を緩やかに組み合わせたもの」(Waterbury 1983: 313)と評された。

1956 年憲法では国民連合の設置とともに国民議会の開設が定められ、立法院として様々な権限が授けられた。しかし、君主政時代と大きく異なったのは、議会選挙において複数政党間の競合は認められず、立候補者に対する国民連合の事前審査が義務付けられたことであった。1957 年 7 月に実施された国民議会選挙では 350 議席に対しておよそ 2500 人が立候補し、そのうち、およそ 1200 人が失格とされた⁶¹。選挙の結果、国民議会は閣僚、官僚、退役軍人・警察関係者に加え、弁護士、医師、工業資本家、地主、農民などによって構成された(Beattie 1994: 132-134; Peretz 1959: 32-33; Binder 1966: 230, 235-236)。とりわけ、ワフド党の強硬な支持者ではない限り、土地改革の上限(200 フェッダ)を下回る地主層や工業資本家層も現体制の保持を前提に政治参加が認められた。これは現状維持の枠内での自己利益の追求を可能にした。供託金の設定が比較的高かったこと(当時の平均所得のほぼ 2 倍に相当する 50 エジプト・ポンド)も富裕

⁶¹ 先行研究によって立候補者数と失格者の総数はいくらか異なる。Peretz (1959: 33)は立候補者 2528 人中 1210 人、Beattie (1994: 132)は立候補者 2508 人中 1188 人が失格となったと論じた。

図 3.2 1人あたり GDP の推移 (1950~2000年)



(注) Penn World Table 7.0 に基づく。単位はアメリカ・ドル。

層に有利に働いた。加えて、事前審査による候補者の選別は地主・資本家層の分断効果を発揮した。そのため、国民議会の開設当初の機能は、野党勢力への譲歩のため (cf. Gandhi 2008) ではなく、国民連合とともに広範な現状維持勢力の創出・制度化のためであったと言える⁶²。

加えて、1950年代後半以降、経済政策において労働者と農民に代表される庶民の支持獲得が積極的に図られた。1956年に民間部門振興策の不調とそれに伴う財源確保のためにスエズ運河を国有化して以降、ナセル政権は1960年の銀行国有化を皮切りに、鉄鋼、輸送、郵政、電力、綿花、食品、出版など、広範な産業の国有化を短期間に進めた。1960年から開始された第一次5ヶ年計画では「社会主義、協同組合、民主主義に則った計画」として「国民所得の公平な分配、均整のとれた経済発展、雇用の機会の増大」を掲げ、国家主導の工業開発を試みた。その結果、電力、輸送、灌漑などの分野で目標通りの投資を達成し、国民所得の増大(5年間平均で年7.4%)をもたらした。概略的な指標ではあるが、図3.2に示したように、軍政樹立後のエジプトは政治的混乱を経験しつつも(国家全体としては)堅調に経済成長を続けたことが分かる。さらに、

⁶² とはいえ、この国民議会自体は外交問題(シリアとの連合国家の樹立)との関係で数ヶ月後には解散を余儀なくされた。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

1961年以降に実施された第二次土地改革では土地所有の上限が100フェッダに制限され、貧農へのさらなる土地の再分配が図られた（山根 1986: chap.5, 11, 12; Waterbury 1983: chap.4, 5; Vatikiotis 1991: 393-402; Beattie 1994: 141-145, 154-156）⁶³。この他にも、農民に対しては農協を通じた融資制度が拡充され、労働者に対しては累進課税の導入や経営陣への参画義務付けによって経済的・政治的利益が保護された。そして、産業の国有化は、公共部門の拡大（ひいては公務員の増加）をもたらし、全国規模の社会的ネットワークとして現体制の支持基盤の拡充に役立った（cf. Greene 2007）。

このように国家主導の経済政策を進め、民衆の支持を獲得・動員するための「開発主義イデオロギー」（岩崎・編 1994; 末廣 1998）としてナセルが掲げたのが、アラブ社会主義であった。そして、その政策遂行（およびシリアとの連合国家の破綻）に際して政治的安定を確保するために新たに結成されたのが、アラブ社会主義連合（*al-Ittihad al-Ishtiraki al-'Arabi* / Arab Socialist Union）であった。アラブ社会主義は1962年6月30日に発表された国民憲章⁶⁴の中で国家主導の経済政策や広範な政治動員を理論化・正統化するための理念として公式に提唱された。その内容は、国民憲章の起草のために設置された人民勢力全国会議（*al-Mu'tamar al-Waṭani al-Quwwi al-Sha'biyat* / National Congress of Popular Forces）⁶⁵に見られた激しい論争を受け、特定のイデオロギーを精緻化したもの

⁶³ しかし、その一方、第一次5ヶ年計画の問題点として、工業部門が計画以上の成果を上げたため、多額の国民所得が貯蓄ではなく消費に回され、インフレの兆候が見え始めたことが挙げられた。また、第二次土地改革の問題点として、再分配だけでは生計が立てられないため、農民全体の貧困化を招き、地主・小作関係が温存されたことが指摘された（山根 1986: 281-287, 309-312）。

⁶⁴ 国民憲章は、エジプト第一共和政の政策綱領として政治・外交・経済・社会・文化・歴史など、多岐に渡る指針が盛り込まれた。同憲章の全10章の構成は以下の通りである。第1章（一般的考察）、第2章（革命の必要性）、第3章（闘争の根源）、第4章（挫折の教訓）、第5章（真の民主主義）、第6章（社会主義的解決の不可避性）、第7章（生産と社会）、第8章（社会主義の応用とその問題）、第9章（アラブ統一）、第10章（外交）、である。とりわけ、第5章において「真の民主主義」のための6つの原則として、①社会上の民主主義（搾取からの自由、富の公平な分配、生活の安全）の確立、②政治上の民主主義（勤労人民の諸勢力の協調）の確立、③アラブ社会主義連合の設置、④協同組合と労働組合の役割の重視、⑤批判と自己批判の重視、⑥教育と行政の改革、が掲げられた。国民憲章の全文や解説は、板垣（1956）、Farag（1972: 61-151）、Hanna and Gardner（1969: 344-372）、山根（1986: 200-205）を参照。

⁶⁵ 人民勢力全国会議とその準備委員会は、旧体制の政治家や共産主義勢力を除く、多種多様な政治勢力・社会階層によって構成された。265人で成り立つ準備委員会には副大統領・閣僚、官僚、県知事、大学教授、国民議会議員、記者、医師、教師、学生などが参加し、その中には自由将校団とムスリム同胞団の団員がそれぞれ含まれていた。1500人で成り立つ人民勢力全国会議は農民、労働者、資本家、知識人、女性の6つの社会階層別に選出さ

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

ではなく、社会主義、民族主義、イスラームなど、当時の国内外の情勢を取り巻く様々な理念を内包した多義的・折衷的な理念として位置付けられた⁶⁶。

アラブ社会主義連合は国民憲章の発表に合わせて設置された。同憲章第5章において、①自由な直接選挙に基づく人民的・政治的組織、②人民への国家権力の移譲、③政治指導者の人材育成、④集団指導の4点が謳われ、1962年12月に制定された定款において従来以上に体系的な組織構造が定められた。その階層構造自体は国民連合の枠組みを踏襲・精緻化したものであった。すなわち、集落、企業、公共機関を階層構造の基礎単位に位置付け、その上部に市町村別・地域別・県別の支部を順次配置し、各階層にそれぞれ執行機関として「委員会」、協議機関として「会議」を設置したのである。とりわけ、国民連合との最大の違いとして（一部の組織を除き）全ての階層の委員会と会議において労働者と農民が代表者の半数を占めることが義務付けられた⁶⁷。その結果、1964年時点において480万人（投票者人口の6人の1人）が会員として参加するに至った（Dekmejian 1971: 144-147）。旧体制下の政党政治において冷遇され続けた労働者と農民の政治的権利の擁護が少なくとも形式上は強調されたのである。

さらに、同連合の組織構造の最上位には（形式上の）最高機関としての全国会議、同会議から選出される中央委員会、（実質上の）意思決定機関としての最高執行委員会が設置された。その設置当初の執行部は委員長のナセルを筆頭に自由将校団幹部を含む元将校12人と文民6人の合計18人で構成された。1964年に設置された書記局では多くの書記が連合の役職と政府の役職（副大統領、副首相、閣僚）を兼務し、人事上、党務と政務の一体性が強調された。さらに

れ、それぞれ職業や収入によって細かく議席が割り当てられた。そのため、政策綱領の方向性、ひいては「人民」の定義、政治的多元主義の許容、イスラームの位置付けをめぐる左派寄りと右派寄りの代表者の間で激しい論争が繰り広げられ、その結果、折衷的な内容が国民憲章に盛り込まれることになった（Beattie 1994: 162-166; Waterbury 1983: 317-318; 斉藤 1985b）。

⁶⁶ 「社会主義」という言葉自体は新体制樹立当初から支配エリートの間で用いられていたが、その意味合いはその時々の政治情勢によって変化し、明確な方向性を示すものではなかった。実際、前述の人民勢力全国会議や後述のアラブ社会主義連合の内部には社会主義に対する3つの論調が混在していた。つまり、第一に、社会主義の普遍的理念の適用を求める「社会主義へのエジプトの道」派、第二に、イスラームの伝統的な諸原則こそが社会主義を実現するという「イスラーム社会主義」派、そして、第三に、この2つの中間に位置し、アラブの「社会主義」の独自性を強調する雑多な「アラブ社会主義」派である（板垣 1964; 1967）。

⁶⁷ アラブ社会主義連合の定款全文は巻末付録を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

1965年には親ソ派のアリー・サブリー（元自由将校団員・首相経験者）が書記局長に就任し、アラブ社会主義連合の組織再編を図った。基礎単位・市町村・地域・県の各階層における執行部の権限を強めることによって会員の政治教育と動員の機能を高める一方、各階層の人事制度を整備し、エリートの利害調整（役職分配）機能を高めた。これによって大統領が県知事を任命し、県知事が各地域の書記を任命し、その書記がさらに下の階層の書記を任命するという一連の統治機構が整備された。また、1966年には最高執行委員会の人員を7人⁶⁸に削減したことで支配エリートの利害調整装置としての最高執行委員会と、国政の実質的な舵取り役としての書記局という役割分担が明確にされた。加えて、1967年の第三次中東戦争の敗戦によって政権の正統性が揺らぐまで全国会議と中央委員会は開催されなかったため、アラブ社会主義連合の組織構造は、労働者と農民に代表される庶民の政治的意思を国政運営に反映させることではなく、あくまで全国規模かつ上意下達の動員機能の向上を目指して運用されたと見える（山根 1986: 244-250; Dekmejian 1971: 144-156; Beattie 1994: 182-183）⁶⁹。

その一方、労働者と農民の政治的意思の表明は国民議会によって図られた。国民議会は、1950年代の国民連合同じく、立候補者に対するアラブ社会主義連合の事前審査が義務付けられたのに加え、1964年暫定憲法（シリアとの連合国家破綻後の憲法）においてアラブ社会主義連合の人事と同じく少なくとも議員の半数を労働者と農民で占めることが定められた⁷⁰。1964年議会選挙の結果、選出議席350議席のうち労働者は49人（14%）、農民は131人（37%）の当選を果たした。1957年議会当時、それぞれ1人（0.2%）、64人（18%）であったこ

⁶⁸ ナセル、アームル、ザカリア・ムヒーエッディーン、シャーフィイー、サーダート、サブリーと当時首相を務めたムハンマド・スィドキー・スレイマンの7人である。このほとんどは支配エリート内の職業的・イデオロギー的派閥の領袖であり、後述するように、ナセルはその対立派閥間の勢力均衡を図ることで体制の安定を保った。

⁶⁹ アラブ社会主義連合の組織構造に関連して、これまで非合法活動を続けていたエジプト共産党は1965年4月に「自主解体」を宣言し、アラブ社会主義連合への合流に踏み切った。そのような決定を下した理由として共産党側と体制側の利害関係の一致が指摘された（山根 1986: 222-229; Waterbury 1983: 319-320）。すなわち、共産党側から見れば、国民憲章で提示されたナセル政権の政治的・経済的方向性のある程度支持できたのに加え、活動家の逮捕・拘留によって党勢が衰退していく状況において同連合に加入することによって一定の政治活動の自由や役職を得ることができた。これに対して体制側から見れば、強制的措置を講じて共産党を排除し続けることもできたが、むしろ、共産党を同連合に取り込むことによって、国内的には諸勢力の結集を、国際的には（特にソ連に対して）共産主義勢力の乱立阻止を喧伝することができた。

⁷⁰ 1964年暫定憲法の詳細は巻末付録を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

とを踏まえると、その優遇ぶりは顕著である（Dekmejian 1971: 154-156; Binder 1966: 235-236）。

このようにアラブ社会主義連合の設置とともにエジプト第一共和政における与党組織の2つの機能（支配エリートの利害調整機能と民衆の動員機能）は大いに発展した。とりわけ、ナセルは制度的に単一政党制に基づく軍政として着実に権力基盤を広げる一方、政権運営に際して外交政策や経済政策をめぐる支配エリート内の路線対立（ひいては派閥争い）をうまく利用した。つまり、対立派閥間の勢力均衡によって特定の派閥の突出を防ぎ、体制全体の安定を保ったのである⁷¹。この点、アラブ社会主義連合の発足前後からナセル死去にかけて特筆すべき路線対立が3つある。

第一に、軍内部におけるアメル派の台頭である。アメルは軍政樹立直後に参謀総長に就任して以来、指導力と人気の高さを背景に一大派閥を形成して軍の実権を握り続け、重要な政策課題をめぐるナセルとことあるごとに路線対立を引き起こした。とりわけ、国民憲章の発表に合わせて軍の権限を国防相個人から大統領府へ移譲するときやイエメン介入の有無を決定するときには軍司令官からの辞任（とアメル派を動員したクーデター決起の可能性）をちらつかせることで自らの意思（軍の権限の保持とイエメンへの派兵）を押し通した。そのような状況を受けて、ナセルは軍の内部に手を付けるのではなく、軍の外部に新たな権力基盤を構築することでアメル派の影響力の相対化を図った。すなわち、アラブ社会主義連合の結成である。その中でナセルはサブリーを書記局長に登用し、組織構造の精緻化を進め、前述のように支配エリートの利害調整機能と民衆の動員機能を高めたのである。そして、1967年の第三次中東戦争での敗戦後、辞任表明と支持派の動員によって指導者としての正統性を保ったナセルはクーデター未遂容疑を名目にアメル派を一掃し、軍の支配権を再確立した（Beattie 1994: 159-162, 182-183, 195-196, 210-213; 伊能 1993: 72-

⁷¹ 前節でも詳述したように、本節の事例分析は全体として重大局面論の枠組みに即して展開しているが、1960年代後半の路線対立とその解決については制度進化論の枠組みに即して論じることができる。つまり、支配エリート内の勢力均衡の短期的な積み重ねによって体制の性質が純粋な軍政から与党組織に基づく軍政へと徐々に変質していく過程として捉えることができるのである。例えば、制度進化論に基づいてインドネシアのスハルト政権の変質過程を論じた研究としてはSlater (2010a)を参照。制度進化論の詳細については本章の補論を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

73, 77-78)。

第二に、経済政策をめぐる支配エリート内の親米派と親ソ派の路線対立である。対ソ関係の疎遠、イエメン介入をめぐる軍事費の急増、米国の経済援助の停止に由来する1960年代前半の経済状況の悪化を受けて、1965年10月、ナセルは親米派のムヒーエッディーンを首相に登用し、米国との関係改善（ひいては援助再開や経済自由化による国内経済の回復）を試みた。米国との経済協定の調印が進められ、新たに増税や外国資本の導入、さらにはナセルの米国訪問が構想され始めた。しかし、その政策転換はサブリー書記局長に代表されるアラブ社会主義連合内の親ソ派の強い反発を受け、短期間のうちに撤回を余儀なくされた。親ソ派は国家主導の経済開発と民衆の動員という従来通りの政策運営を求めたのである。1966年9月、ムヒーエッディーンはわずか1年で退陣し、その後、政府と与党の両方の要職を離れ、政治的実権を失うことになった（Dekmejian 1971: 234-239; 伊能 1993: 74-76; 富田 2002: 41-43）。

第三に、ムヒーエッディーン退陣およびアメル失脚以降のサブリー派の台頭である。第三次中東戦争後、サブリーは書記局長としてアラブ社会主義連合の実務を一手に仕切るようになり、その組織構造の再編をさらに進めた。1968年3月30日に採択された3月30日綱領では社会主義路線の堅持が掲げられ、政治参加の面で優遇を受ける労働者と農民の定義が厳格化された⁷²。このような状況に際して、サブリーに代表される親ソ派・左派の影響力拡大のみに特化することなく、あくまで親米派・右派や中道派の影響力保持に配慮することで体制全体の勢力均衡が図られた。例えば、同年実施された中央委員会委員選挙では労働者と農民だけでなく、現職閣僚・閣僚経験者、官僚、専門職者、宗教関係者など幅広い階層から選出され、その中央委員会委員の中から選出された最高執行委員会委員も左派（書記局長として親ソ派の党人の支持を受けたサブリー）と右派（国民議会議長として議員経験者の支持を受けたサーダート）の両陣営から構成された⁷³。同じ構図は1969年の国民議会選挙においても繰り返

⁷² 労働者の要件として職能組合に加盟する経営者や専門家は除外され、農民の要件として土地所有25フェッダン以下から10フェッダン以下へ制限された。

⁷³ 1968年10月に選出された最高執行委員会委員は以下の8人で構成された（Dekmejian 1971: 279）。サブリー、サーダート、シャフイーイ、マフムード・ファウズィー（外相・中央委員会委員長）、ラムズィー・スティーヌ（閣僚経験者・コプト教徒）、ディア・エッディーン・ダワード（社会問題相）、アブドゥル・モフセン・アブール・ヌール（元土地改革・地

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

された。そして、勢力均衡を最も印象付ける人事として、1969年12月、ナセルはサーダートを副大統領に単独指名した。副大統領職は1964年暫定憲法第109条・第110条において大統領職の代行権限が規定されていたため、その人事は、ナセルがアラブ社会主義連合内におけるサブリーの台頭を警戒し、対抗措置としてサーダートを後継者に指名したと見なされたのである (Beattie 1994: 215-217, 220-221; Dekmejian 1971: 269-286; 山根 1986: 250-253; 伊能 1993: 78, 80)。

このように、ナセルは支配エリート内の対立派閥間の勢力均衡によって体制全体の安定を保った。その戦略は結果的に与党組織の利害調整機能の発展に寄与した。そして、1970年9月28日にナセルが亡くなると、副大統領のサーダートが大統領職を代行することとなった。この執政府の長の交替は新たな権力闘争を引き起こし、与党勢力としてのアラブ社会主義連合にさらなる変化をもたらした。すなわち、同連合の解体と、制度的単一党制から複数政党制への切り替えである。

サーダート政権期：アラブ社会主義連合の解体と複数政党制の導入

1970年10月15日、アラブ社会主義連合最高執行委員会の推薦を経て、サーダートは国民投票の賛成多数を受けて第三代大統領に就任した。サーダートの大統領就任はナセル政権期から続く派閥間の勢力均衡における妥協の産物と考えられた。すなわち、アラブ社会主義連合に隠然とした影響力を保つサブリー副大統領、国内治安を管轄するシャアラウィー・ゴモア内相、軍内においてサーダートに一定の距離を置くムハンマド・ファウズィー国防相などがひしめく中、そのどの勢力にも肩入れせず、どの勢力もサーダートを容易に扱えろと考えられたのである。しかし、そのような期待に反し、サーダートは就任直後から独自路線を打ち出した。第三次中東戦争で奪われたシナイ半島の奪還を明言し、イスラエルへの対抗姿勢を強調する一方、シリア、リビア、スーダンとの政治統合、いわゆる「アラブ連邦共和国」構想を提起した。このような動きに対して、共産主義勢力への敵意を示すリビアとの協調に反感を抱いたサブリ

方相)、ラブーブ・シュカイル (元計画相・高等教育相)。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

一派は最高執行委員会の審議においてその提案を否決し、サーダートの孤立化を図った。

しかし、1971年4月、サーダートは中央委員会の審議において自らの提案が賛成多数で承認されるとサブリー派への対抗措置を素早く講じた。5月1日のメーデーの席上、反サーダート派を念頭に「権力中枢」の悪辣ぶりを強く非難し、その翌日、サブリーを副大統領から解任したのである。この事態を受けてゴモア内相やファウズィー国防相を含む反サーダート派の閣僚が一斉に辞任すると、サーダートは軍司令官と内相を自らに近い人物に替え、政変を共謀したとして反サーダート派の一斉検挙に踏み切った。いわゆる「修正革命」である。このようにサーダートが短期間に政権の舵取りを掌握できた背景には反サーダート派の閣僚辞職から政変の企図までの足並みの乱れと、ナセル政権期に増長したサブリー派に対する軍部や官僚の反感の高さが考えられた（Waterbury 1983: 349-353; Cooper 1982: 67-73; Hinnebusch 1985: 40-53; Beattie 2000: 42-50, 62-76; 伊能 1993: 80-84）。

「修正革命」以降のサーダートの政権運営手法を特徴付けたのは、左派から右派への支持基盤の重心の移動と、官僚・専門家の重用および軍人の脱政治化であった。まず、サブリー派の排除に続き、親ソ派と見なされた記者や作家を懲戒委員会での査問を経てアラブ社会主義連合から追放したのに対して、ナセル政権期に囚われたムスリム同胞団員や右派の記者など、あらゆる政治犯を短期間のうちに釈放し、その政治活動を容認した。中でも、体制樹立からナセル政権期にかけて体制との関係が冷え込んでいたムスリム同胞団は、宗教団体としての認可は却下されつつも機関誌の発行は黙認され、社会運動として地保を固め始めた。また、1971年9月に新たに制定された憲法（1971年憲法）では、国民議会の名称が人民議会（*Majlis al-Sha'ab / People's Assembly*）に改称されるなど、社会主義路線の堅持が標榜される一方、イスラームを国教および「立法の主要な法源」と位置付けること（第2条）で右派勢力・イスラーム主義勢力への配慮を滲ませた（Beattie 2000: 82-84, 113-115; 伊能 1993: 104-105; 横田 2006: 97-98）⁷⁴。

⁷⁴ 1971年憲法の全文は巻末付録を参照。同憲法で明記された社会主義路線は2007年に一括して撤廃され、その審議は野党勢力の分断に活用された（名目的合意形成に関する第5

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

次に、サーダートは支配エリート内の対立派閥であった複数の反サーダート派の排除によって政権中枢の人事権を掌握したことで執政府と軍における特定の人物や派閥への権力集中を防ぐことが可能になった。この点を如実に表すのがサーダート政権期における内閣改造の多さである（1971年5月から1980年5月までの期間に15の内閣が組閣された）。加えて、内閣改造を繰り返す中で閣僚に占める軍人の割合は減少し、法律や経済の実務家が登用される傾向が強まった⁷⁵。この変化の理由として、各省庁の専門性の高まりと人材の増大に伴って軍人の登用先が減少したこと、軍隊自体の専門性の高まりに伴って軍人の職業意識が強まったこと（すなわち、脱政治化）が指摘される。そのため、「修正革命」以降にはサーダートと軍将校の対立が一時的に表面化したことはあっても、それが派閥として組織化することはなく、あくまで小規模な確執に抑えることができた（Cooper 1982: 143-160; 伊能 1993: 118-136）。

さらに、「修正革命」を経て、サーダートは外交・経済・政治のあらゆる面において大々的な政策転換を講じた。まず、外交面では「戦争でも平和でもない」というイスラエルとの膠着状態（とそれに伴う戦費調達負担）の改善に打って出た。1973年10月6日、サーダートはイスラエルの安息日に軍隊を出動され、短期間のうちにシナイ半島の実効支配を回復した（第四次中東戦争）。その電撃的勝利は、国内的には新大統領としてのサーダートの正統性の確保に役立ち、国際的にはイスラエルとの戦後交渉に際して優位な立場を獲得するのに役立った。その後、米国との接触を強め、1979年3月、イスラエルと和平条約を締結し、シナイ半島に対する主権を回復するに至った。次に、経済面では第四次中東戦争の政治的勝利を祝して1974年4月に発表された十月白書において民間部門の活用と国外からの投資の奨励を掲げ、従来为国家主導の統制経済から民間主導の自由経済へと舵を切った。すなわち、インフィターハ（経済開放）政策である⁷⁶。当時のアジア諸国の輸出志向工業化を参考に合弁事業の容認や

章を参照)。また、「立法の主要な法源」としてのイスラームをめぐる政治勢力間の立ち位置の違いは第一共和政崩壊以降も主要な政治的争点として残り続けた（暫定政権に関する第7章を参照）。

⁷⁵ ナセル政権期とサーダート政権期における内閣構成の変化として、軍人が20.6%から7.5%へと下降したのに対して、法律と経済の実務家はそれぞれ12.2%と9.3%から23.3%と15%へと上昇した（Cooper 1982: 145-146）

⁷⁶ 十月白書の英訳全文は http://sadat.umd.edu/archives/written_works.htm（2015年4月10日最終閲覧）を参照。とりわけ、民間部門の奨励については「国民憲章は完全な国有化を

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

自由貿易地域の設置を進め、国家全体としては急激な経済発展をもたらした（一方、後述するように、その反動として一部の振興富裕層と大多数の貧困層との二極化を招くこととなった）（Cooper 1982: 83-106; 富田 1983: 119-122; 富田 1987: 205-208; Vatikiotis 1991: 429-436）。そして、このような外交上・経済上の政策転換と並行して実施されたのが「政治的自由化」、すなわち、制度的単一制から複数政党制への切り替えである。

とはいえ、政党制度の切り替えは、決して「民主化」や「政治的自由化」という理念を実現するためではなく、より盤石な与党勢力の形成（すなわち、少数の左派・右派の切り離しと大多数の中道勢力の結集）を目的に進められた。その起点は「修正革命」直後に求められる。1972年6月、民主化や政治的自由化を求める学生運動や連合内の一部勢力の要求の高まりを受けて、サイド・マレイ書記局長が「組織形態の発展に関する報告書」において後々の政党政治の雛型として複数の政策集団「演壇」（*manābir / platforms*）の結成を連合内に認めることを提案したのである。当初、この提案は採用されなかったが、外交・経済の政策転換の機運が高まる中、サーダートは十月白書において制度的単一制でもなく複数政党制でもない政治的枠組み（連合内多元主義）に言及し始めた⁷⁷。その意向を受けて、1975年7月、全国会議は「演壇」の結成を正式に決議するに至った⁷⁸。多種多様なイデオロギーを掲げた40ほどの「演壇」構想が

定めていない。開発のための生産手段に対する国民主権の原則を定めているに過ぎない。それゆえ、民間部門は開発・発展に重要な役割を担っている」ことが強調された。同じく、投資の奨励については「建設と発展の担い手はエジプト国民であるが、いかに多額の資金を国内で集めるとしても、我々には外国からの投資が必要である」と率直に認めた。

⁷⁷ サルダートは複数政党制について十月白書において次のように謳った。「エジプト国民はこれまで人民勢力の連合体という統治形態を政治生活の枠組みとして受け入れてきた。エジプト国民の建設と進歩のためには何よりもまず一致団結が必要である。そのため、私は複数の政党の結成によって、この団結を人為的に取り壊そうとする試みには反対する。しかし、その一方、国民に保護を押し付け、意見の自由を否定し、国民による政治的自由の行使を阻止する一党支配の考えを認めない。アラブ社会主義連合は今後とも、国民の団結の枠組みであり続けるべきであるが、その枠内であらゆる勢力がそれぞれ正当な利益と意見を表明すべきである」。

⁷⁸ 「演壇」の結成に関する全国会議の決議の概要は次の通りである。「エジプト国民の大多数は複数政党制と〔制度的〕単一制の両方を拒否する一方、様々な意見や様々な立場の表明を可能にする必要があることを訴えた。その目標を達成するための最善の策は複数の「演壇」の結成である。結成にあたっては以下の点を留意しなければならない。①「演壇」はアラブ社会主義連合の枠内で活動する、②「演壇」は社会階層の違いではなく見解の違いを代表しなければならない、③いかなる「演壇」も革命の基本原則を遵守しなければならない、④「演壇」は様々な集団の意見表明の手段であるため、民主主義的な対話に努めなければならない」（The American University in Cairo 1978: 83-84）。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

短期間のうちに提起された。それらは与党勢力の瓦解を嫌った執行部によって整理され、最終的に3つに収斂することとなった⁷⁹。すなわち、経済開放政策の推進を掲げる右派の社会主義自由派 (*al-Ahrār al-Ishtirākī / Socialist Liberals*)、格差是正や公共部門の保護を唱える左派の国民進歩連合派 (*al-Tajammu‘ al-Waṭanī al-Taḡaddumī al-Waḥdāwī / National Progressive Unionists*)、そして、マムドーフ・サーリム首相主導の下、サーダート大統領支持に努める中道派のエジプト・アラブ社会主義派 (*Miṣr al-‘Arabī al-Ishtirākī / Arab Socialist Egypt*) である (Cooper 1982: 88-90, 178-194; Waterbury 1983: 354-359, 364-366; Hinnebusch 1985: 158-160; Beattie 2000: 188-196; 富田 1983: 123-124; 富田 1987: 216-217; 伊能 1993: 137, 150-151)。

1976年10月に実施された人民議会選挙は主にこの3つの「演壇」に沿って争われた⁸⁰。その結果、議席総数350議席のうち社会主義自由派が12議席、国民進歩連合派が2議席に留まったのに対して、エジプト・アラブ社会主義派が280議席を獲得する圧勝に終わった。この他にも48人の無所属議員が当選し、その中には活動再開したばかりのワフド党員やムスリム同胞団員も含まれていた (同選挙の結果は表3.2を参照)⁸¹。大統領支持派が議会の安定多数を確保したことを受けて、同年11月11日、サーダートは人民議会の開会演説において制度的単一党制から複数政党制への切り替えを正式に宣言した⁸²。アラブ社会主

⁷⁹ 例えば、「演壇」構想として発表された政策集団には公表順に以下のものが挙げられる (Cooper 1982: 183)。社会民主主義派 (国民民主党の前身)、社会主義自由派、進歩革命派、自由ムスリム派、エジプト社会主義青年派、国民進歩派、ナセル主義社会主義派、民主評議会派、自由民族主義派、民族主義社会主義派、「信仰の呼びかけ」派、アクエンアテン〔古代エジプトのファラオの名称〕派、イスラーム共和社会民主主義派、社会主義思想家派、エジプト公正派、エジプト革命派、斥候派、アラー派、「信仰の科学」派、解放思想派、女性連合派、民族主義覚醒派、エジプト社会主義派、保守派、「科学と信仰」派、進歩民族主義派。

⁸⁰ 1976年人民議会選挙は1972年法律第38号に基づいて実施された。同選挙法によって、175選挙区各2議席を別々に選出し、そのうち1議席に「労働者または農民」の代表者を選出することが定められた (伊能 1993: 153)。

⁸¹ 同選挙における議員構成および各選挙区の投票傾向の詳細は Cooper (1982: 204-234) を参照。とりわけ、エジプト・アラブ社会主義派に関して、議席総数を上回る候補者が擁立されたことや、経済自由化の功罪の影響を受けやすい都市部より従来の利益誘導を保持しやすい農村部で得票率が高かったことなどが指摘された。

⁸² 複数政党制への切り替えに関するサーダートの開会演説は以下の通りである。「選挙が成功裏に終わったことを踏まえて『演壇』を政党に転換することをここに宣言する。この決定は様々な重要な結果をもたらすであろう。最も重要なことは、アラブ社会主義連合が政党活動に介入しないよう保護措置を講じることである。各党は法律と憲法の枠内で完全に自由な活動が認められる」 (The American University in Cairo 1978: 85-86)。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

義連合は1977年1月にほとんどの関連組織が廃止され、制度的単一制における与党組織としての役目を終えた。同年5月には政党の位置付けや認可権限を定めた政党法（1977年法律第40号）が制定された。1978年9月、エジプト・アラブ社会主義党は国民民主党（*al-Hizb al-Waṭanī ad-Dīmuqrāṭī* / National Democratic Party, NDP）に改称され、サーダートがその党首に就任し、正式にエジプト第一共和政の与党として位置付けられた。とりわけ、執行部の方針として、労働者と農民という旧来の支持基盤の維持だけでなく、都市部の新興富裕層と農村部の伝統的な地主層の両方の支持を惹きつけることが強調された（Waterbury 1983: 366-370; Hinnebusch 1985: 160-173, 186-198; Beattie 2000: 199-200, 236-241; 富田 1983: 124-127; 伊能 1993: 151-154）。かくして、国民民主党はアラブ社会主義連合の全国規模の組織構造として培った支配エリートの利害調整機能と民衆の動員機能を受け継ぐとともに、その発足当初から立法府での安定多数という政治的優位を獲得したのである⁸³。

その一方、エジプト第一共和政樹立以降に臥薪嘗胆し続けた野党勢力も複数政党制への切り替えに伴って徐々に政治活動が認められ始めた。しかし、野党勢力は体制側に有利に働く政治制度の枠内での活動を余儀なくされた。その最たるものが政党法である⁸⁴。同法は政党の設立条件に「1952年7月23日革命および1971年5月15日革命の原則」を遵守することや既存政党と異なる綱領や政策を提示することなどの制約を課したのに加え、新党の設立に対して事後届け出ではなく事前認可を義務付けた。その事前認可機関として設置された政党委員会は、与党側が新党の認可申請を一方的に審査するというエジプト第一共和政の政党政治の基本構造を制度的に定め、認可後も党内事情の混乱を理由に野党側にいつでも介入することが可能であった⁸⁵。

⁸³ とはいえ、1970年代の国民民主党の政治的優位は重大局面②に該当する事象ではない。制度的単一制から切り替えたばかりであってアラブ社会主義連合に由来する政党しか選挙に参加できず、依然としてムスリム同胞団やワフド党に代表される野党勢力の政治参加が実質的に認められていなかったからである。与野党が重大局面②として選挙戦で対峙することになるのはムバーラク政権下の1984年人民議会選挙である。

⁸⁴ 政党法の詳細は巻末付録を参照。

⁸⁵ 政党法制定当初の政党委員会の構成は、アラブ社会主義連合中央委員会事務局長が委員長を務め、法相、内相、地方政府・政治組織担当相などが委員を務めた。その後、1980年の諮問評議会（*Majlis al-Shūrā* / Consultative Council）開設に伴う修正政党法（1981年法律第30号）において、アラブ社会主義連合中央委員会事務局長に代わって諮問評議会議長が委員長を務め、地方政府・政治組織担当相に代わって人民議会担当相が委員を務める

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

とりわけ、同委員会の恣意的な運用は「演壇」以外の野党勢力として新たに結成された新ワフド党 (*Hizb al-Wafd al-Jadīd / New Delegation Party*) と社会主義労働党 (*Hizb al-'Amal al-Ishtirākī / Socialist Labor Party*) への政権側の対応の違いに如実に表れた。社会主義労働党〔以下では労働党と表記〕は、君主政時代に青年エジプト党 (エジプト社会党) に所属し、県知事や農相を務めたイブラヒーム・シュクリーを中心に結成された。同党は、イスラエルとの国交樹立や経済開放政策に伴う貧富の格差をめぐって政権批判を展開し始めたタガンムウ党の対抗勢力としての役割を期待され、国民民主党と同じような綱領を掲げたにもかかわらず政権側の肝煎りで認可を受けた。それに対して、新ワフド党〔以下ではワフド党と表記〕はセラゲッディーンを中心に君主政時代の与党を継承する政党として結成され、認可直後から議会内外において外交・経済・政治のあらゆる側面で政権批判を繰り広げた⁸⁶。その「反体制的」な振る舞いは与党側の逆鱗に触れることとなった。1978年6月、国民民主党はワフド党を念頭に旧体制下の政治家の政治的権利を剥奪することを定めた法案を可決するとともに政党委員会による解党処分を検討し始めた。その結果、ワフド党は弾圧を避けるため解党処分が発令される前に自主解散を余儀なくされた。このような状況で1979年6月に実施された人民議会選挙では、議席総数372議席中、国民民主党が安定多数の330議席を獲得し、労働党が29議席を確保した一方、タガンムウ党は議席を獲得できず、ワフド党は出馬すらできなかったのである (Waterbury 1983: 370-373; Beattie 2000: 241-242; Hinnebusch 1985: 173-174; Zaki 1995: 76-81; 伊能 1993: 154-156)。

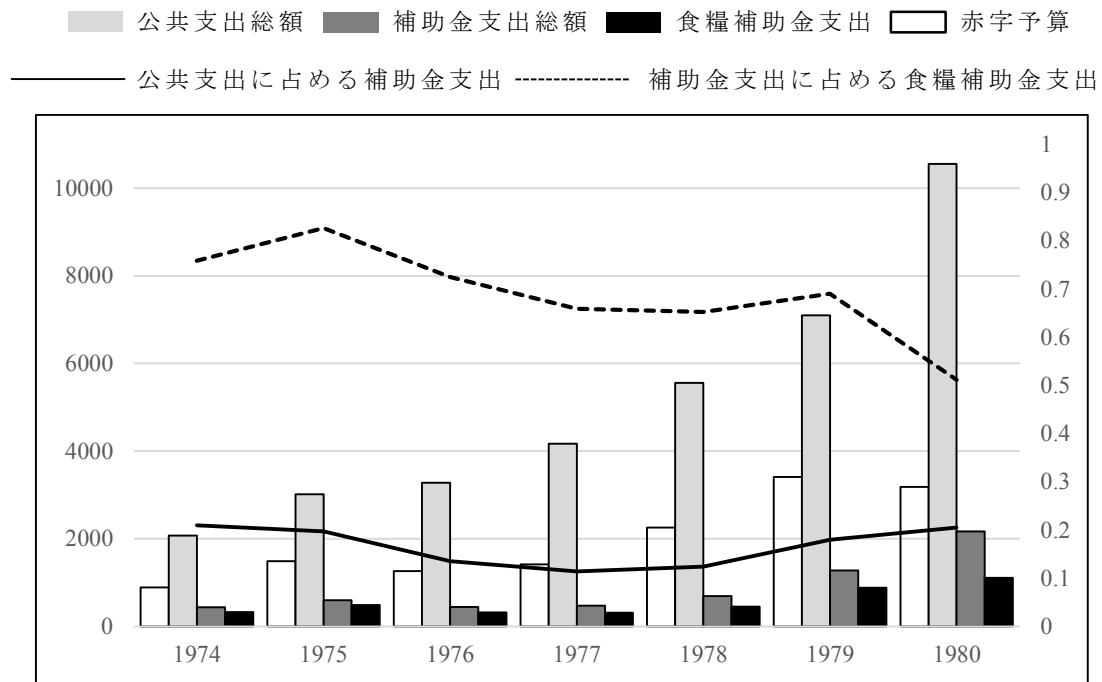
とはいえ、国民民主党が人民議会という公式制度上の政治的優位を確保する一方、サーダートの経済上・外交上の大々的な政策転換は社会的な反動を招くこととなった。まず、経済上、民間部門主導の経済自由化は一定の経済成長を達成し、サーダート政権の重要な支持勢力として財閥や新興富裕層の台頭をも

こととなった。どちらの役職も国民民主党の重鎮が占める要職であったため、与党側が野党側を審査するという基本構造に変化はなかった。

⁸⁶ 認可当時の(新)ワフド党は、旧来の富裕層や地主層の支持基盤を受け継ぎ、世俗主義・自由主義を掲げ、1976年に無所属議員として当選した20人の人民議会議員を擁した。サーダート政権に対しては政治的・経済的自由化のさらなる推進を求める一方、イスラエルとの国交樹立によってエジプトがアラブ諸国内で孤立してしまうことを批判した (Hinnebusch 1985: 208-220)。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

図 3.3 サード政権期における公共支出と補助金の推移



(注) 長沢 (1985: 118) に基づく。単位は 100 万エジプト・ポンド。

たらした一方、その弊害として失業の増大、物価の上昇、都市の過密化、ひいては貧富の格差を助長した。政府は庶民の社会的不満を緩和（し、少なくとも政治的黙認を維持）するためナセル政権期以来の補助金（特に食糧補助金）の維持に努めたが、それは財政上の悪循環（補助金の維持→赤字予算の増大→国内銀行からの借入の増大→物価の上昇→補助金の増額）を招く結果となった（補助金と赤字予算の推移は図 3.3 を参照）。とりわけ、1977 年 1 月、財政負担の軽減のため食糧補助金の減額を発表すると、抗議運動が全国で発生し、暴力的衝突へと発展した。いわゆるパン暴動である。暴動自体は軍の動員によって数日で鎮静化した。民衆の反発を実感した体制側は従来の決定を撤回し、むしろ補助金の増額に舵を切ることを余儀なくされた (Cooper 1982: 106-125, 235-245; Beattie 2000: 206-211; 富田 1983: 129-132)。

そして、外交上、イスラエルとの国交樹立はサード政権期に左派の対抗勢力として「復活」したイスラーム主義勢力の大きな反発を招いた。その不満の受け皿として学生組合や職能組合において同胞団の存在感が高まっただけでなく、ジハード団 (*Jamā'a al-Jihād* / Jihad Group) など、同胞団の合法的な穏健

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

路線に飽き足らない好戦的な急進派の台頭をも助長した。サーダートは、このような経済的・外交的不満に伴う政治不安に対処するため、広範な政治的規制に乗り出した。1979年には政党の設立条件を厳格化し、イスラエルとの国交樹立に反対する新党の認可を禁じるとする規定を法律に盛り込んだ。1980年5月には憲法の一部修正によって大統領の任期を撤廃し、自己の権力の長期化を図る一方、上院として諮問評議会を開設し、現状維持勢力の取り込みを試みた。また同時に政治倫理法（恥の法）を制定し、「政治倫理に反する主張の流布」を刑罰の対象として位置付け、全方位的に野党勢力への締め付けを講じた。しかし、このような抑圧的措置は好戦的な急進派のさらなる反発を招いた。1981年10月6日、第四次中東戦争の戦勝記念パレードの席上、サーダートはジハード団の襲撃を受け、暗殺という衝撃的な結末によって政権は幕を閉じた（Beattie 2000: 260-266, 273-277; 伊能 1993: 106-107; 横田 2006: 98-99, 112-113）。

サーダート暗殺以降、ムバーラク副大統領が大統領職を代行し、1981年10月15日、国民民主党の推薦および国民投票を経て第四代大統領に就任した。ムバーラクは緊急事態宣言を発令して国内の治安維持を強化する一方、野党勢力との和解の意向を示した。かくして、国民民主党は、アラブ社会主義連合にまつわる政治過程を経て長期的に発達した支配エリートの利害調整機能と民衆の動員機能を受け継ぎつつ、新政権の下、複数政党選挙において主要な野党勢力と対峙することとなった。そのため、エジプト第一共和政の与党勢力は、1950年代の体制樹立当初に複数政党制に復帰していた場合より政治的優位を十分に確立した状態で1980年代の重大局面②を迎えることができたのである。

(4) 重大局面②: 「一番乗りの強み」の起点としての人民議会選挙(1984~1990年)

ムバーラクは、サーダート暗殺に伴う政治的混乱を打開するため野党勢力への譲歩を試み、政治犯の釈放や様々な政治勢力の活動容認など、新政権発足後の政治的和解を演出した。その中でも特筆すべきは、人民議会にほとんど議席を持たない野党勢力に対して政治的・経済的争点をめぐる政策協議を提案したことであった。すなわち、「国民対話」(*al-Hiwār al-Waṭanī* / national dialogue)

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

である⁸⁷。同会合は1981年10月から1983年12月にかけて断続的に実施された。ムバーラクは政策協議による「法の支配」の正統性を強調し、野党勢力の積極的な参加を求めた。野党各党は、経済的争点に関しては左派と右派で意見が分かれたが、政治的争点に関しては小選挙区制から比例代表制への選挙制度の変更を求めることで一致した (el-Mikawy 1999: 42)。野党勢力は制度設計に際して自らの立場の弱さを認識し、大政党に有利に働く従来の小選挙区制と比べて小政党でも議席獲得の余地のある比例代表制の導入を望んだのである (cf. Geddes 1996)。与党側は、そうした野党側の要求を部分的に取り入れ、従来の議会選挙法 (1972年法律第38号) を修正する意向を示した。

とはいえ、国民民主党は野党勢力に配慮の姿勢を示しつつも、与党構築期に培った政治的優位を背景に自らに有利な規定を盛り込んだ議会選挙法 (1983年法律第114号) を可決成立した。同法の概要は以下の通りである。①選挙区数を48へと大幅に削減する一方で選出議席を448に増加する、②拘束名簿式の比例代表制を全国に導入し、無所属候補の出馬を禁じる、③全国で合計8%以上の票を獲得した政党のみに議席を振り分ける、④議席配分後の余剰議席を当該選挙区の最多得票の政党に振り分ける、⑤各党は各選挙区の候補者と同数の予備候補を擁立する (伊能 1993: 157-158; Najjar 1989: 98-99; Fahmy 2002: 69-70)。つまり、形式的に比例代表制を採用した一方、実質的に全国規模で候補者と支持者を動員できる政党 (すなわち、国民民主党) に有利な条件を定めたのである。そのため、重大局面②としての1984年人民議会選挙は、本章第1節で取り上げたように動員力・調整力・交渉力という与野党間の非対称性だけでなく、制度設計上も野党勢力に非常に不利な状況で争われることになった。

このようなエジプト憲政史上初めての比例代表制の導入は野党勢力の選挙戦術に大きく作用した。当初、野党勢力は1983年に実施された諮問評議会選挙での候補者調整の成功を受けて右派から左派までのあらゆる政治勢力が加入した包括的な選挙前連合の形成を構想した。しかし、1983年10月、活動再開を認める最高行政裁判所の判決を受けて政党政治に本格的に復帰すると、ワフド党は政党連合への埋没に難色を示し始め、包括的な選挙前連合の主導を見送った

⁸⁷ 「国民対話」の理論的位置付けは名目的合意形成に関する第5章を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

表 3.2 複数政党制導入以後のエジプト第一共和政の人民議会選挙

	1976	1979	1984	1987	1990	1995	2000	2005	2010
国民民主党	280	330	390	348	404	417	388	311	420
ムスリム同胞団			8	36	0	0	17	88	0
ワフド党			50	35	14	6	7	6	6
タガンムウ党	2	0	0	0	6	5	6	2	5
労働党		29	0	24	8	0		0	
自由党	12	3	0	0	1	1	1		0
アラブ民主ナセル主義党						0	3	0	0
ガド党								1	1
民主主義の世代									1
社会公正党									1
社会平和党									1
無所属	48	10	0	5	11	15	22	36	73
選出議席総数	342	372	448	448	444	444	444	444	508
選挙制度	小	小	比例	混合	小	小	小	小	小

(注) Aly (1987), Kienle (2001), Fahmy (2002), Makram-Ebeid (2004), 伊能 (1993)、*al-Ahram Weekly* no.772, 1026 に基づく。野党勢力の立ち位置に関しては第6章(表6.3)を参照。

(そのため、労働党、タガンムウ党、自由党はそれぞれ個別に候補者を擁立した)。むしろ、同党が試みたのは君主政時代の不倶戴天の敵とも言えるムスリム同胞団との戦術的提携であった⁸⁸。この振る舞いは、活動再開直後で全国的な動員力に乏しかったワフド党と、全国的な動員力を備えつつも制度的規定によって選挙に参加できなかった同胞団の利害が一致した結果であった(伊能 1993: 159-161; Aly 1987: 17-18; Najjar 1989: 100; el-Mikawy 1999: 80-83)。

選挙の結果、選出議席 448 議席中、国民民主党が 390 議席を獲得し、安定多数を保持したのに対して、ワフド党と同胞団はそれぞれ 50 議席、8 議席を確保し、単独で参加した労働党、タガンムウ党、自由党はいずれも議席を獲得できなかった(人民議会選挙の結果一覧は表 3.2 を参照)。アラブ社会主義連合から全国的な動員機能を引き継いだ与党は得票数を単純に比例配分しても十分に勝利できたのに加え、厳しい閾値の導入によってさらに多くの議席を確保することに成功した⁸⁹。かくして、野党勢力との競合をある程度認めつつ、国民民主党

⁸⁸ 権威主義体制下における包括的な選挙前連合の形成の難しさについては第6章を参照。

⁸⁹ 有効投票数 514 万 6565 票のうち、国民民主党は 375 万 6359 票、ワフド党・同胞団は

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

は一番乗りの強み、すなわち、立法府における公式の政治的権力（政治的優位）を難なく確保することができた。エジプト第一共和政の与党勢力は、従来の有力な組織的基盤を活かし、有利な選挙制度を設計できたことで有利なタイミングで重大局面②に臨むことができたのである。

とはいえ、その後、同選挙で採用された比例代表制の規定は野党勢力だけでなく与党内からも反発を受けることとなった。伝統的に狭い範囲の選挙区で議席を獲得してきた各地の与党議員は制度変更に伴う選挙区の拡大によって近隣地域の有力候補との競争を余儀なくされたのである。さらに、無所属の議員経験者が無所属候補の出馬制限を不服として裁判所に提訴すると、数年の法廷闘争を経て、1986年12月、最高憲法裁判所が選挙法に違憲判決を下すに至った。この判決を受けて、与党は議会選挙法の修正に踏み切り、新たに混合制を導入した（1986年法律第188号）。その制度変更によって比例区の8%の閾値を維持したまま全国48選挙区に1議席ずつの小選挙区が併設され、再選挙が実施された。

しかし、それでも国民民主党の政治的優位は揺るがなかった。1987年4月に実施された人民議会選挙では国民民主党が348議席（比例区309・小選挙区39）を確保した一方、野党勢力は足並みの乱れを露呈する結果となった。ワフド党は前回選挙直後に同胞団との提携関係を解消し、単独で候補者を擁立した。党内の世俗主義者の離党やコプト教徒からの支持の低下を回避するためであった。選挙戦では「神のために宗教を、国民のために祖国を」という政教分離に基づくスローガンを掲げ、比例区のみで35議席を獲得した。それに対して、同胞団は新たな提携先としてタガンムウ党、自由党、労働党、ウンマ党（*Hizb al-Umma / Community Party*）⁹⁰の各党に連合形成を打診した。全国的な動員力を背景に候補者名簿のうち6割を同胞団の公認候補、残りの4割を他党の公認候補全体に振り分けるとする自らに有利な条件を提示し、最終的にその条件を受け入れた自由党と労働党とともに同胞団は選挙前連合としてイスラーム連合を結成した。

77万8131票、労働党は36万4040票、タガンムウ党は21万4587票、自由党は3万3448票を獲得した（Aly 1987: 18）。そのため、得票率を単純に比例配分すると、各党の議席はそれぞれ327議席、67議席、31議席、18議席、4議席となる。

⁹⁰ ウンマ党は1984年に結成された小規模なイスラーム主義政党であり、1990年に裁判所の判決によって政党としての認可を獲得した（Zaki 1995: 78; Fahmy 2002: 71）。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

その結果、同胞団は比例区のみで36議席、労働党は24議席（比例区20・小選挙区4）を獲得した（伊能1993: 158-161; Aly 1987: 20-23; Najjar 1989: 106-107; Makram-Ebeid 1989: 433-435; el-Mikawy 1999: 83-90）。

このように、野党勢力があくまで政治的劣位を余儀なくされたのに対して、ムバーラク政権下の国民民主党は、ナセル政権以来のアラブ社会主義連合で培った組織的基盤を活かして政治的優位を難なく確保した。この重大局面②以降、国民民主党は議会選挙の定期実施に伴って与党組織の変質の兆しを見せつつ、与党優位期として経済的優位および社会的優位の維持・拡充を進めた。すなわち、エジプト第一共和政における単一政党優位の時代の到来である。

（5）与党優位期：国民民主党の変質と野党勢力の分裂（1990～2000年）

1990年代以降、ムバーラク政権は公式制度上の政治的優位を背景に優位の好循環を成り立たせていく。とりわけ、経済的優位（公共資源を活用した経済的恩恵の付与）に関して2つの側面を指摘できる。第一に、財政負担を抱えつつも補助金の支給や住宅供給によって庶民や貧困層からの支持の保持に努めた。ムバーラク政権は構造調整プログラムとしてIMFから補助金の大幅削減を求められても、その勧告を拒否し、一定水準の支給を維持し続けた。同じく、財政負担の軽減のため住宅供給の削減が求められる状況において、中間層向けの住宅より貧困層向けの住宅を供給するようになった（柏木2008: 165-169; 伊能2001: 130-138）。第二に、財政負担を軽減する構造調整の一端として公共企業の民営化を順次進めることによって、その売却や投資への参画を求める実業家や富裕層の支持を惹きつけた。民営化は、債務の繰延や財政援助によって債務危機を回避し、一定の経済的安定を確保した1990年代中頃から実施された。特に民営化に伴う民間部門の経済活動の奨励は財界と与党の結びつきを強化し、利益団体として各種の財界団体を設立する機運を高め、実業家が与党関係者として政界に関与する足掛かりとなった（土屋2002; 伊能2001: 111-112）。

このような社会経済政策（と与党の支持基盤の性質）の変化は人民議会選挙の立候補者の性質をも変化させた。特に制度的に重要な意味を持ったのは1990年に選挙制度が混合制から小選挙区制へ戻されたことであった。同年10月、無

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

所属議員の出馬制限を違憲とする最高憲法裁判所の判決を受けて、与党は選挙制度を抜本的に変更した（1990年法律第201号）。すなわち、比例代表制から小選挙区制へと切り替え、選挙区数を48から222へ増加させ、選出議席を444とし、選挙区ごとに2人の議員を別々に選出することを定めたのである（Kienle 2000: 52; 伊能 1993: 158）。

この制度変更は与党の執行部と候補者の関係を大きく変化させた。従来の比例代表制の場合、党執行部の公認を受けて政党名簿に記載された候補者しか議員に当選できなかったため、執行部は候補者に強い影響力を持つことができた。しかし、小選挙区制の場合、執行部の公認争いに敗れた与党支持者でも無所属で出馬できるため、与党公認候補と与党系無所属候補の争いを助長した。そして、無所属候補が当選した場合、執行部は与党の政治的優位を保つため選挙後に無所属当選者を追加公認せざるを得ず、候補者に対してあまり強い影響力を持ちにくくなった。そのため、与党議員は現体制の枠内において自らの再選のみを目指した独自の行動、すなわち、選挙区単位の利益誘導を求めるようになったのである（cf. Gandhi and Lust-Okar 2009; Blaydes 2011）。

まず、1990年人民議会選挙では2797人が出馬し、そのうち政党の公認候補が589人に留まったのに対して無所属候補は2208人に及んだ。選挙日程の短さへの抗議を理由に野党勢力のほとんどが選挙戦をボイコットしたことを踏まると無所属候補の大多数が与党系無所属であることが推察される。選挙の結果、正式に選挙に参加したタガンムウ党が6議席、執行部の決定に背いて出馬したワフド党、労働党、自由党の候補者がそれぞれ14議席、8議席、1議席を獲得したのに対して、国民民主党は360議席を獲得し、政治的優位を保った。しかし、そのうち60人は無所属当選者の追加公認であった（Makram-Ebeid 1996: 125-127; Kienle 2000: 52-56; 伊能 1993: 161-162）。

次に、1995年人民議会選挙は国内外にイスラーム主義勢力との暴力的衝突が見られた状況で実施された。国外では特にアルジェリアにおいて複数政党選挙を契機に内戦が勃発した一方（本章の注29を参照）、国内ではイスラーム団やジハード団などの急進派との対立が強まった。野党勢力は前回のボイコットの反省を活かし、ワフド党、自由党、タガンムウ党、労働党、アラブ民主ナセル主義党（*Hizb al-'Arabī ad-Dīmuqrāṭī an-Nāṣirī* / Arab Democratic Nasserist Party）

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

⁹¹の各党とムスリム同胞団が候補者の擁立を試みた。しかし、体制側は世俗野党の参加を容認した一方、急進派との対立を利用し、穏健派であるはずの同胞団の参加を阻止した。同胞団員は投票直前の1995年9月に一斉検挙され、議員経験者8人を含む49人が軍事裁判所に送致されることとなった。そのため、選挙の結果、野党勢力の獲得議席はワフド党が6議席、タガンムウ党が5議席、自由党が1議席に留まり、同胞団が議席を獲得できなかったのに対して、国民民主党は抑圧的措置を背景に417議席を獲得するという圧勝を収めた。しかし、その内実、与党は政治的優位を保つため100人に及ぶ無所属当選者の追加公認を余儀なくされた（Kassem 2004a: 62; Makram-Ebeid 1996: 128-130; Kienle 2000: 61-62）。

そして、2000年人民議会選挙は裁判官の選挙監視の開始に伴って与野党間および政党公認候補と無所属候補との角逐の度合いが高まった。選挙監視のきっかけは、同年7月8日、最高憲法裁判所が政治的権利法（1956年法律第73号）第24条について「投票は司法関係者の監視下で実施される」と定めた憲法第88条に抵触するとの見解を表明したことであった。当初、与党は裁判官の少なさを理由に難色を示したが、投票を3回に分けて実施することで妥協した。野党勢力は選挙監視の導入を前向きに評価し、総じて選挙への参加を表明した。その結果、ワフド党が7議席、タガンムウ党が6議席、アラブ民主ナセル主義党が3議席、自由党が1議席を獲得したのに加え、同胞団は17議席を獲得し、控えめながらも野党第一党の地位に躍り出た。それに対して、国民民主党は388議席を獲得したが、当初、公認候補の当選は175議席（選出議席の39%）に留まり、選挙後に無所属当選者213人の追加公認によって辛うじて政治的優位を保つことができた（Makram-Ebeid 2001; 2004; Kassem 2004b）⁹²。

このような与党系無所属候補の大量当選は前述の実業家の政界進出と軌を一にして進行した。与党としての強みがあるからこそ、潤沢な選挙資金を備えた無所属候補を惹きつけることができ、その追加公認によって政治的・経済的・

⁹¹ アラブ民主ナセル主義党はサーダート政権期にアラブ社会主義連合最高執行委員会委員や社会問題相を歴任したディア・エッディーン・ダウドを中心に1984年に結成された左派政党であり、1992年に判所の判決によって政党としての認可を獲得した（Zaki 1995: 78; Fahmy 2002: 71）。

⁹² 同選挙の選挙戦の推移は *al-Ahram Weekly* no.499-510、地域別の詳細は鈴木（2001）を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

社会的優位を保つことができた。しかし、アラブ社会主義連合以来、国民の大部分を占める労働者と農民を主体としていたはずの与党勢力の組織的基盤は、そうした現状維持的・日和見的な議員の当選によって着実に蝕まれつつあった。

とはいえ、与党勢力の組織的基盤の変質が進む一方、政治的劣位を余儀なくされた野党勢力は内部分裂の一途を辿り、与党勢力に圧力を加えるだけの影響力を持ちえなくなっていた。1990年代以降、野党各党の非主流派は党内の主導権争いや体制側への協調姿勢の是非をめぐる路線対立を契機に新党を結成し、裁判所の判決を受けて徐々に認可されるようになった。そのため、このような新党の増大は決して多党制の萌芽ではなく、むしろ国民民主党主導の単一政党優位の確立に寄与したのである（第一共和政期の主要野党の変遷は巻末付録・図 A.2 を参照）⁹³。

例えば、当初は政権の肝煎りで結成されたはずの労働党は 1980 年代の同胞団との協調路線を経て、イスラーム主義寄りの派閥と社会主義寄りの派閥の確執が表面化し、1990 年代に度重なる路線対立によって雲散霧消するに至った。特に 1999 年 4 月の第七回党大会におけるシュクリーの党首再選と執行部再編をきっかけにシュクリー党首派とアーデル・フセイン幹事長派の派閥争いが露呈し、労働党の内部分裂が急速に進んだ（*al-Ahram Weekly* no.429, 443）。同年 8 月には党内のイスラーム主義者を中心とした救国党、2000 年 3 月には元自由将校団員を中心とした国民合意党、4 月には同胞団との関係性の近さを嫌った党内非主流派による民主主義世代党が立て続けに結成された（*al-Ahram Weekly* no.443, 472, 479）。その後、党内対立は同年 5 月に党執行部が特別総会で対立派

⁹³ 1991 年から 2002 年までに認可された政党は以下の通りである（Zaki 1995: 78-78; Fahmy 2002: 71; International Crisis Group 2005: 14）。1991 年：緑の党（*Hizb al-Khuḍr* / Green Party）、1992 年：アラブ民主ナセル主義党、エジプト・アラブ社会主義党（*Hizb Miṣr al-‘Arabī al-Ishṭirākī* / Egypt Arab Socialist Party）、人民民主党（*al-Hizb ad-Dīmuqrāṭī as-Sha‘bī* / Populist Democratic Party）、青年エジプト党（*Hizb Miṣr al-Fatā* / Young Egypt Party）、1993 年：社会公正党（*Hizb al-‘Adāla al-Ijtimā‘īya* / Social Justice Party）、民主統一党（*Hizb al-Ithādi al-Dimqrāṭī* / Union Democratic Party）、1995 年：連帯党（*Hizb al-Takāful* / Solidarity Party）、2000 年：エジプト 2000 党（*Miṣr 2000* / Egypt 2000）、国民合意党（*Hizb al-Wifāq al-Waṭanī* / National Agreement Party）、2002 年：民主主義世代党（*Hizb al-Jīl al-Dīmuqrāṭī* / Democratic Generation Party）。このうち、国民合意党以外は政党委員会に申請を却下され、最高行政裁判所の判決によって認可を受けた。また、アラブ民主社会主義党から分派したカラーマ党（*Hizb al-Karāma* / Dignity Party）が未認可政党として活動したほか、急進派のイスラーム団もシャリーア党（*Hizb al-Sharī‘a* / Islamic Law Party）を結成し、政治参加の意欲を見せた（*al-Ahram Weekly* no.443, 457, 461）。2003 年以降の野党勢力の動向は第 5 章第 3 節第 2 項を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

関から不信任決議を受ける事態に発展し、8月に政党委員会の介入を受けて活動停止を余儀なくされた (*al-Ahram Weekly* no.482, 492)。

加えて、前述のように、同胞団は90年代に急進派への弾圧のあおりを受けつつも2000年人民議会選挙において復調の兆しを見せ始めたが、その過程で政治参加のあり方をめぐって団体内に亀裂が生じた。1980年代に学生運動で政治経験を積んだ若手世代が、現状維持に努める執行部の姿勢に反発し、政治活動の合法化を目指してワサト党 (*Hizb al-Wasaṭ / Center Party*) を結成したのである。同党は、エジプトの復興、民主主義の重視、エジプト国民の結集などを綱領に掲げ、1996年1月に政党委員会への認可申請を試みた。しかし、その行動は体制側だけでなく同胞団執行部からの妨害を受け、切り崩しによって参加予定者74人は16人へと激減し、党員数が申請条件を下回ったため同党の申請は政党委員会によって却下された。その後、1998年5月に再び申請したものの、綱領が既存政党と区別できないこと (政党法第4条第2項) を理由に再び却下され、未認可政党として活動を続けざるを得なかった (横田 2006: 115-123; Stacher 2002; Wickham 2004; 2013: 76-87)。

かくして、与党優位期において、国民民主党は補助金の支給と民営化の断行という公共資源の政治利用 (経済的優位) によって庶民や貧困層からの黙認を維持するとともに実業家や富裕層からの支持開拓 (社会的優位) に努め、与党勢力の組織的基盤を変質させつつも、さらなる政治的優位を確保した。それに対して、野党勢力は政治利用できる資源をほとんど持たず (経済的劣位)、議会選挙で全国的な支持を集めることができず (社会的劣位)、その結果、政策への影響力を持ちえなかった (政治的劣位)。そのため、党内の主導権争いや体制側への協調姿勢の是非をめぐって内部分裂が生じやすくなり、間接的に与党勢力の政治的優位に寄与することとなった。エジプト第一共和政におけるこのような権威主義体制下の単一政党優位の基本的構図は、単に国民民主党が1980年代の複数政党選挙に勝利を収めた (重大局面②) だけでなく、それに先立つ1950年代に制度的単一政党制を選択 (重大局面①) し、その後の長期的過程においてエリートの利害調整機能と民衆の動員機能の両面を備えた与党組織を発展させたことで成立したのである。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

4. 制度進化の分析対象としての単一政党優位

本章では、権威主義体制下の単一政党優位の領域において実際に単一政党優位が確立していくまでの長期的過程とその多様性を歴史的制度論・比較歴史分析の重大局面論に基づいて論証した。与党勢力の存続期間の長さを説明するにあたって比較権威主義体制論の先行研究が与党組織の短期的機能（エリートの利害調整と民衆の動員）の働きに焦点を絞ったのに対して、本章は実証分析の時間的射程を広げ、その機能の設計と運用に影響を及ぼす政党制度の選択と、その制度選択に伴う最初の議会選挙の勝ち方、そして、その選挙結果によって形作られたアクターの力関係を長期化・自己強化させる「優位の好循環」という一連のメカニズムを追跡した。

まず、理論的枠組みとして権威主義体制下の単一政党優位の確立・非確立をめぐる長期的過程を政党政治の分岐過程として捉え直し、その分岐を規定する要因として、①体制樹立当初に制度的単一制と複数政党制のどちらを導入したか、②複数政党制導入後初めての議会選挙において圧倒的多数の議席を獲得できたか、という2つの重大局面における決定を重視した。そして、その決定の違いによって、①制度的単一制経由・確立、②制度的単一制経由・非確立、③複数政党制単独・確立、④複数政党制単独・非確立、という4つの経路を導き出した。

次に、権威主義体制下の与党勢力の位置付けを経路ごとに概観し、「制度的単一制経由・確立」の事例としてエジプト第一共和政の政党政治の変遷を5つの時期に分けて追跡した。第一に、軍政樹立の背景として、ムハンマド・アリー朝時代における政党政治の初期的経験は議会内外の政治勢力の対立を助長した。君主や与党が外交的・社会経済的問題を解決しないまま権力闘争に終始したことは政党政治そのものに対する国民の不信感を高めた。その結果、軍部の政治介入（ナギーブを首班とする自由将校団の政権掌握）を招くこととなった。

第二に、軍政樹立後の重大局面①として、ナセルを中心とする革命指令評議会が短期間のうちに軍内外の対立勢力を排除し、体制樹立の正統性を背景に民衆動員に特化した解放戦線を整備した。そして、その動員機能を活かし、複数

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

政党制への復帰を求めるナギーブ派を追放し、制度的単一政党制を選択した。

第三に、与党構築期として、ナセル政権は国政運営にあたって解放戦線を国民連合へ、そして、国民連合をアラブ社会主義連合へと改組し、その組織構造を体制支持勢力の一時的な動員組織から広範かつ恒常的な全国規模の支持基盤へと大幅に発展させた。加えて、外交政策や経済政策をめぐる支配エリート内の路線対立を利用し、対立派閥間の勢力均衡を図ることで党内の利害調整機能を着実に高めた。そして、サーダート政権期に入ると、少数の左派・右派の切り離しと大多数の中道勢力の結集によってより盤石な与党勢力を形成するために制度的単一政党制から複数政党制への切り替えが図られた。連合内の「演壇」の設置を経て、アラブ社会主義連合は国民民主党へと再編されるに至った。

第四に、重大局面②として、国民民主党はアラブ社会主義連合で培った組織的基盤を活かし、有利な選挙制度を設計できたことで有利なタイミングで1980年代の複数政党選挙に臨むことができた。

第五に、与党優位期として、国民民主党は組織的基盤を変質させつつも経済的優位と社会的優位を背景にさらなる政治的優位を確保できたのに対して、野党勢力は政治的・経済的・社会的劣位によって内部分裂が表面化するようになった。かくして、エジプト第一共和政に権威主義体制下の単一政党優位が確立した。

このような展開は、決してエジプトの事例特有の事象ではなく、様々な地域の与党勢力にも同じような政治過程を見出すことができる（特に注26の一覧を参照）。また、重大局面①・②の選択が違えば、各事例の各経路に表れる政党政治は多様性を増していく。その多様性を理解するときに重要になるのが歴史的制度論・比較歴史分析に基づく長期的過程への視点である。比較権威主義体制論の従来の制度分析が着目したのはあくまで制度の設計と運用の短期的効果であった。しかし、本章冒頭でも指摘したように、そのようなアクター中心機能主義の視点に立脚すると、制度運用上の「与党組織を有すること」と「与党組織の機能をうまく運用すること」の違いや、制度設計上の「体制存続に役立つために政党制度を意図的に設計したこと」と「何らかの目的で設計された政党制度が結果的に体制存続に役立ったこと」の違い（そして、それらの違いによって長期的に生じうる政党政治の多様性）を十分に分析できない。むしろ、

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

時間的射程を広げ、アクターの力関係とそれを取り巻く制度の相互作用に焦点を当てることによって特定の制度の長期的変化、すなわち、制度発展 (Pierson 2004)・制度進化 (Thelen 2004) を分析できるようになる。そのため、権威主義体制下の単一政党優位の確立という論点は、国家建設、革命、体制変動、福祉国家、地方分権などとともに歴史的制度論・比較歴史分析における非常に有望な分析対象と言えるのである。

それでは、以下の各章では、本章の議論を踏まえ、権威主義体制下の単一政党優位の確立後に想定される政党政治の様々な側面へと視点を移し、それぞれの側面に表れる問いを主に 2000 年代以降のエジプト第一共和政の事例を用いて検証していく (第1章の表 1.3 を参照)。改めて簡潔に整理すると、第4章では本章で論じた与党勢力の政治的優位・経済的優位が実際に民主化や体制変動の発生確率に対していかなる因果効果を発揮しうるのかを統計分析によって検証する。第5章では与野党間の関係性に着目し、与党勢力が優位な立場から提案する合意形成の場が政党政治に与える効果を論じる。第6章では野党勢力間関係性に着目し、与党勢力が圧倒的優位を占めている状況で野党第一党が選挙前連合の形成に意欲を示す条件を統計分析と事例分析の両面から解明する。第7章では単一政党優位崩壊後に生じうる政党政治の変化を論じる。そして、第8章では結論として本稿全体を総括するにあたって、権威主義体制下の単一政党優位の「失敗例」としてエジプト第二共和政の事例を、「潜在的な成功例」としてエジプト第三共和政の事例を概観する。

補論：歴史的制度論・比較歴史分析の着想⁹⁴

分析枠組みとして文脈(contexts)を重視する歴史的制度論・比較歴史分析と、観察対象として因果過程観察(causal process observations)を重視する定性的方法論、この2つは比較政治学において軌を一にして発展した。

歴史的制度論・比較歴史分析とは、特定事例の過去の特定事象に関する推論として、過去の帰結を事象の配列の追跡によって説明しようとする歴史的説明の1つである(Mahoney, Kimball, and Koivu 2009: 116; cf. Roberts 1996: 16)。このうち、歴史的制度論は制度を「対等ではないアクターの対立の中で生じるもの」(Pierson and Skocpol 2002: 706)として捉え、制度の構築と変化の長期的過程、ひいては長期的分岐をアクターの力関係とそれを取り巻く制度の相互作用によって論じるアプローチである(Steinmo, Thelen, and Longstreth eds. 1992; Pierson 2004; Streeck and Thelen eds. 2005; Mahoney and Thelen eds. 2010)。そして、その着想を制度以外にも拡張したものが比較歴史分析である(特に Mahoney and Rueschemeyer eds. 2003)。

定性的方法論とは、計測レベルの違い、標本数の大小、統計分析の有無、分析の厚薄という主に4つの側面において定量的方法論と対比され、事例内の因果過程観察の追跡によって推論の妥当性を高めようとする分析手法の総称である(Brady and Collier eds. 2004: 277, 301-302; Goertz and Mahoney 2012: chap.1)。

定性的方法論を用いる比較歴史分析は、定量的方法論への意識の高まり(特に King, Keohane, and Verba 1994)を受ける形で1990年代中頃から2000年代にかけて大きく発展した。しかし、一部の研究は、統計学や合理的選択論の考え方に根差した定量的方法論との立ち位置の違いを強調するあまり、生物学や複雑系科学に代表される科学哲学的基礎の模索に執心しがちであった。とりわけ、定性的方法論と定量的方法論を、単なるアプローチの違いではなく、その背景にあるパラダイムや科学的世界観の違いを反映したものとして強調し、その代償にアプローチとしての実証性・実用性に乏しい学術的な主張を提示してしま

⁹⁴ 本補論の内容は、今井(2010; 2013d)を加筆修正したものである。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

う研究もあった。

しかし、近年、そのような銜学的な主張を避け、実用性の向上という本来の目的に立ち返ろうとする機運も高まりつつある（Goertz and Mahoney 2012）。すなわち、科学哲学的基礎の模索ではなく、必要条件・十分条件などの集合論の考え方に根差した論理学的基礎の探求の試みである。文脈は複数の集合の組み合わせとして再解釈され、因果過程観察の追跡は検証条件の違いごとに様々な用法が与えられるようになった。

この補論では、比較政治学の方法論をめぐるこのような経緯を踏まえ、歴史的制度論・比較歴史分析の着想の変遷として「文脈」という概念の用法の変化とその応用例を整理する。

(1) 比較歴史分析における時間的文脈

比較歴史分析の基本的特徴は文脈依存的な議論を（少なくとも明示せずに）提示することにある。このアプローチは、普遍的・斉一的・一般的な因果メカニズムが個別事例的な時間的文脈の介在を受けて事例間の帰結に違いをもたらすと想定する。別の言い方をすれば、普遍的な因果メカニズムが働いても、その働きは（時間的）文脈の違いに応じて異なる効果を発揮しうる、という考え方に基づいて議論を展開するのである。

概して、文脈は「分析対象となる現象が位置した政治的・社会的・歴史的環境」（Brady and Collier 2004: 280）と見なされ、因果メカニズムは「因果過程における連結や結びつき」（*ibid.*: 277）として定義されるが、この2つの概念を分析に用いるにあたって比較歴史分析はさらに厳格な定義を採用することもある。すなわち、文脈は「当該の事象を取り巻き、境界条件として分析範囲を定める位置情報」（Pierson 2004: chap.6; cf. Abbott 1997: 1171）と見なされ、因果メカニズムは「根本原因として帰結を生じさせる、観察されない実在・過程・構造の働き」（Mahoney 2003: 4）として定義される。これは、介在変数の個々の連結部分ではなく、因果過程の全体に該当することを意味する。具体的に言えば、因果メカニズムは、連合形成や制度構築のように、様々な時期に生じうる、理論的に定められた様々な政治現象の動態的過程を指し、時間的文脈は、特定の

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

表 3.3 比較歴史分析における時間的文脈

名称	重大局面論	制度進化論	多層文脈論	重大前件論	許容・生成条件論
着想	断続平衡	漸進的進化	共時的拡張	通時的拡張	論理学
概念上の問い	事象に分岐が生じるのはなぜか、それはいつか、その分岐はいかにして長期的に存続・再生産しうるのか	突発的な変化ではなく、漸進的な変化はどのように生じるのか、どのような種類があるのか	重大局面から帰結までの一連の過程と同時期に存在する事象は因果的に重要なのか、いかに重要なのか	重大局面以前の事象は因果的に重要なのか、いかに重要なのか	重大局面の2つの役割（開放性と主体性）はどのように区別できるか
概念と文脈の捉え方	① 事象の分岐 ② 短期の選択期と長期の安定期の二分化 ③ 特定の時点における偶発的・意図的な意思決定の重要性 ④ 当初の選択の再生産とそれに伴う帰結の長期的分岐	① 時間的文脈の二分化の相対化 ② 適応の積み重ねに伴う変化の多様性 ③ 形式の変化への耐性 ④ 内実の変化への耐性	① 時間的文脈の二分化の相対化 ② メカニズムの携行可能性 ③ 非共時的な時間的文脈の「層」の同時存在	① 時間的文脈の二分化の相対化 ② 継起的原因ではなく条件的原因 ③ 重大局面での意思決定の違いをもたらした先行条件	① 構造の制約を緩ませる許容条件 ② 帰結の再生産・分岐をもたらす生成条件 ③ 個別の必要条件 ④ 全体としての十分条件
因果関係	因果メカニズム全体の提示				複数の集合の組み合わせと配列
研究例	Krasner (1984), Aminzade (1992), Thelen and Steinmo (1992), Thelen (1999), Mahoney (2000; 2001a; 2001b; 2006), Mahoney and Schensul (2006), Capoccia and Keleman (2007)	Thelen (1999; 2000; 2003; 2004), Pierson (2004), Streeck and Thelen (2005), Mahoney and Thelen (2010)	Lynch (2006), Falleti and Lynch (2007; 2008; 2009)	Slater and Simmons (2008; 2010), Slater (2010a)	Soifer (2012)

(注) 筆者作成。

時期における特定の変数の「値」の違いや、複数の事象の順序の違いを指すものとして理解される。

時間的文脈と因果メカニズムを組み合わせた文脈依存的な議論を提示することは分析上の2つの誤謬を回避できる利点があると考えられている (Ekiert and Hanson 2003)。第一に、普遍的な因果メカニズムだけに着目した場合、因果的規則性を追究できたとしても、事例ごとに生じる帰結の違いを判断できなくなってしまう (普遍主義の誤謬)。第二に、個別事例的な時間的文脈だけに着目した場合、特定の事例を詳細に叙述できたとしても、一般的・系統的な議論の可能性を排除してしまうことになる (個別主義の誤謬)。しかし、特定の時間的

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

文脈における普遍的な因果メカニズムの働きを探ることによって、この2つの誤謬は回避され、普遍性と個別性を兼ね備えた中範囲理論の構築に役立つというのである。

歴史的制度論・比較歴史分析の論調は、このような基本的特徴を共有しつつ、研究史の展開に沿って主に5つに分けられる。すなわち、重大局面論、制度進化論、多重文脈論、重大前件論、許容・生成条件論である（表3.3を参照）。

重大局面論：基本モデルとしての断続平衡と「進化的思考」

まず初めに歴史があること、これが他の科学に進化論が与えた教訓であるならば、我々は科学の名に値しない単なる叙述だからという理由で歴史を放棄するのではなく、むしろ法則や類似性を探る源泉として歴史を尊重し、その意義を追究すべきである（Gould 1986: 68）。

政治現象の長期的過程を理解するために初めに時間的文脈を体系的に分析の祖上に載せたのは、重大局面論である。重大局面論は、2つの時間的文脈によって1つの因果メカニズムが成り立つと想定し、ある時点で下された意思決定がその後に長期的に再生産されるという経路依存に関する枠組みを提示する。2つの時間的文脈に該当するのは短期の重大局面と長期の自己強化過程である（特に Thelen 1999; Mahoney 2000; 2001a; Pierson 2004 chap.1）。重大局面は複数の選択肢の中から特定の意思決定が下される短い時期を指し、自己強化過程は経済的効率性、規範的正統性、アクターの力関係などの要因によって、その当初の決定が長期的・安定的に維持・強化されていく時期を表す。

ピアソンが体系的に論じたように、自己強化過程は具体的に次の4つの特徴を備えると考えられた。すなわち、①前に生じた事象は後に生じる事象より大きな影響を及ぼす（予測不可能性）、②過程が進めば進むほど、経路の切り替えが難しくなる（硬直性）、③前の時点で生じた偶発的事象は相殺されないままに残る（非エルゴード性）、④定まりつつある結果は別の選択肢を選んだ場合より効率的ではないかもしれない（潜在的な非効率性）（Pierson 2004: chap.1）、の4つである。このような見方は、短期的要因ばかりが注目されがちな様々な政治現

象について様々な長期的過程を思考する嚆矢となった。

そして、重大局面が「重大」と言われる所以は、このような特徴を備えた自己強化過程を経て、当初同じような状況にあったと見なされた複数の事例が長期的に分岐していく起点に位置付けられることにある（Slater and Simmons 2008: 7）。重大局面論の着想は事例間の長期的分岐の解明に大いに役立つ。なぜなら、当初同じような状況にあったと見なされる事例群において、偶発的にせよ、意図的にせよ、ある時点で下された選択の違いによって各事例が長期的に全く別の状況へと分岐していくという一連の長期的過程を分析できるからである⁹⁵。

このような事象の長期的分岐という重大局面論の着想には、科学哲学上、比較歴史分析特有の考え方が反映されている。すなわち、進化的思考である（今井 2010: 19-24）。「進化」という言い回し自体は歴史的制度論が提唱された当時から見て取ることができる。キャサリーン・セーレンとシヴァン・スタインモは「政治的進化と自然界の進化の違いは〔帰結が〕分析対象の意思に影響されるか否かにある」と強調し、「政治的進化とは、つまり経路や分岐過程のことである。政治史をより幅広く理解するには確立したパターンからの分岐を研究す

⁹⁵ 例えば、ルース・ベリンス・コリアーとデイビッド・コリアーは、20世紀初頭のラテンアメリカ諸国の労働運動の台頭に対する国家アクター（寡頭支配者）の対応の違いがその後の長期的分岐を規定したと論じた（Collier and Collier 1991）。とりわけ、「労働者包摂期」を重大局面と位置付け、労働運動の合法化を進めた国々では労働者の急進化は起きず、分極的な政党システムが生まれたのに対して、選挙での労働運動の支持を求めた国々では統一的な政党システムが生まれたこと（さらに、この両極端の状況の中間に位置する国々は政治的膠着や社会的衝突を抱えることになったこと）を明らかにした。

同じく、ジェイムズ・マホニーは、19世紀後半から20世紀の中米諸国において、農業の近代化（農地の接収と農業貿易の推進）をめぐる政治エリートの選択の違いがその後の政治体制の長期的分岐を規定したと論じた（Mahoney 2001b）。重大局面と見なされたのは19世紀の「自由主義改革期」である。彼の説明によれば、当時、急進的に農地改革を進め、農民の立場を周辺化した国々では国家の中央集権化と軍国化が進み、軍事権威主義体制が確立したのに対して、農民の保護を保証して漸進的に農地改革を進めた国々では過大な軍事機構は必要とされず、エリート間の政治競合が制度化し、民主主義体制が確立した（さらに、外国の介入によって自由主義改革が頓挫した国々では伝統的な農業経済が維持され、体制も伝統的な独裁制が残り続けた）という。

また、他にも、戦間期欧州の自由主義者と労働者の連合形成の有無と、その連合が形成されなかった場合の農民政党の提携相手の選択の違いがその後の政治体制の長期的分岐（自由民主主義体制、社会民主主義体制、ファシズム体制）を規定したとするグレゴリー・ルーバートの議論（Luebbert 1991）や、中世の立憲主義の遺産がその後の西欧諸国の民主制と独裁制の確立を分ける要因となったとするブライアン・ダウニングの議論（Downing 1992）も、比較歴史分析の重大局面論が精緻化される中で重要な先行研究として「再発見」されることとなった。社会保障政策、憲法、労働組合、地方分権、外交政策など、様々な研究分野における応用例は Capoccia and Keleman (2007: fn.17)を参照。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

ることが必要である」と指摘した (Thelen and Steinmo 1992: 27)。実際、広く知られているように、比較政治学（における比較歴史分析）における重大局面と経路依存の概念は、短期の急速な変化とその後の長期の安定の二分化によって種の多様性を説明しようとした古生物学の断続平衡モデル (punctuated equilibrium; El-dredge and Gould 1972) からの類推として受容 (Krasner 1984) され、その後、経路依存 (自己強化過程) と同種の概念として、経済史・制度経済学の収穫逓増 (increasing returns) や複雑系科学の創発 (emergence) との類比によって体系化された (Pierson 2004: chap.1)。

とりわけ、比較歴史分析の進化的思考は単なる用語の引用や概念の類比に留まらず、むしろある種のパラダイムや科学的世界観の違いを含意することもある。「進化」という言葉が言及される場合、それは「単純なものから複雑なものへの進歩」や「低次元のものから高次元のものへの発展」という通俗的な意味ではなく、自然科学の進化生物学や社会科学の進化経済学における用法を直接的に反映し、「分析対象が絶えず変化し続けること」を意味することが多い (Thelen 1999: 381-384; Pierson and Skocpol 2002: 705-706) ⁹⁶。そのような立場を強調する研究者は、事象を取り巻く文脈の複雑性・不確実性・再帰性によって分析対象の長期的過程の予測が非常に難しくなると想定する (Kitschelt 2003: 51-53)。事象の予測可能性は、観察可能性・実験可能性・反復可能性・一般化可能性とともに (自然) 科学の標準的要件の1つと考えられていが、その要件は、法則性・規則性・斉一性を旨とする物理学の世界と違って歴史・文脈・偶発性を旨とする生物学の世界 (ひいては比較歴史分析の分析対象) では必ずしも成り立たないとされる (Brady 2004: 295-297)。それゆえ、比較歴史分析の研究者は、過去の事象に着目し、未来の予測ではなく過去の帰結の説明に重点を

⁹⁶ 進化を「分析対象が絶えず変化し続けること」として捉える意味合いを理解するには進化経済学の始祖とされるソースティン・ヴェブレンが120年前に導入した視点が役に立つ。彼は経済現象の進化を説明するために以下の4つの点を強調した (Veblen 1898; 磯谷 2007)。

- ① 因果過程、つまり、最初の原因と最後の結果の間にある不安定と移行を研究の主眼に据えなければならない。
- ② 過程は自己継続的で自己増殖的でいかなる最終地点も持たない。この意味で進化の過程は「累積的变化」の過程と見なされる。
- ③ 過程には予定された何か特定の状況に向かうとか、何か最善のものに向かう傾向が存在するといった目的論的・機能主義的な発想は拒否される。
- ④ 過程の結果だけが主題ではない。むしろ、過程の中で生み出される変異と多様性を主題にしなければならない。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

置く。こうした考え方は、時間的文脈と普遍的な因果メカニズムの組み合わせから長期的過程を捉える比較歴史分析全体の想定とも通底するものである。

重大局面論は時間的文脈を考えるための比較歴史分析の基本モデルである。しかし、時間的文脈の二分化（特に、自己強化過程の過大評価）という視点は、分析対象に長期的に微細な変化が生じうる（生じ続ける）可能性を考慮していないとの批判を受けやすい。進化的思考を共有しながら、このような批判に対処しようとしたのが、次に取り上げる制度進化論である。

制度進化論：長期的安定から漸進的変化への視点の転換

制度進化論は、重大局面のような特定の時期の意思決定だけでなく主に制度の長期的変化に着目し、政治的アクターが「制度配置をめぐる周期的に再交渉し、〔制度の〕形状と機能を変化させていく」（Thelen 2003: 213）ことで漸進的変化や事象の分岐が生じうると考える。すなわち、重大局面論のように時間的文脈を二分的に捉えるのではなく、短期の文脈の積み重ね（所与の文脈における短期的適応の積み重ね）として捉え直したのである。特に、「ひとたび経路が定まると外生的衝撃を受けるまで変化は生じえない」という重大局面論の想定を批判し、どのような文脈において内生的変化が生じる可能性があるのかを明らかにしようとした（Thelen 2003; Streeck and Thelen 2005; Mahoney and Thelen 2010）。

この枠組みは、事象そのものの性質とその事象に変化をもたらすアクターの性質に関する2つの前提に基づく。第一に、事象の変化は必ずしも断続的に生じるわけではないと想定する。とりわけ、事象の変化を「変化の過程」（漸進的か突発的か）と「変化の結果」（継続か断絶か）という2つの次元から捉え直したウォルフガング・ストリークとサーレンは、従来の重大局面論では突発的断絶（重大局面）と漸進的継続（経路依存）の側面が過度に強調され、変化の漸進的断絶の側面が考慮されていないと批判した（Streeck and Thelen 2005: 4-9）。

第二に、ある時点での意思決定の結果（特に制度設計）は、アクターの様々な変化によって長期的に変化しうると想定する。ピアソンが指摘したように、ある時点で制度をいくら精巧に設計しても、①制度はアクターの多様な目標を同時に叶えるかもしれず、②制度は効率の良さを考えずに設計されたかもしれ

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

ず、③長期的な効果を考えず設計されたかもしれず、④制度はアクターが予期しない効果を示すかもしれず、⑤制度を用いる文脈が変化するかもしれず、⑥設計者とは別のアクターが用いるかもしれないため、制度の形状や用途は長期的に変化する（Pierson 2004: 108-122）。そのため、アクターと文脈の変化に伴って、事象（特に制度）は漸進的変化の可能性を孕み、所与の文脈における短期的適応の積み重ねを経て、事象は当初の状態とは異なる状態へと変化していると考えられるのである。これは、経路依存のように特定の方向へ一直線に向かうのではなく、様々な方向への変化を経て事例間に分岐が生じうることを意味する。

この点、セーレンたちは（網羅したわけではないと留保しつつ）制度の長期的変化のあり方として主に4つの類型を提示する（Streeck and Thelen 2005: 18-31; Mahoney and Thelen 2010: 14-18）。第一に、置換（displacement）は、既存の制度の放棄と新しい制度の導入を意味する。通常想定される制度変更に該当する。第二に、堆積（layering）は、既存の制度を維持しつつ新たな制度を部分的に付け加えて修正を施すことを意味する（例えば、既存の公的年金システムに任意型私的年金システムを追加すること）。第三に、漂流（drift）は、文脈の変化に伴って既存の制度の有効性が変化していくことを意味する（例えば、公的年金システムが人口構成の変化によって徐々に実態に合わなくなっていくこと）。第四に、転用（conversion）は、制度が当初の目的とは別の目的に活用されることを意味する（例えば、EUの統治機構を様々な利益集団が様々な目的に用いること）。

このような類型の違いはどのように生じるのか。セーレンの制度進化（institutional evolution; Thelen 2004; Mahoney and Thelen 2010）と、ピアソンの制度発展（institutional development; Pierson 2004）は、どちらも政策の変化に関するジェイコブ・ハッカーの枠組み（Hacker 2004; 2005）に修正を施し、2つの次元の組み合わせから制度の長期的変化を理解しようとした。その2つの次元は「形式の変化への耐性」と「内実の変化への耐性」として整理できる。形式の変化への耐性とは、拒否権の多さ（変化を望まないアクターが実際にどれだけ変化を阻止できるか）を意味し、内実の変化への耐性とは、解釈の余地の少なさ（制度の運用としてどれだけ厳格な執行が求められるのか）を意味する。これを踏

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

まえば、形式の変化への耐性が弱くて、内実の変化への耐性が強いときには置換が生じやすく、形式の変化への耐性が強くて、内実の変化への耐性が強いときには堆積が生じやすい。それに対して、形式の変化への耐性が強くて、内実の変化への耐性が弱いときには漂流が生じやすく、形式の変化への耐性が弱くて、内実の変化への耐性が弱いときには転用が生じやすいということになる。時間的文脈として、このような2つの側面の耐性に対してアクターがどのように適応し続けるかによって制度は徐々に進化していくと考えられる⁹⁷。

最後に、進化的思考との関連性について2つの点を指摘したい。第一に、制度進化論は「適応の積み重ねによる漸進的進化」を強調している点において、着想の元となった古生物学の系譜とも符合する。古生物の場合、あらゆる種が環境に対してゆっくりと漸進的に適応していくという主張が初めに優位を占め、その批判として、急激な変化と長期的な安定もありうるとする断続平衡モデルが提唱された（ステルレルニー2004）。これに対して、比較歴史分析の場合、初めに断続平衡を強調する重大局面論が提示され、その批判として漸進的進化を強調する制度進化論が提唱された。第二に、重大局面論が経路依存の着想を説明するために QWERTY 式キーボードなどの特定の科学技術の選択を引き合いに出すことが多かったのと同じように、制度進化論も「人間の意思や設計が対象の適応的变化に介在する」という着想を説明するために日用品の系統進化を引き合いに出すことができる⁹⁸。このように、重大局面論と制度進化論には対照的な形で進化的思考を見出すことができるのである。

⁹⁷ このような短期的適応の積み重ねという枠組みは政治体制の長期的変化を理解することにも役立つ。例えば、ダン・スレイターは、スハルト政権下のインドネシアにおける権威主義体制の内実の変化をこの枠組みから論じる（Slater 2010a）。その議論によれば、スハルトは政権発足当初の軍部の支持だけに依拠し続けるのではなく、議会政治において与党組織（ゴルカル）の基盤と支持を醸成し、その両者を競い合わせることによって、体制の形状をほぼ変えることなく寡頭的な軍政から軍と与党に支えられた個人支配へと体制の内実を変化させた。すなわち、スレイターは重大局面論のように特定の時点の意思決定によって体制の長期的安定がもたらされたと捉えるより、短期的適応の積み重ね（複数の組織的基盤の堆積と転用）によって体制の長期的進化がもたらされたと捉えたのである。

⁹⁸ 例えば、ペトロスキー（2010）はフォークを、沢田（2012）は醤油鯛（魚型プラスチック容器）を題材にし、製品の形状が顧客の要望や他社製品からの模倣などを受けて系統的に進化し、長期的に幅広い多様性が生じたことを明らかにする。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

多層文脈論：重大局面論の共時的拡張

多層文脈論は、1つの時間的文脈だけでなく、同時に存在する複数の時間的文脈が1つの因果メカニズムで表される長期的過程に影響を及ぼし、その結果として帰結の違いが生じると考える (Falleti and Lynch 2007; 2008; 2009)。とりわけ、トゥーリア・ファレッティーとジュリア・リンチは、重大局面論では重大局面が因果メカニズムの起点と見なされ、それ以降の時間的文脈のみが分析される一方、重大局面以前から存在しうる他の時間的文脈（とそれに伴う他の要因）が考慮されていないと指摘した (Falleti and Lynch 2009: 1154)。制度進化論が事象の長期的過程を短期の文脈の積み重ねと捉え直したのに対して、多層文脈論は複数の非共時的な文脈（起点から終点までの時間的範囲が異なる複数の文脈）で成り立つ「層」が同時に存在すると想定し、それが重大局面にまつわる長期的過程に影響を与えうると考えた。すなわち、重大局面論の共時的拡張を試みたのである。

この枠組みは、複数の文脈の「層」の同時存在を想定するにあたって、因果メカニズムと文脈の関係を厳格に定義する。まず、因果メカニズムは、比較歴史分析の伝統を反映し、独立変数と従属変数を連結する個々の介在変数より抽象性が高いとされ、因果的過程全体を指すものと見なされる。すなわち、「初期条件から帰結までを連結し、過程の進化の仕方を説明する基底的論理」 (Falleti and Lynch 2007: 5) として定義される。基底的論理であるということは、因果メカニズムが特定の事象や文脈で成り立つ配列や軌跡から別の配列や軌跡へと移行可能であることを意味する。逆に言えば、文脈が確定しなければ、因果メカニズムは具体的な因果効果を発揮せず、帰結は先験的に決定されないことを意味する。ここでは事象の展開が文脈依存的であることが強調される⁹⁹。

加えて、文脈は「初期条件の集合が、特定の因果メカニズムないしは複数の因果メカニズムの集合を経て、特定の射程と意味の帰結を（確率論的に）もたらず（分析的・時間的・空間的・制度的な）背景設定の諸側面」 (Falleti and Lynch 2009: 1152) と定義される。この定義の含意は火薬の発火の類推から説明され

⁹⁹ 具体的に言えば、適応的期待、信念形成、学習、組織の惰性、権力資源の分配、構造的限界などが移行可能な因果メカニズムに該当する。これらのメカニズムは、個人レベル、集団レベル、システム・レベルにおいて文脈が確定すれば、事象の展開に自己強化をもたらすと想定される (Falleti and Lynch 2009: 1150, tab.1)。

る。火薬は火花、酸素、空気中の湿気の割合、火薬の量などの文脈的条件が揃ったときに初めて発火する。つまり、同じ因果メカニズムが働いていても、文脈が異なれば、異なる因果効果が生じる。ひいては異なる帰結や分岐が生じる。例えば、前項の制度進化論における制度変化の「漂流」や「転用」は、アクターの選好の変化によって生じるばかりか、そうした変化をもたらしたそもそもの人口構成や社会経済状況の変化という別の文脈との兼ね合いで生じると再解釈される¹⁰⁰。

多層文脈論は、重大局面論を拡張するにあたって当該の長期的過程を取り巻く文脈に着目するという研究戦略を採用した。しかし、同じような試みとして、重大局面にまつわる時間的過程自体を引き延ばすという戦略もありうる。そうした戦略を提示したのが、次に取り上げる重大前件論である。

重大前件論：重大局面論の通時的拡張

重大前件論は、重大局面における意思決定は必ずしも「白紙状態」で偶発的に下されるのではなく、その時点以前の要因との組み合わせに規定されると考える (Slater and Simmons 2008; 2010)。すなわち、多層文脈論が重大局面論の共時的拡張を試みたのに対して、重大前件論は通時的拡張を試みたのである。

重大前件は「因果的配列において、重大局面に先行し、その局面において作動する因果的効力と組み合わせることで帰結の分岐をもたらす諸要因や諸条件」 (Slater and Simmons 2010: 889) として定義される。この概念を提唱したスレイターとエリカ・シモンズは、重大局面の先行条件として一緒くたにされがちな他の3つの概念との対比から重大前件を位置付ける。第一に、重大局面から帰結の分岐までの長期的過程全体に対して因果的に無関係な事象として記述的文脈がある。これは重大局面における因果的配列と関係していないという点で重大前件とは異なる。第二に、重大局面以前に存在し、当該の重大局面の枠組み

¹⁰⁰ 多層文脈論の応用例として取り上げられたのは、福祉国家における社会支出の年齢指向性の違い (Lynch 2006) である。福祉国家の長期的軌跡には3つの文脈の「層」が働いたとされる。第一に、政治的文脈 (政党と労働者の政策的選好の形成) が20世紀初頭の各国の社会保障政策 (普遍的か職業別か) を方向付けた。その後の自己強化過程を経て、第二に、制度的文脈が職業別の社会保障政策を採用した国々の年齢別 (高齢者・労働者・児童など) の支出割合を方向付けた。第三に、こうした過程と軌を一にしてゆっくりと進んだ社会的文脈 (人口の高齢化、労働市場の変化、民間市場の発達など) が各国の社会保障政策に「漂流」を促すことになったと論じられる (ibid.: 55-69, fig.3.2)。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

とは別に当該帰結（の分岐）を説明しうる事象として対抗仮説がある。これは帰結に対しては因果的に関係しうるが、重大局面とは関係していないという点で重大前件とは異なる。第三に、研究設計上、事例間の類似を正当化するのに役立つ事象として背景的類似がある。これは重大局面の因果的効力と組み合わせるのではなく、制御変数として働く一方、事例間の帰結の分岐を説明しないという点で重大前件とは異なる。

重大前件の意義は石で破砕したガラス瓶の類推から説明される。石との接触という近接的要因は重大局面、ガラス瓶の脆さという基底的条件は重大前件に相当する。石と接触しても、そもそもガラス瓶が脆くなければ、ガラス瓶の破砕という帰結は生じない。このような重大前件の要点は、重大局面における「独立変数の発生を促すこと」ではなく「重大局面が外生的に発生したときに事例間の独立変数の因果効果に違いを生じさせること」（Slater and Simmons 2010: 891）にある。「原因の原因」（継起的原因）ではなく、あくまで「原因を条件付ける要因」（条件的原因）なのである。「原因の原因」であれば、「クレオパトラの鼻」のような無限回帰が生じてしまいかねず、本来、無限回帰を回避するために導入されたはずの重大局面の分析上の強み（Pierson 2004: chap.6）が失われてしまうことになる¹⁰¹。

科学哲学的基礎の隘路と論理的基礎の探求

制度進化論、多重文脈論、重大前件論は、いずれも時間的文脈の二分化という基本モデルの想定を相対化を試みつつも、別々の視点に立脚した。制度進化論は、長期的過程の後半に着目し、変化の余地を認めない再生産メカニズムを短期の文脈の積み重ねとして捉え直すことで漸進的な進化が生じうる可能性を活写した。多層文脈論は、長期的過程全体に着目し、同時期に非共時的に展開

¹⁰¹ スレイターとシモンズは、重大前件論を明示せずに用いた先行研究として、コリアーたちの古典的な重大局面論（Collier and Collier 1991）を取り上げる。前述のように、この研究では重大局面における労働運動に対する寡頭支配者の対応の違いがラテンアメリカの政治システムに長期的分岐をもたらしたと論じられた。しかし、スレイターとシモンズは、寡頭支配者が地方農村部での直接的な権力基盤を確立していたか否かが重大前件として重大局面での寡頭支配者の意思決定を規定したと指摘する。すなわち、権力基盤を確立していた場合、寡頭支配者は相対的に強く、国家主導で労働組合の合法化を進めることができたのに対して、権力基盤を確立していなかった場合、寡頭支配者は相対的に弱く、選挙で労働者に頼らざるを得なかったため、労働組合の取り込みを図ったと再解釈されたのである（Slater and Simmons 2010: 897, fig.5）。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

する様々な文脈が当該の過程に与える影響を構想した。重大前件論は、長期的過程の起点に着目し、無限回帰の問題を回避しながら、過程と文脈の引き延ばしを思索した。かくして、比較歴史分析において、重大局面という概念は、時間的文脈の捉え方や位置付けを変えながら、様々な側面で発展するに至ったのである。

しかし、重大局面論が発展を遂げる一方、比較歴史分析の中には特定の概念の意義に拘泥し、科学研究としての正統性（ないしは正当性）を得るために科学哲学的基礎の模索に執心し、その結果、枠組みの銜学性の高まりと反比例するかのように分析の実証性を失ってしまった研究もある。そうした研究は往々にして定量的方法論との「世界観」の違いを提示することに終始し、実際の議論や仮説の実証をどのように進めるのかを明示しないことが多い。

例えば、ピーター・ホールは、統計分析と比較歴史分析の違いは、単なる方法論の違いではなく、存在論（世界の在り方の特徴）の違いにまで遡ることができることを提唱する（Hall 2003）。とりわけ、統計分析のように、因果関係の「定常結合」（どのような場合にも x と y の関係性が成り立つこと）を想定した分析手法では、重大局面と経路依存のように、因果関係の「多重結合」（ある場合には x と y の関係性は成り立つが、別の場合には x と y の関係性は成り立たないこと）を十分に分析できないと指摘し、前者を「時間とは無関係に働く因果的規則性で特徴付けられる領域」、後者を「時間の経過とともに展開する事象の帰結を樹木の枝の分岐として捉える領域」として対比した（Hall 2003: 385）。

また、馬樹人は、経路依存の元々の着想として複雑系科学（cf. グリック 1991; ワールドロップ 2000; ブキャナン 2009）における「初期値に対する鋭敏な依存性」の概念にまで立ち返り、合理的選択（制度）論と歴史的制度論の見方の違いをニュートン科学と複雑系科学のパラダイムの違いに求めた（Ma 2007）。曰く、ニュートン科学（通常科学）が、複雑なもの（大きなもの）を単純なもの（小さなもの）へと分解して理解しようとする還元論的枠組みで特徴付けられるのに対して、経路依存の根底にある複雑系科学は、単純なもの（小さなもの）の相互作用によって展開する不可逆的過程を複雑なもの（大きなもの）全体から捉えようとする全体論的枠組みで特徴付けられる。これを踏まえて、前者は「機械論的で共時的で確実で予測可能な世界」、後者は「有機的で入り組んでい

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

て歴史的で不確実で予測不可能な世界」として対置される。

このように世界観（存在論やパラダイム）の違いを重視する研究の中でも、科学哲学的基礎（とりわけ、生物学的基礎）の極北に到達したのは、歴史的制度論という枠組みの提唱者の1人でもあったシヴァン・スタインモの研究（Lewis and Steinmo 2007; Steinmo 2008; 2010）である。彼は、豊かな先進民主主義国がグローバル化という政治経済的圧力を一様に受けたにもかかわらず、グローバル・スタンダードへと収斂するどころか、むしろ、各国の違いが浮き彫りになったのはなぜかを問い、その答えを各国の「政策理念の淘汰過程」の違いに求めた。この議論自体は、政策立案者の構成や選好の変化（内生的変化）とそれを取り巻く文脈の変化（外生的変化）の積み重ねによって各国の政策に長期的な分岐が生じたという主張であり、制度進化論や多層文脈論に類する。

しかし、枠組みの正統化（正当化）のために思索した進化的思考の深さはその比ではない。すなわち、「物理学が依拠する諸条件は政治学には存在しない」（Lewis and Steinmo 2007: 38）と主張し、下位レベルの複雑な相互作用が上位レベルに予測不可能な帰結（創発）をもたらすという複雑系科学の見方に依拠した。そのうえで「遺伝子」の自然淘汰が「個体群」に変化をもたらし、「個体群」の淘汰が「種」に変化をもたらすという階層的な進化過程から国家の長期的過程を理解できると強調した。ここでは政策理念が「遺伝子」、政策立案者の集団が「個体群」、国家が「種」に相当する（Steinmo 2010: 9-21）。

とはいえ、「特定の文脈におけるアクターの相互作用は事象に長期的分岐をもたらす」という分析枠組みで説明できるならば、ひいては「遺伝子」や「個体群」といった個別の概念を用いなくても推論の妥当性を担保できるならば、術学的な着想は無用の長物と言えるだろう。これらの研究は、計量分析や数理分析との世界観の違いを強調しつつも、それに代わる比較歴史分析特有の分析手法は提示されない¹⁰²。進化にまつわる言葉を濫用しても、実際の研究に応用

¹⁰² 例えば、スタインモは歴史的制度論の世界観を以下のように喝破する。「歴史的制度論者は環境生物学者のようなものである。環境生物学者は、特定の生物や振る舞いの命運を理解するには所与の生態系や文脈における生物や振る舞いを明確に考察しなければならないと考える。ここから窺えるのは、物理学や化学などの自然科学に一般的に見出せる科学的存在論との違いである。…歴史固有の事象や長期的な政治的帰結を理解するには、時間的・空間的に固定した定常的変数の研究から導き出された手法や認識論は厳密には利用できない。…むしろ、研究対象に相応しい科学的手法を用いるべきなのである」（Steinmo 2008: 128-129）。しかし、結局、この論文では「研究対象に相応しい科学的手法」は提示さ

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

して推論の妥当性が向上しないのであれば、それは単なる言葉遊びに過ぎない。ひいては疑似科学の誇りを受けてしまいかねない。この状況は科学用語を学術的に用いたフランス現代思想が物理学者のアラン・ソーカルによって厳しく批判されたことに通底する（ソーカル・ブリクモン 2012）。比較歴史分析を正統化（正当化）するはずの科学哲学的基礎の模索も行き過ぎてしまえば、実証分析の隘路に行き着いてしまう。

その一方、このような科学哲学的基礎の隘路と軌を一にして、ゲイリー・ガーツとマホニーは比較歴史分析として実用性のある分析枠組みを提示するために新たな着想に依拠した。すなわち、論理学の必要条件と十分条件という着想である。彼らは定量的方法論と定性的方法論を「2つの文化」と見なし、「定量的研究が推測統計（統計学と確率論）に根差しているのに対して、定性的研究は（明示しないことが多いが）論理学と集合論に基づいている」（Goertz and Mahoney 2012: 2）と強調した。ここで彼らと前述の研究者たちが大きく違ったのは、世界観の違いを際立たせるだけでなく、それに伴う着想と分析手法の違いの体系化を試みたことであった。論理学と集合論に基づくということは、要するに、複数の事象の関係性や原因と結果の関係性を複数の集合の関係性として理解することを意味する。集合は特定の概念を指し、個々の集合は要素を含む。そして、その複数の集合の関係性は主に5つに分類される¹⁰³。

れない。

¹⁰³ 集合は民主主義や戦争などの個別の概念を表し、要素はその概念に該当する個々の事例（あるいはファジー集合の場合はその事例が特定の概念の性質を持つ度合い）を表す（Goertz and Mahoney 2012: chap.2）。例えば、「2010年のエジプト」という事例は中東地域や権威主義体制という集合の要素を有するが、政権崩壊という集合の要素を有さない。集合の5つの関係性は次の通りである（Mahoney, Kimball, and Koivu 2009: 117-128）。

第一に、必要条件は「XでなければYではない」という関係性が成り立つときのXを意味する。この関係性は集合論において「YがXの下位集合であるならば、XはYの必要条件である」と定義される。集合Yの要素に含まれる事例は集合Xの要素でなければならないが、集合Xの要素に含まれる事例は必ずしも集合Yの要素に含まれるわけではない。集合Xの大きさが集合Yの大きさに近づくほど、必要条件Xは重要と判断される。

第二に、十分条件は「XであればYである」という関係性が成り立つときのXを意味する。この関係性は集合論において「XがYの下位集合であるならば、XはYの十分条件である」と定義される。集合Xの要素に含まれる事例は集合Yの要素でなければならないが、集合Yの要素に含まれる事例は必ずしも集合Xに含まれるわけではない。この場合も、集合Xの大きさが集合Yの大きさに近づくほど、十分条件Xは重要と判断される。

第三に、必要十分条件は必要条件と十分条件の定義を併せ持つ関係性であり、「Xの集合とYの集合が同一であるならば、XはYの必要十分条件である」と定義される。因果関係上、原因Xは結果Yしかもたらさず、かつ、結果Yは原因Xでしか生じないことを意味する。マホニーたちが指摘するように、このような関係性を社会科学の事象に見出すことは極めて難しい。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

原因と結果の関係性を複数の集合の関係性として捉え直すと、原因から結果までの長期的過程（因果メカニズム）は複数の集合の因果的配列として再解釈することができる。マホニーたちは、その配列の関係性が論理的に矛盾せず、また、原因の集合 X が他の要因の集合 Z より結果の集合 Y に対して重要であるとき、集合 X と集合 Y の因果関係は集合 Z によって文脈化すると考えた（Mahoney, Kimball & Koivu 2009: 128-141, tab.1）¹⁰⁴。

比較歴史分析における論理学的基礎の探求はまだ端緒に付いたばかりである。しかし、論理学と集合論の観点から重大局面論を捉え直そうとする初期的な試みはすでに存在する。すなわち、許容・生成条件論である。

第四に、INUS 条件は「X でなければ Y ではないが、X と Z であれば Y である」という関係性が成り立つときの X（と Z）を意味する。INUS とは「〔原因の〕一部分として十分ではない（Insufficient）が、必要（Necessary）であり、その原因を含む条件自体は、結果に対して必要ではない（Unnecessary）が、十分である（Sufficient）」（Mackie 1965: 246）という関係性を表す略語である。この関係性は集合論において「X とその他単一ないしは複数の因果的要因が重なり合った集合が Y の下位集合であるならば、X は Y の INUS 条件である」と定義される。集合 X の要素は必ずしも集合 Y の要素ではないが、集合 X と集合 Z の重複部分は集合 Y の要素に含まれなければならない。この場合、集合 X と集合 Z の重複部分の大きさが集合 Y の大きさに近づくほど、INUS 条件 X（と Z）は重要と判断される。簡単に言えば、社会科学の説明の多くに見られるように「特定の複数の原因が組み合わせれば、特定の結果が生じうる」という関係性を表す。

第五に、SUIN 条件は INUS 条件とは逆に（原因の）一部分として十分である（Sufficient）が、必要ではなく（Unnecessary）、その原因を含む条件自体は、帰結に対して十分ではない（Insufficient）が、必要である（Necessary）ことを指す。この関係性は特定の概念（例えば、権威主義体制）とそれを構成しうる個々の概念（選挙の不正や抑圧）との関係性を意味すると考えられている。

¹⁰⁴ 文脈化した配列、すなわち、原因の集合 X と結果の集合 Y を文脈化する他の要因の集合 Z は次の 3 つの判断基準から 4 つの類型に分けることができる。判断基準は、① Z が X に時間的に先行するか、② X は Y の必要条件か、③ Z は Y の必要条件か、という 3 つの点である。紙幅の関係上、文脈化した配列を表すベン図は省略する。詳細は今井（2013d: 21-22）を参照。

第一に、「Z がなければ X は生じず（必要条件）、その X がなければ Y は生じない（必要条件）」場合と「Z があれば X が生じうる（十分条件）し、その X があれば Y が生じうる（十分条件）」場合、Z は「主要原因の原因」に該当する。

第二に、「X があれば Z が生じうる（十分条件）し、その Z がなければ Y は生じない（必要条件）」場合と「X がなければ Z は生じず（必要条件）、その Z があれば Y が生じうる（十分条件）」場合、Z は「メカニズムの一部」に該当する。「原因の原因」と「メカニズムの一部」の配列において、要因 Z は原因 X と同じく結果 Y の原因を構成する。

第三に、「Z がなければ X は生じない（必要条件）し、その X があれば Y は生じうる（十分条件）」場合と「X があれば Z が生じうる（十分条件）し、その Z がなければ Y は生じない（必要条件）」場合、Z は「背景の文脈化」に該当する。

第四に、「Z があれば X は生じうる（十分条件）し、その X がなければ Y は生じない（必要条件）」場合と「X がなければ Z は生じない（必要条件）し、その Z があれば Y が生じうる（十分条件）」場合、Z は「経路の文脈化」に該当する。「背景の文脈化」と「経路の文脈化」の配列において、要因 Z は結果 Y の原因を構成するのではなく、X と Y の関係性を成り立たせる射程条件を表すか、X と Y の関係性を繋ぐ複数の経路の 1 つを表す。

許容・生成条件論：論理学・集合論の実践

許容・生成条件論は、これまで「特定の意思決定の違いによって事象に長期的分岐をもたらす起点」という1つの概念として理解された重大局面を2つの側面の組み合わせとして捉え直す (Soifer 2012)。すなわち、意思決定としての側面と、分岐の起点としての側面である。

第一に、意思決定としての側面は、重大局面以前に見られる構造的制約を緩ませ、偶然にせよ、意図的にせよ、アクターの意思決定の重要性を高める条件として再解釈される。これは許容条件 (permissive conditions) と名付けられ、「主体性や偶然性の因果的効力、ひいては分岐の可能性を高めるように基底的文脈を変化させる複数の要因や条件」 (Soifer 2012: 1574) と定義される。第二に、分岐の起点としての側面は、意思決定の違いによって長期的分岐の発端をもたらす条件として再解釈される。これは生成条件 (productive conditions) と名付けられ、「事例を分岐させる初期的帰結を形作る (複数の要因や条件)」と定義される (ibid: 1575)。

この2つの条件のうち、時間的に先行するのは許容条件である。許容条件は重大局面の起点を確定 (時期区分を画定) するが、重大局面以後の帰結を規定しない。それに対して、生成条件は重大局面以前の構造を緩ませないが、重大局面以後の分岐を規定する。重大局面はこの2つが揃ったときに初めて因果効果を発揮すると想定される。この2つの条件の関係性は、重大局面の成立要件として、各々が必要条件であり、全体として十分条件を構成するため、INUS条件と見なすことができる。ヒレル・デイビッド・ソイファーは、この枠組みをコリアーたちの重大局面論の古典的研究 (Collier and Collier 1991) に援用し、労働運動の台頭を許容条件、寡頭支配者の対応の違いを生成条件として再解釈できると指摘する。

とりわけ、重大局面を2つの集合として捉え直すと、重大局面以外の状況も理解しやすくなる (Soifer 2012: 1580, tab.2)。潜在的な事例群を想定しやすくなり、研究設計を立てやすくなるのである。2つの集合が部分的に重なったベン図を想像してほしい。そのように表現すると、許容条件の集合と生成条件の集合が重なった共通部分 (①) はその2つの条件が揃った重大局面に該当する。その部分に当てはまる事例を分析すれば、重大局面が存在した事例にどのよう

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

な分岐が生じうるのかを論じることができる。生成条件との共通部分以外の許容条件の集合(②)は、構造的制約は緩んだもののアクターが特定の意思決定を下さなかった(あるいは意思決定を下しうる特定のアクターが存在しなかった)ために重大局面が生じなかった状況を指す。①と②を比較すれば、重大局面が存在していたかもしれない反実仮定の事例を分析に加えることができる。また、許容条件との共通部分以外の生成条件の集合(③)は、構造的制約が維持される中で何らかの意思決定が下されている状況、すなわち、重大局面に伴う断続的変化は生じないまでも漸進的変化は生じうる事例を意味する。①と③を比較すれば、制度や体制に変化が生じにくい事例(重大局面論)と細かな変化が生じやすい事例(制度進化論)の違いを説明するのに役立つ。

ここまで、歴史的制度論・比較歴史分析における時間的文脈と因果メカニズムの捉え方の変遷を整理した。その着想は、当初、断続平衡との類推によって重大局面の概念が提唱され、体系化が進んだが、その反動として行き過ぎた科学哲学的基礎の模索を経て、現在は論理学的基礎の探求が進みつつある。

(2) 中東地域を分析対象とした重大局面論の応用例

中東地域の権威主義体制の長期的分岐を説明するために重大局面論を援用した代表的研究が2つある。与党組織の構築と複数政党選挙の関係に着目したブラウンリーの研究(Brownlee 2007)と、租税制度の構築と石油資源の活用に関係に着目したベンジャミン・スミスの研究(Smith 2007)である。この2つの研究はどちらも、近接的要因に着目した定常的議論を批判・相対化し、遠隔的要因に着目した文脈依存的議論を提示した。すなわち、近接的要因(それぞれ複数政党選挙と経済危機)の効果は権威主義体制の存続の有無という帰結に対して常に「+」か「-」のどちらかに働くのではなく、遠隔的要因(それぞれ与党組織と租税制度の構築)の働きの違いによって「±」の符号が変化しうることを重大局面論によって論証したのである。

与党組織の構築と複数政党選挙

ブラウンリーは、1970年代以降の民主化の「第三の波」の時期に複数政党選

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

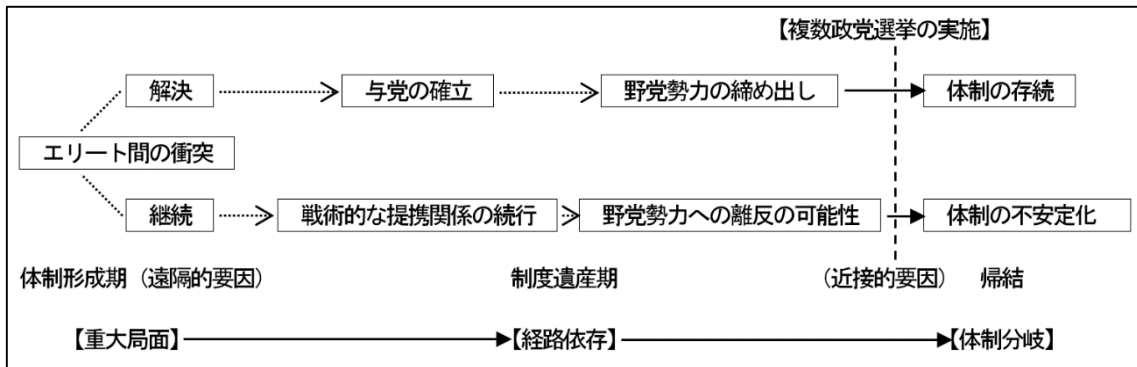
挙を実施した権威主義体制のうち、選挙後に体制が不安定になった事例と、選挙後も体制が安定していた事例があったのはなぜかを問う。当時の先行研究は、①複数政党選挙が（移行の一步として）権威主義体制を弱体化させるか、②複数政党選挙が（社会の不満の安全弁として）権威主義体制を強化させるという正反対の主張を提示していたため、どちらか一方の観点に立てば、対照的な帰結（体制の安定の有無）を説明できなかつた。このように同じ要因に着目したにもかかわらず正反対の結論が導き出されてしまう理論的状况に対処するため、彼が着目したのは、支配エリート間の利害調整の場として体制を支える制度、すなわち、与党組織の有無であった。

まず議論の前段階として、彼は複数政党選挙と与党の因果効果を推定するために権威主義体制の崩壊を従属変数としたロジスティック回帰分析を行ない、選挙の実施が体制崩壊に有意な因果効果を与えていないことと、与党の存在が体制崩壊に対して負の関係にあることを確認した。そして、その分析結果を踏まえ、比較歴史分析の観点から与党組織と複数政党選挙と体制帰結について新しい関係性を提唱した。すなわち、権威主義体制に与党が存在したか否かではなく、権威主義体制に与党がいつから存在したのかに着目し、複数政党選挙を実施した時期からずっと遡った体制形成期に支配エリートが与党組織を構築していたか否かによって長期的過程に分岐が生じ、後々の複数政党選挙の結果を大きく左右することになったと考えたのである。

この関係性を説明するため、ブラウンリーは権威主義体制の長期的過程を体制形成期、制度遺産期、「第三の波」期という3つの時期に区分し、以下の2つの対照的な状況を想定した。第一に、体制形成期にエリートの利害対立を解決し、意思決定の調整枠組みとして与党組織を構築した場合、制度遺産期にその基盤が確立し、その後に複数政党選挙を実施しても、エリートの一体性は保たれ、その結果、体制は安定しうる。第二に、エリートの利害対立が解決されず、与党組織が確立しなかった場合、体制内部で不利な立場に置かれた勢力は体制の外に協力者を求めるようになり、エリートの一体性がままならない状況で複数政党選挙を実施すると、体制の内部崩壊によって不安定さが増し、民主化の機会が生じやすくなる。遠隔的要因の働き（エリート間対立の解決の有無）によって生じた分岐は文脈の違いとして長期的に潜在し、近接的要因の働き（複

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

図 3.4 「選挙権威主義体制」の長期的分岐



(注) Brownlee (2007: 36)に基づいて筆者作成。

数政党選挙の実施)によって顕在化する(図 3.4 を参照)¹⁰⁵。この仮説を検証するために用いられたのが、中東と東南アジアのそれぞれ 2 つの対照的事例、すなわち、長期間に渡って体制を維持した第一共和政下のエジプトと統一マレー国民組織政権下のマレーシア、絶えず不安定な状況が続くイスラーム共和国樹立以降のイラン、最終的に体制が崩壊したマルコス政権下のフィリピンという 4 つの事例であった。

エジプトの場合、本章の本論でも取り上げたように、1952 年の政変後の体制

¹⁰⁵ この長期的分岐は論理的に再解釈できる。第一に、許容・生成条件論に即して重大局面を INUS 条件として捉え直すことができる。体制形成期の前提となる旧体制の崩壊は従来の構造を変化させる許容条件であり、エリートの利害対立の存在は、対立の解決・継続という分岐の発端になるため生成条件と見なすことができる。重大局面はこの 2 つの集合が重なり合ったときにのみ生じうる。それに対して、この 2 つの条件を満たしていない場合は体制崩壊もエリートの利害対立もない現状維持の事例、許容条件しか満たしていない場合は体制崩壊したもののエリートに利害対立が見られない事例、生成条件しか満たしていない場合は体制崩壊せずにエリートに利害対立が見られる事例に該当する。とりわけ、この最後の状況はエリートの利害対立が(断続的ではなく)漸進的に体制に変化をもたらさうする状況として解釈できる。制度進化論で取り上げたスレイターの議論 (Slater 2010a) はこの状況に合致する。

第二に、重大局面以降の長期的過程を必要条件・十分条件の因果的配列として捉え直すことができる。エリートの利害対立(遠隔的要因)を原因 X、与党組織の有無を要因 A、野党勢力との関係を要因 B、複数政党選挙の導入(近接的要因)を要因 C、体制帰結を結果 Y と見なすと、体制の安定・不安定について同じ形状の因果的配列を想定できる。安定の事例に関して言えば、X(利害対立の解決)がなければ A(与党の確立)はなく、その A がなければ B(野党勢力の締め出し)はなく、A や B があれば、C(複数政党選挙の実施)はありうるし、C があっても Y(体制の安定)はありうるという配列になる。とりわけ、X と C と Y の並びは「遠隔的要因 X がなければ、帰結 Y は生じえない(必要条件)が、その後生じる近接的要因 C があれば、帰結 Y は生じうる(十分条件)」という関係を表す。マホニーたちの議論 (Mahoney, Kimball, and Koivu 2009) に倣えば、これは近接的要因が遠隔的要因の「経路の文脈化」として役立っていることを意味する。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

形成期に軍部主導の政権を求めるナセル派と議院内閣制への復帰を求めるナギーブ派の間で対立が生じた。ナセル派はナギーブ派を追放することで政権を独占する一方、エリート間の対立を調整するための動員組織として解放戦線・国民連合を構築した。マレーシアの場合、第二次世界大戦以後の体制形成期に統一マレー国民組織の創設者で他民族との協調を求めてマレー独立党を結成したオンと、マレー人の優位を唱えて統一マレー国民組織を主導したアブドゥル・ラーマンの間で対立が生じた。この対立は 1950 年代中頃の地方選挙と総選挙で決着し、その結果、後者が権力を確立することとなった。この 2ヶ国はその後の制度遺産期に与党の官僚機構を強化するとともに地方組織や利益分配を通じて全国的な結びつきを確立することで体制の権力基盤を着々と強化した。そのため、エリート間に対立が生じても、それは派閥間の争いという党内問題として処理され、党の分裂までは発展しなかった。こうした状況は限定的な複数政党選挙を実施した「第三の波」期にさらに進み、与党の一部の派閥や幹部が散発的に離党しても、彼らは影響力に乏しい野党勢力との協力を余儀なくされるだけであった。

これに対して、イランの場合、1979年のイスラーム革命後の体制形成期にイスラーム共和党が創設されたが、国民主権や聖職者の政治参加などの対立は解消されないままであった。結果、イスラーム共和党は短期間のうちに解党し、その後の制度遺産期に3つの勢力（ハメネイに代表される伝統右派、ラフサンジャニに代表される近代右派、イスラーム左派）が要職や議席をめぐって公然と争うようになり、選挙のたびにその場しのぎの合従連衡が続くことになった。とりわけ、1990年代後半の「第三の波」期には改革派が伸長するものの、守旧派との直接対決を避けた結果、民主化の機会を逸することとなった。イランと同じく、フィリピンの場合、1935年に自治領になった直後の体制形成期に利益誘導をめぐるエリート間の競争を経て、国民党と自由党の二党制が生じた。制度遺産期にはマルコスが国民党を支持基盤にして大統領に当選したが、党を通じた利益誘導より親族や取り巻きを重用した個人支配を進め、戒厳令を敷くことで大統領権限の強化と野党勢力の弱体化を図った。その結果、「第三の波」期には複数政党選挙をきっかけに野党勢力が投票結果の是非について抗議行動を強め、一部の支配エリートの離反を促し、体制崩壊につながった。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

このように、ブラウンリーは、選挙と体制帰結をめぐって先行研究が正反対の結論に達している理論的状况において与党組織と選挙と体制帰結の長期的関係に着目し、体制形成期における与党組織の有無が権威主義体制の長期的分岐をもたらしたと説明した。こうした議論の立て方は産油国に関するスミスの議論とも共通していた。

租税制度の構築と石油資源の活用

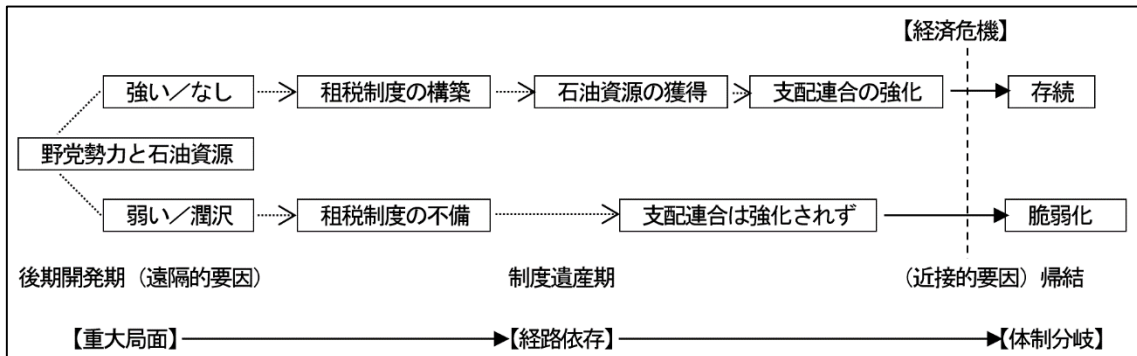
スミスは、1970年代末の石油の好況と不況によって生じた経済危機と政治危機を経て、産油国の中で体制崩壊に至った事例と、危機を乗り切って長年に渡って権威主義体制を維持した事例があるのはなぜかを問う。当時の先行研究は、①石油資源が権威主義体制を存続させる（レンティア国家論）か、②石油資源が権威主義体制を脆弱化させる（資源呪縛論）という正反対の主張を提示していたため、どちらか一方の観点に立てば、対照的な帰結（体制存続の有無）を説明できなかった。このように同じ要因に着目したにもかかわらず正反対の結論が導き出されてしまう理論的状况に対処するため、彼が着目したのは、石油資源に基づかない財源を確保する手段、すなわち、租税制度の有無であった。

まず議論の前段階として、彼は先行研究の妥当性を検証するために石油資源が体制崩壊、社会的騒乱、内戦に対して負の関係にあることを統計分析によって確認し、産油国において権威主義体制の存続が決して例外的な状況ではないことを強調した。そして、その分析結果を踏まえ、比較歴史分析の観点から石油資源と経済危機と体制帰結について新しい関係性を提唱した。すなわち、産油国か否かではなく、いつ産油国になったのかに着目し、経済危機が生じた時期からずっと遡った後期開発期に支配エリートが石油に依存しない政治制度・租税制度・地方制度を構築したか否かによって長期的過程に分岐が生じ、後々の経済危機への対応を大きく左右することになったと考えたのである。

この関係性を説明するため、スミスは産油国の長期的過程を後期開発期¹⁰⁶、制度遺産期、経済危機期という3つの時期に区分し、以下の2つの対照的な状

¹⁰⁶ 後期開発期とは「国家が様々な（財政的・社会的・政治的・基幹整備的）手段を用いて民間部門の資本や労働力の向上を目指す政策や、国有企業の設立や重要部門の独占などの介入主義的な政策」（Smith 2007: 3）に着手した時期を指す。

図 3.5 産油国の長期的分岐



(注) Smith (2007: 8-9)に基づいて筆者作成。

況を想定した。第一に、支配エリートが組織力に優れた野党勢力との対立に加え、石油資源を財源として利用できない状況で何とか税収を確保して開発政策を進めた場合、その後に石油資源を税収に活用できるようになれば、体制は既に確立した国内の様々な制度に石油関連収益を充て、確固とした権力基盤を構築できる。その結果、経済危機に直面しても体制は存続しうる。第二に、支配エリートが組織力に優れた野党勢力と対決することなく、潤沢な石油資源を財源に開発政策に着手した場合、石油関連収益に依存しない租税制度などが構築されることなく、経済危機を迎えることになる。それは政治危機を招き、体制は不安定化する。ブラウンリーの議論と同じく、遠隔的要因の働き（野党勢力の強弱と石油資源の有無）によって生じた分岐は文脈の違いとして長期的に潜在し、近接的要因の働き（経済危機の発生）によって顕在化する（図 3.5 を参照）¹⁰⁷。この仮説を構築するために用いられたのが、中東と東南アジアの 2 つ

¹⁰⁷ この長期的分岐は論理的に再解釈できる。第一に、許容・生成条件論に即して重大局面を INUS 条件として捉え直すことができる。後期開発政策の着手はそれ以前の時期とは別の新たな文脈を形作るため許容条件に該当し、強い野党勢力の存在は第一の生成条件、石油資源の欠如は第二の生成条件に該当する。重大局面はこの 3 つの集合が重なり合ったときにのみ生じる。このように捉えると、体制存続の経路のみが重大局面の事例に該当し、体制の脆弱化の経路は、構造的制約は緩んだものの分岐をもたらす条件が揃わなかった事例に該当することが分かる。そのため、厳密に言えば、スミスは、重大局面を経由した長期的分岐ではなく、重大局面を経た事例と重大局面を経なかった事例の違いを比較したと言えるかもしれない。重大局面を経由した事例同士を比較するには「強い野党勢力への対応の違いがその後に体制に分岐をもたらした」などの論法が求められるだろう。

第二に、重大局面以降の長期的過程を必要条件・十分条件の因果的配列として捉え直すことができる。野党勢力の強弱と石油資源の有無（遠隔的要因）を原因 X、租税制度の構築を要因 A、経済危機（近接的要因）を要因 B、体制帰結を結果 Y と見なすと、体制の脆

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

の対照的事例、すなわち、長期間に渡って体制を維持したスハルト政権下のインドネシアと、イスラーム革命によって体制崩壊を招いたムハンマド・レザー・パフレヴィー時代のイランであった。

インドネシアの場合、支配エリートは新秩序体制の発足とともに前政権の有力な支持勢力に対抗するための制度的基盤としてゴルカルの再構築を進めた。後期開発期にはその政治的混乱を理由に対外援助だけでなく石油資源の買い手も付かなかった。そのため、開発政策の財源として石油関連収益に頼ることはできず、税制を通じて何とか国内の税収を確保しなければならなかった。しかし、動員組織と税制の確立という制度構築の苦労は体制と地方のネットワークの発展に役立ち、全国からの税収と各地の様々な情報の確保を可能にした。その後、石油の好況によって関連収益が急増すると、体制はその財源を後期開発期に確立した利益誘導ネットワークと地方の開発に充てることで支持基盤と地方の結びつきをさらに強化した。この結びつきは経済危機期に大きな効果を発揮した。当時、経済危機を発端にして学生団体などが経済政策への不満、民主化要求、飢饉を理由に大規模な抗議行動を始めたが、体制は既存の社会的ネットワークを活用することで弾圧だけでなく譲歩によって野党勢力を体制に取り込むことができたのである。

これに対して、イランの場合、石油資源や対外援助を潤沢な財源として1963年に大規模な工業化に着手した。すなわち、白色革命である。この時期、全国規模で税制を確立しなければ得られないような税収ではなく、あくまで安易に獲得できる石油資源に依存し続けた。体制は復興党という組織を制度的基盤として活用したが、有力な野党勢力が存在していなかったためインドネシアのゴルカルのような大衆組織を構築する必要はなく、少数のエリートの集団に過ぎなかった。このような状況では石油の好況が生じて、体制は関連収益を地方の開発や基幹整備ではなく資本集約部門への投資に注ぎ込むばかりであった。

弱化の事例について次のような因果的配列を想定できる。X（弱い野党勢力と潤沢な石油資源）がなければA（投機的な経済政策）はなく、そのAがあればB（石油に関する経済危機）はありうるが、BがなければY（体制の脆弱化）はないという配列になる。とりわけ、XとBとYの並びは「遠隔的要因Xがなければ、帰結Yは生じえない（必要条件）が、その効果は近接的要因Bを経由しなければ生じえない（必要条件）」という関係を表す。マホニーたちの議論（Mahoney, Kimball, and Koivu 2009）に倣えば、これは近接的要因が遠隔的要因の「メカニズムの一部」であることを意味する。

第3章 権威主義体制下の単一政党優位の確立過程

その後、経済危機が生じると、歳入の大部分を占めていた石油関連収益の急激な落ち込みはそのまま財政を直撃した。体制は租税制度を通じて国内から税収を確保するのではなく、対外債務やバザール商人層からの取り立てによって財源の不足分を補おうとした。しかし、学生・知識人・イスラーム主義者は、そのような強圧的措置に反発し、抗議行動を進めた。体制は社会との間に密接なネットワークを構築していなかったことで野党勢力から譲歩を引き出すことができず、治安機関による弾圧に終始した。この弾圧はさらなる抗議行動を助長し、最終的に体制崩壊を招いた。

最後に、スミスはこの2つの事例に基づく仮説の妥当性を検証するため21ヶ国の産油国を母集団にして改めて統計分析を行ない、野党勢力の強さと石油関連収益の乏しさの交互作用項が体制存続に正の効果を与えることを確認した。これを踏まえて、イランの類似事例としてエクアドルとコンゴを、インドネシアの類似事例としてチュニジアとエジプトの推移を手短に紹介し、与党組織が制度的保障として役立っていることを強調した。つまり、最終的に前述のブラウンリーと同様の結論に達したのである。

(3) おわりに

本補論では、歴史的制度論・比較歴史分析の着想の変遷として「文脈」という概念の用法の変化とその応用例を整理した。科学哲学的基礎の模索は一段落し、分析としての実用性や実証性を高めるため、新たに論理学的基礎が探求されつつある。論理学の知見は、比較歴史分析の着想と手法に基づく研究設計の一助になるばかりか、従来の研究の再解釈や論点整理にも役立つ。近年、重大局面 (Soifer 2012)、因果的配列 (Mahoney, Kimball, and Koivu 2009)、過程追跡 (Bennett 2010; Collier 2011; Mahoney 2012)、ひいては定性的方法論全般 (Goertz and Mahoney 2012) に関して新たな知見が提示されるようになったことを踏まえると、比較歴史分析や定性的方法論を標榜する研究者は、科学哲学的基礎だけでなく、論理学的基礎の探求についても真剣に受け止めることが重要であろう。

第4章

権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

——競合性の制度化の効果——¹

1. 問いの設定：

政党間の競合性の制度化を体系的に捉え直す

権威主義体制は、支配エリートがどのような組織構造に依拠していようとも、また、複数政党制を採用していようとも、強大な与党勢力が議会に君臨していれば存続しやすいと論じられることが多い。これは第2章第2節で論じたように政治体制研究において2000年代以来発展し続けている比較権威主義体制論の最も明確な知見の1つである。与党、議会、選挙など、本来なら民主主義体制下の政党政治と関わるはずの政治制度が権威主義体制の存続に役立つというのが従来の研究の重要な知見である（e.g. Magaloni and Kricheli 2010; Gandhi 2008; Gandhi and Lust-Okar 2009）。また、第3章でエジプト第一共和政の国民民主党（*al-Hizb al-Waṭanī ad-Dīmuqrāṭī* / National Democratic Party, NDP）を事例に論じたように、権威主義体制下の支配連合は、支配エリート間の利害対立を解決して与党勢力を結成し、その組織的基盤を活かして民衆はうまく動員できたら、複数政党制を導入して選挙を実施しても、政権やその大枠としての体制を安定的に維持できる。

しかし、その一方、与党勢力が議会に君臨していても、その与党勢力の内部構成の違い、支配エリートの組織構造の違い、政権の存続期間の違いによって体制変動（特に民主化）の可能性が変化することは厳密には検証されていない。具体的に問えば、そもそも与党勢力全体の議席占有率の高さは体制変動（特

¹ 本章の内容は、今井（2014b）を加筆修正したものである。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

に民主化)に対してどのような因果効果を持つのか。その議席占有率の効果は、単独与党が君臨している場合と連立与党が対等に権力を共有している場合でどのように異なるのか。また、その効果は、文民、軍人、君主という執政代表者の違い(すなわち、支配エリートの組織的基盤の違い)によってどのように異なるのか。さらに、与党勢力が長期的に政権を維持している場合と、与党結成から間もない時期の場合でどのように異なるのか。このような権威主義体制下の政党政治にまつわる問いは体系的には説明されず、依然として積み残されたままである²。

これらの問いは実際の事例に即して考えることもできる。例えば、2011年の「アラブの春」以後の中東諸国の事例である。チュニジアでは2011年10月の議会選挙を経て主要三党による連立政権が形成され、イエメンでは民衆暴動の激化に伴うサーレハ大統領退陣を経て、2011年12月に与野党間の挙国一致政権が形成された。エジプトでは2012年6月に自由公正党(*Hizb al-Hurrīya Wal-‘Adāla* / Freedom and Justice Party, FJP)が政権を獲得したが、少なくとも内閣の構成という点では少数与党を余儀なくされ、与野党間の激しい角逐が軍の介入を招き、政権崩壊に至った³。この事例間の違いは権威主義体制下の政党政治と体制変動との関係性について次のような問いを想起させる。

「アラブの春」前後のイエメンのように、国民全体会議(*al-Mu’tamar ash-Sha’bi-l-‘Amm* / General People's Congress, GPC)の単独与党の政権と、国民全体会議と合同集会連合(*Aḥzāb al-Liqā’ al-Mushtarak* / Joint Meeting Parties, JMPs)による連立与党の政権ではどちらの体制がどの程度民主化しやすいのか。そして、連立与党の中でも、あくまで長年の与党が圧倒的優位を占めている状況(イエメン)と、同じような規模の政党が体制移行間もない時期に連立政権を構成している状況(チュニジア)では、どちらの体制がどの程度民主化しやすいのか。また、エジプトのように、単独少数与党が体制移行を果たしたばかりの状況ではどの程度体制変動しやすいのか。「強大な与党勢力が議会に君臨してい

² この点、ミラン・スヴォリックは、体制翼賛政党(*regime-sanctioned party*)の存続期間が議席占有率の違いによってどれだけ異なるのかを生存分析によって実証した(*Svolik 2012: chap.6*)。しかし、それは概して単独与党を前提した議論であり、多種多様な連立与党の事例までは考慮されなかった。

³ 本稿の政治体制の操作化を踏まえると、この3ヶ国の事例はいずれも権威主義体制下の事例に位置付けることができる。

れば権威主義体制は存続しやすい」という従来知見だけではこれらの問いに答えることはできない。

本章では、こうした問題意識に基づき、1961年から2008年までの117ヶ国の権威主義体制のデータを用い、政党間の競合性の制度化が権威主義体制の体制変動、特に民主化に与える因果効果を検証する。競合性の制度化(institutionalized competitiveness)とは、議会政治・選挙政治という公式制度上の政党間の角逐の程度を意味し、その最も堅固な形として想定されるのが単一政党優位である。前章で論じたように、単一政党優位は複数政党制導入後の優位の好循環によって長期化していく。

本章の統計分析では、このような競合性の制度化が民主化の起こりにくさに影響することを明らかにする。特に、先行研究で重視されている4つの分析対象に着目し、①与党勢力全体の議席占有率が高く、②与党勢力の中で1つの政党が優位を占め、③文民が執政代表者を務め、④政権を長く維持しているほど、民主化が起こりにくいこと、すなわち、単一政党優位の状態に近いほど、権威主義体制は民主化しにくいことを明らかにする。

本章の構成は以下の通りである。まず、第2節では権威主義体制の制度分析の先行研究を再検討し、競合性の制度化が体制変動(特に民主化)に与える効果に関する仮説を提示する。次に、第3節ではその仮説を検証し、第4節では与党勢力の野党性に関する今後の論点を取り上げて議論を締め括る。また、章末の補論では、本論の分析射程を政治体制全般と民主主義体制の事例群に広げ、競合性の制度化が権威主義体制下とは異なる効果を示すことを明らかにする。

2. 仮説の導出：

権威主義体制下の政党政治に関する理論的蓄積

政党間の競合性の制度化は権威主義体制の制度分析の重要な論点である。本節では、その豊富な先行研究を再検討し、特に理論的に重要と考えられてきた4つの分析対象に着目して競合性の制度化に関する仮説を提示する。すなわち、①議会における与党勢力全体の存在感、②与党勢力内部の構成、③与党勢力を

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

擁する支配エリートの組織的基盤、与党勢力の政権存続期間の長さ、の4つである。

(1) 与野党間関係：議会における与党勢力全体の存在感とそれに伴う野党勢力の対応の違い

まず、分析対象として最も幅広く取り上げられたのは、議会と選挙における与野党間の関係性である。議会は、与野党間の利害調整装置として機能し、政策的譲歩によって野党勢力を体制側に取り込むのに役立つと考えられている（特に Gandhi 2008）。その議論によれば、与党勢力は、野党勢力に暴力的措置を講じてむやみに国内外の反発を招くより、体制側に取り込んでその反体制的行動を事前に抑止することを好む。さらに、野党を懐柔する手段として、金銭や役得を直接的に供与するより、少なくとも一部の野党の政治的・経済的影響力の増大を許容するような政策を認めて間接的に便宜を図ることを好むという。それゆえ、議会という常設の審議の場は、このような便宜供与の手段として好都合と考えられるのである⁴。

しかし、議会がそのような手段として役立つとしても、与党勢力が議会にどの程度存在するかによって野党勢力の対応は大きく異なる。その対応の違いは、政治体制研究において複数政党選挙と体制変動の関係を論じた2つの対照的な論調に見出すことができる。すなわち、利益誘導論と政治的自由化論である（対応の違いに関するより詳細な説明は第6章第3節を参照）。

第一に、利益誘導論は、与党勢力の議席占有率が高い状況に着目し、複数政党選挙が体制存続に寄与するという立場に立つ（Gandhi and Lust-Okar 2009）。野党勢力は議会で圧倒的な優位に立つ政権側と真っ向から対決して選挙後に冷遇を受けるより、限られた議席とそれに伴う特権を死守したほうが良いと考え、現状維持を支持しやすい。つまり、与党勢力からの政策的譲歩に満足しやすいのである。それゆえ、特に議会選挙は、立法権限をめぐる競争ではなく、議員

⁴ 第5章では、常設の審議の場としての議会を名目的合意形成(nominal consensus-building)の場の1つとして相対化する。とりわけ、常設ではなく特設の協議の場が与野党間の利害調整以外の様々な目的に役立ち、様々な政治的効果を発揮しうることを、主にエジプトとイエメンの事例から論じる。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

特権をめぐる利益誘導の競争の場と化してしまう (Lust-Okar 2009; Blaydes 2011)。例えば、ベアトリス・マガローニは、メキシコの制度的革命党を事例に用い、定期的に実施される選挙において与党が圧倒的な得票率の高さを示すことで「難攻不落」の印象を与え、野党勢力や民衆（ひいては与党内の対立派閥）に現状維持を促すことができたと説明する (Magaloni 2006)。

第二に、政治的自由化論は、与党勢力の議席占有率が低い状況に着目し、複数政党選挙が体制変動に寄与するという立場に立つ。常に一定以上の議席を擁した野党勢力は、選挙後に大幅な議席獲得や政権交替によって現状より多くの政治的・経済的便益が得られると期待できるなら、政権側との直接対決も厭わなくなる。ひいては、政策的譲歩だけでは済まなくなり、選挙を経て民主化が生じやすくなると論じられる。例えば、ジェイソン・ブラウンリーは、どのような形であれ体制変動が生じれば、先行体制の与党勢力の議席占有率が低いほど、後継体制は民主主義体制になりやすいことを統計分析によって実証した (Brownlee 2009) ⁵。

利益誘導論と政治的自由化論、この2つの立場を総合すると、次のように言える。与党勢力全体の議席占有率が高ければ、権力基盤を盤石に維持しながら野党勢力にも一定の譲歩が可能のため、民主化を含む体制変動自体が生じにくい。対して、議席占有率が低ければ、野党勢力との対決が激しくなり、選挙後に民主化が生じやすくなるばかりか、政治不安の高まりに伴って民主化以外の体制変動も生じやすくなるかもしれない。与野党間関係に関するここまでの議論から以下の仮説を導き出すことができる。

仮説1：与党勢力全体の議席占有率が高いほど、民主化しにくい。

⁵ これに対して、Slater and Wong (2013)は、主に東南アジアの事例に基づき、政治的優位と資源の強みを備えている与党勢力は今後予期される退潮の機先を制し、自ら「民主化」を試みると論じる。この議論は一見すると本文で提示した2つの論調（利益誘導論・政治的自由化論）と正反対の因果メカニズムを提示しているように見える。しかし、彼らが「民主化」の判断基準を「政権交替」ではなく「自由で公平な選挙の実施」に求めていること (ibid.: 717) を踏まえると、本稿の見解とは必ずしも矛盾しない。つまり、彼らは本稿の分類枠組み (Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010) において権威主義体制下の Type II の事例（政権交替のみを経験していない事例）を「民主化」の事例と位置付け、政治的優位と経済的優位を備えた「民主化」事例はその後にも長期的に政権交替を経験しなくて済むと論じているのである。政治体制の分類枠組みや判断基準は異なるが、彼らの議論は基本的に本稿第3章の議論と同じ論調と言えるだろう。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

(2) 与党勢力内関係：単独与党内の派閥争いと連立与党内の角逐の違い

次に、権威主義体制の制度分析で同じく中心的に取り上げられたのは、与党とその党内派閥間の関係性である。与党の政治局は、軍政における軍最高評議会や君主政における王室評議会と同じく、対立派閥間の利害調整装置として機能し、体制存続に役立つと考えられている（特に Gandhi 2008）。とりわけ、先行研究によって示された与党内の利害調整の働きには2つの側面がある。

第一に、党内の利害調整には非主流派の離党を防ぐ働きがある（Geddes 1999; Brownlee 2007; Magaloni and Kricheli 2010）。政権与党の役職とその役得は離党してしまうと得られない。そのため、党内の非主流派は、役職の分配などで短期的に冷遇されたとしても、役職獲得や昇進の機会が輪番などで長期的に保証されていれば、離党を思い留まる見込みが高い。非主流派に対する政治的・経済的便益の長期保証は与党の内部分裂の抑止に役立つ。

第二に、党内の利害調整には主流派の独断専行を防ぐ働きがある（Svolik 2012）。派閥間の意思疎通の欠如は相互不信を助長し、不要の争いを招いてしまう。特に、執政代表者を擁する主流派は、このような状況を利用し、他の派閥を差し置いて自らの派閥（や執政代表者個人）に権力を集中させかねない。しかし、党内の意思決定機関が確立し、派閥間の意思疎通が透明化していれば、このような状況に至る前に他の派閥が協力し、主流派の独断専行に制裁を加えることもできる。主流派に対する制裁の可能性は特定派閥への権力集中の抑止に役立つ。このように、与党内の利害調整は、内部分裂と権力集中の両方の抑止によって組織の一体性を保ち、体制存続に役立つと考えられているのである。

とはいえ、ここまでの先行研究の議論は、暗黙的に単独与党内の派閥争いに絞って論じられることが多かった。もちろん、権威主義体制に見られる与党勢力は単独与党だけではない。例えば、純粋な単独与党ではなく、1つの政党を中心に複数の政党が強大な与党連合（統一戦線）を形成している場合もありうる⁶。この場合、統一戦線の優位性を保証する堅固な制度的制約が定められてい

⁶ 与党連合（統一戦線）の事例は制度的制約の違いによって様々である。例えば、1990年代以前の東欧諸国の事例のように実質的には制度的単一党制に過ぎない場合もあれば、マダガスカル革命防衛国民戦線やシリアの国民進歩戦線のように、体制翼賛組織の中での競合を認める場合もある。そのような中でも、マレーシアの国民戦線やアルジェリアの大統

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

るならば、与党連合という政党間の枠組みは単独与党の政治局と同じような働きをすると想定される。

しかし、その一方、文民共和政における無所属大統領の支持政党⁷、軍政における親軍政党⁸、君主政における王党派政党⁹のように、ばらばらな政党の寄り合い所帯が与党勢力を構成している場合もありうる。非主流派への便益の長期保証や主流派への制裁の可能性は、このようなばらばらな与党勢力の間でも同じように働くと想定できるだろうか。

与党勢力の中で1つの政党が優位を占め、そこに「衛星政党」として複数の小政党が付き従っているのであれば、単独与党や与党連合の場合と同じような状況を想定できるだろう。連立与党内の小政党は、単独与党内の非主流派と同じく、与党を離れてしまえば、政権の役職を獲得する機会を失ってしまうからである。特に、与党勢力全体の議席占有率が高く、議会に確固とした権力基盤を確立しているほど、小政党が与党勢力を離反する見込みは低くなると考えられる。しかし、複数のほぼ同じような規模の政党が連立政権を組んでいる場合はどうだろうか。この場合、前項の利益誘導論と政治的自由化論で示された野党勢力の対応の違いと同じような状況を見て取ることができる。

まず、与党勢力全体の議席占有率が高くても、複数のほぼ同じような規模の政党が与党勢力を占めていれば、執政代表者を決める選挙は、野党勢力との対決よりも与党勢力の分裂の機会になりかねない。非主流派の連立与党は、選挙の結果次第で現状より多くの政治的・経済的便益が得られると期待できるなら、与党勢力内で冷遇され続けるより、選挙をきっかけに与党勢力を離反し、選挙後の取り分を自分たちだけで得ようとするかもしれない（cf. Langston 2006）。連立与党内に単独与党内の政治局に類する利害調整装置（や、与党連合の存続を保証する制度的枠組み）とそれに伴う役職の長期保証が存在しない限り、分裂を避けることは難しい。こうした与党勢力の内部分裂の結果、選挙で政権交

領連合は、堅固な与党連合でもなく、ばらばらな寄り合い所帯でもなく、明確に権威主義体制下の連立政権の一例と言える。

⁷ ハイチのアリステイド大統領支持派、アフガニスタンのカルザイ大統領支持派、ベラルーシのルカシェンコ大統領支持派は、無所属大統領の与党勢力の一例である。

⁸ パキスタンのムスリム連盟系無所属議員、グアテマラの軍政支持派無所属議員は、親軍政党の与党勢力の一例である。

⁹ クウェート・ヨルダン・モロッコの王党派無所属議員・諸政党は、王党派政党の与党勢力の一例である。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

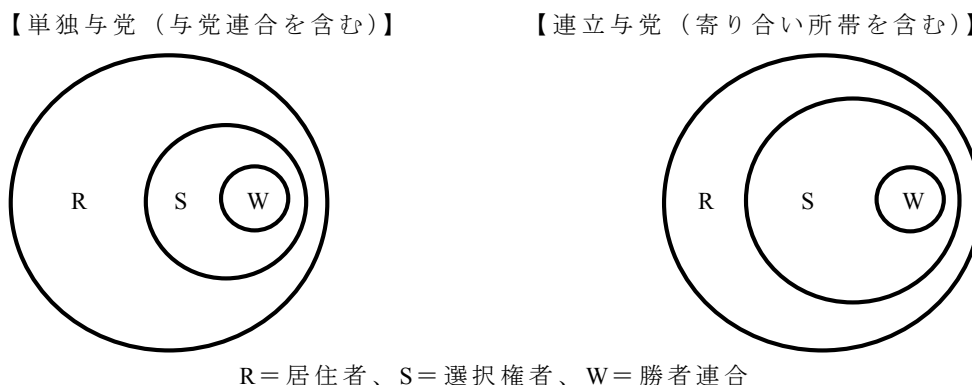
替が達成されれば、民主化が生じたことになる。例えば、第3章でも取り上げたように、ブラウンリーは、体制形成期に与党勢力が確固とした支配連合ではなくその場しのぎの提携関係しか築けなかった場合、複数政党選挙の実施が与党勢力の内部分裂を助長し、民主化のきっかけになりうることを、エジプト・マレーシア・イラン・フィリピンの事例間比較から論証した (Brownlee 2007)。

これに対して、与党勢力全体の議席占有率が低ければ、複数のほぼ同じような規模の政党が与党勢力を占めていても、できる限り現状維持に努めると考えられる。選挙では野党勢力との直接対決を迫られるため、大敗すれば、与党勢力内の政治的・経済的便益の確保自体が危うくなってしまふからである。

このような政治的・経済的便益の確保をめぐる与党勢力内の凝集・分裂の論理は、支配連合内の政治的生存の論理 (Bueno de Mesquita et al. 2003: chap.1-3) に関する一般的説明とも通底する。政治的生存の論理は、体制の違いや支配エリートの組織的基盤の違いの別なく、資源配分をめぐる組織内の派閥間の協力や対立を、選択権者 (selectorate)、勝者連合 (winning-coalition)、指導者、挑戦者の関係性から捉えたモデルである。このモデルでは、政体の居住者の一部が選択権者を構成し、さらにその選択権者の一部が勝者連合を構成すると想定される。

選択権者は「政府の指導者を選び出すのに制度上必要とされる性質や特徴、政府の指導者からの私的な便益へのアクセスを得るのに必要とされる性質や特徴を備えた人々の集合」(ibid.: 42) を指す。具体的に言えば、これは民主主義体制下の有権者、文民共和政における与党の党員、軍政における軍将校、君主政における王族などが選択権者に該当する。そして、勝者連合は「他の選択権者や、選択権を与えられていない居住者に対する政治的権力を指導者に授けることができるくらい十分な規模を持つ選択権者の部分集合」(ibid.: 51) を指す。具体的に言えば、民主主義体制下の政権与党、文民共和政における与党政治局、軍政における軍最高評議会、君主政における王族評議会などが勝者連合に該当する。どのような政体にせよ、勝者連合を擁する指導者は、財源を調達し、政府の歳入を公共財や私有財の分配に充てることで支持者の忠誠を獲得し、権力を維持すると考えられる (が、政体の違いによって、必要とされる支持の範囲は異なる)。

図 4.1 政治的生存の論理：与党勢力内関係の違い



（注） Bueno de Mesquita et al. (2003: chap.1-3)に基づき、筆者作成。

しかし、指導者が選択権者や居住者に公共財を、そして、勝者連合に私有財を十分に分配できなければ、指導者に不満を抱く選択権者が挑戦者を擁立し、挑戦者は現在の財より多くの財の配分を約束することによって指導者の失脚を試みる。この場合の指導者の失脚は、与野党間の政権交替、与党の指導者の交替、クーデターなどの様々な状況に該当する。挑戦者は財の配分の約束を保証する手段がないため、指導者を簡単には失脚に追い込むことはできないが、他の選択権者からの親近感の高さなどによってその不利な状況が軽減されることもある。とりわけ、勝者連合の集合が小さいほど、あるいは、選択権者の集合が大きいほど、挑戦者は新しい勝者連合への支持を集めやすい（し、その逆に勝者連合の集合が大きいほど、あるいは選択権者の集合が小さいほど、挑戦者は新しい勝者連合への支持を集めにくい）。また、選択権者に占める勝者連合の集合が小さいほど、勝者連合から排除される可能性（つまり、私有財を獲得できなくなる可能性）が高まるため、現在の指導者の支持者が挑戦者へと離反する見込みは低くなる。

このモデルの想定を権威主義体制下の単独与党と連立与党に援用すると、次のように言えるだろう（図 4.1）。単独与党（と与党連合）の場合、選択権者は党員に限定されるため、集合の範囲は比較的狭い。議席占有率が高く、公共財・私有財を分配できている限り、挑戦者も出現しにくい。これに対して、連立与

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

党（と寄り合い所帯の与党勢力）の場合、選択権者には特定の黨員だけでなく様々な勢力の支持者も含まれるため、集合の範囲は比較的広い。そのため、勝者連合への私有財の分配は単独与党と同等程度であったとしても、支持者への分配に必要とされる公共財が多くなるため、不満が噴出しやすく、挑戦者が現れやすい。また、選択権者に占める勝者連合は小さいが、現在の指導者の支持者を引き抜かなくても他の支持者を糾合できるため、容易に分裂しやすい。

与党勢力内関係に関するここまでの議論から以下の仮説を導き出すことができる。

仮説 2：与党勢力全体の議席占有率が高いほど、1つの政党が優位を占める連立与党（ひいては単独与党）のほうが、複数のほぼ同じような規模の政党で構成される連立与党より民主化しにくい。

(3) 支配エリートの組織的基盤：文民共和政、軍政、君主政の違い

前項の議論と関連し、権威主義体制の制度分析は、支配エリートの組織的基盤と体制変動との関係性を体系的に理解することを試みた。第2章第1節で論じたように、支配エリートの組織的基盤の違いは権威主義体制の下位類型の違いとして提示されることが多い。その中でも重要な知見を提示したのは、政党支配、軍政、個人支配という類型ごとに体制変動のあり方が異なることを実証したバーバラ・ゲディスの研究（Geddes 1999）と、体制存続に役立つ支配エリート間の利害調整装置が文民共和政、軍政、君主政という各々の下位類型に見られることを強調したジョゼ・アントニオ・チェイブたちの研究（Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010）である。これらの研究は、下位類型の分類に焦点を絞っているため、下位類型ごとに議会への関わり方が異なることは必ずしも明確ではない。しかし、その主要な知見と具体的事例を踏まえると、議会への関わり方の違いとそれが民主化に与える影響は次のように整理できる。

第一に、文民共和政は、議会における与党勢力の存在が自明であるという点で軍政や君主政とは大きく異なる。軍政と君主政にとって重要なのはそれぞれ軍最高評議会と王室評議会における利害調整であり、必ずしも議会で親軍政党

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

や王党派政党の支持を受ける必要はない。これに対して、文民共和政の権力の拠り所は政党である。そのため、単独与党にせよ、連立与党にせよ、何らかの与党勢力を結成し、複数政党制を採用していなくても、その権力の拠り所に一定の正統性を付与するために議会で君臨していなければならない。しかし、前述のように、ひとたび与党勢力（特に単独与党）として君臨できれば、与党勢力内（政治局）と与野党間（議会）の利害調整装置の両方を得て、体制存続が容易になる。ゲディスが実証したように、特に単独与党に依拠する文民共和政が体制の下位類型の中で最も崩壊しにくい理由はここにある（Geddes 1999）。

第二に、軍政は、権力への執着より軍部の一体性の維持を好むため、自発的に権力を手放しやすいことで知られる（Geddes 1999）。特に、議会への関わり方で言えば、20世紀後半のラテンアメリカ諸国やトルコ、近年のタイの事例に見られたように、軍政は、政党間の衝突の激化を理由にした政治介入によって誕生し、「暫定政権」として議会を一時的に閉鎖し、その後一定期間を経て民政移管することが多い。前述のように、必ずしも政党や議会に権力の拠り所を求めない傾向が高いのである。とはいえ、親軍政党の支持を受け、軍部の代表者が大統領に就任することもありうる¹⁰。そのような場合でも、軍部の利益が著しく損なわれない限り、議会内での支持勢力が多くても少なくても権力には固執しないと想定される。

第三に、軍政が権力掌握に伴って議会を一時閉鎖することが多いのに対して、君主政はそもそも議会を開設しないことが常態である。君主政は、王室評議会において王族間の利害調整を進め、王族関係者を様々な役職に登用することで体制全体の維持を図る（Herb 1999）。そのため、新たに議会を開設すれば、こうした王族間の利害調整以外にも様々な政治勢力の利害調整を図ることが必要になる。議会に王党派は多く占めていたとしても、そうした利害調整の不調と政治的譲歩は体制存続への不安要素になりかねない。

例えば、名目上、無党制に基づくクウェートとバハレーンは、議会政治を経

¹⁰ 近年、ゲディスは、軍最高評議会に基づく軍政と親軍政党に基づく軍政を区別し、あくまで前者を軍政に位置付け、後者を軍部有力者の支配（military strongman rule）に位置付ける（Geddes, Frantz, and Wright 2014）。とりわけ、この軍政の特徴の違いによって体制変動の形に違いが生じることを実証した。これに対して、第2章で論じたように、本稿の分類枠組みは Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010) に基づくため、軍政の区別を設けない。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

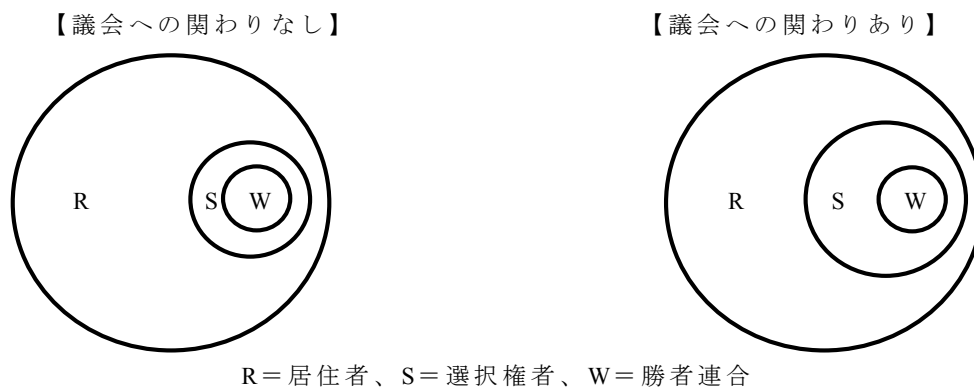
験していく中で徐々に野党勢力の「擬似政党」が発展し、野党勢力が王族や王党派に対して予算配分の修正や政治的権利の拡大を絶えず要求するようになった（石黒 2013）。さらに、複数政党制に基づく君主政として、ヨルダンは 2011 年の民衆暴動の高まりの中、王党派を中心に「国民対話」を実施し、各党・各勢力の不満解消のため政策的譲歩として選挙制度の変更を答申した（吉川 2014）。モロッコは、体制全体の大枠を維持するため、議会政治において右派政党と左派政党の間の中道勢力として王党派を挟みつつ名目的な政権交替を容認する傾向にある（白谷 2014）¹¹。このように、議会の開設は、政治的不満の突発的噴出を防ぐ一方、政治的譲歩という形で君主の権限の抑制を求める機運を高めてしまう。

とりわけ、君主政の民主化は、単なる政権交替の達成ではなく、立憲君主制ないしは共和政への移行を意味する。そのため、政策的譲歩に伴う君主の権限の抑制は、民主化の一步になりかねない。こうした状況が極端に表れたのが 2006 年以降のネパールである。当時、議席の 9 割以上を占めた野党勢力（非王党派）は、首相の座を獲得したのに加え、君主政の廃止と共和政の樹立を定めた法律を可決成立した。その後、2007 年に暫定憲法によって国王の国家元首としての権利が剥奪され、2008 年の制憲議会選挙と大統領選挙を経て民主化するに至った（Thapa and Sharma 2009）。これらの事例を踏まえると、君主政は、議会を開設し、かつ、議会に占める王党派の割合が少ないほど、君主の権限の抑制（ひいては民主化）の機運が高まると想定される。

このような軍政と君主政における議会への関わり方の違いとその影響は、前述の政治的生存の論理からも説明できる（図 4.2）。議会を開設していない場合、選択権者は軍将校・王族に限定されるため、集合の範囲は狭く、公共財・私有財を分配できている限り、挑戦者も出現しにくい。これに対して、議会を開設している場合、親軍政党や王党派政党も選択権者に含まれるため、集合の範囲は比較的広くなり、特に与党勢力（とその支持者）の支持獲得に必要とさ

¹¹ 君主政は王族評議会に基づく事例と王党派政党に基づく事例に区別されることがある。前者は王朝型君主政（*dynastic monarchy*）、後者は楔型君主政（*linchpin monarchy*）と名付けられ、この下位類型の違いによって体制の運営方法が異なることが指摘されている（Lucas 2004）。これに対して、本稿の分類枠組みは君主政の区別を設けず、あくまで選出議会の有無に着目する。

図 4.2 政治的生存の論理：議会への関わり方の違い



(注) Bueno de Mesquita et al. (2003: chap.1-3)に基づき、筆者作成。

れる公共財（政策的譲歩）も多くなる。

支配エリートの組織的基盤に関するここまでの議論から以下の仮説を導き出すことができる。

仮説 3：文民共和政が軍政と君主政より民主化しにくいのに対して、軍政は議会の開設の有無にかかわらず民主化しやすく、君主政は特に議会を開設して与党勢力全体の議席占有率が低いほど民主化しやすい。

(4) 優位政党化：優位の好循環の有無

最後に、与党勢力が議会に君臨していたとしても、政権発足当初の場合と長期政権の場合では体制変動に対する影響は異なるかもしれない。とりわけ、与党勢力は政権の長期化に伴って固有の特性を帯び、その特性がさらなる政権の長期化、ひいては体制存続を促すかもしれない。第3章でも触れたように、このような視点から政治体制と政治体制の関係性を論じたのが、優位政党に関する研究である。政党システム・レベルで与党勢力が優位政党化するほど、政治体制レベルで体制変動が生じにくくなると想定される。民主主義体制と権威主義体制の別なく、この研究分野が優位政党化の特性として提示したのが、優位

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

の好循環という考え方である（特に Pempel 1990; Brownlee 2007; Greene 2010; また、本稿第3章の理論的枠組みも参照）。

前述のように、優位の好循環とは、支配エリートの利害調整と民衆の動員を背景に、複数政党制導入後最初の選挙で公式の政治的権力（政治的優位）を獲得すれば、公共資源を活用して特定の支持基盤に経済的恩恵を与えること（経済的優位）が可能になり、その利益誘導によって社会的ネットワーク（社会的優位）が発達し、政治的支持の動員が容易になる（さらなる政治的優位）という一連の循環を意味する。とりわけ、従来の研究は、政治的優位を時間的側面（政権の存続期間）と空間的側面（議会における存在感）に分け、その2つの側面に一定の閾値を設定し、優位政党と非優位政党を二分化することが多い。第2章第3節で論じたように、優位政党の判断基準は研究ごとにまちまちであるが、そこには「議会における存在感が大きく、かつ、政権の存続期間が長いほど、優位政党化している」という総意を見出すこともできる（cf. Templeman 2012: chap.1）。

与党勢力がこのように時間と空間の両面で政治的優位を保っていることは優位の好循環が成り立っていることの傍証になる。それゆえ、与党勢力全体が議会で多くの議席を占めながら長期政権を維持していれば、選挙で敗北する見込みは低く、民主化は生じにくくなると想定される。優位政党化に関するここまでの議論から以下の仮説を導き出すことができる。

仮説 4：時間的側面と空間的側面の両面で優位政党化しているほど、民主化しにくい。

3. 仮説の検証：競合性の制度化の計量分析

(1) データと変数

以上の4つの仮説に関して、本節では、競合性の制度化が権威主義体制の体

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

体制変動、特に民主化に与える因果効果をロジスティック回帰分析によって検証する¹²。標本を構成するのは1961年から2008年までの各国の権威主義体制(117ヶ国・観察数3308)である。政治体制の判断基準は、第2章第1節で詳しく論じたように、チェイブブたちの最小限主義的・二値的な定義(Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010)に基づく。すなわち、①執政府の長の選挙、②議会選挙、③選出議会の開設、④複数政党制、⑤複数の政党の実質的存在、⑥与党連合以外の政党の存在、⑦院内野党の存在、⑧現職者の権力濫用の不在、⑨政権交替の経験、という9つ全ての条件を満たしている場合は民主主義体制へ、1つでも満たしていない場合は権威主義体制へ分類される。

従属変数には体制変動と民主化という2つのダミー変数を用いる。権威主義体制全般に対する効果と、その中でも民主化に対する効果の違いを見るためである。本章の統計分析では、当該の政治体制を統治する支配連合の転換に伴って実効力のある執政代表者が替わったときに体制変動が生じたと見なす。このうち、体制変動に伴って上記の9つ全ての条件を満たした場合が民主化である。

4つの仮説に関する独立変数は以下の通りである。第一に、与野党間関係(仮説1)の変数には与党勢力全体の議席占有率を用いる¹³。複数政党政治における効果を正確に検証するため、議席占有率の計測は選出議会の場合のみに限定した。そのため、一時的に議会を閉鎖していた場合や任命制議会の場合は議席占有率を0とした。

第二に、与党勢力内関係(仮説2)の変数には議席占有率と有効与党数の交互作用項を用いる。有効与党数は有効政党数の方程式(Laakso and Taagepera 1979)を与党勢力だけに用いたものである(同じ趣旨の変数として第6章の有効野党数も参照)。

$$\text{有効与党数} = \frac{1}{\sum \text{与党}_i \text{の議席占有率}^2}$$

¹² 各国の特殊性によって同国内標本間に相関が生じる可能性があることを考慮し、国家ごとのクラスター頑健標準誤差を用いた。

¹³ 政党の合同や分裂などに伴う各年の値の変化は、可能な限り正確を期して計測したが、その値の正確さは各国の先行研究や報道の質と量の違いに大きく依存する。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

表 4.1 議席占有率・有効与党数・交互作用項の関係性

与党勢力の構成	議席占有率	有効与党数	交互作用項
単独与党（覇権）	0.9 (0.9)	1	0.9
単独与党（優位）	0.6 (0.6)	1	0.6
連立与党（一党優位・覇権）	0.9 (0.7, 0.1, 0.1)	1.588	1.429
連立与党（一党優位・優位）	0.6 (0.4, 0.1, 0.1)	2	1.2
連立与党（穏健多党・覇権）	0.9 (0.3, 0.3, 0.3)	3	2.7
連立与党（穏健多党・優位）	0.6 (0.2, 0.2, 0.2)	3	1.8
連立与党（極端多党・覇権）	0.9 (0.1, 0.1, 0.1, 0.1, 0.1, 0.1, 0.1, 0.1, 0.1)	9	8.1
連立与党（極端多党・優位）	0.6 (0.1, 0.1, 0.1, 0.1, 0.1, 0.1)	6	3.6

（注）筆者作成。議席占有率のカッコ外の値は与党勢力全体の値、カッコ内の値は与党勢力を構成する各党の値を表す。

単独与党であれば、有効与党数は1である。連立与党であれば、同じような規模の政党が多く占めるほど、その値は高くなる。そして、議席占有率と有効与党数の値がともに高いほど、その交互作用項の値も高くなる。表 4.1 は、この議席占有率・有効与党数・交互作用項の関係を模式的に表したものである。例えば、議席占有率が90%の場合、単独与党の事例（有効与党数は1）は交互作用項の値が0.9になる。そして、連立与党のうち、一党優位の事例（有効与党数はおよそ1.6）は交互作用項の値がおよそ1.4になり、穏健多党の事例（有効与党数は3）は値が2.7になり、極端多党の事例（有効与党数は9）は値が8.1になる。この変数は与党勢力が議会に君臨していても内部分裂の可能性をどの程度潜在しているのかを把握するのに適している。

第三に、エリートの組織的基盤（仮説3）の変数には権威主義体制の下位類型とその類型ごとの与党脆弱性を用いる。下位類型は、文民共和政、軍政、君主政の3つのうち軍政と君主政のダミー変数を用いる。この2つを選んだ理由は文民共和政が最も崩壊しにくいという先行研究の知見（仮説3の前半部分）を確認するためである。さらに、下位類型ごとの議会への関わり方の違いを把握するため、与党脆弱性という変数を作成した。議会を開設し、かつ、与党勢力全体の議席占有率が低いほど、この変数の値は高くなる。与党脆弱性は、仮説3の後半部分を検証するため、軍政の場合と君主政の場合を分析に用いる。表 4.2 は、その与党勢力の脆弱性を模式的に表したものである。軍政にせよ、

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

表 4.2 軍政・君主政における与党勢力の脆弱性

下位類型	議席占有率	議会開設の有無	与党脆弱性
軍政（軍最高評議会）	0	0	0
軍政（親軍政党・覇権）	0.9	1	0.1
軍政（親軍政党・非覇権）	0.3	1	0.7
君主政（王室評議会）	0	0	0
君主政（王党派政党・覇権）	0.9	1	0.1
君主政（王党派政党・非覇権）	0.3	1	0.7

（注）筆者作成。

君主政にせよ、議会を開設していない場合、値は0になる。それに対して、議会を開設している場合で与党勢力が90%の議席を有しているときは0.1、30%しか議席を有していないときは0.7になる。

第四に、優位政党化（仮説4）の変数には、複数政党制を採用している（か、少なくとも実質的に政党政治を認めている）状況において与党勢力が10年より長く（すなわち、121ヶ月以上）政権を維持している場合を1とするダミー変数と議席占有率を掛け合わせた値を用いる。この変数は政治的優位の時間的側面と空間的側面の両面が揃ったときの効果を把握するのに適している。

統制変数は、制度的単一制、選挙実施年、民族的分裂性、経済成長、地域、経年である。制度的単一制は単一制を制度的に定めている場合を1とするダミー変数である。これは複数政党制に基づく優位政党とは別の文脈を表す。先行研究を踏まえれば、制度的に単一制を採用しているときには民主化は生じにくいと想定される（Geddes 1999; Svobik 2012）。選挙実施年は、執政代表者を選ぶための選挙を実施した年のダミー変数である。文民共和政にせよ、軍政にせよ、大統領制を採用している場合は大統領選挙、議院内閣制を採用している場合は議会選挙である。民主化はこのような選挙を経て生じると想定される。民族的分裂性（Wimmer, Cederman, and Min 2009）は、値が高いほど、社会不安が生じやすく、体制変動が生じやすいと想定される。経済成長にはGDP成長率を用いる。経済成長しているほど、現状に満足しやすいため、経済的・社会的な不満は生じにくく、体制変動は生じにくいと想定される。地域ごとのダミー変数は地域固有の効果を統制するために用いる。経年は、体制全体の存続期間が体制変動に与える効果を把握するため、主要な先行研究（Geddes 1999; Brownlee

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

2007; Brownlee 2009) に基づき、経年の値とその二乗と三乗の値を用いる¹⁴。

(2) 分析結果と解釈

表 4.3 は競合性の制度化が権威主義体制の体制変動に与える因果効果、表 4.4 は民主化に与える因果効果を表している。独立変数・統制変数の係数が正の値であれば、体制変動（ないしは民主化）が生じやすく、負の値であれば、生じにくいことを意味する。それぞれ、モデル 1 は統制変数、モデル 2 は与野党間と与党勢力内の競合性、モデル 3 は下位類型、モデル 4 は下位類型ごとの与党脆弱性、モデル 5 は優位政党化、モデル 6 は独立変数全体に関するモデルである。

この 2 つの表を見比べてみると、全体的な傾向として、競合性の制度化は特に民主化に対して一定の因果効果を持つことが分かる。この分析結果は、政党間の角逐の程度が、クーデター、民衆暴動、内戦、外国の侵攻など、国内外の様々な理由に基づく体制変動ではなく、あくまで政党政治に基づく民主化に対して意味を持つことを表している。そのため、以下では、特に表 4.4 の民主化に絞って 4 つの仮説の分析結果を検討していく。

第一に、与党勢力全体の議席占有率（モデル 2～6）は、一貫して負の符号で統計的に有意である。この結果は仮説 1 を裏付け、議会における与党勢力の存在感が増すほど、民主化しにくいことを示している。また、議席占有率の高さは、体制変動全般（表 4.3）に対しても同様の効果を持つことが分かる。つまり、議席占有率が低いほど、民主化以外の体制変動も生じやすくなってしまう。第 3 章で論じたように、権威主義体制下の与党勢力が複数政党制導入後の議会選挙に勝利し、政治的優位を確保することは、優位の好循環のきっかけとして、ひいては権威主義体制間の体制変動や民主主義体制への移行を回避するうえで非常に重要である。そして、与党組織がエリートの利害調整と民衆の動員という 2 つの機能を果たしているとき、議会選挙での勝利は容易になる。

第二に、議席占有率と有効与党数の交互作用項（モデル 2～6）は、一部のモ

¹⁴ 独立変数と統制変数は、選挙実施年と地域を除き、前年 (t-1) の値を用いた。また、従属変数、独立変数、統制変数のデータ・操作化の詳細と記述統計は巻末付録を参照。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

表 4.3 競合性の制度化と権威主義体制の体制変動

	モデル1 統制変数	モデル2 競合性	モデル3 下位類型	モデル4 与党脆弱性	モデル5 優位政党化	モデル6 全体
与党勢力全体の 議席占有率 _{t-1}		-1.153 ** (0.401)	-0.973 * (0.435)	-1.215 ** (0.414)	-1.034 ** (0.393)	-1.098 ** (0.407)
有効与党数 _{t-1}		-0.503 (0.329)	-0.424 (0.332)	-0.623 (0.367)	-0.571 (0.333)	-0.688 (0.370)
議席占有率×有効 与党数 _{t-1}		0.568 (0.437)	0.469 (0.447)	0.715 (0.464)	0.659 (0.426)	0.800 (0.457)
制度的単一制 _{t-1}		-0.559 (0.320)	-0.563 (0.326)	-0.528 (0.318)	-0.772 * (0.356)	-0.737 * (0.353)
選挙実施年		2.513 *** (0.218)	2.542 *** (0.224)	2.499 *** (0.219)	2.532 *** (0.219)	2.517 *** (0.219)
軍政 _{t-1}			0.265 (0.240)			
君主政 _{t-1}			0.589 (0.545)			
軍政における与 党脆弱性 _{t-1}				0.891 (0.818)		0.855 (0.794)
君主政における 与党脆弱性 _{t-1}				1.733 (0.923)		1.662 (0.953)
優位政党化 _{t-1}					-0.712 (0.403)	-0.700 (0.399)
民族的分裂性 _{t-1}	0.600 * (0.286)	0.743 * (0.336)	0.784 * (0.342)	0.748 * (0.346)	0.692 * (0.337)	0.697 * (0.346)
GDP成長率 _{t-1}	-3.156 ** (1.108)	-3.674 ** (1.158)	-3.815 ** (1.233)	-3.656 ** (1.171)	-3.641 ** (1.151)	-3.621 ** (1.163)
アフリカ	-1.410 *** (0.320)	-1.178 *** (0.249)	-1.192 *** (0.254)	-1.149 *** (0.251)	-1.258 *** (0.264)	-1.228 *** (0.257)
中東	-2.560 *** (0.542)	-2.415 *** (0.505)	-2.620 *** (0.610)	-2.511 *** (0.536)	-2.581 *** (0.545)	-2.676 *** (0.577)
アジア	-1.230 *** (0.381)	-1.068 *** (0.313)	-1.106 *** (0.316)	-1.100 *** (0.313)	-1.187 *** (0.341)	-1.214 *** (0.332)
旧共産圏	-1.321 *** (0.382)	-1.055 ** (0.336)	-0.982 ** (0.344)	-0.983 ** (0.329)	-1.126 ** (0.357)	-1.053 ** (0.344)
中南米	-0.413 (0.331)	-0.476 (0.257)	-0.509 (0.269)	-0.496 (0.262)	-0.561 * (0.284)	-0.577 * (0.281)
支配連合の経年 t-1	-0.075 (0.039)	-0.045 (0.045)	-0.053 (0.046)	-0.047 (0.045)	-0.033 (0.046)	-0.035 (0.046)
支配連合の経年 の二乗 _{t-1}	0.002 (0.001)	0.001 (0.002)	0.001 (0.002)	0.001 (0.002)	0.001 (0.002)	0.001 (0.002)
支配連合の経年 の三乗 _{t-1}	-0.00008 (0.00001)	-0.00004 (0.00002)	-0.00006 (0.00002)	-0.00004 (0.00002)	-0.00006 (0.00002)	-0.00006 (0.00002)
定数	-1.472 *** (0.344)	-1.879 *** (0.278)	-1.883 *** (0.309)	-1.883 *** (0.275)	-1.823 *** (0.304)	-1.828 *** (0.294)
観察数	3308	3308	3308	3308	3308	3308
擬似決定係数	0.056	0.216	0.218	0.218	0.219	0.221
対数尤度	-602.260	-499.833	-498.748	-498.578	-497.989	-496.809

(注) 筆者作成。カッコ内はクラスター頑健標準誤差。*p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

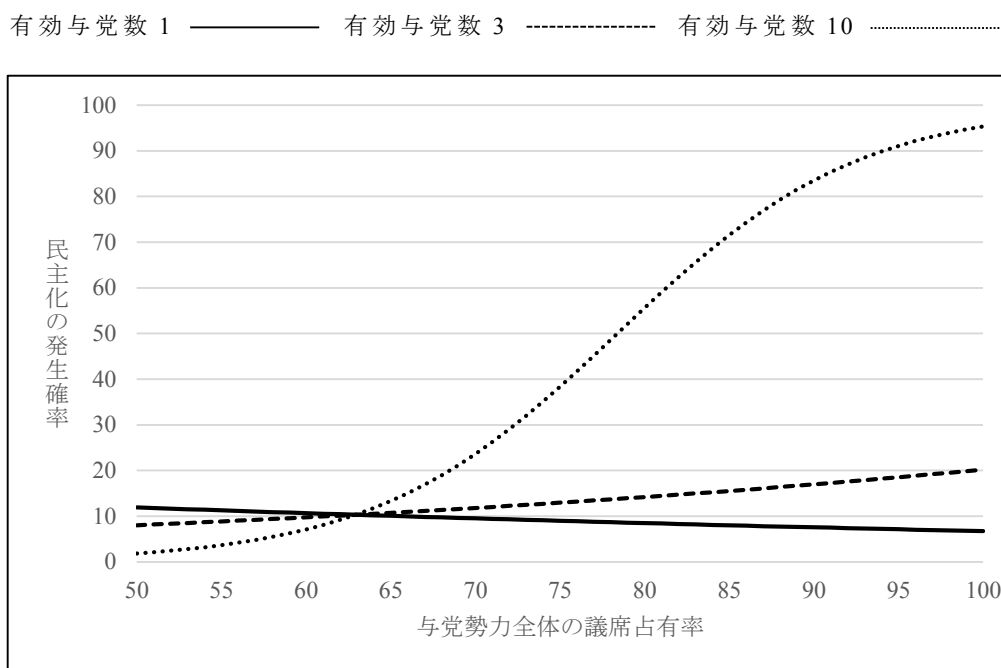
表 4.4 競合性の制度化と権威主義体制の民主化

	モデル1 統制変数	モデル2 競合性	モデル3 下位類型	モデル4 与党脆弱性	モデル5 優位政党化	モデル6 全体
与党勢力全体の 議席占有率 _{t-1}		-3.118 *** (0.809)	-2.354 ** (0.778)	-3.394 *** (0.788)	-2.687 *** (0.743)	-2.956 *** (0.736)
有効与党数 _{t-1}		-0.586 (0.416)	-0.332 (0.421)	-0.898 (0.514)	-0.786 (0.407)	-1.066 * (0.501)
議席占有率×有効 与党数 _{t-1}		1.047 (0.666)	0.771 (0.657)	1.459 * (0.685)	1.319 * (0.589)	1.694 ** (0.639)
制度的単一制 _{t-1}		-1.645 * (0.663)	-1.628 * (0.681)	-1.530 * (0.671)	-2.301 *** (0.633)	-2.171 *** (0.644)
選挙実施年		5.226 *** (0.516)	5.540 *** (0.590)	5.185 *** (0.542)	5.334 *** (0.530)	5.273 *** (0.554)
軍政 _{t-1}			1.511 *** (0.389)			
君主政 _{t-1}			2.416 * (1.128)			
軍政における与 党脆弱性 _{t-1}				2.356 (1.490)		2.116 (1.438)
君主政における 与党脆弱性 _{t-1}				2.495 ** (0.837)		2.358 ** (0.918)
優位政党化 _{t-1}					-2.024 * (0.804)	-1.981 * (0.804)
民族的分裂性 _{t-1}	0.755 (0.420)	1.433 * (0.648)	1.886 ** (0.668)	1.497 * (0.661)	1.332 * (0.636)	1.377 * (0.649)
GDP成長率 _{t-1}	-3.622 * (1.454)	-6.083 ** (1.780)	-6.975 *** (2.141)	-5.940 *** (1.806)	-5.748 ** (1.880)	-5.623 ** (1.895)
アフリカ	-2.303 *** (0.383)	-2.561 *** (0.715)	-3.042 *** (0.810)	-2.467 ** (0.824)	-2.944 *** (0.666)	-2.819 *** (0.756)
中東	-3.598 ** (1.141)	-3.761 ** (1.267)	-4.957 *** (1.516)	-3.906 ** (1.379)	-4.228 ** (1.280)	-4.340 ** (1.382)
アジア	-1.293 *** (0.397)	-1.336 (0.714)	-1.831 * (0.790)	-1.433 (0.829)	-1.644 * (0.642)	-1.706 * (0.734)
旧共産圏	-1.589 *** (0.468)	-1.473 * (0.730)	-1.343 (0.740)	-1.218 (0.847)	-1.815 ** (0.677)	-1.545 * (0.776)
中南米	-0.639 * (0.317)	-1.109 (0.620)	-1.551 * (0.680)	-1.162 (0.755)	-1.386 * (0.554)	-1.396 * (0.664)
支配連合の経年 t-1	-0.085 (0.055)	-0.021 (0.068)	-0.067 (0.073)	-0.030 (0.071)	-0.007 (0.070)	-0.015 (0.073)
支配連合の経年 の二乗 _{t-1}	0.002 (0.002)	0.001 (0.003)	0.003 (0.003)	0.002 (0.003)	0.002 (0.003)	0.002 (0.003)
支配連合の経年 の三乗 _{t-1}	-0.00001 (0.00002)	-0.00001 (0.00002)	-0.00002 (0.00002)	-0.00001 (0.00002)	-0.00002 (0.00003)	-0.00002 (0.00003)
定数	-1.778 *** (0.390)	-3.936 *** (0.743)	-5.019 *** (0.887)	-3.949 *** (0.875)	-3.777 *** (0.695)	-3.796 *** (0.805)
観察数	3308	3308	3308	3308	3308	3308
擬似決定係数	0.079	0.519	0.544	0.526	0.533	0.540
対数尤度	-330.027	-172.358	-163.198	-169.614	-167.260	-164.921

(注) 筆者作成。カッコ内はクラスター頑健標準誤差。*p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

図 4.3 民主化の発生確率の変化（議席占有率・有効与党数別）



（注）筆者作成。

デルで正の符号で統計的に有意である。この結果は仮説 2 をある程度裏付ける。議席占有率が高く、かつ、同じような規模の政党が連立与党を占めているほど、内部分裂によって民主化が生じやすい。この知見は有効与党数別の民主化の発生確率の変化（図 4.3）を見ると分かりやすい¹⁵。有効与党数が 1（単独与党）の場合、議席占有率の増大に伴って民主化の発生確率は低下し、ほぼ 10%前後で推移する。有効与党数が 3（連立与党・穏健多党）の場合、議席占有率の増大に伴って、内部分裂の可能性が高まり、民主化の発生確率もいくらか上昇する。さらに、極端な状況として有効与党数が 10（連立与党・極端多党）の場合、議席占有率が高いほど、内部分裂の可能性も著しく高まる。このような状況で執政代表者を選ぶための選挙が実施されれば、それは民主化の大きなきっかけになりうる。

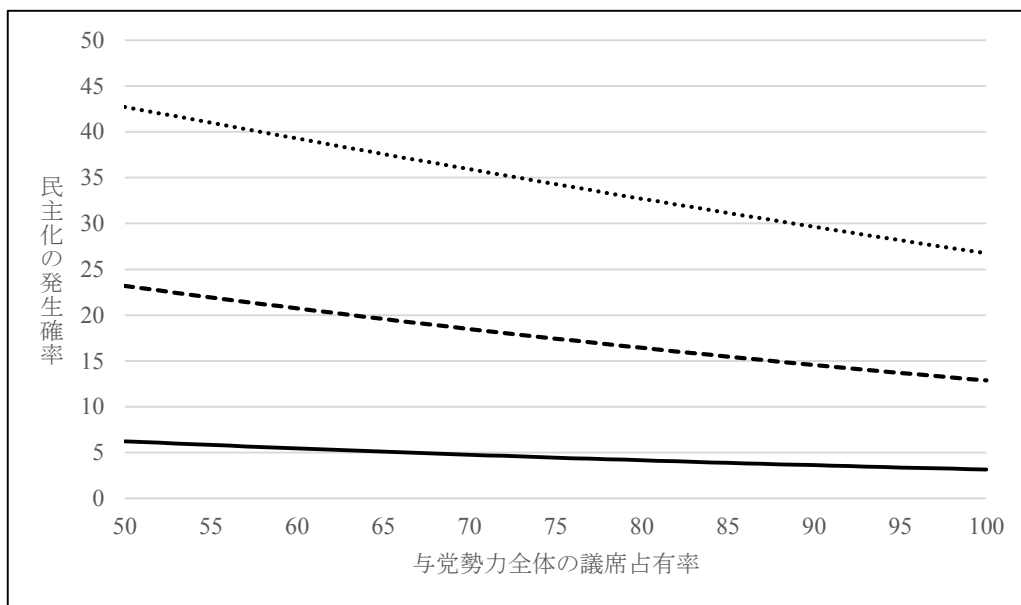
第三に、下位類型に関して、軍政と君主政のダミー変数（モデル 3）はどち

¹⁵ 図 4.3-5 の民主化の発生確率は、複数政党制を採用している（か、少なくとも実質的に政党政治を認めている）状況で民主化が選挙を経て生じうる確率を正確に把握するため、選挙実施年の値を 1、制度的単一政党制の値を 0 とし、他の統制変数を平均値として計算した。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

図 4.4 民主化の発生確率の変化（議席占有率・下位類型別）

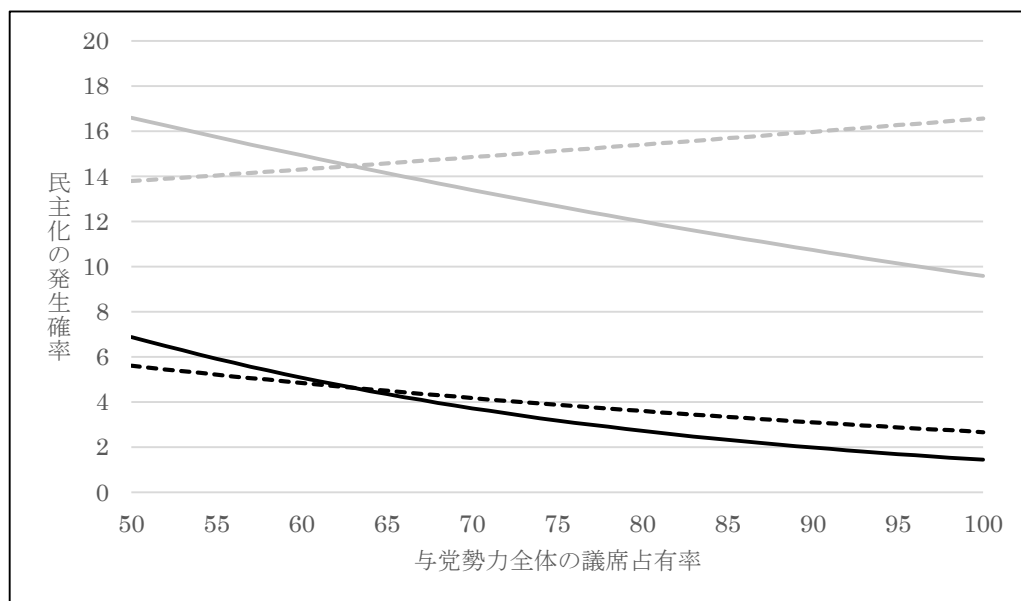
文民共和政 ————— 軍政 - - - - - 君主政 ·····



(注) 筆者作成。

図 4.5 民主化の発生確率の変化（議席占有率・優位政党化の有無）

優位政党・有効与党数 1 ————— 優位政党・有効与党数 2 - - - - -
 非優位政党・有効与党数 1 ————— 非優位政党・有効与党数 2 - - - - -



(注) 筆者作成。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

らも正の符号で統計的に有意である。この結果は仮説3の前半部分を裏付け、文民共和政が軍政と君主政より民主化しにくいことを示している。さらに、与党脆弱性（モデル4・6）は、軍政の場合は一貫して統計的に有意ではないが、君主政の場合は一貫して正の符号で統計的に有意である。この結果は仮説3の後半部分を裏付ける。すなわち、軍政が議会の開設の有無にかかわらず（少なくとも文民共和政より）民主化しやすいのに対して、君主政は特に議会を開設し、議席占有率が高いほど民主化しやすいのである。この傾向は図4.4からも確認できる。文民共和政は議席占有率の変化にかかわらず一貫して軍政と君主政より民主化の発生確率が低く、君主政は3つの下位類型の中で議席占有率の変化の影響を最も受けやすい。

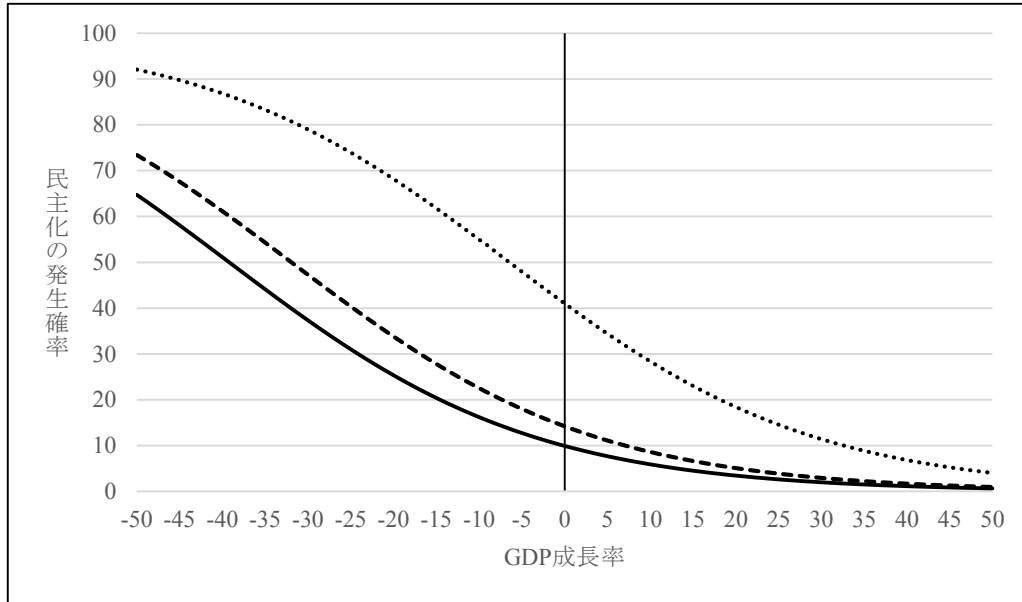
第四に、優位政党化（モデル5・6）は一貫して負の符号で統計的に有意である。この結果は仮説4を裏付け、優位政党化しているほど民主化しにくいことを示している。この知見の含意は優位政党化の有無の違いを有効与党数別に見てみると分かりやすい（図4.5）。優位政党化していない場合、民主化の発生確率は一貫して高く、特に仮説2で示したように、有効与党数が多いほど内部分裂に伴って民主化が生じやすくなる。対して、優位政党化している場合、民主化の発生確率は一貫して10%以下を維持し、有効与党数が多くても大きな変化は見られない。このように、政治的優位の時間的側面と空間的側面の両面を見ることで優位の好循環の効果を傍証できるのである。

そして、統制変数に関しては次のような分析結果が得られた。制度的単一政党制は一貫して負の符号で統計的に有意である。これは、権威主義体制下の政党制度の違いとして、複数政党制や無党制を採用する事例（単一政党優位の領域・潜在的領域）より単一政党制を採用する事例（単一政党優位の非領域）のほうが民主化しにくいことを意味する。選挙実施年は一貫して正の符号で統計的に有意である。本稿の定義上、民主化が執政代表者を選ぶための選挙を経て達成されることを踏まえると、この結果は論理的な帰結であると言える。民族的分裂性は、体制変動全般と民主化の両方において一貫して正の符号で統計的に有意である（表4.4のモデル1を除く）。これは民族的に分裂しているほど、社会不安が生じやすいことを表している。経年は一貫して統計的に有意な結果は得られなかった。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

図 4.6 民主化の発生確率の変化（経済成長率・有効与党数別）

有効与党数 1 ————— 有効与党数 3 - - - - - 有効与党数 10



(注) 筆者作成。

最後に、GDP 成長率は、体制変動全般と民主化の両方において一貫して負の符号で統計的に有意である¹⁶。これは、経済成長しているほど、現状に満足しやすく、体制変動（民主化）が生じにくいことを意味する。経済成長は財源の増大をもたらしうるため、政権側の経済的優位の一助になる。第3章で論じたように、公共資源の政治利用は、単一政党優位の経済的優位として与党勢力への支持拡大、ひいては権威主義体制の存続に寄与しうる。とりわけ、この知見は、GDP 成長率と、議席占有率、有効与党数、下位類型、優位政党化との関係から民主化の発生確率の変化を見ると分かりやすい（図 4.6-8）¹⁷。総じてどの関係性においても、プラス成長であれば、民主化の発生確率は横ばい傾向であるが、マイナス成長の度合いが高くなるほど、民主化の発生確率は大きく上昇する。この傾向は権威主義体制の経済的優位が議会における政治的優位を下支えする

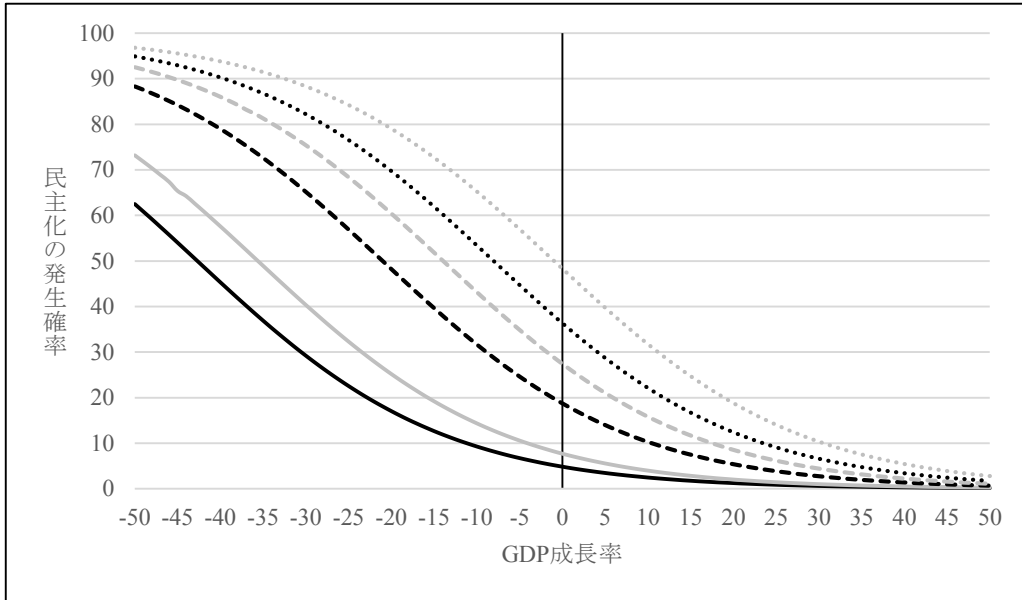
¹⁶ 本稿では、経済成長を表す GDP 成長率の代わりに経済発展を表す 1 人当たり GDP（自然対数）を用いた分析も行なったが、民主化に対しては統計的に有意な効果は表れなかった。

¹⁷ 図 4.6-8 の民主化の発生確率の変化は、図 4.3-5 と同じく選挙実施年の値を 1、制度的単一党制の値を 0、他の統制変数を平均値として計算した。また、議席占有率は 75%として計算した。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

図 4.7 民主化の発生確率の変化（経済成長率・下位類型別）

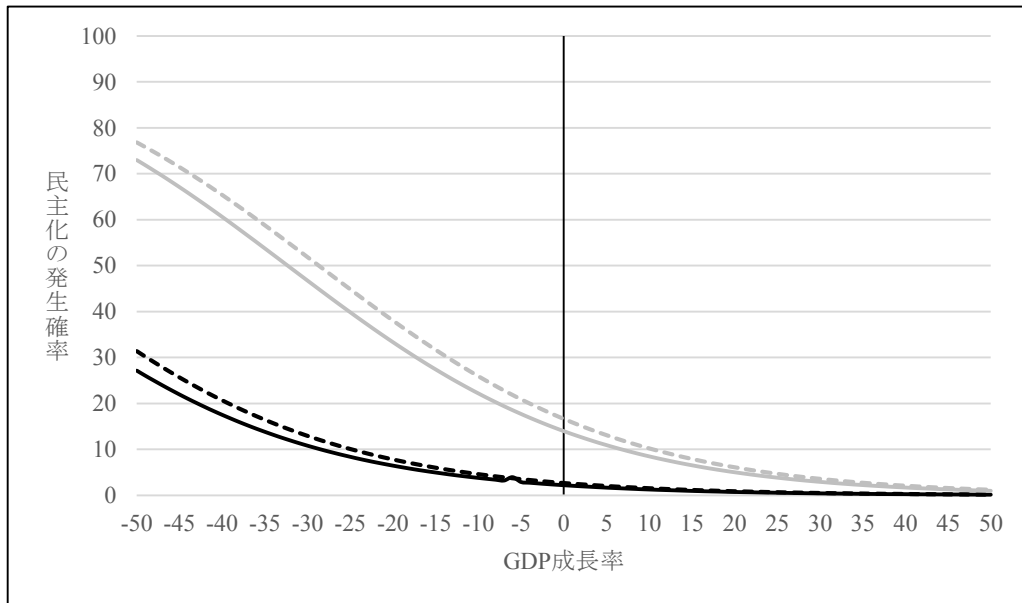
文民共和政 ———— 軍政 - - - - - 君主政 ······



(注) 筆者作成。黒色線は有効与党数1の場合、灰色線は有効与党数2の場合を表す。

図 4.8 民主化の発生確率の変化（経済成長率・優位政党化の有無）

優位政党・有効与党数1 ———— 優位政党・有効与党数2 - - - - -
 非優位政党・有効与党数1 ———— 非優位政党・有効与党数2 - - - - -



(注) 筆者作成。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

ことを示している。

第一に、有効与党数別（図 4.6）に見ると、2つの知見を導き出すことができる。有効与党数が少なく、与党勢力内でエリートの利害調整を政治的にうまく解決していたとしても、経済的にマイナス成長であれば、経済的優位が損なわれるため（社会の不満が高まるため）、民主化しやすくなる。それに対して、有効与党数が非常に多く、与党勢力が寄り合い所帯であっても、プラス成長であれば、社会の不満が高まりにくいいため、民主化は生じにくくなる。

第二に、下位類型別（図 4.7）に見ると、前述の仮説 3（図 4.4）と同じ関係が反映されていることが分かるが、それでも、プラス成長の場合とマイナス成長の場合では様相が大きく異なる。とりわけ、軍政や君主制と比べて民主化しにくい文民共和政でさえ（この図の場合、75%の議席占有率を擁していても）マイナス成長の度合いが高まるほど、民主化の発生確率は大幅に高まる。

第三に、優位政党化の有無（図 4.8）から見ると、権威主義体制下の与党勢力は、有効与党数の違いに関係なく時間的・空間的にひとたび優位政党として確立できたら、その後はマイナス成長の影響を比較的受けにくいことが分かる。それに対して、政治的優位を確立していない与党勢力は、プラス成長であれば比較的安定するが、マイナス成長であれば民主化の発生確率は大幅に高まる。このように、経済成長の度合いは経済的優位の一端として優位の好循環の維持に大きな影響を与えるのである。

4. 権威主義体制下の与党勢力の多様性という論点

本章では、政党間の競合性の制度化が権威主義体制の体制変動、特に民主化に与える因果効果を検証した。分析の結果、競合性の制度化は民主化の生じにくさに影響することが明らかになった。とりわけ、民主化が生じにくいのは、①与党勢力全体の議席占有率が高いとき、②与党勢力の中で1つの政党が優位を占めているとき、③文民が執政代表者を務めているとき、④政権を長く維持しているときである。要するに、単一政党優位の状態に近いときほど、権威主

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

義体制は民主化しにくいと結論付けることができるのである。この結論は、一見するとありきたりなことに思われるかもしれないが、従来の権威主義体制の制度分析は、第2節の4つの仮説で示した分析対象を別々に着目することが多く、その関係性を体系的に検証する試みはほとんど見られなかった。そのため、本章がそれらの先行研究の総合を試み、権威主義体制下の与党勢力の多様性という1つの論点を提示した意味は大きい。

最後に、こうした権威主義体制下の与党勢力の多様性に関する今後の研究の方向性として4つの点を指摘し、本章の議論を締め括りたい。第一に、単独与党偏重の視点を相対化する必要がある。従来の研究は1つの政党が議会で君臨している状況に焦点を絞ることが多く、規模が小さくばらばらな与党勢力しか存在しない状況については「政党は重要ではない」と一蹴しがちであった。しかし、本章の知見を活かすと、この両方の状況を統一的に説明できるかもしれない。第二に、与党勢力の内部分裂のメカニズムを精密に提示する必要がある。本章では主に政治的・経済的便益をめぐる確執として論じ、その一般的な論理として政治的生存の論理 (Bueno de Mesquita et al. 2003) を引き合いに出したが、その動態を詳細に検討するにはゲーム理論に基づく因果メカニズムのモデル構築と定性的な事例研究による因果的過程の追跡が求められる。第三に、執政制度の効果に着目する必要がある。本章では、文民共和政・軍政・君主政の違いとその議会への関わり方の違いに着目したが、大統領制と議院内閣制の違いを問うこともできる。カリス・アリー・テンプルマンが論じたように、与党は大統領制より議院内閣制のほうが存続しやすい (Templeman 2012: chap.5)。与党勢力の多様性という視点を活かせば、この知見をさらに精緻化できるかもしれない。第四に、与党勢力の形成過程を長期的に追跡する必要がある。どのような場合にどのような形状の与党勢力が発展しやすいのか、発展しにくいのか。この問いに答えるためには、単にある時点での与党の存在を機能主義的に想定するのではなく、実際にどのような過程でどのような形状へと発展したのかを長期的に追跡することが重要になる。

このように、権威主義体制下の与党勢力の多様性は、様々な研究の方向性と結節する有望な論点なのである。この点、エジプトの政党史は、上記の様々な方向性と関連付けて論じるのに適している。与党勢力の長期的な形成過程は

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

第3章で論じたとおりである。第4章では、政治的・経済的便益をめぐる確執の具体例として、野党勢力に対する国民民主党の様々な分断統治の試みを取り上げる。第5章では、野党勢力の選挙前連合の形成に焦点を当て、大統領制・小選挙区制に基づく権威主義体制下において、野党第一党であるムスリム同胞団 (*al-Ikhwān al-Muslimīn* / Muslim Brotherhood) がいかに与党・国民民主党のとの対決の矢面に立つことを回避しようとしたのかを論じる。

補論：民主主義体制下における政党間の競合性の因果効果

競合性の制度化は、権威主義体制だけでなく、政治体制全般、ひいては民主主義体制とその政党政治にどのような影響を与えるのか。この補論では、本論で提示した仮説と同じ観点から競合性の制度化が政治体制全般と民主主義体制に与える因果効果をロジスティック回帰分析によって検証する¹⁸。標本を構成するのは、それぞれ1961年から2008年までの政治体制全般の事例群（158ヶ国・観察数5756）と民主主義体制の事例群（100ヶ国・観察数2448）である¹⁹。競合性の制度化の因果効果として特に着目するのは、①政治体制全般の体制変動全般（民主化と権威主義体制化）（表4.5）、②民主主義体制の権威主義体制化（表4.6）、③民主主義体制下の政権交替（与野党間の執政代表者の交替）（表4.7）、④民主主義体制下の与党勢力内の執政代表者の交替（表4.8）、の4つである。民主主義体制の事例群に関しては政治体制レベルと支配連合（政党政治）レベルの2つを取り上げる。

まず、政治体制全般の体制変動全般（表4.5）に関して、議席占有率とGDP成長率がともに負の符号で統計的に有意である。この結果は与党勢力の政治的優位と経済的優位の両方が民主主義体制と権威主義体制の両方の存続に寄与することを表す。しかし、議席占有率以外の政治的優位の側面（議席占有率と有効与党数の交互作用項、下位類型ごとの議会への関わり方、優位政党化）には統計的に有意な効果は見られなかった。

次に、民主主義体制の権威主義体制化（表4.6）に関しても、議席占有率とGDP成長率は負の符号で統計的に有意であり、議席占有率以外の政治的優位の側面には統計的に有意な効果は見られなかった。しかし、従属変数の視点を政治体制レベルから支配連合レベルと執政代表者レベルへと下げてみると、興味深い知見を見出すことができる。定義上、支配連合の転換は、権威主義体制の場合にはそのまま体制変動を意味するが、民主主義体制の場合にはその限りで

¹⁸ 本論と同じく、各国の特殊性によって同国内標本間に相関が生じる可能性があることを考慮し、国家ごとのクラスター頑健標準誤差を用いた。

¹⁹ 民主主義体制の各事例の詳細は巻末付録を参照。

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

表 4.5 競合性の制度化と政治体制全般の体制変動

	モデル1 議席占有率	モデル2 競合性	モデル3 下位類型	モデル4 与党脆弱性	モデル5 優位政党化	モデル6 全体
与党勢力全体の 議席占有率 _{t-1}	-0.937 *** (0.232)	-1.133 ** (0.334)	-0.965 ** (0.358)	-1.208 ** (0.349)	-1.117 ** (0.333)	-1.193 ** (0.348)
有効与党数 _{t-1}		-0.260 (0.198)	-0.216 (0.196)	-0.367 (0.218)	-0.271 (0.197)	-0.380 (0.218)
議席占有率×有 効与党数 _{t-1}		0.372 (0.310)	0.302 (0.312)	0.507 (0.328)	0.395 (0.307)	0.532 (0.325)
民主主義体制 _{t-1}	-1.219 *** (0.284)	-1.108 *** (0.293)	-0.945 ** (0.341)	-0.989 ** (0.325)	-1.110 *** (0.294)	-0.993 ** (0.325)
選挙実施年	1.993 *** (0.158)	1.995 *** (0.158)	2.004 *** (0.162)	1.972 *** (0.161)	2.004 *** (0.159)	1.981 *** (0.162)
議院内閣制 _{t-1}			-0.138 (0.473)			
半大統領制 _{t-1}			-0.161 (0.589)			
軍政 _{t-1}			0.255 (0.216)			
君主政 _{t-1}			0.195 (0.534)			
議院内閣制にお ける与党脆弱性				-0.001 (1.003)		0.025 (0.999)
半大統領制にお ける与党脆弱性 _{t-1}				0.241 (1.119)		0.246 (1.124)
軍政における与 党脆弱性 _{t-1}				1.455 (0.815)		1.472 (0.809)
君主政における 与党脆弱性 _{t-1}				1.289 (0.947)		1.253 (0.961)
優位政党化 _{t-1}					-0.259 (0.340)	-0.272 (0.337)
民族的分裂性 _{t-1}	0.755 * (0.420)	0.716 * (0.282)	0.759 ** (0.288)	0.748 * (0.294)	0.707 * (0.282)	0.736 * (0.294)
GDP成長率 _{t-1}	-3.852 *** (1.078)	-3.784 *** (1.075)	-3.867 ** (1.120)	-3.804 *** (1.092)	-3.774 *** (1.069)	-3.794 *** (1.086)
アフリカ	1.407 * (0.635)	1.401 * (0.640)	1.328 (0.708)	1.463 * (0.697)	1.392 * (0.638)	1.459 * (0.697)
中東	0.195 (0.759)	0.178 (0.764)	0.071 (0.861)	0.123 (0.827)	0.148 (0.766)	0.095 (0.833)
アジア	1.563 * (0.656)	1.563 * (0.658)	1.503 * (0.720)	1.564 * (0.713)	1.551 * (0.658)	1.556 * (0.715)
旧共産圏	0.866 (0.629)	0.905 (0.631)	0.923 (0.663)	0.968 (0.647)	0.900 (0.630)	0.968 (0.647)
米州	1.793 ** (0.585)	1.783 ** (0.591)	1.683 * (0.688)	1.795 ** (0.677)	1.780 ** (0.590)	1.797 ** (0.677)
支配連合の経年 _{t-1}	-0.078 * (0.036)	-0.073 * (0.037)	-0.079 * (0.038)	-0.076 * (0.038)	-0.070 (0.038)	-0.072 (0.039)
支配連合の経年 の二乗 _{t-1}	0.002 (0.001)	0.002 (0.001)	0.002 (0.001)	0.002 (0.001)	0.002 (0.001)	0.002 (0.001)
支配連合の経年 の三乗 _{t-1}	-0.00001 (0.00001)	-0.00001 (0.00001)	-0.00001 (0.00001)	-0.00001 (0.00001)	-0.00001 (0.00001)	-0.00001 (0.00001)
定数	-4.181 *** (0.678)	-4.124 *** (0.685)	-4.250 *** (0.758)	-4.176 *** (0.736)	-4.135 *** (0.686)	-4.192 *** (0.737)
観察数	5756	5756	5756	5756	5756	5756
擬似決定係数	0.164	0.166	0.167	0.168	0.166	0.168
対数尤度	-736.584	-735.754	-734.915	-733.597	-735.442	-733.260

(注) 筆者作成。カッコ内はクラスター頑健標準誤差。*p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

表 4.6 競合性の制度化と民主主義体制の権威主義体制化

	モデル1 議席占有率	モデル2 競合性	モデル3 下位類型	モデル4 与党脆弱性	モデル5 優位政党化	モデル6 全体
与党勢力全体の 議席占有率 $t-1$	-1.194 (1.418)	-1.252 (2.522)	-1.489 (2.533)	-1.037 (2.461)	-1.009 (2.622)	-0.804 (2.538)
有効与党数 $t-1$		-0.080 (0.655)	-0.117 (0.639)	-0.031 (0.620)	-0.044 (0.673)	0.003 (0.633)
議席占有率×有 効与党数 $t-1$		0.062 (1.082)	0.150 (1.066)	0.030 (1.032)	-0.00003 (1.112)	-0.026 (1.054)
選挙実施年	0.233 (0.389)	0.233 (0.389)	0.224 (0.394)	0.197 (0.395)	0.205 (0.390)	0.170 (0.396)
議院内閣制 $t-1$			0.294 (0.487)			
半大統領制 $t-1$			-0.206 (0.459)			
議院内閣制にお ける与党脆弱性				1.139 (1.057)		1.164 (1.068)
半大統領制にお ける与党脆弱性				0.566 (0.953)		0.638 (0.961)
優位政党化 $t-1$					-2.271 (1.613)	-2.329 (1.628)
民族的分裂性 $t-1$	0.770 (0.653)	0.790 (0.655)	0.596 (0.736)	0.668 (0.725)	0.822 (0.655)	0.698 (0.725)
GDP成長率 $t-1$	-9.762 ** (3.201)	-9.739 ** (3.193)	-9.962 ** (3.196)	-10.062 ** (3.183)	-9.795 ** (3.202)	-10.127 ** (3.202)
アフリカ	4.097 *** (1.054)	4.088 *** (1.058)	4.363 *** (1.110)	4.436 *** (1.111)	4.036 *** (1.057)	4.396 *** (1.114)
中東	3.002 * (1.237)	3.011 * (1.220)	2.922 * (1.225)	2.994 * (1.235)	2.998 * (1.211)	2.992 * (1.229)
アジア	3.624 ** (1.050)	3.609 ** (1.055)	3.633 ** (1.062)	3.732 ** (1.072)	3.605 ** (1.054)	3.739 *** (1.074)
米州	3.018 ** (1.035)	3.005 ** (1.040)	3.114 ** (1.074)	3.369 ** (1.095)	3.006 ** (1.040)	3.392 ** (1.100)
支配連合の経年 $t-1$	0.054 (0.120)	0.052 (0.118)	0.054 (0.118)	0.063 (0.117)	0.054 (0.113)	0.066 (0.108)
支配連合の経年 の二乗 $t-1$	-0.005 (0.009)	-0.005 (0.009)	-0.005 (0.009)	-0.006 (0.009)	-0.0004 (0.009)	-0.001 (0.009)
支配連合の経年 の三乗 $t-1$	0.00007 (0.0001)	0.00007 (0.0001)	0.00007 (0.0001)	0.00007 (0.0001)	-0.00002 (0.0001)	-0.00008 (0.0001)
定数	-6.443 *** (1.261)	-6.327 *** (1.732)	-6.310 *** (1.720)	-6.924 *** (1.856)	-6.516 *** (1.794)	-7.134 *** (1.902)
観察数	2448	2448	2448	2448	2448	2448
擬似決定係数	0.166	0.166	0.168	0.170	0.170	0.174
対数尤度	-187.155	-187.099	-186.730	-186.379	-186.213	-185.458

(注) 筆者作成。カッコ内はクラスター頑健標準誤差。* $p<0.05$, ** $p<0.01$, *** $p<0.001$

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

表 4.7 競合性の制度化と政権交替

	モデル1 議席占有率	モデル2 競合性	モデル3 下位類型	モデル4 与党脆弱性	モデル5 優位政党化	モデル6 全体
与党勢力全体の 議席占有率 _{t-1}	-2.320 *** (0.612)	-0.231 (1.183)	-2.351 *** (0.618)	-2.061 ** (0.618)	-2.151 ** (0.634)	-1.860 ** (0.640)
有効与党数 _{t-1}		0.762 (0.402)				
議席占有率×有効 与党数 _{t-1}		-1.251 (0.689)				
選挙実施年	3.623 *** (0.255)	3.633 *** (0.256)	3.625 *** (0.257)	3.616 *** (0.258)	3.599 *** (0.251)	3.592 *** (0.255)
議院内閣制 _{t-1}			-0.055 (0.216)			
半大統領制 _{t-1}			0.176 (0.291)			
議院内閣制にお ける与党脆弱性				0.322 (0.502)		0.339 (0.500)
半大統領制にお ける与党脆弱性 _{t-1}				0.840 (0.668)		0.926 (0.670)
優位政党化 _{t-1}					-1.152 * (0.563)	-1.217 * (0.564)
民族的分裂性 _{t-1}	-0.520 (0.401)	-0.468 (0.385)	-0.452 (0.409)	-0.452 (0.413)	-0.466 (0.406)	-0.387 (0.418)
GDP成長率 _{t-1}	-4.449 ** (1.695)	-4.360 * (1.714)	-4.407 ** (1.707)	-4.538 ** (1.697)	-4.440 ** (1.702)	-4.537 ** (1.707)
アフリカ	0.209 (0.427)	0.227 (0.405)	0.053 (0.496)	0.162 (0.500)	0.160 (0.418)	0.099 (0.491)
中東	1.679 *** (0.421)	1.717 *** (0.424)	1.656 *** (0.434)	1.659 *** (0.436)	1.685 *** (0.399)	1.662 *** (0.415)
アジア	0.821 * (0.377)	0.872 * (0.354)	0.773 (0.396)	0.828 * (0.400)	0.823 * (0.365)	0.829 * (0.386)
西欧	0.291 (0.282)	0.379 (0.274)	0.218 (0.314)	0.224 (0.312)	0.315 (0.262)	0.240 (0.296)
旧共産圏	1.427 *** (0.338)	1.476 *** (0.318)	1.281 *** (0.352)	1.279 *** (0.346)	1.433 *** (0.326)	1.268 *** (0.337)
米州	0.569 * (0.232)	0.618 ** (0.207)	0.517 (0.279)	0.679 * (0.295)	0.562 ** (0.212)	0.677 * (0.276)
支配連合の経年 t-1	0.079 (0.053)	0.082 (0.054)	0.080 (0.054)	0.083 (0.054)	0.118 * (0.054)	0.125 * (0.056)
支配連合の経年 の二乗 _{t-1}	-0.006 * (0.002)	-0.006 * (0.002)	-0.006 * (0.002)	-0.006 * (0.002)	-0.006 * (0.002)	-0.006 * (0.002)
支配連合の経年 の三乗 _{t-1}	0.00008 ** (0.00003)	0.00009 ** (0.00003)	0.00008 ** (0.00003)	0.00009 ** (0.00003)	0.00007 * (0.00003)	0.00008 * (0.00003)
定数	-3.103 *** (0.547)	-4.444 *** (0.842)	-3.055 *** (0.541)	-3.415 *** (0.582)	-3.337 *** (0.571)	-3.688 *** (0.602)
観察数	2448	2448	2448	2448	2448	2448
擬似決定係数	0.371	0.374	0.371	0.372	0.373	0.374
対数尤度	-576.773	-573.973	-576.246	-575.844	-574.871	-573.733

(注) 筆者作成。カッコ内はクラスター頑健標準誤差。*p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

表 4.8 競合性の制度化と与党勢力内の執政代表者の交替

	モデル1 議席占有率	モデル2 競合性	モデル3 下位類型	モデル4 与党脆弱性	モデル5 優位政党化	モデル6 全体
与党勢力全体の 議席占有率 _{t-1}	2.047 * (1.019)	-3.166 ** (1.116)	-3.424 *** (0.840)	-2.985 * (1.232)	-3.331 ** (1.102)	-3.130 * (1.217)
有効与党数 _{t-1}		-1.339 ** (0.438)	-1.385 *** (0.354)	-1.409 ** (0.415)	-1.329 ** (0.430)	-1.402 ** (0.409)
議席占有率×有効 与党数 _{t-1}		2.504 ** (0.155)	2.598 *** (0.577)	2.632 *** (0.699)	2.492 ** (0.743)	2.625 *** (0.692)
選挙実施年	0.690 *** (0.155)	0.713 *** (0.155)	0.709 *** (0.154)	0.705 *** (0.153)	0.728 *** (0.155)	0.717 *** (0.153)
議院内閣制 _{t-1}			0.131 (0.487)			
半大統領制 _{t-1}			0.439 (0.517)			
議院内閣制にお ける与党脆弱性				0.482 (0.735)		0.520 (0.722)
半大統領制にお ける与党脆弱性 _{t-1}				1.387 (0.767)		1.370 (0.754)
優位政党化 _{t-1}					0.722 (0.507)	0.666 (0.496)
民族的分裂性 _{t-1}	0.249 (0.725)	-0.243 (0.483)	-0.108 (0.480)	-0.100 (0.485)	-0.283 (0.479)	-0.141 (0.481)
GDP成長率 _{t-1}	-1.158 (1.688)	-1.527 (1.851)	-1.480 (1.860)	-1.581 (1.837)	-1.486 (1.840)	-1.555 (1.829)
アフリカ	0.307 (0.540)	0.413 (0.445)	0.276 (0.560)	0.304 (0.504)	0.443 (0.450)	0.347 (0.504)
中東	0.320 (0.440)	0.261 (0.413)	0.183 (0.421)	0.181 (0.441)	0.248 (0.423)	0.172 (0.449)
アジア	0.328 (0.385)	0.365 (0.363)	0.334 (0.415)	0.349 (0.389)	0.352 (0.372)	0.344 (0.395)
西欧	0.479 (0.333)	0.184 (0.250)	0.076 (0.265)	0.052 (0.260)	0.156 (0.264)	0.034 (0.273)
旧共産圏	0.984 ** (0.307)	0.900 ** (0.295)	0.686 * (0.349)	0.635 (0.342)	0.879 ** (0.306)	0.631 (0.350)
米州	-0.215 (0.259)	-0.273 (0.222)	-0.194 (0.499)	-0.144 (0.368)	-0.288 (0.235)	-0.145 (0.373)
支配連合の経年 t-1	0.056 (0.044)	0.075 (0.048)	0.074 (0.048)	0.076 (0.048)	0.040 (0.047)	0.045 (0.046)
支配連合の経年 の二乗 _{t-1}	-0.0003 (0.002)	-0.001 (0.003)	-0.001 (0.003)	-0.001 (0.003)	-0.0006 (0.003)	-0.0006 (0.003)
支配連合の経年 の三乗 _{t-1}	-0.000003 (0.00004)	0.000005 (0.00003)	0.000003 (0.00004)	0.000004 (0.00003)	0.000005 (0.00003)	0.000005 (0.00004)
定数	-3.026 *** (0.791)	-1.026 (0.626)	-1.050 (0.783)	-1.377 (0.896)	-0.808 (0.617)	-1.195 (0.888)
観察数	2448	2448	2448	2448	2448	2448
擬似決定係数	0.079	0.107	0.109	0.111	0.108	0.112
対数尤度	-957.414	-928.483	-926.302	-924.550	-926.985	-923.281

(注) 筆者作成。カッコ内はクラスター頑健標準誤差。*p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

第4章 権威主義体制下の単一政党優位と体制変動

はない。すなわち、民主主義体制においては与野党間の政権交替も支配連合の転換に該当するのである。加えて、執政代表者の交替には、政治体制間の変動や与野党間の政権交替に伴う指導者の交替だけでなく、単独与党にせよ連立与党にせよ、同一支配連合内の執政代表者（大統領や首相）の交替もありうる。統計分析の結果、民主主義体制の事例群の場合、競合性の制度化が体制変動（権威主義体制化）だけでなく与野党間の政権交替や同一支配連合内の執政代表者の交替にも因果効果を与えていることが明らかになった²⁰。

第一に、与野党間の政権交替（表 4.7）に関して、与党勢力全体の議席占有率は政権交替に対して負の符号で統計的に有意である。これは議席占有率が高いほど、政権交替しにくいを表すものであり、民主主義体制下の政党政治に関する一般的な直観とも合致する。加えて、優位政党化と GDP 成長率も負の符号で統計的に有意である。民主主義体制下の優位政党に関する様々な研究が長年論じてきたように、この分析結果は与党勢力の政治的優位と経済的優位が政権の長期化に寄与することが統計的に実証されたことを意味する。

第二に、同一支配連合内の執政代表者の交替（表 4.8）に関して、競合性の制度化が様々な因果効果を与えていることが分かる。まず、与党勢力全体の議席占有率は負の符号で統計的に有意である。これは議席占有率が高いほど執政代表者の交替が起きにくいことを意味する。しかし、その一方、議席占有率と有効与党数の交互作用項は正の符号で統計的に有意である。これは議席占有率が高くても、有効与党数（連立政権への加盟政党）が多くなるほど、執政代表者の交替が起こりやすいことを表す。この因果効果の解釈としては、議席占有率に余裕があるほど、与党第一党内での後継指名や連立与党内での輪番を行ないやすくなることを想定できる。例えば、非公式の連立合意（マジック・フォーミュラー）に基づくスイスの事例はその最たるものと言えるだろう。また、GDP 成長率は一貫して統計的に有意ではない。そのため、経済成長は与野党間の対立には意味を持つが、与党勢力内の力学には意味を持たないと言える。

このように、競合性の制度化は、権威主義体制と民主主義体制の事例群ではそれぞれ異なった形で政党政治に影響を及ぼすのである。

²⁰ 政権交替と同一支配連合内の執政代表者の交替に関する変数の操作化については巻末付録を参照。

第5章

権威主義体制下の単一政党優位と 名目的合意形成

——協議の場の制度設計とその効果の多様性——¹

1. 問いの設定： 与野党間の協議の場の併設

権威主義体制（とりわけ、複数政党制を採用しているか、少なくとも実質的に政党政治を認めている権威主義体制、すなわち、単一政党優位の領域）においては、与党勢力が憲法や選挙法など重要な政治的争点を協議するために常設の議会と並んで特設の合意形成の場を設置し、野党勢力（の少なくとも一部）に参加を求めることがある。それはなぜか。第2章第2節でも触れたように、常設の審議の場である議会は、野党勢力の取り込みの手段として権威主義体制の現状維持に寄与すると論じられることが多い（特に Gandhi 2008）。しかし、常設の審議の場と特設の合意形成の場の併設が権威主義体制下の政党政治に果たす役割は必ずしも検討されていない。与党勢力は、屋上屋を架しているようにも見える複数の政治制度をどのように使い分けるのか。また、一概に特設の合意形成の場と言っても、野党勢力の参加の規模や設置期間の違いから様々な形状を取りうる。その違いは政党政治にどのような効果を与えるのか。

本章では、中東諸国に見られる与野党間の「国民対話」(*al-Hiwār al-Waṭanī / national dialogue*) の試みを手掛かりに、常設の議会と特設の合意形成の場の併設が権威主義体制下の政党政治に与える効果、すなわち、名目的合意形成

¹ 本章の内容は、今井（2008; 2012c）を加筆修正したものである。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

(nominal consensus-building) の多種多様な働きを明らかにする。与野党間の合意形成は、比較民主化論で特に注目された「協定」(political pacts)を始め、これまで世界中で様々な試みが見受けられた。そのような中でも、中東諸国の多くの政権が重要な政治的争点を協議するために野党勢力に持ちかけた「国民対話」は、特設の合意形成の場の代表例と言える。

例えば、2011年1月14日のチュニジアのベン・アリー政権の崩壊を端緒とする中東地域全域の権威主義体制の同時多発的な不安定や変化や崩壊、いわゆる「アラブの春」以降、多くの国々が「国民対話」を称する一定の合意形成を野党勢力に持ちかけた。エジプトでは2011年1月29日に任命されたばかりのウマル・スレイマーン副大統領主導で2月6日に「国民対話」が開催された。有力なイスラーム主義団体のムスリム同胞団 (*al-Ikhwān al-Muslimīn* / Muslim Brotherhood) を筆頭に、世俗野党、エルバラダイ・IAEA元事務局長、財界代表者など、様々な人物が参加し、大統領選挙や憲法修正に関する協議を画策した (*al-Masry al-Youm* 6 Feb. 2011)。しかし、若者を主体とする民衆運動が部分的な妥協や譲歩では満足せず、あくまで大統領の退陣を求めた結果、政権崩壊に歯止めをかけることはできなかった(2010年11月の議会選挙後から2011年2月中旬までのムバーラク政権末期の展開に関しては第6章・補論も参照)。

イエメンでは、当初、サーレハ大統領と与党・国民全体会議 (*al-Mu'tamar ash-Sha'bi-l-Āmm* / General People's Congress, GPC) は野党勢力に連立政権の樹立を提案していた (*Yemen Times* 11 Mar. 2011)。その提案が拒否された後も湾岸協力機構の仲介を受けながら野党勢力との交渉を断続的に続け、11月23日に権限移譲の仲介案に署名するに至った。また、ヨルダンのアブドゥッラー国王は、3月、自由の拡大と物価の抑制を求めた民衆運動の高まりを踏まえて「国民対話委員会」を設置し、イスラーム行動戦線 (*Jabha al-'Amal al-Islāmī* / Islamic Action Front, IAF) などの各党代表者、政策担当者、政治活動家と憲法修正や比例代表制の導入に関する協議を進めた (*Jordan Times* 23 Mar. 2011; cf. 吉川2014)。さらに、バハレーンの「国民対話」は、王室とスンナ派支配エリートと、王政打倒を求めた多数派のシーア派の野党勢力との確執によって2月に一度頓挫したが、6月に再開し、シーア派の事実上の多数派政党であるウィファーク (*Jama'īya al-Wifāq al-Waṭanī al-Islāmīya*) を含む様々な政治勢力が協議に参加

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

した (*Gulf News* 10 Jul. 2011)。

しかし、中東諸国の支配者・与党勢力が野党勢力との合意形成に意欲を示したのは、2011年のように地域全域に政情不安が波及したときだけではなく。むしろ、平時において常設の議会と並んで合意形成の場を特設し、野党勢力(の少なくとも一部)に協議への参加を持ちかけた。与党勢力はその協議を利用し、民主的な正統性の確保や野党勢力の懐柔を試み、政権の安定を図った。このような特設の合意形成の場をめぐる政治過程は、同じような権威主義体制と見なされている国々の間でも様々である。合意形成の形状が違えば、権威主義体制下の政党政治に異なる効果が生じうる。合意形成に関する論点は、従来の権威主義体制の制度分析では必ずしも注目されず、常設の審議の場にせよ、特設の協議の場にせよ、一様に野党勢力の取り込みによる体制存続の手段として一緒くたに考えられがちであった (Gandhi 2008; 浜中 2009)。

これに対して、本章は、常設の議会と並んで設置される特設の合意形成の場が権威主義体制下の政党政治に様々な働きをすることに着目する。とりわけ、①合意形成の多様性(協議の種類の問題)と、②時間的視点(協議の過程の問題)という、先行研究の2つの論点の不備を指摘し、分析射程を「常設の議会→野党勢力の取り込み」という単線的な関係から「常設・特設の多様な合意形成の場→政党政治への多様な働き」という複線的な関係へと拡張することを試みる。そのため、特に議論の俎上に載せるのは、「名目的合意形成は権威主義体制の長期的存続にどのように寄与するのか」という体制存続の問題ではなく、「名目的合意形成の形状の違いは長期間存続している権威主義体制において与野党間の関係にどのような影響を与えるのか」という政党政治の問題である。

本章の構成は以下の通りである。まず、第2節では、理論的枠組みとして名目的合意形成の背景と動機を論じ、それを踏まえて特設の合意形成の場を規模と期間の違いから分類する。第3節では、合意形成の形状の違いが権威主義体制下の政党政治に異なる効果を生むことをイエメンとエジプトの事例から論じる。最後に第4節では、今後の論点を取り上げて本章の議論を締め括る。

2. 理論的枠組み： 合意形成の制度設計と効果の多様性

(1) 合意形成と名目的合意形成

そもそも合意形成とは何か。公共政策の分野では合意形成は「ある事象に対して、その利害関係者による意見の一致を図る過程」（今田 2011: 17）として定義される。また、政策実務の手引書では合意形成の手順として、①（利害関係者の）招集、②（個人資格や代表者としての）役割と責任の分担、③集団問題解決の促進（提案・対案の検討）、④合意の達成、⑤約束の実行、という5つの段階が強調される（サスカインド・クリックシャンク 2008: 27-35）。合意形成とは、形式的には直接の利害関係者が一堂に会し、実体的には共通の問題に関して一定の結論を導き出すための過程を指すのである（cf. 森田 2006: 7-52）。

これに対して、中東諸国に見られる「国民対話」は合意形成の手順として、憲法修正や政治改革を争点に与野党という直接の利害関係者が一堂に会するという形式的側面を適えながらも、肝心の約束の実行という実体的側面を適えているとは必ずしも言えない。権威主義体制下の「国民対話」は往々にして「国民」との「対話」とは言い難い。すなわち、合意形成とは名ばかりであり、実際には別の意図を含んでいるか、そうした意図がなくても別の結果を招くことが多いのである。

本稿では、このように形式的側面を適えながらも、必ずしも実体的側面を適えていない権威主義体制下の合意形成の試みを名目的合意形成と名付けたい。名目的合意形成は「権威主義体制下の単一政党優位を確立している与党勢力が野党勢力の少なくとも一部と一定の合意を形成するために議会内外に設ける制度装置」として定義できる。とりわけ、定義上、与党勢力は対等な交渉ではなく非常に優位な立場から野党勢力に協議を持ちかける。公共政策の一般的な文脈であれば、「一方の力が圧倒的に強い場合には、強者には交渉に臨むインセンティブは生まれない。交渉でものを決めるよりも、自らの決定を強行すればよいからである」（原科 2011: 69）と考えられがちであるが、権威主義体制下の与

党勢力は優位な立場で君臨していても無理には独断専行せず、野党勢力との一定の合意形成に意欲を示すというのが、名目的合意形成の趣旨である。

(2) 名目的合意形成の背景と動機

権威主義体制下においてこのような（名目的）合意形成が試みられるようになった背景として 1970 年代中頃以降の単一政党優位の領域の拡大を挙げることができる。第 2 章第 2 節で論じたように、1970 年代中頃から 1990 年代中頃にかけて政治体制全般の事例群を広く眺めてみると、権威主義体制は減少傾向にあるが、その権威主義体制の事例群に焦点を絞ってみると、その内実は大きく変化し、複数政党制を採用しているか、少なくとも実質的に政党政治を認めている事例が急増した。このことは与野党の両陣営が議会や選挙という公式制度上の競争の場で対峙する場面が増えたことを意味する。

しかし、その一方、第 3 章で論じたように、多くの与党勢力は単一政党優位の領域において確固とした政党組織に基づく支配エリートの利害調整と民衆の動員によって複数政党制導入後最初の選挙で公式の政治的権力（政治的優位）を獲得した。このような政治的優位を獲得できれば、公共資源を活用して特定の支持基盤に経済的恩恵を与えること（経済的優位）が可能になり、その利益誘導によって社会的ネットワーク（社会的優位）が発達し、政治的支持の動員（さらなる政治的優位）が容易になる。すなわち、優位の好循環である。政治・経済・社会という 3 つの側面が相互に関連し、長期的に相互補強することによって、与党勢力は常に暴力的措置を講じることなく、野党勢力に対して圧倒的な優位に立つことができる。

これに対して、野党勢力は弱くてばらばらな立場に置かれてしまう。その弱さは与党勢力の立場とは裏返しと言えるような状態、つまり、政治的・経済的・社会的な劣位を余儀なくされることに起因する（Shils 1971）。政治的な優位を占めていないため、公共資源を活用できず、特定の支持基盤を優遇するような政治活動に関与しにくい。経済的な不遇は社会的なネットワークの構築を難しくし、政治的支持の動員が難しくなる。その結果、野党勢力はさらに弱くなってしまふ。野党勢力には劣位の悪循環が生じうるのである。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

このように圧倒的な立場で君臨している与党勢力が複数の野党勢力の存在を利害関係者として容認・黙認しているという状況は、名目的合意形成の重要な背景である。一般的に言えば、体制側が優位を占めやすく、野党勢力側が弱さに苛まれやすい状況では与党勢力は野党と協議しなくても政策を独断専行できるだろう。しかし、野党勢力との対峙の場面が増えたため、与党勢力が圧倒的な優位に立っていても国内外から民主的な正統性を得るためには重要な政治的争点をめぐって常設の審議の場（議会）から野党勢力全体を締め出すことは難しくなった。

与党勢力が議会で絶対安定多数の議席を常に保持し、審議を独断専行に進めることは民主的正統性の獲得の足枷になりうるが、その一方、野党勢力の大幅な議席増を安易に認めれば、それは審議過程の頓挫、体制の不安定化、ひいては体制変動のきっかけになりかねない。野党勢力との協議による民主的正統性の獲得と議席の安定的維持、この2つの目的を両立させる手段として活用されるのが、特設の合意形成の場なのである。与党勢力は常設の議会において議席の絶対安定多数を保ちながら、特設の合意形成の場に野党勢力の参加を呼びかけ、その時々的重要な争点を協議し、一定の民主的正統性を確保しようとする。

しかし、権威主義体制の制度分析の知見を踏まえると、特設の合意形成の場ではなく、常設の審議の場としての議会が野党勢力との利害調整の場として機能し、政策的譲歩によって野党勢力を取り込むのに用いられると考えられている（Gandhi 2008）。体制側が武力だけで野党勢力を排除するのは難しい。特に野党勢力の政治活動をすでに実質的に認めている権威主義体制の場合、体制側はむやみに暴力的措置を講じて国内外の反発を招くより野党勢力の反体制的行動を事前に抑止し、現政権に取り込むほうが無難であると想定される。とはいえ、与党勢力内の対立派閥には金銭や役得などの直接的な便宜を供与することで懐柔できるが、野党勢力の懐柔のために公然と金銭的な便宜を図ることは難しい。そこで体制側は議会での政策的譲歩を通じて野党勢力に間接的に協力を求めることになる。体制側からの譲歩の申し出は、野党勢力にとっても政権への抵抗の表れと見なされることなく、自らの要求を公的な舞台上で表明できる絶好の機会と言えるだろう。

それでは、ムバーラク政権下のエジプトやサーレハ政権下のイエメンのよう

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

に、大多数の野党勢力の政治参加をすでに認めている場合、常設の議会はこのような機能を十分に果たすことができるだろうか。下院と上院を使い分けることもできるかもしれない。しかし、上院を新たに設置する場合、それ自体が大きな政治的争点になりかねない。加えて、すでに上下両院を常設している場合、臨機応変に野党勢力を取り込むための手段として活用できないかもしれない。

そのため、与党勢力にとっては政策審議の場を新たに常設するより合意形成の場を臨機応変に特設するほうが手軽に実行できる。また、所期の目的を達成するか、もしくは都合が悪くなれば、その合意形成の場を臨機応変に放棄することもできる。体制側が屋上屋を架すように合意形成の場を特設しようとする動機は、このように政治制度を併設したときの使い勝手の良さにある。野党勢力の政治参加の容認のために常設の議会を活用し、実際の制度設計のために特設の合意形成の場を活用するというように、協議に関する政治制度を目的別に使い分けることができるのである。

(3) 合意形成の多様な形状

単一政党優位の領域に含まれる各国の与党勢力が同じような背景や同じような動機を共有していても、各国・各時期に試みられる合意形成の形状は多種多様である。権威主義体制下の合意形成の場は、野党勢力の参加の規模と設置期間という2つの次元によって、いくつかの形状に分類できる。表5.1はその類型と具体例である。

まず、一概に与野党間の合意形成と言っても、その協議に参加できる野党勢力の規模に違いが見られる。その規模の違いを大きく二分すると、一部の勢力だけに参加が認められる場合と、全ての勢力に参加が認められる場合がありうる。この規模の違いは政党政治に対して異なる意味を持つ。野党勢力全体を包摂すれば、それは体制側が野党勢力側への配慮と民主的正統性への関心を演出するのに役立つが、その機会を活かして野党勢力が現体制に対して一致団結する可能性も捨てきれない。これに対して、一部の参加だけを認めれば、合意形成の場を野党勢力の分断（分割統治）に役立たせることができる。エレン・ラスト＝オカルが争議構造（structure of contestations）のタイプの1つとしてヨルダ

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

表 5.1 権威主義体制下の合意形成の場

		期間		
		特設		常設
		短（～1年）	長（1年～）	
野党勢力の参加の規模	小	「国民対話」(エジプト・2005年) 「小委員会」(エジプト・2007年)	「国民協定」(チュニジア)	議院常任委員会（委員職）
	大	「国民憲章」(ヨルダン)	「国民会議」(トーゴ) 「国民対話」 (イエメン・2007年以降)	連立政権・挙国一致政権 (閣僚職・大統領評議会) 「国家経済諮問評議会」 (マレーシア)
	全			「人民政治協商会議」 (中国)

(注) 筆者作成。

ンとモロッコの事例から説明したように、政治参加を一部の野党勢力にのみ認めた場合、参加を認められた野党は選挙への参加の容認や議員特権の確保などの限られた既得権益を失ってしまうことを恐れ、現政権への強硬な反発や他の野党との一致団結が難しくなる (Lust-Okar 2005)。そのため、野党勢力の分断は体制存続に寄与しやすいと考えられる。とはいえ、一概に「一部の野党勢力の参加」と言っても、野党勢力の包摂の範囲を広げるほど、分断効果は小さくなる（に対して、包摂の範囲を狭めるほど、分断効果は大きくなる）と想定される。表 5.1 では主要野党のごく一部の参加の場合を小、大多数の参加の場合を大と見なした。

次に、一概に与野党間の合意形成と言っても、その協議の場の設置期間に違いが見られる。設置期間が短いほど与党勢力の目的に沿って（強引に）協議を進めやすいため、政策協議の達成という当初の意図通りの効果が表れやすい。これに対して、設置期間が長くなるほど、与野党の両陣営のアクターの選好の変化や環境の変化を受けて、体制側の当初の意図とは異なる結果を招く可能性が高まる。歴史的制度論の観点から政治制度の長期的効果を体系化したポール・ピアソンが論じたように、同じ制度装置であっても、設置期間が長引くにつれて「環境の変化が政治制度の機能、社会的アクターの関心、あるいはその両方を変えるかもしれない」(Pierson 2004: 108-122) からである。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

この設置期間の長期化には、戦略による引き延ばしと、不作為による長引きという2つの状況を想定できる。前者は合理的計算に基づく行動であり、後者は不注意で招いた結果である。概して開会期間が定められている常設の議会であれば、与党勢力は審議の進行を会期末まで引き延ばし、野党勢力との協議に極力応じないで済ます（つまり、独断専行で制度設計を押し付ける）という戦略を取ることも可能である。しかし、特設の合意形成の場合、議席の安定的維持と民主的正統性の獲得を念頭に特定の政治的争点に関して体制側から野党勢力へ協議を打診しつつ、その協議にいつまでも応じないでいるという戦略は合理的判断としては考えにくい。むしろ、臨機応変に設置・放棄できるはずの合意形成の場をあえて長引かせることは野党勢力の選好の変化や主張の硬化、ひいてはボイコットを招きかねず、政策協議の達成という所期の目的の達成を難しくしてしまう。そのため、特設の合意形成の場は、戦略にせよ、不作為にせよ、設置期間が長期化するほど体制側の意向が反映しにくくなってしまう。表5.1では、閾値を境に合意形成の意味合いが大きく変質するわけではないが、便宜上、1年を目途に設置期間を短期と長期に区切った。

この2つの次元の組み合わせ方の違いから政党政治への効果を整理すると次のように言える。第一に、小規模・短期の協議は野党勢力への分断効果が強く、体制側の意図通りの効果が表れやすい。次節で論じるエジプト第一共和政における2つの名目的合意形成、すなわち、政治改革関連法案の協議のために設置された「国民対話」（2005年）と、憲法の一部修正のために人民議会に設置された「小委員会」（2007年）が該当するのはこの類型である。

第二に、大規模・短期の協議は、野党勢力への分断効果は弱くても体制側の意図通りの効果が表れやすい。ヨルダンの「国民憲章」の起草をめぐる政治過程（1991年）はこの類型に該当する。当時、議会政治を再開し、野党勢力としてイスラーム行動戦線が多くの議席を獲得した状況において、フセイン国王は執政府の長としての国王の権限と今後の議会政治の枠組みを明確にするために総勢60人で構成される起草委員会を設置した。その中には、王党派だけでなく、ムスリム同胞団とヨルダン共産党という、イスラーム主義右派と世俗主義左派の両方を含む様々な野党勢力も委員に含まれていた。与野党間の交渉の結果、世襲に基づく君主政、国家宗教としてのイスラーム、社会保障の拡大、政

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

党政治などが「国民憲章」として定められた（Mufti 1999）。その内容は、当時伸張しつつあった野党勢力に対する政策的譲歩である一方、現体制の大枠を制度的に保障するものであった。

第三に、小規模・長期の協議は、野党勢力への分断効果は大きい、体制側の意図通りの効果は表れにくい傾向にある。チュニジアの「国民協定」の起草をめぐる政治過程（1988年）は、形式上、この類型に該当する。1988年11月7日に発表された「国民協定」は、その1年前の1987年11月7日にベン・アリ大統領が健康問題を理由に前任のハビーブ・ブールギバ大統領を合法的に辞任に追い込んだ立憲政変以降に、政治犯の恩赦、政党法の制定、終身大統領制の放棄などの様々な措置を矢継ぎ早に講じる中で起草された。協定作成の協議には様々な政治・経済団体が参加し、与党・立憲民主連合や公式野党の社会民主運動、共産党、連合民主連盟、社会自由党、社会進歩連合の各党を始め、チュニジア労働総連合、チュニジア工業・商業・手工業連合会、チュニジア全国女性連合会、チュニジア人学生総連合、チュニジア学生総連合など、合計16団体が協定に署名した。しかし、国内最大のイスラーム主義勢力であるナフダ党は協議に参加せず、イスラーム主義者は個人資格で参加するに留まった（Anderson 1991: 253-257; Murphy 1999: 173-177）。

「国民協定」は、主に国民アイデンティティー、政治体制、経済開発、外交という四部で構成され、「民主主義の基盤の敷設と法の支配の定着という移行的・決定的段階」の遵守が謳われた²。立憲民主連合は「国民協定」において政治的包摂を謳いつつも、比例代表制の導入を求める野党勢力には配慮せず、あ

² 第一に、国民アイデンティティーに関して、伝統的なイスラーム・アラブの特徴と近代国家改革の両立が謳われ、前政権から定められている女性の権利の保障が改めて明示された。第二に、政治体制に関して、「一党制、様々な組織の排除、権力の個人化、当局の独占などの慣習によってこの国の憲法は侵害されてきた」と前政権を批判し、権力分立・人権・基本的自由の重要性が明記された。とりわけ、表現・出版・信教・集会・結社などの自由の保障が掲げられ、自由で公平な選挙の定期実施、民主主義の保障、マイノリティーの保護、市民の政治教育に果たす政党・全国組織の役割が強調された。第三に、経済開発に関して、納税の義務、公共部門と民間部門の両立、科学技術の進行による農業開発の促進、低開発地域への企業誘致などの理念が掲げられた。第四に、外交に関して、アラブ世界の統一やパレスチナの大義の全面的支持、アラブ連盟や国連におけるチュニジアの積極的役割の支持が謳われた。「国民協定」の内容は理念の表明に留まる部分が多いが、複数政党制に基づく多元主義の創出や低開発地域への開発の拡大など、総じて政治的・経済的・社会的包摂を重視していることが窺える。「国民協定」のフランス語訳全文は http://www.tunisie.info.com/references/pacte/pacte_sommaire.html を参照。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

くまで現行の政党リスト制（有権者が個々の候補者名簿に投票し、過半数の票を獲得した政党が当該選挙区の全議席を獲得する）を維持した（Angrist 1999: 97）³。与党勢力が優位な立場で君臨している状況では合意形成の拘束力は低く、与野党間の協議は名目的なものに過ぎなかったのである。

第四に、大規模・長期の協議は、野党勢力への分断効果は小さく、設置期間が長くなるほど政権側の当初の意図通りの効果は表れにくい。次節で論じるイエメンの「国民対話」（2007～2011年）が該当するのはこの類型である。与党・国民全体会議は選挙法の修正を旨とする一連の政治改革への民主的正統性の確保を狙ったが、協議を断続的に3年以上続けたことで政策的譲歩の実質的先延ばしという全く異なる結果を招いた。また、フランス語圏アフリカ諸国に1990年代初頭の同時期に見られた「国民会議」（national conference）という与野党間の制度的枠組み（Nwajiaku 1994）も権威主義体制下の合意形成の試みに含めることができる。とりわけ、トーゴ人民連合（*Rassemblement du Peuple Togolais / Rally for the Togolese People*）のニヤシンベ・エヤデマ政権は、1990年から1992年にかけて経済不況と民衆暴動の高まりの中で政策的譲歩として野党勢力主導の「国民会議」の開催を容認し、1991年6月12日に複数政党制の導入に伴う移行政権の樹立で合意した。しかし、同会議に参加した野党勢力のうち、国外の強硬派を中心に大統領権限の制限や政府高官の訴追などの報復的措置や野党勢力主導の統治権が採択されると、体制側は反発し、エヤデマ大統領は全ての決議を拒否することを明言した。「国民会議」は、政策的譲歩に伴う野党勢力の取り込みに役立つどころか、むしろ与野党間の対立の激化を招いた。その後、

³ 当初、立憲民主連合は「国民協定」に署名した公式野党との統一戦線の結成（共通候補者名簿の作成）を打診したが、社会民主運動などの拒否によって頓挫し、結局、1989年議会選挙では与党がこれまでと同様に全議席を獲得することになった。その後、与野党間の合意形成の場は少なくとも2回開かれたが、いずれも不調に終わった。1990年1月の会合では与党が各選挙区の議席の半数に比例代表制を導入という制度変更を提案したが、野党各党は完全な比例代表制の導入を求めて会合をボイコットした。1991年4月の会合では与党は同年実施予定の補欠選挙に議席総数を下回る候補者数しか擁立しないと提案したが、野党勢力は現政権への協力を固辞し、政治改革要求を続けた。1994年3月に実施された議会選挙は、その前年の与党・党大会で示されていた選挙制度改革案を踏まえて比例代表制が導入された。しかし、それは議席総数の12%相当分だけの導入に留まり、各選挙区で議席を獲得できなかった各党の死票の割合に応じて分配されると定められた（Tessler, Entelis, and White 1995: 433-434; Murphy 1999: 189-192, 209-213）。これは実質的に野党勢力のための議席配分であり、その限られた議席をめぐる野党勢力内の対立を助長した。つまり、立憲民主連合は、選挙制度をうまく設計することによって与党の権力維持と野党の対立の両方を達成したのである。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

エヤデマ政権は国軍の武力を背景に軍の政治関与と既得権益を保証した新憲法を起草し、大統領選挙と議会選挙を経て複数政党制の下で政治的優位を獲得するに至った（Heinbrunn 1993; 1997）。

さらに、特設の合意形成の場は、このように参加の規模や設置期間の違いによって政党政治に与える効果が大きく異なるのに加え、常設の議会以外の協議の枠組みとして、国家論におけるコーポラティズムや比較民主化論における協定とは性質が大きく異なる。コーポラティズムは、政権と労働組合・財界団体との協調関係の1つである。政党間の合意形成の場と違って、特定の政治的争点に関する協議ではなく特定の経済政策に関する協議や、体制への支持動員などの経済的動機に基づく（Bellin 2002）。

協定は、第2章第2節で詳述したように、体制側の柔軟論者と野党勢力側の穏健派が一堂に会して体制移行に向けて取引を進めることを意味する（特に O'Donnell and Schmitter 1986）。権威主義体制下の名目的合意形成は、比較民主化論の視点から見ると「協定の失敗」として受け取られることが多いが、比較権威主義体制論の視点から見ると、むしろ、権威主義体制下の存続に寄与する重要な制度装置として捉えることができる。実際、協定と名目的合意形成では与野党間の協議が行なわれる文脈が大きく異なる。前者はすでに影響力を失った体制側が最低限の既得権益を体制移行後に確保するために取引に応じることを指すのに対して、後者は体制側が政治的・経済的・社会的に優位な立場から野党勢力に協議を持ちかけることを指す⁴。従来の比較民主化論の文脈では体制側主導の合意形成の試みは民主主義体制への移行方式（第2章・表2.4を参照）の一種と見なされていたが、それらはむしろ名目的合意形成の亜種と見なしたほうが適切であると言える。

最後に、権威主義体制下には常設の合意形成の場もありうる。立法府における権力共有として、議会の常任委員会における与野党間の協議や委員職の融通は小規模の合意形成と見なせるかもしれない。さらに、執政府における権力共有として、閣僚職の分配や大統領評議会の設置は大規模の合意形成に位置付け

⁴ この点、フランス語圏アフリカ諸国に見られた「国民会議」の中でも、与野党間の協議を経て複数政党選挙による政権交替を認めたベナンの事例は協定に該当するのに対して、前述のトーゴの事例は名目的合意形成に該当する（Heinbrunn 1993; Nwajiaku 1994）。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

ることができる。2005年以降のアルジェリアの連立政権やボスニアヘルツェゴビナの大統領評議会はその一例である。また、マレーシアには、与野党、多数民族、少数民族、経営者、労働者、NGO、研究者などが長期経済計画について協議を行なう「国家経済諮問評議会」を見出すこともできる（鈴木 2010: 243-266）。このような常設の協議・利害調整の場は、総じて、名目的な合意形成というより実体的な合意形成の試みと言えるだろう。その一方、公式野党全てが参加する極端に翼賛的な合意形成の場も存在する。中国の「人民政治協商会議」は、その一例である。公式野党である民主諸党派は、同会議の委員に名を連ね、名目上、共産党の政策決定に対する「監督」機能を果たしているとされる（高橋 2004）。

これらの合意形成の場は、特設・常設いずれにせよ、議会と併設する制度装置である。それゆえ、常設の議会の審議と、特設（ないしは常設）の合意形成の場という複数の制度を与党勢力がどのように使い分けるのかという問題を常に内在する。同じ名目的合意形成の場と言っても、形状が違えば、常設の議会との関係も変わってくる。次節では、表 5.1 でも触れたサーレハ政権下のイエメンの「国民対話」（大規模・長期の協議）と、ムバーラク政権下のエジプトの「国民対話」・「小委員会」（小規模・短期の協議）という対照的な事例から、名目的合意形成の働きの違いをさらに詳細に明らかにする。

3. 事例分析

(1) イエメン：選挙法修正をめぐる議会審議と「国民対話」の交差

イエメンの与党・国民全体会議は、サーレハ大統領の下、1990年の南北統合から20年以上（北イエメン時代を含めると30年以上）に渡って政治的権力を保持している。同党は、与党の組織構造として支配エリートの利害調整と民衆の動員という両方の機能を備え、単一政党優位を確立した典型的事例である（cf. 川嶋 2013）。この長期政権下の政党政治の構図は、主に3つの時期に分けるこ

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

とができる。「国民対話」という特設の合意形成の試みは、その与野党間の協力と角逐の長期的過程の一端に位置付けられる。

第一の時期は、連立政権の樹立から単独政権の確立までの 1990 年代前半から後半までの期間である。南北統合直後に連立政権を樹立したのは、南北イエメンの旧与党である国民全体会議とイエメン社会党 (*al-Hizb al-Ishtirākī al-Yamani / Yemeni Socialist Party, YSP*) の両党と、1993 年の議会選挙で第二党に躍進したイスラーハ党 (*al-Islah Party*)⁵ の 3 つの政党であった (イエメンの議会選挙の結果は表 5.2 を参照)。この時期、主要政党間の協議は、閣僚職の分配や大統領評議会の設置という常設の合意形成の場で図られていたが、それは長くはもたなかった。国民全体会議との対等な権力共有を望んだ社会党は、副大統領職や閣僚職の割り当てに満足せず、南部の分離独立を持ち出しながら国民全体会議に譲歩を迫った。この交渉は不調に終わり、1994 年 5 月の南北イエメン間の内戦を経て、社会党は連立与党の座を追われた。その後、国民全体会議とイスラーハ党も議会での汚職追及などをめぐって亀裂が生じ、1997 年の議会選挙での候補者調整の不調と同選挙での国民全体会議の単独過半数の獲得を経て、両党は連立関係を正式に解消した。この結果、国民全体会議は単独与党としての地歩を固めることとなった (Sharif 2002; Schwedler 2004: 217-221)。

第二の時期は、単独与党と野党連合の緊張関係が徐々に高まった 1990 年代末から 2000 年代前半までの期間である。1990 年代早々に下野した社会党は、ナセル人民統一党、ハック党、バアス党、人民勢力同盟、イエメン統一集会、立憲自由党と野党勢力高等調整評議会 (*Majlis al-Tansīq al-'Ala' li-Aḥzab al-Mu'arīdat / Higher Coordination Council for the Opposition Parties*) を結成し、政権への反対姿勢で他党との共同歩調を取り始めていた。1997 年議会選挙以降、イスラーハ党が政権を離れると、野党各党は急速に接近し始めた。特に、大統領の任期延長などを定めた 2001 年の憲法修正への反発を契機に、高等調整評議会とイスラーハ党は様々な会合で信頼関係を醸成し、包括的な野党連合を結成した。それが合同集会連合 (*Aḥzāb al-Liqā' al-Mushtarak / Joint Meeting Parties*,

⁵ イスラーハ党は、イスラーム主義勢力のムスリム同胞団と保守的な部族エリートを母体に 1990 年に結成された政党であり、党首にはサーレハ大統領と同じ部族連合の有力者のシャイフ・アブドゥッラー・イブン・フセイン・アル＝アフマルが就任した (Schwedler 2004)。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

表 5.2 イエメンの議会選挙の結果

	1993年	1997年	2003年
国民全体会議	122	187	229
イスラーハ党	63	53	46
イエメン社会党	56	0	7
バアス党	7	2	2
ハック党	2	0	0
ナセル人民統一党	1	3	3
ナセル民主党	1	0	0
ナセル修正党	1	0	0
無所属	48	54	14
合計	301	299	301

(注) Glosemeyer (1993), Sharif (2002), Hawthorne (2003)に基づく。

JMPs) である (Browers 2007: 567-570)。

この野党連合にはイデオロギーの垣根を越えて、社会主義者、イスラーム主義者、ナセル主義者、バアス主義者、ザイド派の各勢力が結集した。2003年8月には議会の審議で統一行動を取り始め、小選挙区制から比例代表制への変更や、体制寄りの選挙管理委員会の人選の変更を提案するようになった (*Yemen Observer* 30 Aug. 2003)。特に、この JMPs の存在感の高まりを印象付けたのは、2006年大統領選挙であった。大統領候補の擁立に向けて JMPs は2005年11月に「政治改革・国家改革のための合同集会の綱領」と題した声明を発表し、議院内閣制の導入や個人支配の放棄などを掲げた幅広い政治改革を要求した (*Yemen Observer* 25 Nov. 2005; Browers 2007: 565)⁶。加えて、2006年2月には大統領選挙での公平な運営を保証するため選挙管理委員会の人員構成の変更を求めるようになった (*Yemen Observer* 2, 25 Feb. 2006; *Yemen Times* 19 Feb. 2006)。9月、JMPs は統一候補としてファイサル・ビン・シャムラン元石油相を擁立し、21%の票を獲得した。この善戦は与党に対する JMPs の対決姿勢を助長し、議会での法案審議に膠着状態を引き起こすことになった。このような常設の審議の場における膠着状態は特設の合意形成の場を新たに設置する機運を高めた。

⁶ この時期、国民全体会議はすでに政治改革に関する「国民対話」を JMPs に打診していたが、JMPs は議題に様々な条件が加えられたことに難色を示し、部分的な改革で妥協することを避けるため、会合への参加を控えた (*Yemen Observer* 23 Apr.; 26 Dec. 2005)。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

そして、イエメンの政党政治の第三の時期は、このような機運の高まりを受けて与党が特設の合意形成の場として「国民対話」への参加を野党側に積極的に持ち掛け始めた2000年代後半以降の期間である。2007年2月、与党側が「国民対話」を呼びかけると、JMPsも政党政治の膠着という「崩壊から国民を救済し、トンネルの暗がりから抜け出す」ためとして、その提案を歓迎した（*Yemen Observer* 5 Feb. 2007）。当時、与党は、常設の議会で安定多数の議席（301議席中238議席）を保っていたにもかかわらず、大統領選挙後の膠着状態を打開し、法案審議に関して野党勢力との協議という民主的正統性を得る必要があった。それに対して、大統領選挙で一定の批判票を集めながら、議会で存在感を示さないでいた野党勢力にとって、この提案は政策立案に関与できる絶好の機会であった⁷。「国民対話」はこの両陣営の思惑が一致して設置されたのである。

「国民対話」の初会合は3月19日に開催された。議席を有する全ての政党が出席し、与野党は、①EU選挙監視団による大統領選挙報告書の精査、②二院制導入のための憲法修正、③県知事選挙・市長選挙の導入のための地方評議会法の修正、④職能組合と報道機関の自由の保障、⑤経済政策、という包括的な議題を協議することで合意した（*Yemen Times* 22 Mar. 2007; *Yemen Observer* 27 Mar. 2007）。4月に入ると、社会党が内戦被害者に対する国家賠償や当時の軍人・文民の役職復帰という15年来の問題を強硬に主張したことで協議は一時頓挫しかける（*Yemen Observer* 9 Apr. 2007）が、結局は与野党の幹事長の調整を経て各党は協議の継続で合意・調印した（*Yemen Observer* 19 Jun. 2007）。

9月、サーレハ大統領は、この議題を発展させる形で9つの改革案を野党側に提案した。すなわち、①首相職の廃止、②大統領の任期を5年に短縮すること、③二院制の導入、④議員の任期を4年に短縮すること、⑤上院議員の任期を4年にすること、⑥地方知事選挙・市長選挙の導入、⑦地方警察の設置、⑧地方予算の設定、⑨選挙管理委員会の14人の人選のうち7人を高等裁判評議会が選任し、もう7人を大統領が任命すること、である（*Yemen Observer* 24 Sep. 2007）。このうち、JMPsは、⑥に関する地方議会法の修正については賛成した

⁷ 加えて、大統領選挙直後の2006年10月に実施された地方議会選挙では、国民全体会議が80%以上の議席を獲得したため、JMPsは地方での存在感を示すことができなかった（*Yemen Observer* 1, 2 Oct. 2006）。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

一方、②の提案はサーレハ大統領の在任期間をさらに延長するための措置に過ぎないとして拒否した（任期変更後の大統領選挙で当選した場合に再び1期目として換算されるため）（*Yemen Times* 1 Oct. 2007）。加えて、⑨に関しても、司法の独立性が認められていない状況での裁判官の登用に難色を示し、より中立な人物で構成されるべきと主張した（*Yemen Observer* 20 Nov.; 2 Dec. 2007）。さらに、JMPsは、その選挙法の審議を与党が独断専行で進めた場合には議会選挙をボイコットすると与党側に圧力を掛けた（*Yemen Observer* 4 Dec. 2007）。これ以降、与野党は、「国民対話」の具体的な争点として選挙管理委員会の人選とそれに伴う選挙法の修正をめぐって対峙していくことになった⁸。

2008年、与野党間の協議は続いていたが、南部の暴動と分離独立運動の頻発が「国民対話」をめぐる政治状況に変化をもたらした。社会党を中心とした野党勢力は分離独立運動の代表者なども「国民対話」に参加させるよう求め始めた。これに対して、与党は分離独立要求の停止を対話参加の条件に掲げた（*Yemen Observer* 4 Jun. 2008）。環境の変化に伴って合意形成の利害関係者の参加目的が徐々に変質し始めたのである。

このような状況で選挙管理委員会の人選をめぐる協議の場は特設の「国民対話」から常設の議会へと移った。JMPsは南部の暴動への政府の対応を批判し、議会で審議拒否を続けた。与党側はこうした野党勢力に一定の譲歩の姿勢を見せ、裁判官主体という大統領の当初の改革案を変更し、与野党の代表者が議席配分に応じて委員を構成することを野党側に提案した（*Yemen Observer* 8 Jun. 2008）。JMPsは与党が大多数の議席を占めている状況を踏まえ、この提案には応じずに審議拒否を続けたが、その結果として選挙法の継続審議と廃案の公算が強まると、一転して歩み寄りの姿勢を見せるようになった（*Yemen Times* 2 Jul.; *Yemen Observer* 8 Jul. 2008）。8月5日、与野党は選挙管理委員会のうち5人は与党側、4人はJMPs側の代表者で構成することで合意（*Yemen Times* 7 Aug. 2008）し、8月18日、修正選挙法は議会の過半数の賛成で可決成立した。

⁸ 「国民対話」の議題の1つ、知事選挙の導入に関する修正地方議会法は2008年4月中旬に議会での審議を経て可決成立した。この修正によって、任期4年の知事職の導入、無所属候補者の出馬要件（各県の選挙管理委員会の10%の推薦）、知事選挙の当選要件（総投票数の1/3の票の獲得）などが定められた（*Yemen Observer* 14 Apr. 2008）。しかし、JMPsは同法の内容に反対し、知事選挙のボイコットを決定したため、5月に18県で実施された知事選挙は国民全体会議の圧勝で終わった（*Yemen Observer* 22 Apr.; 20 My. 2008）。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

この可決成立時点では野党側は状況の変化を利用し、与党側に強硬な姿勢を見せ続けることで選挙法の修正という政策的譲歩を引き出せたかのように見えた。しかし、JMPsは選挙法の内容には関与できたが、その運用には関与できなかった。すなわち、選挙法成立直後、サーレハ大統領は選挙管理委員会の委員枠の規定を下回る人数しか JMPs 側に与えなかったのである (*Yemen Times* 28 Aug. 2008)。これを契機に JMPs は選挙管理委員会に参加しないことを決定し、翌年 2009 年 4 月に予定されていた議会選挙のボイコットを主張するようになった (*Yemen Times* 13 Oct. 2008)。その後、JMPs は与党から新たな「国民対話」の開催を打診されても、対決姿勢を強め、政党間の対話だけでなく国内のあらゆる政治勢力が一堂に会した「国民会議」の開催を要求した。特に、選挙管理委員会の人員構成の修正だけでなく比例代表制の導入を求めるようになった (*Yemen Observer* 14 Oct. 2008; *Yemen Times* 20, 24 Nov., 1 Dec 2008)。

2009 年 2 月、与党は比例代表制の導入を拒否しつつも、EU 選挙監視団の仲介を得ながら妥協案を提示した (*Yemen Times* 19 Feb. 2009)。その結果、与野党は、①憲法修正過程に政党と市民団体が関与するための方策、②与野党で合意に至っていない従来の争点、③修正選挙法の規定に即した選挙管理委員会の人選、という 3 点を協議するために 2009 年 4 月の議会選挙を 2 年間延期することで合意する (*Yemen Observer* 21, 25 Feb. 2009; *Yemen Times* 23 Feb. 2009; *al-Ahram Weekly* no.937)。いわゆる「2 月合意」である。この合意を踏まえ、与野党は、これまで特設の合意形成の場であった「国民対話」を新たに政治改革の協議という目的で常設化することを試みた。

しかし、この「常設化した国民対話」は、結局、合意事項を議題に載せないまま 2 年間の猶予期間を費やすことになった。2009 年 5 月、国民全体会議は与党寄りの小政党と与党連合の民主国民連合 (*Democratic National Coalition*) を結成し、野党側の JMPs との協議に備える動きも見せていた。JMPs も無所属議員などとの意見調整の場として国民対話準備委員会を設置し、協議のお膳立てを進めていた (*Yemen Times* 24 My.; *Yemen Observer* 28 My. 2009)。とはいえ、再び南部の分離独立運動の高まりが協議の内容に影響を与え始める。JMPs は、南北関係の状況打開のために政治犯の釈放や南部への攻撃停止を要求し、それに乗じて「国民対話」の議題を選挙法だけでなく地方分権や汚職撲滅の問題まで広

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

げるよう求めるようになった (Alley 2010)。結局、この合意形成の場をめぐる与野党間の鞘当ては 2011 年初頭の中東地域全域の不安定化の中で雲散霧消していくこととなった。

このように、当初、与党・国民全体会議は、2006 年大統領選挙後の野党勢力との膠着状態の打開と法案審議の円滑化のために常設の議会と並んで「国民対話」という合意形成の場を特設した。そして、主要野党勢力の一部ではなく、主要野党（連合）を利害関係者として協議に参加させたため、「国民対話」は野党勢力の分断ではなく、むしろ野党勢力の結束と与野党間の対立を助長した。政治的に圧倒的優位を占めているはずの与党は選挙法の修正に関して野党勢力と一定の政策的譲歩で合意するに至った。しかし、設置期間が長引くにつれて、分離独立運動の伸長など、協議を取り巻く環境が大きく変化し、当初の意図とは異なる効果が表れるようになった。すなわち、特設の「国民対話」における協議（2007 年）と常設の議会における審議（2008 年）を経て、与党は野党への政策的譲歩（選挙管理委員会の人選）で合意したはずが、実際にはその政策を履行しないまま、再び「常設化した国民対話」（2009 年以降）の議題として取り上げることになった。名目的な合意形成を繰り返した結果、政策的譲歩の実質的先延ばしを招いたのである。

(2) エジプト（2005 年）：政治改革関連法のお膳立てとしての「国民対話」⁹

政党政治の基本的構図とその展開（2001～2003 年）

エジプトの与党・国民民主党 (*al-Hizb al-Waṭanī ad-Dīmuqrāṭī* / National Democratic Party, NDP) は、ムバーラク大統領の下、30 年に渡って（1952 年の第一共和政樹立当初まで遡れば 60 年近く）政治的権力を保持した。第 3 章で論じたように、同党は、解放戦線、国民連合、アラブ社会主義連合への改組を経て、支配エリートの利害調整と民衆の動員という両方の機能を発展させ、複数政党制導入後初めての選挙で（公式・非公式の規制や武力を背景に）安定的に勝利を収めたことで単一政党優位を確立した典型的事例である。このような文脈に

⁹ 本項の記述は今井（2005; 2008b）を加筆修正したものである。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

において、野党勢力として、右派のワフド党 (*Hizb al-Wafd al-Jadīd / New Delegation Party*)、左派のタガムウ党 (*Hizb at-Tajammu‘ al-Waṭanī at-Taḡaddumī al-Wahdawī / National Progressive Unionist Party*)、左派のアラブ民主ナセル主義党 (*Hizb al-‘Arabī ad-Dīmuqrāṭī an-Nāṣirī / Arab Democratic Nasserist Party*) などの世俗政党が政党委員会から認可を受け、公式に政治活動を行なったのに対して、第一共和政樹立以前からの有力なイスラーム主義団体であるムスリム同胞団は、政党としての認可を得られないまま実質的に政治活動を黙認されてきた。この世俗野党と同胞団は、ムバーラク政権への反対姿勢という点では一致していても、その反対姿勢の度合いやイデオロギーにかなりの隔たりがあった。これがムバーラク政権下の政党政治の基本的構図である（第一共和政期の主要政党の変遷は巻末付録・図 A.2 を参照）。

まず、2005年に政治改革関連法をめぐって与野党間の「国民対話」が開催された背景として、2000年人民議会選挙以後の政党政治の展開を踏まえておきたい¹⁰。与野党それぞれの動向として特に3つの点を挙げる事ができる。

第一に、与党・国民民主党は、2002年9月の第八回党大会における執行部人事と組織再編によって実業家や若手世代を中心とした党内運営・政策立案の傾向が強まった。同大会では、専門書記局として5つの部局（政策局、財務・経営局、党員局、教育・政治啓発局、公共部門局）が新設され、そのうち、2000年2月に執行部入りしたガマール・ムバーラクが政策局の局長に就任した。さらに、書記局の委員として多くの実業家が登用された (*al-Ahram Weekly* no.604; 伊能 2005: 138-140)¹¹。この執行部人事は党内の守旧派に対する改革派の優勢の表れと見なされた。党大会の1ヶ月前にムバーラク大統領が「党の要職は特

¹⁰ 1952年のエジプト第一共和政の樹立からから 2000年人民議会選挙までの政党政治の展開は第3章を参照。

¹¹ 国民民主党の執行部は、総裁・副総裁に加え、最高意思決定機関としての政治局統括委員会、党内の重鎮で占められる14人の政治局委員、閣僚や各分野の専門家で占められる25人の書記局委員（と一部書記局委員を長とする専門書記局）で構成される。2002年9月の主要な執行部人事は以下の通り（伊能 2005: 149; *al-Ahram Weekly* no.604）。サフワト・シャリーフ（幹事長、情報相）、カマル・シャズリー（副幹事長・組織局長、人民議会担当相）、ガマール・ムバーラク（政策局長）、マムドゥーフ・ベルターギー（情報局長）、ザカリア・アズミー（財務・経営局長、大統領府長官）、アハマド・イッズ（党員局長、実業家）、フサム・アワド（青年局長、実業家）、サイード・ラシード（労働局長、エジプト労働総連合会長）、フサム・バドラーウィー（公共部門局長、実業家）、ユースフ・プトロス・ガーリー（委員・経済相）。加えて、新設の政策局には政策局長を委員長とする政策委員会が設置された。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

定の人物に独占されるものではない」(*al-Ahram Weekly* no.600)と明言し、党大会の席上で「党内構造の民主化」(*al-Ahram Weekly* no.604)を強調したように、シャリーフ幹事長やシャズリー副幹事長など、1985年以來一貫して執行部を牽引してきた守旧派が書記局の要職を保持する一方、その他の書記局委員の大多数は30歳代後半から40歳代前半の改革派、すなわち、ガマール派で占められた(*ibid.*)。とりわけ、この両陣営の角逐は経済政策の方針の違いに表れた。守旧派(に代表される前回1998年第七回党大会の方針)が経済自由化に伴う低所得者層の保護を掲げたのに対して、改革派(に代表される今回の党大会の方針)は市場経済の推進と民営化の促進を掲げた(*al-Ahram Weekly* no.605)¹²。さらに、改革派は政治改革にも意欲を示した。政策局・政策委員会は国家治安裁判所の廃止や国家人権評議会の設置を定めた法案を策定し、人民議会での可決成立を図ることで政治的自由化の前進を印象付けた(*al-Ahram Weekly* no.643)。

第二に、2000年人民議会選挙で野党勢力として最大の議席を獲得したムスリム同胞団は、団長の交代を契機に「改革構想」を提示し、包括的な政治的要求と穏健な改革姿勢をよりいっそう明確にした。2004年1月、第六代団長のマアムーン・フダイビーの死去に伴い、ムハンマド・アーキフが第七代団長に就任した。アーキフは国外でのイスラーム主義運動の指導経験を背景に若手世代の考え方に理解を示し、同胞団の政党化についても積極的に発言するなど、改革派の1人と見なされていた(*al-Ahram Weekly* no.673, 674; 横田 2006: 157)。同年3月に提示された「改革構想」は、序文において、①諸外国の支配や介入の拒否、②自由・公正・平等・協議の必要性、③政治改革の重要性、④政府主導ではなく国民主導の改革、という4つの基本原則を謳い、本文において13の論点に関する漸進主義的な改革要求を掲げた(横田 2006: 159-167)¹³。特に、政治の論点に関して、基本的人権の尊重、政治的自由の保障、自由で公正な選挙に基づく政権交替という包括的な要求を提示した。しかし、政権側はこのよう

¹² シャリーフ幹事長は2004年6月に諮問評議会議長に選任される(*al-Ahram Weekly* no.696)。そのため、国民民主党のシャリーフ幹事長とシャズリー副幹事長はそれぞれ諮問評議会議長と人民議会担当相として政党委員会の決定を主導することになった(政党法と政党委員会に関しては第3章を参照)。これは与党内の改革派が経済政策の舵取りを担う一方、守旧派が与内外の政党政治の舵取りを保持したことを意味した。

¹³ 本文で取り上げられた論点は、人格形成、政治、司法、選挙、経済、教育、アズハル、貧困、社会、女性、コプト教、文化、外交、の13点である(*ibid.*)。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

な同胞団の「改革構想」を一顧だにせず、これまでと同様に街頭デモなどへの参加を理由に団員の大量検挙を続行した。

第三に、国民民主党とムスリム同胞団が執行部再編や世代交代を着実に進めたのとは対照的に、その他の野党勢力は党内の指導権争いをめぐって細分化の一途を辿った。第3章でも取り上げたように、その細分化の過程には政党の認可を司る政党委員会の対応の違いが大きな役割を担った。

まず、アラブ民主ナセル主義党の離党者で結成されたカラーマ党 (*Hizb al-Karāma / Dignity Party*) と、ムスリム同胞団の離脱者で結成されたワサト党 (*Hizb al-Wasaṭ / Center Party*) は、依然として政党委員会からの認可を得られず、未認可政党としての活動を余儀なくされた。しかし、カラーマ党のハムディーン・サッバーヒー党首は、2000年人民議会選挙で当選を果たし、与党幹部や政府高官の汚職追及の先陣を切ったのに加え、アメリカの対中東政策をめぐって積極的に街頭デモを実施した (*al-Ahram Weekly* no.513, 632, 637)。これに対して、ワサト党は1996年1月、1998年5月に続き、2004年5月に3度目の認可申請を政党委員会に提出したが、設立者に名を連ねていたキリスト教徒の党員全員が審査期間中に離党したため、特定の宗教に基づく政党と見なされ、申請は却下された (横田 2006: 120-122) ¹⁴。

次に、世俗野党には既存政党の活動停止と新党の認可という両極端の状況が見られた。第3章でも触れたように、労働党 (*Hizb al-'Amal / Labor Party*) は、社会主義とイスラーム主義の路線対立の激化によって政党委員会から行政裁判所を通じて活動停止命令を受け、実質的に非公式での政治活動を余儀なくされた。その間、同党の離党者は、国民合意党 (*Hizb al-Wifāq al-Waṭanī / National Agreement Party*)、民主主義世代党 (*Hizb al-Jīl al-Dīmuqrāṭī / Democratic Generation Party*)、自由社会立憲党 (*al-Hizb al-Dustūrī al-Ijtimā'ī al-Ḥurri / Free Social Constitutional Party*) を結成し、それぞれ政党委員会からの認可を受けた (*al-Ahram Weekly* no.472, 479, 719)。同じく、自由党 (*Hizb al-'Ahrār / Liberal Party*) もカマル・ムーラード党首の死去後に2年近くに渡って指導権争いを続けた結

¹⁴ ワサト党は、2回目・3回目の認可申請に際して、党名をエジプト・ワサト党 (*Hizb al-Wasaṭ al-Miṣrī / Egypt Center Party*)、新ワサト党 (*Hizb al-Wasaṭ al-Jadīd / New Center Party*) へと変更した。同党の1990年代の動向に関しては第3章第3節第5項を参照。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

果、行政裁判所から組織の差し押さえを受けることとなった (*al-Ahram Weekly* no.694) ¹⁵。

とりわけ、世俗野党の中で新党の結成が最も明瞭な形で現れたのはワフド党であった。そのきっかけは、同党を結党以来率いてきたファード・セラゲッディーン党首が 2000 年 8 月に死去し、新党首の座をめぐる党内の権力争いが顕在化したことであった。党首選には 4 人が出馬し、選挙戦はカイロ大学の元法学部長のノーマン・ゴモア副党首と、セラゲッディーン党首の孫のファード・バドラーウィー副幹事長との一騎打ちの様相を呈した¹⁶。党幹部の多くがゴモアを支持したのに対して、セラゲッディーン党首の弟で党首選に出馬すると考えられていたヤーシーン・セラゲッディーンは出馬を辞退し、バドラーウィーの支持に回った。投票の結果、ゴモアが 639 票中 500 票を獲得し、新党首に就任した。しかし、票の改竄が暴露されるなど、党首選は党内に禍根を残すこととなった (*al-Ahram Weekly* no.496, 497, 498)。

その後、2000 年人民議会選挙によって同党所属のアイマン・ヌールが圧倒的な人気を博して再選を果たしたことはこの禍根をさらに助長した。弁護士としての経歴を持つヌールは、カイロのバーブ・シャルキーヤ選挙区の住民に対して診療所の建設などの資源を分配しただけでなく、有名歌手を応援演説に招くなど、大々的な選挙運動を展開した (Stacher 2004: 231)。さらに、当選後の 2000 年 12 月、ヌールは同党所属のファリード・ハサネインとともに人民議会の専門職枠と労働者枠の副議長選挙に立候補し、450 票中 156 票を獲得した。この結果は、国民民主党の副議長候補として 289 票を獲得したアマル・ウスマーンに迫る快挙であり、野党の票 (62 票) だけではなく、与党内の批判票 (94 票) を集めたことを意味した (*al-Ahram Weekly* no.512, 513)。2001 年 3 月、ワフド党のゴモア党首はこのような状況において「党規に背いて反党行為を企てたこと」や「党の信用を貶めたこと」を理由にヌールとハサネインの 2 人に除名処分を

¹⁵ この 2 つの政党と同じく、タガムウ党とアラブ民主ナセル主義党にも党運営をめぐる内紛は見られたが、比較的安定を保った。タガムウ党は 2003 年 12 月に党大会を開催し、結党当時からハーリド・ムヒーエッディーン党首が辞任し、リファア・エル＝サイイド幹事長が新党首に就任した (*al-Ahram Weekly* no.671)。

¹⁶ 党首選の立候補者は、当初、ゴモアとバドラーウィーに加え、イブラヒーム・アバーザ副幹事長、党役員のマフムード・サッカとメドハト・ハファジー、党員のアブドゥルモフセン・ハムーダの合計 6 人であったが、その後、アバーザとサッカは出馬を撤回した (*al-Ahram Weekly* no.496, 497)。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

下し、その決定は役員会によって承認された (*al-Ahram Weekly* no.525, 526)。ゴモアは、党首選においてバドラーウィーを支持していたヌールの人気が高まり、自身の党首としての存在感が埋没することを危惧したのである。

ワフド党除名後のヌールは、当初、公式政党の中で実質的に活動休止中のエジプト・アラブ社会主義党 (*Hizb Miṣr al-Ishtirākī al-‘Arabī / Egypt Arab Socialist Party*) に加入し、同党唯一の人民議会議員として活動することを模索した。しかし、党内の指導権争いを助長したとの理由でわずか4日後に同党は政党委員会から活動停止処分を受け、結局、ヌールは無所属議員としての活動を余儀なくされた (Stacher 2004: 231-232; *al-Ahram Weekly* no.559)。その後、既存政党に頼るのではなく自ら新党を立ち上げ、ガド党 (*Hizb al-Ghad / Tomorrow Party*) を結成した。ガド党は、大統領選挙の導入などの包括的な政治改革や、国民民主党とムスリム同胞団の両極を念頭に「第三の道としての自由社会経済」を掲げた350ページ以上にも及ぶ政党綱領を発表し、認可申請に際して5000人以上の党員を擁し、ワフド党の内外の世俗右派勢力の結集を印象付けた。同党は政党委員会から3回の却下を受けつつも2004年10月27日に政党としての認可を受けた (*al-Ahram Weekly* no.709, 715; Shehata 2010: 77-78)¹⁷。当時、政党委員会は、ワサト党の申請をあくまで認めなかったのに対して、ワフド党の離党者で結成されたガド党と、労働党の離党者で結成された自由社会立憲党の申請は行政裁判所の判決を経ずに認める決定を下した。イスラーム主義勢力に関してはその存在を公式制度上から排除し続けた一方、世俗勢力に関しては既存政党と新党の分裂を助長するような措置を講じたのである¹⁸。

とはいえ、このように政党が細分化していく中でも、大枠の政治改革を掲げて野党勢力が糾合する動きも見られた。2003年5月8日、ワフド党、タガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党、労働党は、野党勢力の統一組織として国民戦

17 同党結成時の執行部として、幹事長には女性で元ワフド党議員のモナ・マクラムオベイド、副幹事長にはヌールの当時の妻でTVキャスターのガミーラ・イスマーイーール、副党首には後に2005年人民議会選挙で袂を分かちムーサ・ムスタファ・ムーサが就任した (*al-Ahram Weekly* no.716)。加えて、2004年に公表された「自由な明日」と題するガド党の政党綱領では多岐に渡る論点を取り上げられた (*Hizb al-Ghad* 2004)。すなわち、展望と目的、序論(総論)、憲法・立法改革、都市開発、人間開発、スポーツ振興、人口問題、福祉、薬物問題、社会開発、基幹整備、経済開発、政治、国際関係、著作権の15の論点である。

18 実際、ガド党は、漸進的な改革や現政権寄りの姿勢を鮮明にしたことで公式政党としての認可を獲得できたと指摘された (Shehata 2010: 78)。とりわけ、ハサネインは、この点を批判してヌールと袂を分かち、ガド党には参加しなかった (*al-Ahram Weekly* no.716)。

線 (*al-Jabhat al-Waṭanīyat* / National Front) の結成を宣言した¹⁹。同組織は、イラク戦争の勃発を念頭に「民主主義の欠如」を口実にした（特に米国の）外圧を批判する一方、ムバーラク政権に対して 2005 年までの大統領任期中に包括的な憲法修正を講じることを求めた。とりわけ、その憲法修正までに求められる措置として彼らが掲げたのは、大統領・副大統領選挙の導入、緊急事態法の撤廃、政治犯全員の釈放、自由で公平な選挙の保証、政党の結成の自由化、既存政党に対する規制の撤廃、集会の開催に対する規制の全廃、という 7 つの措置であった (*al-Ahram Weekly* no.639)。この野党勢力の大同団結の動きに対して、国民民主党のシャリーフ幹事長は「市民的自由、政治的民主主義、野党勢力との対話は支持する。しかし、『連合』という考え方は好まない。なぜなら我々は 1 つの船に乗っているのだから」と述べ、一定の対話の余地があることを示唆した (ibid.)。

このように、国民民主党が圧倒的な優位を維持する一方、野党各党は細分化に苛まれた。しかし、それでも野党勢力は政治改革をめぐって一定の協調姿勢を示し、与党もそれに対して一定の柔軟姿勢を示すようになった。与野党間の「国民対話」はこのような背景を踏まえて実施された。特にそのきっかけは 2003 年 9 月の国民民主党・第一回年次会議に求めることができる。

「国民対話」準備会合と野党勢力への分断効果（2003～2004 年）

2003 年の年次会議ではスローガンとして「新思考と市民権こそが第一」が掲げられた。1 年間の党活動の総括とともに、民主主義、公共交通、農地運営という主に 3 つの議題に焦点が当てられた²⁰。特に民主主義に関して、ガマール・ムバーラク政策局長は、NGO や職能組合などの市民社会団体の役割向上、政治的権利法や政党法の規制緩和、司法制度改革、文化的基盤の近代化という 4 つの論点を提示し、シャリーフ幹事長は「年次会議の議題の内容から与党が政策立案を独占しないこと、そして、他の政治勢力との意見交換を熱望しているこ

¹⁹ しかし、国民戦線にはムスリム同胞団は参加せず、あくまで世俗野党の統一組織に留まった。

²⁰ 2003 年の第一回年次会議は 9 月 26 日から 28 日にかけて開催され、およそ 2000 人の党員（政治局員 13 人、書記局委員 25 人、書記局員およそ 400 人、政策委員会委員 125 人、両院議会議員およそ 650 人、地方地区長 350 人、県支部長 28 人と各県の党員 5%）が参加した (*al-Ahram Weekly* no.656)。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

とが示されただろう」と述べ、改めて対話の余地に言及した (*al-Ahram Weekly* no.656, 657, 658; 伊能 2005: 142-144)。このような経緯を踏まえ、年次会議最終日、党総裁のムバーラク大統領は「選挙運動や政党活動における与野党間の競争を規定するため」の「名誉協定」を立案する場として与野党間の「国民対話」を提案した (*al-Ahram Weekly* no.658, 659)。与党側から野党勢力側へ政策協議が打診されたのは10年ぶりのことであった²¹。

野党勢力は、総じてこの与党の改革姿勢を歓迎しつつも、具体的な協議の内容や実効性を疑問視した (*al-Ahram Weekly* no.659)。例えば、当時のタガンムウ党のアブドゥルガッファール・シュクル幹事長は「国民民主党が野党から肯定的な反応を引き出したいと考えるなら、この国民対話を危機の応急処置の戦術ではなくこの国の政治経済の慢性疾患を真摯に対処するための一環であることを保証すべきである」 (*al-Ahram Weekly* no.660) と主張した。とはいえ、2000年人民議会選挙でほとんど議席を獲得できなかった野党勢力は「国民対話」が各

²¹ ムバーラク政権下の「国民対話」は2005年以前に1981年、1986年、1988年、1994年の計4回実施された (*al-Ahram Weekly* no.659)。このうち特に大々的に開催されたのは、サーダート大統領の暗殺を受けてムバーラク副大統領が大統領に昇格した直後に実施された1982年の第一回「国民対話」と、大統領選出国民投票によってムバーラク大統領が三選を果たした直後に実施された1993年の第四回「国民対話」である。

1981年の場合、与党側は、政治的混乱を打開するため1981年10月から1983年12月にかけて政治的・経済的争点をめぐって野党勢力との政策協議を試みた。経済的争点に関しては、野党勢力内で意見が分かれ、左派のタガンムウ党が経済格差の是正を求めたのに対して、右派のワフド党はさらなる経済的自由化を求めた。しかし、政治的争点に関しては、野党各党は小選挙区制から比例代表制への選挙制度の変更を求めることで一致した (el-Mikawy 1999: 42)。与党側は、野党勢力側の要求を部分的に取り入れて比例代表制を導入しつつ、そこに与党に有利な規制を加えた議会選挙法 (1983年法律第114号) を可決成立した。議会選挙の規制に関しては第3章第3節を参照。

1994年の場合、与党側は、アルジェリアの選挙中止と内戦の勃発という国際情勢と急進的なイスラーム主義勢力の台頭という国内情勢を背景に穏健な野党勢力を懐柔するために政策協議を試みた (Makram-Ebeid 1994; Kienle 2000: 69-71)。1994年6月、ムバーラク大統領は会合の趣旨を次のように謳った。「この対話の主な目的は、祖国の最上の利益を脅かしかねない混沌と衝突に堕することなく民主主義の基本条件を確保することにある。健全な民主主義の理念は、法律を遵守する正統な勢力と、暴力的行為によって法律に挑戦する非正統な勢力との間に境界線が存在しないことを意味するものではない。…安定こそが民主主義を保証するのであり、内部衝突や分裂が存在する社会には安定などは存在するわけでもない」 (Lust-Okar 2005: 148)。この「国民対話」には240人が参加したが、野党勢力として招待されたのは公式政党だけであった。そのため、ムスリム同胞団は政策協議の場から排除された。公式政党のうち、労働党、自由党、タガンムウ党が出席した一方、ワフド党とアラブ民主ナセル主義党は選挙制度改革が議題に挙がらなかったことを理由に参加を拒否した。11日間に少なくとも20回の会合を重ねた結果、テロへの強硬な非難、小選挙区制から比例代表制への復帰、検察官の権限縮小が決議された。とはいえ、このうち、実際に人民議会で制度変更に至ったのは、検察官の権限縮小 (選挙立候補者の資格審査に関する権限の撤廃) だけであった。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

党の意見表明の場になることに期待を寄せ、特に大統領選挙の導入、緊急事態法の撤廃、政治犯の釈放、文民裁判所での再審を提案することで合意した (ibid.)。これに対して、シャリーフ幹事長は、政治活動に関する4つの基本法、すなわち、政治的権利法 (1956年法律第73号)、政党法 (1977年法律第40号)、職能組合法 (1993年法律第100号)、地方評議会法 (1979年法律第43号) の修正を議題に載せる考えがあることを示し、具体的な議題を判断するための準備会合として野党各党の党首と与党の幹事長・副幹事長との会談の場を設ける方針を提示した。加えて、シャズリー副幹事長は、対話の相手は活動中の公式政党に限定されるとし、実質的に野党第一党であるムスリム同胞団と、活動禁止処分を受けた労働党の除外を明言した (*al-Ahram Weekly* no.659, 660)。

「国民対話」の議題設定をめぐる与野党間の準備会合は2003年10月から12月にかけて断続的に実施された。会合の席上、国民民主党が外国からの民主化圧力の阻止を念頭に政治資金や選挙運動の問題を取り上げたのに対して、野党勢力は政治改革以外にも様々な論点で与党を批判した。ワフド党は「国民対話」の本会合に同胞団を参加させなければ協議は実効性を持たないと主張し、タガンムウ党はムバーラク政権と米国が軍事的・資金的に近い関係にあることを非難し、アラブ民主ナセル主義党は政治資金の問題に関して外国から資金提供を受ける野党より国家予算を政治活動に流用する与党のほうが問題であると反論した。しかし、この準備会合によって、与野党は特に政治的権利法と政党法に一定の修正を加えることで大筋合意に至った (*al-Ahram Weekly* no.661, 662)。

また、この準備会合では、主要野党だけでなく、ウンマ党 (*Hizb al-'Umma / Nation Party*)、緑の党 (*Hizb al-Khudr / Green Party*)、連帯党 (*Hizb al-Takāful / Solidarity Party*) などの小政党にも意見表明の機会として与党との個別会談の場が設けられた (*al-Ahram Weekly* no.664)。これに対して、公式政党ではないことを理由に協議の場から締め出された同胞団からは様々な不満の声が聞かれた。同胞団の院内総務を務めたムハンマド・ムルシーは、与党が選挙でどの野党よりも多くの票を獲得した同胞団を正統な集団と見なさないのは同胞団の存在感の大きさを恐れている表れであると主張し、医師会のアブドゥルムニム・アブーフトゥーフは、同胞団が締め出されているにもかかわらず他の野党勢力が「国民対話」の準備会合に応じたことは非民主主義的であると批判した (*al-Ahram*

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

Weekly no.662)。このように合意形成の場としての「国民対話」は、2003年の準備会合の段階においてすでに野党勢力への分断効果が強く表れ、政党間に疑心暗鬼を助長した。

しかし、準備会合において一定の議題で合意に達したものの、2004年に入っても「国民対話」の本会合の具体的な日程が決まらなかったため、それまで仲違いしていたはずの野党勢力に協調の兆しが見え始めた。同年3月に「改革構想」を公表していた同胞団は、その構想を携えて主要野党と会談を重ねた。ムハンマド・ハビーブ副団長は、この動きを「反政府連合の結成ではなく、政治改革の優先順位についての統一見解の素地を探るための試み」と説明した。とりわけ、同胞団はイデオロギー的立場が最も遠いタガンムウ党と数年ぶりに会談し、大同団結を呼びかけ、社会政策に関する主張で譲歩する姿勢を見せた。しかし、結局は物別れに終わり、タガンムウ党は連合形成ではなく各論での協力姿勢を示すに留めた (*al-Ahram Weekly* no.702, 703)。

むしろ、当時、タガンムウ党は世俗政党との連合形成に積極的であった。8月、タガンムウ党、ワフド党、アラブ民主ナセル主義党、労働党、ウンマ党、エジプト2000党 (*Hizb Miṣr 2000 / Egypt 2000 Party*)、国民合意党、民主主義世代党の野党8党は、全国改革同盟 (*Taḥālif al-Qūwa al-Waṭanīyat li-'Iṣlāh / Alliance of National Forces for Reform*) を結成した。この同盟は、国民民主党の第二回年次会議の初日(9月21日)に合わせて集会を開き、緊急事態法の撤廃、大統領選挙の導入、司法の選挙監視、政党設立の自由、職能組合・労働組合の自律性の保証、メディアの独立性の確保、という6つの要求を掲げた (*al-Ahram Weekly* no.706, 708)。

このような野党勢力の動きに対して、国民民主党は、9月21日から23日にかけて「新思考と改革の優先順位」をスローガンに掲げて第二回年次会議を開催した。シャリーフ幹事長は昨年の与野党間の合意を踏まえ、政治的権利法、政党法、人民議会法(1972年法律第38号)、職能組合法、地方評議会法という一連の法律の修正を今後の検討課題に位置付けることを改めて強調した。この時点では野党勢力が求める憲法修正ではなく、あくまで個別法の修正で対応する意向を示していた (*al-Ahram Weekly* no.707)。とりわけ、政党法に関しては、政党委員会の構成を変更し、野党議員代表者2人と無所属の政治学者1人を追

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

加することが検討された。また、ガマル・ムバーラク政策局長は野党との政策協議に関して次のように明言した。「国民民主党の政党としての役割は、政策を立案し、全ての野党の指導者との対話を図ることである。これは他の政治勢力に与党の政策を押し付けることを意図したものではない。野党との合意形成に与党は最善を尽くす。与野党が共通認識を醸成できると確信している」(*al-Ahram Weekly* no.708)²²。その後、与党は「国民対話」の日取りを2005年1月に決定し、対話の議題を、①3つの政治改革関連法(政治的権利法・政党法・人民議会法)の修正と、②選挙運動の倫理規程の作成、の2点へと絞った(*al-Ahram Weekly* no.719)。かくして、構想から1年3ヶ月を経て、ようやく「国民対話」の本会合が開催される運びとなった。

「国民対話」本会合と協議の場の使い分け(2005年)

2005年1月31日に実施された「国民対話」第一回会合には公式政党18政党のうち15政党が出席した。ワフド党、タガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党の主要三党が参加した一方、非認可団体のムスリム同胞団や活動停止中の労働党はこれまでと同様に協議の場から締め出された。加えて、昨年認可されたばかりのガド党も不参加を余儀なくされた。会合直前の1月29日にヌール党首が政党認可申請時の党員の署名を偽造したとの理由で逮捕されたからである。2000人分の署名を提出したことが問題視された(政党法の規定では50人の署名が必要)と考えられたため、同党のマクラムオベイド幹事長は「政党委員会にはその不備を指摘する時間は十分にあったはずだ」と不満を表明した(*al-Ahram Weekly* no.729)。このヌールの逮捕は国際的な脚光を浴び、とりわけ、当時、中東諸国への民主化圧力の機運が高まっていた米国の報道各社は批判的な

²² 同じく、ムバーラク大統領は年次会議直前に機関紙のインタビューを受け、「国民対話」に関して次のように語った。「昨年、国民民主党はエジプトの全ての公式政党に対してあらゆる重要な国家的問題に関する対話を求めた。与野党間に様々な認識の相違があることを認識しつつ、対話を求めたのである。私は現在でも全ての政党が対話と協力を進めていくことが重要であると信じている」(*al-Ahram Weekly* no.709)。大統領が発した「公式政党」という言葉は非認可団体のムスリム同胞団を「国民対話」に参加させないことを意味する。

とはいえ、第二回年次会議の主題は政治改革ではなく経済改革であった。政治改革に関しては3日間の日程のうち2時間しか扱われなかった。むしろ、経済改革に関して、ガマル・ムバーラクを中心とした改革派が経済自由化路線をさらに明確に打ち出し、63ページに及ぶ報告書に基づき、貧困対策、独占禁止、税制、国有資産の売却、情報開示について幅広く検討した(*al-Ahram Weekly* no.710)。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

論調を展開した²³。このような状況において「国民対話」に参加した各党は、憲法修正に関する議論を同年実施予定の大統領選出国民投票後まで延期することで合意²⁴し、与党側のシャリーフ幹事長、シャズリー副幹事長、野党側のワフド党のゴモア党首、タガンムウ党のサイド党首の4人で構成される与野党間の協議会を設置した (*al-Ahram Weekly* no.727, 728, 729)。主要野党がヌールの逮捕を積極的には抗議せず、むしろ、与党との政策協議を優先したことは、与党との過度な対決を避けようとする野党勢力の劣位を際立たせた。

このような野党勢力の宥和的態度は、2月15日に実施された第二回会合の席上でも見受けられた。協議の冒頭、与野党は、米国の民主化圧力への批判を念頭に置き、次のような共同声明を発表した。「民主化の問題に対する外国の介入は国内問題への介入であるばかりか、我が国に対する直接的な侮辱である。各国の問題やアラブの問題への偏った対応によって信頼を失った列強が民主主義や改革の擁護を声高に主張しているからである」 (*al-Ahram Weekly* no.730)。「国民対話」という合意形成の場は、政策的譲歩を求める野党勢力の思惑に反して、外圧に対する与野党の一致団結を喧伝する手段として活用されたのである。

しかし、その直後の与党側の路線変更によって、これまで宥和的態度を示してきた野党勢力の状況は一変する。2月26日、ムバーラク大統領が憲法第76条の修正によって大統領選挙を導入する意向を電撃的に示したのである²⁵。野党各党は大統領の提案自体はおおむね歓迎した。しかし、その具体的な内容に

²³ 例えば、*Financial Time Weekend Magazine* (12 Feb. 2005)では、ヌールのインタビューで構成された大型特集が組まれた。

²⁴ とはいえ、ワフド党とアラブ民主ナセル主義党は「『国民対話』の終了時に憲法起草委員会を設置するならば」という留保を加えた。

²⁵ ムバーラク大統領は、憲法修正の発議を定めた憲法第189条に沿って第76条の修正を発議し、その修正内容について以下の7つの基本原則を提案した (*al-Ahram Weekly* no.732)。

- ①有権者の秘密投票によって大統領を直接選出すること、
- ②有権者が自らの意思で候補者を選択できるよう複数の候補者が立候補できるためのあらゆる保証を定めること、
- ③立候補予定者に両院議会や地方評議会の選出議員からの推薦を義務付けるなど、大統領選挙立候補者の真剣さを確かめるための手段を講じること、
- ④今回の修正を踏まえて第一回大統領選挙の立候補者として党首を指名できる機会を各党に与えること、
- ⑤選挙委員会を設置し、その完全な自律性と中立性を保証し、投票過程全体を監督するために必要とされるあらゆる権限を授けること、そして、委員会は各種裁判所の首席裁判官と公職者で構成されること、
- ⑥大統領選挙の投票を1日で実施すること、
- ⑦投票過程への司法府の監視を保証するための適切な措置を講じること。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

対しては異論を唱え始めたため、3月15日に実施された「国民対話」第三回会合から徐々に意見対立が見られるようになった。3月12日にヌール党首が保釈されたことを踏まえ、ガド党も会合に参加し始めた。この会合では大統領選挙（憲法第76条）と人民議会法（1972年法律第38号）の2つが協議された。まず、人民議会法に関して、野党側が総じて比例代表制の導入を求めたのに対して、与党側のシャズリー副幹事長は「立候補者と有権者の結びつきが強ければ野党でも当選は容易である」として現行の小選挙区制の維持を主張した（*al-Ahram Weekly* no.734, 735）。

次に、大統領選挙に関して、ワフド党のゴモア党首は立候補者の要件に両院議会や地方評議会の議員の推薦を求めると与党が圧倒的に優位な状況では実質的に国民投票と変わらなくなってしまうと批判した。タガンムウ党のサイド党首は議員の推薦ではなく5万人や7万人などの有権者の書名を要件すべきという代案を提示した。これに対して、与党側は4月9日までに野党側の修正案を受け取るとしつつも、憲法修正に対する意見表明の場として「国民対話」を利用すべきではないと強調した。さらにその後の日程として人民議会の憲法・立法委員会で審議を進め、5月9日以降に諮問評議会に送付し、その審議を踏まえて人民議会で最終的な採決を図ることを明かした（*ibid.*）。前節の理論的枠組みの中で論じたように、国民民主党は、人民議会で実際の制度設計を進める一方、「国民対話」で野党勢力の分断と民主的な正統性の確保を図るといった別々の目的のために複数の合意形成の場を使い分けようとしたのである。

4月6日に実施された第四回会合では議会選挙の実施方法を定めた政治的権利法（1956年法律第73号）に焦点が当てられた。とりわけ、2000年人民議会選挙で導入された司法府の選挙監視に関して、野党勢力は、裁判官が議会選挙の準備段階から結果発表までの全工程を監督することを可能にするような修正を求めた。加えて、選挙委員会の人員について、タガンムウ党は最高司法裁判所、最高行政裁判所、最高憲法裁判所の各代表者で構成されることを求め、ワフド党は各裁判所の上席裁判官で構成されることを望んだ。これに対して、与党は法相が委員長を務めることを提案したが、野党側は法相が与党関係者であることを理由にその提案には反対した。協議の結果、与野党は、5人の上席裁判官、諮問評議会によって選ばれる3人の中立的な公職者、法務省と内務省のそ

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

それぞれ1人ずつの代表者で構成するという基本方針で合意した (*al-Ahram Weekly* no.737)。

その一週間後、4月16日に実施された第五回会合では政党法(1977年法律第40号)に焦点が当てられた。当初、野党勢力は政党法自体の破棄を求めたが、最終的に一部修正で合意に達し、両院議会で審議する前に大統領に修正案を答申することを決定した。特に議論されたのは、①政党設立に必要な署名人数、②政党委員会の人員構成の変更、③機関紙の発行、④政党補助金の導入、の4点であった (*al-Ahram Weekly* no.739)。

第一に、署名人数に関して、まさしくその問題で係争中のヌールは、ワフド党のゴモア党首が50人から1000人への人数引き上げで与党と合意したことに触れ、政党への規制強化につながると批判した。

第二に、政党委員会に関して、野党勢力は政党委員会の廃止を求めたが、与党の譲歩に一定の理解を示し、法相を委員から除外することと、独立した公職者を委員に加えることで合意した。

第三に、機関紙の発行に関して、各党に2つの機関紙の発行が認められることになった。従来の政党法では機関紙に関する規定は定められていなかった。与党側は、この規定の導入を提案するにあたって、労働党が資金提供の見返りに同胞団に機関紙を利用させていたことを問題視し、「機関紙はその政党のイデオロギー的・政治的主張を反映したものでなければならない」と指摘した。実際、他の野党はこの規定が自らの政党活動を規制するものとは受け取らなかった。

第四に、政党補助金に関して、与党側は民主化圧力を念頭に外国(特に米国)から野党に資金が流入することを阻止するため、政府からの政党補助金の増額を検討した。現行の年間5万エジプト・ポンドから10万エジプト・ポンドへの増額と、人民議会議員の人数に応じて最大で年間60万エジプト・ポンドの支給を提案した。野党勢力の中でも経済的な劣位に苛まれる小政党はこの提案を歓迎した²⁶。

²⁶ この時期、ムバーラク大統領の憲法修正提案は、より大々的な改革を求める民主化運動や、「国民対話」から排除されたムスリム同胞団の活動をも活発化させた。当時最も勢いがあった民主化運動は、与党の第二回年次会議と同日の2004年9月21日に結成されたエジプト改革運動 (*al-Harakat al-Miṣrīyat min Ajil al-Taghyīr* / Egyptian Movement for Change)、

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

このように政治改革関連の個別法が「国民対話」の席上で協議される一方、大統領選挙の導入に関する憲法修正案はあくまで人民議会で審議された。審議は聴聞会形式で進み、議席を有する主要野党に限って発言の機会が与えられた。野党勢力は一様に大統領選挙の被選挙権の厳しさを批判した一方、興味深いことに、ワフド党のゴモア党首は被選挙権を5年より長い活動実態のある政党に限定することを提案した。この提案は、以前から確執のあるガド党のヌール党首の排除を目的としたものと受け取られた (*al-Ahram Weekly* no.738, 739)。5月10日、憲法修正第76条は、与党の圧倒的多数の賛成によって人民議会で可決成立した。その骨子は以下の通りである²⁷。

- ・人民議会選出議員65人、諮問評議会選出議員25人、そして、少なくとも14県の地方評議会議員の各10人を含む合計250人の推薦を受けた人物が大統領選挙の被選挙権を有する。
- ・政党は執行部役員を少なくとも1年間務める人物を候補者として指名する。この場合、立候補届出日から遡って少なくとも5年間継続して活動し、人民議会と諮問評議会とともに少なくとも5%の議席を有する政党に限る。但し、第一回大統領選挙は例外とし、5月10日以前に設立された政党は候補者を指名できる。
- ・選挙委員会は、最高憲法裁判所首席裁判官を委員長とし、カイロ上訴裁判所首席裁判官、最高憲法裁判所次席裁判官、最高司法裁判所次席裁判官、国家評議会上級裁判官と、中立と認められる公職者5人の合計10人で構成される。公職者5人のうち3人は人民議会、2人は諮問評議会から両院の推薦に基づいて選出する。

通称、キファーヤ (*Kifāyat*) である。同運動は、世俗知識人や未認可政党のワサト党やカラーマ党を中心に結成され、直接的にムバーラク大統領の退陣を要求した。大統領演説直後、キファーヤは憲法の全面的修正を求め、「自由へのあらゆる制約を解くことが大統領選挙に必要な条件」と題した声明を発表した。(*al-Ahram Weekly* no.709, 721; *International Crisis Group* 2005: 9-13; cf. 横田 2006: 183-186)。キファーヤのその後の展開に関しては、Shobagy (2007), Oweida et al. (2008), el-Mahdi (2009) を参照。同運動は民主化運動として国際的な注目を集める一方、具体的な成果が得られない状況で衰退し、2009年、モハメド・エルバラダイを中心に結成された国民改革協会 (*al-Jama'īyat al-Waṭanīyat li-l-Taghyīr* / *National Association for Change, NAC*) へと吸収されていく。国民改革協会の形成過程と2010年人民議会選挙との関わりについては、第6章の事例研究を参照。

このような民主化運動の動きに触発され、同胞団もこれまで控えていた街頭デモを再開した。しかし、キファーヤのデモが都市部のごく少数人数に限られていたのに対して、同胞団は全国で数千人・数万人規模の支持者を動員したため、団員の一斉検挙を招いた。その中にはイサーム・イルヤーンなどの幹部も含まれていた (横田 2006: 186-187)。

²⁷ 修正第76条の全文は巻末付録を参照。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

野党勢力は被選挙権の厳しさを理由に5月25日の国民投票のボイコットを呼びかけ、その抗議として5月18日に予定されていた「国民対話」第六回会合を一斉に欠席した。ガド党に至っては「国民対話」からの離脱を表明した (*al-Ahram Weekly* no.743, 744, 755)。しかし、結局、同修正案は国民投票によって粛々と承認された²⁸。その後、「国民対話」は6月4日にも実施されたが、主要野党4党（ワフド党、タガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党、ガド党）は参加辞退を継続したため、野党側で会合に出席したのは残りの10の小政党のみとなった。この第七回会合では国民投票の結果を受けて大統領選挙の実施方法を定める新法に焦点が当てられ、大統領選挙委員会の具体的な権能と手続きが協議された。しかし、主要野党が欠席した状況では協議は一貫して与党主導で進んだ。そして、この会合を最後に「国民対話」は立ち消えとなった。個別法の制度設計の主戦場は、特設の合意形成の場における民主的正統性の確保（と野党勢力の分断）を経て、常設の審議の場としての人民議会へと移ったのである (*al-Ahram Weekly* no.746)。

人民議会では、政治改革関連法、すなわち、政治的権利法、政党法、人民議会法、諮問評議会法の4つの修正法と、新法の大統領選挙法の合計5つの法案が審議された。議席を有する野党各党も参加することはできたが、「国民対話」と違ってその審議は一貫して与党主導で進んだ。各法案の最終案は6月中旬に人民議会で順次決定され、諮問評議会での再検討を受け、再び人民議会に差し戻された。主要野党はこの過程で議事堂前での抗議活動を呼びかけ、ファシー・スルール人民議会議長から野党のために法案を再検討すると言質を取り付けたが、結局、十分な審議時間を与えられることなく各法案は与党の賛成多数で可決成立した (*al-Ahram Weekly* no.747, 749, 750)。

この結果、修正政治的権利法（2005年法律第173号）では選挙委員会の権能が定められ、大統領選挙法（2005年法律第174号）・修正人民議会法（2005年法律第175号）・修正諮問評議会法（2005年法律第176号）では大統領選挙と両院議会選挙のそれぞれの選挙運動の規則が定められ、修正政党法（2005年法

²⁸ 内務省の公式発表では、登録有権者数 3203 万 6353 人、投票総数 1718 万 4302 票、有効投票数 1640 万 5446 票、賛成 1359 万 3552 票 (82.86%)、反対 281 万 1894 票 (17.14%)、とされた (IFES Election Guide (<http://www.electionguide.org/results.php?ID=81>); *al-Ahram Weekly* no.745)

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

律第177号)では政党委員会の構成と政党設立の要件が変更された。どの法律も形式的には野党勢力の意見を取り入れ、従来法の規制を緩和した内容となっているが、それでも実質的にはあくまで国民民主党の政治的優位を脅かさない範囲での「政治改革」に留まった²⁹。とりわけ、政党法の修正によって政党委員会の委員から法相が除外された一方、諮問評議会議長(を兼任する国民民主党幹事長)が委員長を務め、人民議会担当相(を兼任する国民民主党副幹事長)が委員を務めるという大枠は維持された。そして、この大々的な制度変更を踏まえて、2005年7月以降、与野党はエジプト憲政史上初めての大統領選挙に向けて動き出していくこととなった³⁰。

²⁹ 政治改革関連の5つの個別法の詳細は巻末付録を参照。

³⁰ 2005年2月の大統領選挙導入の意向表明から7月上旬に政治改革関連法の審議が終わるまで一貫して沈黙を守っていたムバーラク大統領は7月28日に大統領選挙への出馬を表明した。その時点から事実上の選挙戦は始まった。政党に属さない出馬希望者は憲法第76条で定められた署名人数の厳格さのため出馬を断念せざるを得なかったが、野党各党は同じく憲法第76条で定められた例外規定のため党首を擁立することができた。最終的に以下の10人の立候補が認められた。

- ①ホスニ・ムバーラク(国民民主党)
- ②ノーマン・ゴモア(ワフド党)
- ③アイマン・ヌール(ガド党)
- ④アハマド・エル＝サッバーヒー・アワドゥラー(ウンマ党)
- ⑤ワヒード・エル＝ウクスリー(アラブ社会主義エジプト党)
- ⑥イブラヒーム・トゥルク(民主統一党)
- ⑦ウサーマ・シャルトゥート(連帯党)
- ⑧ファウズィー・ガザール(エジプト2000党)
- ⑨リファー・アル＝アルグーディー(国民合意党)
- ⑩マムドゥーフ・ケナウィー(自由社会立憲党)

野党勢力のうち、自由党、人民民主党(*al-Ḥizb ad-Dīmuqrāṭī as-Sha‘bī / Populist Democratic Party*)、青年エジプト党(*Ḥizb Miṣr al-Fatā / Young Egypt Party*)、社会公正党(*Ḥizb al-‘Adāla al-Ijtīmā‘īya / Social Justice Party*)は、党内争いによって調整に難航し、候補者を擁立できなかった。また、早々と出馬意向を示していたガド党とは対照的に、当初、ワフド党は現職大統領の再選が既定路線であることを理由にタガンムウ党とアラブ民主ナセル主義党とともに候補者擁立を見合わせる予定であった。しかし、ワフド党は党役員会での決定を受けてゴモア党首を擁立した(が、ゴモア本人はその役員会の議決に反対票を投じていた)。結局、抗議のために候補者の擁立を見合わせた政党は、タガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党、緑の党、民主主義世代党の4つに留まった(*al-Ahram Weekly* no.752, 754, 755)。

独自候補を擁立しなかったムスリム同胞団は、その全国規模の動員力を買われて与野党双方からの支援要請を受けた。しかし、最終的にはどの党に対しても支援表明せず、「肯定的なボイコット」という曖昧な表現で団員に自主投票を求めた。そのため、独自候補の擁立や他党の候補者への支援を見合わせたことによって同胞団は体制側に一定の貸しを作ったとの憶測も流れた(*al-Ahram Weekly* no.756, 757)。

各党の選挙綱領に関して言えば、現職大統領である国民民主党のムバーラク党首は、政治改革・雇用対策・社会的安全対策・中間層対策・対外政策を柱とした「6つのプログラム」と題した公約を発表した。この綱領では議会の権限強化やパレスチナ支援も取り上げられたが、大部分は50万世帯の住宅供給、3500校の学校建設、450万人分の持続可能な雇用確保などの社会的・経済的な基幹整備に関する項目で占められた(<http://www.mubarak>

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

このように、当初、与党・国民民主党は、常設の議会における優位を維持しつつ政治改革に関する民主的正統性の確保するために「国民対話」という合意形成の場を特設した。しかし、イエメンの事例（大規模・長期の協議）とは対照的に、エジプトの2005年の事例は、協議の参加者を公式政党に限定してムスリム同胞団を排除したため、野党勢力への分断効果が強く表れたのに加え、設置期間が短かったため、体制側の当初の意図通りの効果が表れた。このような小規模・短期の名目的合意形成は、次に取り上げる2007年の憲法修正の事例でもいくらか異なる形で繰り返された。

(3) エジプト（2007年）：憲法修正をめぐる議会と「小委員会」の同時進行

2007年の憲法修正の発端は2005年末に遡る。同年11月に実施された人民議会選挙³¹において過去最高の88議席（議席占有率およそ20%）を獲得したムス

2005.com)。政治改革よりこれまでの24年間の実績と政治的安定を重視する姿勢を明確にしたのである（cf. 山田2008）。

これに対して、野党各党はあくまで政治改革を大きく取り上げた。各党が掲げた共通課題は、法の下での平等の確保、各種政治的権利の保証、緊急事態法の撤廃、大統領の任期制限であった（*Egypt Today* Sep. 2005）。とりわけ、ガド党にはこの傾向が強かった。同党は長文の選挙綱領の中で2年間の「民主主義への移行期間」という工程表を掲げた（*Hizb al-Ghad* 2005）。その工程表では、大統領として2年間の任期を務め、その間に緊急事態法の廃止と新聞発行の完全自由化（2005年10月）、比例代表制に基づく自由な議会選挙の実施（11月）、政党結成の完全自由化（2006年1月）、新憲法の起草委員会の設置（3月）、新憲法の賛否を問う国民投票（9月）、大統領選挙（2007年9月）を順次進めていくと定められた。このような工程表に対してムバーラク大統領は「対処しなければならないのは庶民の問題である。その問題を解決するための現実的な綱領を打ち出さなければならない」（*al-Ahram Weekly* no.758）と一蹴するだけであった。

エジプト憲政史上初めての大統領選挙は、9月7日の投票を経て現職のムバーラク大統領の再選が発表される。内務省の公式発表では、登録有権者数3182万6284人、投票総数730万5036票（22%）であり、このうち、各候補の得票数はムバーラク631万6784票（88.57%）、ヌール54万405票（7.58%）、ゴモア20万8891票（2.93%）、シャルトゥート2万9857票、エル＝ウクスリー1万1881票、トゥルク5831票、ケナウィー5481票、アワドラー4393票、ガザール4222票、アルグーディー4106票であった（*IFES Election Guide* (<http://www.electionguide.org/elections/id/1980/>); *al-Ahram Weekly* no.760)。ムバーラク大統領の圧倒的な得票率は、同年5月の国民投票の際に報じられた不正を考慮すると鵜呑みにはできないかもしれないが、それでも前回の1999年大統領選出国民投票が投票率79.2%、得票率93.8%であったことと比べると穏当な結果であった。というのも、無所属候補や野党候補に不利な制度設計に加え、野党勢力が戦略的に候補者を一本化できなかったからである。この2005年大統領選挙の詳細は、例えば、*International Crisis Group* (2005), *Hamzawy* (2005), *al-Dīmuqrāṭīyat* vol.20 (2005)の大統領選挙特集、横田（2006: 189-197）も参照。

³¹ 2005年人民議会選挙の詳細は第6章の事例研究を参照。同選挙ではムスリム同胞団が独自候補を擁立して躍進した一方、世俗野党は選挙前連合として改革統一国民戦線（*al-Jabha al-Waṭanīya li-l-Taghīr / United National Front for Change*）を結成して統一候補を擁立したが、ほとんど議席を得られなかった。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

リム同胞団は、無所属議員の院内会派として事実上の野党第一党を形成し、閣僚や政府高官の汚職追及などで議会内でも影響力を持ち始めた。人民議会という常設の審議の場はこれまで以上に与野党間の角逐の舞台となった。ムバーラク大統領は、そのような野党勢力の存在感と政治改革要求が高まる中、2006年9月の国民民主党・第四回年次会議において憲法修正の意向を明らかにした(*al-Ahram Weekly* no.814; cf. 鈴木 2007: 74-75)。

当初、非常事態法の撤廃と反テロ法の制定、大統領の権限縮小と首相の権限拡大、小選挙区制から比例代表制(政党リスト制)への変更、女性の議席割り当ての導入、司法の選挙監視の変更などを念頭に、1971年共和国憲法の第74条(非常事態宣言)、第87条(人民議会選挙)、第88条(司法の選挙監視)、第162条(地方評議会選挙)、第163条(地方評議会の役割)、第179条(検察)、第195条(諮問評議会の役割)が修正対象になりうることが示された(*al-Ahram Weekly* no.812)³²。その後、与党の党内協議を経て、修正対象は20項目以上に拡大し、2005年に修正したばかりの第76条(大統領選挙)もその一部に含まれていることが明らかにされた(*al-Ahram Weekly* no.818)。

このような与党側の憲法修正の意向に対して、野党勢力、特に世俗政党(ワフド党³³、タガムウ党、アラブ民主ナセル主義党の三党連合)は、大統領の任期制限などが検討されていないことを批判しつつも、与党との合意形成に意欲

³² 1971年共和国憲法の各条文の詳細は巻末付録を参照。とはいえ、第四回年次会議で修正対象に挙げられた第87条、第162条、第163条は、その後の党内協議を経て、修正対象から外された。

³³ ワフド党は2005年人民議会選挙で敗北を喫し、その執行部の責任問題をめぐって主流派と反主流派の党内争いが再燃した。きっかけは、2005年12月、ゴモア党首が選挙結果の不調を理由にムーニール・ファクリー・アブドゥルヌールなどの対立派閥(マフムード・アバーザ副党首派)の党幹部を罷免したことであった。この一方的な決定に反発した党幹部は役員会を開き、党首の権限縮小のための党規約の修正を求める決議を過半数で採択した。しかし、ゴモア党首が党規約修正のための特別委員会の開催を延期し続けたため、1月18日、役員会はゴモア党首の除名と新党首を選出するための総会の開催を決議した。ゴモア派はこの決議を認めなかったが、2月10日、反ゴモア派は総会を開催し、およそ1000人の党員が一堂に会した。総会では党首の権限縮小のために党規約が修正されるとともにアバーザ副党首が暫定党首として選出された。

その後、3月には中間派のサアド・バダウィー幹事長の仲介によってゴモア派とアバーザ派の和解が試みられ、新たにムスタファ・エル＝タウィールが暫定党首に選出された。しかし、結局、両陣営の交渉は決裂し、党機関紙の分裂などを経て、4月1日、ゴモアは60人ほどの支持者とともに党本部を襲撃するに至った。10時間の立てこもりの末、ゴモアとその支持者は逮捕された。この事件を機にゴモア派は一掃された。6月2日に開催された総会ではアバーザが再び党首に選出され、アブドゥルヌールが幹事長に就任した(*al-Ahram Weekly* no.773, 778, 779, 780, 784, 785, 789, 798; Shehata 2010: 76-77)。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

を見せた。例えば、ワフド党のアブドゥルヌール幹事長は「野党側は国民民主党との対話を要求してきた。こちらの提案が実際に検討されるのか注視している」と強調した。また、11月7日に開かれた共同会見の席上、三党連合は与党側とのいかなる協議にも参加する用意があるとし、あくまで「国民対話」の開催を求めた (*al-Ahram Weekly* no.814, 820)。野党側は、人民議会にほとんど議席を持たない状況において同胞団のように与党側への対決姿勢を強めるのではなく、政策的譲歩の可能性に期待を寄せたのである。

2006年12月26日、ムバーラク大統領は15項目全34条に及ぶ憲法修正提案の書簡を人民議会と諮問評議会の両院に送付した³⁴。修正対象のうち特筆すべき内容として以下の8つの点が挙げられる。①宗教・人種・性別・人種に基づく政党の禁止が盛り込まれたこと(第5条)、②女性への議席割り当ての余地を認めたこと(第62条)、③大統領選挙の被選挙権が与えられる政党幹部の要件について在職期間5年を1年へ、政党の議席占有率を5%から3%へと「緩和」したこと(第76条)、④司法府が必ずしも政府寄りではないことを念頭に裁判官の投票監視を廃止したこと(第88条)、⑤執政府の議会解散権を強化したこと(第136条)、⑥非常事態法の根拠となる第148条を修正しなかったこと、⑦「テロ犯罪」の捜査を名目に市民の自由や権利を制限できること(第179条)、⑧社会主義に関する条文の文言を削除したこと(第1条、第4条、第12条、第

³⁴ 全34条とは以下の通りである。国家の枠組み(第1条)、経済的基礎(第4条)、複数政党制(第5条)、道徳(第12条)、生産(第24条)、公共部門(第30条)、公的所有(第33条)、農地(第37条)、労働組合(第56条)、社会主義の成果(第59条)、投票と立候補(第62条)、大統領の役割(第73条)、非常事態宣言(第74条)、大統領選挙(第76条)、新大統領への引き継ぎ(第78条)、副大統領(第82条)、大統領の職務代行(第84条)、大統領の弾劾(第85条)、司法の選挙監視(第88条)、議員の補欠選挙(第94条)、予算案の提出(第115条)、決算報告(第118条)、内閣の不信任決議(第127条)、内閣の施政方針(第133条)、人民議会の解散(第136条)、大統領の執政権(第138条)、首相・閣僚の任免権(第141条)、地方自治体(第161条)、司法の監督(第173条)、検察(第179条)、軍隊(第180条)、諮問評議会の位置付け(第194条)、諮問評議会の権限(第195条)、諮問評議会議員の資格(第205条)。1971年共和国憲法の各条文の詳細は巻末付録を参照。

ムバーラク大統領の書簡において上記の各条文は以下の15の項目に分けて提示された。①(第1・4・12・24・30・33・37・56・59・73・180条)、②政党設立の要件(第5条)、③参政権(第62・94条)、④非常事態宣言(第74条)、⑤大統領選挙における政党の位置付け(第76条)、⑥新大統領への引き継ぎ(第78条)、⑦大統領職(第82・84条)、⑧司法の選挙監視(第88条)、⑨予算・決算(第115・118条)、⑩上下両院の位置付け(第127・133・136・194・195条)、⑪執政府の権限(第138・141条)、⑫地方自治体(第161条)、⑬司法関係(第173・179条)、⑭「テロ犯罪」への措置の導入(第179条)、⑮諮問評議会議員の資格(第205条)。書簡の全文は、*al-Masry al-Youm* 27 Dec. 2006 (<http://www.almasryalyoum.com/article2.aspx?ArticleID=42508>) (2011年5月16日最終閲覧)を参照。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

24条、第30条、第33条、第37条、第56条、第59条、第73条、第180条)、である (*al-Masry al-Youm* 12 Dec. 2006)。与党は、野党勢力への政治的譲歩を打診するどころか、むしろ、憲法修正によって従来以上の単一政党優位の制度的保障を提示したのである (cf. 鈴木 2007: 76-80)。

当初、野党各党はこの提案内容に一樣に反発した。ムスリム同胞団は宗教政党の禁止は同胞団の排除を狙ったものであると批判し、ワフド党は選挙監視における裁判官の影響力を阻害しかねないことや大統領の任期制限を検討していないことを踏まえて提案内容を「民主主義の転覆」と主張した (*al-Masry al-Youm* Dec. 27 2006; *al-Ahram Weekly* no.826) ³⁵。

2007年1月、憲法の修正提案とその内容に関する審議が諮問評議会と人民議会の両院で開始された³⁶。その審議の様相は、与党議員と任命議員が多数を占める諮問評議会と、野党第一党のムスリム同胞団が88議席を擁している人民議会では大きく異なった。1月9日、立法憲法委員会が修正提案を全会一致で可決したことを受けて、諮問評議会ではコプト教徒の憲法上の位置付けなどが集中的に審議され、野党各党にも非常に短い時間(各党10分)ながら意見表明の機会が与えられた (*al-Masry al-Youm* 9, 10 Jan. 2007)。タガンムウ党は大統領の任期制限を要求し、ワフド党は与党が社会主義に関する条文の放棄を発表していたため原則として憲法修正に賛成するとしながらも、個人の自由と権利を侵害しかねない条文をテロ犯罪対策目的で追加すべきではないと指摘した。このように野党勢力にも一定の影響力を誇示できる機会が与えられたことも相俟って、1月11日、修正提案は諮問評議会議員264人中244人の圧倒的多数の賛成で可決された (*al-Masry al-Youm* 11, 12 Jan. 2007)。

これに対して、人民議会では野党第一党のムスリム同胞団を筆頭に修正提案が厳しく批判された。同胞団は、宗教政党の禁止への反発を繰り返したのに加

³⁵ とりわけ、ワフド党、タガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党の三党連合は、与党側の提案内容は野党側の修正要求の半分しか満たしていないと指摘した。修正要求のうち、第74・76・115・118・127・138・173・179・184条は修正対象に含まれたが、第40・56・59・62・63・77・89・93・137・147・148条は修正対象に含まれなかった (*al-Masry al-Youm* Dec. 28 2006)。

³⁶ 憲法の修正審議の手続きは、①修正提案の是非に関する人民議会・立法憲法委員会の採決と報告書の作成、②修正提案の是非に関する上下両院の採決、③憲法の修正内容に関する上下両院の聴聞会形式の意見聴取、④憲法の修正内容に関する上下両院それぞれの立法憲法委員会の審議、⑤憲法の修正内容に関する上下両院の採決、⑥国民投票、の手順で進められた。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

え、大統領選挙への無所属候補の出馬要件を緩和するよう求めた。タガムウ党は特に社会主義に関する文言の削除に反対し、ガド党・カラーマ党は、公正と平等を重視した社会民主主義的な修正を要求し、非同胞団系の無所属議員は選挙制度が小選挙区制から政党リスト制へと変更される可能性が含まれていることに反発した。また、ワフド党は憲法修正への賛同という執行部の方針をめぐって党内対立を露呈した (*al-Ahram Weekly* no.828; *al-Masry al-Youm* 14, 16, 17 Jan. 2007; *ikhwanweb* 17 Jan. 2007)。この結果、修正提案は1月17日に人民議会でも可決されたが、ムスリム同胞団・野党各党・無所属議員、そして、ワフド党の一部議員が反対に回ったため、316対102と全会一致にはほど遠かった (*al-Ahram Weekly* no.829; *al-Masry al-Youm* 18 Jan. 2007)。

修正提案自体の採決が両院で可決され、審議の対象が個別の修正項目の内容へと移ると、野党勢力は政策協議の糸口を探るようになった。とりわけ、同胞団・院内会派代表のサアド・カタートニーは、国民民主党に対して憲法修正に関する野党勢力との協議の場を設置すること、すなわち、「国民対話」の開催を求めた (*al-Masry al-Youm* 11 Feb. 2007)。加えて、同胞団は、独自の憲法修正案を発表し、①市民の差別を助長しない場合や軍事組織・準軍事組織との関わりがない場合においては政党活動の自由を認めること(第5条)、②大統領の任期を1期7年に限定すること(第76条)、③裁判官があらゆる選挙の監視業務に携わること(第88条)、④テロ対策を明記しないこと(第179条)など、34項目すべてに関する同胞団の見解を提案した (*al-Masry al-Youm* 14 Feb. 2007; *ikhwanweb* 27 Feb. 2007)³⁷。強硬路線一辺倒に見えたムスリム同胞団は、必ずしも政権への反発ばかりではなく柔軟に修正協議に応じる意欲を見せていたのである。

しかし、国民民主党がその提案を真剣に取り上げることはなかった。与党は、財界団体や労働組合と憲法修正に関する会合を開いた (*al-Masry al-Youm* 25 Jan, 15 Feb. 2007) 一方、特設の合意形成の場として野党勢力と「国民対話」を開催することはなかったのである。2月中旬以降、修正内容に関する聴聞会形式の意見聴取 (*al-Masry al-Youm* 1, 11 Feb. 2007) を経て、与野党間の審議の主戦場

³⁷ ムスリム同胞団が2007年2月に提示した憲法修正案の各項目の内容については巻末付録を参照。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

は人民議会の常任委員会の1つ、立法憲法委員会へと移っていた。立法憲法委員会には与党議員が多数を占め、国民民主党・政策局政策委員会の面々がその審議を主導した。野党勢力は立法憲法委員会では野党側の提案が十分に審議されず、与党側の修正内容が既定路線であることを批判した。加えて、ムスリム同胞団は、立法憲法委員会以外の審議の場においても政府の施政方針を憲法修正と関連付けて厳しく批判した (*al-Ahram Weekly* no.833, 834)。

このような状況において、国民民主党は、野党第一党であるムスリム同胞団に政策で譲歩する意欲はなかったが、その一方、すでに多くの議席を擁している同胞団を常設の審議の場から締め出すことも不可能であった。このとき、与党が安定した議事運営と野党勢力への配慮姿勢という2つの目的を両立させるために活用したのが、特設の合意形成の場であった。国民民主党は、2005年に議会外に「国民対話」という枠組みを設けて個別法の協議を行なったのと同じように、人民議会・立法憲法委員会の枠内に「小委員会」という枠組みを設けて憲法修正の詰め作業を行なったのである。

「小委員会」は代表者10人、設置期間2日であったため、特設の合意形成の場としては短期・小規模の事例の最たるものと言える。協議に参加したのは、ファスィー・スルール人民議会議長、アマル・ウスマーン立法憲法委員会・委員長と同委員のイブラヒーム・ゴガリー、ウマル・タヒル、ハサン・ハリディーの3人、アブドゥルアハド・ガマルッディーン国民民主党・院内総務、モハメド・ダクルーリー大統領顧問、憲法学者のラムズィー・シャエル、そして、ワフド党党首で公式野党代表のマフムード・アバーザと、非同胞団系無所属議員の院内会派代表のカマル・アハマドの10人であった (*al-Ahram Weekly* no.835)。国民民主党は「小委員会」の人選に関して同胞団系無所属議員の院内会派を明確に排除した。与党側は、その根拠として、①同胞団は公式政党ではないため野党代表にはなりえないこと、そして、②同胞団系の院内会派は無所属議員の集まりに過ぎず、その無所属議員の代表としてアハマドに参加を打診したことを挙げた (*al-Masry al-Youm* 2 Mar. 2007)。

この人選は、アバーザとアハマドの2人が1月上旬に修正提案自体に賛成していたことが大きく関係していた。当初、ワフド党は新憲法起草のための制憲議会の設置を求めているが、ナセル時代以来の社会主義に関する文言の削除に

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

については明確に支持した。とりわけ、採決前にガマール・ムバーラク国民民主党・政策委員会委員長と会談し、憲法修正の支持の意向を伝えていた。この対応にガマールは「ワフド党の支持を与党として歓迎したい」という言質を与えた (*al-Masry al-Youm* 17 Jan. 2007; *al-Ahram Weekly* no.829)。同じく、当時、非同胞団系無所属議員の代表を務めていたカマル・アハマドは、宗教政党の禁止を支持し、「包括的な憲法修正を望んでいるが〔理想と現実の〕隔たりを認識しなければならない」と、漸進主義的な立場への理解を野党議員に求めている (*al-Ahram Weekly* no.830)。「小委員会」における協議において、アバーザとアハマドの2人は、修正対象の34項目のうち司法の選挙監視(第88条)とテロ対策の明記(第179条)を明確に拒否し、「緊急事態の合憲化につながる」と批判した。しかし、与党との一定の立場の違いを印象付けた一方、大統領選挙の被選挙権の「緩和」や宗教政党の禁止などを定めた他32項目については与党案に同調した (*al-Masry al-Youm* 5, 6 Mar. 2007)。

これに対して、同胞団は「起草委員会〔小委員会〕からの排除は国民民主党と両院議員の多数派の横暴である」と批判し、他の無所属議員や協議に参加できなかった野党各党とともに立法憲法委員会の審議拒否を表明した (*al-Masry al-Youm* 5 Mar. 2007)。その後、「小委員会」によって起草された憲法修正案は、立法憲法委員会と諮問評議会での圧倒的多数の賛成を経て、3月19日に人民議会において315対109で可決され、3月26日の国民投票によって成立に至った (*al-Masry al-Youm* 14, 19 Mar. 2007; *al-Ahram Weekly* no.837, 838)³⁸。

この憲法修正過程において重要なのは、与党側の憲法修正案が可決成立するか否かではなく、野党各党が合意形成に対してどのような立場で臨んだのかということである。修正案がいかなる内容であれ、単一政党優位という状況では可決成立自体は既定路線であった。そのような状況において、世俗野党とムスリム同胞団は現政権への反対姿勢で団結し、揃って審議拒否を決定するという選択肢もあり得たはずである。しかし、実際にはワフド党が審議に応じたのに対して、同胞団は審議拒否を選ばざるを得なかった。野党勢力に統一行動の兆しが見えたのは、人民議会での可決成立後、ワフド党を含む三党連合と同胞団

³⁸ 2007年修正憲法の各条文の詳細は巻末付録を参照。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

が共同記者会見を開き、国民投票のボイコットを呼びかけたときだけであった (*al-Masry al-Youm* 19, 22 Mar. 2007)。同胞団は、与党側との協議に応じる用意はあったが、「小委員会」から外されたため審議拒否の道を選んだと明言した (*al-Masry al-Youm* 19 Mar. 2007)。加えて、世俗野党の各党は「小委員会」という極めて小規模な合意形成ではなく、多くの政党の参加が認められた 2005 年の「国民対話」のような合意形成の場の設置に持ち込めなかったことが敗因の 1 つであると総括した (*al-Masry al-Youm* 17 Mar. 2007)。

このように、与党・国民民主党は憲法修正案に関する野党勢力への配慮姿勢と安定的な議事運営のために「小委員会」という合意形成の場を特設した。「小委員会」は、設置期間が短く、参加者の規模も少なかったため、憲法修正案の起草という意図通りの効果が強く表れたのに加え、野党勢力の分断効果も強く表れた。とりわけ、野党勢力の分割統治の手段として機能するはずの常設の議会にすでに主要な野党勢力が多く存在していた状況では「小委員会」が野党勢力の分割統治を補強する一助になったのである³⁹。

4. 制度としての合意形成

本章では、権威主義体制下の単一政党優位における政党間の合意形成の試み、とりわけ、常設の審議の場と特設の合意形成の場の併設が政党政治に与える効果を説明した。特設の合意形成の場は、常設の審議の場である議会にすでに大多数の野党勢力の参加が認められている文脈において重要な意味を持つ。権威主義体制下の単一政党優位に典型的に見られるように、与党側が圧倒的に優位な立場で常設の議会に君臨しつつもその場から野党勢力を公然と締め出すことができない場合、特設の合意形成の場は、与党側が民主的政党制の獲得と議席の安定的維持という 2 つの目的を両立させながら重要な政治的争点を野党勢力と協議するための手段として臨機応変に活用できるからである。

³⁹ 2007 年の憲法修正後から 2010 年人民議会選挙までの政党政治の展開は第 6 章の事例研究を参照。

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

比較権威主義体制論の従来知見（特に Gandhi 2008）を踏まえると、常設の審議の場（議会）も特設の合意形成の場（「国民対話」や「小委員会」）も、どちらも野党勢力の取り込み手段と考えられがちである。しかし、本稿の議論によってその併設のあり方の違いや、特設の合意形成の場の規模と設置期間の違いが政党政治に対して多様な働きをすることが明らかになった。

まず、参加の規模の違いに着目すると、協議に参加できる野党勢力の範囲が狭くなるほど、分割統治の効果が強く表れる。野党勢力間の政策やイデオロギーの違いを顕在化させ、与野党間の対立よりもむしろ野党間の分裂を助長しうる。民主的正統性の確保という目的は成就しにくい、野党勢力の分裂によって体制の現状維持に寄与しうる。これに対して、参加の範囲を広げ、野党勢力全体を包摂するようになると、分断効果はあまり働かなくなる。むしろ、野党勢力に協議の場での現体制との対決という共通目標を与え、野党勢力がイデオロギーの垣根を越えて一致団結するきっかけになりかねない。そのため、与野党間の対立を助長しうる。第3節で取り上げたエジプトとイエメンの政党政治はどちらも、与党・世俗政党・イスラーム主義政党の鼎立関係にあったが、ムスリム同胞団を排除したエジプトの「国民対話」と「小委員会」は野党勢力の分裂を助長し、イスラーム党を包摂したイエメンの「国民対話」は野党勢力の団結を促進した。同じような野党勢力への配慮の場や政策的譲歩の場に見えても、参加の規模の違いによって、その合意形成の試みが与野党間の関係に与える政治的効果は大きく異なるのである。

次に、設置期間の違いに着目すると、設置期間が短いほど、与党側は当初の目的を達成しやすいが、設置期間が長くなるほど、当初の目的を達成しにくくなる。時間が経過するほど、与野党の両陣営のアクターの選好の変化や環境の変化を受けて、与党側の当初の意図とは異なる結果を招く可能性が高まるからである。制度分析においてこのような長期の時間的視点の導入は重要である（Pierson 2004）。権威主義体制下の議会に関する先行研究は常設の審議の場の効果を機能主義的に想定しがちであった。具体的に言えば、議会と政策的譲歩の関係について「政策的譲歩によって野党勢力を取り込むために議会を開設した」という状況と「何らかの理由で議会を開設した結果、それは（たまたま）政策的譲歩による野党勢力の取り込みに役立った」という状況が混同されがち

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

であった。

この違いは第3節で取り上げたイエメンの「国民対話」にも反映される。イエメンの事例は「与党が政策的譲歩を先延ばしするために『国民対話』を長期的に繰り返した」のではなく、「民主的正統性の確保のために設置したはずの『国民対話』を長期的に繰り返した結果、政策的譲歩の先延ばしを招いた」のである。前段の状況はアクターの戦略が功を奏したことを意味し、後段の状況はアクターの行動が意図しない結果を生んだことを意味する。これに対して、エジプトの「国民対話」と「小委員会」は、それぞれ政治改革関連法の協議と憲法修正案の起草という目的のためだけに短期的に開催され、その目的通りの効果を発揮した。同じような野党勢力との協議の場に見えても、設置期間の長さの違いによって、その合意形成の試みが制度設計に与える政治的効果は大きく異なるのである。

この3つの事例に見られた「国民対話」や「小委員会」はいずれも、直接の利害関係者が一堂に会するという合意形成の形式的側面を適えながらも、肝心の約束の実行という実体的側面を適えているとは必ずしも言えない。それゆえ、「名目的」な合意形成と言える。常設の審議の場と特設の（名目的）合意形成の場という、一見すると屋上屋を架しているかのような複数の制度の併設に気を配ることは、従来の比較権威主義体制論の理論的空白を埋める重要な視点である。

とはいえ、このような名目的合意形成への視点は、権威主義体制下の政党政治を理解するための一步に過ぎない。本章の議論を下地に様々な論点を発展させることができる。例えば、少なくとも4つの論点が挙げられる。

第一に、権威主義体制の中でも、どのような支配連合が特設の合意形成の場を設置しやすいのか。また、特設の合意形成の場を設置するとしても、どのような形状が選ばれやすいのか。どのような争点が特設の合意形成の場で協議されやすいのか。とりわけ、このような問いに答えるにあたって、組織的基盤として与党を新たに構築しなければならない文民共和政、独自の組織的基盤として軍最高評議会を擁し、政治に暫定的にしか関わらない軍政、伝統的な正統性を背景に政治の場で君臨できる君主政という、支配エリートの組織的基盤の違い（Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010; cf. 本稿第4章）は、合意形成の場を設

第5章 権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成

置する選好の違いに反映されると想定できる。

第二に、権威主義体制下の単一政党優位の領域（複数政党制を採用している事例か、少なくとも実質的に政党政治を認めている事例）の中でも、各党の議席占有率の違いから判断される政党間（与党勢力内・与野党間・野党勢力内）の競合性の違いは合意形成の違いに影響しうる。与野党間の競合性が高いほど、通常の議会の審議が活用されやすく、競合性が低いほど特設の合意形成の場が活用されやすいかもしれない。また、野党間の競合性が高いほど、与党側からの提案に対して（受け入れるにせよ、拒否するにせよ）協調行動を取りやすく、競合性が低いほど、議席占有率の少ない野党は与党側からの提案に乗りやすいかもしれない。

第三に、経済状況の違いは与党側の合意形成の意欲に影響を与えうる。国内経済を堅調に維持できていれば、政治的な不満は生じにくいいため、わざわざ野党勢力との合意形成を試みる意欲は低くなるかもしれない。それに対して、経済状況が悪化して政治的不満が高まれば、合意形成の場を設置して不満の噴出を抑えようとするかもしれない。

第四に、内戦直後など、政情が安定していないときほど、「国民的和解」を名目に野党勢力との合意形成を試みるかもしれない。

このように、権威主義体制下の単一政党優位に見られる名目的合意形成の試みは、政党政治に影響を与える制度装置の1つとして、隣接する様々な研究領域との関係性を窺わせる有望な論点なのである。

第6章

権威主義体制下の単一政党優位と 選挙前連合

——政党間の競合性と政治制度の効果——¹

1. 問いの設定：

野党勢力の連合形成をめぐる2つの逆説

権威主義体制（とりわけ、複数政党制を採用しているか、少なくとも実質的に政党政治を認めている権威主義体制、すなわち、単一政党優位の領域）においては、政治参加をある程度認められた野党勢力が選挙前連合（pre-electoral coalitions）を形成して議会選挙に臨むことがある。選挙前連合とは政党連合の一種である。複数の政党が選挙に際して、政権交替か少なくとも単独出馬のときよりも多くの票や議席を獲得するという「共通の目標を達成するために、それぞれの政治資源を持ち寄って樹立する一時的な協同関係」（岡沢 1997: 128）を指す。

第2章で提示した単一政党優位の領域に関する理論的枠組みと、その実際の事例群に関して第3章で説明した政党政治の多様性を踏まえると、議会選挙における野党勢力の連合形成について次の2つの問いを導き出すことができる。第一に、議席をほとんど持たず、勝利や議席増加の見込みがほとんどないように見える野党勢力が選挙前連合を形成し、与党勢力と対峙することがあるのはなぜか。第二に、比較的多くの議席を持ち、勝利や議席増加の見込みがある程

¹ 本章の内容は、今井（2013a）を加筆修正したものである。とりわけ、同論文表1では有意水準を「*:p<0.1, **:p<0.05, ***:p<0.01」と記載したが、それは「*:p<0.05, **:p<0.01, ***:p<0.001」の誤りである。つまり、有意水準を低く表現してしまったことになる。そのため、本章では当該の統計分析を再度実行し、有意水準の表現に修正を施した。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

度あるように見える野党勢力が選挙前連合を形成せず、与党勢力との対決を回避することがあるのはなぜか。この2つの対照的な状況は、どちらも権威主義体制下の野党勢力の代表的な想定に反した逆説的な状況にあると言えるだろう。

まず、第一の問いに関して、権威主義体制下の野党勢力はばらばらで非力な存在と考えられがちであった。例えば、エドワード・シルズはこの想定に立脚し、新興独立諸国の野党勢力を以下のように論じた。

1つの非常に優位な政党が不動の地位を築いているように思われるとき、野党は意欲を失うばかりか、行動も無礼になってく。人々は敗者を支持しようとは思わない。それゆえに野党の規模は小さくなり、意欲も失い、自暴自棄になっていく。成長に対する期待外れ、がたがたの組織に蔓延しがちな嫉妬と口論、それらが野党の規模をさらに小さくしてしまう。野党の絶望感は、荒っぽい非難、「抗議のための退場」、議事のボイコット、妨害行為、無意味な批判、瑣末な行動を助長する。こうした行動こそが野党の無能さを運命付けてしまう (Shils 1971: 51)。

しかし、実際に権威主義体制下の単一政党優位の領域を渉猟してみると、主要野党が選挙前連合を形成して与党勢力と対峙した事例は様々な地域に見て取ることができる。例えば、それぞれの地域の事例として、アゼルバイジャン (2005年) の自由 (*Azadlıq / Freedom*)、エルサルバドル (1972・1974年) の全国野党同盟 (National Opposition Union)、マレーシア (1999・2004年) の代替戦線 (*Barisan Alternatif / Alternative Front*)、モロッコ (1993年) の民主ブロック (*al-Kutla ad-Dīmuqrāṭīya / Democratic Bloc*)、ザンビア (2006年) の統一民主同盟 (United Democratic Alliance) などが挙げられる。それでは、権威主義体制下の野党勢力は、ばらばらで非力な存在という想定に反し、どのような条件下において選挙前連合の形成に意欲を示すのか。

その一方、第二の問いに関して、野党勢力が恒常的に協調関係を保ち、大同団結して与党勢力に政治改革を求めることはありうる。特に、中東諸国の野党勢力に見られるイスラーム主義政党と世俗政党のイデオロギー横断連合 (cross-ideological coalitions) の試みはその一例である (特に Clark 2006; 2010; Schwedler 2006; 2007; 2011; Schwedler and Clark 2006)。しかし、実際の事例を踏まえると、

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

その恒常的な協調関係は選挙前連合の形成に活かされるとは限らなかった。例えば、第5章第3節でも論じたように、選挙前連合の形成に活かされた一例として、イエメンのイスラーム主義政党のイスラーハ党 (*al-Islah Party*) は世俗政党のイエメン社会党 (*al-Hizb al-Ishtirākī al-Yamani / Yemeni Socialist Party, YSP*) などの他の野党各党と合同集会連合 (*Aḥzāb al-Liqā' al-Mushtarak / Joint Meeting Parties, JMPs*) を結成した。同連合は選挙制度改革をめぐる協調関係を経て2006年の大統領選挙において統一候補の擁立に至った。

それに対して、エジプトのムスリム同胞団 (*al-Ikhwān al-Muslimīn / Muslim Brotherhood*) は、第一共和政のムバーラク政権下で実施された人民議会選挙のうち、1984年と1987年の選挙で世俗政党との連合形成の経験があったにもかかわらず、その後の5回の選挙(1990年、1995年、2000年、2005年、2010年)では一貫して独自候補を擁立し続けた。とりわけ、同胞団は、最後の2回の選挙において投票直前まで他の野党主導の連合形成の試みに同調する姿勢を示しつつも最終的には単独出馬に踏み切った。まず、2005年選挙の場合、世俗政党を中心に選挙前連合として改革統一国民戦線 (*al-Jabha al-Waṭaniya li-l-Taghīr / United National Front for Change, UNFC*) が結成されたが、同胞団は候補者調整の時間不足を理由に形式的に賛意を示す程度に留まった。次に、2010年選挙の場合、同胞団はモハメド・エルバラダイ主導の国民改革協会 (*al-Jama'iyat al-Waṭaniyat li-l-Taghyīr / National Association for Change, NAC*) の仲介によってワフド党などの世俗四党連合と政治改革に関する意見調整を進めたが、結局、その協調関係は選挙戦直前に立ち消えとなった。

ムスリム同胞団は、エジプト最大のイスラーム主義運動として国民民主党 (*al-Hizb al-Waṭanī ad-Dīmuqrāṭī / National Democratic Party, NDP*) に匹敵するほどの動員力を備えていたことを踏まえると、他の野党勢力を率いて選挙で与党勢力と直接対決することも可能であったが、あくまでその対決の矢面に立つことはなかった。すなわち、動員力が比較的高く、他の野党勢力と協調関係にあったにもかかわらず、選挙前連合の形成に意欲を示さなかったのである。それでは、このような連合形成の意欲の低さは何が原因なのか。さらに一般化して言えば、権威主義体制下の野党勢力は、どのような条件下において選挙前連合の形成を控えるのか。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

しかし、これまで選挙前連合の研究と権威主義体制の研究（比較権威主義体制論）はそれぞれ権威主義体制下の野党勢力の選挙前連合を体系的に扱うことは皆無であった。前者（特に Golder 2006b）は民主主義体制下の事例にばかり着目し、後者（特に Gandhi 2008）は支配エリート間の利害調整装置としての与党にばかり注目することが多かった。野党勢力はあくまで受け身の存在として扱われ、野党連合の形成は個別事例的に論じられるだけであった²。

この理論的な隙間を埋めるため、本章では、権威主義体制下の単一政党優位の領域において（政治的に）無能で（政治学的に）無意味なはずの野党勢力がなぜどのような条件下で選挙前連合の形成に意欲を示すのか、そして（政治的に）有能で（政治学的に）有意義と思われた野党勢力がなぜどのような条件下で選挙前連合の形成に意欲を示さないようになるのかを問う。

以下では、長期間存続する権威主義体制において1961年から2008年までに実施された議会選挙のデータを用い、政党間の競合性と政治制度（特に選挙制度と執政制度）が野党第一党の選挙前連合の形成に与える因果効果を検証する。導き出された洞察は次の5つである。すなわち、野党第一党は、①野党勢力全体の議席占有率（与野党間の競合性）が高いとき、②有効野党数（野党間の競合性）が多いときには連合を形成しやすいが、③この2つの値がともに高いときには連合を形成しにくい。加えて、④非比例性の高い選挙制度が採用されているとき、⑤大統領制が採用されているときに連合を形成しにくくなる。

政党間の競合性と政治制度、この2つの変数への視点はそれぞれ先行研究に対して理論的に大きく貢献しうる。第一に、政党間の競合性（すなわち、議席占有率や得票率）は権威主義体制の下位類型の判断基準として用いられることが多いが、その競合性自体が政党政治にどのような効果を与えるのかという点はほとんど検証されていない。第二に、政治制度（特に、選挙制度）は民主主義の文脈では連合形成に与える効果が幅広く検証されているが、権威主義の文脈でもそれと同じような効果が表れるのかという点は十分に検証されていないのである。

² 後述するように、権威主義体制下の野党勢力の選挙前連合を論じた近年の優れた研究として特に Wahman (2011)と Gandhi and Reuter (2013) の2つの論文を挙げることができる。しかし、それらの研究でさえ、権威主義体制の下位類型の判断基準や選挙前連合のダミー変数の操作化に関する別の問題を抱えている。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

本章の構成は以下の通りである。まず、第2節では、理論的枠組みとして選挙前連合を多種多様な連合形成の1つに位置付けたうえで、複数政党制の容認という権威主義体制の時代的趨勢と、その中で優位を維持する与党勢力と劣位を余儀なくされる野党勢力との関係性を概観する。次に、第3節では、野党勢力が自由でも公平でもない議会選挙に参加する論理を先行研究の対照的な論調から説明し、政党間の競合性と政治制度についての仮説を提示する。第4節では、その仮説を検証するためのデータと変数を説明し、統計分析の結果とその解釈を示す。そして、第5節では、その統計分析から導き出される連合形成の因果メカニズムをエジプト第一共和政の人民議会選挙の事例分析によって追跡する。最後に、第6節では、選挙前連合に関する今後の研究の方向性を提示して議論を締め括る。また、章末の補論では、連合形成の分析対象を選挙後連合（post-electoral coalitions）に移し、2010年人民議会選挙直後に結成されたムスリム同胞団と世俗野党のイデオロギー横断連合としての民議院（*al-Barlman al-Sha'bi* / People's Parliament）の形成過程とその後の体制変動を概観する。

2. 理論的枠組み：

権威主義体制下の連合形成の位置付けと背景

(1) 連合形成の多様な形状

政党連合とは「競合関係にある独立した2つ以上の〔政党が〕共通の目標を達成するために、それぞれの政治資源を持ち寄って樹立する一時的な協同関係」（岡沢 1997: 128）を指す。しかし、この定義を満たしていても、主体、具体的目標、規模の違いなどによって政党連合の形状は多種多様である。とりわけ、先行研究を整理すると、政党間の連合形成は政策距離と形成時期という2つの次元によっていくつかの形状に分類できる。表 6.1 はその類型と体制ごとの代表的形状である。政策距離は、イデオロギー、民族、言語、宗教など、政策に表れる各党の立ち位置の違いを表し、政党連合に加盟した各党の政策的立ち位

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

表 6.1 政党連合の多様性

		一時的		恒常的		
		(議会) 選挙前	(議会) 選挙後	(選挙以外の時期)		
政策距離	近	隣接政党間のみの 選挙前連合	民主	連立政権 (最小勝利連合)	民主	地域政党連合
			権威	与党連合 (体制支持派の結集)	権威	与党連合 (特に単一政党優位)
	遠	隣接政党以外も含む 広範な選挙前連合	民主	連立政権 (過大規模連合)	民主	挙国一致政権 「協定」に基づく政権
			権威	選挙後危機時の 野党勢力の大同団結	権威	野党勢力の イデオロギー横断連合

(注) 筆者作成。民主は民主主義体制下、権威は権威主義体制下のそれぞれの代表的な連合形成の形状を表す。

置が同一か隣接する場合を「近」、政策的立ち位置が隔絶している場合を「遠」と見なした。形成時期は連合形成の目的の違いを表す。議会選挙前の連合が議席増加や政権交替を目的とするのに対して、議会選挙後の連合は与党勢力にとっては（連立政権にせよ与党連合にせよ）執政府の樹立を目的とする一方、野党勢力にとっては選挙結果への不服申し立てを目的とする。この他にも議会選挙の前後の別なく恒常的に形成される連合も想定される。この2つの次元によって分類される連合形成の代表的形状はそれぞれ次のような状況に該当する。

第一に、議会選挙前の連合形成のうち、政策距離が近いものは政策的に同一か隣接する政党同士の連合を意味し、政策距離が遠いものは、政策的に隣接する政党だけでなく、通常であれば仲違いしかねない政党同士が選挙後の大きな目標のために結集した広範な連合を意味する。こうした議会選挙前の連合形成は、民主主義体制にせよ、権威主義体制にせよ、与党側と野党側の2つの場合が想定される（選挙前連合の操作化基準については第4節第1項で論じる）。

第二に、議会選挙後の連合形成のうち、民主主義体制下と権威主義体制下では大きく異なる状況が想定される。まず、参加と競争の制度的条件が揃った民主主義体制の場合、選挙後連合は権力の最大化や政策の追求を目的とした議会多数派と連立政権の樹立を意味する。このうち、最低限の議席数と政党数によって連立政権を形成する最小勝利連合が政策距離の近い連合に該当するのに対して、連合全体の議席数や政党数が不必要に多い連立政権を形成する過大規模

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

連合は政策距離の遠い連合に該当する (Lijphart 2012 [邦訳 2014: 69-89] ; cf. Riker 1962; Leiserson 1970; Axelrod 1970; Laver and Schofield 1990) ³。

これに対して、参加と競争の制度的条件を満たさず、政権交替の可能性が制度的・実質的に著しく制約されている権威主義体制(特に単一政党優位の領域)の場合、選挙後連合は権力の定着または権力への対抗を目的とした与野党それぞれの政治勢力内の協調を意味する。後述するように、単一政党優位の文脈においては与党勢力がイデオロギー的に中道に収斂しやすいのに対して、野党勢力はイデオロギー的に分極化しやすい (cf. Greene 2007; 2010)。そのため、文民共和政における無所属大統領の支持派、軍政における親軍政党、君主政における王党派のように、単独与党に基づかない体制支持派の結集は政策距離の近い連合に該当する (権威主義体制下の与党勢力の構成が民主化に与える因果効果とその下位類型ごとの違いについては第4章の分析結果を参照)。その一方、自由でも公平でもない選挙において十分な成果を得られなかった野党勢力は、選挙前は互いに対立していても、その選挙結果への抗議という一点で協調し、街頭行動に繰り出すことがありうる。そのような野党勢力の議会外の大同団結は政策距離の遠い連合に該当する (cf. Bunce and Wolchik 2011)。

第三に、恒常的な連合形成は、議席増加や連立政権の樹立を目的とした通常の一時的な協同関係の域を超え、議会選挙の前後の別なく政党間の連合関係が固定化した状態を指す。ここでも民主主義体制下と権威主義体制下では大きく異なる状況が想定される。まず、民主主義体制の場合、政策距離が近く、恒常的・固定的な協調関係にある政党連合として想定されるのは、地域横断的な姉妹政党である。ドイツ連邦共和国のキリスト教民主同盟とキリスト教社会同盟や、オーストラリアの自由党と国民党は、その一例である。これに対して、政策距離が遠いにもかかわらず、恒常的・固定的な連合関係にあると想定されるのは、戦争への対応や内戦後の国民和解など、選挙とは別の理由に基づいて樹立された挙国一致政権である。加えて、公式的な「協定」や非公式的な慣例に基づく恒常的な連立政権もこの類型に該当すると考えられる。例えば、社会民

³ 厳密に言えば、単なる最小勝利連合ではなく、それぞれ議席数・政党数・政策距離を明示した最低規模連合、最小政党数連合、最小距離連合、隣接最小勝利連合などの連合形成の形状がありうる。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

主党、自由民主党、キリスト教民主党、スイス国民党の主要四党で成り立つスイスの「マジック・フォーミュラー」(Wolff and Karagök 2012) や、民主行動党、民主共和同盟、コペイ党の主要三党で成り立ったベネズエラの「プント・フィホ協定」(Encarnación 2005) は、その一例である。

次に、権威主義体制の場合、少なくとも実質的に複数政党制を採用し、恒常的な与党連合として議会に君臨している事例(すなわち、単一政党優位の事例)は、政策距離の近い連合に該当する。その一例として、マレーシアの国民戦線(*Barisan Nasional / National Front*) や、エチオピアのエチオピア人民革命民主戦線(*Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front*)を挙げることができる。これに対して、議会にほとんど議席を持たず、議会外において与党勢力への政治改革要求の一点で結集した野党連合は、政策距離の遠い連合に該当する。

(2) 実証分析の未開拓領域としての選挙前連合

このように、選挙前連合は2つの次元の組み合わせによって分類される政党間の多種多様な連合形成の1つに位置付けられる。しかし、選挙前連合という政治現象は、民主主義体制と権威主義体制の事例の別なく、政党研究において必ずしも体系的な注目を受けなかった。表6.1の分類に即して言えば、民主主義体制の事例を扱う政党研究は、議会選挙前の連合形成ではなく議会選挙後の連合形成にばかり着目し、権威主義体制の事例を扱う政党研究は、一時的な連合形成ではなく恒常的な連合形成にばかり注目することが多かった。選挙前連合が実証分析の俎上に載せられたのはいずれも最近のことであり、その研究領域は依然として未開拓である。

まず、民主主義体制の政党研究がこれまでに主に着目したのは、議会選挙後の連合形成、すなわち連立政権の樹立であった。多くの研究は、どのような連立政権が樹立されやすいのか、どのような政党の誰がどの閣僚職を占めやすいのか、連立政権の樹立にどのくらいの期間がかかるのか、連立政権がどのくらい続くのか、などの問いを取り上げた(Müller and Strøm 2000; Strøm and Nyblade 2007; Strøm, Müller, and Bergman 2008; Strøm, Müller, and Smith 2010)。連立政権の加盟政党の多くは事前に明確な連立合意を作成し、協調して議会選挙に臨む

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

傾向にあることが当初から指摘されていた (Strøm and Müller 2000) にもかかわらず、あくまで選挙前連合の形成条件は統計分析によって実証されることなく、個別事例的に論じられるに過ぎなかった。

このような問題意識を踏まえて、ソナ・ナデニチュク・ゴルダーは 1946 年から 2002 年までに実施された民主主義諸国 23 ヶ国 346 回の議会選挙における政党単位のデータを用い、統計分析によって選挙前連合の形成条件の実証を試みた (Golder 2006a; 2006b)⁴。その結果、①相手の政党とイデオロギー的に近いとき、②期待される連合の規模が大きい (が、大き過ぎない) とき、③相手の政党の規模が近いとき、④政党システムがイデオロギー的に分極化し、非比例性の高い選挙制度が採用されているとき、その政党は選挙前連合を形成しやすくなる、という知見を導き出した。また、この④の知見と関連し、ゴルダーは選挙制度と政党数に「非比例性の高い選挙制度は政党数が十分に多いときにのみ選挙前連合の形成を促す」、逆に言えば、「政党数の増加は選挙制度の非比例性が十分に高いときにのみ選挙前連合の形成を促す」という関係性を見出した (Golder 2006b: 23-37; cf. Strøm, Budge, and Laver 1994)。これらの分析結果から選挙前連合の形成が選挙制度の単なる関数ではないことを強調したのである。

次に、権威主義体制下の政党研究がこれまでに主に着目したのは、恒常的な連合形成、すなわち、議会に君臨する与党勢力の内部力学と、議会外で形成される野党勢力のイデオロギー横断連合であった。与党勢力に関しては、第4章でも取り上げたように、与党連合の加盟政党間、もしくは単独与党の党内派閥間の恒常的な協調関係が支配エリートの組織的基盤の1つとして論じられることが多い (特に Brownlee 2007; Gandhi 2008; Svobik 2012)。役職分配の長期保証を可能にする与党 (の政治局) は、軍政における軍最高評議会や君主政における王室評議会と同じく、支配エリートの利害調整装置として役立つことが明らかにされた。

その一方、野党勢力に関しては、特に中東政治研究においてイスラーム主義

⁴ 23 ヶ国の内訳は、アイスランド、アイルランド、イギリス、イスラエル、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、ルクセンブルク、である。議会選挙における選挙前連合の形成 (とそれに伴う連立政権の樹立) に焦点を絞るため、分析対象は議院内閣制と半大統領制の国々に限定され、大統領制の国々は除外されている (Golder 2006b: 147-169)。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

政党と世俗政党の恒常的な協調関係としてのイデオロギー横断連合が脚光を浴びた (Clark 2006; 2010; Schwedler 2006; 2007; 2011; Schwedler and Clark 2006)。そこで取り上げられたのは、イスラーム主義運動 (Wiktorowicz ed. 2004) やイスラーム主義政党 (Salih ed. 2009) における政治的戦略と言説的理念の関係性の機微であり、特に「政治的包摂が進めば、既存の政治システムの枠内において民主主義的価値観を尊重するようになるためイスラーム主義運動・政党は穏健化していく」という議論、すなわち、包摂・穏健化仮説の検証が試みられた。政治改革要求や外交政策への抗議において世俗政党と協調・共闘するイスラーム主義政党の振る舞いは、表向きの戦略的な穏健化に過ぎないのか、それとも、内面の理念的な穏健化にまで及んだのかが問われ、多くの研究は野党勢力間の恒常的協調を理念の変化ではなく戦略的行動の産物として論じた。

このような恒常的な連合形成に特化した理論的状况において、ゴルダーの先駆的研究の着想を受け、権威主義体制下の選挙前連合の実証分析を試みた近年の代表的研究を2つ挙げる事ができる。

第一に、マイケル・ワーマンは、1989年から2004年までの競合型権威主義体制下の55ヶ国の111の選挙単位(議会選挙と大統領選挙の両方を含む)のデータを用い、統計分析によって野党勢力の政策追求と役職追求の選好が選挙前連合の形成に与える効果を検討した (Wahman 2011)⁵。野党勢力の政策追求の選好を表す変数として、GDP成長率と政治的自由化の度合いをそれぞれ用い、野党勢力の役職追求の選好を表す変数として、支持政党の政策的立場に関する有権者の自己意識に表れる最大与党と最大野党の政策的立場の隔たりを用いた

⁵ 55ヶ国の内訳(選挙実施年は省略)は、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンティグアバーブーダ、イエメン、インド、インドネシア、ウクライナ、エルサルバドル、ガボン、カメルーン、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キルギス、グアテマラ、クロアチア、グルジア、ケニア、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、スリランカ、スリナム、スロバキア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、ソロモン諸島、タイ、タジキスタン、チャド、中央アフリカ共和国、ドミニカ共和国、トルコ、ナイジェリア、ニカラグア、ニジェール、ネパール、ハイチ、パキスタン、パラグアイ、バングラディシュ、フィジー、ブラジル、ブルキナファソ、ベネズエラ、ペルー、ホンジュラス、マケドニア、メキシコ、モザンビーク、モルドヴァ、モンゴル、ルーマニア、ロシア、である。

同論文では政治体制の判断基準として Hadenius and Teorell (2007) の分類枠組みが採用されているため、権威主義体制の内訳は本稿の分類枠組みとは大きく異なる。ハデニウス派とプシェヴォルスキー派の分類枠組みの違いについては第2章第1節を参照。また、後述するように、ワーマンは選挙後の政権樹立を目的とした選挙前連合のみに着目したため、与党勢力の議席占有率が67%を下回る(すなわち、制度的・実質的に政権交替の可能性のある)権威主義体制の選挙のみが分析対象として扱われている (Wahman 2011: 647, 655)。

(ibid.: 655-656)。その結果、①野党勢力と現政権の政策的立場の違いが大きいとき、そして、②野党勢力が勝利の現実味を得た（GDP成長率と政治的自由化の度合いが高い）とき、政権獲得を目指した野党勢力の選挙前連合が形成されやすくなるという知見を導き出した。その一方、ワーマンは、議会選挙・大統領選挙の違いと決選投票の有無という選挙制度上の要因はいずれも連合形成に有意な効果を示していないことも明らかにした。

第二に、ジェニファー・ガンディーとオラ・ジョーンズ・ロイターは、1946年から2006年までの権威主義体制下の94ヶ国413回の複数政党制に基づく議会選挙のデータを用い、統計分析によって主要野党の安定性と選挙の抑圧性が選挙前連合の形成に与える効果を検証した（Gandhi and Reuter 2013; cf. Gandhi and Reuter 2008）。その一方、彼らは様々な政治制度にも着目し、議院内閣制の有無、選挙区定数、主要野党間の非対称性（野党第一党と第二党の議席占有率の差）、有効政党数、有効野党数の度合いについて分析したが、いずれも有意な効果を示さなかったため、制度的要因は権威主義体制下の選挙前連合の形成に影響を与えないと結論付けた。

このように、政党間の連合形成という研究領域自体は比較政治学において長らく広範に論じられてきたが、その中でも選挙前連合の実証分析、特に権威主義体制に関する分析は端緒に付いたばかりであり、依然として未開拓である。実際、前述の2つの代表的研究はどちらも制度的要因が野党勢力の選挙前連合の形成に影響しないことを指摘するが、その両者の知見は後述するように様々な問題点を抱えている。以下では、単一政党優位の領域の基本的構図を踏まえ、権威主義体制下の野党勢力の位置付けを改めて概観し、次節において野党勢力の連合形成の論理を説明する。

(3) 複数政党制の容認という時代的趨勢

野党勢力の政治活動が認められ、自由でも公平でもなくても、選挙に政党間の競合が見られること、すなわち、権威主義体制下の単一政党優位の領域であることは、野党勢力が選挙前連合を形成するための前提である。しかし、伝統的に非民主主義国では野党の存在自体が認められないか、活動が認められても

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

政党間の競合はほとんど見られないと想定されてきた。

第2章第1節でも取り上げたように、政党システムを最も精巧に体系化したジョバンニ・サルトーリの議論（Sartori 1976/2005）はその最たるものである。サルトーリは政党間の競合性の有無から政党システムを競合的システムと非競合的システムに分け、政党システムと政治体制の関係性として、分極多党制、穏健多党制、二党制、優勢政党制を民主主義の文脈、一党制と覇権政党制を権威主義（ひいては全体主義）の文脈と同義に扱った。一党制が制度的にも実質的にも野党勢力の存在を認めない状況を指すのに対して、覇権政党制は実質的に野党勢力との競合を認めない状況として理解された。さらに優勢政党制と覇権政党制の違いは政権交替の実質的可能性の有無にあるとされ、前者は政権交替が「事実上起こらない」のに対して、後者は「事実上起こらないばかりか起こりえない」ものと考えられてきた（Sartori 1976/2005: 173, 204-205）。

しかし、1970年代から1990年代にかけて世界中で生じた体制変動や部分的な政治的自由化の「波」とそれに伴う多種多様な権威主義体制の出現は、このような非競合的システムとしての権威主義体制という伝統的な想定の有効性に疑問を投げかけた。政治体制研究者は、制度上の民主主義的要素と運用上の権威主義的要素の組み合わせの違いが権威主義体制に多様性をもたらしたと理解し、その総称的な概念として、選挙権威主義、競合型権威主義、派遣型権威主義などの様々な形容詞付き権威主義体制を提唱するに至った。

特に注目を受けたのは、複数政党選挙の導入・再導入と政党間の競合性の高まりであった。選挙権威主義とは、支配エリートが国内外の正統性を維持するための政治的自由化の一環として複数政党制を形式的に容認する一方、票の改竄や候補者への脅迫など、選挙の運用面では決して民主化したとは言えない状況を指す。この枠内で与野党間の競合性の高い体制を競合型権威主義、競合性の低い体制を覇権型権威主義に二分化するのが一般的な理解であった（特に Schedler ed. 2006; Levitsky and Way 2010b）⁶。

実際、政治体制の推移を踏まえると、そのような事例群の急増は明らかであった。第2章第2節の図2.3から図2.8に示したように、権威主義体制は1946

⁶ 政治体制の分類枠組み全般におけるこの選挙権威主義学派の位置付けについては第2章第1節を参照。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

年から 1970 年代中頃までは一貫して民主主義体制より事例数が多く、割合も増大傾向にあるが、その後は減少傾向に転じた。民主主義体制は 1970 年代中頃から増大傾向を示し、1990 年代初頭を境に権威主義体制との割合は逆転し、その後は安定的に推移した（図 2.3 と図 2.4）。

その一方、そうした時代的趨勢の中で権威主義体制の事例群のみに焦点を絞ってみると、政党制度の違いという制度的側面（図 2.5 と図 2.6）と、実質的な政党政治の有無という実態的側面（図 2.7 と図 2.8）において権威主義体制の内実が大きく変化していることが分かる。1946 年から 1989 年までの期間において、複数政党制の事例は、事例数としては微増傾向にあるが、その増加分は権威主義体制全体の事例数の増加分を下回るため、割合としては減少傾向にあった。むしろ、この時期は一党制の事例に増大傾向を見て取れる。その後、1989 年以降の期間には権威主義体制全体が減少傾向を示す一方、複数政党制の事例は急増し、権威主義体制の事例群の 90% 近くを占めるようになった。

そのため、このような時代的趨勢は、権威主義体制の国々のほとんどが単一政党優位の領域に含まれるようになったこと、すなわち、野党勢力の政治活動が認められ、選挙に政党間の競合が見られるという選挙前連合の形成の前提を満たすようになったことを示している。

（4）優位の好循環と劣位の悪循環

しかし、最低限の形式的な前提を満たすだけで野党勢力が選挙前連合を形成しやすくなるわけではない。特に第 3 章で論じたように、複数政党制が採用されているか、少なくとも実質的に政党政治が認められていたとしても、長期間存続する権威主義体制において、与党勢力は優位の好循環を享受しやすく、野党勢力は劣位の悪循環に苛まれやすい（特に Pempel 1990; Brownlee 2007; Greene 2010）。

単一政党優位の領域において、多くの与党勢力は確固とした政党組織に基づく支配エリートの利害調整と民衆の動員によって複数政党制導入後最初の選挙で公式の政治的権力（政治的優位）を獲得した。このような政治的優位を獲得できれば、公共資源を活用して特定の支持基盤に経済的恩恵を与えること（経

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

経済的優位)が可能になり、その利益誘導によって社会的ネットワーク(社会的優位)が発達し、政治的支持の動員(さらなる政治的優位)が容易になる。すなわち、優位の好循環である。政治・経済・社会という3つの側面が相互に関連し、長期的に相互補強することによって、与党勢力は常に暴力的措置を講じることなく、野党勢力に対して圧倒的な優位に立つことができる。

これに対して、野党勢力は弱くてばらばらな立場に置かれてしまう。その弱さは与党勢力の立場とは裏返しと言えるような状態、つまり、政治的・経済的・社会的な劣位を余儀なくされることに起因する。政治的な優位を占めていないため、公共資源を活用できず、特定の支持基盤を優遇するような政治活動に関与しにくい。経済的な不遇は社会的なネットワークの構築を難しくし、政治的支持の動員が難しくなる。その結果、野党勢力はさらに弱くなってしまう。野党勢力には劣位の悪循環が生じうるのである。

このような野党勢力の立場の弱さは、第5章で論じたように与党勢力の取り込みを受けやすくなるばかりか、野党勢力間の角逐をも助長する。ケネス・グリーンが論じたように、野党勢力は経済的な優位を背景に特定の支持基盤を優遇するような政治活動に関与しにくいため、献身的な政治活動家のみを惹きつけるような政策を掲げる傾向にある(Greene 2007: 47-59)。その結果、経済的な動機によって惹きつけられる中道的な庶民に対して与党勢力が経済的な恩恵を与えている限りにおいて、議会選挙において左右両極のイデオロギーに特化した野党ほど生き残りやすくなる。そのような政策距離の離れた野党勢力は、そもそも考え方が異なるため、互いに協調する動機を持ちにくい。

例えば、少なくとも「アラブの春」以前の中東諸国の世俗政党は、野党勢力の中で経済的資源と社会的ネットワークで相対的に優れたイスラーム主義政党の後塵を拝し、ただでさえ少ない政治権力へのアクセスをめぐる競争に立たされた(Ottaway and Hamzawy 2007)。限られた政治的・経済的・社会的資源をめぐる競争は野党勢力間の協力を難しくし、野党勢力全体の影響力をさらに弱めてしまうのである。

このように野党勢力が圧倒的な劣位を余儀なくされているならば、恒常的にせよ、一時的にせよ、野党勢力の連合形成は非常に困難なように思われる。しかし、本章の冒頭で述べたように、主要野党の選挙前連合は様々な地域に確認

できる。加えて、そのような選挙前連合は、必ずしも野党勢力の勝利や政権交替を掲げるわけでもなく、実際に政権交替（すなわち、民主化）をもたらすわけでもない。それでは、そもそも選挙による勝利の望みが薄いにもかかわらず、主要野党はなぜ選挙前連合の形成に意欲を示すのか。

3. 仮説の導出： 野党勢力の連合形成の論理

野党勢力の連合形成の論理は、複数政党選挙と体制変動の関係を論じた政治体制研究の2つの対照的な論調から導き出すことができる。すなわち、政治的自由化論と利益誘導論である（2つの論調の捉え方については第4章第2節も参照）。この両者の基底論理は正反対である。前者が主要野党を中心に野党勢力が一致団結して現政権と対決するという状況を想定するのに対して、後者は主要野党が現状維持の枠内で他党を出し抜くという状況を想定する。

(1) 政治的自由化論

政治的自由化論は、複数政党選挙が権威主義体制の政治的自由化については体制変動に寄与するという立場に立つ。この立場を最も明確にしたのはスタッファン・リンドバーグである。彼はサハラ砂漠以南のアフリカのデータに基づき、複数政党選挙の定期実施が有権者に選挙制度の遵守意識の向上や経験の蓄積を促し、権威主義諸国の民主主義の質を高めると論じた(Lindberg 2006a; 2006b)。アクセル・ハデニウスとジャン・テオレルは、野党勢力との競合を認めない一党制型より競合を認める複数政党制型の権威主義体制のほうが平均寿命は短く、民主主義体制への移行確率が下位類型の中で最も高いと指摘する(Hadenius and Teorell 2007)。これに対して、ジェイソン・ブラウンリーは、民主主義体制への移行のしやすさではなく体制変動後の民主主義体制へのなりやすさに焦点を当てる。「選挙での激しい競合だけでは権威主義体制は転覆しないが、ひとたび在

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

職者が失脚すれば、民主主義に対して良い前兆になりうる」と論じ、どのような形で体制変動が生じれば、先行体制の与野党間の競合性が高いほど、後継体制は民主主義体制になりやすいことを実証した（Brownlee 2009）。

さらに、マーク・ハワードとフィリップ・レースラーは、大統領選挙での野党勢力の結束を取り上げ、結束が強いほど「自由化傾向の選挙結果」（選挙後の政権が選挙前の政権より政治的自由化が進むこと）が生じやすいと論じた。彼らは野党勢力の結束が政治的自由化の可能性を高める理由として「在職者がゲームのルールを劇的に変更して覇権型権威主義や閉鎖型権威主義へと回帰しない限り政権交替が起こりうる」競合型権威主義において、野党勢力の結束が強くと、在職者と対決姿勢を取るほど、①与党の支持票を減らし、②野党同士を競わせるような「分割統治」が利かなくなり、③反発を恐れて抑圧的措置を講じにくくなり、④有権者を野党側へ動員しやすくなることを強調した（Howard and Roessler 2006）。

この政治的自由化論から窺えるのは、野党勢力が複数政党選挙に参加し、その選挙の競合性が高く、与野党が全面的に対決するほど、民主主義の質の高さ、民主主義体制への移行、政治的自由化が生じやすくなるという考え方である。この論調に立てば、主要野党は野党勢力の議席増加や政権交替の実現といった政治的便益の獲得を目指し、政権側との全面对決を念頭に他党と一致団結して連合を形成すると想定できる。

（2）利益誘導論

これに対して、利益誘導論は、複数政党選挙は利益誘導の手段に過ぎず、結果的に権威主義体制の政治的安定については体制存続に寄与するという立場に立つ。この立場を最も明確に示したのは、ガンディーとエレン・ラスト・オカルである（Gandhi and Lust-Okar 2009）。彼女たちは、本来民主主義体制下の政党政治と関わるはずの政治制度が権威主義体制下で異なる働きをすることを強調し、議会選挙が立法権限をめぐる競争の場ではなく利益誘導の競合の場として機能しうると論じた。

選挙は社会的不満を軽減するための安全弁と考えられがちであるが、それは

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

見方を変えれば、政権側に社会的不満の程度や野党勢力の潜在的脅威に関する貴重な情報を与えることを意味する。与党勢力はその情報を活かし、住宅・補助金・公共事業など住民生活に直結する政策を利益誘導の手段として用い、社会的不満に応えるために特定の選挙区を優遇することも、野党勢力の抵抗を罰するために冷遇することも可能である。もちろん、このような利益誘導の政治は民主主義国でも生じうる（cf. 斉藤 2010）が、国家資源をめぐる候補者間の競争は、議会での野党勢力の政策的影響力が限られている権威主義の文脈のほうが激しくなりやすい。議会選挙の立候補者は議会で過度に体制の反感を買って議員特権を失うことを恐れ、投票者は政権崩壊で既得権益を失うことを恐れる。その結果、利益誘導に関わる立候補者と投票者の双方は権威主義の現状維持を支持しやすくなるというのである⁷。

この利益誘導論から窺えるのは、複数政党選挙に野党勢力が参加しても政策をめぐって全面的に対決しないため、体制に大きな変化は生じにくく、その結果、権威主義体制の現状が維持されるという考え方である。この論調に立てば、主要野党は現政権の現状維持の中で一定の議席の確保という政治的便益の保持を目指して連合を形成すると想定できる。

(3) 政党間の競合性と政治制度に関する5つの仮説

ここまでの概観を踏まえると、政治的自由化論と利益誘導論は、野党勢力の連合形成の動機について矛盾を孕んだ論理を導き出しているようにも見える。しかし、主要野党が一貫して政治的便益とそれに伴う経済的役得の拡大を目指して議会選挙に参加し、権威主義体制の文脈の違いに応じて異なる戦略を取ると想定すれば矛盾は生まれない。すなわち、競合型権威主義のように野党勢力が常に一定以上の議席を擁し、与野党間の競合性が高い文脈においては、主要野党は選挙後に大幅な議席獲得や政権交替によって現状より多くの政治的・経済的便益が得られると期待できるなら、政権側との直接対決も厭わず、連合形

⁷ ウィリアム・ザートマンとホルガー・アルブレヒトは、中東諸国の権威主義体制に関してこの論調をさらに突き詰め、一定の政治的・経済的・社会的な自由を認められた公式の野党勢力が「国家の支持組織」として現体制の存続に寄与したと論じた（Zartman 1988; Albrecht 2005）。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

成によって政治的自由化を求めようとする。これに対して、覇権型権威主義のように野党勢力が限られた議席を死守するだけでも難しく、与野党間の競合性が低い文脈においては、主要野党は圧倒的な優位に立つ政権側との直接対決によって選挙後に冷遇を受けるより現状維持のほうが多くの政治的・経済的便益が得られると考えるなら、連合形成によってその限られた議席とそれに伴う特権の死守に甘んじる。政治的自由化と利益誘導という2つの選好は、権威主義の文脈の違いに即してできる限りの政治的便益の獲得を試みるという点では同義なのである。

この野党勢力の連合形成の論理から野党第一党の選挙前連合に関して検証可能な仮説を5つ導き出すことができる。選挙前連合の3つの先行研究（Golder 2006a; 2006b; Wahman 2011; Gandhi and Reuter 2008; 2013）の知見と問題点を踏まえて、特に政党間の競合性と政治制度に着目する。

第一に、与野党間の競合性に関する仮説である。与野党間の競合性、すなわち、与野党間の議席占有率の違いは政党政治の特徴を把握するうえで非常に重要である。しかし、権威主義体制下の選挙前連合を分析した2つの先行研究はその制度的要因が野党勢力の選挙前連合の形成に与える効果を十分に検証していない。というのも、ワーマンは議席占有率を母集団の選択（Wahman 2011: 647, 655）に用い、ガンディーとロイターは従属変数の操作化に用いた（Gandhi and Reuter 2013: 147）ため、野党勢力全体の議席占有率を独立変数に用いられなくなったのである⁸。そのため、野党勢力全体の議席占有率が選挙前連合の形成に与える因果効果を推定することは分析上意義があると言える。政治的自由化論の想定を踏まえると、議会選挙実施時点の野党勢力全体の議席が多いほど、野党第一党はその勢いに乗じて選挙後の冷遇を恐れず、現政権と直接対決し、議席増加や政権交替を求めると考えられる。ここから以下の仮説を導き出すことができる。

仮説 1：野党勢力全体の議席占有率が高いほど、野党第一党は選挙前連合を形成し

⁸ ワーマンは議席占有率を母集団、すなわち、競合型権威主義の事例群の選別に用い、与党勢力の議席占有率が67%以下の事例のみに焦点を絞った。ガンディーとロイターは議席占有率を従属変数、すなわち、選挙前連合の操作化に用い、前回選挙の議席占有率が5%を上回る野党連合のみに焦点を絞った。

やすい。

第二に、野党勢力内の競合性に関する仮説である。野党勢力の構成として、圧倒的に有力な1つの政党が優位を占める場合もあれば、複数のほぼ同じような規模の政党が併存（ひいては競合・協調）する場合もありうる。野党勢力に君臨する主要野党は、単独でも多くの議席を獲得できると考えるなら、あまりに規模の小さな政党とは選挙前連合を組む必要性を感じないかもしれない。ゴルダーが民主主義体制の文脈で論じたように、政党間の規模が近いほど、互いに潜在的な連合相手の選択肢として認識しやすいと考えられる。ここから以下の仮説を導き出すことができる。

仮説2：野党勢力が複数のほぼ同じような規模の政党で構成されるほど、野党第一党は選挙前連合を形成しやすい。

第三に、野党勢力の勝利に現実味がある場合の仮説である。仮説1を踏まえると、野党勢力全体の議席占有率が高いほど選挙前連合が形成されやすいと想定され、仮説2を踏まえると、ほぼ同じような規模の政党で構成されるほど選挙前連合が形成されやすいと想定される。しかし、この両方の要因に着目し、議席占有率が高く、かつ、ほぼ同じような規模の政党で構成される場合を想定すると、状況は一変する。つまり、野党勢力の議席増加ひいては政権交替が見込まれる一方、選挙後の利益配分をめぐる同党規模の野党が主導権争いを起こしかねない。野党第一党は、こうした状況では単独でも政治的便益を獲得しやすいのに加え、現政権下での潜在的な連合相手は新政権下での競合相手になりうるため、他党との連合形成の必要性を感じにくい⁹。ここから以下の仮説を導き出すことができる。

⁹ 政治的・経済的便益の獲得をめぐる勢力内分裂の論理については第4章第3節の「与党勢力内関係」の項も参照。加えて、この論理をアフリカ諸国の政党政治について論じた van de Walle (2006: 85-86) と、この論理を定式化した Gandhi and Reuter (2008) も参照。ガンディーとロイターは、同報告においてこの野党勢力の勝利の現実味について詳細に言及していたにもかかわらず、その後の Gandhi and Reuter (2013) では一切触れていない。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

仮説 3：野党勢力全体の議席占有率が高いほど、野党勢力内で野党第一党が優位を占める場合より複数のほぼ同じような規模の政党で構成される場合のほうが野党第一党は選挙前連合を形成しにくい。

第四に、選挙制度に関する仮説である。ワーマンの研究（Wahman 2011）と、ガンディーとロイターの研究（Gandhi and Reuter 2013）はどちらも「政治制度は権威主義体制下の選挙前連合の形成に有意な効果を与えない」と結論付けているが、実際のところ、彼らは選挙制度そのものの効果を検証していない。ワーマンは決選投票の有無を、ガンディーとロイターは選挙区定数を分析しているに過ぎない。そのため、議会選挙制度の違いが選挙前連合の形成に与える因果効果を推定することは分析上意義があると言える。

この点、ゴルダーは、非比例性の高い選挙制度は政党数が十分に多いときのみ選挙前連合の形成を促すことを実証した（Golder 2006a; 2006b）。しかし、この知見が成り立つのは、自由で公平な選挙が認められた民主主義体制の文脈だけかもしれない。自由でも公平でもない権威主義体制の文脈において、野党第一党が非比例性の高い選挙制度（特に小選挙区制）で選挙前連合を形成すれば、与党勢力との直接対決の印象を政権側に与え、選挙後に冷遇を受けかねないからである。これに対して、非比例性の低い選挙制度（特に比例代表制）には当選の閾値規定が存在しうるため、政権側と直接対決する意図がなくても、確実に議席を確保するために他党との協力が必要になる場合もある。ここから以下の仮説を導き出すことができる。

仮説 4：議会選挙制度の非比例性が高いほど、野党第一党は選挙前連合を形成しにくい。

第五に、執政制度に関する仮説である。上記の仮説 4 と同じく、執政制度の違い（特に大統領制の有無）が選挙前連合の形成に与える因果効果はこれまで十分に検証されていない。ガンディーとロイターの研究（Gandhi and Reuter 2013）はそもそも執政制度そのものを取り上げておらず、ワーマンの研究（Wahman 2011）は議会選挙と大統領選挙をともに母集団に加えているため、議会選挙に

おける執政制度の違いの効果を厳密に判断できない。

権威主義体制下の大統領制は（文民共和政にせよ、軍政にせよ）大統領個人への権力集中で特徴付けられ、議院内閣制や君主政における首相と比べ、経済的便益の配分において優位な立場に立つと考えられる。前述の利益誘導論と関連して、ニコラス・ヴァンデワールはサハラ砂漠以南のアフリカの事例を踏まえて、大統領制を採用する国々では強大な権限を備えた大統領を中心とする利益誘導のネットワークが蔓延しやすく、政策をめぐる野党間協力より利権をめぐる野党各党と大統領との協力が優先されやすいと論じた（van de Walle 2003）。このような状況において野党第一党が選挙前連合を形成することは、強大な権限を一手に掌握した大統領を首班とした与党勢力と直接対決することを意味する。そのため、野党勢力は、選挙後の冷遇を恐れて選挙前連合を形成しにくくなると考えられる。ここから以下の仮説を導き出すことができる¹⁰。

仮説 5：文民共和政と軍政の別なく、執政制度として大統領制が採用されている場合、野党第一党は選挙前連合を形成しにくい。

4. 仮説の検証： 競合性と政治制度の計量分析

(1) データと変数

以上の5つの仮説に関して、本節では、権威主義体制下の政党間の競合性と

¹⁰ 選挙制度に関する仮説4と執政制度に関する仮説5と関連して、ラスト・オカルとアマニー・ジャマルは、中東諸国の事例を踏まえ、複数政党制採用時の選挙制度の選択に対して共和政と君主政は異なる制度的選好を有すると論じる（Lust-Okar and Jamal 2002）。その議論によれば、共和政（すなわち、大統領制）諸国の与党は従来の強大な与党勢力の権力維持と脆弱な野党勢力の阻害のため、多数決定制（≡小選挙区制）を求めやすいのに対して、君主政諸国は、特定の政治勢力の台頭を阻止し、複数の政治勢力の分裂を助長するため、比例代表制を求めやすい。その論理に即し、上記の2つの仮説を組み合わせれば、「小選挙区制と大統領制に基づく共和政より比例代表制と非大統領制に基づく君主政のほうが野党第一党は選挙前連合を形成しやすい」と想定される。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

政治制度が野党勢力の選挙前連合の形成に与える因果効果をロジスティック回帰分析によって検証する¹¹。標本を構成するのは単一政党優位の領域において1961年から2008年までに実施された議会選挙（54ヶ国・標本数231）である。権威主義体制下の単一政党優位の領域には、主権国家として独立したばかりの新興諸国や、権威主義体制と民主主義体制を短期間に行きつ戻りつしている流動的な国々もありうるが、本章では、実際の単一政党優位という、長期間存続した体制の特徴を把握するため、与党勢力が複数の政党の存在を実質的に認めながら121ヶ月以上存続した国々の事例を対象を絞った¹²。

¹¹ 各国の特殊性によって同国内標本間に相関が生じる可能性があることを考慮し、国家ごとのクラスター頑健標準誤差を用いた。

¹² 本章の分析では、Golder (2006a; 2006b) のような政党単位のデータではなく、Wahman (2011) と Gandhi and Reuter (2013) と同じく選挙単位のデータを用いる。本章の目的は、「どのような政党が選挙前連合を形成しやすいのか」ではなく、あくまで「どのような議会選挙において野党第一党は選挙前連合を形成しやすいのか」という問いに取り組むことである。

分析対象の54ヶ国の内訳は以下の通りである（カッコ内は選挙実施年）。アゼルバイジャン（1995・2000・2005）、アルジェリア（1997・2002・2007）、アンゴラ（1992・2008）、イエメン（1993・1997・2003）、イラク（1980・1984・1989・1996・2002）、イラン（1963・1967・1971・1975・1996・2000・2004・2008）、インドネシア（1971・1977・1982・1987・1992・1997）、ウガンダ（1989・1996・2001・2006）、ウルグアイ（1984）、エジプト（1976・1979・1984・1987・1990・1995・2000・2005）、エチオピア（1994・1995・2000・2005）、エルサルバドル（1961・1964・1966・1968・1972・1974・1976・1978）、カザフスタン（1994・1995・1999・2004・2007）、ガボン（1990・1996・2001・2006）、カメルーン（1992・1997・2002・2007）、ガンビア（1966・1972・1977・1982・1987・1992・1997・2002・2007）、カンボジア（1993・1998・2003・2008）、ギニア（1995・2002）、キルギス（1995・2000）、クウェート（1992・1996・1999・2003・2006・2008）、グルジア（1992・1995・1999）、ザンビア（1991・1996・2001・2006）、シリア（1973・1977・1981・1986・1990・1994・1998・2003・2007）、シンガポール（1968・1972・1976・1980・1984・1988・1991・1997・2001・2006）、ジンバブエ（1980・1985・1990・1995・2000・2005・2008）、スーダン（1996・2000）、スリランカ（1977）、セネガル（1978・1983・1988・1993・1998）、大韓民国（1973・1978・1981・1985）、タジキスタン（1995・2000・2005）、タンザニア（1995・2000・2005）、チャド（1997・2002）、チュニジア（1981・1986・1989・1994・1999・2004）、トーゴ（1994・1999・2002・2007）、ナミビア（1994・1999・2004）、ニカラグア（1963・1967）、ブラジル（1970・1974・1978・1982）、ブルキナファソ（1992・1997・2002・2007）、ベラルーシ（1995・2000・2004・2008）、ペルー（1990・1992・1995・2000）、ボツワナ（1969・1974・1979・1984・1989・1994・1999・2004）、ポルトガル（1965・1969・1973）、マダガスカル（1965・1970・1977・1983・1989）、マレーシア（1964・1974・1978・1982・1986・1990・1995・1999・2004・2008）、南アフリカ（1994・1999・2004）、メキシコ（1961・1964・1967・1970・1973・1976・1979・1982・1985・1988・1991・1994・1997）、モザンビーク（1994・1999・2004）、モーリタニア（1992・1996・2001）、モロッコ（1984・1993・1997・2002・2007）、ヨルダン（1993・1997・2003・2007）、ルワンダ（2003・2008）、レソト（1985・1993・1998・2002・2007）、レバノン（1992・1996・2000・2005）、ロシア（1993・1995・1999・2003・2007）。権威主義体制下の単一政党優位の領域に含まれる国々やその与党勢力については、第2章第3節の表2.7と巻末付録の政治体制一覧も参照。

この248回の議会選挙のうち、エルサルバドル、クウェート、グルジア、ボツワナ、メキシコ、モロッコの標本の一部は独立変数に欠損があるため、分析から除外した。また、シリアとインドネシアは野党勢力の政治参加を法的に厳しく制限しているため、モデルの推定に影響を与えうると想定されるが、それらの標本を外しても分析結果に有意な違いは

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

従属変数には野党第一党の選挙前連合の形成を表すダミー変数を用いる。前回選挙後の野党第一党が選挙前連合を形成した場合を 1、形成しなかった場合を 0 とした。選挙前連合の判断基準は、ゴルダーの 3 つの条件 (Golder 2006b: chap.2) に即し、①連合の存在を公表している、②連合の加盟政党は完全に独立した存在ではない、③国政選挙に関する連合である、に該当する野党連合を選挙前連合と見なした¹³。

5 つの仮説に関する独立変数は以下の通りである。第一に、与野党間の競合性 (仮説 1) の変数には野党勢力全体の議席占有率を用いる。第二に、野党勢力内の競合性 (仮説 2) の変数には有効野党数を用いる。有効野党数は以下のように有効政党数の方程式 (Laakso and Taagepera 1979) を野党勢力だけに用いたものである (同じ趣旨の変数として第 4 章の有効与党数も参照)。

$$\text{有効野党数} = \frac{1}{\sum \text{野党}_i \text{の議席占有率}^2}$$

有効野党数が多いほど、同じような規模の野党が複数存在することを指し、有効野党数が少ないほど、特定の野党が野党勢力全体の議席の大半を占めていることを意味する¹⁴。

第三に、野党勢力の勝利に現実味がある状況 (仮説 3) を表す変数には議席

生じなかった。

¹³ ワーマンの研究 (Wahman 2011) とガンディーとロイターの研究 (Gandhi and Reuter 2013) で採用される選挙前連合の定義は分析対象の範囲が狭いため本章では用いない。ワーマンの場合、野党連合を選挙勝利後の政権樹立を目的とした対決連合 (coalitions of contestation) と、それ以外の目的で形成される周辺連合 (marginal coalitions) に分け、野党第一党が第二党や第三党と連合を形成した場合を対決連合と位置付け、その対決連合のみを選挙前連合と見なす (Wahman 2011: 643)。ガンディーとロイターの場合、分析対象として、①加盟政党の前回選挙での議席占有率の合計が 5% を上回っていること、②加盟政党のうち第一党と第二党の議席占有率の差が 15% 未満であること、という 2 つの条件を備えた有意義な連合 (significant coalitions) のみに着目する (Gandhi and Reuter 2013: 147)。

それぞれ「対決連合」や「有意義な連合」という名称から分かるように、この 2 つの研究は政権側との直接対決を厭わない野党連合だけに焦点を絞り、それ以外の動機から連合が形成される可能性があることを考慮していない。これに対して、本章では「周辺連合」や「有意義ではない連合」と言われるような事例を含む様々な選挙前連合がどのような条件下で形成されるのかを検証するため、野党第一党が参加した選挙前連合に特段の閾値を設けない。

¹⁴ Gandhi and Reuter (2008) も分析に有効野党数を用いているが、それは独立変数ではなくあくまで従属変数 (野党間協力の有無) の代用としてであった。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

占有率と有効野党数の交互作用項を用いる。交互作用項は議席占有率と有効野党数の値がともに高いとき、すなわち、議会における野党勢力全体の存在感が大きく、かつ、野党各党が激しく競合している状況においてのみ高い値になる（議席占有率、有効野党数、交互作用項の関係性は第4章第3節の表4.1を参照）。この変数は野党勢力に勢いがあってもそこに内部分裂の可能性をどの程度潜在しているのかを把握するのに適している。

第四に、選挙制度（仮説4）の変数には小選挙区制、混合制、比例代表制の3つのダミー変数（Beck et al. 2001）を用い、このうち最も非比例性が高いと想定される小選挙区制の効果を把握するため、比例代表制以外の2つの変数をモデルに投入した。第五に、執政制度（仮説5）の変数には大統領制の有無に關するダミー変数（Beck et al. 2001）を用い、権威主義体制の下位類型の別なく、少なくとも形式的に大統領制が採用されている場合を1とし、採用されていない場合（議院内閣制と君主政）を0とした。

統制変数は、権威主義体制の下位類型、執政府における民族間の権力共有、立法府における政党間の権力共有、前回選挙での経験、民族的分裂性、経済発展、人口、都市化、地域、体制の長期性である。これらの変数は主に制度的・政体的要因と構造的・社会経済的要因に分けられる。

まず、制度的・政体的要因として、執政府における民族間の権力共有（Wimmer, Cederman, and Min 2009）と立法府における政党間の権力共有は、協力関係が強いほど、政権側との直接対決の心理的障壁が低くなり選挙前連合が形成されやすいと想定されるが、その一方、その協力関係は野党勢力が利益誘導ネットワークに取り込まれた結果とも言えるため、むしろ野党勢力は選挙後の冷遇を恐れて政権側との直接対決を控えるかもしれない。権威主義体制の下位類型については軍政と君主政のダミー変数を用いる。確固とした与党勢力を構築しやすい文民共和政との効果の違いを把握するためである。

次に、構造的・社会経済的要因として、前回選挙での経験は前回の議会選挙において野党第一党が選挙前連合を形成した場合を1とするダミー変数である。連合経験があれば、次の選挙でも連合を形成しやすいと考えられる。民族的分裂性（Wimmer, Cederman, and Min 2009）は、値が高いほど、政党間の協力は難しくなると想定される。経済発展の変数は1人あたりGDPの自然対数、人口の

変数は人口密度の自然対数、都市化の変数は都市人口成長率を用いる。いずれも経済水準の高まりやそれに伴う都市部の有権者の政治的要求の高まりに乘じ、野党勢力は現政権との直接対決のために選挙前連合を形成すると想定される。そして、体制の長期性は、体制の樹立から10年より長く経過している場合を1とするダミー変数である。体制が長く続くほど、前述の「劣位の悪循環」が作用し、野党勢力は分裂し、弱体化しうる。しかし、その一方、政党政治の経験が長くなるほど、野党勢力は自らが置かれた文脈を理解し、政治的自由化にせよ、利益誘導にせよ、文脈の違いに応じて選挙前連合を形成しやすくなると考えることもできる。最後に、地域ごとのダミー変数は地域固有の効果を統制するために用いる¹⁵。

(2) 分析結果と解釈

表6.2は本章の統計分析の結果である。独立変数・統制変数の係数が正の値であれば、選挙前連合が形成されやすく、負の値であれば、形成されにくいことを意味する。それぞれ、モデル1は統制変数、モデル2は政治制度、モデル3は政党間の競合性、モデル4は独立変数全体に関するモデルである¹⁶。

第一に、野党勢力全体の議席占有率（モデル3・4）は、一貫して正の符号で統計的に有意である。この結果は仮説1を裏付ける。政治的自由化論の論理を踏まえ、議会における野党勢力の存在感が増すほど、野党第一党が選挙前連合を形成しやすくなることを示している。

第二に、有効野党数（モデル3・4）は、一貫して正の符号で統計的に有意である。この結果は仮説2を裏付ける。連合相手の潜在的な選択肢が多いほど、野党第一党は選挙前連合を形成しやすくなることを意味する。

第三に、議席占有率と有効野党数の交互作用項（モデル3・4）は、一貫して

¹⁵ 独立変数と統制変数は、選挙制度、前回選挙での経験、地域を除き、前年(t-1)の値を用いた。また、従属変数、独立変数、統制変数のデータ・操作化の詳細と記述統計は巻末付録を参照。

¹⁶ 本章冒頭の注1でも述べたとおり、本章の議論の元となった今井(2013a)の表1では有意水準を「*:p<0.05, **:p<0.01, ***:p<0.001」と表記する箇所を誤って「*:p<0.1, **:p<0.05, ***:p<0.01」と表記した。そのため、本章では当該の統計分析を再度実行し、有意水準の表現に修正を施した。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

表 6.2 権威主義体制下における野党第一党の選挙前連合の形成

	モデル1 統制変数	モデル2 政治制度	モデル3 競合性	モデル4 全体
野党勢力全体の議席占有率 _{t-1}			5.681 *	8.067 **
有効野党数 _{t-1}			(2.300)	(2.854)
議席占有率×有効野党数 _{t-1}			0.461 ***	0.467 ***
			(0.128)	(0.137)
			-1.025 *	-1.166 *
			(0.515)	(0.573)
選挙制度・小選挙区制		-2.121 **		-2.505 ***
		(0.618)		(0.604)
選挙制度・混合制		-1.526 *		-2.096 **
		(0.681)		(0.701)
執政制度・大統領制 _{t-1}		-3.421 ***		-4.037 ***
		(0.904)		(1.012)
軍政 _{t-1}	0.105	0.573	0.207	1.151
	(0.512)	(0.675)	(0.550)	(0.713)
君主政 _{t-1}	-0.782	-5.101 **	-2.323	-8.232 ***
	(0.930)	-1.662	(1.210)	(2.581)
執政府における民族間の権力共有 _{t-1}	1.311	2.163 **	1.579 *	2.959 **
	(0.678)	(0.795)	(0.709)	(1.087)
立法府における政党間の権力共有 _{t-1}	0.103	-0.700	-0.509	-1.803
	(0.497)	(0.521)	(0.600)	(0.935)
前回選挙における野党第一党の連合形成	1.356 **	1.062 *	0.864	0.242
	(0.501)	(0.517)	(0.509)	-0.507
民族的分裂性 _{t-1}	-0.498	0.481	0.033	1.425
	(0.902)	(1.019)	(0.918)	(1.182)
1人当たりGDP _{t-1}	0.295	0.778 *	0.466	1.092 ***
	(0.255)	(0.307)	(0.274)	(0.322)
人口密度 _{t-1}	0.526 **	0.638 ***	0.688 **	0.914 ***
	(0.161)	(0.174)	(0.206)	(0.239)
都市人口成長率 _{t-1}	0.124	0.257 *	0.175	0.381
	(0.104)	(0.125)	(0.128)	(0.202)
アフリカ	1.513	3.694 ***	1.492	3.651 ***
	(0.909)	(1.040)	(0.990)	(0.909)
中東	1.619	4.984 ***	2.284 *	6.086 ***
	(0.890)	(1.288)	(1.037)	(1.492)
旧共産圏	2.247 *	6.267 ***	2.666 *	7.695 ***
	(1.141)	(1.655)	(1.144)	(1.929)
中南米	0.846	3.006 *	0.513	2.509 **
	(0.868)	(1.222)	(1.019)	(1.085)
体制の長期性 _{t-1}	0.850	1.141 *	0.936	1.540 **
	(0.577)	(0.542)	(0.646)	(0.693)
定数	-8.927 **	-12.837 ***	-12.992 ***	-19.191 ***
	(2.614)	(3.399)	(3.465)	(4.573)
観察数	231	231	231	231
擬似決定係数	0.199	0.291	0.277	0.393
対数尤度	-90.129	-79.760	-81.277	-68.287

(注) 筆者作成。カッコ内はクラスター頑健標準誤差。*p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

負の符号で統計的に有意である。この結果は仮説3を裏付ける。野党勢力全体の議席占有率が高く、かつ、同じような規模の政党が占めているほど、内部分裂によって選挙前連合は形成されにくくなる。加えて、この変数に着目すると仮説3の想定とは逆の状況（野党勢力の勝利の現実味が全くない状況）の因果関係を解釈することもできる。つまり、野党勢力全体の議席占有率が低く、かつ、野党第一党がその中で優位を占めているほど、その政党はより小規模な政党とともに選挙前連合を形成しやすくなる。利益誘導論の論理を踏まえ、主要野党は小政党を従えて、限られた議席とそれに伴う特権の死守に甘んじると考えられる。これは、選挙前連合のうち、「対決連合」や「有意義な連合」のみに焦点を絞ったワーマンの研究（Wahman 2011）やガンディーとロイターの研究（Gandhi and Reuter 2013）では明らかにされなかった知見である。

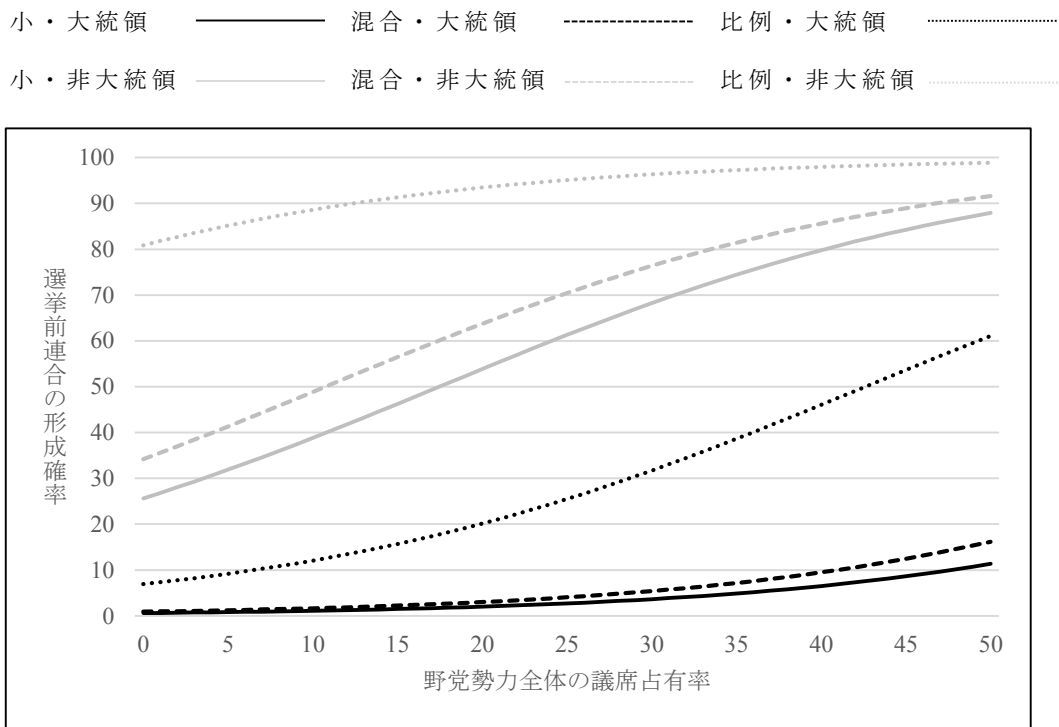
第四に、選挙制度の小選挙区制と混合制（モデル2・4）は、一貫して負の符号で統計的に有意である。この結果は仮説4を裏付ける。議会選挙に部分的にでも小選挙区制が採用されていれば、野党第一党は与党勢力との直接対決の矢面に立つことを避け、選挙前連合を形成しにくくなる。そのため、民主主義の文脈の通説に反し、権威主義の文脈では非比例性の高い選挙制度は連合形成を妨げるのである。

第五に、執政制度の大統領制（モデル2・4）は、一貫して負の符号で統計的に有意である。この結果は仮説5を裏付ける。文民共和政・軍政の別なく大統領制が採用されている場合、野党第一党は、強大な権限を備えた大統領を擁する与党勢力との直接対決の矢面に立つことを避け、選挙前連合を形成しにくくなる。

そして、統制変数に関しては次のような分析結果が得られた。権威主義体制の下位類型のうち、君主政は一部のモデルにおいて負の符号で統計的に有意である。これは野党第一党が文民共和政と軍政と比べて君主政において選挙前連合を形成しにくいことを意味する。また、執政府における民族間の権力共有は一部のモデルにおいて正の符号で統計的に有意である。民族間の協力関係が強いほど、野党勢力も協調しやすくなると考えられる。その一方、連合形成の経験と民族的分裂性はモデル4において統計的に有意な結果は得られなかった。1人あたりGDP、都市人口成長率、体制の長期性はいずれもモデル4において

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

図 6.1 選挙前連合の形成確率の変化（議席占有率・政治制度別）



（注）筆者作成。小は小選挙区制、混合は混合制、比例は比例代表制を表し、大統領は（文民共和政・軍政の別なく）大統領制、非大統領は非大統領制（議院内閣制か君主政）を表す。

正の符号で統計的に有意である。

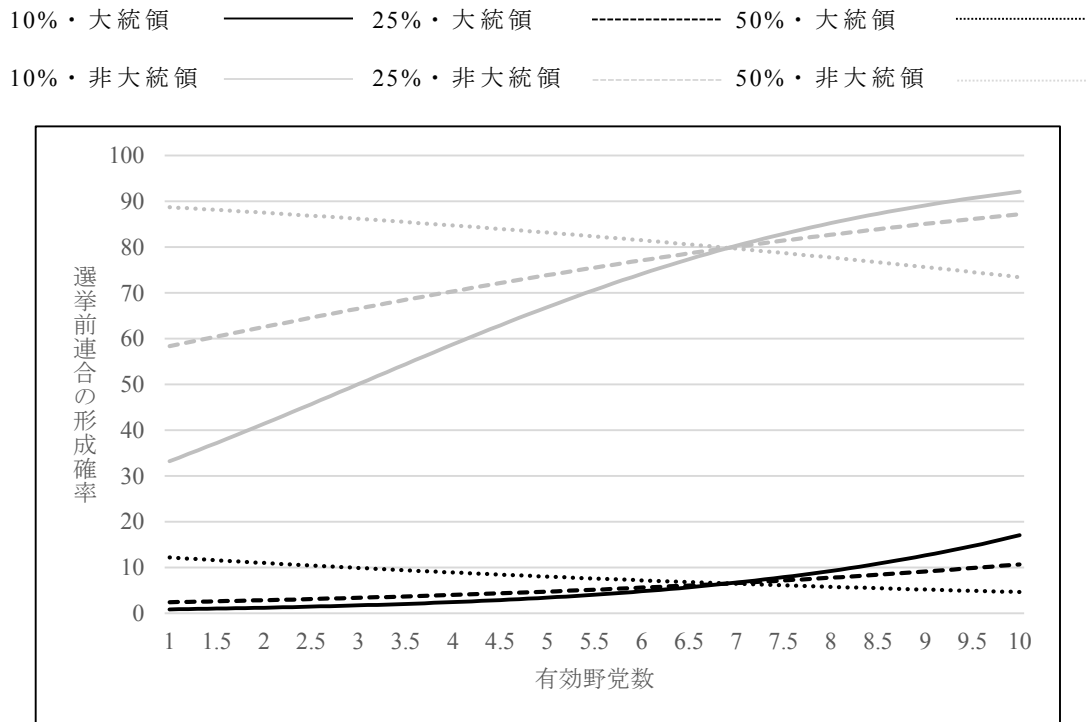
この統計分析の知見は、議席占有率の変化（図 6.1）と有効野党数の変化（図 6.2 と図 6.3）に伴う政治制度別の選挙前連合の形成確率の変化を見ると分かりやすい¹⁷。

まず、図 6.1 に示したのは野党勢力全体の議席占有率と政治制度の関係である。選挙制度と執政制度がどのような組み合わせであっても、議席占有率の増大に伴って選挙前連合の形成確率は上昇する。しかし、その政治制度の組み合わせ（制度配置）の違いによってその上昇傾向の水準は大きく異なる。選挙制度については比例代表制、混合制、小選挙区制の順に形成確率の水準が低くなり、執政制度については非大統領制と比べて大統領制における形成確率の水準

¹⁷ 図 6.1-3 の選挙前連合の形成確率は、交互作用項の値を議席占有率と有効野党数の値に連動させ、他の統制変数を平均値として計算した。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

図 6.2 選挙前連合の形成確率の変化（有効野党数・小選挙区制）



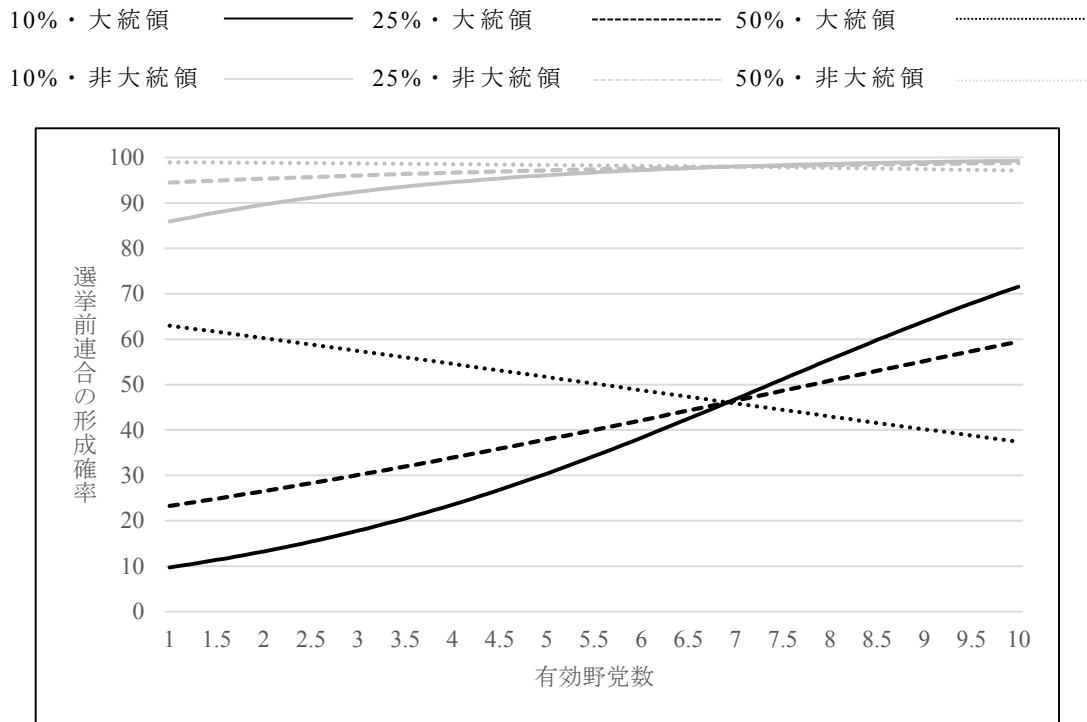
(注) 筆者作成。10%、25%、50%はいずれも野党勢力全体の議席占有率の値である。

は著しく低い。そのため、野党勢力全体の議席占有率が同一の場合、選挙前連合の形成確率は比例代表制・非大統領制の事例が最も高く、それに続いて混合制・非大統領制の事例、小選挙区制・非大統領制の事例、比例代表制・大統領制の事例、混合制・大統領制の事例、小選挙区制・大統領制の事例の順に低くなる。例えば、議席占有率40%という競合型権威主義の文脈の場合、選挙制度に比例代表制が採用され、執政制度に大統領制以外が採用された事例であれば、野党第一党の選挙前連合の形成確率は85.6%であるが、小選挙区制と大統領制が採用された事例であれば、その確率は6.5%へと急落する。選挙制度と執政制度の様々な組み合わせの中でも、小選挙区制と大統領制の組み合わせは、強大な権力を擁する政権側との直接対決の矢面に立つことへの懸念を助長するため、野党第一党は選挙前連合を形成しにくくなると解釈できる。

次に、図 6.2 と図 6.3 は有効野党数と政治制度の関係を示している。図 6.1 と同じく、全体的な傾向として、選挙前連合の形成確率は大統領制より非大統領制のほうが高く、小選挙区制より比例代表制のほうが高い。しかし、有効野党

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

図 6.3 選挙前連合の形成確率の変化（有効野党数・比例代表制）



（注）筆者作成。10%、25%、50%はいずれも野党勢力全体の議席占有率の値である。

数の効果は議席占有率の違いによって大きく異なる。この2つの図では野党勢力全体の議席占有率について3つの状況を想定した。10%は与野党間の競合性が低い状況（すなわち、覇権型権威主義）、25%は与野党間の競合性が高い状況（すなわち、競合型権威主義）、50%は野党勢力の勝利の現実味のある状況に該当する。選挙制度・執政制度の別なく、有効野党数が増加するほど、議席占有率10%と25%の状況では選挙前連合の形成確率は上昇するが、50%の状況では一貫して下降していく。そして、有効野党数およそ7を境にその両者の確率の高さは逆転する。この確率の推移は、議席占有率10%の場合、勝利の現実味のない厳しい現状において選択肢となる政党（すなわち、協力相手）が増えるからこそ形成確率が上昇するのに対して、50%の場合、選挙後に対抗しうる政党（すなわち、競争相手）が増えるからこそ形成確率が低下すると解釈できる。

このように、野党勢力全体の議席占有率や有効野党数は、選挙制度と執政制度という制度配置の違いによって野党第一党の選挙前連合の形成に対して様々な因果効果を与える。とりわけ、小選挙区制と大統領制の組み合わせに基づく

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

議会選挙は、強大な与党勢力との直接対決を意味し、野党第一党が選挙前連合を主導した場合、その直接対決の矢面に立たされることになる。大幅な議席増加や政権交替の可能性を実感しない限り、他党との協調を選択することは難しいのである。

実際、このような連合形成の難しさはエジプト第一共和政の議会選挙に見て取ることができる。表 6.3 は複数政党制導入以後の人民議会選挙の推移である。比例代表制と混合制が採用された 1980 年代の人民議会選挙では主要野党の選挙前連合が結成されたが、小選挙区制が採用された 1990 年代以降の選挙では野党第一党は選挙前連合を主導することはなかった(2000 年の人民議会選挙までの展開は第 3 章も参照)。このことは 2000 年選挙以降に野党第一党の地位を

表 6.3 複数政党制導入以後のエジプト第一共和政の人民議会選挙

	1976	1979	1984	1987	1990	1995	2000	2005	2010
国民民主党	280	330	390	348	404	417	388	311	420
ムスリム同胞団			8	36	0	0	17	88	0
ワフド党			50	35	14	6	7	6	6
タガンムウ党	2	0	0	0	6	5	6	2	5
労働党		29	0	24	8	0		0	
自由党	12	3	0	0	1	1	1		0
アラブ民主ナセル主義党						0	3	0	0
ガド党								1	1
民主主義の世代									1
社会公正党									1
社会平和党									1
無所属	48	10	0	5	11	15	22	36	73
選出議席総数	342	372	448	448	444	444	444	444	508
野党勢力全体の議席占有率	0.0409	0.0860	0.1295	0.2121	0.0653	0.0270	0.0766	0.2185	0.0295
有効野党数	1.3243	1.2047	1.3120	2.9141	2.8316	2.3226	3.0104	1.2086	3.4615
交互作用項	0.0542	0.1036	0.1699	0.6179	0.1850	0.0628	0.2305	0.2640	0.1022
選挙制度	小	小	比例	混合	小	小	小	小	小
執政制度	大統領	大統領	大統領	大統領	大統領	大統領	大統領	大統領	大統領
選挙前連合の有無	無	無	有	有	無	無	無	有	無
野党第一党の参加の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

(注) Aly (1987), Kienle (2001), Fahmy (2002), Makram-Ebeid (2004), 伊能 (1993)、*al-Ahram Weekly* no.772, 1026 に基づく。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

得たムスリム同胞団の行動に顕著に表れる。同胞団は、2005年選挙では世俗政党を中心に結成された改革統一国民戦線には参加せず、形式的に賛意を示すに留まり、2010年選挙では国民改革協会の仲介によって世俗四党連合と政治改革に関する意見調整を進めたが、結局、その協調関係は選挙戦直前に立ち消えとなった。次節では、その2005年と2010年の人民議会選挙の政治過程に着目し、小選挙区制・大統領制の制度配置に見られる「強大な与党勢力との直接対決の矢面に立つことへの懸念」という因果メカニズムの細部を追跡する¹⁸。

5. 事例分析

(1) エジプト（2005年）：改革統一国民戦線の結成とムスリム同胞団の形式的賛意¹⁹

2005年の人民議会選挙はエジプト国内の改革機運の高まりの只中で実施された。第3章でも論じたように、ムスリム同胞団は1995年の人民議会選挙では幹部や一般党員の大量逮捕の憂き目に遭ったが、2000年には少ない議席ながらも野党第一党に返り咲いた。2004年、第7代団長に就任したムハンマド・アークィフの指導の下、同胞団は「改革構想」を提示し、議会制民主主義の重視、軍の政治介入の禁止、政治犯の釈放、公平な選挙監視などの包括的な政治的要求と穏健な改革姿勢をよりいっそう明確にした（横田 2006: 157-167）。同じく、世俗野党は全国改革同盟（*Tahālif al-Qūwa al-Waṭanīyat li-'Islāh* / Alliance of National Forces for Reform）を結成し、国民民主党の第二回年次党大会の初日（9

¹⁸ この2つの事例を取り上げることは3つの点で理論的に意義がある。第一に、民主主義の文脈の想定に反し、小選挙区制という非比例性の高い選挙制度が連合形成を妨げる因果メカニズムを確認できる。第二に、同じ国の同じ体制の事例を取り上げることで構造的要因と制度的要因を所与と見なし、政治的アクターの振る舞いに分析を集中できる。第三に、小選挙区制・大統領制の事例に「強大な与党勢力との直接対決の矢面に立つことへの懸念」という同じ因果メカニズムが働いていたとしても、2つの事例を比較すると、野党第一党が他の野党勢力の振る舞いの違いによって異なる対応を取りうることを論証できる。

¹⁹ 2000年から2005年前半までの政党政治の展開については第5章第3節第2項を参照。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

月 21 日)に合わせて開催された集会において 6 項目の政治改革を要求した (*al-Ahram Weekly* no.709)。さらに、与党の第二回年次大会と同日の 2004 年 9 月 21 日に知識人や政治活動家を中心に結成されたエジプト改革運動 (*al-Harakat al-Miṣrīyat min Ajil al-Taghyīr / Egyptian Movement for Change*)、通称、キファーヤ (*Kifāyat*) は、政治改革のみならず、ムバーラク大統領本人に批判の矛先を向け、5 期目の再選反対を唱え始めるようになった (Shobagy 2007; Oweida et al. 2008; el-Mahdi 2009)。このように、同胞団、世俗野党、街頭の抗議運動はいずれも軌を一にしてムバーラク大統領を擁する国民民主党に対して広範な政治改革を要求していたのである。

そのような状況において、2005 年 2 月 26 日、ムバーラク大統領は、大統領の選出規定を定めた憲法第 76 条の修正とそれに伴う大統領直接選挙の導入の意向を示した。アーキフは、この決定を野党勢力の長年の政治改革要求の結果であると歓迎しつつも、あくまで包括的な政治改革に向けた第一歩に過ぎないとし、同胞団が野党第一党として憲法修正に関する人民議会の審議に積極的に関わる意欲を明らかにした (*al-Ahram Weekly* no.732)。改革機運の高まりと実際の制度変更を踏まえ、野党勢力は議会選挙に向けて政権与党と直接対決していくかのように思われた。

しかし、単一政党優位の領域において圧倒的に優位な立場で君臨する国民民主党は、野党勢力に対して抑圧と取り込みという硬軟併せ持つ対応を講じ、その大同団結の機運を委縮させた。

第一に、政権側は野党勢力から過度な政治改革要求を受けない姿勢を見せつけるため、街頭の抗議行動に対して抑圧的な措置を講じた。4 月後半、小規模ながら全国 14 都市での遊説を計画していたキファーヤは、警察の介入によって中止に追い込まれ、カイロ中心部の報道協会本部前で数十人規模の集会を行なうことを余儀なくされた (*al-Ahram Weekly* no.740)。同胞団への対応はさらに厳しかった。3 月に系列の学生組織が大学構内でデモを行なった際に 100 人以上の団員が逮捕され、5 月には全国各地で本格的に街頭行動を組織した結果、幹部を含む数千人もの団員が一斉検挙される事態に至った (*al-Ahram Weekly* no.741, 742, 743)。このような措置を受け、アーキフは「政府との衝突は同胞団の方針ではない」と釈明に追われることとなった (横田 2006: 186-187)。この

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

ことは政権側と直接対決したときに生じうる事態を同胞団に再認識させた。

第二に、憲法修正にまつわる制度設計の協議に公式政党を取り込むことで野党勢力の分断を試みた。第5章で詳述したように、国民民主党は人民議会における常設の審議の場とは別に、特設の合意形成の場として「国民対話」(*al-Hiwār al-Waṭanī / national dialogue*)を設置した。ワフド党、タガムウ党、アラブ民主ナセル主義党、ガド党などの18の公式政党のうち15政党が会合に参加し、政策への影響力を誇示する機会を与えられた。それに対して、ムスリム同胞団は実質的に野党第一党であったにもかかわらず非公式団体であることを理由に会合から締め出された。とりわけ、同胞団は政策的な影響力を示すことができなかつたのに加え、締め出しという対応について他の野党から配慮を受けることもなかつた。そのため、同胞団は公式野党の中に政権側と対決するための潜在的な提携相手を見出すことができなかつたのである。

このような硬軟併せ持つ対応を受けた結果、同胞団は9月7日の大統領選挙において積極的に与党と対決することもなく、積極的に野党勢力の特定の候補者を支持することもなかつた。すなわち、他党からの支援要請に言質を与えることを控え、現職のムバーラク大統領への「肯定的なボイコット」として団員に自主投票を呼びかけたのである (*al-Ahram Weekly no.757*)。

同胞団の同じような態度は11月9日から12月7日にかけて3回に分けて実施された人民議会選挙にも表れた²⁰。特に、議会選挙における同胞団と世俗野党との立場の違いを助長したのは大統領選挙の被選挙権を定めた憲法第76条の厳しさであった。同条では主に「人民議会選出議員65人、諮問評議会選出議員25人、そして、少なくとも14県の地方評議会議員の各10人を含む合計250人の推薦を受けた人物」のみに被選挙権が与えられると定められていた²¹。そのため、野党勢力は人民議会選挙においてその要件を満たす議席を確保できな

²⁰ 第1回投票(11月9日・決選投票11月15日)が実施されたのは、アシュート、カイロ、新河谷、ベニ・スエフ、マトルーフ、ミニヤ、メヌフイーヤの各県、第2回投票(11月20日・決選投票11月26日)が実施されたのは、アレクサンドリア、イスマイリーヤ、カリュビーヤ、ガルビーヤ、ケナ、スエズ、ファイユーム、ベヘイラ、ポートサイドの各県、第3回投票(12月1日・決選投票12月7日)が実施されたのは、アスワン、カフル・エル・シェイフ、北シナイ、紅海、シャルキーヤ、ソハーグ、ダカハリーヤ、ダミエッタ、南シナイの各県である。

²¹ 修正憲法第76条と大統領選挙法(2005年法律第174条)の成立の経緯については第5章第3節、その全文については巻末付録を参照。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

ければ、次期大統領選挙への野党候補の擁立という、未来の重要な選択肢を失うことになった。そこで世俗野党が多くの議席を獲得するために試みたのが選挙前連合の形成、すなわち、改革統一国民戦線の結成であった。

10月8日に結成された同連合を主導したのは、ワフド党、タガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党の主要三党と、サーダート政権で首相を務めたアジーズ・スィドキーであった。他にも労働党、ワサト党、カラーマ党、キファーヤなど、11の政党と運動組織がこの選挙前連合に参加した (*al-Ahram Weekly* no.764)。同連合の代表を務めたスィドキー元首相は連合結成の目的を「人民議会にある程度の均衡を回復すること」と語り、「橋渡しできないようなイデオロギー上の違いを脇に置き、政治改革要求の一点で野党勢力を結集した」と主張した²²。同連合は、政治改革・汚職撲滅・社会福祉などを謳った22項目の選挙綱領を発表し、草の根の支持を得るために各県に後援会を開設し、全222選挙区のうち180選挙区において合計223人の統一候補を擁立した (*al-Ahram Weekly* no.765; Kraetzschmar 2010: 101)²³。このように改革統一国民戦線の加盟各党は与党・国民民主党への対抗姿勢を全国的に強めたのである。

しかし、この選挙前連合に対するムスリム同胞団の関わり方は形式的なものに過ぎなかった。同胞団は、同連合が人民議会選挙において国民民主党に一致団結して対抗し、「真の民主主義」の確立のために結成されたことに賛意を示した (*ikhwanonline* 8 Oct. 2005) 一方、数ヶ月前から独自に候補者調整を進めていたことを理由に統一候補の擁立を見送った (*al-Ahram Weekly* no.764)。同胞団は選挙戦に際して、復興、開発、改革の3点を掲げた包括的な選挙綱領を発表し、無所属候補として137人を擁立した (*al-Ahram Weekly* no.768)²⁴。とりわけ、

²² “Empowering the Opposition” *al-Ahram Weekly* no.764 (<http://weekly.ahram.org.eg/2005/764/eg6.htm>) (2013年12月23日最終閲覧)、スィドキー元首相は同年6月に議会外の運動組織として民主的革新国民連合 (*al-Tajammu' al-Waṭanī li-l-Taḥawwul al-Dīmuqrāṭī / National Coalition for Democratic Transformation*) を結成し、①汚職撲滅と透明性の確保、②緊急事態法の撤廃か少なくとも選挙運動期間中の一時停止、③あらゆる選挙に対する完全な司法監視、を要求した。キファーヤなどの他の運動組織が体制変動や政権交代などの急進的な主張を掲げたのに対して、同組織は政策転換を求める穏健な立場に立った (*al-Ahram Weekly* no.746; International Crisis Group 2005: 13)。

²³ 223人の統一候補の内訳は、ワフド党123人、タガンムウ党47人、アラブ民主ナセル主義党22人、労働党16人、カラーマ党9人、その他6人である (Kraetzschmar 2010: 102)。

²⁴ 選挙綱領のうち、復興の項目では、自由と権利、価値、女性、メディアなどにおいてエジプトの現状が満足のいく水準に達していないことが指摘され、生活水準の向上、社会保障の拡充、女性への権利付与、国家の説明責任の明確化などの必要性が強調された。開発

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

ムハンマド・ハビーブ副団長は、国民民主党のように全ての選挙区に合計 444 人の候補者を擁立することもできるが、あくまで 50 議席の獲得を目指して候補者を厳選したことを認めた (*al-Ahram Weekly* no.767 ; cf. Hamid 2011)

野党第一党としてのムスリム同胞団は、強大な与党勢力としての国民民主党と全国的に直接対決するのではなく、動員力の高さを背景に勝利の可能性の高い選挙区にのみ重点を置いた。同胞団は、動員力に劣り、有力な提携相手とは見なせない世俗政党と選挙前連合を組んで野党勢力の代表として直接対決の矢面に立つのではなく、限られた範囲内において団体の影響力の拡大を図るほうが得策と考えた (Hamzawy and Brown 2005)。すなわち、前述の利益誘導論の典型的な状況として、現状維持の枠内において野党勢力全体ではなく自らの利益のみを追求したのである。

そのため、選挙戦では野党勢力間の候補者の乱立を招き、政府批判票を野党同士で争い合うことになった。特に、連合形成の時期が遅かったため候補者調整が十分に進まず、各選挙区で加盟政党の候補者同士が競合したことに加え、直前の大統領選挙において次点の票を得たアイマン・ヌール率いるガド党が連合に参加せず、200 人の独自候補を擁立したことが不利に働いた (Kraetzschmar 2010: 107-111)²⁵。この結果、ムスリム同胞団は 88 議席の獲得という躍進を遂げたのに対して、改革統一国民戦線の加盟政党は合計 8 議席しか獲得できず、所期の目的を達成できずに終わった (*al-Ahram Weekly* no.772)。大統領制と小選挙区制の組み合わせという権威主義体制の制度配置は、野党勢力の大同団結を妨げ、野党第一党のムスリム同胞団に現状維持の枠内における自己利益の最大化を促した。

(2) エジプト (2010 年) : ムスリム同胞団と国民改革協会の協調関係とその選挙戦術の違い

の項目では、政治・経済・社会全般について総論的な目標が提示され、工業、農業、建設業、教育・研究の各分野の戦略が詳細に論じられた。改革の項目では、政治・経済・社会の具体的な改革を掲げ、特に政治に関して、イスラームの原則に基づく共和政、議会政治、民主主義的制度と、その原則に反しない形での三権分立、複数政党制、政権交替などを求めた (横田 2006: 200-201)。

²⁵ ガド党のヌールはワフド党党首のノーマン・ゴモアとの確執のため改革統一国民戦線への参加を見送った。その確執の経緯は第 5 章第 3 節を参照。

政党政治の基本的構図とその展開（2007～2009年）

2005年の人民議会選挙におけるムスリム同胞団の躍進はエジプトの政党政治に大きな影響を与えた。常設の審議の場としての人民議会において与野党の角逐が強まった結果、国民民主党は2007年初旬に共和国憲法を一部修正し、条文（第5条）に宗教政党の禁止を明記するという措置を講じた²⁶。それは政治的影響力を増した同胞団対策の一環と考えられた（cf. 鈴木 2007）。2010年の人民議会選挙はそのように従来以上に与野党間の競合性が高まった状況（であると同時に野党勢力内における同胞団の単一優位の状況）で実施された。とりわけ、2007年の憲法修正後から2010年の人民議会選挙へと至る政党政治の展開として3つの点を挙げる事ができる。

第一に、与党・国民民主党は、議会および制度設計において政治的優位を保つ一方、党内の世代交代、特にホスニ・ムバーラクからガマール・ムバーラクへの「世襲」が具体的な問題として浮上し始めた。まず、2007年6月に実施された諮問評議会選挙では、与党公認候補と与党系無所属候補の争いや、野党候補の選挙運動の妨害などを背景に選出議員88議席中87議席を獲得したのに加え、任命議員44議席の大多数を占めた（*al-Ahram Weekly* no.845, 848, 849, 850, 851）²⁷。2008年4月に実施された地方評議会選挙では、野党勢力に対して候補者登録の妨害や同胞団幹部の逮捕などの厳しい措置を取り、同胞団に投票直前のボイコットを引き出した。その結果として与党は全国5185ヶ所の地方評議会（県議会と市町村議会の両方を含む）の合計約53000議席のおよそ95%を獲得することができた（*al-Ahram Weekly* no.886, 888, 889, 890, 892, 893; Herzallah and Hamzawy 2008）²⁸。

²⁶ 憲法修正と特設の合意形成の場としての「小委員会」の設置をめぐる政党政治の展開（2006年末～2007年3月）は第5章第3節を参照。

²⁷ 同選挙は2007年6月11日と18日に実施され、609人の候補者が出馬した。このうち、国民民主党は公認候補として88人を擁立し、それ以外に21人が与党系無所属として出馬した。公認候補は84人、無所属候補は3人が当選し、後者は選挙後に与党の公認を受けた。野党候補は合計67人であり、タガンムウ党、ガド党、民主主義の世代、国民合意党、自由社会立憲党、連帯党などが候補者を擁立したのに対して、ワフド党とアラブ民主ナセル主義党は当初から選挙をボイコットした。当選者はタガンムウ党の1人だけであった。また、同胞団は19人を擁立したが、支持者の投票妨害などを受け、どの候補も第一回投票において落選を喫した。

²⁸ 同選挙は2008年4月8日に実施され、57540人の候補者が出馬した。当初は2006年4月の実施予定であったが、同年2月に人民議会によって2年間の実施延期が決定された。前年2005年の人民議会選挙における同胞団の躍進が波及することを与党が危惧したため

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

次に、国民民主党は、このような公式・非公式の手段に基づく政治的優位の確保（とそれに伴う全国各地への役職と役得の分配）を背景に党内の組織改編と政策課題の立案を進めた。特に、2007年8月から10月にかけて全国の党支部役員選挙と11月の第九回党大会において党首選挙が実施され、ムバーラク大統領が99%の得票率で党首に再選された²⁹。また、同年の党大会では最高意思決定機関が改編され、政治局の重鎮で構成される政治局統括委員会から政治局と書記局を統合した最高評議会へと拡大された³⁰。

この組織改編は政策局政策委員会の委員長を務めるガマール・ムバーラクが

の措置であった（*al-Ahram Weekly* no.782）。

国民民主党は53000人の公認候補を擁立し、それ以外におよそ3000人が与党系無所属候補として出馬した。これに対して、野党勢力の候補者数は合計わずか1366人であった。その内訳は、ワフド党535人、タガンムウ党415人、アラブ民主ナセル主義党170人、ガド党145人、民主主義の世代74人、民主戦線党16人、エジプト・アラブ社会主義党11人である（*al-Ahram Weekly* no.892）。そのため、与党は野党勢力の対立候補の不在に伴う無投票当選によって議席の90%を獲得した。さらに、同胞団は当初は10000人の候補者の擁立を予定していたが、このうち候補者登録のための必要書類を提出できたのは5754人だけであり、実際に候補者登録されたのは498人のみであったと主張した（*al-Ahram Weekly* no.889）。しかし、後述する団体内の改革派と保守派の確執が同胞団の選挙戦略に混乱をもたらした。結局は投票前日の4月7日に選挙のボイコットを急遽決定した。

²⁹ 全国規模の党支部役員選挙はムバーラク政権下において初めての試みであった。8月18日から9月14日にかけて実施された村・地区単位の選挙では6935支部の合計138,700の役職が選出され、9月17日から21日にかけて実施された市・選挙区単位の選挙では350支部の合計およそ9900の役職が選出され、9月26日に実施された県単位の選挙では26支部の780の役職が選出された（*al-Ahram Weekly* no.858, 859, 860, 863, 865）。

³⁰ 従来の国民民主党の組織構造とその執行部については、第3章・第5章（注11）と、鈴木（2003）、伊能（2005）を参照。

最高評議会は12人の政治局委員と33人の書記局委員で構成された。以下の最高評議会議員の一覧は、“Recasting the Plot” *al-Ahram Weekly* no.870 (<http://weekly.ahram.org.eg/2007/870/eg2.htm>)（2013年6月20日最終閲覧）に基づく。

12人の政治局委員の内訳は、ホスニ・ムバーラク（党首）、アフマド・ナジーフ（首相）、ファスィー・スルール（人民議会議長）、サフワト・シャリーフ（幹事長、諮問評議会議長）、ユースフ・ワーリー（元農相）、カマール・シャズリー（元人民議会担当相）、アマル・ウスマーン（人民議会立法・憲法委員会委員長）、ザイナブ・ラドワーン（人民議会副議長）、アフマド・タイプ（アズハル大学学長）、ファルホンダ・ハサン（諮問評議会議員）、エドワード・ガーリー・ダハビー（人民議会人権委員会委員長）、サルワ・バッシーリー（コプト教徒、実業家）である。

33人の書記局委員の内訳は、ザカリア・アズミー（大統領府長官）、ムーフィド・シェハブ（人民議会担当相）、ガマール・ムバーラク（政策局長、政策委員会委員長）、アハマド・イッズ（組織局長）、アリーエッディーン・ヒラール（メディア局長）、ムハンマド・カマル（党紀局長）、ムハンマド・アブドゥッラー（外交局長）、ムハンマド・ダクルーリー（法務・倫理局長）、ムハンマド・ヘフナウィー（専門職局長）、ユースフ・プトロス・ガーリー（財務相）、マフムード・ムヒーエッディーン（投資相）、ラシード・ムハンマド・ラシード（工業相）、アナス・エル・フィキー（情報相）、フサーム・バドラーウィー（事業局長）、サイド・エル・アルフィー（財務・行政局長）、イブラヒーム・カマル（委員）、アイシャ・アブドゥルハーディー（女性局長）、ナディア・マクラムオベイド（大学教授）、ヨムナ・ハマキー（大学教授）、マジド・シェルビニー（党員局長）、アハマド・マンシー（農民局長）、ムハンマド・アンドゥルハリーム（労働局長）、ムハンマド・ヘイバ（青年局長）、ムハンマド・アブドゥルモフセン・サリーフ（地方行政局長）などである。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

2011年に予定された次期大統領選挙に父親の後継者として出馬できるための布石の1つと考えられた。憲法第76条は政党所属の大統領被選挙権者を「執行部役員を少なくとも1年間務める人物」と定め、当時、国民民主党の中でこの条件を満たす人物は政治局委員に限定されると解釈されていた。ガマールは執行部入りしてはいたが、その役職は書記局管轄の政策局長であったため、従来の組織構造では大統領選挙の被選挙権を有していなかった。しかし、この組織改編によって最高意思決定機関としての最高評議会の一員に位置付けられ、被選挙権を得ることになった (*al-Ahram Weekly* no.870)。その後、2008年11月1月から開催された第五回年次会議と2009年10月31日から開催された第六回年次会議では社会的公正を掲げ、若手実業家の経済的利益の実現だけでなく貧困層や開発途上地域への配慮姿勢を明確にした (*al-Ahram Weekly* no.921, 971)。

さらに、国民民主党は2007年に修正された憲法第62条の規定³¹を法制化するため2009年6月に政治的権利法の修正を試みた。その制度変更の争点は人民議会の議席決定方式の変更と女性代表の議席割り当ての導入であった。野党勢力は2005年の政治改革関連法のとくと同じく「国民対話」の開催や小選挙区制（個人選出制）から比例代表制（政党名簿制）への変更を要求した (*al-Ahram Weekly* no.942) が、結局、与党は女性代表の議席割り当てとそれに伴う議席総数の増加を盛り込むに留まった (*al-Ahram Weekly* no.950, 951, 952)³²。この制度は女性の地位向上を保障する一方、全国に多くの女性候補者を擁立できる政党は限られるため、実質的に与党に有利に働くと想定された (cf. Hamzawy and Brown 2010: 28)。かくして、国民民主党は2010年の人民議会選挙（とその翌年に控えた大統領選挙）に向けて用意周到な準備を整えたのである。

第二に、与党のこのような政治的優位に対して、野党第一党としてのムスリ

³¹ 修正第62条の条文は以下の通りである。「国民は法律の定める方法によって投票と意思表示を行なう権利を有する。公的活動への参加は国民の義務である。法律で定められた選挙制度に従って人民議会と諮問評議会の議員に立候補する権利は法律によって定める。個人選出制と政党名簿制を組み合わせた選挙制度とその割合を法律で定めることができる。また、議会両院における女性代表の議席割り当てを法律で定めることができる」。共和国憲法の詳細については巻末付録も参照。

³² この政治的権利法の制度変更の要点は以下の4点である。①女性代表の議席割り当てのための64議席を導入し、選出議席の総数を444から508に増加する、②64議席のうちカイロ、ダカハリヤ、シャルキーヤ、ベヘイラの各県に4議席、その他24県に2議席を割り当てる、③同議席への被選挙権は女性のみ限定する、④被選挙権の制限は法律制定後の2期5年（合計10年）間のみ限定する。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

ム同胞団は、人民議会の議席の大幅増加に伴ってむしろ指導局内の改革派と保守派の路線対立が顕在化するようになった（横田 2014: 20）。改革派（急進派）は、院内会派としての政治活動を重視し、政治改革に積極的な派閥³³を指し、保守派（漸進派）は、慈善団体としての社会活動を重視し、その活動を脅かしかねないような政治改革に消極的な派閥³⁴を指す。

改革派主導の院内会派は、人民議会における存在感の高まりを背景に様々な政策的争点において国民民主党の代替案を提示し、政権側との対決姿勢を強めた（Hamzawy and Brown 2010: 15-29）。とりわけ、イスラーム法の実践や宗教的・倫理的価値観を唱えるのではなく、司法府の独立性の増大、結社の自由や報道の自由の拡大などの個別問題について独自の法案を積極的に提出した（とはいえ、与党が圧倒的多数の議席を保持している状況では法案の可決には至らなかった）。加えて、憲法で保障された議員の権利を多用し、2006年から2009年までの4年間に質疑、一般質問、証人喚問、特別委員会の設置などの措置を合計およそ2万回行使したとされる（ibid.: 16）。その追及対象は、公共企業の民営化（*al-Ahram Weekly* no.875）、閣僚の汚職（*al-Ahram Weekly* no.884）、国際機関の援助の浪費（Hamzawy and Brown 2010: 24）など多岐に渡った。しかし、院内会派のこのような積極的行動は政権側の疑念を招き、同胞団は幹部を含む団員の大量逮捕や関連団体の資産凍結などの強硬措置を受ける結果となった（International Crisis Group 2008: 8-11）。このような事態によって社会活動に支障が出ることを懸念した保守派は団体内の復権を画策し始めた（横田 2014: 20）。

2007年8月に公表されたムスリム同胞団政党綱領原案はそのような保守派の巻き返しの1つと考えられた³⁵。その綱領の内容は主に2つの点で団体内外に論争を招いた。すなわち、①法案がイスラーム法を主要な法源と定めた憲法第2条の規定に合致するかどうかを審査する法学者評議会を設置すること、②

³³ 2000年代後半当時の指導局改革派の代表的人物は、アブドゥル・モネイム・アブーフトーフ、イサーム・イルヤーン、ガマル・ヒシュマ、サアド・カタートニー（院内会派代表）である（Brown and Hamzawy 2008: 6-9; 横田 2014: 20）。

³⁴ 2000年代後半当時の指導局保守派の代表的人物は、マフムード・イッサ（事務局長）、ムハンマド・ムルスィー、マフムード・グズラン、ムハンマド・パディーウである（ibid.）。

³⁵ 綱領全文は <http://www.islamonline.net/arabic/daawa/2007/08/ikhwan.pdf>（2009年5月19日最終閲覧）を参照。同綱領は128ページ全5部で構成される。第1部は政党の原則と方向性、第2部は政治システム、第3部は教育・開発・経済、第4部は社会的公正、第5部は文化を扱う。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

大統領をムスリム男性のみに限定し、女性と非ムスリム男性を排除したこと、である（Brown and Hamzawy 2008: 1-5; Hamzawy and Brown 2010: 9-13）。特に改革派は綱領の作成過程とその内容に強く反発し、団体全体の見解が反映されていないと批判した。

さらに、2009年には指導局の欠員補充をめぐる改革派と保守派の間に亀裂が生じた。ムハンマド・アーキフ団長は改革派のイルヤーンの登用を試みたが、保守派の反発を受けて撤回を余儀なくされたことに抗議し、辞任をちらつかせる事態に発展した（*al-Ahram Weekly* no.941, 969, 970）。このアーキフの任期満了に伴って同年末に実施された指導局局員選挙によって改革派は後退し、保守派が優勢を占める結果となった（*al-Masry al-Youm* 21 Dec. 2009）³⁶。そして翌年1月16日にその指導局の中から保守派のムハンマド・バディーウが第九代団長に選出された（*al-Ahram Weekly* no.981）。バディーウは就任早々、政権側、特にムバーラク大統領本人とは対抗する意思がないことを明言した（*ikhwanweb* 19 Jan. 2010）。このように、野党第一党のムスリム同胞団は2010年の人民議会選挙を前にしてその派閥構成（と政治的選好）が大きく変化していたのである。

第三に、改革統一国民戦線に加盟した主要野党三党は2005年の人民議会選挙において大敗を喫したが、それでもなお緩やかな協調関係を保った。とりわけ、これらの政党にとって心強く感じられたのは、与党離党者を中心に結成された民主戦線党（*Hizb al-Jabha al-Dīmuqrāṭīya / Democratic Front Party*）が2007年5月に政党委員会に認可されたことであった。民主戦線党は「市民国家における自由と公正」を掲げ、国民民主党だけでなくムスリム同胞団に対しても強硬な姿勢を取り、世俗右派の知識人と実業家を惹きつけた（*al-Ahram Weekly* no. 847; Shehata 2010: 79-80）³⁷。

³⁶ 指導局員の一覧は“Akef announces names of the members of the new Executive Bureau” *ikhwanweb* (21 Dec. 2009) (<http://www.ikhwanweb.com/article.php?id=22264>) (2009年12月22日最終閲覧) を参照。改革派のアブー・フトゥーフとムハンマド・ハビーブが局員を外れたのに加え、保守派のムルシーがイルヤーンの指導局入りに強硬に反対していたことが伝えられた。

³⁷ 設立当初の同党の代表的人物は、与党政策委員会の委員を務めたウサーマ・ガザリーハルブ、1970年代のアブドゥルアジーズ・ヒガージー首相の下で行政改革担当相を務めたヤヒア・ガマル、元行政開発担当相のアリー・セルミー、そして、サーダート大統領の甥で当時無所属議員であったイスマト・サーダートである。同党の設立のきっかけは2006年3月にガザリーハルブが大統領選挙の規定の厳格さや政治改革の遅さに抗議して国民民主党を離党したことである（*al-Ahram Weekly* no.785, 786）。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

同党は、その認可から間もなく、ワフド党、タガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党の主要三党と協調路線を敷いた。同年10月、この4つの世俗政党は国民民主党に対する政治改革要求を目的とした政党連合（通称・四党連合）を結成し、翌年2月にその改革要求の概略を示した政治文書を発表した（*al-Ahram Weekly* no.866, 884）。その文書は、憲法第76条と第77条の修正を念頭に置き、議院内閣制の導入、民主主義と政治的自由の保護、社会的公正の達成、司法の独立性を保障する新憲法を起草するための綱領と位置付けられた（が、その方針と手順の具体性の乏しさは関係者内外から批判を受けた）。

しかし、重要なこととして、同連合は国民民主党への政治改革要求だけでなくムスリム同胞団への対抗姿勢も鮮明にしていた。例えば、ワフド党のマフムード・アバーザ党首は同胞団が2007年8月に公表した政党綱領原案を引き合いに出し、「この連合は政教分離を掲げる世俗政党の集まりである。〔それに対して〕同胞団が掲げているのは、文民国家ではなく、聖職者が立法と政策に最終的な発言権を持つ国家の樹立である」（*al-Ahram Weekly* no.864）と述べた。この姿勢は2009年末においても変わらなかった。民主戦線党は同胞団に会合への出席を打診することを提案したが、他の三党は「イデオロギーの違い」を理由にその提案を退けた（*al-Ahram Weekly* no.978）。そのため、2010年の人民議会選挙を控えた時期において、野党勢力の協調関係はあくまで世俗政党間のみに残ったのである³⁸。

政党間協調の触媒としての国民改革協会（NAC）（2010年）

このように、2010年の人民議会選挙を前にして与党・国民民主党が執行部の

2007年6月の設立当初はガマルが党首、ガザリーハルブ、セルミー、サーダートの3人が副党首を務めた（*al-Ahram Weekly* no.847, 851, 864）。しかし、2008年2月にガマルが高齢を理由に辞任の意向を示すと、ガザリーハルブとサーダートの間に指導権争いが生じた。党首選挙の結果、新党首に就任したのはガザリーハルブであった（*al-Ahram Weekly* no.885, 886, 887, 891）。その後、サーダートは離党し、2009年に新たに改革発展党（*Hizb al-'Iṣlah wa al-Tanmīya / Reform and Development Party*）を結成した。

³⁸ 他の主要野党の動向として、ガド党のアイマン・ヌールは政党の申請書の署名を偽造したとして5年間の禁固刑を受け、2005年12月24日から収監されていたが、健康状態の悪化を理由に2009年2月18日釈放された（*al-Ahram Weekly* no.936）。その釈放がガマル・ムバーラクの訪米直前であったため、アメリカへの配慮という憶測も流れたが、与党側はその憶測を否定した。また、これまで政党の認可申請を3回に渡って却下されたワサト党は2009年8月に4回目の認可申請を政党委員会に提出したが、綱領や政策の不明確さを理由に却下された（*al-Ahram Weekly* no.961, 962）。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

刷新と議席の着実な維持（ひいては親子間の大統領職の継承）に向けて党内の組織改編と制度変更を進めたのに対して、大幅な議席を擁する野党第一党のムスリム同胞団は政治活動より社会活動を重視する保守派が優勢を占め、議席をほとんど持たない主要野党はあくまで世俗政党間の協調に拘泥していた。そうした野党勢力の分裂状態に一石を投じたのが、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency, IAEA）元事務局長にしてノーベル平和賞受賞者のモハメド・エルバラダイであった。

2009年11月、エルバラダイは2011年に予定された大統領選挙への出馬を宣言し、そのために大統領選挙に関する憲法の規定、特に被選挙権の緩和（第76条）、多選禁止の導入（第77条）、裁判官の選挙監視の徹底（第88条）を政権側に求めた（*al-Ahram Weekly* no.972; *al-Masry al-Youm* 13 Dec. 2009）。この出馬宣言は国民民主党の政権運営やムバーラク親子の世襲の可能性に不満を持つ国内の様々な政治勢力から支持を受けた。2010年2月にエルバラダイがエジプトに帰国した際には空港で1000人以上の若者から歓迎を受けた若者から歓喜を持って迎え入れられた（*al-Masry al-Youm* 19 Feb. 2010）。

このような状況を踏まえ、エルバラダイは様々な政治勢力とともに国民改革協会（NAC）を結成し、7項目の要求を掲げた³⁹。すなわち、①非常事態宣言の解除、②裁判官の選挙監視の徹底、③国内外の市民社会団体の選挙監視の容認、④大統領選挙の全ての候補者に対する選挙報道の公平性の確保、⑤在外投票の容認、⑥大統領選挙の被選挙権の規制撤廃と再選禁止、⑦身分証明書に基づく投票、という7つの政治改革を国民民主党に突き付けたのである（*al-Ahram Weekly* no.988）。この政治改革を要求する過程において、同胞団とエルバラダイ、そして、エルバラダイと世俗政党が提携し始め、それによって間接的に同胞団と世俗政党が接触するようになった。つまり、エルバラダイは野党勢力の仲介や協調を促す触媒の役割を担ったのである。

³⁹ 2月23日、キファーヤの発起人を務めたジュルジュ・イスハーク、カイロ大学政治学教授のハッサン・ナファー、ムスリム同胞団系無所属議員のムハンマド・ベルタギー、ガド党党首のアイマン・ヌール、カラーマ党党首のハムディー・サッバーヒーなどがエルバラダイの私邸に一堂に会し、無所属候補の大統領選挙出馬の条件緩和のための憲法修正を政権側に求めていくことを確認した。これを受けて、2月24日にNACが発足し、その代表にエルバラダイ、幹事にナファーが就任した（*al-Masry al-Youm* 23, 24 Feb. 2010; *al-Ahram Weekly* no.988）。その一方、エルバラダイの構想に当時まだ懐疑的であった四党連合加盟の世俗政党はこの会合には招待されなかった。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

当初、同胞団がエルバラダイの構想に賛意を示して会合に積極的に応じた (*al-Masry al-Youm* 23 Feb. 2010) のに対して、四党連合の各党は総じてエルバラダイとの提携には慎重であった。というのも、政権側への政治改革要求では軌を一にしているにもかかわらず、大統領選挙への出馬というエルバラダイの野心に懐疑的であったからである (*al-Masry al-Youm* 8 Nov. 2009; *al-Ahram Weekly* no.976)。実際、3月中旬、四党連合は人民議会選挙とその後の大統領選挙に向けた統一戦線の結成で合意し、憲法修正を求める声明を発表したにもかかわらず、同じような主張を展開していた NAC には言及しなかった (*al-Masry al-Youm* 15 Mar. 2010; *al-Ahram Weekly* no.988)。

4月以降、この様子見の態度にも変化が生じる。同胞団が公式野党との会談に臨み、今後の野党勢力の協力の余地を探るようになったのである (*ikhwanweb* 9 Apr. 2010)。タガムウ党やワフド党はあくまで世俗政党間の協調を重視し、慎重姿勢を崩さなかったが、民主戦線党は同胞団との協力に前向きな姿勢を見せるとともにエルバラダイの構想に全面的な支持を表明した (*al-Masry al-Youm* 8, 12 Apr. 2010)。さらに、野党勢力は5月に非常事態宣言の2年間の延長が決まったことに対する抗議行動で団結したこと (*al-Ahram Weekly* no.998) を経て、6月に同胞団、NAC、世俗政党がそれぞれ会合を重ねるようになった。

とりわけ、6月5日、同胞団本部においてエルバラダイと会談したカタートニー院内会派代表はその政治改革構想への支持を改めて表明し、NAC が掲げた7つの約束の実現に向けて協調行動を取ることを約束した。これに対して、エルバラダイは、宗教国家の樹立ではなくイスラームの枠組みに基づく市民国家を求めるという同胞団の立場に理解を示した (*ikhwanweb* 5 Jun.; *al-Masry al-Youm* 6 Jun. 2010; *al-Ahram Weekly* no.1002)。また、6月13日、同胞団のパディーウ団長はワフド党本部を訪れ、サイイド・バダウィーが新たな党首に就任したことに祝意を示した⁴⁰。その席上、両者は政治におけるイスラームの位置付けについて共有できる部分があることを確認し、「イデオロギーの違いはあつ

40 5月28日に実施されたワフド党の党首選挙では主にアバーザ現党首とバダウィーの一騎打ちとなった。党員2036票のうち、アバーザが839票を獲得したのに対して、バダウィーは1472票を獲得し、当選を果たした。党首選挙は市民団体の監視の下で行われた。とりわけ、キファーヤは党首が選挙結果を受けて粛々と辞任したことを支持し、「アバーザは〔エジプトにおいて与野党の別なく〕選挙の敗北を受け入れた唯一の党首である」と称賛した (*al-Ahram Weekly* no.1001)。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

ても政治改革要求によって団結できる」と強調した (*ikhwanweb* 12 Jun.; *al-Masry al-Youm* 13 Jun. 2010)。さらに、6月15日、NACは人民議会選挙と大統領選挙に向けた野党勢力の結集を同胞団に求め始め、世俗政党との協力を同胞団に打診した (*al-Masry al-Youm* 16 Jun. 2010)⁴¹。

7月に入ると野党勢力はそれぞれ政治改革に向けて協調して具体策を講じるようになった。ワフド党とNACは、ムバーラク大統領と国民民主党へ陳情書を送付することを目指し、調整委員会を設置した (*al-Masry al-Youm* 12 Jul. 2010)。加えて、同胞団とNACは上述の7項目の要求への署名を求めるHPを共同で立ち上げ、その署名数の増加を連日報道するようになった (*ikhwanweb* 7 Jul. 2010)⁴²。そして、7月20日、同胞団、NAC、世俗政党は同胞団本部において合同集会を開き、「政治改革〔大統領選挙に関する憲法修正〕を求めて一致団結して議会選挙に臨むか、あるいはその改革が成就しなければ一致団結して選挙をボイコットする」というNACの主張を全会一致で決議するに至った (*al-Masry al-Youm* 20 Jul. 2010; *al-Ahram Weekly* no.1008)⁴³。このように、7月の時点においてエジプトの野党勢力は野党第一党のムスリム同胞団を筆頭に包括的な選挙前連合を形成するかに思われたのである。

しかし、国民民主党はこのような野党勢力の要求を一顧だにしなかった。8月上旬、政治的権利法の修正を求める四党連合に対して、スルール人民議会議長

41 とはいえ、このように野党勢力間の距離が縮む一方、同時期に実施された諮問評議会選挙(6月1日・決選投票6月8日)は与党圧勝に終わった。国民民主党が選出議席88議席のうち80議席を獲得したのに対して、野党勢力はタガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党、ガド党、民主主義の世代がそれぞれ1議席を獲得した(その他無所属議員が4議席)。同胞団は15人の候補者を擁立したが、いずれも落選した。同胞団はこの結果について警察による脅迫や投票所での妨害を受けたと主張した (*al-Ahram Weekly* no.1001, 1002)。

42 当時立ち上げられたHPのアドレスは www.tawkotonline.com である。署名は7月8日に開始された。*ikhwanweb* と *ikhwanonline* の報道によれば、署名数は7月12日に1万6000人、7月19日に8万1000人、7月30日に30万人、8月9日に50万人、8月25日に60万人、9月9日に67万人、そして、9月18日に70万人に達したとされる。

43 この会合において野党勢力は他にも以下の8つの点で合意した。①緊急事態宣言の解除要請、②汚職の追及、③選挙の不正の発見と選挙監視態勢の強化、④市民国家の支援、⑤野党勢力間の選挙協力、⑥自由で公平な選挙の呼びかけ、⑦エジプトの天然資源の浪費防止の呼びかけ、⑧外国の内政干渉への拒否 (*ikhwanweb* 20 Jul. 2010)。

会合には四党連合の加盟各党の政治家も出席したが、党首が出席したのは民主戦線党だけであった。ワフド党とタガンムウ党は同胞団から正式な招待を受けなかったとし、出席者はあくまで個人の意思で出席したのであって党の代表者ではないと強調した (*al-Masry al-Youm* 20 Jul. 2010)。とはいえ、7月25日、同胞団本部を訪問したワフド党のバダウィー党首はバディーウ団長などの幹部数人と会談し、議会選挙に向けて協調していくことを確認した (*ikhwanweb* 25 Jul. 2010)。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

は現行法ですでに十分に政治的自由と公平性は認められているとして、その可能性を否定した (*al-Ahram Weekly* no.1012)。さらに、9月15日、政治改革に関する陳情書を四党連合から受け取ったシャリーフ幹事長も、議会選挙の公平性の確保に努めると述べた一方、政治的権利法を修正する考えがないことを改めて強調した (*al-Masry al-Youm* 15, 16 Sep. 2010)。むしろ、与党は公認候補を選ぶための党内手続きを8月下旬から10月末まで粛々と進め、執行部の重鎮から現閣僚・閣僚経験者、実業家、労働組合関係者など、幅広い候補者を擁立した (*al-Ahram Weekly* no.1013, 1014, 1015, 1017, 1018, 1019) ⁴⁴。

このような与党側の素っ気ない対応は、選挙日程が近づくにつれ、改革の機運に浮かされた野党勢力に議会選挙に向けた現実的な判断を下す必要性を否定もなく感じさせた。憲法修正という大目標を成就できない公算が強まったことで、エルバラダイとNACは、議会選挙に参加して現状を迫認するより野党勢力が一致団結してボイコットしたほうが現政権の正統性を脅かすことができると考えるようになった (*al-Masry al-Youm* 9, 16, 27 Sep. 2010)。それに対して、同胞団は、与党に政治改革圧力を加えられる具体的計画がなければボイコットは無意味であるとし、NACの提案を拒否する意向を示した (*al-Masry al-Youm* 23 Sep. 2010)。

選挙戦略をめぐるNACと同胞団の選好の違いは、議会に対する両者の立場の違いを踏まえると分かりやすい。NACは、そもそも議会選挙での勝利を目標に掲げず、議席も有していなかったため、安易にボイコットを主張しやすい。それに対して野党第一党としてすでに88議席を擁する同胞団は、少なくとも現有議席の保持以上の政治的便益を得られる確証がない限り、ボイコットを主張しにくい。選挙で得られるかもしれない議席をみすみす失いかねないからである。こうしたNACとの路線対立は、同胞団にとって有力な提携相手ひいては

⁴⁴ 国民民主党の公認候補は3段階の過程を経て選抜された。第一に、出馬予定の選挙区の後援会の推薦を得ること、第二に、同一選挙区内の候補者選挙に勝利すること、第三に、世論調査の結果や実績を踏まえ、党執行部の審査を通過すること、である。加えて、公認候補審査において申請者が乱立することを避けるため、党執行部は、各選挙区の専門職枠での出馬を予定している人物に10000エジプト・ポンド、労働者・農民枠での出馬を予定している人物に15000エジプト・ポンドを事前に支払うことを義務付け、審査から外れても無所属候補として出馬しない旨を定めた誓約書を提出することを求めた。しかし、それでも最大508人の選出議席に対して4000人以上の申請が集まった。この国民民主党の動員力の高さは、本章の第2節でも論じたような、単一政党優位における与党勢力の優位の好循環（特に経済的優位の求心力）を傍証する。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

他党との仲介役を失うことを意味し、イデオロギーの異なる世俗政党と協調する意欲を大きく低下させた⁴⁵。10月9日、同胞団のバディーウ団長は選挙への参加を正式に発表した。選出議席 508 議席の 30%の獲得を目指し、190 人程度の候補者を擁立する旨を明かした (*ikhwanweb* 9 Oct.; *ikhwanonline* 9 Oct. 2010)。候補者は全国 (全 29 県中 25 県) に及んだが、実際に擁立した人数は 132 人に留まった⁴⁶。そのため、2005 年選挙のときと同じく、同胞団は選挙前連合を主導しなかつただけでなく、動員力の高さを背景に勝利の可能性の高い選挙区にのみ重点を置いたのである⁴⁷。

議会選挙の選挙運動期間は 11 月 16 日から始まった⁴⁸。同胞団は選挙前連合の看板を掲げて政権側との直接対決の矢面に立つことはなかつたが、不正投票を監視するため各党代表者を投票所に派遣することを野党間で合意 (*ikhwanweb* 10 Nov. 2010) し、コム・オンボやアスワンなど、一部の選挙区では独自候補の擁立を控えて他党 (特にワフド党) の候補者を支援した (*al-Masry al-Youm* 24 Nov. 2010)。しかし、それでも野党第一党の同胞団に対する政権側の風当たりは強く、支持者の大量逮捕、治安機関や与党支持者からの暴行、支持者への禁固刑の判決 (を投票日前日に発表)、投票所での妨害など、様々な妨害行為が連日報道された (*al-Masry al-Youm* 16, 20, 22, 27, 28 Nov. 2010)。

実際、第一回投票の結果は野党勢力に衝撃を与えた。508 の選出議席のうち

⁴⁵ 実際、9 月以降、民主戦線党を除く世俗政党三党もエルバラダイの提案に強硬に反発するようになった (*al-Masry al-Youm* 14 Sep. 2010; *al-Ahram Weekly* no.1015, 1016)。そのような状況において、9 月 17 日、ワフド党は役員会の議決によってどの党より先駆けて議会選挙への単独参加を決定した (*al-Masry al-Youm* 18 Sep. 2010)。27 日の時点で 140 人の公認候補を擁立した (*al-Ahram Weekly* no.1017)。

⁴⁶ 上記の候補者数は 11 月 11 日から 18 日までに *ikhwanonline* に掲載された県別の候補者一覧から計算したものである。県別の候補者数は以下の通りである。アシュート県 6 人、アスワン県 1 人、アレクサンドリア県 9 人、イスマイリーヤ県 3 人、カイロ県 12 人、カフル・エル・シェイフ県 6 人、カリュビーヤ県 9 人、ガルビーヤ県 9 人、ギザ県 6 人、北シナイ県 1 人、ケナ県 2 人、シャルキーヤ県 11 人、スエズ県 3 人、ソハーグ県 2 人、ダカハリヤ県 12 人、ダミエッタ県 4 人、ファイユーム県 7 人、ベニ・スエフ県 6 人、ベヘイラ県 7 人、ヘルワン県 2 人、ポートサイド県 2 人、ミニヤ県 5 人、メヌフィーヤ県 10 人、ルクソール県 1 人、10 月 6 日県 8 人。

⁴⁷ ムスリム同胞団と四党連合加盟各党が単独出馬に踏み切った一方、それ以外の小政党のうち、ガド党、民主主義の世代、エジプト青年党、アラブ社会主義党、自由党、緑の党、連帯党の各党は連合を形成し、協調して選挙に臨んだ (*al-Masry al-Youm* 31 Aug. 2010)。

⁴⁸ 投票日は 11 月 28 日、決選投票日は 12 月 5 日に設定された。2005 年選挙と違って投票日は全国一律であった。候補者総数は 5725 人であり、このうち、政党公認候補は選挙に参加した与野党 14 政党合わせて 1223 人、無所属候補は 4105 人に及んだ。国民民主党は公認候補を選出議席総数の 508 人に限定せず、780 人を擁立した。そのため、与党の公認候補同士が競合する選挙区も存在した (*al-Ahram Weekly* no.1023)。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

議席が確定したのは225議席であり、このうち国民民主党が217議席を獲得したのに対して、野党勢力はワフド党が2議席、タガンムウ党、ガド党、社会公正党がそれぞれ1議席、無所属が3議席を獲得しただけであった。ムスリム同胞団は1議席も得られなかったのである (*al-Ahram* 1 Dec. 2010)⁴⁹。

この結果を不服とし、同胞団とワフド党は決選投票のボイコットを決定して選挙結果の無効を訴え始めた (*al-Masry al-Youm* 1 Dec. 2010)。結局、決選投票は公認候補と無所属候補合わせて473議席を獲得した国民民主党の圧勝に終わった(最終的な選挙結果は上記の表6.3を参照) (*al-Ahram Weekly* no.1026)⁵⁰。同胞団、NAC、世俗政党は、選挙後の人民議会の正統性を認めず、街頭において議会の解散を求めるようになった (*al-Ahram* 12 Dec. 2010)。この動きは他の政治運動を巻き込み、1月16日、野党勢力は「選挙後連合」として民議院を結成するに至った (*ikhwanonline* 16 Jan. 2011)。これはムバーラク大統領の退陣に伴って国民民主党政権が崩壊する1ヶ月前のことであった(この選挙後の連合形成と体制変動前夜の状況については本章の補論を参照)。

このように、野党第一党のムスリム同胞団が88議席という比較的多くの議席を有し、NACがイデオロギーの異なる野党勢力を繋ぎ止める仲介役として存在していたにもかかわらず、小選挙区制と大統領制の組み合わせという、与党勢力との直接対決を助長する制度配置においては選挙前連合の形成は容易ではなかった。結局は部分的な選挙協力の積み重ねという不格好な協調関係を保つに留まった。投票の1ヶ月前、NACの代表を務めたエルバラダイは(前述の利益誘導論の想定通りに)「エジプトのエリートは現状維持を望んでいる」(*al-Mary al-Youm* 1 Nov. 2010)と述べ、選挙前連合の形成にせよ、ボイコットにせよ、国民民主党との直接対決の手段を講じる意欲に乏しい野党勢力の不甲斐なさを嘆いてみせた。

⁴⁹ 残りの283議席の決選投票に進んだ候補者の内訳は、国民民主党377人、無所属140人、ムスリム同胞団26人、ワフド党9人、タガンムウ党6人、社会平和党1人であった。

⁵⁰ 実際のところ、ムスリム同胞団は決選投票によって1議席を獲得していた。アレクサンドリアの選挙区に出馬したマグディー・アシュールは執行部の決定に反して決選投票に参加し、当選を果たした。しかし、その結果、同胞団から除名処分を受けることとなった (*al-Ahram* 8 Dec.; *al-Masry al-Youm* 15 Dec. 2010)。

6. 権威主義体制下の連合形成を取り巻く多様な文脈

本章では、政党間の競合性と政治制度に着目し、権威主義体制下の野党第一党が議会選挙で選挙前連合を形成するときの条件を統計分析と事例分析の両面から検証した。統計分析の結果、野党第一党は、①野党勢力全体の議席占有率（与野党間の競合性）が高いとき、②有効野党数（野党間の競合性）が多いときには連合を形成しやすいが、③この2つの値がともに高いとき、④非比例性の高い選挙制度が採用されているとき、⑤大統領制が採用されているときには連合を形成しにくいことが明らかになった。与党勢力が政治的・経済的・社会的に圧倒的に優位を占めた権威主義の文脈では、支配エリートの恣意的な裁量によって野党勢力の議席数は変動しやすく、政治制度は現体制に有利な形へと変更されやすいと考えられがちである。しかし、そのような状況においても、議会という公式制度上の野党勢力の存在感と、選挙制度や執政制度の組み合わせという制度配置は野党勢力の連合形成の意欲に一定の意味を持つと結論付けることができる。政治制度は権威主義体制下においても重要なのである。

加えて、事例分析によって、選挙前連合の形成確率を最も低下させる小選挙区制・大統領制の制度配置に表れる因果メカニズム、すなわち、「強大な与党勢力との直接対決の矢面に立つことへの懸念」を追跡した。エジプト第一共和政の人民議会選挙（2005年と2010年）を分析した結果、野党第一党は、①政権側の抑圧と取り込みの選択的行使と、②選好を共有しうる有力な提携相手の不在によって、与党勢力との直接対決の矢面に立つことに懸念を抱きやすく、野党勢力全体の利益より自己利益を追求しやすいことが明らかになった。政治的アクターは制度的規定とそこから予期される別の政治的アクターの振る舞いに即して戦略的に自己利益を追求する。政権側との直接対決の矢面に立つことへの懸念は、そうした制度に由来するアクターの戦略的判断の表れとして解釈できる。

権威主義体制下の選挙前連合の研究は依然として未開拓である。最後に、その今後の方向性として3つの論点を取り上げ、本章の議論を締め括りたい。

第一に、本章では野党勢力の存在感と所与の政治制度だけに着目したが、今

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

後は野党勢力間のイデオロギーの違いや、政党間のイデオロギーと競合性の関係性をも考慮に入れるべきであろう。しかし、与野党間の競合性の低い権威主義体制に関しては政党のイデオロギーの違いを計測する指標は現時点では十分に揃っていないため、新たなデータセットの構築が求められる（cf. Wahman 2011）。また、ゴルダーは民主主義体制下の選挙前連合の形成に関して非常に精巧なモデルを組み上げ、連合形成が「選挙制度の単純な関数ではない」ことを実証した（Golder 2006b: chap.6）。こうした視点は権威主義の文脈に活かす必要がある。

第二に、本章では長期間存続している権威主義体制に分析範囲を限定した。今後は権威主義体制と民主主義体制を短期間に行きつ戻りつしている流動的な事例や、新興民主主義国と総称されるような体制形成期の事例をも分析に加え、連合形成を包括的に理解することが求められる。特に「アラブの春」以降の中東諸国の議会選挙に見られる様々な選挙前連合はその一助になりうる。

第三に、選挙前連合の形成条件の精緻化だけでなく、その選挙前連合の多様性にも着目する必要がある。すなわち、選挙前連合の種類の違いと数の違いである。前者に関しては、どのような選挙において、どのような条件下において、どのような性質を持つ選挙前連合が形成されやすいのか（あるいは形成されにくいのか）が問われる。後者に関しては、どのような選挙において、どのような条件下において、野党勢力は1つの連合に結集しやすくなるのか、それとも、複数の連合として乱立しやすくなるのか問われる。

補論：2010年人民議会選挙以後の連合形成と体制変動前夜

2010年の人民議会選挙をめぐる政治過程においてエジプトの野党勢力が形成したのは、選挙前連合ではなく選挙後連合であった。本章第2節（表6.1）で政党連合の類型の1つとして分類したように、権威主義体制下の野党勢力の選挙後連合とは選挙後危機時の大同団結、すなわち、イデオロギーの垣根を越えて選挙結果への抗議という一点で結集した政党連合に該当する（cf. Bunce and Wolchik 2011）。2011年1月中旬、同胞団、NAC、世俗政党は、そのイデオロギーの垣根を越えて民議院という選挙後連合を結成し、現政権への圧力を強めた。この動きは他の政治運動の街頭行動の高まりも相俟って、2月11日、ムバーラク大統領の退陣と国民民主党政権の崩壊に寄与した。この事象は、中東地域全域の権威主義体制の同時多発的な不安定や変化や崩壊、いわゆる「アラブの春」の事例の1つとして位置付けられた。

とはいえ、エジプト第一共和政の体制変動前夜を論じる先行研究は、若者運動にせよ、「民主化運動」にせよ、抗議運動の動向（ひいては社会運動としての側面）を重視する傾向にあり、野党勢力の動向（ひいては政党政治としての側面）は必ずしも考慮しない傾向にある（長沢 2012: 61-83; 横田・ダルウィッシュ 2012: 145-153; 金谷 2012; 鈴木 2013: 2-26）。そのため、この補論では、そうした先行研究の補完を試み、2010年の人民議会選挙以後の政党政治の展開を概観する。また、最後に本稿のこれまでの各章の知見を活かし、権威主義体制下の単一政党優位に対する理論的意義を論じる。

議会選挙後から体制変動までの2ヶ月半に及ぶ政党政治の展開は主に4つの段階に分けることができる。すなわち、①選挙結果への異議申し立て（12月中旬～1月上旬）、②抗議運動の急拡大と選挙後連合の形成（1月下旬）、③政権側の硬軟交えた対応（2月上旬）、④軍最高評議会主導の暫定政権の樹立（2月中旬）、の4段階である。

まず、前述のように、人民議会選挙の第1回投票でほとんど議席を獲得できなかった野党勢力は決選投票のボイコットを決定し、選挙結果の無効を訴え始めた。同胞団と世俗政党は、2011年に予定されていた大統領選挙のボイコット

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

を求めるエルバラダイの呼びかけに同調したのに加え、NAC やキファーヤとともに街頭の抗議運動に参加した (*al-Masry al-Youm* 8, 9, 10 Dec. 2010)。そして、協調行動を組織的に調整するため、12月12日、野党勢力は民主戦線党の党本部において後々の選挙後連合の雛型となる連合組織を結成した。その組織には野党勢力の落選議員や議員経験者の多数が賛同し、当初、影の議会 (Shadow Parliament) や並行議会 (Parallel Parliament) と呼ばれた (*al-Masry al-Youm* 12, 13, 16)。20日に開催された第一回会合では、民主主義、市民権、社会的公正の推進で合意し、選挙結果の「改竄」の責任はムバーラク大統領にあると批判した (*al-Masry al-Youm* 20, 22 Dec.; *al-Ahram* 20 Dec. 2010)。とりわけ、同胞団は、法律、情報、民衆の支持など、あらゆる手段を用いて当時の人民議会の正統性を覆すことを強調した (*ikhwanweb* 3 Jan. 2011)。このように、当初、野党勢力の要求はあくまでも人民議会選挙に対する異議申し立てに留まっていた。

しかし、この要求は同時期に同じく抗議運動が広まっていたチュニアの状況を受けて急展開する。1月14日、ベン・アリー大統領が抗議の高まりを受けて国外逃亡し、与党・立憲民主連合の長期政権が突発的に崩壊したのである。昨年来、それぞれ別々の目的のために街頭行動を続けてきたエジプトの若者運動や「民主化運動」はその事態を契機にムバーラク大統領の退陣を強硬に求めるようになった⁵¹。それと軌を一にして、1月16日、総勢102人の野党勢力の代表がワフド党本部に一堂に会し、イデオロギーの垣根を越えて民議院を結成した。この選挙後連合に結集したのは、ワフド党、同胞団、NAC、タガンムウ党、民主戦線党、ガド党、カラーマ党、ワサト党、キファーヤなどであった⁵²。

⁵¹ 当時、脚光を浴びていた若者運動・「民主化運動」として代表的なものとしては、4月6日運動 (*al-Ḥarakat Shabāb 4 'Abrīl / April 6 Youth Movement*) と、我々みなハーリド・サイード (*Kullnā Khālid Sa'īd / We Are All Khaled Saeed*) が挙げられる (金谷 2012: 78-80)。4月6日運動は、労働者たちが賃金引き上げや労働環境の改善を求めて2008年4月6日にマハッラ・エル・クブラーでの大規模デモを計画したことに共感した若者を中心に結成された団体であり、主にインターネット上において警察の強権姿勢、政治家の汚職、教育・医療・社会保障の不備に対する批判を展開した (*al-Ahram Weekly* no.892, 895)。我々みなハーリド・サイードは、アレクサンドリアの青年、ハーリド・サイードが2010年6月に警察の拷問を受けて殺害されたことを契機にフェイスブックのグループとして結成された団体である。6月以降、全国各地で追悼集会を行ない、緊急事態宣言の解除や警察の綱紀粛正を求めた (*al-Masry al-Youm* 11 Jun. 2010; *al-Ahram Weekly* no.1006, 1007)。

⁵² 102人のうち、50人は落選議員・議員経験者、43人は著名人、9人は市民団体の活動家である。とりわけ、同胞団からはムハンマド・ベルタギー、ソブヒ・サーレハ、ガマル・ヒシュマ、民主戦線党からはウサーマ・ガザリーハルブ、ヤヒア・ガマル、ガド党からはガミーラ・イスマーイール、アイマン・ヌール、カラーマ党からはハムディー・サッバー

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

彼らは、現行の人民議会ではなく民議院こそが正統な議会であり、民議院の設置は憲法や国際的慣習によって保障された権利であると強調した (*ikhwanonline* 16 Jan.; *al-Ahram* 17 Jan.; *ikhwanweb* 17 Jan 2011)。

とはいえ、様々な若者運動や「民主化運動」が1月25日に計画した大規模デモに向けて氣勢を上げ、数千人、数万人規模の抗議者がタハリール広場に集まる始める中、これらの野党勢力は大規模デモへの参加には必ずしも乗り気ではなかった。動員力の高さを誇る同胞団でさえ、タハリール広場のデモへの参加を団員に呼びかけたわけではないと強調した (*al-Masry al-Youm* 25 Jan. 2011)。同胞団のこの対応は、全国的に抗議運動が高まり、自らもイデオロギー横断連合を結成していてもなお、依然として政権側との直接対決を避けようとする両義的な態度を表している (cf. 横田 2014)。

このような1月25日以降の抗議運動の急拡大に対して、与党・国民民主党は従来通りの硬軟交えた措置を講じた。すなわち、抗議運動を阻止するために警察や軍隊を展開した一方、野党勢力に対して徐々に政策的譲歩の姿勢を見せ始めたのである。1月27日、国民民主党は野党勢力との対話の意向を表明し、その2日後、ムバーラク大統領はアフマド・ナジーフ内閣の総辞職を決定し、「民主主義的構想の立案、貧困・失業の軽減、生活水準の向上、汚職の撲滅」のため、新たに副大統領にウマル・スレイマーン総合情報庁長官、首相にアフマド・シャフィーク航空相を任命した (*al-Masry al-Youm* 27, 29 Jan. 2011)。さらに、2月2日、与党は人民議会の無期限休会と憲法第76条・第77条の2ヶ月以内の修正を決定し、ムバーラク大統領は次期大統領選挙への不出馬を表明した。加えて、大統領から副大統領への権限移譲や暫定政権の樹立を求めていた野党勢力に対して、スレイマーン副大統領は「国民対話」(*al-Hiwār al-Waṭanī* / national dialogue) の開催を提案するに至った (*al-Masry al-Youm* 2 Feb. 2011)。

数千人規模のデモが連日繰り広げられる中、「国民対話」への参加をめぐる野党勢力の対応は大きく分かれた。NACがあくまでもムバーラク大統領の退陣を求めて対話を拒否したのに対して、ワフド党、タガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党は、現体制の支持者と抗議者の衝突に伴う政情不安を危惧し、「国家と

ヒー、ワサト党からはエッサム・スルタンなどが出席した。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

国民の安全・安心・安定を守るため」に対話に積極的に応じた。同胞団も当初は拒否していたが、結局、「政権側が国民の要求に真剣に応じることを確認するため」として対話に前向きな姿勢を見せた (*al-Masry al-Youm* 2, 3 6 Feb. 2011)。

2月6日に開催された「国民対話」の第一回会合において、与野党は、治安状況が改善し次第、緊急事態宣言を即時解除すること、憲法の条文を修正すること、平和的な抗議行動の権利を認めること、報道の自由を保障すること、抗議者に対する国営メディアのバッシングを止めることで合意した (*al-Masry al-Youm* 6 Feb.; *al-Ahram* 6 Feb.; *ikhwanweb* 6, 7 Feb. 2011) この合意を踏まえ、2月8日、ムバーラク大統領は憲法起草委員会設置に関する大統領令を発令し、裁判官を主体とする同委員会が6項目の憲法修正を提案した (*al-Masry al-Youm* 8, 9 Feb. 2011)⁵³。その提案は国民民主党が現体制の枠組みを維持することができる最大限の政策的譲歩であった。

しかし、若者運動だけでなく、同胞団や世俗政党もこのような部分的な政策的譲歩だけでは満足しなくなった。「国民対話」の継続を求めるスレイマーン副大統領に対して同胞団は国民の要求（すなわち、ムバーラク大統領の退陣）が満たされなければ第二回会合には参加しないと応じた (*ikhwanweb* 9 Feb. 2011)。

その2日後、2月11日、タハリール広場を中心に18日間に渡って続いた抗議運動の高まりとそれを背景にした政策的譲歩の不調によって万策尽きたムバーラク大統領は、国家元首としての権限を軍最高評議会 (*al-Majlis al-'A'lā lil-Quwwāt al-Musallaḥa* / Supreme Council for Armed Forces, SCAF) へ移譲し、退陣を余儀なくされた。2月13日、ムハンマド・タンターウィー元帥を首班とする同評議会は憲法宣言を発令し、1971年共和国憲法を停止し、新体制の発足に向けた暫定政権を樹立した (*al-Masry al-Youm* 11, 13 Feb. 2011)⁵⁴。かくして、単一政党優位を長期間保ってきたエジプト第一共和政の国民民主党政権は、抗議運動の高まりによって短期間のうちに終焉を迎えることとなった。

最後に、本稿のこれまでの各章の知見を活かすと、このエジプト第一共和政の最末期の展開とその終焉の迎え方に次のような理論的意義を見出すことがで

⁵³ 憲法起草委員会が提案した6つの修正項目とは、①大統領の被選挙権（第76条）、②大統領の任期（第77条）、③裁判官の選挙監視（第88条）、④議員資格の剥奪（第93条）、⑤テロ対応（第179条）、⑥憲法の修正手続き（第189条）、である。

⁵⁴ 2月13日憲法宣言の全文は巻末付録を参照。

きる。

まず、第5章（名目的合意形成）で論じたように、国民民主党は常設の審議の場としての人民議会において多くの議席を保持しつつ、野党勢力に対して特設の合意形成の場として「国民対話」への参加を提案した。しかし、その提案は上手くいかなかった。理由は2つある。第一に、一部の勢力だけでなく全ての勢力の参加を認めたため、「国民対話」は野党勢力の分割統治ではなく野党勢力の一致団結を促した。その結果、同胞団と世俗政党はどちらもムバーラク大統領の退陣を要求し続けた。第二に、そもそも「国民対話」の提案が遅きに失した。抗議運動の圧力に押される形で協議を提案せざるを得なかったため、与党側は名目的な合意形成に留まらず、実質的な政策的譲歩を余儀なくされた。このような抗議行動の機先を制し、人民議会選挙の直後（2010年12月）や、もっと言えば、野党勢力が憲法修正を求める陳情書を提出した時期（2010年8月）に協議を提案していたら、政権への不満をある程度吸収できただけでなく、野党勢力を分断できていたかもしれない。もしそうであれば、2月には政権崩壊に至らず、もう少し長く延命できていたかもしれない。

しかし、その一方、より構造的な要因に着目することもできる。第3章（単一政党優位の確立）で論じたように、与党勢力は、議会多数派という公式の政治的権力（政治的優位）だけでなく、公共資源に基づく特定の支持基盤への経済的恩恵（経済的優位）と、利益誘導による社会的ネットワーク（社会的優位）を保たなければ、安定的に政権を維持できない。2000年代以降のエジプトの場合、国民民主党は、有力な実業家への経済的恩恵を最優先し、与党議員として体制側に取り込むことはできたが、全国に社会的ネットワークを構築しうる庶民を（雇用創出や補助金によって）十分に惹きつけることはできなかった（土屋2012; 岩崎2012）。2000年代以降の抗議運動の高まり（金谷2012）は、このような社会的優位の低下を傍証するものとして解釈できるだろう。

加えて、第4章（体制変動）で論じたように、権威主義体制下の単一政党優位の領域において与党勢力が多くの議席を有するほど、その体制は民主化しにくい。エジプト第一共和政があくまで大統領選挙における政権交替によって民主化したのではなく、抗議運動の高まりに伴う政権崩壊によって体制変動に至ったことは、この知見を例証すると言えるだろう。

第6章 権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合

かくして、単一政党優位というエジプト第一共和政の政党政治は終焉を迎え、暫定政権という新たな文脈の政党政治の幕が開いたのである。

第7章

憲法起草と暫定政権期の政党政治

——単一政党優位崩壊後の政党システムの変化——¹

1. 問いの設定：暫定政権という文脈

長期間存続していた権威主義体制が崩壊し、新たな制度が構築される暫定政権期において、旧体制の支配者は、どのように権力の維持に努め、次期与党の最有力候補の最大野党は、どのように権力の最大化に努めるのか。この両者の角逐は他の政治勢力を巻き込み、暫定政権期という新たな文脈において政党間の連合と分裂をどのように形作るのか。暫定政権期の制度構築をめぐる政治過程は、政党間の合従連衡の道筋と暫定政権の陣容を形作るのに重要な役割を果たす。

本章では、国民民主党 (*al-Ḥizb al-Waṭanī al-Dīmuqrāṭī* / National Democratic Party, NDP) のホスニー・ムバーラク大統領が大規模な抗議運動を経て退陣した2011年2月11日から自由公正党 (*Ḥizb al-Ḥurrīya Wal-'Adāla* / Freedom and Justice Party, FJP) のムハンマド・ムルスィーが直接選挙を経て大統領に就任した2012年6月30日までの軍最高評議会 (*al-Majlis al-'A'lā lil-Quwwāt al-Musalaha* / Supreme Council for Armed Forces, SCAF) 統治下のエジプトを第一暫定政権期²として位置付け、憲法起草に代表される一連の政策協議の過程で顕在化した政党間の立ち位置の違いが、政党連合の乱立と、その結果としての軍主導の暫定政権の継続をもたらしたことを明らかにする。

¹ 本章の内容は、今井 (2012a; 2012b; 2012d; 2013c) を加筆修正したものである。

² 第1章の注2でも論じたように、エジプト政治の時期区分は、第一共和政 (1952年7月23日～2011年2月11日)、第一暫定政権期 (2011年2月11日～2012年6月30日)、第二共和政 (2012年6月30日～2013年7月3日)、第二暫定政権期 (2013年7月3日～2014年6月8日)、第三共和政 (2014年6月8日～現在) に分けることができる。

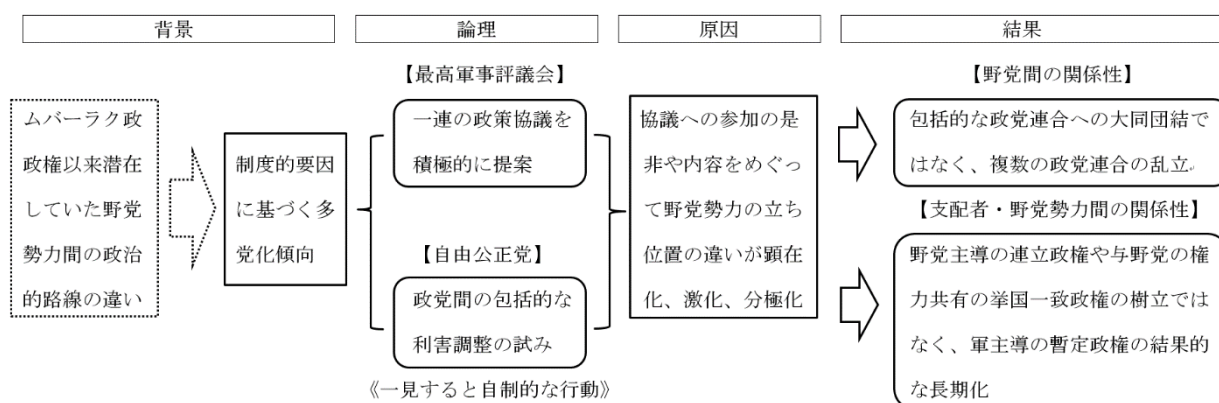
第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

2011年以降の中東地域の状況は、暫定政権期という独特な統治形態の政治を分析するための格好の材料である。暫定政権（interim governments）とは、長期間存続する権威主義体制でもなく、確立した民主主義体制でもなく、新体制への移行段階という「幕間期に存在」し、実効支配者がその「実効支配を合法的な権限へと転換しないことを選択した（か、選択したように見せかけて）」いて、「条件付きかつ一時的な正統性という問題を解決するために自由な競争選挙の実施を約束」している政権を指す（Shain and Linz 1995: 6-9）。

この定義を提唱したヨッシー・シャインとファン・リンスは、比較民主化論（第2章第2節を参照）の文脈で暫定政権を取り上げ、政権の成り立ちの違いによって4つの類型に大別した（ibid: 5）。すなわち、①政変・革命・戦争の結果として野党勢力主導で樹立される革命臨時政権（revolutionary provisional governments）、②旧体制の支配者と野党勢力が一時的に執政権を共有する権力共有政権（power-sharing interim governments）、③旧体制の支配者主導で新政権への権力移譲を管理する後見政権（incumbent caretaker governments）、④外国や国際機関の後ろ盾による国際管理政権（international interim governments）の4つである。

少なくとも2012年末までに政権崩壊を経験した中東諸国の暫定政権はこのいずれかの類型に該当した。チュニジアでは旧与党・立憲民主連合（*al-Tajammu' ad-Dustūrī ad-Dīmuqrāṭī* / Rassemblement Constitutionnel Démocratique）主導の後見政権が2011年10月の制憲議会選挙を管理し、同年12月にナフダ党、共和国会議、民主フォーラムの三党連立政権に権限を移譲した。エジプトではムハンマド・タンターウィー元帥を首班とする軍最高評議会主導の後見政権の下、2011年11月から2012年2月に両院議会選挙、2012年5月から6月に大統領選挙を実施した。その結果、ムバーラク政権下で臥薪嘗胆してきたムスリム同胞団（*al-Ikhwān al-Muslimīn* / Muslim Brotherhood）が自由公正党として院内第一党を占め、同党のムルシー党首が大統領に選出されるに至った。イエメンでは2011年11月のサーレハ大統領退陣後、与党・国民全体会議と旧野党勢力が同数の閣僚を分け合う権力共有政権を樹立し、新憲法起草の「国民対話」を進めた。リビアでは2011年10月のカッザーフィー拘束・殺害に伴う全土解放宣言以降、リビア国民評議会が革命臨時政権を樹立し、2012年7月の

図 7.1 本章の因果的議論の流れ



(注) 筆者作成。

議会選挙を経て国民議会による統治へと移行した。

暫定政権への視点は旧体制から新体制への幕間期の多様性を浮き彫りにする。しかし、従来の議論はあくまでも静態的な分類と個別事例的な特徴描写に留まった。特定の事例でなぜ特定の類型の暫定政権が続いたのかという動態的過程への関心は乏しい³。すなわち、単一政党優位を確立したムバーラク政権崩壊後のエジプトで革命臨時政権や権力共有政権ではなく、なぜ軍主導の後見政権が続いたのかという問いに答えることができないのである。

そこで本稿で着目するのが憲法起草に代表される一連の政策協議と政党間の政治的分極化の関係である(本章の因果的議論の流れは図7.1を参照)。政権崩壊後の多党化傾向の下、旧体制の支配者と次期与党の最有力候補の最大野党は、それぞれ異なる思惑から他の政治勢力に対して、一見して自制的な行動を取りうる。実効支配者の軍最高評議会は、政策協議の提案という、一見して中立的な行動を取りながら暫定統治の正統化と既得権益の維持を試みた。その一方、最大野党の自由公正党は、政党間の包括的な利害調整という、一見して協調的な行動を取りながら次期与党の最有力候補として穏便かつ着実な権力の最大化に努めた。この角逐は、協議への参加の是非や内容をめぐって前政権下から潜

³ 例えば、池内(2013; 2014a; 2014b)は、本章と同じくシャインとリンスの定義を踏まえて「アラブの春」以降の中東諸国の暫定政権を論じているが、そこで展開される議論はあくまでも類型を当てはめただけの叙述に過ぎず、反証可能な実証分析とは言えない。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

在していた野党勢力間の立ち位置の違いを顕在化・激化させた。その結果、暫定政権下の協議は、多党化傾向を抑制する一方、包括的な野党連合への大同団結とそれに伴う野党主導の連立政権の樹立要求を難しくし、政党連合の乱立とそれに伴う軍主導の後見政権の継続を招いた。

新憲法の内容は、新体制の制度的枠組みの根幹を決めるが、その新憲法の起草過程自体は暫定政権下の政党間の連合と分裂を左右する。とりわけ、2012年4月に制憲議会が頓挫したことはその一連の過程の付帯現象であった。制憲議会の発足に先立ち1年近くに渡って政策協議を続けたからこそ、その過程でイスラーム主義勢力と世俗勢力の政治的な立ち位置の違いが顕在化し、政治勢力が分極化し、制憲議会は頓挫するに至ったのである。

本章の構成は以下の通りである。第2節では、暫定政権期の憲法起草と政党間の政治的分極化の関係についての理論的枠組みを提示する。既存研究がこの関係性について統一的に説明できないことを指摘し、暫定政権期という独特な状況で想定される旧体制の支配者と最大野党の自制的行動の論理に基づく枠組みを構築する。第3節では、この枠組みを政権崩壊後のエジプトに援用し、一見して自制的な主要アクターの行動が憲法起草を争点に政党間の政治的分極化（ひいては政党連合の乱立と軍主導の後見政権の継続）という結果を招いたことを論証する。第4節では結論として、暫定政権下の政治的分極化とその決着の仕方が新体制の長期的安定の重要な要因になりうることを指摘する。

2. 理論的枠組み：協議と協調の二方向的綱引き

政治体制論には支配者と野党勢力の政策協議の政治的効果を重視する研究がある。ムバーラク政権崩壊後のエジプトを論じる一国研究には憲法起草や主要アクターの機微を紐解こうとする議論がある。しかし、そのどちらの場合も、暫定政権下の政策協議（原因）と政党間の政治的分極化（結果）の関係を統一的に説明しようとする研究は乏しい。

(1) 暫定政権期の憲法起草、主要アクター、政党政治に関する統一的枠組みの不在

政策協議とその政治的効果

政治体制論には支配者と野党勢力の政策協議の政治的効果を重視する論調が3つある。第一の論調は、一部の支配者と一部の野党勢力の協議の妥結が漸進的な民主化を促すと論じる（参加論）。第2章や第5章でも論じたように、この議論は新体制移行に向けた政策協議を、体制側の柔軟論者と野党勢力側の穏健派が互いに対立相手と結託してでも自らの政治的・経済的利益を保護しようとする妥協の産物として想定する。いわゆる協定型移行（*pacted transition*）である。この移行方式を体系化したギジェルモ・オドンネルとフィリップ・シュミッターは、協定を「選ばれたアクターの一群が自分たちの死活的利益の相互保障に基づいて権力の行使に関わるルールを定義（ひいては再定義）しようとした、明確だが公けに説明・正統化されるわけではない合意」（O'Donnell and Schmitter 1986: 37）と定義し、政策課題の制限、便益の比例的分配、部外者の参加制限に基づいて柔軟論者と穏健派が協議に参加すると考えた。

この論調の理論的意義は、体制側のアクターが一定の正統性を保ちながら既得権益を維持するためには暴力的な措置に固執せず、野党勢力に協議を打診せざるを得ない状況があるということを確認にしたという点にある。しかし、その分析の主眼は、あくまでも体制移行の成否であって暫定政権期の政党間の競合と分裂ではない。加えて、穏健派の立ち位置や規模を与件として扱っているため、自由公正党のような最大野党が、政治改革や円滑な移行を志向しながらも、支配者側の提案には応じなかったことを説明できない。

第二の論調は、協定で結託さえできれば民主化がうまくいくというのではなく、協議に参加する両陣営の規模の違いとそれを踏まえた制度設計の内容の違いがその後の体制の長期的帰結を左右すると論じる（内容論）。その代表的な研究として、バーバラ・ゲディスは1990年代の旧共産圏の事例に着目し、立法府や執政府の制度をめぐる移行期の「円卓会議」の協議、制憲議会や上下両院の審議、選挙に基づく特定勢力の権力確保という一連の過程を経て、当初同じような状況にあった各国の体制に違いが生じたことを明らかにした（Geddes

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

1996)。

この議論で重視されるのは、両陣営のアクターの政治的自己利益と、陣営の規模の時間的变化（とそれに伴う制度的選好の変化）である。支配者側が既得権益の維持を求める一方、野党勢力側は新たな権力の獲得とその確立を求めると想定される。しかし、自らの強みを最大化し、弱みを最小化するにあたって、同じ野党勢力の中でも規模の違いによって制度設計の選好に違いが生じる。勝利を確信した勢力ほど執政府の強化や相対多数制を求め、小政党や将来に確信を持ってない勢力ほど執政府の制限や比例代表制を求める傾向にある。こうした選好の違いを反映した協議の妥結や制度の選択こそが各国の政治に違いをもたらすと論じられる。支配者と野党勢力の利益の相互保障だけでなく、両陣営どちらか一方の固有の論理と利益に基づく制度設計も体制変動後の長期的帰結に大きな影響を与えることを示した点でこの議論は重要な意味を持つ。しかし、この場合も、主要アクターの協議の駆け引きが体制の軌跡だけでなく、政党間の政治的分極化や暫定政権の陣容にも影響を与えうることは説明されない。

第三の論調は、権威主義体制の文脈において、協議の内容以前に政治的譲歩の提案、政策協議の打診、協議の場の設置そのものが野党勢力の分割統治や一部勢力の取り込み、果ては体制存続に役立つと論じる（設置論）。その最初期の議論として、エレン・ラスト・オカルは、支配者が政治的譲歩の相手として全ての野党勢力を包摂するか、全て排除すれば、野党勢力は大同団結しかねないが、一部のみを包摂すれば、その勢力は支配者の不興を買って政治参加の既得権益を失ってしまうことを恐れ、排除された勢力との共闘を控えるようになる論じた（Lust-Okar 2005）。第5章でも取り上げたように、譲歩や協議の対象をうまく絞り込むことで分割統治の効果が生まれ、野党勢力の分裂を助長しやすいと考えられた。同じく、ジェニファー・ガンディーは、支配者と野党視力の利害調整の場として常設の議会に焦点を当て、議員特権による取り込みが野党勢力の大同団結や反体制的行動の抑止に寄与しうると論じた（Gandhi 2008）。加えて、第5章で展開した議論もこの論調に位置付けられる。特設の合意形成の場は、分断統治の効果を示すだけでなく、その設置期間の長さや参加者の規模の違いによって協議の実効性と野党勢力間の変化に異なる影響を与えうる。

この論調は、協議や譲歩が政党間の立ち位置に差異化を促すことを示したと

いう点で優れている。しかし、権威主義体制（とりわけ、単一政党優位）という文脈上、あくまで支配者が優位な立場から一方的に提案を持ちかける状況にしか援用できない。暫定政権期のエジプトのように、支配者と最大野党が政策協議をめぐって二方向的な綱引きを行なう状況では政党間にどのような関係が生じるのかという問いを説明できないのである。

政治的アクターへの視点

既存のエジプト一国研究は、憲法起草と政党間の政治的分極化の関係を説明するにあたって理論研究とはまた別の問題を抱えている。第一に、エジプト第一暫定政権期の政治的アクターを論じる研究は、軍最高評議会か自由公正党のどちらか一方に着目し、他の政治勢力との相互作用はほとんど分析されない。

まず、軍最高評議会に関する研究は、軍が暫定政権の統治に主導的な役割を果たし、政治改革に積極姿勢を見せたことを強調する。例えば、ジェフ・マルティニーニとジュリー・テイラーは、軍が政権崩壊に際して中立的な姿勢を堅持し、実効支配者として政治改革に前向きな姿勢を示した一方、ムスリム同胞団の支持と動員力を暫定統治の正統化に活用するしたたかさを見せたことを指摘した（Martini and Taylor 2011）。また、鈴木は、国民の期待やナショナリズムの高まりを受けて、軍が旧与党・大統領一族の追放、政治犯の釈放、政治制度改革で譲歩を余儀なくされたと論じる（鈴木 2012a）。こうした分析は政治改革に対する軍の積極姿勢を把握するためには重要である。しかし、往々にして「暫定政権の正統性確保のための政治改革」と「新体制下での既得権益の維持のための政策協議の打診」が軍の改革姿勢として一緒くたに論じられ、このうち後者の政策協議が野党勢力間の立ち位置の違いを助長したことは明示されない。

これに対して、自由公正党に関する研究は、前政権以来のムスリム同胞団の動員力の高さと同団体が政権崩壊に果たした役割、自由公正党の決闘までの経緯を論じる傾向にある。例えば、横田は、政変初期の慎重姿勢や、迅速な政権移行に向けた軍との暗黙の協力関係を強調する（横田 2012）。こうした分析は、自由公正党が次期与党の最有力候補の地位を占めていたことを把握するのに適しているが、政策協議をめぐる軍との立ち位置の違いや議会選挙前に他の政治勢力に対して積極的に協調を図った動機までは明示されない。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

憲法と政党

第二に、政権崩壊後のエジプトの政治状況を論じる研究は、憲法起草と政党政治をあくまで別々の論点として取り上げるため、一連の政策協議が原因で政党間の政治的分極化という結果を招いたことは分析されない。初めに、暫定憲法や新憲法に着目する分析として、タミール・ムスタファは、2011年3月に制定された暫定憲法の法学的解釈と新憲法起草の際に予想される重要争点（イスラーム法、統治形態、基本的人権、司法の独立性、軍の役割）の提示に重点を置く（Moustafa 2011）。このような研究は、政党間の対立軸になりうる争点を指摘している点で重要であるが、イスラーム主義勢力の中心である自由公正党が議会選挙前に世俗政党に協調姿勢を見せたことや、自由公正党が軍提案の政治制度改革の中でも特に憲法の基本原則の協議を固辞した一方で世俗勢力が迅速な憲法起草に前向きな姿勢を見せたことなど、政策協議への政治的アクターの関わり方の違いは分析されない。

次に、政権崩壊後の多党化傾向に着目する分析として、ダニエル・タヴァナは、小選挙区制と比例代表制を組み合わせた選挙制度が、イスラーム主義勢力、世俗勢力、左派勢力という3つの政治勢力への緩やかな組織化を助長したと論じた（Tavana 2011）。第一暫定政権期に見られた多党化傾向は政治勢力の凝集と分極化をもたらした重要な背景であり、選挙制度は政党間に潜在する対立軸を議席数へと反映させる重要なメカニズムである。しかし、潜在する対立軸が徐々に顕在化していく動態的な過程は選挙制度の働きだけでは説明できない。潜在する対立軸を顕在化させる要因（政策協議）と、その顕在化した対立関係を議席として固定化させる要因（議会選挙）は異なるからである。そのため、議会選挙以前に軍が政策協議を積極的に提案したことと、その提案が結果的に自由公正党と世俗政党の立ち位置の違いを顕在化させたことを説明する必要がある。

このように、理論研究は暫定政権下の政党政治への視点に乏しく、エジプト一国研究はアクター間の相互作用や個々の論点の関係性への視点に乏しい。以下では、こうした既存研究の不備を補い、暫定政権下の憲法起草と政治的分極化の関係を繋ぐものとして、主要アクター（軍の実効支配者と最大野党）の自制的行動の論理と、この両者の振る舞いの齟齬が他の政党の振る舞いに与える

影響を導き出す。その説明の中で各々のアクターに対応するエジプト第一暫定政権期の政治勢力を取り上げる。暫定政権は「不確かさ、将来への不安、将来の権力と忠誠心の分配に対する期待の高さで特徴付けられる、流動性と政治的脆弱性の文脈で運営される」(Shain and Linz 1995: 7)。こうした文脈では、第3章で論じた体制形成期の「重大局面」(Brownlee 2007; 今井 2010)と同様、既存の制度的規定や構造的制約は利きにくく、目的意識のあるアクターの行動が大きな意味を持つと想定される。それゆえ、暫定政権期の政党政治の分析にはアクター中心的(主意主義的)な分析枠組みが有効であると考えられる。

(2) 自制的行動の論理

政策協議の担い手としての軍の実効支配者

まず、暫定政権期における軍の実効支配者の振る舞いについては、比較権威主義体制論の知見、特に下位類型ごと(軍政・個人支配・政党支配)の支配エリートの選好の違いを明らかにしたバーバラ・ゲディスの議論(Geddes 1999)を踏まえて、次のような論理を導き出すことができる。

暫定政権下の軍の実効支配者は体制の大枠の護持よりも軍の既得権益の維持のために野党勢力への政策協議の提案という自制的な行動を取りうる。

個人支配下の指導者であれば、突発的な体制変動によって失脚しやすく、その後、野党主導の革命臨時政権や国際管理政権が樹立されやすいため、そもそも暫定政権期の制度構築に関わりにくい。政党支配下の指導者であれば、党内の複数の派閥が協力している限り権力を保持しやすく、与党主導の後見政権や権力共有政権が樹立されやすい。旧与党の政治家は、党組織が解体されても新体制下での権力保持を目指し、新たな政党を結成してでも制度構築に一貫して積極的に関わろうとすると想定される。そのため、大枠の憲法と個別の制度の別なく、できる限り自らの選好に即した制度設計を試み、野党勢力と競合する(Geddes 1996)。

これに対して、軍政下の指導者、特に職業意識の高い軍人は何よりも組織の

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

一体性と実効性を重視し、交渉によって移行を推進し、軍主導の後見政権が樹立されやすい。これは軍の利益が維持される限りは旧体制の大枠の護持より新体制への移行に前向きな姿勢を示しうることを意味する。それゆえ、移行日程の尊重や、選挙法・政党法などの軍の位置付けに無関係な個別の政治制度の改革には暫定統治の正統性確保のために寛容な姿勢を取りうるが、軍の位置付けに大きく関わる憲法起草には断固とした姿勢を取りうると想定される。政策協議の打診はそのための手段である。軍は政策協議によって一見して自制的・中立的に制度構築に関わろうとするが、そこには既得権益の維持への意欲の高さが隠されているのである。

第一暫定政権期のエジプトを実効支配したのは軍最高評議会である。同評議会は、ムバーラク大統領退陣直前の2011年2月初旬、副大統領への権限移譲や野党勢力との「国民対話」の開催など、民衆運動への対応の一環として発足した (*al-Masry al-Youm* 10 Feb. 2011)⁴。ムバーラク大統領退陣後、軍最高評議会は2月13日憲法宣言と3月30日憲法宣言（暫定憲法）によって軍の実効力と国民投票で示された国民の支持を背景に執政権を確保し、後見政権を樹立した⁵。タンターウィー元帥が議長を務める軍最高評議会が暫定憲法56条によって国家元首としての権限を引き継ぎ、その指導の下、アフマド・シャフィーク元航空相、イサーム・シャラフ元運輸相、カマル・ガンズーリー元首相の3人が第一暫定政権期の首相を務めた⁶。とりわけ、同評議会は、暫定憲法第60条において「新憲法起草のための臨時集会」（制憲議会）の召集権⁷が付与され、第61条において「本宣言の発令から人民議会および諮問評議会の開会と共和国大統領の選出と就任までの期間に渡って、その限定的な職務を続行する」と

⁴ 2010年人民議会選挙後の体制変動へと至る経緯については第6章補論を参照。

⁵ 2011年2月13日憲法宣言と2011年3月30日憲法宣言（暫定憲法）の全文は巻末付録を参照。

⁶ 暫定憲法第56条は1971年共和国憲法第3章第1節の修正に相当し、軍最高評議会が、①立法、②一般政策の発表、③人民議会の任命議員の任命、④上下両院の通常国家・臨時国会の開会・閉会、⑤法律の公布と拒否、⑥条約の調印、⑦内閣関係者の任免、⑧文官・武官・外交官の任免、⑨恩赦と減刑、⑩その他大統領に関する権限を直接行使することを定めた。

⁷ 第60条で定められた制憲議会の設置手続きは以下の通り。「最初に選ばれた人民議会議員と諮問評議会議員（任命議員を除く）は、その選出から6ヶ月以内に軍最高評議会の提案を踏まえて両院協議会を開催し、新憲法起草のための臨時集会を選出する。新憲法の起草は同集会の設置から6ヶ月以内に完了する。憲法案は起草から15日以内に国民に公布され、国民投票に掛けられる。憲法は国民投票によって承認を得た日から効力を持つ」。

定められた。そのため、軍は、暫定統治の正統性として、新憲法の起草と両院議会選挙・大統領選挙を取り仕切り、新体制への移行を着実に進めることを自らの職務として定めたのである。

しかし、その一方、1952年の自由将校団の政権獲得以来、軍は軍事予算の独立性を維持したばかりか、その政治的な影響力を背景に国防以外にも様々な国内政策に密接に関与した。特に、ナセル政権の産業国有化とサーダート政権以降の民営化を経て、様々な農業・工業部門において経済的利権を確保するに至った（Harb 2003; Hashim 2011a; 2011b; Maswood and Natarajan 2012）。そのため、新憲法の起草とそれに伴う軍事予算の独立性の制限（ひいては経済的利権への規制）は、軍の既得権益の干犯と受け取られる素地があった。

政党間協調の担い手としての次期与党の最有力政党

次に、暫定政権期における最大野党の振る舞いについては、権威主義体制下の野党を扱った議論から次のような論理を導き出すことができる。

暫定政権下の最大野党は次期与党の最有力候補として穏便かつ着実に権力を確保するために他の野党勢力との包括的な政党連合の形成という自制的な行動を取りうる。

特にアラブ諸国のイスラーム主義政党は、他の野党勢力より動員力に優れているながら「議席占有率の増大が可能でそれが自らの利益に合っているように思われるときでさえ、そうした行為をわざわざ回避しようとする」(Hamid 2011: 69) 傾向にあった。第6章の選挙前連合の議論でも触れたように、自由で公平な選挙が決して保障されていない環境では最大野党は動員力に物を言わせて安易に現体制と直接対決するのではなく、現体制からの警戒、他の野党勢力からの反感、国際社会の反応を考慮し、候補者擁立を控えるなどの自制的な行動を取りがちであった。

この論理は暫定政権期にも通じる。最大野党にとって重要なのは、新体制への移行に向けた選挙で権力を獲得できるか否かではなく、選挙での勝利を前提にいかに穏便かつ着実に権力を確保するかということである。選挙での躍進が

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

期待される状況において、最大野党は新政権発足後に政策立案の主導権を担うことができると考え、実効支配者との事前協議を積極的に進める必要性を感じにくいと想定される。しかし、その一方、穏便かつ着実に権力を確保するために他の野党勢力から独断専行との反感を受けないことが求められる。政党間の協調、すなわち、包括的な政党連合の形成はそのための手段である。最大野党は、一見して自制的・協調的に他の勢力を自陣営に引き込もうとするが、そこには着実な権力確保への意欲の高さが隠されているのである。

第一暫定政権期のエジプトで最大野党を務めたのは自由公正党、すなわち、ムスリム同胞団である。同胞団は、1928年の団体創設以来、権威主義体制下で抑圧を受けながらも教育・労働・福祉など社会活動を通じて民衆を動員し、組織の発展に努めてきた。とりわけ、1970年代以降、従来の社会福祉活動に加え、職能組合・学生団体・議会などでの経験を活かし、社会的ネットワークと政治的影響力を保持した（横田 2006）ムバーラク大統領退陣後、同胞団は自由公正党を結成し、2011年6月6日に満を持して政党としての認可を得た（*ikhwanweb* 6 Jun. 2011）。全国27県およそ9000人に及ぶ政党設立メンバーには90人以上のコプト教徒が名を連ね、コプト教徒の知識人を副党首に据えるなど、コプト教徒への一定の配慮を印象付けた（*ikhwanweb* 6 Jun. 2011）。同党の設立趣意書では、祖国や啓示宗教の原則・価値観・倫理への愛着、執政府、議会、地方議会など、エジプト国民の健全な意思を反映する制度的基礎、イスラームを国教として定める憲法などが強調された（*ikhwanweb* 1 Jun. 2011）⁸。このように、自由公正党は、ムスリム同胞団として権威主義体制に対する最大の野党勢力としての存在感を長年に渡って示し続けてきたばかりか、その発足当初から他の政治勢力との協調路線を明確に掲げたのである。

政策協議と政党間協調の受け手としてのその他政治勢力

最後に、暫定政権期におけるその他政治勢力の振る舞いについては、前述の政策協議の内容論（Geddes 1996）を踏まえて、次のような論理を導き出すことができる。

⁸ 自由公正党の設立趣意書全文は巻末付録を参照。

暫定政権下の他の政治勢力はそれぞれの選好に即してできる限り自らの権力の最大化に努める。しかし、規模が小さく、政治的影響力が乏しいほど、実効支配者と最大野党のそれぞれの働きかけを受けやすくなる。

つまり、最大野党と比べて影響力に乏しい政治勢力は、実効支配者から政策協議の提案があれば、暫定政権下での影響力の確保を期待して政治制度改革に参画しうるし、最大野党から政党連合の提案があれば、次期政権での影響力の獲得を期待して連合に参画しうる。

第一暫定政権期のエジプトは、第一共和政の単一政党優位から一転、急激な多党化傾向にあった。ワフド党 (*Hizb al-Wafd al-Jadīd / New Delegation Party*) などの既存政党に加え、制度的要因 (Tavana 2011; 今井 2012b; 2012d) を背景に様々な新党が結成された⁹。巻末付録・図 A.3 はその一覧と変遷である。イス

⁹ 権威主義体制下の多党化は、様々なアクターが政治参加の手段として政党を意欲が高まった結果、そして、実際に政党を形成しやすくなった結果として生じうる。第一暫定政権期のエジプトの場合、この意欲と行動の変化を促した要因として3つの政治制度の変更を挙げることができる。

第一に、2011年3月30日憲法宣言(憲法宣言)で定められた大統領選挙の立候補要件の緩和は立候補志望者の政党結成の意欲を高めた。第5章で論じたように、ムバーラク政権下の大統領選挙を定めた1971年共和国憲法第76条は2005年と2007年のどちらの修正条文にせよ、候補者要件が非常に厳格であり、実質的に与党・国民民主党の党首、すなわち、現職のムバーラク大統領しか出馬・当選できない規定であった(但し、一部の既存政党は条文の例外規定によって出馬することは可能であった)。それに対して、暫定憲法第27条は、上下両院の推薦人数を大幅に減らし、地方評議会議員の推薦を不要とし、党幹部の在職期間を不要とし、政党の議席占有率の要件を限りなく少なくした。大統領選挙への出馬を検討している政治家であれば、候補者の指名をめぐる党内で争うよりも独自に政党を結成し、何とか30議席の確保を目指そうと考えるかもしれない。実際、ガド党のアイマン・ヌール、カラーマ党のハムディーン・サッバーヒーに加え、IAEA元事務局長のモハメド・エルバラダイ、ムスリム同胞団の幹部を務めたアブドゥル・モネイム・アブー・フトゥーフなどは政権崩壊当初から独自の政党結成の動きを見せていた。これは「一人一党」(*al-Ahram* 3 Jun. 2011) 状態を生み出すこととなった。

第二に、政党法の修正は、政党を結成しやすくし、大統領選挙への参加の有無にかかわらず、様々な政治勢力が新たに政党を結成する意欲を高めた。第3章・第5章で論じたように、これまで政党を結成しようとする政治団体は諮問評議会管轄下の政党委員会への事前認可の申請が求められた。サーダート・ムバーラクの両政権下では同評議会議長が委員長を務め、内相や議会担当相などが委員に連ねていた。慣習上、国民民主党・幹事長が諮問評議会議長を務め、同党・副幹事長が議会担当相を務めることで、実質的に与党が新党を審査するという、いびつな制度構造が続いた。しかし、2011年3月の政党法の修正(2011年軍令第12号の発令)によって政党委員会の管轄は諮問評議会から裁判所へ移り、委員会から30日以内に何らかの返答を受けなければ自動的に政党の申請が受理されるようになった(*al-Ahram* 28 Mar.; *al-Masry al-Youm* 29 Mar. 2011; 2011年軍令第12号の全文は巻末付録を参照)。つまり、与党の厳格な事前認可制から簡潔な事後届出制へと変更されたのである。その一方、特定の宗教に基づく政党の結成は従来通り禁じられた。イスラーム主義

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

ラーム主義政党はイスラームの規範に合致した政策を求める政党、世俗政党は政治と宗教を分離した市民国家の維持を求める政党を指し、右派は経済自由化政策の推進を求める勢力、左派は民営化の是正や労働者の権利の保護を求める勢力を指す。ムバーラク大統領退陣以降の既存政党や新党の立ち位置は次のようにまとめることができる。

まず、ムバーラク政権下において世俗野党として一定の協調路線を敷いた既存政党の四党連合のうち、ワフド党は2011年2月以降にムーニール・ファクリー・アブドゥルヌール幹事長が観光相として暫定政権に参加するなど、新政権への参画に意欲を示し続けた。タガンムウ党 (*Hizb at-Tajammu' al-Waṭanī at-Taqaḍdumī al-Waḥ-dawī* / National Progressive Unionist Party) は1月25日から始まった一連の民衆運動に明確に反対したことで旧政権との関係の近さに嫌気が差した多くの党員の離党を招いた。アラブ民主ナセル主義党 (*Hizb al-'Arabī ad-Dīmuqrāṭī an-Nāṣirī* / Arab Democratic Nasserist Party) は1月25日以降の民衆運動を支持する姿勢を示し、ムバーラク大統領がナセルの当初の革命の理念を曲解していると批判していた。4月上旬には結党以来のディア・エッディーン・ダウード党首の死去に伴い、サミーフ・アシュール第一副党首がその後任に就任した (*al-Ahram* 6 Apr. 2011)。民主戦線党 (*Hizb al-Jabha al-Dīmuqrāṭīya* / Democratic Front Party) は、ムバーラク政権以来、国民民主党とムスリム同胞団以外の第三勢力の結集を標榜する傾向にあり、2011年2月以降も同胞団との協調

政党の自由公正党やヌール党は、コプト教徒を党員に加えることでこの要件に対処した。

第三に、議会選挙法の修正は小規模な政治勢力が政党として議会選挙に参加する意欲を高めた。ムバーラク政権は1990年代以降に小選挙区制を採用し、1つの選挙区で専門職枠と農民・労働者枠の2人を別々に選出することを定めていた。議席総数は2005年選挙までは選出議員444議席と任命議員10議席の計454議席であり、2010年選挙では女性への議席割り当てによって64議席を追加され、計518議席へと増加する予定であった (*al-Ahram Weekly* no.1023)。これに対して、第一暫定政権期の議会選挙法では小選挙区と比例代表制の混合性が採用された。選出議員498議席、任命議員10議席の計508議席とし、このうち、332議席は比例代表制(拘束名簿式)、166議席は小選挙区制によって選ばれりと定められた。2010年選挙で導入された女性への議席割り当てを廃止する代わりに、比例代表制の候補者名簿に少なくとも1人の女性を含めなければならないとした (*Youm7* 27 Sep.; 8 Oct. 2011)。この修正法が実際に制定されたのは10月初旬であったが、政権崩壊後の早い段階から並立制の導入に対する期待や観測が様々に報道され、後述の政策協議の場でも議題として取り上げられた。比例代表制は得票数に応じて比較的小さな政党でも議席を確保しやすい。そのため、規模の小さな政治勢力の選挙参加の意欲を高め、それに伴って様々な政党の結成が試みられるようになった。

このように、3つの政治制度の規定は、大統領選挙出馬予定者と、規模の小さな政治勢力の双方の政党結成の意欲を高め、第一暫定政権期のエジプトに多党化傾向をもたらした。

に意欲を示すワフド党とは一線を画し、同胞団から一定の距離を置いた。

次に、様々な政治勢力が新党の結成に着手した。新党は主に3つに分けられる。第一に挙げられるのは、イスラーム主義政党である。前述の自由公正党もこの有力政党の1つであるが、イスラーム主義政党は同じイスラームに依拠しながらも、決して一枚岩ではなく、コプト教徒との共存や多元主義を認める穏健派から、他の見解を認めない急進派まで様々である。このうち、穏健派として最も知られているのは、結党から15年以上経過し、前政権崩壊後に真っ先に認可されたワサト党 (*Hizb al-Wasat / Center Party*) である (*al-Masry al-Youm* 19 Feb. 2011)。同党は、ムスリムが多数を占める国家においてキリスト教徒が国家元首になることを容認する姿勢も見せていた。

この他、ムスリム同胞団の団員でありながら、政権崩壊後に自由公正党に参加せず、独自に政党を立ち上げた離反者もいた。ナフダ党 (*Hizb al-Nahdat / Renaissance Party*)、平和開発協会 (*Mujtama' a as-Salām wa al-Tanmīya / Peace and Development Society*)、指導党 (*Hizb al-Riyāda / Leadership Party*) は、団体内部の権力闘争に敗れて結成に至った新党である (*al-Masry al-Youm* 25 Jun. 2011; *al-Ahram* 1 Jul. 2011)。潮流党 (*Hizb al-Tayyār / Current Party*) は、党の方針に反して青年運動に関与し続けた若者の団員によって結成された (*al-Ahram* 22 Jun; 1 Jul. 2011)。ムスリム同胞団と自由公正党の執行部は、こうした独自政党の結成を認めず、同胞団からの除名処分を下した。同じく、同胞団の元団員のムスタファ・ナッガールはアドル党 (*Hizb al-'Adl / Justice Party*) を結成し、第6章で取り上げたエルバラダイの全国改革協会の立ち上げに深く関与した経緯から世俗・リベラル勢力との関係強化を念頭に置いた (*al-Masry al-Youm* 24 My. 2011)。

イスラーム主義者の急進派、すなわち、サラフィーも政党の結成に意欲を示した。アレクサンドリアを拠点とするヌール党 (*Hizb al-Nūr / Light Party*) は、シャリーアと矛盾しない限りにおいて民主主義を支持すると主張した。同党はコプト教徒や女性を党員に加え、民主主義や政治参加にも一定の理解を示すことによって、6月12日、ワサト党・自由公正党に次いで早々に政党委員会から認可を受けることとなった (*al-Masry al-Youm* 19 My; 12 Jun. 2011)。また、カイロを拠点にファディーラ党 (*Hizb al-Faḍīla / Virtue Party*) やアサーラ党 (*Hizb al-'Aṣāla / Authenticity Party*) が結成された (*al-Masry al-Youm* 19 My. 2011; *al-*

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

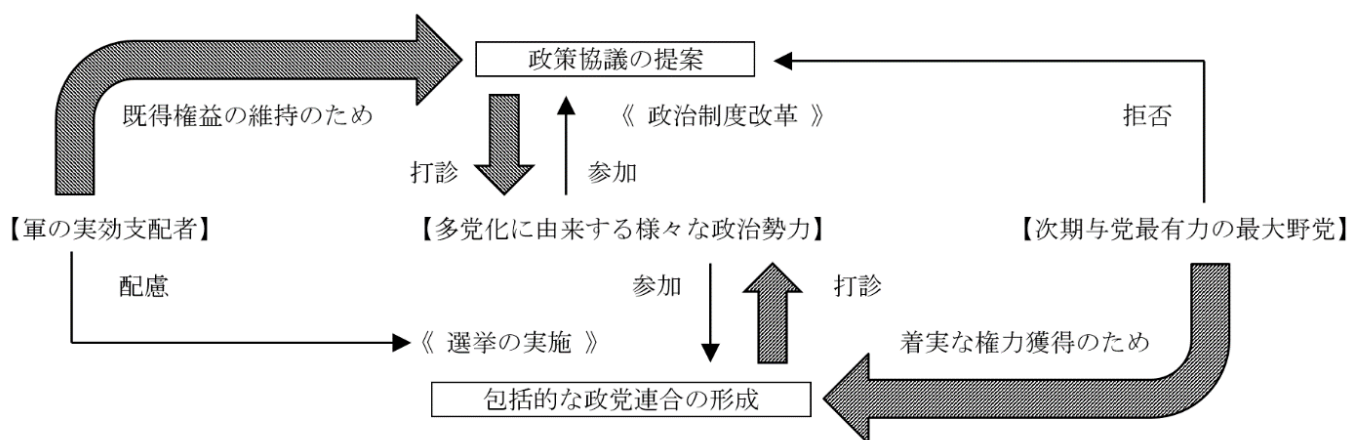
Ahram 29 Aug. 2011) のに加え、1980年代から1990年代にかけてムバーラク政権と厳しく対立した急進派のイスラーム集団も建設開発党 (*Ḥizb al-Binā' wa al-Tanmīya / Building and Development Party*) を結成し、非暴力的手段を通じたイスラーム国家の樹立を求めると主張した。当初は、政治的理由で認可されなかったが、裁判所への異議申し立てを経て、正式に政党として認められた (*al-Masry al-Youm* 23 My; 12 Jun. 2011; *al-Ahram* 10 Oct. 2011)。

第二に、小規模ながら世俗政党もいくつか結成された。まず、旧政権との関係の近さを嫌って、タガンムウ党を離党した多くの党員は社会主義人民連盟党 (*Ḥizb al-Taḥalīf al-Sha'abī al-Ishtirākī / Socialist Popular Alliance Party*) を結成した。同党は労働者の権利の擁護や民営化の弊害の是正などを求め、労働者・労働組合を中心とする左派勢力の立場を堅持した (*al-Ahram* 28 Sep. 2011)。対して、イスラーム主義勢力との対抗姿勢を強める民主戦線党とともに、財界人・知識人を中心とするリベラル勢力を代表するのが、市民的自由の擁護などを掲げるエジプト社会民主党 (*al-Ḥizb al-Miṣrī al-Dīmuqrāṭī al-Ijtimā'ī / Egyptian Social Democratic Party*) と、同党の結成に関わりながら、後に離党したアムル・ハムザーウィーを中心とするエジプト自由党 (*Ḥizb Miṣr al-Ḥurrīya / Egyptian Freedom Party*)、そして、エジプトの通信大手オラスコム・テレコムの前会長であったナギーブ・サウイリスを中心に結成された自由エジプト人党 (*Ḥizb al-Miṣrīyīn al-'Aḥrār / Free Egyptian Party*) である。同党は、民主主義、平等、女性の権利、市民の自由、司法の独立、若者の育成を基本理念に謳った (*al-Masry al-Youm* 4 Apr. 2011)。

第三に、国民民主党解党後、同党の有力幹部や大量の党員が独自の政党を結成し、「残党」との批判を受けながらも人民議会選挙までに正式に認可を得た。こうした政党の一例として、幹事長経験者のフサーム・バドラウィーの連合党 (*Ḥizb al-Ittihād / Union Party*) (*al-Masry al-Youm* 24 Aug, 19 Sep. 2011)、サーダート元大統領の甥でムバーラク政権崩壊後に最後の国民民主党党首を務めたタラアト・サーダートのエジプト国民党 (*Ḥizb Miṣr al-Qawmī / Egypt National Party*)、同じく甥のイスマト・サーダートの改革発展党 (*Ḥizb al-'Iṣlah wa al-Tanmīya / Reform and Development Party*) を挙げることができる。

もちろん、イスラーム主義・世俗主義、右派・左派という2つの象限は明確

図 7.2 暫定政権下の軍の実効支配者と最大野党の関係性



(注) 筆者作成。【】はアクター、太矢印は両陣営の選好、細矢印は各々の対応を表す。

に二分化できるものではなく、政党ごとにその主張度合いは様々である¹⁰。特に、第5章でも取り上げたように、ムバーラク政権期において、イスラーム主義と世俗主義という政治思想上の潜在的対立は、野党勢力の分割統治の格好の材料であった (cf. Shehata 2010) しかし、政権崩壊前夜、野党勢力は 2010 年人民議会選挙に対する抗議行動の共同歩調から派生し、政治政略上、反ムバーラクという立場で一致団結していた¹¹。

軍の後見政権に基づく暫定政権下の政党政治は、軍の実効支配者、最大野党、その他政治勢力の三者の相互作用によって成り立つ。その関係性をまとめたものが図 7.2 である。軍の実効支配者と最大野党は、どちらも自己の利益より広範な利益を代表しているという自制的な素振りを見せながら、自己の利益を最大化しようとする。しかし、その最大化のために両陣営が重視する制度的舞台には大きな違いがある。実効支配者は選挙の円滑な実施に配慮しつつ野党勢力との事前協議を重視する。対して、最大野党はその事前協議の申し出を拒否しつつ円滑な選挙の実施と他の野党勢力との協調を重視すると想定される。この状況では権威主義体制下のような一方的な分断や取り込みではなく、二方向的な綱引きが生じうる。他の全ての野党勢力がどちらか一方の陣営に包摂される

10 付言すれば、エジプトの世俗政党とイスラーム主義政党の違いは憲法におけるイスラーム法の位置付け (第 2 条) に象徴的に表れる。前者が従来通り「主要」な法源として捉える一方、後者は急進的な勢力ほど「唯一」の法源としての地位を求める傾向にある。

11 体制変動前夜の状況は第 6 章補論を参照。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

ことは考えにくく、政治的争点をめぐっておのずから分極化が生じやすい。この分極化の軸になるのが憲法起草について政党間に潜在していた政策的立場の違いである。次節では、この枠組みを第一暫定政権期のエジプトに援用し、一連の政策協議の過程で政党間の立場の違いが徐々に顕在化していくことを論証する。

3. 事例研究：

エジプト第一暫定政権期（2011～2012年）

（1）政策協議の提案と政党間の立ち位置の違いの顕在化（2011年3月～8月）

軍が政策協議への積極姿勢を示し始めたのは政権崩壊1ヶ月半後のことであった。2011年3月30日、軍最高評議会は「各党、有識者、政権の意思疎通の促進と見解表明の場の提供」を目的に協議を打診した。すなわち、「国民対話」（*al-Hiwār al-Waṭanī / national dialogue*）である。ヤヒヤ・ガマル副首相を座長とした初会合には、シャラフ首相を始めとする政府関係者、各党代表者、ムスリム同胞団幹部、政治学者や作家などの有識者、コプト教会の代表者、当時のアラブ連盟事務局長のアムル・ムーサ、最高司法裁判所次席裁判官のヒシャーム・バスタウィーシー、通信大手オラスコム・テレコムの会長で自由エジプト人を結成するナギーブ・サウィリス、解党前の国民民主党幹事長で後に連合党を結成するフサーム・バドラウィーなど、総勢160人以上が一堂に会した（*al-Masry al-Youm* 30 Mar. 2011）。

「国民対話」初会合の場では多種多様な見解が表明された。同胞団幹部は、旧政権の清算の必要性を主張し、ムーサは新たな時代の議会政治には有力な政党が必要であると論じ、サウィリスは憲法起草委員会の設置を求め、バドラウィーは「国民対話」の協議を新憲法の起草に活かすべきと述べ、バスタウィーシーは独立した労働組合の必要性を説いた。その一方、既存政党（ワフド党・タガムウ党・ナセル主義党・ガド党）は協議開催の唐突さを理由に出席を辞

退し、IAEA 元事務局長で国民改革協会会長 (*al-Jama'īyat al-Waṭaniyyat li-l-Taghyīr* / National Association for Change, NAC) のモハメド・エルバラダイは若者の代表者が招待されていないことに抗議して出席しなかった (*al-Masry al-Youm* 30 Mar; *al-Ahram* 31 Mar; 1 Apr. 2011)。これに対して、最大野党の同胞団は会合に出席し、政権側との協調に前向きな姿勢を見せたが、その議題の不明確さを「非建設的で無計画」と批判した (*al-Masry al-Youm* 4 Apr. 2011)。当初、安易な政策協議の打診は、野党勢力との協調を醸成するどころか疑念を強める結果を招いたのである。

政権側はこの不手際に即応し、座長をアブドゥルアジーズ・ヒガージー元首相に代えて仕切り直しを図った (*al-Ahram* 3 Apr. 2011)。当時、問題とされたのは、①議題の曖昧さ、②実際の政策立案に加われないこと、③旧与党関係者が参加していたこと、であった。そのため、ガマル副首相は、既存政党が具体的な政策協議であれば会合への出席に前向きであったこと (*al-Masry al-Youm* 18, 20 Apr. 2011) を踏まえて、政治的権利法、大統領選挙法、議会選挙法など、重要法案の修正を「国民対話」の場で行なうことを示唆した (*al-Ahram* 27 Apr. 2011)。人民議会が停止されている状況において、政権側は政治制度改革への柔軟姿勢を示し、「国民対話」を議会審議の代用として活用することを模索し始めたのである。

5月6日、「国民対話」は、民主主義、経済発展、社会開発、宗教間対話、外交という5つの議題ごとに部会を設置し、大々的に再始動した¹²。イスラーム主義政党のワサト党が協議の続行より議会選挙への道筋を付けるべきとして出席を辞退した一方、ムバーラク政権期に四党連合を形成していたワフド党、タガンムウ党、ナセル主義党、民主戦線党は軒並み出席を決定した (*al-Masry al-Youm* 6 My. 2011)。

「国民対話」は5月22日から25日までの4日間に各県で開催された (*al-Ahram* 22 My; *al-Masry al-Youm* 22 My. 2011)。カイロ県で開催された集中協議には同胞団や若者の団体も出席し、司法制度改革や民間企業の活用などが提案さ

¹² ヒガージー元首相は、「国民対話」の議題を設定するにあたって、新憲法の起草の取りまとめ役として前座長のガマル副首相を処遇することを望むとシャラフ首相に伝えた (*al-Masry al-Youm* 5 My. 2011)。この提案は「国民合意」の会合が設置される布石となった。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

れた (*al-Masry al-Youm* 24 My. 2011)。同胞団は、軍主導であっても個別の政策協議であれば、他の政党と同様、前向きな姿勢を見せたのである。しかし、協議が進み、両院議会選挙の実施後の憲法起草を定めた暫定憲法の規定(第60条)に反して、両院議会選挙の延期と選挙実施前の新憲法の起草を求める声が大きくなり始めると、途端に同胞団は他の県の会合への出席を控えるようになった (*al-Masry al-Youm* 24 My. 2011)。「国民対話」の場では、既存政党など、動員力に劣る政治勢力が新憲法によって立法府・執政府の権限を定めてから両院議会選挙の実施を求める傾向にあった一方、ムスリム同胞団など、動員力に勝るイスラーム主義勢力は両院議会選挙で議席を確保した後に新憲法の起草を求める傾向にあった。これ以降、新憲法を両院議会選挙前に起草するか、後に起草するかという争点が政治問題として表面化し始めた。

「国民対話」自体が5月末の集中協議を目途に下火になると、選挙制度などの修正協議の主戦場は「国民合意」(*al-Wifāq al-Waṭanī* / national agreement)へと移った。「国民合意」は、新憲法の基本原則の協議・答申を目的に5月21日に設置された協議の場である (*al-Masry al-Youm* 20 My. 2011)。この会合は「国民和解」(*Maṣāliḥa al-Waṭanīya* / national reconciliation)として4月中旬にすでに構想され、多くの政治勢力は当時から両院議会選挙後のイスラーム主義勢力の伸張を懸念し、新憲法を議題とした会合の設置を好意的に受け止めていた (*al-Masry al-Youm* 11 Apr. 2011)。開催前日の5月20日、再び座長に就任したガマル副首相は「国民合意」を「エジプトの憲法の遺産に関する構想を予備的に示し、新憲法の基本原則の輪郭を描き出す場」と位置付け、「制憲議会の審議への貢献を目指す」と強調した。これに対して、同胞団は「憲法の基本原則は議会選挙後に開催される制憲議会で策定すれば良い」と主張し、会合への出席を辞退した (*al-Masry al-Youm* 20 My. 2011)。「国民対話」の終盤と同じく、この同胞団の振る舞いは、両院議会選挙の延期と選挙実施前の新憲法の起草に対する反発の表れであった。

「国民合意」初会合に出席したのは、首相や軍高官を含む政府関係者、憲法学の有識者、ワフド党・タガンムウ党・ナセル主義党、ムーサなどの有力政治家、さらには一部の同胞団員(個人資格)であった (*al-Masry al-Youm* 22 My. 2011)。会合は軍が政治制度改革に関する様々な軍令案を諮問し、出席者がその

軍令案への修正内容を答申するという形で進行した。とりわけ、文民に対する軍事裁判の廃止、議会選挙制度の変更、最高選挙委員会の構成、地方評議会の位置付け、大統領選挙の選挙運動資金、旧与党関係者の公職追放などが協議された¹³。こうした政治制度改革への積極姿勢は軍の自制的・中立的な態度を示すものと言えるだろう。

しかし、会合の終盤、イスラーム主義勢力の伸張への懸念を引き合いに出して軍の権限維持を試みる勧告も下されるようになった。6月19日、「エジプトの世俗的特徴の保護」という軍の役割を新憲法に明記することが勧告された。この規定は暫定政権後の新政権が軍最高評議会にとって不都合であれば体制護持を理由にいつでも政治介入できることを意味した。例えば、メルヴァ・テラウィー元社会問題相は「この規定があれば一部の勢力が議会選挙で勝利してもエジプトを神権国家に変えてしまうことを阻止できる」と、この勧告を支持した (*al-Ahram* 19 Jun; *al-Masry al-Youm* 19 Jun. 2011)。最終的に、6月21日、「国民合意」は両院選と大統領選挙の実施前に新憲法を起草することを旨とする報告書を軍最高評議会に答申 (*al-Masry al-Youm* 21 Jun. 2011)¹⁴し、それを受けて軍最高評議会は人民議会選挙の実施前に新憲法の基本原則を発表することを決定した (*al-Ahram* 11 Jul. 2011)¹⁵。

このように、「国民対話」と「国民合意」の一連の協議は、軍の役割を定めた新憲法の方針を盛り込もうとする実効支配者としての軍最高評議会、そうした

¹³ まず、議会選挙法の修正案に関して、5月29日、軍最高評議会は、①小選挙区比例代表並立制の導入、②2010年人民議会選挙で導入された女性への議席割り当ての廃止、③農民・労働者の代表が議席の半数を占めるという従来の規定の維持、を提案した。これに対して、6月3日、「国民合意」は③の規定の廃止を求めたのに加え、大統領の人民議会議員の任命権の剥奪と大統領選挙・両院議会選挙・地方評議会選挙を管轄する裁判官主体の最高選挙委員会の設置を勧告した (*al-Ahram* 5 Jun. 2011)。さらに、「国民合意」は、6月4日、汚職の温床であるとして地方評議会の即時解散を勧告し、6月7日、旧与党関係者の政治参加に関して、①国民民主党関係者の5年間の政治的権利の剥奪（政党の結成、両院議会・労働組合・地方評議会への立候補を禁じる）、②「過去の不正選挙で当選した者」の5年間の政治的権利の剥奪、③旧政権に加担した国営メディアの幹部の役職追放、を勧告する。また、6月12日、大統領選挙の選挙運動資金に関して、①中央会計検査院が大統領選挙の立候補者全員の運動資金を監査すること、②大統領選挙の運動資金の上限を1500万エジプト・ポンドとすること（決選投票の場合は500万エジプト・ポンド）を勧告した (*al-Masry al-Youm* 5, 7, 12 Jun. 2011)。

¹⁴ 新憲法の起草に関する「国民合意」の報告書全文は、*Youm* 7 (26 Jun. 2011) (<http://www.youm7.com/News.asp?NewsID=442541>) (2011年12月10日最終閲覧) を参照。

¹⁵ とはいえ、その決定の翌日、「国民合意」座長のガマル副首相は、協議を一方的に進めたことを批判され、副首相の座を辞任するに至った (*al-Ahram* 12 Jul. 2011)。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

大卒の政策協議に難色を示す最大野党としてのムスリム同胞団、あらゆる政策協議に積極的に応じるその他政治勢力という、三者三様の立ち位置の違いを浮き彫りにした。これは「選挙第一か、憲法第一か」、すなわち、両院議会選挙の実施と新憲法の起草のどちらを先に実施すべきなのかという論争を野党勢力間に助長することとなった。

軍の政策協議への積極姿勢と同時進行するように、最大野党のムスリム同胞団は野党間の協調に意欲を見せていた。3月中旬、ワフド党・ナセル主義党・カラーマ党 (*Hizb al-Karāma / Dignity Party*) の各党とともに人民議会選挙における統一名簿の作成で原則合意し、権力移行、緊急事態法の廃止、政治犯の釈放、大統領の権限縮小などに関する政党間委員会を設置した (*al-Masry al-Youm* 16 Mar. 2011)。4月半ば、同胞団は、人民議会選挙において過半数の候補者を擁立しないことと大統領選挙に独自候補を擁立しないことを明言し、他党との選挙協力の地ならしを始めた (*al-Masry al-Youm* 23 Apr. 2011)。このような自制的な態度は、政権獲得が現実味を帯び始めた状況においてできる限り円滑に権力を確保したいという意欲の表れであった。

政党間協調の試みは自由公正党結成後の6月以降に急速に進む。6月10日、自由公正党は党大会において「政治的原則が一致すれば社会主義政党ともリベラル政党とも連合を組む意欲がある」と包括的な政党連合の形成を呼びかけ、その翌日、ワフド党と人民議会選挙の統一名簿の作成で合意したことを発表した。加えて、6月12日、両党は「国民合意」で提示された軍の議会選挙法の提案を批判する共同声明を発表し、暫定政権への反発という点での共同歩調を印象付けた (*al-Masry al-Youm* 11, 13 Jun. 2011)¹⁶。この声明には、ワサト党、アドル党、民主戦線党、自由エジプト人党、社会民主党、エジプト自由党など、イスラーム主義勢力とリベラル勢力がともに署名に集った。

さらに6月14日、二党連合に留まらない包括的な政党連合の結成が発表される。すなわち、エジプト民主同盟 (*al-Taḥalif al-Dīmuqrāṭī min 'Ajl Miṣri / Democratic Alliance for Egypt*) の結成である。結成当初の加盟政党に名を連ねたのは、自由公正党、ワフド党、タガムウ党、ナセル主義党、ガド党、ワサト党、

¹⁶ とりわけ、この声明は、議会選挙の制度変更に関する軍の提案について、比例代表制に全面的に切り替えず小選挙区制が残されていたことを批判した。

アドル党、労働党 (*Hizb al-'Amal / Labor Party*)、ヌール党、カラーマ党、アラブ統一党 (*Hizb al-Tawhīd al-'Arabī / Arab Unification Party*)、エジプト自由党の13政党であった (*al-Ahram* 15 Jun. 2011)。同胞団はこの組織を「全ての政治勢力が議会に参加して挙国一致政権を樹立するため」の枠組みとして位置付け、両院議会選挙を着実に実施して制憲議会発足の道筋を付けることが必要であると強調した (*ikhwanonline* 19 Jun. 2011)¹⁷。エジプト民主同盟の加盟各党は、現実路線として現時点での軍最高評議会の統治を認めつつも、同連合主導の連立政権の樹立を軍に求めた (*Youm7* 14 Jul. 2011)。当時、野党勢力は、軍最高評議会に対抗して大同団結していくかのように思われたのである。

しかし、「国民対話」と「国民合意」の協議を経て、議会選挙の時期や憲法の基本原則の策定が争点化していくにつれて、エジプト民主同盟（特に自由公正党）と世俗政党の立場の違いが表面化していく。5月中旬の時点でイスラーム法を（唯一の法源ではなく）主要な法源と定めた1971年共和国憲法第2条の堅持や両院議会選挙の延期を主張 (*al-Ahram* 15 My. 2011) していた社会民主党、自由エジプト人党、民主戦線党は、7月に入って「国民合意」の勧告に即して憲法の基本原則案を提案した。この動きに自由公正党は「憲法の基本原則を捏造して国民の意思と制憲議会の機能を制限してしまうことは許されない」 (*al-Masry al-Youm* 21 Jul. 2011) と反発し、両者の立ち位置の違いを決定的に露呈した。例えば、8月1日、エジプト自由党、社会民主党、民主戦線党は各党間の協調路線を確認し、エジプト自由党のハムザーウィー党首は「憲法の基本原則が求められるのは、イスラーム主義者が選挙で勝利した後に宗教国家を作り上げることを阻止するためである」と主張した (*al-Masry al-Youm* 1 Aug. 2011)。加えて、タガンムウ党は、エジプト民主同盟がイスラーム主義勢力の行動に対して宥和的であることに反発し、同連合を離脱し、イスラーム主義勢力を除外した政党連合の結成に意欲を示すようになった (*al-Masry al-Youm* 7 Aug; *Youm7* 7, 8 Aug. 2011)。

17 特に、エジプト民主同盟が掲げたのが以下の6つの目標であった (*al-Ahram* 15 Jun. 2011)。
①政党連合の行動規範としてのマニフェストの策定、②統一議会選挙法の制定、③両院議会選挙での協調、④両院議会の選出とその後の新憲法の起草、⑤法の支配が浸透した平等な文民国家の樹立、⑥エジプトの民主主義の促進と、自由・公正・民主主義・平等という1月25日革命の目標の成就。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

8月15日、こうした状況において世俗政党がエジプト民主同盟とは別の政党連合として結成したのが、エジプト・ブロック (*al-Kutla al-Miṣrīya / Egyptian Bloc*) である。結成当初の加盟政党に名を連ねたのは、社会民主党、自由エジプト人党、民主戦線党、社会主義人民連盟党、エジプト自由党、ワフド党 (の一部党员) など14の政党であった。同連合は、「科学を重視する近代的な世俗国家の創出」や「あらゆる社会勢力を代表した民主主義」を目標に掲げ、「同じ価値観を共有するならばイスラーム主義政党の参加も歓迎する」と強調した (*al-Masry al-Youm* 15 Aug; *al-Ahram* 15 Aug. 2011)。しかし、実際には憲法の基本原則の是非をめぐる対立し、エジプト民主同盟が基本原則を「権力の源泉としての国民の意思を制御する手段である」(*al-Ahram* 15 Aug; *al-Masry al-Youm* 17 Aug. 2011) と批判したのに対して、エジプト・ブロックは「エジプト国民が新憲法で真の意思を表明することを保証する唯一の手段である」(*al-Masry al-Youm* 16 Aug. 2011) と真っ向から反発し、暫定政権との協議に一貫して前向きな姿勢を見せた。このように、憲法起草をめぐる政策的立場の違いは、別々の政党連合の結成という形で顕在化するに至ったのである。

(2) 憲法の基本原則の提案と政党間対立の激化 (2011年9月～11月)

野党勢力は大枠の憲法起草では確執が生じたが、個別の制度設計と人民議会選挙への対応ではまた別の姿勢を見せた。9月下旬、軍最高評議会は小選挙区比例代表並立制のうち小選挙区の出馬要件を無所属候補に限定するという修正案 (議会選挙法修正第5条) を発表した (*al-Masry al-Youm* 24 Sep; *Youm7* 27 Sep. 2011)。これに対して、エジプト民主同盟とエジプト・ブロックは一斉に反発し、各党の議席獲得の抑制や旧与党の復権を招くとして、ともに人民議会選挙のボイコットを示唆した (*al-Masry al-Youm* 29 Sep. 2011)。野党勢力は大枠の問題で対立していても、自らにとって有利に働く制度設計については利害が一致していたのである。

こうした反発を受けて、10月1日、軍最高評議会のサーミー・アナンは野党勢力に対して政治制度の規定と移行過程の行程表に関する包括的な協議を打診した。協議の場に参加したのは、自由公正党、ワフド党、ナセル主義党、民主

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

戦線党、ヌール党、カラーマ党、社会民主党、自由エジプト人党、アドル党、改革発展党などであった (*Youm7* 1 Oct. 2011)。協議の末、軍と各党は以下の 8 つの条項で合意し、署名に至った (10 月合意)¹⁸。

- ①人民議会は 2012 年 1 月第 2 週に開会し、諮問評議会は 2012 年 3 月 23 日に開会する。人民議会と諮問評議会は 3 月最終週か 4 月第 1 週に両院協議会を開催し、同協議会において制憲議会議員を各党の承認を得て選ぶ。大統領選挙の候補者指名はその翌日に開始する。
- ②小選挙区における公認候補の擁立を求める各党の見解に合致するような形で議会選挙法第 5 条を修正することで合意する。
- ③一部犯罪を例外とした緊急事態法の撤廃と国民民主党の旧党員の政治的権利の剥奪を検討する。
- ④軍法で規定された犯罪に抵触しない限りにおいて文民は軍事裁判所の対象にはならない。
- ⑤政治的権利法で定められた選挙関連の犯罪の罰則を強化する法案を起草する。
- ⑥各党は安全保障上の対策で協力し、汚職を招きかねないあらゆる勢力に抵抗する。
- ⑦国内外の NGO が最高選挙委員会の規則に基づいて選挙監視を実施することを歓迎する。
- ⑧同会合に出席した各党代表者は、この国の憲法を起草するために制憲議会議員を選ぶことで合意する。

この合意を受けて、暫定政権は議会選挙法修正第 5 条の削除を発表した (*al-Masry al-Youm* 5 Oct. 2011)。とはいえ、自由公正党は、10 月合意への署名は憲法の基本原則の策定への同意ではないと強調 (*al-Masry al-Youm* 2 Oct. 2011) し、政策協議への消極姿勢を改めて窺わせた。

選挙制度の詳細が決まり、人民議会選挙の候補者登録の期日が近づき始めると、これまで 2 つに分かれていた政党連合にさらなる分裂の兆しが見え始める。その発端は、ヌール党が「小規模な世俗政党に過大に候補者が割り当てられて

¹⁸ 合意の全文は、*Youm7* (1 Oct. 2011) (<http://english.youm7.com//News.asp?NewsID=346002>) (2011 年 11 月 21 日最終閲覧) を参照。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

いる」としてエジプト民主同盟を離脱したことである（*Youm* 7 3 Sep. 2011）。10月合意以降、エジプト民主同盟内の候補者調整はさらに離脱の動きを助長した¹⁹。ワフド党は期待（自由公正党と同等の候補者数）より少ない人数しか割り当てられなかったことに反発して離脱（*al-Ahram* 1, 2 Oct; *al-Masry al-Youm* 1, 2 Oct. 2011）し、イスラーム主義勢力のファディーラ党、アサーラ党、建設開発党はヌール道と同様の理由で離脱し、四党で新たにイスラーム主義ブロック（*al-Kutla al-'Islāmīya* / Islamist Bloc）を結成した（*al-Masry al-Youm* 15 Oct; *al-Ahram* 19 Oct. 2011）。しかし、多くの政党はエジプト民主同盟に留まった。カラーマ党とガド党はその一例である。これらの政党はワフド党ほど政党の規模は大きくなく、ヌール党ほど急進的ではなかった。そのため、単独で参加するより離脱しないほうが議席獲得に有利に働くと戦略的に考えて自由公正党主導の政党連合に残ったのである。

その一方、エジプト・ブロックでは旧与党との関係の近さが問題視され、エジプト自由党、社会主義人民連盟党、潮流党などが離脱（*Youm* 7 13 Oct; *al-Ahram* 15 Oct; *al-Masry al-Youm* 17 Oct 2011）し、新たに革命継続同盟（*Taḥalif al-Thawra Mustamirra* / Revolution Continues Alliance）を結成した（*al-Ahram* 23 Oct; *al-Masry al-Youm* 25 Oct. 2011）²⁰。このように、自由公正党はその政党結成前からできる限り他党との協調路線を敷くことを試みたが、憲法起草への立ち位置の違いという遠因と人民議会選挙での公認候補争いという近因によって、結局は4つの政党連合が乱立することとなった（各党・各連合の変遷は巻末付録・図A.3を参照）。

これに対して、軍最高評議会が候補者登録を順調に終えて人民議会選挙の円滑な実施を印象付けた一方、既得権益の維持に対する意欲の高さは変わらなかった。11月1日、アリー・セルミー副首相が提示した憲法の基本原則案と制憲議会の議員構成案の2つの書簡が野党勢力に再び論争を招くこととなった。いわゆる、セルミー書簡である。セルミー副首相は野党各党を含むおよそ500人

¹⁹ 当時、エジプト民主同盟の候補者名簿のうち、45%を自由公正党、25%をワフド党・ガド党・ナセル主義党・カラーマ党、残りの30%を残りの25党に割り振ると発表されていた（*al-Masry al-Youm* 5, 9 Oct. 2011）

²⁰ 加えて、アドル党とワサト党は、第三の道（Third Way）という政党連合の結成を試みたが、期限内に候補者を調整できず、結局は不調に終わった（*al-Masry al-Youm* 25 Oct. 2011）。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

に対してこの書簡に関する協議を呼びかけた。自由公正党は、「国民の意思を侵害するものである」と、これまでと同じく憲法の基本原則に関する協議に応じない姿勢を強調し、早々と出席を辞退（*al-Ahram* 1 Nov. 2011）し、ヌール党などのイスラーム主義ブロック加盟各党もこの動きに同調した（*Youm7* 1 Nov. 2011）。これに対して、副首相は協議の席上、「書簡の内容には拘束力があり、異議のある者はその責任を負わなければならない」と、協議を欠席した自由公正党を牽制した（*al-Masry al-Youm* 1 Nov. 2011）。

まず、全22条の基本原則案（第1条から第10条は基本原則、第11条から第22条は公的権利）のうち、特に物議を醸したのは軍の役割を定めた第9条であった²¹。同条は予算編成と法案作成に対する「軍の拒否権」を以下のように定めていた。

国家のみが軍隊を保持し、軍隊は人民に属する。軍隊の職務は、祖国の防衛、領土と安全の維持、国民の一体性の保持、および憲法の正統性の保護である。いかなる組織、集団、政党も軍隊や準軍隊を保持できない。軍隊の職務と昇進の条件は法律によって定める。軍最高評議会のみが軍隊に関する全ての事項の運営と軍事予算の審議に責任を負う。軍事予算は国家予算の項目の1つとして位置付けられる。また、軍隊に関するいかなる法律もその公布前に軍最高評議会の同意を得なければならない。大統領は軍の最高司令官であり、国防相は軍司令官である。共和国大統領は軍最高評議会と人民議会の承認を受けて宣戦を布告する。

加えて、制憲議会の議員構成案は、暫定憲法で定められていなかった100人の議員の内訳について80人を軍最高評議会が有識者から選び、20人を人民議会から各党の議席数に応じて選ぶと定めた（*al-Ahram* 3 Nov. 2011）²²。このセルミー書簡の内容を踏まえると、軍最高評議会は、基本原則案によって新憲法起草前の権限維持を狙い、制憲議会の議員構成案によって新憲法起草時の権限維

²¹ セルミー書簡として公表された憲法の基本原則案の全文は巻末付録を参照。

²² 80人の内訳（35歳以下の人物5人を含む）は以下の通り。裁判官15人、大学教授15人（憲法学者5人を含む）、団体関係者15人（労働組合5人、農業組合5人、市民団体5人）、商工会議所、工業連合会、財界団体、国家人権評議会、軍隊、警察、スポーツ団体、学生組合、アズハル、コプト教会の各1人、公職者10人、政党代表者5人、女性10人。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

持を狙うという二段構えで野党勢力に協議を持ち掛けたことになる。どちらの書簡も軍が特定の政党（すなわち、最大野党としての自由公正党）の利益ではなくエジプト社会の幅広い利益を代表しているように見せかけていることが要点である。

これに対して、自由公正党は、憲法起草過程への介入は認められないと改めて批判し、ヌール党は「市民国家」（第1条）という文言に拒否反応を示した（*al-Ahram* 2, 3 Nov; *al-Masry al-Youm* 3 2011）。加えて、エジプト民主同盟とイスラーム主義ブロックは基本原則案が撤回されなければデモを行なうと主張した（*al-Ahram* 5 Nov. 2011）。一方、世俗政党は書簡の大部分に賛意を示しつつ、軍事予算に関する第9条には説明が必要であると述べるに留めた（*al-Ahram* 2, 3 Nov; *al-Masry al-Youm* 3 2011）。中でも、タガンムウ党は「基本原則への反発は平等と法の支配を保障する民主主義憲法への反発であり、基本原則の放棄はエジプトの宗教国家化を招く」とさえ主張した（*Youm* 7 15 Nov. 2011）。

こうした状況を踏まえ、11月15日、暫定政権は基本原則の修正を野党勢力に打診し、第9条の「軍の拒否権」を「軍の協議権」へ、軍事予算を「兵役に関する予算」へと変更するという玉虫色の決着を図った（*al-Ahram* 19 Nov. 2011）。しかし、それでも軍の既得権益の維持を色濃く滲ませたため、11月18日に大規模な抗議デモを誘発した。11月21日、シャラフ政権はその責任を負って退陣を余儀なくされ、25日にガンズーリー元首相が新首相に任命された。結局、憲法の基本原則案の策定をめぐる軍の試みはうやむやとなり、11月28日の人民議会選挙の投票日を迎えることとなった。

(3) 政策的立場の分極化と制憲議会の頓挫（2011年12月～2012年4月）

人民議会選挙は2011年11月から2012年1月にかけて3回に分けて実施された²³。1ヶ月半に及ぶ選挙戦を経て明らかになったのは、自由公正党（エジブ

²³ 第1回投票（2011年11月28日）が実施されたのは、アシュート、アレクサンドリア、カイロ、カフル・エル・シェイフ、紅海、ダミエッタ、ファイユーム、ポートサイド、ルクソールの各県、第2回投票（2011年12月14日）が実施されたのは、アスワン、イスマイリーヤ、ギザ、シャルキーヤ、スエズ、ソハーグ、ベヘイラ、ベニ・スエフ、メヌフイーヤの各県、第3回投票（2012年1月11日）が実施されたのは、カリュビーヤ、ガルビーヤ、北シナイ、ケナ、新河谷、ダカハリヤ、マルサ・マトルーフ、ミニヤ、南シナ

ト民主同盟)の圧倒的な動員力、ヌール党(イスラーム主義ブロック)の躍進、世俗右派(エジプト・ブロック)と世俗左派(革命継続同盟)の低調ぶりであった(人民議会選挙の結果は表7.1を参照)²⁴。特に、自由公正党は、人民議会で相対多数の議席(508議席中213議席)を獲得したことで従来の動員力に基づく非制度的な影響力を院内第一党という制度的な権力へと変換することが可能になった。これによって、同党は、従来の政策協議への消極姿勢に留まらず、軍への対抗姿勢を鮮明にし始めた。そうした姿勢は軍が人民議会開会前の政策協議の最後の一手として提案した「顧問会議」への対応に表れた。軍最高評議会が「移行期の政権を補佐するため」として同会議の構想を明かしたのはガンズリー政権発足直前のことであった(*al-Masry al-Youm* 27 Nov. 2011)。

当初、自由公正党は、暴動対応のためワフド党、社会民主党、ワサト党などとともに同会議の設置に協力し、軍令に基づく正式発足を容認した(*Youm7* 30 Nov; *al-Ahram* 1 Dec; *al-Masry al-Youm* 8 Dec. 2011)。しかし、軍高官が人民議会選挙の第一回投票結果を指して「エジプト国民の総意を反映していない」と発言したことに不快感を示し、委員への就任を固辞するに至った(*al-Ahram* 9 Dec. 2011)。「顧問会議」は「国民合意」のように軍事裁判の撤廃や大統領選挙の候補者要件など、政治制度改革に関する提言を暫定政権に答申するという形式を採用した(*al-Masry al-Youm* 14, 28 Dec. 2011)。人民議会での躍進が確実視されていた自由公正党はこのような一方的な提言を牽制し、「顧問会議の役割は最高軍事評議会の補佐であって議会の代用ではない」と批判した(*ikhwanweb* 9 Jan. 2012)。とりわけ、憲法起草と大統領選挙の順序をめぐる政党間の立ち位置は対照的であった。「顧問会議」の委員を務めた社会民主党や民主戦線党が、憲法起草を先に進め、制憲議会の人選について政党間の意思疎通を円滑にするために再び「国民対話」の設置を提案したのに対して、自由公正党はあくまでも大統領選挙の準備を着実に進めることを求めた(*al-Masry al-Youm* 9, 11 Jan; *al-Ahram* 11 Jan. 2012)。この立場の違いは「選挙第一か、憲法第一か」という、前年7月

イの各県である。

²⁴ 人民議会選挙において議席を獲得できなかった以下の各党は表7.1から省略した(民主戦線党、自由社会立憲党、現代エジプト党、アラブ公正平等党、覚醒党、エジプト革命党、エジプトの革命党、人権党、社会平和党、エジプト公正党、エジプト解放党、エジプトの声、エジプト公正開発党)。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

表 7.1 第一暫定政権期の両院議会選挙と両院議長・副議長

政党	人民議会		諮問評議会	
	議席数	議席占有率 (%)	議席数	議席占有率 (%)
エジプト民主同盟	235	46.26	105	38.89
自由公正党	213	41.93		
カラマ党	6	1.18		
ガド党	2	0.39		
文明党	2	0.39		
復興党	1	0.20		
労働党	1	0.20		
エジプト・アラブ社会主義党	1	0.20		
無所属	9	1.77		
イスラーム主義ブロック	123	24.21	45	16.67
ヌール党	107	21.06		
建設開発党	13	2.56		
アサーラ党	3	0.59		
ワフド党	38	7.48	14	5.19
エジプト・ブロック	35	6.89	8	2.96
社会民主党	16	3.15		
自由エジプト人党	15	2.95		
タガンムウ党	4	0.79		
ワサト党	10	1.97		
改革発展党	9	1.77		
革命継続同盟	9	1.77		
社会主義人民連盟党	7	1.38		
エジプト自由党	1	0.20		
平等開発党	1	0.20		
エジプト国民党	5	0.98		
自由党	4	0.79	3	1.11
エジプト市民党	4	0.79		
連合党	2	0.39		
アドル党	1	0.20		
保守党	1	0.20		
民主平和党	1	0.20	1	0.37
アラブ・エジプト連合党	1	0.20		
無所属	20	3.94	4	1.48
任命枠	10	1.97	90	33.33
議席総数	508	100	270	100
議長	サアド・カタートニー		アフマド・ファフミー	
	自由公正党		自由公正党	

(注) 主に *al-Ahram*, *al-Masry al-Youm* の報道に基づいて筆者作成。

の論争を彷彿とさせた²⁵。

とはいえ、「顧問会議」は1月22日の人民議会の開会とともに急速に下火となった。自由公正党は院内第一党としての議席占有率の高さを背景にサアド・カタートニー幹事長を人民議会議長に選出し、19の常設委員会のうち10以上の委員長職を獲得した (*al-Ahram* 23, 31 Jan. 2012)²⁶。さらに1月末から2月中旬に実施された諮問評議会選挙では、リベラル政党がボイコットを表明していたこと (*al-Masry al-Youm* 9 Jan. 2012) も相俟って、自由公正党が180の選出議席のうち105議席(59%)を獲得し、下院と同じく、同党所属のアフマド・ファフミー議員を議長に選出した (*al-Ahram* 28 Feb. 2012) (諮問評議会選挙の結果は表7.1を参照)。

このように上下両院で権力の足場を確保した自由公正党は軍への対抗意識をさらに強めた。そのきっかけは諮問評議会選挙と同時期の2月1日にポートサイドのサッカー場で起こった暴動である。自由公正党を始めとした各党の下院議員は、暴動を抑止できなかつたとして警察を管轄する内務省や暫定政権の対応の不備の責任を問い、不信任決議の動議を検討した (*al-Ahram* 2, 4 Feb. 2012)。それに伴い、真相究明委員会を人民議会に設置し、内相の証人喚問を試みた (*al-Masry al-Youm* 12 Feb; *al-Ahram* 12, 14 Feb. 2012)。社会民主党など、議会選挙や憲法起草で自由公正党と対立してきた政党も暫定政権への追及では共同歩調を敷いたのである。

とりわけ、自由公正党は、この大同団結の機運を利用し、暫定政権の総辞職

²⁵ 実際、人民議会開会前の2012年1月、憲法草案に関する具体的な提案も見られるようになった。軍最高評議会のアズハルが1月10日に発表した「基本的自由に関する書簡」を新憲法の基本的枠組みとして参照することを提案した (*al-Masry al-Youm* 10 Jan. 2012)。同書簡では、信教の自由、言論と表現の自由、科学研究の自由、文芸と芸術活動の自由という4つの自由が謳われた。全文は、<http://www.onislam.net/english/shariah/contemporary-issues/islamic-themes/455396-al-azhar-basic-freedoms-document.html> (2012年3月9日最終閲覧) を参照。

また、自由公正党もエジプト民主同盟加盟各党と協議を進め、大統領と首相の権限を分割した半大統領制の採用などを検討していた。中でも、軍関係予算、兵器購入や訓練に関する技術的情報、軍の文民統制が重要な検討課題に挙げられていることを明かし、その具体的内容に関して「軍最高評議会と合意に達する必要はない」との認識を示していた (*al-Masry al-Youm* 21 Jan. 2012)。

²⁶ 自由公正党が委員長職を獲得したのは、外交、国防、予算・計画、経済、宗務、厚生・環境、雇用、運輸・交通、地方自治・公共企業、青年、住宅・公共施設の各委員会である。当初、第一党の自由公正党と第二党のヌール党は15の委員会で委員長職を分け合うことで合意していたが、他党の反発を受けてリベラル政党や左派政党に副委員長職を分配することを取り決めた。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

と野党勢力の挙国一致政権の樹立を求めるようになった (*al-Masry al-Youm* 10, 12, 13 Feb. 2012)。暫定憲法は立法府による内閣不信任決議の効力を定めていなかったため、同党は実際に可決するのではなく動議の提案を背景に軍最高評議会に圧力を加え、暫定政権の刷新と制憲の禪譲を求める戦略を取った。これに対して、軍最高評議会は、自由公正党に組閣を要請するつもりはなく、あくまで大統領選挙後の民政移管まで暫定政権を継続すると明言した (*al-Masry al-Youm* 15 Feb; *al-Ahram* 16 Feb. 2012)。実際、この大同団結の機運は、2012年3月中旬の制憲議会の発足とそれに伴う政党間の角逐によって再び萎縮することとなった。

暫定憲法第60条は、両院議員の選出から6ヶ月以内に制憲議会を発足させ、100人の議員を両院協議会で選ぶことを定めていた。諮問評議会選挙の終了によって制憲議会の発足の要件は満たされた。発足前の主な争点は議員100人の配分であった。暫定憲法では議員の内訳は定められず、前年11月の軍の提案では議員枠20人、有識者枠80人とされていたため、野党勢力は総じて議員枠の増員を求めた。とりわけ、世俗政党が議員枠の総数をある程度に抑えて各勢力の均等な議席配分を求めたのに対して、イスラーム主義政党は議員枠の大幅な増員を求める傾向にあった (例えば、自由公正党は議員枠40人、ヌール党70人を求めた) (*al-Masry al-Youm* 3, 4 Mar. 2012)。結局、両院協議会での採決の結果、議員枠50人・有識者枠50人の配分で妥結 (*al-Masry al-Youm* 18 Mar. 2012) し、その人員は3月24日に発表された²⁷。

議員枠50人 (人民議会議員37人・諮問評議会議員13人) を占めたのは、自由公正党24人 (両院議長、下院の外交・国防・立法憲法・青年の各委員会委員長を含む)、ヌール党11人 (両院副議長を含む)、ワフド党3人 (下院副議長を含む)、社会民主党2人、ワサト党1人、改革発展党1人 (下院人権委員会委員長)、自由エジプト人党1人、カラーマ党1人、建設開発党1人、エジプト自由党1人、無所属議員4人であった。有識者枠50人としては、軍、アズハル、コプト教会、スーフィー、ムスリム同胞団、各党代表者 (ワフド党、社会民主党、ヌール党、社会主義人民連盟党)、職能組合 (弁護士協会・記者会・技術者協会・

²⁷ 100人の制憲議会議員の氏名と所属の詳細は *al-Ahram* 26 Mar. 2012 (<http://english.ahram.org.eg/News/37685.aspx>) (2012年3月26日最終閲覧) を参照。

薬剤師会)、労働組合、商工会議所、政治学者・法学者などの代表者であった。

自由公正党の所属議員自体は必ずしも多くはなかったが、イスラームの規範を重視するイスラーム主義者が70人近く占めたことは世俗政党の激しい反発を招いた。自由エジプト人党、社会民主党、エジプト自由党、アドル党、カラーマ党などは人員発表当日にイスラーム主義者の席卷を理由に参加を辞退し、3月28日にはアズハルとワフド党、4月2日にはコプト教会が辞退を表明した (*al-Masry al-Youm* 24, 28, 29 Mar, 2 Apr. 2012)。最終的に辞退者は20人以上に及んだ (*al-Ahram* 28 Mar. 2012)。このような状況を受けて、自由公正党は、新憲法では軍に特別な地位を与えるつもりはないとの意向を示し、「一度発足した制憲議会は、人民議会も、諮問評議会も、軍最高評議会であっても解散させることはできない」 (*al-Masry al-Youm* 28, 29 Mar. 2012) と強調した一方、制憲議会議員の自党の枠を他党に振り分けるという譲歩の姿勢も見せた (*al-Ahram* 28 Mar. 2012)。しかし、一方的に交渉期限を定めたため、むしろ、ワフド党や社会民主党の輦轡を買う結果となった (*al-Masry al-Youm* 4, 5 Apr. 2012)。野党勢力は、制憲議会に留まり続けるイスラーム主義勢力と、制憲議会を離脱した世俗勢力へと分極化しつつあった。

政党間が分極化した状況で制憲議会の帰趨に決定打を与えたのは高等行政裁判所であった。4月10日、「制憲議会の議員選出過程は、現職の国会議員を他の議会議員に選ぶことはできないとする1994年の最高憲法裁判所の判決に抵触する」との弁護士協会の異議申し立てを受けて、同裁判所が制憲議会の閉会を決定したのである (*al-Ahram* 10 Apr; *al-Masry al-Youm* 11 Apr. 2012)。この決定に対する三者三様の反応は暫定政権期の三者の立ち位置の違いを改めて浮き彫りにした。自由公正党は権力獲得が目前に迫っていたため、憲法起草の長期化に伴う暫定政権期の長期化を嫌い、現行の制憲議会の枠組みの維持 (*al-Masry al-Youm* 18 Apr. 2012) を求め、ワフド党などの世俗政党は新憲法でのイスラーム主義勢力の影響力の定着を極力阻止するため議員枠の削減や廃止 (*al-Masry al-Youm* 18 Apr; *al-Ahram* 22 Apr. 2012) を求め、軍最高評議会は暫定憲法の補遺の導入を求めた (*al-Masry al-Youm* 18 Apr. 2012)。このように、憲法起草をめぐる一連の政策協議は、移行過程の進め方と新憲法の性質をめぐる三者間の立ち位置の違いを露呈し、政権側と野党勢力の対立だけでなく、野党勢力間の政策

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

的立場の分極化を助長したのである。

この点、4月28日の合意（4月合意）は、立ち位置の異なるこの三者の妥協の産物として制憲議会の進め方に玉虫色の決着をもたらした。軍最高評議会、自由公正党、世俗政党の三者は2回の会合を経て以下の6つの項目で合意に達した（*al-Masry al-Youm* 28 Apr; *al-Ahram* 28 Apr. 2012）。

- ①制憲議会における各団体・各勢力の議席配分は高等行政裁判所の決定を踏まえて合意に基づいて定める。
- ②憲法の各条文はそれぞれ合意に基づいて決定する。合意に達しなければ議員の2/3以上の多数で決定し、2/3に達しなければ24時間以内に制憲議会を再招集し、100人中57人の賛成によって可決する。
- ③制憲議会の代表者は各党・各宗教組織で選出する。アズハルは4人、キリスト教組織はカトリック、コプト教会、福音派を含めて6人とする。法律・憲法の専門家を10人選び、司法機関も代表者を選出する。農民と労働者の代表者にはそれぞれ2つの議席が与えられる。女性・学生・障害者を代表する有識者にも議席が与えられる。
- ④大統領選挙の決選投票が終わるまで新憲法の起草に努める。
- ⑤軍最高評議会のタンターウィー議長は制憲議会議員の選出のために上下両院に両院協議会の召集を求める。
- ⑥ワフド党、自由公正党、エジプト・ブロック、文明党、ガド党の各代表者による監督委員会を設置し、無所属議員も同委員会に参加する。

この合意によって、世俗政党は議席割り当ての公平化の確約を受け、自由公正党は憲法起草の事実上の先送り（すなわち、「努力目標」）という実利を得て、軍最高評議会は移行過程の迅速化への積極姿勢を主張できたのである。特に、自由公正党は大統領選挙後の憲法起草という譲歩を得たことで政権側への対抗姿勢を和らげた。同党は、下院の立法・憲法委員会委員長から「法律ではなく政治を重視して合意に達した」（*al-Masry al-Youm* 29 Apr. 2012）との誹りを受けながらも暫定政権への不信任動議を引き下げた。そればかりか、カタートニー下院議長は前言を翻し、「閣僚の罷免や世間の不信任を決議するような権限は議会にはない」（*al-Masry al-Youm* 3 My. 2012）と述べるに至った。

(4) 大統領選挙と暫定憲法の補遺 (2012年5月～6月)

野党勢力間の分極化は、こうした制憲議会の帰趨だけでなく同時期に始まった大統領選挙にも影を落とした。4月上旬、ウマル・スレイマーン元副大統領やシャフィーク元首相が候補者登録したことに野党勢力は反発していた。しかし、各党は、こうした旧政権関係者に対抗できる統一候補を擁立して公平な選挙を通じて名実ともに旧体制への勝利を目指すのではなく、あくまで政治的権利法の修正に基づく公民権剥奪によって旧政権関係者を選挙から強制的に排除することを試みた (*al-Ahram* 9, 10, 11, 24, 25 Apr. 2012)。特に、自由公正党とは独自候補を擁立しないという従来(2011年4月)の方針を撤回し、ハイラト・シャーティル同胞団副団長を本命候補、ムルスィー党首を控えの候補として擁立した (*ikhwanweb* 1, 8 Apr. 2012)。両院議会で第一党の地位を得ていた状況では、前年の包括的な政党連合の試みのような、他党との表面的な協調路線を選択する必要はなかったのである²⁸。

²⁸ 大統領選挙には自由公正党以外にも様々な政治勢力の候補者が出馬し、総勢23人が候補者登録を行なった。このうち選挙委員会の審査によって10人が失格となった。シャーティルとガド党党首のアイマン・ヌールは公民権が停止されていたこと、イスラーム主義者の急進派で説教師のハズィム・サラーフ・アブー・イスマーイルは母親がエジプトとアメリカの二重国籍者であったこと、そして、最終日に立馬を決めたスレイマーン元副大統領は有権者の推薦人数が規定に届かなかったことが失格の理由であった。候補者審査を通過したのは以下の13人である。

- ①ムハンマド・ムルスィー (自由公正党党首)
- ②アハマド・シャフィーク (元首相)
- ③アムル・ムーサ (元外相・アラブ連盟事務局長)
- ④アブドゥル・モネイム・アブー・フトゥーフ (ムスリム同胞団元幹部)
- ⑤ハムディーン・サッバーヒー (カラーム党幹部)
- ⑥ハーリド・アリー (NGO活動家)
- ⑦ムハンマド・セリーム・アワー (イスラーム思想家)
- ⑧ヒシャーム・バスタウィーシー (元裁判官、タガンムウ党推薦)
- ⑨アブー・イッズ・エルハリリー (社会主義人民連盟党幹部)
- ⑩アブドゥッラー・アル・アシャール (元外交官、アサーラ党推薦)
- ⑪マフムード・フサーム (元警察官僚)
- ⑫フサーム・ハイラッラー (元軍事将校、民主平和党推薦)
- ⑬ムハンマド・ファウジー・イッサ (弁護士)

第一回投票は5月23日・24日に実施された。登録有権者数5099万6746人、投票総数2326万5516票(45.62%)であり、このうち、上位5人の得票数は、ムルスィー576万4952票(24.78%)、シャフィーク550万5327票(23.66%)、サッバーヒー482万273票(20.72%)、アブー・フトゥーフ406万5239票(17.47%)、ムーサ258万8850票(11.13%)であった (*al-Ahram* 28 My. 2012)。どの候補者も過半数には届かず、ムルスィーとシャフィークの上位2人が決選投票に進むこととなった。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

ムルシーとシャフィークが決選投票に残ったとき、第一回投票落選者、エジプト・ブロック、革命継続同盟の加盟政党は新たに連合組織を結成し、新政権に関する「誓約書」を提示した (*al-Ahram* 30 My, 1 Jun. 2012)。とりわけ、①挙国一致政権の樹立、②イスラーム法を（唯一の法源ではなく）主要な法源と定めた 1971 年共和国憲法第 2 条の堅持、③あらゆる勢力を公平に代表した制憲議会の議員構成、などを掲げ、イスラーム主義勢力の権力独占に対する忌避感を色濃く滲ませた²⁹。世俗政党（自由エジプト人党、社会民主党、ガド党、カラマ党、社会主義人民連盟党、アドル党など）は、どちらか一方の候補者を無条件に支持するのではなく、その「誓約書」の履行を支持の条件として両候補に突き付けた。同じ野党勢力であっても、政治的路線の違いを露呈した自由公正党を世俗政党が積極的に支持することは難しかったのである。加えて、6 月上旬に再開した制憲議会の審議が 3 月末と全く同じ理由で即座に頓挫したことは、このような政党間の分極化の根深さを傍証する³⁰。

このように政党間の対立が深まる一方、軍最高評議会は最高憲法裁判所の判決を活用して最後の巻き返しを図った。第一に、6 月 14 日、最高憲法裁判所は、公民権の剥奪を定めた修正政治的権利法に違憲判決を下すとともに、人民議会選挙での小選挙区選出議員の当選無効を決定した (*al-Ahram* 14 Jun. 2012)。前者の判決は、決選投票の土壇場でシャフィークの候補者資格が正式に認められたことを意味し、後者の判決は、政党所属候補者の出馬によって無所属候補の当選機会が奪われたことを理由に下されたものであり、院内第一党の自由公正党にとっての重要な権力基盤が奪われてしまうことを意味した。これを受けて、軍最高評議会は人民議会を即座に解散し、暫定憲法第 56 条に即して再び立法権を握った。

第二に、決選投票 2 日目の 6 月 17 日、最高軍事評議会は「国内政治の工程表

²⁹ 世俗政党の「誓約書」の全文は巻末付録を参照。

³⁰ 6 月 7 日、各党は 4 月の裁判所の決定を踏まえて制憲議会の人員構成 100 人を議員 50 人・有識者 50 人から政党 39 人・有識者 61 人に変更することで合意した。しかし、各党の割り当てや人選をめぐる対立が生じ、世俗政党は「憲法起草過程へのイスラーム主義者の独占」を理由に制憲議会への参加を辞退した (*al-Ahram* 6, 7, 9, 10 Jun. 2012)。一方、自由公正党はあくまでも制憲議会の人選を進め、6 月 12 日にその議員一覧をムスリム同胞団のウェブサイト上に公表した。 *ikhwanonline* 12 Jun. 2012 (<http://www.ikhwanonline.com/Article.aspx?ArtID=111281&SecID=250>) (2013 年 1 月 5 日最終閲覧)、 *al-Ahram* 12 Jun. 2012 (<http://english.ahram.org.eg/News/44696.aspx>) (2012 年 6 月 13 日最終閲覧) を参照。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

を書き直すため」として暫定憲法の補遺として新たな憲法宣言を発令した (*al-Ahram* 17 Jun. 2012)。特に重要な意味を持ったのは、以下の第 53 条と第 60 条であった³¹。

第 53 条：現行の軍最高評議会が、同評議会議長の任命および同議長の権限拡大を含む、軍隊に関する全ての事項に対して責任を負う。軍最高評議会の現議長は新憲法が起草されるまで軍最高司令官および国防相を務める。

第 60 条：制憲議会の設置が所定期間内に完了しない場合、軍最高評議会が全ての社会勢力の代表者に基づく新たな制憲議会を設置し、同議会の設置日から 3 ヶ月以内に新憲法を起草する。新憲法案はその起草日から 15 日以内に国民投票に付す。議会選挙は新憲法が国民投票での承認を受けた日から 1 ヶ月後に実施する。

第 53 条は国政運営に対する軍の拒否権を定め、第 60 条は自由公正党主導の制憲議会に対する牽制であった。これはどちらも前年 11 月に発表されたセルミー書簡の内容を彷彿とさせるものであった。これに対して、ムルシーは暫定憲法の補遺には反発したものの、最高憲法裁判所の決定については遵守する姿勢を見せた (*al-Ahram* 14 Jun. 2012)。

とはいえ、軍最高評議会が移行過程の進展を尊重する姿勢は変わらず、大統領選挙に表立って介入することなく、決選投票でのムルシーの当選を受け入れた³²。かくして、1 年 4 ヶ月に及ぶ一連の政策協議を経て、エジプトの第一暫定政権期は政党間の分極化を露呈したまま 6 月 30 日の新大統領の就任によって終焉を迎え、第二共和政の幕開けを告げることとなった。

³¹ 2012 年 6 月 17 日憲法宣言（暫定憲法・補遺）の全文は巻末付録を参照。

³² 決選投票は 6 月 16 日・17 日に実施された。登録有権者数 5095 万 8794 人、有効投票者数 2557 万 7511 人 (50.19%) であった。ムルシーは 1323 万 131 票 (51.73%) を獲得し、1234 万 7380 票 (48.27%) のシャフイークに僅差で勝利を取めた (<http://www.electionguide.org/elections/id/2242/>)。

4. 暫定政権期と体制形成期

本章では、第一暫定政権期のエジプトを取り上げ、憲法起草に代表される一連の政策協議という原因が政党間の政治的な分極化という結果を招いたことを論じた。軍の実効支配者は、政策協議の提案という、一見して自制的（中立的）な行動を取ることで暫定統治の正統化と既得権益の維持を試み、次期与党最有力の最大野党は、包括的な政党連合の結成という、一見して自制的（協調的）な行動を取ることで穏便かつ着実な権力の最大化に努めた。エジプト第一暫定政権期において前者に該当する軍最高評議会は、選挙の円滑な実施に配慮しつつ野党勢力との事前協議を重視し、後者に該当する自由公正党はその事前協議の申し出を拒否しつつ円滑な選挙の実施と他の野党勢力との利害調整を重視した。

表 7.2 は政策協議の過程で明らかになった三者の立ち位置の違いである。両院議会選挙と憲法起草の順序をめぐる確執は、徐々にイスラーム主義政党と世俗政党との政策的立場の分極化へと発展した。これは野党勢力の大同団結と包括的な政党連合の形成を妨げ、暫定政権への圧力を弱めた。結果、エジプト第一暫定政権期には野党主導の連立政権ではなく、軍主導の後見政権が続くこととなった（そして、政策協議に積極的な後見政権が続くことで野党勢力の協調はさらに難しくなった）。この「後見政権の継続」と「野党勢力の大同団結の不調」との正のフィードバックの関係は、決して軍最高評議会がムバーラク政権の崩壊当初から意図していたわけではなく、あくまでも軍の実効支配者と最大野党の思惑の違いとその影響を受けた他の政党との相互作用に付随して生じたのである（cf. Pierson 2004; また、正のフィードバックに関しては本稿第3章、意図しない結果に関しては第5章を参照）。

こうした政党政治のパターンはエジプト特有のものではない。暫定政権期に軍の実効支配者と最大野党が角逐している場合には一般的に生じると想定される。そのため、ベン・アリー政権崩壊後のチュニジア、サーレハ大統領退陣後のイエメン、スハルト政権崩壊後のインドネシアなど、権威主義体制下の単一政党優位崩壊後の事例群の中で比較検証する必要があるだろう。

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

表 7.2 政策協議への立ち位置の違い

			軍最高評議会	自由公正党	世俗政党
国民対話会合	2011年4月－5月	人民 議 会 選 挙 前	憲法第一	選挙第一	憲法第一
国民合意会合	2011年5月－7月		憲法第一	選挙第一	憲法第一
10月合意	2011年10月1日		両院議会選挙の投票日と制憲議会の発足の日程、 選挙法の修正で合意		
セルミー書簡	2011年11月1日		軍事予算の 権限維持	憲法起草過程へ の軍部の介入に 反発	軍事予算関連以 外は概して容認
顧問会議	2011年12月－2012年6月	人民 議 会 選 挙 後	補佐機関として 設置	議会の代用では ないと反発	一部政党は委員 として参加
制憲議会	2012年3月－4月		暫定憲法の 補遺の追加	制憲議会の 枠組み維持	制憲議会の修正
4月合意	2012年4月28日		大統領選挙後の憲法起草で合意		

(注) 筆者作成。

暫定政権期の政治エリートの政治的な立ち位置の違いは、政党間の合従連衡の道筋と暫定政権の陣容を形作るのに重要な役割を果たす。しかし、その政党間対立の決着の仕方は、体制形成期の政治力学、ひいては新体制の長期的安定にも重大な影響を与えうる。この点、第3章でも取り上げたように、体制形成期の支配連合の構築とその後の長期的な政治的安定の関係を論じたジェイソン・ブラウンリーの議論 (Brownlee 2007) は重要な示唆を与えてくれる。彼は体制形成期の早い時期に支配エリート間の利害調整の場として支配連合を構築し、エリート間の利害対立を連合内部の派閥争いとして処理できれば、その体制は長期的に安定しうると論じた。体制の根幹部分をめぐる対決に決着を付け、単独与党 (第一共和政下のエジプト) や与党連合 (国民戦線統治下のマレーシア) を構築できれば、政治的に安定しうるが、根幹部分をめぐる対決に決着が付かず、選挙ごとの合従連衡 (イスラーム共和国時代のイラン) や二党制 (マルコス政権下のフィリピン) の政治的争点として残り続ければ、政治的に安定しにくいとされた。

実際、自由公正党のムルスィー政権は、ムスリム同胞団の長年の動員力を背景に単一政党優位を確立すると思われたが、大統領権限の一方的拡張と新憲法の拙速な起草によって世俗勢力の結集と軍の政治介入を招き、第二共和政はわ

第7章 憲法起草と暫定政権期の政党政治

ずか1年で終焉を迎えることとなった（その詳細な経緯については第8章で本稿の議論全体との関連で論じる）。それゆえ、暫定政権の政党政治のパターンを理解することは、これまで十分に着目されなかった暫定政権という独特な統治形態の政治を説明する一助になるばかりか、体制形成期の政治力学を展望するためにも重要なのである。

第8章

結論

——権威主義体制下の政党政治の多様性——

1. 単一政党優位の一般的知見の整理

本稿では、制度分析に基づく比較権威主義体制論の観点から、権威主義体制下の単一政党優位の確立と、確立後に見られる与野党間の角逐と協力、そして、崩壊後の政党システムの変化を体系的に論じた。特に、権威主義体制下の単一政党優位の起点から終点までの一連の過程に見出される論点として5つの問いを統計分析と比較歴史分析の両面から検証し、単一政党優位の各側面についての因果メカニズムを主にエジプト第一共和政の事例によって追跡した。本章では、本稿の議論全体の結論として各章の分析から導き出された知見を（権威主義体制全般に関する）一般的知見と（エジプトの政党政治に関する）個別事例的知見に分けて整理し、今後の論点の提示とともに本稿の議論を締めくくる。

まず、第2章では具体的な実証分析に入る前に単一政党優位が論理的に生じうる事例群（領域）を設定した。本稿では単一政党優位を「単一の与党が少なくとも連立政権の中心として長期間に渡って全国レベルの執政府を支配する状態」と定義したが、権威主義体制下の政党システムがそのような状態になるには、政党制度上、複数政党制を正式に採用している（か、少なくとも実質的に複数の政党が存在している）ことが必要である。そして、単一政党優位の領域として1961年から2008年の期間に合計101ヶ国・135事例を割り出した。エジプト第一共和政は、特殊な事例でも例外的な事例でもなく、あくまでその膨大な事例のうちの1つに過ぎない。

第3章では「複数政党選挙を実施する権威主義体制の中で単一政党優位が確立した事例と単一政党優位が確立しなかった事例があるのはなぜか」を問い、

第8章 結論

単一政党優位の確立過程とその長期的分岐を比較歴史分析によって論証した。政党政治の分岐過程は「体制樹立当初に制度的単一制と複数背統制のどちらを導入したか」という政党制度の選択に関する重大局面①と「複数政党制導入後初めての議会選挙において圧倒的多数の議席を確保できたか否か」という政治的優位に関する重大局面②における選択の違いによって規定される。そして、その選挙によって政治的優位を確保できれば、公共資源の政治利用（経済的優位）と社会的ネットワークの拡充（社会的優位）によって政治的優位がさらに強化されるという「優位の好循環」が働きやすくなる。かくして、与党勢力は暴力的措置を講じなくても安定的に政権を維持できるようになる。とりわけ、重大局面①において複数政党制を選択して曲がりなりにも野党勢力との対決を余儀なくされる場合と比べ、早い時期に野党勢力を排除して制度的単一制を選択した場合のほうが支配エリートの利害調整機能と民衆の動員機能の両面において与党組織を発展させていく時間的・空間的余裕を得ることができる。

第4章では「単一政党優位が確立した事例は単一政党優位が確立していない事例と比べてどの程度体制変動しにくいのか、どの程度民主化しにくいのか」を問い、単一政党優位の4つの側面（与野党間の競合性、与党勢力内の競合性、支配エリートの組織的基盤、政権の長期性）が体制変動に与える因果効果を統計分析によって検証した。分析の結果、①与党勢力全体の議席占有率が高いとき、②与党勢力の中で1つの政党が優位を占めているとき、③文民が執政代表者を務めているとき、④政権を長く維持しているとき、要するに、単一政党優位の状態に近いときほど、権威主義体制は民主化しにくいことが明らかになった。

第5章では「議会が圧倒的優位を占めている与党勢力がその常設の審議の場と並んで特設の合意形成の場を設置し、野党勢力（の少なくとも一部）の参加を求めるのはなぜか」を問い、単一政党優位が確立した状況における与野党間の合意形成の効果を論じた。特設の合意形成の場はその使い勝手の良さから臨機応変に導入・放棄されやすく、協議の参加者と設置期間の違い、すなわち、制度設計の違いによって政党政治に異なる効果をもたらさう。参加者の規模が小さいほど、野党勢力の分断（分割統治）としての機能が強く働き、設置期間が長くなるほど、与党勢力の所期の目的とは異なる効果が生じやすくなる。

第6章では「与党勢力が圧倒的優位を占めている状況で野党勢力はどのような条件下で選挙前連合の形成に意欲を示すのか」を問い、1961年から2008年までに権威主義体制下で実施された議会選挙のデータを用い、政党間の競合性と政治制度（特に選挙制度と執政制度）が野党第一党の選挙前連合の形成に与える因果効果を検証した。分析の結果、野党第一党は、①野党勢力全体の議席占有率が高いとき、または、②同じような規模の野党が多いときには議会選挙で選挙前連合を形成しやすいが、③野党勢力全体の議席占有率が高く、かつ、同じような規模の野党が多いとき、④選挙制度で小選挙区制が採用されているとき、⑤執政制度で大統領制が採用されているときに選挙前連合を形成しにくくなることが明らかになった。特に小選挙区制と大統領制の制度配置の場合、野党第一党は強大な与党勢力との直接対決の矢面に立つことを懸念して選挙前連合の形成を控えるようになる。

第7章では「単一政党優位の崩壊後、新体制をめぐる旧体制の支配者と主要野党との角逐はどのような政党システムを形作るのか」を問い、暫定政権という特異な状況における旧体制の支配者と主要野党の双方の（一見すると）自制的な行動が政治的分極化を助長することを論じた。すなわち、旧体制の支配者は、暫定統治の正統性と既得権益の維持を図るため、各党に対して政策協議の提案という（一見すると）中立的な行動を取りやすい。それに対して、主要野党は、次期与党の最有力候補として穏便かつ着実な権力の最大化を図るため、各党に対して包括的な利害調整という（一見すると）協調的な行動を取りやすい。その結果、単一政党優位の崩壊後に生まれた様々な政党は、この両陣営の綱引きを受けてどちらかの陣営へと凝集しやすくなり、多極化でも一極化でもなく分極化が生じやすくなる。

権威主義体制下の単一政党優位の起点から終点までの一連の過程に見出されるこのような一般的（すなわち、一般化可能・比較可能な）知見を提示するにあたって、本稿は単一政党優位の典型的事例の1つとして主にエジプト第一共和政の政党政治を各章で取り上げ、その政治過程の追跡することによって因果メカニズムの特定を試みた。次節では、本稿で提示した個別事例的知見として国民民主党（*al-Hizb al-Waṭanī ad-Dīmuqrāṭī* / National Democratic Party, NDP）主導のエジプト第一共和政の展開を論点別の政治過程に沿って時系列的に概観し、

第8章 結論

表 8.1 第一共和政以降のエジプトにおける政党政治の対比

	第一共和政	第二共和政	第三共和政
与党	国民民主党	自由公正党	スィー・スィー大統領支持派
時期	1952～2011	2012～2013	2014～（2015年6月現在）
確立	制度的単一政党制・確立	複数政党制・非確立	複数政党制（実質的無党制） ・確立？
体制変動	議席占有率・経済成長率の高さと優位政党化によって体制変動を長期的に阻止	議席占有率・経済成長率の低さと非優位政党化が体制変動を短期的に助長	—
合意形成	国民対話（野党勢力を分断）	国民対話（野党勢力を排除）	国民対話（野党勢力を包摂）
野党連合	野党第一党は選挙前連合の形成を主導せず	イスラーム主義勢力と世俗勢力が別々の連合を形成して対立	世俗勢力が大統領支持への立ち位置をめぐって角逐
暫定政権	軍と野党勢力の角逐と分極化としての第一暫定政権期	軍の権力掌握と同胞団の排除としての第二暫定政権期	—

（注）筆者作成。

それぞれの知見を自由公正党（*Ḥizb al-Ḥurrīya Wal-‘Adāla* / Freedom and Justice Party, FJP）主導の第二共和政と、軍出身のアブドゥル・ファッターフ・スィー・スィー大統領主導の第三共和政に簡潔に援用する。第一共和政が単一政党優位の成功例と見なされるのに対して、第二共和政と第三共和政はそれぞれ失敗例と潜在的な成功例と見なされる（第一共和政以降の政党政治の対比は表 8.1 を参照）。

2. エジプトの個別事例的知見の整理とその援用

（1）第一共和政下の政党政治：単一政党優位の成功

エジプト第一共和政は第3章で提示した単一政党優位の4つの経路のうち制度的単一政党制・確立の経路を辿った。1950年代中頃から2000年代にかけて、同体制の支配エリートの組織的基盤は、ムハンマド・アリー朝の政党政治の不調を背景にクーデターによって権力を掌握した自由将校団および革命指令評議会から、支配エリートの利害調整機能と民衆の動員機能を備えた与党組織、す

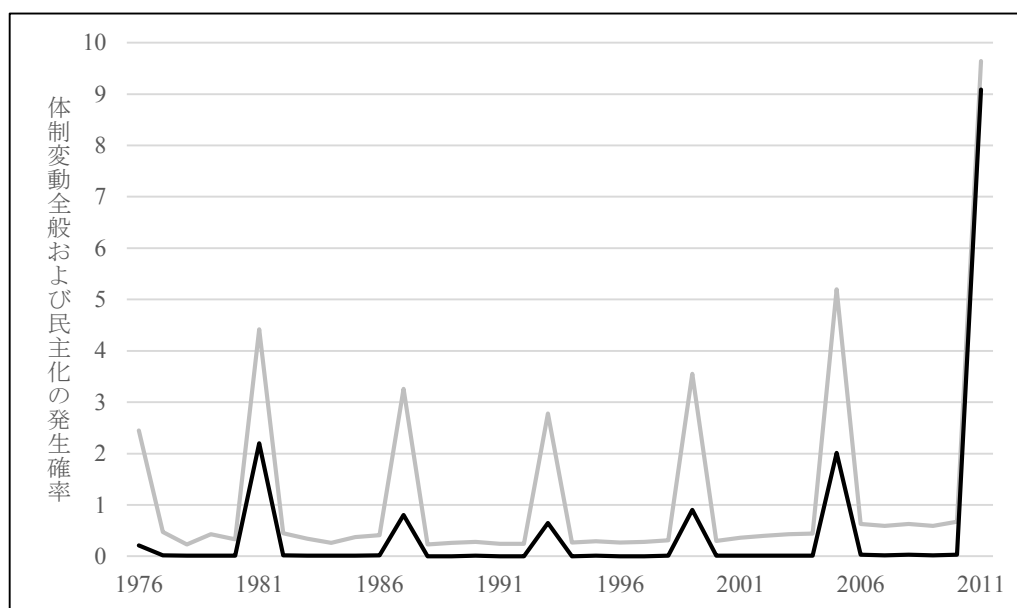
なわち、国民民主党へと長期的に発展した。その契機は政党制度の選択をめぐる1954年のナセル派とナギーブ派の路線対立に遡る（重大局面①）。革命指令評議会の中でムハンマド・ナギーブが軍政樹立後の自らの人気の高まりを活かして複数政党制の即時再開を求めたのに対して、ガマル・アブドゥル・ナセルを中心とする多数派は政党活動の禁止と単一の動員組織の結成によって制度的に一党制の実質的導入を進めた。この路線対立はナギーブ大統領の失脚という劇的な幕切れによって解決された。1956年6月、ナセルの大統領就任に伴って、体制支持勢力を一時的に結集・動員した解放戦線（*Hay'a al-Tahrīr / Liberation Rally*）は広範かつ恒常的な支持基盤を全国規模で構築することを目指した国民連合（*al-Ittiḥād al-Qawmī / National Union*）へと改組された。

この制度選択は与党組織の利害調整機能と動員機能の両面を発展させる時間的・空間的余裕を軍政に与えた（与党構築期）。議会選挙の立候補者の事前審査権限が付与された国民連合は広範な現状維持勢力の創出と制度化に寄与し、その権限は与党組織の構造を精緻化したアラブ社会主義連合（*al-Ittiḥād al-Ishṭirākī al-'Arabī / Arab Socialist Union*）へと引き継がれた。加えて、国民連合およびアラブ社会主義連合の役職は対立派閥の勢力均衡によって体制全体の安定を保つための要職の1つとして活用されるようになった。そして、1970年10月にナセルの死去に伴ってアンワル・サーダートが大統領に就任すると、「民主化」や「政治的自由化」という理念の実現のためではなく、より盤石な与党勢力の形成（すなわち、少数の左派・右派の切り離しと大多数の中道勢力の結集）のため、政党制度を制度的に一党制から複数政党制へと切り替え、アラブ社会主義連合を解体した。同連合によって醸成された利害調整と動員という2つの与党組織の機能は国民民主党へと引き継がれたのである。

そして、1980年代に入り、サーダートの暗殺に伴って副大統領から大統領へと昇格したホスニ・ムバーラクは政治的混乱を打開するため野党勢力への譲歩を試みる一方、国民民主党を活用し、与党構築期に培った政治的優位を背景に自らに有利な規定を盛り込んだ議会選挙法を可決成立した。そのため、1984年人民議会選挙（重大局面②）は動員力・調整力・交渉力という与野党間の非対称性だけでなく、制度設計上も野党勢力に非常に不利な状況で争われた。与党は圧倒的多数の議席を難なく確保することができた。

第8章 結論

図 8.1 エジプトにおける体制変動全般および民主化の発生確率の変化



(注) 筆者作成。灰色線は体制変動全般、黒色線は民主化を表す。

1990年代以降、一番乗りの強みを活かした政治的優位に基づき、国民民主党は補助金の支給と民営化の断行という公共資源の政治利用（経済的優位）によって庶民や貧困層からの黙認を維持するとともに実業家や富裕層からの支持開拓（社会的優位）に努め、与党勢力の組織的基盤を変質させつつも、さらなる政治的優位を確保した（与党優位期）。それに対して、野党勢力は政治利用できる資源をほとんど持たず（経済的劣位）、議会選挙で全国的な支持を集めることができず（社会的劣位）、その結果、政策への影響力を持ちえなかった（政治的劣位）。そのため、党内の主導権争いや体制側への協調姿勢の是非をめぐって内部分裂が生じやすくなり、間接的に与党勢力の政治的優位に寄与することとなった。

このような第一共和政における単一政党優位の確立とそれに伴う体制変動全般と民主化への耐性は第4章の統計分析の知見からも推定できる。図8.1は複数政党制を導入した1976年からムバーラク政権が崩壊した2011年までの民主化と体制変動全般の発生確率の変化である¹。双方の発生確率は大統領選出国民

¹ 体制変動全般の発生確率の推定は表4.3のモデル6、民主化の発生確率の推定は表4.4のモデル6に基づく。

投票および大統領選挙を実施した年に上昇していることが分かる。特に2010年人民議会選挙を受けて第二回大統領選挙の実施が予定されていた2011年に体制変動全般の発生確率が最も上昇していることを踏まえると、同年にムバーラク政権が民衆運動の激化に伴って退陣を余儀なくされた構造的状況をデータの推定からも読み取ることができる。とはいえ、その発生確率の水準は全体的に低く、制度的単一政党優位の確立が体制全体の安定に寄与していたことが窺える。

実際、2000年代に入ると、議会と選挙という公式制度において与党勢力の安定と野党勢力の分裂はますます顕著になった。第5章で論じたように、与党・国民民主党は常設の審議の場（かつ政治的優位の原動力）としての人民議会ではなく特設の合意形成の場としての「国民対話」（*al-Hiwār al-Waṭanī / national dialogue*）や「小委員会」を活用し、憲法修正という大枠の制度変更と野党勢力の分断を図った。いずれも設置期間を短く設定することで憲法修正の正統性の確保という所期の目的を達成したのに加え、参加者の規模を限定すること（すなわち、ムスリム同胞団を排除し、それ以外の世俗勢力の認可政党を包摂すること）で野党勢力の大同団結の機運を防いだ。

そのため、野党勢力は政治改革要求では足並みを揃えることができた一方、第6章で論じたように、与党勢力との直接対決の場であるはずの人民議会選挙において野党第一党主導の選挙前連合を形成できずにいた。特に小選挙区制と大統領制の組み合わせに基づく制度配置において同胞団が選挙前連合の形成を主導すれば、それは強大な国民民主党との直接対決の矢面に立たされることを意味した。野党勢力全体の大幅な議席増加を実感しない限り、他党との協調を選択することは難しい。実際、同胞団は、2005年選挙では世俗政党を中心に結成された改革統一国民戦線（*al-Jabha al-Waṭanīya li-l-Taghīr / United National Front for Change, UNFC*）には参加せず、形式的に賛意を示すに留まり、2010年選挙では国民改革協会（*al-Jama'īyat al-Waṭanīyat li-l-Taghyīr / National Association for Change, NAC*）の仲介によって世俗四党連合と政治改革に関する意見調整を進めたが、結局、その協調関係は選挙戦直前に立ち消えとなった。むしろ、同胞団が積極的に参加したのは選挙不正への抗議行動に主眼を置いた選挙後連合・民議院（*al-Barlmān al-Sha'bī / People's Parliament*）であった。

第8章 結論

そして、民衆運動の激化に伴ってムバーラク政権（ひいては、権威主義体制下の単一政党優位）が崩壊し、暫定政権として軍主導の後見政権が樹立されると、実効支配者としての軍最高評議会（*al-Majlis al-'A'lā lil-Quwwāt al-Musallaḥa* / Supreme Council for Armed Forces, SCAF）と次期与党最有力候補としての自由公正党（*Ḥizb al-Ḥurrīya Wal-'Adāla* / Freedom and Justice Party, FJP）は新政権移行後の立ち位置をめぐって政治的綱引きを展開した。第7章で論じたように、軍が政策協議の提案という、一見して自制的（中立的）な行動を取ることで暫定統治の正統化と既得権益の維持を試みたのに対して、自由公正党は包括的な政党連合の結成という、一見して自制的（協調的）な行動を取ることで穏便かつ着実な権力の最大化に努めた。そのため、当初は自由公正党主導でエジプト民主同盟（*al-Taḥalīf al-Dīmuqrāṭī min 'Ajl Miṣri* / Democratic Alliance for Egypt）が結成されたが、結局、選挙と憲法起草の順序をめぐり確執によってエジプト・ブロック（*al-Kutla al-Miṣrīya* / Egyptian Bloc）、イスラーム主義ブロック（*al-Kutla al-'Islāmīya* / Islamist Bloc）、革命継続同盟（*Taḥalīf al-Thawra Mustamirra* / Revolution Continues Alliance）という合計4つの政党連合へと瓦解した。さらに2011年人民議会選挙において相対多数の議席を確保した自由公正党はこれまでの自制的行動を一変させ、権力志向を見せ始めた。同党のムハンマド・ムルスィー党首は同年6月に実施された大統領選挙の決選投票においてアフマド・シャフィーク元首相に勝利し、エジプト憲政史上初めての文民大統領に就任した。しかし、自由公正党主導の新政権を取り巻く状況は決して安泰ではなかった。

(2) 第二共和政下の政党政治：単一政党優位の失敗

自由公正党の政治的劣位を規定した構造的条件

エジプト第二共和政は第3章で提示した単一政党優位の4つの経路のうち複数政党制・非確立の経路を辿った。自由公正党は民衆運動の激化と軍のクーデターによって2012年6月30日の政権発足からわずか1年後の2013年7月3日に退陣を余儀なくされた。ムスリム同胞団の動員力の高さを背景に長期政権を築くと期待されたにもかかわらず、ムルスィーが短期間のうちに失脚してし

まったのはなぜか。本稿のここまでの議論を踏まえると、そもそも自由公正党が（権威主義体制下の与党勢力として）単一政党優位を確立しにくい構造的条件を満たしていたことを指摘できる。

まず、第3章の比較歴史分析の観点から見ると、制度的単一政党制を選択できなかったこと（重大局面①）と、2011年の人民議会選挙において圧倒的多数の議席を確保できなかったこと（重大局面②）が体制分岐に大きな影響を及ぼしたと言える。自由公正党は軍主導の暫定政権からの民政移管を「民主化」として喧伝していたため、重大局面①に関して、複数政党制の堅持以外の選択肢を持たなかった。さらに、重大局面②に関して、2011年末に実施された人民議会選挙で同党が単独で獲得した議席は213議席（41.93%）に過ぎず、与党連合のエジプト民主同盟全体としても235議席（46.26%）に留まった。そのため、同党は政権発足当初から公式制度上は政治的劣位を余儀なくされたのである。さらに、ムスリム同胞団に由来する動員機能のある程度備えた一方、エジプト民主同盟加盟各党の代表者を閣僚に登用しなかったことを踏まえると与党勢力としての利害調整機能を十分に備えていなかったと考えることができる²。

加えて、第4章の統計分析の観点から見ると、2013年7月のクーデター前夜のムルシー政権は、支配エリートの組織的基盤として安定しやすいはずの文民共和政であるにもかかわらず（操作上、軍政と見なされるムバーラク政権と比べても）体制変動が発生しやすい状況であったことが分かる。その体制変動全般の発生確率は、前述の2011年人民議会選挙の議席占有率（46.26%）から推定した場合は5.37%であり、その後、2012年6月に最高憲法裁判所の判決および軍最高評議会の決定によって人民議会が解散し、議席占有率が0%になったことを考慮した場合は12.21%であった³。

そして、このような比較歴史分析と統計分析の両面から窺える政治的劣位を抱えたムルシー政権を実際に退陣に追い込んだ具体的な争点は、第一暫定政権期以来、棚上げにされてきた新憲法の起草であった。同政権は憲法起草過程

² 2012年8月1日に発足したヒシャーム・カンディール内閣の陣容は <http://english.ahram.org.eg/News/49365.aspx>（2012年8月3日最終閲覧）を参照。内閣の大多数を占めたのは政治家ではなく技術者、実業家、法曹関係者、軍関係者であった。その一方、ムルシーは各党の代表者を大統領顧問に登用し、政治勢力間の調整を図った（*al-Ahram* 5, 9, 27 Aug. 2012）。

³ 体制変動全般の発生確率の推定は表4.3のモデル6に基づく。

第8章 結論

において野党勢力への政策的譲歩や分割統治によって政治的分極化の解消を試みるどころか、むしろ、大統領権限の一方的・強権的行使によって野党勢力の反発や大同団結を助長した。政治的不満を抱いた野党勢力（特にイスラーム主義勢力の台頭を懸念した世俗勢力）は、憲法の内容だけでなく、国内経済の立て直しに有効な措置を講じることができないムルシー政権の「失政」に批判の矛先を向けた。その批判は、新たな抗議運動組織として、ムルシーの退陣と大統領選挙の早期実施を求めるタマッルド（*Tamarrud / Rebellion*）の結成を促し、全国規模の抗議運動へと発展した。そして、半年以上に及ぶ与野党間の政治的混乱は最終的に軍の政治介入を（野党勢力側にとっては半ば意図的に）呼び込む結果となった。このようなエジプト第二共和政の1年間の政治過程は複数政党制・非確立の経路の一例（第3章の注31を参照）として、すなわち、単一政党優位の失敗例として次のような展開を見せた。

第二共和政下の憲法起草過程と政権崩壊

政権発足当初、ムルシーは立法権と執政権の両面において自ら（および自由公正党や大統領支持派）の政治的権限の制度化を試みた。まず、7月8日、立法府に関する大統領令を発令し、軍最高評議会によって解散されたばかりの人民議会の再開と今後の移行過程の手順を定めた。2011年3月30日憲法宣言に定められた立法権を現行の人民議会に付与した一方、新たな人民議会選挙の実施時期を新憲法の起草後（と人民議会法の修正後）に設定した⁴。この順序は相対多数の議席という最低限の影響力を保持したまま新憲法の制定を迅速に終えることを目指したものであった。7月10日に人民議会が開会されると、ワフド党、タガンムウ党、社会民主党、自由エジプト人党などが判決の遵守を求めて出席を辞退する中、自由公正党を初めとする与党勢力は判決への異議申し立てを可決した。しかし、結局、最高憲法裁判所が翌日に同大統領令を破棄したため、人民議会はわずか一日での閉会を余儀なくされた（*al-Ahram* 10, 11 Jul. 2012）。この鞘当ては新体制の樹立当初から司法権の行使をめぐる執政府と司法府が政治対立を抱えていたことを浮き彫りにした。

⁴ 2012年大統領令第11号の全文は巻末付録を参照。

次に、ムルシーは第一暫定政権期に軍最高評議会を率いたムハンマド・タンターウィーとサーミー・アナンに引退を勧告し、年金の増額や大統領顧問職の打診によって便宜を供与する一方、8月12日、憲法宣言の発令によって軍最高評議会の政治的権限の低下を図った。同宣言によって軍の権限拡大を狙った2012年6月17日憲法宣言は破棄され、人民議会解散中の立法権および制憲議会の開設権は軍最高評議会から大統領へと移譲された⁵。かくして、ムルシーは、人民議会解散中においても諮問評議会に審議を委ね、そこで可決された法案を大統領令として発令するという手順によって議会政治を再開することが可能になった。加えて、6月に再開された制憲議会の地位をめぐる裁判所の審理が行われている状況 (*al-Ahram* 18 Jul. 2012) において、「制憲議会の職務遂行が妨げられた場合」(すなわち、裁判所の判決によって解散を余儀なくされた場合) に大統領が新たに制憲議会を設置することが同宣言によって可能になった。そして、立法権と執政権に制度変更が施されたのと同じ日、タンターウィーの引退を受けて軍最高評議会議長および国防相の後任が発表された。その人物こそが、当時、軍事情報庁長官を務めていたスィー・スィーであった⁶。

このように与党勢力が政治的権限の制度化を進めていく一方、野党政治家は新体制の樹立を契機にそれぞれ新たな政治勢力の形成に乗り出した(第二共和政下の主要政党の一覧とその変遷は巻末付録・図A.4を参照)。特に、個別政策の審議や新憲法の起草をめぐるワフド党、タガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党、社会民主党、自由エジプト人党などの既存政党とともに野党勢力として振る舞った主要な新党として、人民勢力(*al-Tayyār al-Sha‘bī al-Miṣrī / Egyptian Popular Current*)、立憲党(*Ḥizb al-Dustūr / Constitutional Party*)、会議党(*Ḥizb al-Mu‘tamar / Conference Party*)、強いエジプト党(*Ḥizb Miṣr al-Qawīya / Strong Egypt Party*)、エジプト国民運動(*al-Ḥarakat al-Waṭanīya al-Miṣrīya / Egyptian National Movement*)の5つを挙げることができる⁷。

⁵ 2012年6月17日憲法宣言および8月12日憲法宣言の全文は巻末付録を参照。

⁶ さらに同日、ムルシー政権はスィー・スィーの国防相登用に加え、最高司法裁判所・次席裁判官のマフムード・メッキーを(政治的権限を明確に定めないまま)副大統領に登用した(*al-Ahram* 12, 13 Aug. 2012)。

⁷ 加えて、同時期の既存政党の動向として、タガンムウ党と同党から派生した社会主義人民連盟党は共産党などとともに左派の政党連合として民主革命同盟(*Democratic Revolutionary Coalition*)を結成し、アラブ民主ナセル主義党とカラーマ党は国民合意党などとともに統一アラブ主義党の形成を構想した(*al-Ahram* 19, 28 Sep. 2012)。

第8章 結論

人民勢力は、カラーマ党の幹部を務めたハムディーン・サッバーヒーが2012年5月の大統領選挙当時の支持者を結集した政治勢力であり、その選挙綱領として掲げられた世俗主義・中道左派寄りの政策を取り入れるよう政権に求めた（*al-Ahram* 17 Aug.; 20. Sep.; 1 Oct. 2012）。立憲党は、第一共和政期末期に国民改革協会（第6章を参照）を率いたモハメド・エルバラダイを中心に結成された中道右派寄りの世俗政党である。同党は新体制樹立直後からイスラーム主義勢力の権力独占を懸念し、様々な政治勢力を政権に関与させることが重要であると強調した（*al-Ahram* 24, 25 Jul.; 29 Aug.; 17 Sep. 2012）。会議党は、アラブ連盟事務局長を務め、大統領選挙に出馬したアムル・ムーサを中心に中道左派と中道右派に跨るおよそ20の小政党を結集した世俗政党である。旧与党から四分五裂していた小政党を合同し、イスラーム主義勢力への対抗を念頭に「エジプトの多数派を占める穏健な世論を代表し、エジプトの世俗性を維持すること」を目標に掲げた。当初は民主戦線党やガド党も同党への合同の意向を示していた（*al-Ahram* 18, 20 Sep.; 1 Oct. 2012）。強いエジプト党は、同胞団元幹部として大統領選挙に出馬したアブドゥル・モネイム・アブーフトゥーフを中心に結成された穏健なイスラーム主義政党である（*al-Ahram* 2 Jul. 2012）。同じく同胞団から派生したワサト党や、より急進的な主張を展開するサラフィー政党が与党勢力として自由公正党を支持する側に回ったのに対して、同党は（第一共和政当時からの個人的確執を踏まえ）あくまで野党として中立的な立場を保った。そして、エジプト国民運動は、大統領の座をめぐるムルスィーと決選投票を争ったアフマド・シャフィークを中心に結成された世俗政党である。党員は主に旧与党支持者で占められ、会議党に結集した政治家と比べて政権に対して強硬な姿勢で臨んだ（*al-Ahram* 17 Sep. 2012）。

このように政党政治の構成に変化が見え始めたのと軌を一にして制憲議会（100人委員会）⁸の審議が9月以降に本格化し始めた。しかし、第一暫定政権期からイスラーム主義勢力と世俗勢力の政治的分極化が露呈し続けている状況において、その審議の進行は一筋縄では行かなかった。特に両者の対立を際立

⁸ 制憲議会の人員構成100人は6月7日の各党の合意によって政党枠39人・有識者枠61人に定められた。その議員一覧は6月12日にムスリム同胞団のウェブサイト上で公開されたが、世俗勢力は「イスラーム主義者の独占」を理由に制憲議会への出席を一時的に辞退していた（第7章の注30を参照）。

たせたのは、憲法制定後の大統領の地位と、法源としてのイスラーム法の位置付けであった。

まず、大統領の地位について在任中に特定の政党に属さないことが審議の中で確認された。しかし、4年2期に設定された大統領の任期については与野党で異なる認識が示された。自由公正党を初めとする与党勢力は、政権の長期化を狙って、任期を憲法制定前から起算して現職大統領のムルシーが2016年まで任期を全うできることを求めた。それに対して、野党勢力は政権交替の可能性を念頭に置き、憲法制定後の移行期間の終了までを現職大統領の任期と定め、その後新たに選ばれた大統領から4年の任期を起算することを求めた (*al-Ahram* 6, 20, 26 Sep. 2012)。

次に、イスラーム法について制憲議会事務局は1971年憲法の文言を踏襲し、「主要な法源」としての位置付けに変更を加えない姿勢を早々と強調していた。しかし、同胞団やヌール党（その中でも特に2012年末に新たにワタン党を結成する派閥）などのイスラーム主義勢力はあくまでイスラーム法のみを法源に位置付けることに加え、ムスリムと非ムスリムの法体系の区別、喜捨と寄進の整備、アズハルの判断の重視、不敬罪の導入などを求めた (*al-Ahram* 4, 26 Sep.; 5 Oct. 2012)。これに対して、9月27日、人民勢力、会議党、民主革命同盟は政教分離の維持を求める世俗勢力の結束を強めるため、制憲議会内の会派としてエジプト愛国同盟 (Egyptian Patriotism Alliance) を結成した。同同盟は、立憲党、自由エジプト人党、民主戦線党、アラブ民主ナセル主義党、カラーマ党、社会主義人民連盟党などととも、制憲議会の審議拒否を求めるサッバーヒーとエルバラダイの求めに同調した (*al-Ahram* 27, 29 Sep. 2012)。

その後、10月に入って新憲法案の第一稿が公表されると、政権側は新憲法案の審議について野党勢力との合意形成を試みるため、大統領や与党関係者との「国民対話」の場を設けた (*al-Ahram* 24 Oct.; 3, 6 Nov. 2012)。しかし、世俗政党の大多数は出席せず、野党勢力の取り込みの試みは功を奏さなかった。さらに、自由公正党（ひいてはムスリム同胞団）の一極支配を懸念した4月6日運動やコプト教会など、広範な政治勢力が制憲議会から離脱し、審議に支障が出始めると、憲法起草をめぐる政治対立の主戦場は街頭へと飛び火し始めた (*al-Ahram* 15, 17, 18, 19 Nov. 2012)。イスラーム主義勢力（特に自由公正党より強

第8章 結論

硬なサラフィー勢力)が現政権の支持やイスラーム法に基づく新憲法の採用を求め、街頭デモを実行したのに対して、世俗勢力(特に現状に不満を抱く若者勢力)は1年前の2011年11月中旬に起こった暴力的衝突の真相究明を求めて現政権への抗議運動を展開し、その両陣営のデモはさらなる暴力的衝突を助長した(*al-Ahram* 8, 21 Nov. 2012)。さらに、6月に再開された制憲議会の法的地位をめぐる最高行政裁判所が再び違憲判決を下す観測が強まり、早期の憲法制定を求める与党勢力にとって予断を許さない状況が続いた(*al-Ahram* 30 Jul.; 2, 23 Oct. 2012)。このように、11月中旬、新憲法の起草は、制憲議会の審議の不調、街頭での暴力的衝突、裁判所の判決の行方という3つの問題を同時に政権に突き付けたのである。

11月22日、ムルシーはこうした政治的難局を一挙に打開するため新たな憲法宣言を発令した。同宣言では、2011年1月の騒擾に関する調査の再開と移行過程の延長に加え、特に、大統領に検事総長の任免権を付与すること、新憲法の制定と人民議会選挙が完了するまで大統領のあらゆる決定を裁判所の判決によって覆されないこと、そして、諮問評議会と制憲議会が裁判所の判決によって解散されないことが定められた。つまり、暫定憲法で定められていない強権的措置を一方的に講じ、司法府に対する執政府と立法府の優位を誇示し、新憲法の起草と制定の迅速化に向けて断固とした姿勢を見せたのである⁹。

この大統領の決定は、執政府や立法府における与党勢力や、制憲議会や街頭におけるイスラーム主義勢力の支持を受けたが、実際には政治的難局を開き、野党勢力に大同団結を促し、ムスリム同胞団の一極支配、すなわち、エジプトの「同胞団化」(*ikhwanization*)に対する民衆の懸念を醸成したのである(*al-Ahram* 22, 24, 27 Nov. 2012)。こうした野党勢力や民衆の反発を受け、ムルシーは12月8日に新たな憲法宣言を発令し、大統領の政治的権限の強化に関する前言を撤回した。しかし、それでも全ての憲法宣言を訴訟の対象外に置き、あくまで司法府の干渉を受け

⁹ 2012年11月22日憲法宣言の全文は巻末付録を参照。この憲法宣言の発令は大統領本人が既存憲法の制度的枠組みを逸脱して自らの政治的権限を強化した自己クーデター(*auto-golpe*)に該当し、民主主義体制の8つの判断基準(Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010)のうち「現職者の権力濫用の不在」を侵害する。そのため、ムルシーを首班とする自由公正党政権下のエジプト第二共和政は、この時点から政権発足時に遡って権威主義体制に分類される。政治体制の判断基準については第2章第1節第1項を参照。

表 8.2 2012 年共和国憲法の賛否に関する国民投票の結果

県名	賛成	%	反対	%	有効 投票数	登録 有権者数	%
ナイル川下流							
アレクサンドリア	665,985	55.63	531,221	44.37	1,197,206	3,347,770	35.76
ベヘイラ	819,017	75.47	266,144	24.53	1,085,161	3,276,930	33.12
カフル・エル・シャイフ	306,118	67.60	146,742	32.40	452,860	1,886,212	24.01
ガルビーヤ	468,244	47.87	509,972	52.13	978,216	2,948,656	33.17
メヌフィーヤ	363,894	48.75	382,491	51.25	746,385	2,236,898	33.37
カリュビーヤ	421,716	60.62	273,913	39.38	695,629	2,639,808	26.35
ダミエッタ	205,474	64.42	113,480	35.58	318,954	868,773	36.71
ダカハリヤ	647,489	55.19	525,713	44.81	1,173,202	3,719,758	31.54
シャルキーヤ	736,929	65.95	380,520	34.05	1,117,449	3,565,351	31.34
カイロ	950,532	43.07	1,256,248	56.93	2,206,780	6,580,478	33.54
ギザ	983,403	66.33	499,199	33.67	1,482,602	4,383,701	33.82
ファイユーム	485,802	89.43	57,431	10.57	543,233	1,579,694	34.39
ナイル川中流・上流							
ベニ・スエフ	466,688	84.84	83,363	15.16	550,051	1,454,278	37.82
ミニヤ	763,729	83.19	154,305	16.81	918,034	2,718,947	33.76
アシュート	449,431	76.09	141,244	23.91	590,675	2,127,688	27.76
ソハーグ	468,138	78.82	125,810	21.18	593,948	2,393,672	24.81
ケナ	307,839	84.68	55,679	15.32	363,518	1,629,713	22.31
ルクソール	133,880	76.63	40,841	23.37	174,721	685,009	25.51
アスワン	149,020	76.65	45,396	23.35	194,416	872,740	22.28
スエズ運河沿岸							
ポートサイド	85,353	51.13	81,578	48.87	166,931	445,322	37.49
イスマイリーヤ	178,840	70.03	76,536	29.97	255,376	713,963	35.77
スエズ	105,461	71.07	42,934	28.93	148,395	387,522	38.29
西部・東部砂漠・シナイ半島							
マトルーフ	70,237	91.66	6,393	8.34	76,630	232,388	32.98
新河谷	41,728	87.34	6,047	12.66	47,775	143,584	33.27
紅海	44,094	62.64	26,301	37.36	70,395	212,495	33.13
北シナイ	50,924	78.30	14,111	21.70	65,035	215,618	30.16
南シナイ	11,697	63.43	6,743	36.57	18,440	65,407	28.19
在外投票	162,231	67.53	77,993	32.47	240,224	586,491	40.96

(注) <http://english.ahram.org.eg/News/61119.aspx> (2012 年 12 月 23 日最終閲覧) に基づく。

第8章 結論

付けないことが強調された¹⁰。

このように対立が強まる中でも制憲議会の審議は続き、11月30日に新憲法の最終案が公表された。政権側は国民投票の着実な実施に向けて再び「国民対話」を打診したが、野党勢力はその求めには応じず、有権者に投票辞退を呼びかけた (*al-Ahram* 7, 8 Dec. 2012)。国民投票は12月15日と22日に分けて実施され、12月26日、新憲法案が賛成多数で承認されたことが発表された¹¹。しかし、その結果は政治的分極化を反映し、投票率も得票率も低く、与党勢力は必ずしも全国的支持を集めることができなかった (表 8.2 を参照)。

国民投票に際して野党勢力の連合組織として与党勢力との直接対決の矢面に立ったのが、サッバーヒーとエルバラダイを中心に結成された救国戦線 (*Jabha al-'Inqādh al-Waṭanī / National Salvation Front*) であった。同戦線には、人民勢力、立憲党、ワフド党、タガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党、民主戦線党、自由エジプト人党、社会民主党、カラーマ党、社会主義人民連盟党、会議党の各党と、キファーヤや4月6日運動などの運動組織が一堂に会した (*al-Ahram* 24 Nov. 2012)。11月24日に発表された結成趣意書では、司法府の重要性、緊急事態法の復活の可能性、移行過程の手続きの不透明さ、ムスリム同胞団の権力独占、諮問評議会の正統性の欠如などが強調された¹²。第一共和政崩壊以降、

¹⁰ 2012年12月8日憲法宣言の全文は巻末付録を参照。

¹¹ 全236条で構成される2012年エジプト・アラブ共和国憲法の全文は巻末付録を参照。同憲法の特徴や1971年憲法からの変更点として以下の点を挙げるができる。①立法の法源に関する規定(第2条)を維持する一方、キリスト教とユダヤ教の法規(第3条)とアズハルに関する規定(第4条)を追加、②エジプトの政治体制に関する規定(第6条)に政権交替、権力分立、法の支配などの文言を追加、③砂漠(第16条)、天然資源(第18条)、水資源(第19条)、海洋資源・遺跡保護(第20条)に関する規定を追加、④寄進制度の復活(第25条)を明記、⑤礼拝所の設立の自由(第43条)を明記、⑥使徒・預言者への侮辱に対する禁則(第44条)を明記、⑦教育課程における宗教教育とエジプト史の重要性(第60条)を強調、⑧下院を人民議会 (*Majlis al-Sha'ib / People's Assembly*) から代議院 (*Majlis al-Nuwwāb / House of Representatives*) に改称(第82条)、⑨議事堂内への軍の立入規制(第100条)を明記、⑩大統領の任期を4年2期に制限(第133条)、⑪最高憲法裁判所の構成と役割(第176・177条)を明記、⑫国防相を軍将校から任命すること(第195条)を明記、⑬独立行政法人と規制機関に関する規定(第200~216条)を追加、⑭イスラーム法の諸原則に該当する出典(第219条)を明記、⑮移行期間の規定として現職大統領の任期を4年2期に定める(第226条)、⑯移行期間の規定として代議院選挙が実施されるまで評議院〔諮問評議会〕に完全な立法権を付与(第230条)、⑰憲法施行後最初の両院議会選挙の選挙制度として議席総数の2/3に政党名簿制、1/3に個人選出制を採用すること(第231条)を明記。

¹² 救国戦線の結成趣意書は <https://www.facebook.com/photo.php?fbid=435932109789951&set=a.348099098573253.71502.348087485241081&type=1> (2012年11月25日最終閲覧)を参照。

離合集散を続けてきた世俗勢力は反ムルスィー（ひいては反同胞団）を軸に 1 つの政治勢力へと結集したのである。

同戦線は、新憲法の制定後も与党勢力への対決姿勢を緩めず、代議院選挙の早期実施について 11 の要求を、ムルスィーの政権運営の不備について 5 つの要求を突きつけ、街頭デモを繰り広げた (*al-Ahram* 12, 26 Jan. 2013)¹³。これに対して、2013 年 2 月 10 日、自由公正党は世俗勢力の反抗を迎え撃つ形で国民良心戦線 (National Conscience Front) を結成し、ワサト党、建設開発党、文明党などのイスラーム主義政党とガド党が結集した。同戦線は大統領との「国民対話」の重要性や暴力的衝突の回避を強調しつつ、現政権や新憲法への支持を喧伝した (*al-Ahram* 10 Feb. 2013)。そのため、政党政治の構図として第一暫定政権期 (第 7 章を参照) と第二共和政はどちらも同じように政治的分極化を抱えていたが、与野党間の主戦場には大きな違いがあった。前者の場合は人民議会選挙と大統領選挙という制度的な競争が重視されたのに対して、後者の場合は街頭デモという非制度的な角逐が重視され始めたのである。

このような街頭での政権支持派と反対派の対立は 4 月に新たな抗議運動としてタマッルドが結成されたことで大きな転機を迎える。タマッルドは 4 月にキファーヤから派生して結成された運動組織である。この組織が従来の街頭運動と異なったのは、単に街頭で氣勢を上げただけでなく、より根本的に反体制的姿勢を見せるため、自由公正党政権の発足 (第二共和政の樹立) の 1 周年に当たる 2013 年 6 月 30 日に向けてムルスィー大統領の退陣と大統領選挙の早期実施を求めて 1500 万人分の署名を街頭で集め始めたことであった (*al-Ahram* 13 My. 2013)。救国戦線加盟の世俗政党各党はこの動きに同調し、全国的な署名活動を支援するとともに 6 月 30 日に予定される大規模な抗議集会への参加を明言した (*al-Ahram* 16 My.; 9 Jun. 2013)。

抗議集会の日程が近づくにつれて与野党間の対立は激化の一途を辿った。政権側は大統領の退陣要求を拒否し、「国民対話」に基づく協議を打診し続けたが、野党勢力側はその打診を拒否し、あくまでも大統領の自発的退陣を声高に要求し続けただけでなく、事態打開のため軍の政治介入を期待する声も出始めた

¹³ 救国戦線の 2013 年 1 月の要求については巻末付録を参照。

第8章 結論

(*al-Ahram* 22, 23, 24 Jun. 2013)。そして、6月30日当日、カイロのタハリール広場を始めとする全国各地の抗議集会の参加者は数百万人に膨れ上がり、タマッルドは2200万人の署名が集まったと発表した。救国戦線は、その抗議集会の参加者数と署名数の多さを背景に大統領の退陣の必要性を改めて強調した¹⁴。

その翌日、与野党間の政治対立をめぐる事態は大きく展開した。政権側が野党勢力への「国民対話」の打診という従来通りの対応に終始したのを尻目に軍最高評議会が独自に緊急声明を発表し、「現政権が48時間以内に政治的混乱を打開しなければ軍が移行過程の新たな工程表の作成に着手する」という最後通牒を突きつけたのである。野党勢力は最後通牒を歓迎し、軍の介入を成就させるため与野党勢力への対立姿勢をさらに強めた。加えて、前年8月の引退以降、大統領顧問を務めてきた元軍高官のアナンや、政治に対して中立的立場を保つはずのコプト教会も軍の介入への支持を表明した (*al-Ahram* 2 Jul. 2013)。

結局、与野党間の和解に進展が一切見られないまま48時間の期限に達し、7月3日、スィーサー国防相は軍最高評議会議長として政治に介入した。ムルスィー大統領は軍に解任され、その身柄を拘束された。同日、軍は新たな移行過程の工程表を発表し、その一端として憲法の停止と暫定大統領の任命を決定した¹⁵。かくして、第二共和政はわずか1年で終焉を迎えた。自由公正党はその政権発足当初から単一政党優位を確立しにくい構造的条件を満たしていたのに加え、憲法起草に由来する政治的分極化を最後まで打開できず、軍の政治介入を呼び込む結果となったのである。

¹⁴ 2013年6月30日に全国各地で起こった大規模な抗議運動の推移は、<http://english.ahram.org.eg/News/75297.aspx>、<http://english.ahram.org.eg/News/75341.aspx> (2013年7月1日最終閲覧)を参照。

¹⁵ 工程表の全文は http://www.cc.gov.eg/Legislations/Egypt_Legislations.aspx (2013年7月3日)を参照。特に移行過程の手順として以下の8つの点が強調された (*al-Ahram* 3 Jul. 2013)。

- ① 2012年エジプト・アラブ共和国憲法を一時的に停止する。
- ② 大統領選挙を早期に実施し、新しい大統領を選出するまでの期間、最高憲法裁判所首席裁判官に国家元首としての権限を付与する。
- ③ 現在の難局を打開するため有能な人物を結集した政権を樹立する。
- ④ 一時停止中の憲法の問題箇所を是正するための憲法修正委員会を設置する。
- ⑤ 代議院選挙の早期実施に向けて現在審査中の代議院法の承認を迅速に進めるよう最高憲法裁判所に求める。
- ⑥ 報道機関の業務を保障するための倫理規定を策定する。
- ⑦ 「国民和解」のための委員会を設置する。
- ⑧ 若者を意思決定に関与させるための措置を迅速に講じる。

(2) 第二暫定政権期・第三共和政下の政党政治：単一政党優位の潜在的成功

スィーサーが軍最高評議会議長として実効支配者を務めた第二暫定政権期の1年間と、2014年6月8日の大統領就任後の第三共和政は、第3章で提示した単一政党優位の4つの経路のうち複数政党制・確立の経路を辿りつつあるように思われる¹⁶。とりわけ、本稿の執筆時点（2015年7月）において、同体制は、形式的には複数政党制を維持（重大局面①）し、憲法制定後の代議院選挙の早期実施を掲げつつも、移行過程の延長と選挙関連法に対する裁判所の違憲判決によって選挙の実施（すなわち、重大局面②における議会政治上の政治的優位の確立）を先延ばしにし、緩やかな大統領支持派という制度的無党制を実質的に形作った。政権側は、その時間的余地を与党構築期として活用し、主要な野党勢力（ムスリム同胞団に代表されるイスラーム主義勢力）の排除を進める一方、世俗勢力を含む広範かつ緩やかな大統領支持派を第一共和政下の国民民主党に代わる新たな与党勢力として再構築しつつある。

2013年7月に組閣された暫定政権は第一暫定政権期と同じく軍主導の後見政権であった。7月3日に発表された移行過程の工程表に即して、最高憲法裁判所・首席裁判官のアドリー・マンズールが暫定大統領に就任したのに加え、第一暫定政権期に副首相兼財務相を務めたハーゼム・ベブラーウィーが首相に、立憲党党首として救国戦線を率いたエルバラダイが副大統領に登用された。その内閣の陣容は広範な政治勢力を代表した「中立的」な布陣であることが強調された一方、第一副首相兼国防相に就任したスィーサーが軍最高評議会議長として国政運営に隠然たる影響力を保ち続けた¹⁷。

とりわけ、執政府が政治的分極化の一方の当事者であったために政治対立が拡大したのが第二共和政の基本的構図であったのに対して、実効支配者としての軍最高評議会議長（と裁判官出身の暫定大統領）が政治的分極化の仲介者として一見して「中立的」な行動を図ったのが第二暫定政権期の基本的構図であ

¹⁶ 第二暫定政権期以降のエジプトは、その政権発足当初から、政治体制としては権威主義体制、下位類型としては軍政に分類される。政治体制の判断基準については第2章第1節第1項を参照。

¹⁷ ベブラーウィー内閣の陣容は <http://english.ahram.org.eg/News/76609.aspx>（2013年7月17日最終閲覧）を参照。

第8章 結論

った。これは第一暫定政権期の状況とも類する構図である。

当初、暫定政権は旧政権との和解を演出し、閣僚職の分配を同胞団に提案していた (*al-Ahram* 10 Jul. 2013)。しかし、同胞団側はその提案を拒否し、選挙で選ばれた大統領がクーデターという憲法で定められていない方法で追放されたこと、そして、その直後に主要幹部が逮捕されたことを問題視して暫定政権に民主主義的な正統性がないと国内外に向けて喧伝した。結局、イスラーム主義勢力に対する政権側の措置は強権的・抑圧的対応へと転じ、2013年8月のカイロのラービア・アダウィーヤ広場における同胞団支持派の座り込みの強制排除をきっかけに暴動対処のため緊急事態を宣言するに至った。その後、政権側(暫定政権およびスィースィー政権)は2年間のうちに同胞団幹部の逮捕、同胞団支持派への弾圧、ムスリム同胞団のテロ組織認定(2013年12月)、自由公正党の解党処分(2014年8月)、そして、前大統領を含む最高幹部に対する極刑判決(2015年6月)という形でイスラーム主義勢力の政治的排除を進めた。こうした一連の措置は反発を呼んだ¹⁸が、政治的安定を求めてイスラーム主義勢力への反感を抱く大多数の民衆からは積極的支持(や少なくとも消極的黙認)を得た。そして、政権側はそのような支持を背景に自らに有利な政治制度の構築を進めた。その最たるものが再度の新憲法の起草であった。

2013年7月8日に発令された暫定憲法は第二暫定政権期の憲法起草の手続きとして3段階の手順を定めた。第一に、裁判官や憲法学者で構成される専門家委員会による憲法修正の基本方針の策定(第28条)、第二に、幅広い社会階層から選ばれた憲法起草委員会(50人委員会)によるその修正項目の審議(第29条)、第三に、憲法修正案に関する国民投票の実施(第30条)、である¹⁹。加えて、第一暫定政権期の暫定憲法では両院議会選挙の実施後の憲法起草(第60条)が定められたのに対して、第二暫定政権期の暫定憲法では憲法起草後の大統領選挙・代議院選挙の実施(第30条)が定められた。この順序の変更には軍最高評議会の(2011年のムバーラク政権崩壊以降の)一貫した選好を見て取ることができる。軍にとっては、選挙を先に実施して特定の政治勢力が得票率や議席

¹⁸ とりわけ、2013年8月14日、エルバラダイはラービア・アダウィーヤ広場での抗議集会の強制排除に抗議して副大統領を辞任した。

¹⁹ 第二暫定政権期の暫定憲法(2013年7月8日憲法宣言)の全文は巻末付録を参照。

表 8.3 2014 年共和国憲法の賛否に関する国民投票の結果

県名	賛成	%	反対	%	有効 投票数	登録 有権者数	%
ナイル川下流							
アレクサンドリア	2,720,162	98.45	42,790	1.55	2,762,952	3,416,629	80.87
ベヘイラ	1,234,019	97.90	26,484	2.10	1,260,503	3,376,941	37.33
カフル・エル・シャイフ	803,940	98.64	11,098	1.36	815,038	1,935,985	42.10
ガルビーヤ	1,551,093	98.66	21,083	1.34	1,572,176	3,020,674	52.05
メヌフィーヤ	1,212,268	98.65	16,543	1.35	1,228,811	2,298,208	53.47
カリュビーヤ	1,198,011	98.42	19,209	1.58	1,217,220	2,718,798	44.77
ダミエッタ	404,687	98.41	6,546	1.59	411,233	891,241	46.14
ダカハリヤ	1,850,535	98.72	24,062	1.28	1,874,597	3,793,080	49.42
シャルキーヤ	1,646,736	98.37	27,232	1.63	1,673,968	3,681,587	45.47
カイロ	2,720,162	98.45	42,790	1.55	2,762,952	6,674,865	41.39
ギザ	1,459,201	98.02	29,461	1.98	1,488,662	4,518,941	32.94
ファイユーム	370,802	96.72	12,582	3.28	383,384	1,628,192	23.55
ナイル川中流・上流							
ベニ・スエフ	469,974	96.63	16,386	3.37	486,360	1,506,498	32.28
ミニヤ	698,621	96.60	24,572	3.40	723,193	2,808,534	25.75
アシュート	515,571	96.09	20,961	3.91	536,532	2,219,387	24.17
ソハーグ	574,797	97.18	16,699	2.82	591,496	2,485,950	23.79
ケナ	395,439	97.62	9,625	2.38	405,064	1,676,423	24.16
ルクソール	214,510	98.31	3,693	1.69	218,203	703,670	31.01
アスワン	248,571	97.83	5,517	2.17	254,088	891,699	28.49
スエズ運河沿岸							
ポートサイド	233,672	98.52	3,516	1.48	237,188	453,377	52.32
イスマイリーヤ	289,863	98.04	5,808	1.96	295,671	735,103	40.22
スエズ	140,167	97.82	3,117	2.18	143,284	396,466	36.14
西部・東部砂漠・シナイ半島							
マトルーフ	42,242	96.20	1,668	3.80	43,910	224,385	19.57
新河谷	49,920	96.43	1,849	3.57	51,769	147,525	35.09
紅海	103,858	97.28	2,900	2.72	106,758	244,603	43.65
北シナイ	72,161	96.79	2,396	3.21	74,557	223,533	33.35
南シナイ	60,651	96.08	2,472	3.92	63,123	70,845	89.10
在外投票	104,464	98.05	2,077	1.95	106,541	681,346	15.64

(注) <http://english.ahram.org.eg/News/91957.aspx> (2014年1月20日最終閲覧)に基づく。

第8章 結論

占有率の高さに比例した発言権を持ち始めて「国民的総意」としての憲法起草を阻害されるより、憲法を先に起草して「国民的総意」として自らの政治的権限を保持したうえでその枠内で選挙を実施したほうが望ましいのである。

憲法起草の3段階の手續きとして、まず、専門家委員会は7月21日に検討作業を開始し、1ヶ月後の8月19日に粛々と作業を完了した²⁰。修正対象は130項目以上に及び、その中でも、立法の法源に関する規定の保持、イスラーム法の諸原則に該当する出典の撤廃、宗教政党の禁止の再導入、選挙制度における個人選出制の重視、上院としての諮問評議会の廃止、国民民主党関係者の参政権剥奪の撤廃などが強調された (*al-Ahram* 21 Jul.; 18, 20 Aug. 2013)。

次に、専門家委員会の基本方針の策定を受けて、憲法起草委員会が9月1日に発足した。50人の委員は、暫定憲法で定められた部門上・宗派上・人口構成上の多様性に即して、若者の代表者に加え、労働組合、農業組合、医師会、商工会議所、作家協会、技術者協会、観光協会など、様々な業界団体の代表者から選ばれた。しかし、ワフド党、社会民主党、会議党、タガンムウ党など、救国戦線加盟各党の代表者が多くを占めた一方、イスラーム主義勢力と目される委員は第二共和政下の制憲議会と比べて穏健化し、その人数も大きく減少した²¹。街頭において旧体制支持派と現体制支持派あるいは治安部隊との対立は続いていたが、審議自体は政治的分極化を招くことなく粛々と進み、新憲法の最終案は条文ごとの投票を経て12月1日に公表された。

最後に、国民投票は2014年1月14日と15日に分けて実施され、1月18日、新憲法案が賛成多数で承認されたことが発表された²²。投票率は一部の県を除

²⁰ 専門家委員会は司法関係者6人と憲法学者4人の合計10人で構成された。その内訳は <http://english.ahram.org.eg/News/77015.aspx> (2013年7月22日最終閲覧) を参照。

²¹ 50人委員会の構成は <http://english.ahram.org.eg/News/80519.aspx> (2013年9月1日最終閲覧) を参照。

²² 全247条で構成される2014年エジプト・アラブ共和国憲法の全文は巻末付録を参照。同憲法の特色や2012年憲法からの変更点として以下の点を挙げるができる。①立法の法源(第2条)とキリスト教・ユダヤ教の法規(第3条)に関する規定を維持、②公共医療(第18条)・教育(第19条)・高等教育(第21条)・科学研究(第23条)に対する政府支出の割り当ての水準を明記、③寄進制度に関する条文を削除、④スエズ運河の保護と発展に関する規定(第43条)を追加、⑤拷問の禁止(第52条)を明記、⑥差別・憎悪の煽動の罰則化(第53条)、⑦宗教政党の設立を禁止(第74条)、⑧二院制から一院制に変更(第101条)し、代議院の選出議員の人数を増加し、任命議員を再導入(第102条)、⑨大統領の被選挙権を厳格化(第142条)、⑩代議院に大統領への不信任動議の権利を付与(第161条)、⑪地方評議会の議員構成の割合を明記(第180条)、⑫軍事予算を軍の管轄下に置くことを明記(第203条)、⑬イスラーム法の諸原則に該当する出典を削除、⑭国旗

いて前回の水準をわずかに上回る程度に留まったが、得票率は各県とも軒並み95%以上であり、新体制への支持の高さを窺わせた（表 8.3 を参照）。

新憲法の制定とともに政治的争点の主眼は大統領選挙へと移った。特に第一暫定政権期の移行過程と大きく異なったのは、軍が大統領選挙を経て執政権を既存の政治勢力に譲り渡すのではなく、移行後も国政運営の舵取りを正式に掌握し続ける意向を当初から示していたことであった。その意向は代議院選挙と大統領選挙の順序を変更したこととその実施時期の間隔を延長したことにも表れた。第二暫定政権期当初の暫定憲法第 30 条では初めに代議院選挙を実施し、代議院の開会后一週間以内に大統領選挙を公布することが定められていたが、2014 年憲法第 230 条によってどちらか一方の選挙を実施してから 6 ヶ月以内にもう一方の選挙を実施することが新たに定められ、大統領選挙を先に実施することが早い時期に決定された。すなわち、軍にとっては、代議院選挙を先に実施して大統領選挙の立候補者をめぐって議会内での様々な政治勢力との協調や意思統一に煩わされるより、大統領選挙を先に実施して自らの政治的権限を保持に好都合な人物が執政権を掌握してからその大統領の支持者を軸に議会多数派を形成していくほうが望ましいのである。

1 月 27 日、軍最高評議会はスィーサー議長の陸軍元帥への昇格を決定し、「愛国的精神」によって「エジプト国民の要求を満たし、義務を履行するため」として大統領選挙への立候補を承認した（*al-Ahram* 27 Jan. 2014）。そして、3 月 26 日、スィーサーは出馬を正式表明し、軍最高評議会議長および第一副首相兼国防相を辞任した。出馬表明に際して政治的・経済的安定の必要性和重要性が強調された²³。こうした軍の決定やスィーサーの出馬表明は広範な政治勢力の支持を集め、ワフド党、タガンムウ党、会議党、自由エジプト人党、アラブ民主ナセル主義党、エジプト国民運動、タマッルドなどが次々とスィーサー支持を正式に表明した（*al-Ahram* 16 My. 2014）。加えて、出馬を一時検討していたアナンはスィーサーの対立候補としてイスラーム主義勢力の支持を集

への侮辱を罰則化することを明記（第 223 条）、¹⁵移行期間の規定として新たに大統領選挙および代議院選挙の実施時期の間隔を延長（第 230 条）、¹⁶移行期間の規定として軍最高評議会在憲法施行後 8 年間に渡って国防相の任免権を保持（第 234 条）。

²³ スィーサーの大統領選挙への出馬表明の全文は <http://en.aswatmasriya.com/news/view.aspx?id=ba0266ad-446d-4d17-9a62-96d26db13f2e>（2014 年 3 月 27 日最終閲覧）を参照。

第8章 結論

表 8.4 2014 年大統領選挙の投票結果

県名	Sisi	%	Sabbahi	%	有効 投票数	登録 有権者数	%
ナイル川下流							
アレクサンドリア	1,603,621	96.61	56,258	3.39	1,659,879	3,467,139	47.87
ベヘイラ	1,467,212	97.42	38,887	2.58	1,506,099	3,418,117	44.06
カフル・エル・シャイフ	851,752	94.03	54,047	5.97	905,799	1,966,734	46.06
ガルビーヤ	1,729,266	97.94	36,361	2.06	1,765,627	3,063,129	57.64
メヌフィーヤ	1,400,182	98.62	19,608	1.38	1,419,790	2,329,542	60.95
カリュビーヤ	1,430,945	97.62	34,861	2.38	1,465,806	2,755,292	53.20
ダミエッタ	456,826	97.39	12,249	2.61	469,075	905,598	51.80
ダカハリヤ	2,039,466	97.87	44,331	2.13	2,083,797	3,860,885	53.97
シャルキーヤ	1,905,548	97.83	42,257	2.17	1,947,805	3,742,698	52.04
カイロ	3,207,415	96.57	114,061	3.43	3,321,476	6,771,437	49.05
ギザ	1,787,621	96.21	70,394	3.79	1,858,015	4,606,441	40.34
ファイユーム	457,188	96.05	18,786	3.95	475,974	1,656,066	28.74
ナイル川中流・上流							
ベニ・スエフ	556,196	96.15	22,264	3.85	578,460	1,531,473	37.77
ミニヤ	908,994	95.84	39,441	4.16	948,435	2,850,857	33.27
アシュート	671,690	95.28	33,244	4.72	704,934	2,256,304	31.24
ソハーグ	812,781	96.41	30,230	3.59	843,011	2,534,912	33.26
ケナ	537,905	97.15	15,804	2.85	553,709	1,700,686	32.56
ルクソール	266,896	97.50	6,833	2.50	273,729	710,372	38.53
アスワン	303,618	97.12	8,989	2.88	312,607	899,358	34.76
スエズ運河沿岸							
ポートサイド	257,554	97.11	7,654	2.89	265,208	458,481	57.84
イスマイリーヤ	346,652	96.79	11,505	3.21	358,157	747,070	47.94
スエズ	166,582	96.07	6,822	3.93	173,404	401,870	43.15
西部・東部砂漠・シナイ半島							
マトルーフ	53,837	94.89	2,900	5.11	56,737	230,349	24.63
新河谷	58,984	95.59	2,719	4.41	61,703	149,843	41.18
紅海	101,070	95.81	4,421	4.19	105,491	264,930	39.82
北シナイ	69,502	95.43	3,327	4.57	72,829	226,355	32.17
南シナイ	34,173	94.34	2,051	5.66	36,224	85,335	42.45
在外投票	296,628	94.52	17,207	5.48	313,835	—	—

(注) <https://pres2014.elections.eg/>に基づく。

めてしまうことを懸念して出馬を控え、療養中のムバーラク元大統領も「最も相応しい人物である」としてスィー・スィーにお墨付きを与えた (*Cairo Post* 3 Apr. 2014)。さらに、(ムル・スィー支持派がワタン党として離党した後の)ヌール党でさえイスラーム主義への寛容姿勢を評価してスィー・スィー支持を明確に掲げた (*al-Masry al-Youm* 4 My. 2014)。

しかし、それでも全ての政治勢力がスィー・スィーの出馬を歓迎したわけではなかった。4月6日運動、強いエジプト党、ガド党が支持表明を控えたのに加え、2月8日、人民勢力のサッバーヒーが軍の政治介入への対決姿勢を強め、スィー・スィーに先立って大統領選挙への出馬を正式表明した。社会保障の拡充などを綱領に掲げ、主に中道左派・左派政党(立憲党、カラーマ党、エジプト自由党、社会主義人民連盟党)から支持を集めた (*Cairo Post* 13 My. 2014)。そして、大統領選挙は(5月15日から18日の在外投票を経て)5月26日から28日にかけて実施され、6月3日、スィー・スィーが圧倒的多数の支持を得て大統領に当選したことが発表された。2014年1月の国民投票と同じく、投票率の高さは県別で大きな違いが見られたが、得票率は各県とも軒並み95%以上であった(表8.4を参照)。

6月8日、スィー・スィーは第六代大統領に就任し、エジプトの政体は第三共和政へと移行した。本稿の執筆時点(2015年7月)において第三共和政下の政権運営は、第一共和政下のムバーラク政権を彷彿とさせるような、抑圧と取り込みの戦略的・選択的行使によって特徴付けられる。すなわち、エルサレム支援者団(2014年11月以降はシナイ州へと改称)のテロ対策を名目にイスラーム主義勢力(特に同胞団支持派)に暴力的措置を講じて政治的安定を図る一方、代議院選挙の実施が先延ばしにされる中、大統領府直轄の各種の審議会²⁴を設置して専門家や政治家の意見を集約し、また、重要法案の審議のための「国民対話」²⁵を開催して既存の政治勢力の取り込みに努めているのである。加えて、

²⁴ 2014年6月の政権発足以降に設置された審議会は以下の通りである。立法改革委員会(2014年6月)、全国社会対話評議会(2014年8月)、科学技術専門家会議(2014年9月)、経済開発、外交政策、安全保障、教育・科学研究に関する4つの専門審議会(2015年2月)。特に立法改革委員会は代議院開設前の制度配置において主要法案を審議する諮問評議会として機能した。

²⁵ 選挙区法(2014年大統領令第202号)が2015年3月1日に最高憲法裁判所において違憲判決を受けたことを踏まえて、スィー・スィー政権は選挙関連法の協議を進めるため主要な政治勢力に「国民対話」の開催を打診した。会合では選挙区の区割りだけでなく議席総

第8章 結論

湾岸諸国からの財政援助を基調とした大規模公共事業（スエズ運河の拡張、シナイ半島の開発、新たな行政首都の建設）による経済成長を目指し、その一環として2015年3月にエジプト経済開発会議を開催した。このような政治的安定と経済成長を志向する政権運営への期待を背景に来るべき代議院選挙において大統領支持派が圧倒的多数の議席を獲得できれば、緩やかな院内会派や連立与党が形成されるにせよ、確固とした単独与党が構築されるにせよ、軍出身大統領の長期政権、すなわち、権威主義体制下の単一政党優位の確立を期待することができる。

3. 今後の論点

最後に、権威主義体制下の単一政党優位に関する各章の理論的枠組みと一般の知見について今後の研究の方向性を指摘し、本稿全体の議論を締めくくりたい。

第2章で提示した政治体制の分類枠組みは、総じて権威主義体制下の単一政党優位を理解するのに役立つが、それでも、下位類型としての支配エリートの組織構造の違いを実効力のある執政代表者の属性の違い（Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010）として表現すると直観に反する部分も出てくる。その最たるものがリー・シェンロン政権下のシンガポールである。独立から一貫して人民行動党が文民共和政を築いているにもかかわらず、同首相が統合幕僚長や准将を歴任しているがために下位類型の分類上は軍政に位置付けられてしまうのである（巻末付録の政治体制一覧を参照）。そのため、ミラン・スヴォリックが論じたように、下位類型を4つの概念的次元に分解（Svolik 2012）し、それぞれを個別の変数として本稿の統計分析に用いても、同じ分析結果を導き出すことができるか否かを再検討する必要があるかもしれない。

第3章では権威主義体制下の単一政党優位の確立について政党制度の選択と

数の変更や個人選出制と政党名簿制の議席配分についても協議された（*al-Ahram* 2 Apr.; 27 My. 2015）。

議会選挙での勝ち方に着目し、4つの経路を提示した。しかし、あくまで個別事例的に論じたため、政党制度の選択と与党勢力の選択の条件を一般化する必要があるかもしれない。つまり、重大局面①においてなぜどのような条件下において特定の政党制度が選択されるのか、そして、複数政党制を選択した場合、なぜどのような条件下において単独与党か連立与党のどちらが選択されるのかについて問うことができるのである。

第4章で導き出した政党間の競合性と民主化の関係性については、単独与党と連立与党の違いを認識し、それに伴う与党勢力の内部分裂のメカニズムの違いに着目する必要があるだろう。また、支配エリートの組織的基盤の違いだけでなく執政制度の違いが民主化に与える因果効果を実証する必要がある。

第5章で着目した与野党間の名目的合意形成の試みについては、支配エリートの組織的基盤の違い、野党勢力の議席占有率の違い、経済的状況の違い、内戦の発生の有無など、どのような条件下において特設の合意形成の場が設置されやすくなるのか、そして、どのような制度配置が選ばれやすくなるのかを論じることができる。

第6章で検証した野党勢力の選挙前連合の形成については、野党各党のイデオロギーの違いや単一政党優位の確立の有無の違いが選挙前連合の形成確率に与える因果効果を検証することができる。さらに、選挙前連合全般の形成確率だけでなく、選挙前連合の種類別(1つの連合への結集か複数の連合の乱立か)の形成確率の違いを問うこともできる。

第7章で記述した単一政党優位の崩壊後の政党システムについては、そもそも単一政党優位の崩壊後にどのような暫定政権が生じやすいのか、そして、革命臨時政権、権力共有政権、後見政権、国際管理政権という暫定政権の種類の違いが政党システムの在り方にいかなる影響を及ぼすのかを問うことができるだろう。

このように、権威主義体制下の単一政党優位という政治現象は、その事例群の多様性も相俟って、政治体制の分類枠組みの選択、与党勢力の長期的形成過程、与党勢力と体制変動の関係、与野党間の合意形成の試み、野党勢力の選挙前連合の形成、暫定政権下の政党システムという様々な論点の結節点に位置付けることができるのである。

巻末付録

1. 母集団と変数のデータと操作化

(1) 母集団

政治体制 (political regimes)

定義 : 「統治の構成方法、統治の組織方法、そして、主要な意思決定の下し方を規定する取り決め、規範、制度の集合」(Clark, Golder, and Golder 2013: 146)。

操作化 : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)のデータセットの観察単位に相当。

母集団の範囲

- : 1960年から2007年まで一貫して人口が100万人に満たない国々はデータから除外した(Geddes 1999; Brownlee 2009; Geddes, Wright, and Frantz forthcoming)。除外した国々は次の通りである。アイスランド、アンティグアバーブーダ、アンドラ、ガイアナ、カーボベルデ、キリバス、グレナダ、コモロ、サモサ、サンマリノ、サントメプリンシペ、ジブチ、スリナム、赤道ギニア、セーシェル、セントキッツ・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、ソロモン諸島、ツバル、ドミニカ、トンガ、ナウル、パラオ、フィジー、ブータン、バヌアツ、バハマ、バハレーン、バルバドス、ブルネイ、ベリーズ、マルタ、ミクロネシア連邦、モルディブ、モンテネグロ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク。また、台湾とパレスチナは、主要なデータセットにおけるデータが揃っていないため除外する。

民主主義体制 (democratic regimes)

定義 : 「競争選挙の結果で政府の役職が決まる体制」(Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010: 69)。

操作化 : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)における次の9つの判断基準を全て満たした場合を民主主義体制と見なす。①執政府の長の選挙 (exselec=2)、②議会選挙 (legselec=2)、③選出議会の開設 (closed=2)、④複数政党制 (dejure=2)、⑤複数の政党の実質的存在 (defacto=2)、⑥与党連合以外の政党の存在 (defacto2=2)、⑦院内野党の存在 (lparty=2)、⑧現職者の権力濫用の不在 (incumb=0)、⑨政権交替の経験 (type2=0)。

権威主義体制 (authoritarian regimes)

定義 : 民主主義体制ではない政治体制。

操作化 : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)の9つの判断基準のどれか1つを満たしていない場合を権威主義体制と見なす。

支配連合 (ruling coalitions)

定義 : 支配エリートの組織的基盤 (Svolik 2012; cf. Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010)

巻末付録

- 操作化 : ①民主主義体制の場合、大統領制、半大統領制、議院内閣制における与党勢力に該当する。
②権威主義体制の場合、一義的には軍政における軍最高評議会、文民共和政における与党勢力、君主政における支配家系・王室評議会に該当する。政党制度が存在するときは与党勢力も支配連合に追加する。このとき、通常想定されうる単独与党・連立与党だけでなく、軍政における親軍政党、文民共和政における無所属大統領の支持政党、君主政における王党派政党が該当する。

(2) 独立変数

第4章：体制変動

①与党勢力全体の議席占有率

定義 : 議席総数に占める与党勢力全体の議席数の割合

操作化 : 複数政党政治の影響を正確に計測するため、Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)の選出議会の開設 (closed) の変数を用い、一時的に議会を閉鎖していた場合 (closed=0) と任命制議会の場合 (closed=1) は0とする。そのため、議席占有率の値をそのまま用いるのではなく、「議席占有率×選出議会の有無のダミー変数」として計算する。

データ : ①ウェブページに関しては、EISA country profiles、African Elections Database、European Election Database、PARLINE database on national parliaments を参照。

②書籍に関しては、Nohlen, Krennerich, and Thibaut (1999)、Nohlen, Grotz, and Hartmann (2001a; 2001b)、Nohlen (2005a; 2005b)、Nohlen and Stöver (2010)、ポスト社会主義諸国の政党・選挙データベース作成研究会・編 (2009a; 2009b; 2010) を参照。

③論文に関しては、*African Affairs*, *African Journal of Political Science*, *Asian Journal of Political Science*, *Asian Survey*, *Australian Journal of International Affairs*, *Central Asian Survey*, *Commonwealth and Comparative Politics*, *Communist and Post-Communist Studies*, *Democratization*, *Demokratizatsiya*, *Electoral Studies*, *Europe-Asia Studies*, *Government and Opposition*, *International Journal of Middle East Studies*, *Journal of Communist Studies and Transition Politics*, *Journal of Contemporary African Studies*, *Journal of Democracy*, *Journal of East Asian Studies*, *Journal of Latin American Studies*, *Journal of Modern African Studies*, *Journal of North African Studies*, *Journal of Southern African Studies*, *Latin American Research Review*, *Mediterranean Politics*, *Middle East Journal*, *North-east African Studies*, *Pacific Review*, *Party Politics*, *Politikon*, *Post-Soviet Affairs*, *Review of African Political Economy*, *West European Politics* などの学術雑誌に掲載された各国・各界の議会選挙結果と政党政治の論文を参照。

②有効与党数

操作化 : 有効政党数の方程式 (Laakso and Taagepera 1979) を与党勢力のみの数値で計測

データ : 与党勢力全体の議席占有率に用いたデータと同じ。

③与党勢力全体の議席占有率×有効与党数

操作化 : 与党勢力全体の議席占有率と有効与党数の交互作用項

データ : 与党勢力全体の議席占有率に用いたデータと同じ。

④制度的一党制

定義 : 政党制度として一党制を採用している。

操作化 : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)における政党制度の変数が制度的一党制の場合 (dejure=1) に1の値を割り当てる。

データ : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)を用いる。

⑤選挙実施年

操作化 : 執政府の長を選ぶ選挙を実施した年を1とする。

データ : 各国の二次資料から筆者作成。

⑥下位類型 (軍政・君主政)

定義 : 軍政は現役軍人もしくは退役軍人が実効力のある執政代表者を務める場合を指す。君主政は、「国王」に類する肩書きを持ち、前任者や後継者が世襲相続している人物が実効力のある執政代表者を務める場合を指す (Cheibub, Gandhi, and Vreeland 2010: 87, fig.2)。

操作化 : ①軍政の場合、Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)における政治体制の変数が軍政 (regime=4) の場合に1の値を割り当てる。

②君主政の場合、Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)における政治体制の変数が軍政 (regime=5) の場合に1の値を割り当てる。

データ : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)を用いる。軍政、文民共和政、君主政の指定に関して、値の割り当てが不正確な箇所に関しては各国の二次資料を踏まえて適宜修正を施した。

⑥下位類型別の与党脆弱性 (軍政・君主政)

定義 : 下位類型ごとの議会への関わり方の違い。

操作化 : 議会を開設し、かつ、与党勢力全体の議席占有率が低いほど、値が高くなるように操作化する。そのため、軍政と君主政それぞれに関して、「 $(1 - \text{与党全体の議席占有率}) \times \text{選出議会の有無のダミー変数}$ 」として計算する。

データ : 下位類型に関しては Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)、与党勢力全体の議席占有率のデータに関しては前述と同じ。

⑦優位政党化

定義 : 少なくとも実質的に複数政党制が存在する状況において1つの与党勢力が長期政権を確立していること。

操作化 : 優位政党の先行研究が重視する時間的側面と空間的側面の両面を把握するため、実質的な複数政党制の下で与党勢力が10年より長く政権を維持している場合を1とするダミー変数と与党勢力全体の議席占有率を掛け合わせる。

データ : 与党勢力全体の議席占有率のデータに関しては前述と同じ。

巻末付録

第 6 章：選挙前連合

①野党勢力全体の議席占有率

操作化 : 議席総数に占める野党勢力全体の議席数の割合。完全無所属議員は野党勢力から除く。

データ : 与党勢力全体の議席占有率に用いたデータと同じ。

②有効野党数

操作化 : 有効政党数の方程式 (Laakso and Taagepera 1979) を野党勢力のみの数値で計測

データ : 与党勢力全体の議席占有率に用いたデータと同じ。

③与党勢力全体の議席占有率×有効与党数

操作化 : 野党勢力全体の議席占有率と有効野党数の交互作用項

データ : 与党勢力全体の議席占有率に用いたデータと同じ。

④選挙制度 (小選挙区制・混合制)

定義 : 小選挙区制は相対多数制 (Plurality, winner-take-all rule) に基づく選挙制度を指し、比例代表制は得票率に応じて議席を配分する選挙制度を指し、混合制はその双方の併用を指す (cf. Golder 2005; Bormann and Golder 2013)。

操作化 : Database of Political Institutions (Beck et al. 2001) における選挙制度の 2 つの変数を用いる。小選挙区制のダミー変数は、相対多数制の変数 (PLURALITY) が 1 であり、比例代表制の変数 (PR) が 0 の場合に 1 を割り当てる。混合制のダミー変数は、相対多数制と比例代表制の両方の変数が 1 の場合に 1 を割り当てる。

データ : Database of Political Institutions を用いる。値の割り当てが不正確な箇所に関しては各国の二次資料を踏まえて適宜修正を施した。

⑤執政制度 (大統領制)

定義 : 権威主義体制下における大統領制の有無

操作化 : Database of Political Institutions の執政制度の変数 (SYSTEM) を用い、大統領制の場合を 1 とし、それ以外 (議院内閣制・君主政) を 0 とする。

データ : Database of Political Institutions を用いる。

(3) 従属変数

第 4 章：体制変動

①体制変動

定義 : 当該の政治体制を統治する支配連合の転換に伴って、実効力のある執政代表者が交替したときに体制変動が生じたと見なす。

操作化 : 体制変動は以下の 3 通りである。

①民主主義体制から権威主義体制への変動は、Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010) の 9 つの判断基準のうち少なくとも 1 つを満たさなくなったときに該当する。

②権威主義体制から権威主義体制への変動は、Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010) の 9 つの

判断基準のうち少なくとも 1 つを満たさない事例において、支配連合が交替したときに該当する。

- ③権威主義体制から民主主義体制への変動は、支配連合の交替に伴って Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)の 9 つの判断基準を全て満たしたとき（通常は政権交替が起きたとき）に該当する。

データ : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)のデータから筆者作成。

②民主化

定義 : 体制変動のうち、執政府の長を選ぶ選挙によって権威主義体制から民主主義体制へと変動した場合を民主化と見なす。

操作化 : 上記の通り。

データ : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)のデータから筆者作成。

③政権交替（補論）

定義 : 民主主義体制における異なる与党勢力間の執政府の長（大統領・首相）の交替

操作化 : 選挙後に、①新しい政党が与党勢力を形成し、新しい政権を形成するとき②新しい政党が与党勢力に加入し、執政府の長に就任したときに、1 の値を割り当てる。

データ : 民主主義体制の各国の二次資料から筆者作成。

④同一支配連合内の執政府代表者の交替（補論）

定義 : 民主主義体制における同一支配連合（与党勢力）内の執政代表者（大統領・首相）の交替

操作化 : 単独与党・連立与党内で執政代表者が交替したときに 1 の値を割り当てる。

データ : 民主主義体制の各国の二次資料から筆者作成。

第 6 章：選挙前連合

①選挙前連合の形成

定義 : 前回選挙後の野党第一党が選挙前連合を形成したこと

操作化 : ①連合の存在を公表している、②連合の加盟政党は完全に独立した存在ではない、③国選選挙に関する連合である、という 3 つの判断基準を満たすものを選挙前連合と見なす (Golder 2006)。

データ : 各国の二次資料から筆者作成。

(4) 統制変数

第 4 章：体制変動

①民族的分裂性

操作化 : Ethnic Power Relations (Wimmer, Cederman, and Min 2009)における民族的分裂性の変数 (elf) を用いる。

巻末付録

②GDP 成長率

操作化 : World Development Indicators の GDP growth を用いる。

③アフリカ

操作化 : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)の割り当てを踏襲し、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国の場合を 1 とする。

④中東

操作化 : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)の割り当てを踏襲し、中東諸国の場合を 1 とする。

⑤アジア

操作化 : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)の割り当てを踏襲し、アジア諸国の場合を 1 とする。

⑥東欧・旧共産圏

操作化 : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)の割り当てを踏襲し、東欧・旧共産圏諸国の場合を 1 とする。

⑦中南米

操作化 : Cheibub, Gandhi, and Vreeland (2010)の割り当てを踏襲し、中南米諸国の場合を 1 とする。

⑧支配連合の経年

操作化 : 支配連合の経年の値 (Geddes 1999; Brownlee 2007)

⑨支配連合の経年の二乗

操作化 : 支配連合の経年の値を二乗した値 (Geddes 1999; Brownlee 2007)

⑩支配連合の経年の三乗

操作化 : 支配連合の経年の値を三乗した値 (Geddes 1999; Brownlee 2007)

第 6 章：選挙前連合

①執政府における民族間の権力共有

操作化 : Ethnic Power Relations (Wimmer, Cederman, and Min 2009)における民族間の権力共有の変数 (pwrshare) を用いる。

②立法府における政党間の権力共有

操作化 : 複数の政党が与党勢力を形成している場合 (連立政権) を 1 とする。

データ : 与党勢力全体の議席占有率に用いたデータと同じ。

③下位類型 (軍政・君主政)

操作化 : 前述と同じ。

④前回選挙での野党第一党の連合

操作化 : 前回の議会選挙で野党第一党が連合を形成した場合を1とする。

データ : 筆者作成。

⑤民族間の分裂性

操作化 : Ethnic Power Relations (Wimmer, Cederman, and Min 2009)における民族的分裂性の変数(celf)を用いる。

⑥1人当たりGDP

操作化 : Penn World Table ver.7.0のGDP per capitaを自然対数化して用いる。

⑦人口密度

操作化 : World Development IndicatorsのPopulation densityを自然対数化して用いる。

⑧都市人口成長率

操作化 : World Development IndicatorsのUrban Population growthを用いる。

⑨アフリカ

操作化 : 前述と同じ。

⑩中東

操作化 : 前述と同じ。

⑪旧共産圏

操作化 : 前述と同じ。

⑫中南米

操作化 : 前述と同じ。

⑬体制の長期性

操作化 : 体制の樹立から10年より長く存続している場合を1とする。

データ : 筆者作成。

2. 記述統計

(1) 第4章（体制変動）の変数の記述統計

権威主義体制のデータセット

変数	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
体制変動	3878	0.045	0.206	0	1
民主化	3878	0.020	0.141	0	1
与党勢力全体の議席占有率	3849	0.590	0.417	0	1
有効与党数	3849	0.998	1.036	0	11.605
議席占有率×有効与党数	3849	0.767	0.883	0	7.370
制度的一党制	3878	0.237	0.426	0	1
選挙実施年	3878	0.109	0.312	0	1
軍政	3878	0.357	0.479	0	1
君主政	3878	0.114	0.318	0	1
軍政における与党脆弱性	3849	0.029	0.098	0	1
君主政における与党脆弱性	3849	0.011	0.076	0	0.946
優位政党化	3849	0.184	0.351	0	1
民族的分裂性	3817	0.485	0.328	0	1.000
GDP成長率	3352	0.020	0.085	-0.644	0.900
アフリカ	3878	0.420	0.494	0	1
中東	3878	0.180	0.384	0	1
アジア	3878	0.154	0.361	0	1
旧共産圏	3878	0.129	0.335	0	1
中南米	3878	0.101	0.302	0	1
支配連合の経年	3878	19.391	16.805	0	107
支配連合の経年の二乗	3878	658.377	1143.318	0	11449
支配連合の経年の三乗	3878	30310.84	89586.16	0	1225043

政治体制全体のデータセット

変数	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
体制変動	6463	0.034	0.182	0	1
与党勢力全体の議席占有率	6431	0.586	0.336	0	1
有効与党数	6431	3.431	9.647	0	126.5
議席占有率×有効与党数	6431	0.883	0.848	0	7.370
民主主義体制	6463	0.400	0.490	0	1
選挙実施年	6463	0.166	0.372	0	1
議院内閣制	6463	0.189	0.391	0	1
半大統領制	6463	0.079	0.270	0	1
軍政	6463	0.214	0.410	0	1
君主政	6463	0.068	0.252	0	1
議院内閣制における与党脆弱性	6431	0.079	0.173	0	1
半大統領制における与党脆弱性	6431	0.032	0.119	0	0.903
軍政における与党脆弱性	6434	0.017	0.077	0	1
君主政における与党脆弱性	6434	0.006	0.059	0	0.946
優位政党化	6434	0.158	0.316	0	1
民族的分裂性	6336	0.416	0.317	0	1.00
GDP成長率	5866	0.022	0.071	-0.644	0.900
アフリカ	6463	0.289	0.454	0	1
中東	6463	0.125	0.330	0	1
アジア	6463	0.138	0.345	0	1
旧共産圏	6463	0.124	0.330	0	1
米州	6463	0.178	0.382	0	1
支配連合の経年	6463	14.579	15.330	0	107
支配連合の経年の二乗	6463	447.530	949.426	0	11449
支配連合の経年の三乗	6463	19730.47	71316.65	0	1225043

巻末付録

民主主義体制のデータセット

変数	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
体制変動（権威主義体制化）	2585	0.0185687	0.1350219	0	1
政権交替	2585	0.12147	0.3267359	0	1
支配連合内の交替	2585	0.1516441	0.358745	0	1
与党勢力全体の議席占有率	2582	0.5782117	0.1506906	0	1
有効与党数	2582	1.770593	1.077513	0	12.09767
議席占有率×有効与党数	2582	1.056296	0.7607575	0	6.706319
選挙実施年	2585	0.2502901	0.4332639	0	1
議院内閣制	2585	0.4723404	0.499331	0	1
半大統領制	2585	0.1980658	0.3986191	0	1
議院内閣制における与党脆弱性	2582	0.197018	0.2271871	0	1
半大統領制における与党脆弱性	2582	0.0806169	0.176865	0	0.9029851
優位政党化	2585	0.1185706	0.2499222	0	1
民族的分裂性	2519	0.312242	0.2683562	0	0.985511
GDP成長率	2514	0.0238924	0.0442253	-0.2974432	0.3294721
アフリカ	2585	0.0943907	0.2924281	0	1
中東	2585	0.0413926	0.1992352	0	1
アジア	2585	0.1129594	0.3166044	0	1
米州	2585	0.2928433	0.4551552	0	1
支配連合の経年	2585	7.360542	8.779505	0	60
支配連合の経年の二乗	2585	131.2197	355.163	0	3600
支配連合の経年の三乗	2585	3857.869	16044.76	0	216000

(2) 第6章（選挙前連合）の変数の記述統計

変数	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
選挙前連合の形成	248	0.1976	0.3990	0	1
野党勢力全体の議席占有率	248	0.1897	0.1840	0	0.806
有効野党数	248	1.7189	1.7096	0	11.541
議席占有率×有効野党数	248	0.4700	0.6916	0	6.104
小選挙区制	248	0.5605	0.4973	0	1
混合制	248	0.2339	0.4241	0	1
大統領制	248	0.7218	0.4490	0	1
執政府における民族間の権力共有	248	0.3669	0.4829	0	1
立法府における政党間の権力共有	248	0.3185	0.4669	0	1
軍政	248	0.3105	0.4636	0	1
君主政	248	0.0766	0.2665	0	1
前回選挙での野党第一党の連合	248	0.1210	0.3267	0	1
民族間の分裂性	235	0.5226	0.3540	0	0.999
1人当たりGDP（自然対数）	247	7.9750	1.1171	5.067	10.852
人口密度（自然対数）	246	3.7662	1.4910	0.138	8.744
都市人口成長率	247	3.5996	2.3357	-2.732	16.850
アフリカ	248	0.3710	0.4840	0	1
中東	248	0.2460	0.4315	0	1
旧共産圏	248	0.1008	0.3017	0	1
中南米	248	0.1290	0.3359	0	1
体制の長期性	248	0.7419	0.4385	0	1

3. 政治体制一覧（1961—2008年）

本稿では、前述の政治体制のデータと操作化に基づき、1961年から2008年までの158ヶ国のべ374の政治体制を統計分析（第4章と第6章）に用いた。以下はその一覧である。政治体制は、二値・最小限主義的定義に基づく分類枠組みを踏まえ、権威主義体制と民主主義体制のどちらかに該当する。下位類型は、権威主義体制の場合は軍政、文民共和政、君主政のどれか1つに該当し、民主主義体制の場合は大統領制、半大統領制、議院内閣制のどれか1つに該当する。以下の一覧において、体制変動を伴わずに下位類型が変化している事例は、権威主義体制の場合は支配連合が変化せずに執政府の長の属性が変化したことを意味し、民主主義体制の場合は執政制度が変更されたことを意味する。

権威主義体制の事例群のうち、執政府の長を選ぶための選挙において現政権が敗れてもその現職者（とその支持勢力）が政権を明け渡すかどうかを判断できない事例（体制分類の政権交替基準を満たしていない事例）は、**太字・ゴシック体**で表記した。第2章で論じたように、それはType IIの事例（Cheibub, Gandhi and Vreeland 2010）と名付けられる。

サハラ砂漠以南アフリカ

国名（年）	政治体制	下位類型	支配連合
アンゴラ			
1975~	権威主義①	文民共和政	アンゴラ解放人民運動（~post-2008）
ウガンダ			
1962~1966	権威主義①	文民共和政	カバカ・イエツカ
1966~1971	権威主義②	文民共和政	ウガンダ人民会議
1971~1979	権威主義③	軍政	軍最高評議会
1979~1980	権威主義④	文民共和政	ウガンダ民族解放戦線
1980~1985	民主主義①	大統領制	ウガンダ人民会議
1985~1986	権威主義⑤	軍政	軍最高評議会
1986~	権威主義⑥	文民共和政	国民抵抗運動 （~post-2008）
エチオピア			
pre-1961~1974	権威主義①	君主政	王室評議会・王党派無所属
1974~1991	権威主義②	軍政	軍最高評議会→エチオピア労働者党（1984~）
1991~	権威主義③	文民共和政	エチオピア人民革命民主戦線 （~post-2008）
エリトリア			
1993~	権威主義①	文民共和政	民主正義人民戦線（~post-2008）
ガーナ			
pre-1961~1966	権威主義①	文民共和政	会議人民党
1966~1969	権威主義②	軍政	軍最高評議会
1969~1972	民主主義①	議院内閣制	進歩党

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
1972~1979	権威主義③	軍政	軍最高評議会
1979~1981	民主主義②	大統領制	人民国家党
1981~1993	権威主義④	軍政	軍最高評議会
1993~	民主主義③	大統領制	国民民主会議 (~2000) 新愛国党 (~2008)
ガボン			
pre-1961~	権威主義①	文民共和政	ガボン民主党・他連立与党 (~post-2008)
カメルーン			
pre-1961~	権威主義①	文民共和政	カメルーン連合→カメルーン国民連合→ カメルーン人民民主運動 (~post-2008)
ガンビア			
1965~1994	権威主義①	文民共和政	人民進歩党
1994~	権威主義②	軍政	愛国再建同盟 (~post-2008)
ギニア			
pre-1961~1984	権威主義①	文民共和政	ギニア民主党
1984~2008	権威主義②	軍政	統一進歩党
ギニアビサウ			
1974~2000	権威主義①	文民共和政 (~1980) 軍政	ギニア・カーボベルデ独立アフリカ党・他連立与党
2000~2003	民主主義①	半大統領制	社会革新党
2003~2004	権威主義②	文民共和政	(クーデター支持派)
2004~	民主主義②	半大統領制	ギニア・カーボベルデ独立アフリカ党・他連立与党 (~post-2008)
ケニア			
1963~1998	権威主義①	文民共和政	ケニア・アフリカ民族同盟
1998~	民主主義①	大統領制	①ケニア・アフリカ民族同盟・他連立与党 (~2002) ②ケニア民主党・他連立与党 (~post-2008)
コートジボワール			
pre-1961~1999	権威主義①	文民共和政	コートジボワール民主党
1999~2000	権威主義②	軍政	軍最高評議会
2000~	権威主義②	文民共和政	イボワール人民戦線 (~post-2008)
コンゴ共和国 (コンゴ・ブラザヴィル)			
pre-1961~1963	民主主義①	大統領制	アフリカ利益保護民主同盟
1963~1968	権威主義①	文民共和政	革命国民運動
1968~1992	権威主義②	軍政	コンゴ労働党 (1969~)
1992~1997	民主主義②	半大統領制	汎アフリカ社会民主同盟・他連立与党
1997~	権威主義③	軍政	コンゴ労働党・他連立与党 (~post-2008)

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
コンゴ民主共和国 (旧ザイール)			
pre-1961~1965	権威主義①	文民共和政	コンゴ同盟・他連立与党
1965~1997	権威主義②	軍政	革命人民運動 (1967~)
1997~	権威主義③	文民共和政	コンゴ・ザイール解放民主勢力連合→コンゴ民主連合→ 再建民主主義人民党・他連立与党 (~post-2008)
ザンビア			
1964~1991	権威主義①	文民共和政	統一国民独立党
1991~	権威主義②	文民共和政	複数政党民主主義運動 (~post-2008)
シエラレオネ			
1961~1967	民主主義①	議院内閣制	シエラレオネ人民党・他連立与党
1967~1968	権威主義①	軍政	軍最高評議会
1968~1992	権威主義②	文民共和政 (~1985)	全人民会議
1992~1996	権威主義③	軍政	軍最高評議会
1996~1997	民主主義②	大統領制	シエラレオネ人民党・他連立与党
1997~1998	権威主義④	軍政	軍最高評議会
1998~	民主主義③	大統領制	①シエラレオネ人民党 (~2007) ②全人民会議 (~post-2008)
ジンバブエ			
1965~1979	権威主義①	文民共和政	ローデシア戦線
1979~1980	権威主義②	文民共和政	統一アフリカ民族会議
1980~	権威主義③	文民共和政	ジンバブエ・アフリカ民族同盟・愛国戦線 (~post-2008)
スーダン			
pre-1961~1964	権威主義①	軍政	軍最高評議会
1964~1965	権威主義②	文民共和政	(暫定政権)
1965~1969	民主主義①	議院内閣制	ウンマ党・他連立与党
1969~1986	権威主義③	軍政	スーダン社会主義連盟
1986~1989	民主主義②	議院内閣制	ウンマ党・他連立与党
1989~	権威主義④	軍政	バシール大統領支持派→国民会議 (~post-2008)
スワジランド			
1968~	権威主義①	君主政	王室評議会・王党派 (~post-2008)
セネガル			
pre-1961~2000	権威主義①	文民共和政	セネガル社会党
2000~	民主主義①	半大統領制	セネガル民主党・他連立与党 (~post-2008)
ソマリア			
pre-1961~1969	民主主義①	議院内閣制	ソマリ青年連盟

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
1969~1991	権威主義①	軍政	ソマリ社会主義革命党
1991~2000	権威主義②	文民共和政	統一ソマリ会議・他支持勢力
2000~2004	権威主義③	文民共和政	(暫定国民政府)
2004~	権威主義④	文民共和政	(暫定連邦政府) (~post-2008)
タンザニア			
1961~	権威主義①	文民共和政 (~2005) 軍政	タンガニーカ・アフリカ民族同盟→ タンザニア革命党 (~post-2008)
チャド			
pre-1961~1975	権威主義①	文民共和政	チャド進歩党
1975~1979	権威主義②	軍政	軍最高評議会
1979~1982	権威主義③	文民共和政	チャド民族解放戦線・グクーニ派
1982~1990	権威主義④	文民共和政	チャド民族解放戦線・ハブレ派
1990~	権威主義⑤	軍政	愛国救済戦線 (~post-2008)
中央アフリカ共和国			
pre-1961~1981	権威主義①	文民共和政 (~1966) 軍政 (~1979) 文民共和政	黒人アフリカ社会進化運動→中央アフリカ民主連盟
1981~1993	権威主義②	軍政	国家再建軍事委員会→中央アフリカ民主会議
1993~2003	民主主義①	半大統領制	中央アフリカ人民解放運動・他連立与党
2003~	権威主義③	軍政	ボジゼ大統領支持派諸政党 (~post-2008)
トーゴ			
pre-1961~1963	権威主義①	文民共和政	トーゴ統一党
1963~1967	権威主義②	文民共和政	トーゴ進歩党
1967~	権威主義③	軍政 (~2005) 文民共和政	トーゴ人民連合 (~post-2008)
ナイジェリア			
pre-1961~1966	民主主義①	議院内閣制	北部人民会議・他連立与党
1966~1979	権威主義①	軍政	軍最高評議会
1979~1983	民主主義②	大統領制	ナイジェリア国民党・他連立与党
1983~1999	権威主義②	軍政	軍最高評議会→(社会民主党・他連立与党)→ 軍最高評議会
1999~	民主主義③	大統領制	人民民主党 (~post-2008)
ナミビア			
1990~	権威主義①	文民共和政	南西アフリカ人民機構 (~post-2008)
ニジェール			
pre-1961~1974	権威主義①	文民共和政	アフリカ民主連合
1974~1993	権威主義②	軍政	軍最高評議会→社会発展国民運動

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
1993~1996	民主主義①	半大統領制	①ニジェール民主社会主義党・他連立与党 (~1995) ②社会発展国民運動・他連立与党
1996~2000	権威主義③	軍政	独立民主革新国民連合→民主進歩連合
2000~	民主主義②	半大統領制	社会発展国民運動・他連立与党 (~post-2008)
ブルキナファソ			
pre-1961~1983	権威主義①	文民共和政 (~1966) 軍政	アフリカ民主連合
1983~	権威主義②	軍政	人民民主組織・他連立与党→民主進歩会議 (~post-2008)
ブルンジ			
1962~1966	権威主義①	君主政	王室評議会
1966~1993	権威主義②	軍政	国民進歩同盟
1993~1996	民主主義①	大統領制	ブルンジ民主戦線・国民進歩同盟(挙国一致政 権)
1996~2005	権威主義③	軍政 (~2003) 文民共和政	国民進歩同盟
2005~	民主主義②	大統領制	民主主義防衛国民会議・他連立与党 (~post-2008)
ベナン			
pre-1961~1963	権威主義①	文民共和政	ダホメ統一党
1963~1964	権威主義②	軍政	軍最高評議会
1964~1965	権威主義③	文民共和政	ダホメ共和党
1965~1967	権威主義④	軍政	軍最高評議会 (軍幹部)
1967~1970	権威主義⑤	軍政	軍最高評議会 (軍若手将校)
1970~1972	権威主義⑥	文民共和政	主要三政党の大統領評議会
1972~1991	権威主義⑦	軍政	軍最高評議会→人民革命党
1991~	民主主義①	大統領制	①ベナン再生党・他連立与党 (~1996) ②ケレク大統領支持派諸政党 (~2006) ③ボニ大統領支持派諸政党 (~post-2008)
ボツワナ			
1966~	権威主義①	文民共和政	ボツワナ民主党 (~post-2008)
マダガスカル			
pre-1961~1972	権威主義①	文民共和政	社会民主党
1972~1993	権威主義②	軍政	マダガスカル革命戦線を中心とした革命防衛 国民戦線
1993~	民主主義①	半大統領制	①ザフィ大統領支持派諸政党 (~1997) ②マダガスカル革命戦線→マダガスカル再生 協会 (~2002)

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			③愛すべきマダガスカル (~post-2008)
マラウイ			
1964~1994	権威主義①	文民共和政	マラウイ会議党
1994~	民主主義①	大統領制	統一民主戦線→民主進歩党 (~post-2008)
マリ			
pre-1961~1968	権威主義①	文民共和政	スーダン同盟
1968~1992	権威主義②	軍政	軍最高評議会→マリ人民民主同盟
1992~	民主主義①	大統領制	①マリ民主同盟 (~2002) ②希望 2002 加盟諸政党→民主進歩連合加盟 諸政党 (~post-2008)
南アフリカ			
pre-1961~1994	権威主義①	文民共和政	国民党
1994~	権威主義②	文民共和政	アフリカ国民会議 (~post-2008)
モザンビーク			
1975~	権威主義①	文民共和政	モザンビーク解放戦線 (~post-2008)
モーリシャス			
1968~	民主主義①	議院内閣制	①労働党・他連立与党 (~1982) ②モーリシャス闘争運動→モーリシャス社会 主義運動・他連立与党 (~1995) ③労働党・他連立与党 (~2000) ④モーリシャス社会主義運動・他連立与党 (~2005) ⑤労働党・他連立与党 (~post-2008)
モーリタニア			
pre-1961~1978	権威主義①	文民共和政	人民党
1978~2005	権威主義②	軍政	国家再生軍事委員会→民主社会共和党→ 民主 革新共和党
2005~2007	権威主義③	軍政	軍最高評議会
2007~2008	民主主義①	半大統領制	アブダライ大統領支持派諸政党
リベリア			
pre-1961~1980	権威主義①	文民共和政	ホイッグ党
1980~1990	権威主義②	軍政	軍最高評議会→ 国民民主党
1990~1997	権威主義③	文民共和政	(暫定政権)
1997~2003	権威主義④	文民共和政	国民愛国党
2003~2006	権威主義⑤	文民共和政	リベリア行動党
2006~	民主主義①	大統領制	統一党・他連立与党 (~post-2008)
ルワンダ			
1962~1973	権威主義①	文民共和政	解放運動党
1973~1994	権威主義②	軍政	軍最高評議会→発展国民革命運動

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
1994~ レソト	権威主義③	軍政	ルワンダ愛国戦線・他連立与党 (~post-2008)
1966~1986	権威主義①	文民共和政	バソト国民党
1986~1993	権威主義②	軍政	軍最高評議会
1993~	権威主義③	文民共和政	バソト会議党→レソト民主会議・他連立与党 (~post-2008)

中東

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
アラブ首長国連邦			
1971~	権威主義①	君主政	(王室評議会) (~post-2008)
アルジェリア			
1962~	権威主義①	文民共和政 (~1965) 軍政 (~1999)	民族解放戦線 民族解放戦線・他連立与党 (~post-2008)
イエメン (統一後)			
1990~	権威主義①	軍政	国民全体会議 (~post-2008)
イスラエル			
pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①マパイ→労働党・他連立与党 (~1977) ②リクード・他連立与党 (~1984) ③労働党・他連立与党 (リクードとの大連立を含む) (~1990) ④リクード・他連立与党 (~1992) ⑤労働党・他連立与党 (~1996) ⑥リクード・他連立与党 (~1999) ⑦労働党・他連立与党 (~2001) ⑧リクード→カディマ・他連立与党 (~post-2008)
イラク			
post-1961~1963	権威主義①	軍政	自由将校団
1963~2003	権威主義②	軍政 文民共和政	イラク・バアス党
2003~2005	権威主義③	軍政	(連合国暫定当局)
2005~	権威主義④	文民共和政	統一イラク連合・他連立与党 (~post-2008)
イラン			
post-1961~1979	権威主義①	君主政	王室評議会→新イラン党→復興党
1979~	権威主義②	文民共和政	(ヴェラーヤテ・ファギーフ体制)

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			(~post-2008)
エジプト pre-1961~	権威主義①	軍政	国民連合→アラブ社会主義連合→ 国民民主党 (~post-2008)
オマーン 1970~	権威主義①	君主政	王室評議会 (~post-2008)
カタール 1971~	権威主義①	君主政	王室評議会 (~post-2008)
クウェート 1961~	権威主義①	君主政	王室評議会・王党派院内会派 (~post-2008)
サウジアラビア pre-1961~	権威主義①	君主政	王室評議会 (~post-2008)
シリア pre-1961~1961	権威主義①	文民共和政	(アラブ連合共和国)
1961~1963	権威主義②	文民共和政	人民党・他連立与党
1963~	権威主義③	軍政	シリア・バアス党→同党を中心とする国民進歩戦線 (~post-2008)
チュニジア pre-1961~	権威主義①	文民共和政	新立憲党→社会主義立憲党→ 立憲民主連合 (~post-2008)
トルコ pre-1961~1961	権威主義①	軍政	軍最高評議会
1961~1980	民主主義①	議院内閣制	①共和人民党・他連立与党 (~1965) ②公正党 (~1971) ③共和人民党・公正党の大連立→公正党・他連立与党 (~1974) ④共和人民党・他連立与党 (~1975) ⑤公正党・他連立与党 (~1978) ⑥共和人民党 (~1979) ⑦公正党
1980~1983	権威主義②	軍政	軍最高評議会
1983~	民主主義②	議院内閣制	①祖国党 (~1991) ②正道党・他連立与党 (~1996) ③福祉党・他連立与党 (~1997) ④祖国党・他連立与党→民主左派党・他連立与党 (~2002) ⑤公正発展党 (~post-2008)
モロッコ pre-1961~	権威主義①	君主政	王室評議会・王党派 (~post-2008)

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
ヨルダン pre-1961~	権威主義①	君主政	王室評議会・王党派 (~post-2008)
リビア pre-1961~1969 1969~	権威主義① 権威主義②	君主政 軍政	王室評議会・王党派 (ジャマーヒリーヤ体制) (~post-2008)
レバノン pre-1961~1975 1975~1989 1989~	民主主義① 権威主義① 権威主義②	議院内閣制 文民共和政 文民共和政	(無所属議員の支配連合の継続) (内戦期) (ターイフ合意に基づく寡頭政) (~post-2008)

アジア

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
インド pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①インド国民会議 (~1977) ②ジャナタ党・他連立与党 (~1980) ③インド国民会議 (~1989) ④ジャナタ・ダル・他連立与党 (~1990) ⑤インド国民会議・他連立与党 (~1996) ⑥インド人民党・他連立与党 (~2004) ⑦インド国民会議・他連立与党 (~post-2008)
インドネシア pre-1961~1999 1999~	権威主義① 民主主義①	文民共和政 (~1966) 軍政 大統領制	ゴルカル ①国民覚醒党・闘争民主党・他連立与党 (~2004) ②民主党・他連立与党 (~post-2008)
カンボジア pre-1961~1970 1970~1975 1975~1979 1979~1991 1991~	権威主義① 権威主義② 権威主義③ 権威主義④ 権威主義⑤	文民共和政 軍政 文民共和政 軍政 文民共和政	サンクム 社会共和党 カンブチア国民統一戦線 カンブチア人民革命党 人民党・他連立与党 (~post-2008)
シンガポール 1965~	権威主義①	文民共和政 (~2004) 軍政	人民行動党 (~post-2008)
スリランカ pre-1961~1977	民主主義①	議院内閣制	①スリランカ自由党・他連立与党 (~1965)

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			②統一国民党・他連立与党 (~1970)
			③スリランカ自由党
1977~1988	権威主義①	文民共和政	統一国民党
1988~	民主主義②	大統領制	①統一国民党 (~1994)
			②人民同盟加盟諸政党→統一人民自由同盟加盟諸政党 (~post-2008)
中華人民共和国			
pre-1961~	権威主義①	文民共和政	中国共産党 (~post-2008)
朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮)			
pre-1965~	権威主義①	軍政 (~1994)	
		文民共和政	朝鮮労働党 (~post-2008)
タイ			
pre-1961~1973	権威主義①	軍政	軍最高評議会→統一タイ人民党
1973~1975	権威主義②	文民共和政	(暫定政権)
1975~1976	民主主義①	議院内閣制	①民主党・他連立与党 (~1975)
			②社会行動党・他連立与党
1976~1979	権威主義③	軍政	軍最高評議会
1979~1991	民主主義②	議院内閣制	社会行動党・民主党・他連立与党→民主党・社会行動党・国民党・他連立与党→国民党・他連立与党
1991~1992	権威主義④	軍政	国家平和維持評議会
1992~2006	民主主義③	議院内閣制	①民主党・他連立与党 (~1995)
			②国民党・他連立与党 (~1996)
			③新希望党・他連立与党 (~1997)
			④民主党・他連立与党 (~2001)
			⑤愛国党・他連立与党→愛国党
2006~2008	権威主義⑤	軍政	軍最高評議会
大韓民国			
pre-1961~1961	民主主義①	議院内閣制	民主党
1961~1988	権威主義①	軍政	国家再建最高会議→ 民主共和党 → 民主共和党・維新政友会 → 民主正義党
1988~	民主主義②	大統領制	①民主正義党→民主自由党→新韓国党→ハンナラ党 (~1998)
			②新政治国民会議→新千年民主党→開かれたウリ党→大統合民主新党 (~2008)
日本			
pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①自由民主党 (~1993)
			②日本新党・他連立与党 (~1994)
			③自由民主党・他連立与党 (~post-2008)

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
ネパール			
pre-1961~1990	権威主義①	君主政	王党派無所属 (パンチャヤット制)
1990~2002	民主主義①	議院内閣制	①ネパール会議派 (~1994) ②ネパール共産党 (統一マルクス・レーニン主義派)・他連立与党 (~1995) ③ネパール会議派・国民民主党→国民民主党チャンド派・ネパール共産党 (統一マルクス・レーニン主義派)→ネパール会議派・ネパール共産党 (統一マルクス・レーニン主義派)・国民民主党サパ派→ネパール会議派を中心とした七党連合
2002~2008	権威主義②	君主政	(国王親政)
パキスタン			
pre-1961~1971	権威主義①	軍政 (~1971) 文民共和政	パキスタン・ムスリム連盟 パキスタン人民党・他連立与党
1971~1977	民主主義①	半大統領制	パキスタン人民党・他連立与党
1977~1988	権威主義②	軍政	ムスリム連盟系無所属
1988~1999	民主主義②	議院内閣制	①パキスタン人民党・他連立与党 (~1990) ②イスラーム民主同盟・他連立与党 (~1993) ③パキスタン人民党・他連立与党 (~1997) ④パキスタン・ムスリム連盟シャリフ派・他連立与党
1999~2008	権威主義③	軍政	パキスタン・ムスリム連盟アーザム派・他連立与党
バングラデシュ			
1971~1977	権威主義①	文民共和政	アワミ連盟
1977~1986	権威主義②	軍政	バングラデシュ民族主義党
1986~2007	民主主義①	半大統領制 議院内閣制	①ジャティヤ党 (~1991) ②バングラデシュ民族主義党・他連立与党 (~1996) ③アワミ連盟・他連立与党 (~2001) ④バングラデシュ民族主義党・他連立与党
2007~	権威主義③	軍政	(暫定政権) (~post-2008)
東ティモール			
2002~	民主主義①	半大統領制	①東ティモール独立解放戦線 (~2007) ②東ティモール再建国民会議・他連立与党 (~post-2008)
フィリピン			
pre-1961~1965	民主主義①	大統領制	①国民党 (~1961)

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			②自由党
1965~1986	権威主義①	文民共和政	国民党→ 新社会運動
1986~	民主主義②	大統領制	①民主党・他連立与党→ラカス・他連立与党 (~1998) ②愛国フィリピン民衆運動・他連立与党 (~2001) ③民主党・他連立与党 (~post-2008)
ベトナム (統一後)			
1976~	権威主義①	文民共和政	ベトナム共産党を中心としたベトナム祖国戦線 (~post-2008)
マレーシア			
pre-1961~	権威主義①	文民共和政	統一マレー国民組織を中心とした連合→国民戦線 (~post-2008)
ミャンマー			
pre-1961~1962	民主主義①	議院内閣制	反ファシスト人民自由連盟
1962~1988	権威主義①	軍政	ビルマ社会主義計画党
1988~	権威主義②	軍政	国家平和発展評議会→国家法秩序回復評議会
モンゴル			
pre-1961~1990	権威主義①	文民共和政	モンゴル人民革命党
1990~	民主主義①	議院内閣制 (~1992) 半大統領制	①モンゴル人民革命党 (~1996) ②国民民主党・社会民主党→民主連合→民主党 (~2000) ③モンゴル人民革命党 (~2004) ④民主党・モンゴル人民革命党→モンゴル人民革命党 (~post-2008)
ラオス			
pre-1961~1975	権威主義①	軍政 (~1962) 文民共和政	(三派連合政府)
1975~	権威主義②	文民共和政 (~1992) 軍政	ラオス人民革命党 (~post-2008)

米州

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
アメリカ合衆国			
pre-1961~	民主主義①	大統領制	①民主党 (~1969) ②共和党 (~1977)

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			③民主党 (~1981) ④共和党 (~1993) ⑤民主党 (~2001) ⑥共和党 (~post-2008)
アルゼンチン			
pre-1961~1962	民主主義①	大統領制	急進市民同盟
1962~1963	権威主義①	軍政	軍最高評議会
1963~1966	民主主義②	大統領制	急進市民同盟
1966~1973	権威主義②	軍政	軍最高評議会
1973~1976	民主主義③	大統領制	正義党・他連立与党
1976~1983	権威主義③	軍政	軍最高評議会
1983~	民主主義④	大統領制	①急進市民同盟 (~1989) ②正義党・他連立与党 (~1999) ③急進市民同盟・他連立与党 (~2001) ④正義党・他連立与党 (~post-2008)
ウルグアイ			
pre-1961~1973	民主主義①	議院内閣制 (~1967) 大統領制	国民党・コロラド党 (閣僚評議会制) →コロラド党
1973~1985	権威主義①	軍政	国家安全保障審議会
1985~	民主主義②	大統領制	①コロラド党・他連立与党 (~1990) ②国民党・他連立与党 (~1995) ③コロラド党・他連立与党 (~2005) ④拡大戦線加盟諸政党 (~post-2008)
エクアドル			
pre-1961~1963	民主主義①	大統領制	ベラスコ主義者国民連合
1963~1966	権威主義①	軍政	軍最高評議会
1966~1972	権威主義②	文民共和政	ベラスコ主義者国民連合
1972~1979	権威主義③	軍政	軍最高評議会
1979~2000	民主主義②	大統領制	①人民勢力集中党 (~1984) ②キリスト教社会党・他連立与党 (~1988) ③民主左派党・他連立与党 (~1992) ④共和統一党・他連立与党 (~1996) ⑤エクアドル・ロルドス主義者党・他連立与党 → (暫定政権) (~1998) ⑥キリスト教民主同盟・他連立与党
2000~2002	権威主義④	文民共和政	キリスト教民主同盟
2002~	民主主義③	大統領制	①愛国社会党・他連立与党 (~2007) ②左翼連合加盟諸政党 (~post-2008)

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
エルサルバドル			
pre-1961~1979	権威主義①	軍政	国家再建党
1979~1984	権威主義②	軍政 (~1980) 文民共和政	軍最高評議会→キリスト教民主党・他連立与党
1984~	民主主義①	大統領制	①キリスト教民主党 (~1989) ②民族主義共和同盟・他連立与党 (~post-2008)
カナダ			
pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①進歩保守党 (~1963) ②自由党 (~1979) ③進歩保守党 (~1980) ④自由党 (~1984) ⑤進歩保守党 (~1993) ⑥自由党 (~2006) ⑦保守党 (~post-2008)
キューバ			
pre-1961~	権威主義①	文民共和政 (-2006) 軍政	キューバ共産党 (~post-2008)
グアテマラ			
pre-1961~1963	民主主義①	大統領制	国民民主再建党
1963~1966	権威主義①	軍政	軍最高評議会→軍政支持派無所属
1966~1982	民主主義②	大統領制	①革命党 (~1970) ②制度的民主党・他連立与党
1982~1986	権威主義②	軍政	軍最高評議会
1986~	民主主義③	大統領制	①グアテマラ・キリスト教民主党 (~1991) ②連帯行動運動・他連立与党 (~1993) ③国民前進党・他連立与党 (挙国一致政権) (~1996) ④国民前進党 (~2000) ⑤グアテマラ共和戦線 (~2004) ⑥大国民同盟加盟諸政党 (~2008)
コスタリカ			
pre-1961~	民主主義①	大統領制	①国民統一党・他連立与党 (~1962) ②国民解放党 (~1966) ③国民統一党 (~1970) ④国民解放党 (~1978) ⑤社会キリスト教統一党 (~1982) ⑥国民解放党 (~1990) ⑦社会キリスト教統一党 (~1994)

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			⑧国民解放党 (~1998) ⑨社会キリスト教統一党 (~2006) ⑩国民解放党 (~post-2008)
コロンビア			
pre-1961~	民主主義①	大統領制	①自由党・保守党 (国民戦線体制) (~1974) ②自由党 (~1982) ③保守党 (~1986) ④自由党 (~1998) ⑤保守党 (~2002) ⑥コロンビアファースト・自由党大統領支持派・他連立与党→コロンビアファースト・社会国民統一党・他連立与党 (post-2008)
ジャマイカ			
1962~	民主主義①	議院内閣制	①人民国家党 (~1962) ②労働党 (~1972) ③人民国家党 (~1980) ④労働党 (~1989) ⑤人民国家党 (~2007) ⑥労働党 (~post-2008)
チリ			
pre-1961~1973	民主主義①	大統領制	①統一保守党・他連立与党 (~1964) ②キリスト教民主党 (~1970) ③社会党・他連立与党
1973~1990	権威主義①	軍政	軍最高評議会
1990~	民主主義②	大統領制	キリスト教民主党・他連立与党→民主主義党・他連立与党→チリ社会党・他連立与党 (~post-2008)
ドミニカ共和国			
pre-1961~1962	権威主義①	軍政 (~1961) 文民共和政	ドミニカ党
1962~1963	権威主義②	文民共和政	ドミニカ革命党
1963~1965	権威主義③	軍政	軍最高評議会
1965~1966	権威主義④	文民共和政	ドミニカ革命党
1966~	民主主義①	大統領制	①改革主義者党 (~1978) ②ドミニカ革命党 (~1986) ③改革主義者党・他連立与党 (~1996) ④ドミニカ革命党・他連立与党 (~2004) ⑤ドミニカ解放党 (~post-2008)

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
トリニダードトバゴ			
1962~	民主主義①	議院内閣制	①全国人民運動 (~1986) ②国家再建同盟 (~1991) ③全国人民運動 (~1995) ④統一国民会議 (~2001) ⑤全国人民運動 (~post-2008)
ニカラグア			
pre-1961~1979	権威主義①	軍政 (~1967)	自由民族主義党
1979~1984	権威主義②	文民共和政	国家再建会議 (暫定政権)
1984~	民主主義①	大統領制	①サンディニスタ民族解放戦線 (~1990) ②全国野党同盟加盟諸政党→自由同盟加盟諸政党→立憲自由党 (~2007) ③サンディニスタ民族解放戦線 (~post-2008)
ハイチ			
pre-1961~1986	権威主義①	文民共和政	国民統一党
1986~1990	権威主義②	軍政	軍最高評議会
1990~1991	権威主義③	文民共和政	アリストイド大統領支持派
1991~1994	権威主義④	軍政	軍最高評議会
1994~	権威主義⑤	文民共和政	ラヴァラの家族→ 希望戦線・他連立与党 (~post-2008)
パナマ			
pre-1961~1968	民主主義①	大統領制	全国野党同盟加盟諸政党
1968~1989	権威主義①	軍政	軍最高評議会・軍政支持派無所属→民主革命党→全国民主同盟
1989~	民主主義②	大統領制	①パナマニスタ党・他連立与党 (~1994) ②民主革命党・他連立与党 (~1999) ③パナマニスタ党・他連立与党 (~2004) ④民主革命党・他連立与党 (~post-2008)
パラグアイ			
pre-1961~1989	権威主義①	軍政	コロラド党 (ストロエスネル政権)
1989~	民主主義①	大統領制	コロラド党 (~2008)
ブラジル			
pre-1961~1964	民主主義①	半大統領制 (~1963)	①社会民主党・他連立与党 (~1961) ②国家労働党・他連立与党 (~1961)
		大統領制	③社会民主党・他連立与党
1964~1985	権威主義①	軍政	国家刷新連合党→民主社会党
1985~	民主主義②	大統領制	①ブラジル民主運動党・他連立与党 (~1990)

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			②国家再建党・民主運動党・他連立与党→社会民主党・他連立与党 (~2003) ③労働者党・他連立与党 (~post-2008)
ベネズエラ			
pre-1961~	民主主義①	大統領制	①プント・フィホ協定に基づく三党連立 (~1974) ②民主行動党 (~1979) ③コペイ・他連立与党 (~1984) ④民主行動党 (~1994) ⑤国民結束党・他連立与党 (~1999) ⑥第五共和政運動・他連立与党→ベネズエラ統一社会党 (~post-2008)
ペルー			
pre-1961~1962	民主主義①	大統領制	ブラド主義民主運動
1962~1963	権威主義①	軍政	軍最高評議会
1963~1968	民主主義②	大統領制	人民行動党・他連立与党
1968~1980	権威主義②	軍政	軍最高評議会
1980~1990	民主主義③	大統領制	①人民行動党 (~1985) ②アメリカ人民革命同盟
1990~2000	権威主義③	文民共和政	変革 90→新多数派変革 90→ペルー2000
2000~2001	権威主義④	文民共和政	(暫定政権)
2001~	民主主義④	大統領制	①ペルー・ポシブレ (~2006) ②アメリカ革命人民連盟 (~post-2008)
ボリビア			
pre-1961~1964	権威主義①	文民共和政	民族革命運動党
1964~1970	権威主義②	軍政	軍最高評議会 (アメリカ合衆国の支援を受けた右派) →ボリビア革命戦線
1970~1971	権威主義③	軍政	軍最高評議会 (ソ連の支援を受けた左派)
1971~1979	権威主義④	軍政	軍最高評議会 (アメリカ合衆国の支援を受けた右派)
1979~1980	民主主義①	文民共和政	革命民族主義運動・他連立与党
1980~1982	権威主義⑤	軍政	軍最高評議会
1982~	民主主義②	大統領制	①民主人民同盟 (~1985) ②民族革命運動党・他連立与党 (~1989) ③革命左派運動・他連立与党 (~1993) ④民族革命運動党・他連立与党 (~1997) ⑤民族民主行動党・他連立与党 (~2002) ⑥民族革命運動党・他連立与党 (~2005) ⑦社会主義運動 (~post-2008)

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
ホンジュラス			
pre-1961~1963	民主主義①	大統領制	自由党・他連立与党 (挙国一致政権)
1963~1971	権威主義①	軍政	軍最高評議会
1971~1972	民主主義②	大統領制	国民党・自由党
1972~1982	権威主義②	軍政	軍最高評議会
1982~	民主主義③	大統領制	①自由党 (~1990) ②国民党 (~1994) ③自由党 (~2002) ④国民党 (~2006) ⑤自由党 (~post-2008)
メキシコ			
pre-1961~2000	権威主義①	文民共和政	制度的革命党
2000~	民主主義①	大統領制	国民行動党 (~post-2008)

旧共産圏

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
アゼルバイジャン			
1991~1993	権威主義①	文民共和政	共産党・エルチベイ大統領支持派
1993~	権威主義②	文民共和政	新アゼルバイジャン党 (~post-2008)
アフガニスタン			
post-1961~1973	権威主義①	文民共和政 (~1963) 君主政	(国王親政)
1973~1978	権威主義②	文民共和政	ダーウード大統領支持派
1978~1992	権威主義③	文民共和政	アフガニスタン人民民主党
1992~2001	権威主義④	文民共和政	イスラーム協会
2001~	権威主義⑤	文民共和政	(暫定行政機構→移行政権→) カルザイ大統領支持派 (~post-2008)
アルバニア			
pre-1961~1991	権威主義①	軍政 (~1985) 文民共和政	アルバニア労働党を中心とした民主戦線
1991~	民主主義①	議院内閣制	①アルバニア労働党 (~1992) ②アルバニア民主党 (~1997) ③アルバニア社会党・他連立与党 (~2005) ④アルバニア民主党・他連立与党 (~post-2008)
アルメニア			
1991~	民主主義①	半大統領制	①汎アルメニア国民運動・他連立与党→アルメニア共和党・他連立与党 (~post-2008)

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
ウクライナ 1991~	民主主義①	半大統領制	①共産党独立派・民主ブロック→共産党院内会派 (~1998) ②人民民主党・他連立与党 (~1999) ③共産党・他連立与党 (~2001) ④人民民主党・他連立与党 (~2002) ⑤統一ウクライナ・他連立与党 (~2005) ⑥我らウクライナ・他連立与党 (~2006) ⑦地域党・他連立与党 (~2007) ⑧ティモシェンコ連合加盟諸政党・他連立与党 (~post-2008)
ウズベキスタン 1991~	権威主義①	文民共和政	ウズベキスタン人民民主党→自己献身国民民主党→ウズベキスタン自由民主党・他連立与党 (~post-2008)
エストニア 1991~	民主主義①	議院内閣制	①エストニア人民戦線 (~1992) ②祖国連合・他連立与党 (~1995) ③連合党・他連立与党 (~1999) ④祖国連合・他連立与党 (~2002) ⑤改革党・他連立与党 (~2003) ⑥共和党・他連立与党 (~2005) ⑦改革党・他連立与党 (~post-2008)
カザフスタン 1991~	権威主義①	文民共和政	ナザルバエフ大統領支持派→オタン党・他連立与党→ヌル・オタン党 (~post-2008)
キルギス 1991~2005 2005~	権威主義① 民主主義①	文民共和政 半大統領制	アカエフ大統領支持派 ①輝く道・尊厳党 (~2007) ②社会民主党・他連立与党 (~post-2008)
クロアチア 1991~	民主主義①	半大統領制	①クロアチア民主同盟 (~2000) ②社会民主党・他連立与党 (~2003) ③クロアチア民主同盟・他連立与党 (~post-2008)
グルジア 1991~1992 1992~2003	権威主義① 権威主義②	文民共和政 文民共和政	円卓会議・自由グルジア シュワルナゼ大統領支持派→グルジア市民連合

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
2003~2004	権威主義③	文民共和政	(暫定政権)
2004~	民主主義①	半大統領制	統一国民運動 (~post-2008)
スロバキア			
1993~	民主主義①	半大統領制	①民主スロバキア運動・他連立与党 (~1998) ②スロバキア民主連合・他連立与党→スロバキア民主キリスト教連合・他連立与党 (~2006) ③方向・他連立与党 (~post-2008)
スロベニア			
1991~	民主主義①	半大統領制 (~2003) 議院内閣制	①キリスト教民主党・他連立与党 (~1992) ②自由民主党・他連立与党 (~2000) ③スロベニア人民党・他連立与党 (~2000) ④自由民主党・他連立与党 (~2004) ⑤民主党・他連立与党 (~2008)
セルビア			
2006~	民主主義①	半大統領制	セルビア民主党・他連立与党 (~2008)
セルビアモンテネグロ			
1992~2000	権威主義①	文民共和政	セルビア社会党・他連立与党
2000~2006	民主主義①	半大統領制	セルビア民主野党連合→セルビア民主党・他連立与党
ソビエト連邦			
pre-1961~1990	権威主義①	文民共和政	ソビエト連邦共産党
タジキスタン			
1991~	権威主義①	文民共和政	タジキスタン共産党→ タジキスタン人民民主 党 (~post-2008)
チェコ			
1993~	民主主義①	議院内閣制	①市民民主党・他連立与党 (~1998) ②社会民主党・他連立与党 (~2006) ③市民民主党・他連立与党 (~post-2008)
チェコスロバキア			
pre-1961~1988	権威主義①	文民共和政	チェコスロバキア共産党
1988~1992	民主主義①	議院内閣制	市民フォーラム・暴力に反対する公衆
ドイツ民主共和国 (東ドイツ)			
pre-1961~	権威主義①	文民共和政	ドイツ社会主義統一党を中心とした国民戦線 (~1990)
トルクメニスタン			
1991~	権威主義①	文民共和政	トルクメン共産党→トルクメニスタン民主党 (~post-2008)

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
ハンガリー			
pre-1961~1990	権威主義①	文民共和政	ハンガリー社会主義労働党
1990~	民主主義①	議院内閣制	①ハンガリー民主フォーラム・他連立与党 (~1994) ②ハンガリー社会党・他連立与党 (~1998) ③フィデス・他連立与党 (~2002) ④ハンガリー社会党・他連立与党 (~post-2008)
ブルガリア			
pre-1961~1990	権威主義①	文民共和政	ブルガリア共産党を中心とした愛国戦線
1990~	民主主義①	半大統領制	①(大連立による暫定政権) (~1991) ②民主勢力同盟加盟諸政党 (~1992) ③ブルガリア社会党・他連立与党 (~1997) ④統一民主勢力・他連立与党 (~2001) ⑤シメオン2世国民運動・他連立与党 (~2005) ⑥社会党・他連立与党 (~post-2008)
ベラルーシ			
1991~1994	権威主義①	文民共和政	ベラルーシ社会民主会議
1994~	権威主義②	文民共和政	ルカシェンコ大統領支持派 (~post-2008)
ボスニアヘルツェゴビナ			
1992~	権威主義①	文民共和政	民主行動党→(大統領評議会) (~post-2008)
ポーランド			
pre-1961~1989	権威主義①	文民共和政 (~1981) 軍政	ポーランド統一労働者党を中心とした国民統一戦線
1989~	民主主義①	半大統領制	①自由民主会議・他連立与党→市民中央同盟・他連立与党 (~1992) ②民主連合・他連立与党 (~1993) ③農民党・他連立与党→民主左派連合・他連立与党 (~1997) ④連帯選挙合意 (~2001) ⑤民主左派連合・他連立与党 (~2005) ⑥法と正義・他連立与党 (~2007) ⑦市民プラットフォーム・他連立与党 (~post-2008)
マケドニア			
1991~	民主主義①	半大統領制	①マケドニア共産主義者連盟・他連立与党→社会民主同盟・他連立与党 (~1998) ②国家統一民主党・他連立与党 (~2002) ③社会民主同盟・他連立与党 (~2006)

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			④国家統一民主党・他連立与党 (~post-2008)
モルドヴァ			
1991~	民主主義①	議院内閣制 (~1997)	①モルドヴァ民主農民党 (~1997)
		半大統領制 (~2000)	
		議院内閣制	②民主改革同盟加盟諸政党 (~2001)
			③モルドヴァ共和国共産党 (~post-2008)
ユーゴスラビア			
pre-1961~1990	権威主義①	文民共和政	ユーゴスラビア共産主義者同盟
ラトビア			
1991~	民主主義①	議院内閣制	①ラトビア人民戦線 (~1993)
			②ラトビアの道・他連立与党 (~2002)
			③新時代党・他連立与党→人民党・他連立与党 →ラトビアの道・他連立与党 (~post-2008)
リトアニア			
1991~	民主主義①	半大統領制	①サユディス・他連立与党 (~1993)
			②民主労働党 (~1996)
			③祖国同盟 (~2000)
			④自由同盟・他連立与党 (~2001)
			⑤社会民主党・他連立与党 (~2008)
ルーマニア			
pre-1961~1990	権威主義①	文民共和政	ルーマニア共産党を中心とした民主人民戦線
1990~	民主主義①	半大統領制	①救国戦線 (~1992)
			②民主救国戦線・他連立与党 (~1996)
			③キリスト教民主国民農民党・他連立与党 (~2000)
			④社会民主党・他連立与党 (~2004)
			⑤国民自由党・他連立与党 (~2008)
ロシア			
1991~	権威主義①	文民共和政	エリツィン大統領支持派→我が家ロシア→統一→統一ロシア (post-2008)

西欧

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
アイルランド			
pre-1961~	民主主義①	半大統領制	①フィアナ・フォイル (~1973)
			②フィナ・ゲール・他連立与党 (~1977)

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			③フィアナ・フォイル (~1981) ④フィナ・ゲール・他連立与党 (~1987) ⑤フィアナ・フォイル・他連立与党 (~1994) ⑥労働党・他連立与党 (~1997) ⑦フィアナ・フォイル・他連立与党 (~post-2008)
イギリス pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①保守党 (~1964) ②労働党 (~1970) ③保守党 (~1974) ④労働党 (~1979) ⑤保守党 (~1997) ⑥労働党 (~post-2008)
イタリア pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①キリスト教民主党・他連立与党 (~1994) ②フォルツァ・イタリア・他連立与党 (~1995) ③民主左派党・他連立与党→オリーブの木加 盟諸政党・他連立与党 (~2001) ④自由の家加盟諸政党・他連立与党 (~2006) ⑤オリーブの木加盟諸政党・他連立与党 (~2008)
オーストリア pre-1961~	民主主義①	半大統領制	①国民党 (~1970) ②社会党・他連立与党 (国民党との大連立を 含む) (~2000) ③国民党・他連立与党 (~2007) ④社会党・他連立与党 (~post-2008)
オランダ pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①キリスト教人民党・他連立与党→反革命党・ 他連立与党→労働党・他連立与党→キリス ト教民主アピール・他連立与党 (~1994) ②労働党・他連立与党 (~2002) ③キリスト教民主アピール・他連立与党 (~post-2008)
キプロス (キプロス共和国) pre-1961~1977 1977~1983 1983~	権威主義① 権威主義② 民主主義①	文民共和政 文民共和政 大統領制	マカリオス大統領支持派 民主党 ①民主党 (~1988)

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			②労働人民進歩党・他連立与党 (~1993) ③民主連合 (~2003) ④民主党・他連立与党 (~2008)
ギリシャ			
pre-1961~1967	民主主義①	議院内閣制	①国民急進同盟 (~1963) ②中道同盟 (~1965) ③(国王・議会それぞれの不信任に伴う一連の短命政権)
1967~1974	権威主義①	軍政	軍最高評議会
1974~	民主主義②	議院内閣制	①新民主主義党 (~1981) ②全ギリシャ社会主義運動 (~1989) ③(選挙管理内閣) (~1990) ④新民主主義党 (~1993) ⑤全ギリシャ社会主義運動 (~2004) ⑥新民主主義党 (~post-2008)
スイス			
pre-1961~	民主主義①	大統領制	「マジック・フォーミュラー」に基づく連立与党 (~post-2008)
スウェーデン			
pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①社会民主党 (~1976) ②中央党・他連立与党 (~1982) ③社会民主党 (~1991) ④穏健党・他連立与党 (~1994) ⑤社会民主党 (~2006) ⑥穏健党・他連立与党 (~post-2008)
スペイン			
pre-1961~1977	権威主義①	軍政 (~1975)	ファランヘ党
1977~	民主主義①	文民共和政 議院内閣制	①民主中道連合・他連立与党 (~1982) ②社会労働党・他連立与党 (~1996) ③国民党・他連立与党 (~2004) ④社会労働党・他連立与党 (~post-2008)
デンマーク			
pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①社会民主党 (~1968) ②社会自由党・他連立与党 (~1971) ③社会民主党 (~1973) ④ヴェンスタ (~1975) ⑤社会民主党 (~1982) ⑥保守人民党・他連立与党 (~1993)

巻末付録

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			⑦社会民主党・他連立与党 (~2001) ⑧ヴェンスタ・他連立与党 (~post-2008)
ドイツ連邦共和国 (西ドイツ)			
pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①キリスト教民主同盟・他連立与党 (~1969) ②社会民主党・他連立与党 (~1982) ③キリスト教民主同盟・他連立与党 (~1990)
ドイツ連邦共和国 (統一後)			
1990~	民主主義①	議院内閣制	①キリスト教民主同盟・他連立与党 (~1998) ②社会民主党・他連立与党 (~2005) ③キリスト教民主同盟・他連立与党 (大連立) (~post-2008)
ノルウェー			
pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①労働党 (~1963) ②保守党・他連立与党 (~1963) ③労働党 (~1965) ④中道党・他連立与党 (~1971) ⑤労働党 (~1972) ⑥キリスト教民主党・他連立与党 (~1973) ⑦労働党 (~1981) ⑧保守党・他連立与党 (~1986) ⑨労働党 (~1989) ⑩保守党 (~1990) ⑪労働党 (~1997) ⑫キリスト教民主党・他連立与党 (~2000) ⑬労働党 (~2001) ⑭キリスト教民主党・他連立与党 (~2005) ⑮労働党・他連立与党 (~post-2008)
フィンランド			
pre-1961~	民主主義①	半大統領制	①農民連盟・他連立与党 (~1966) ②社会民主党・他連立与党→中央党・他連立与党 (~1972) ③社会民主党・他連立与党 (~1987) ④国民連合党・他連立与党 (~1991) ⑤中央党・他連立与党 (~1995) ⑥社会民主党・他連立与党 (~2003) ⑦中央党・他連立与党 (~post-2008)
フランス			
pre-1961~	民主主義①	議院内閣制 (~1965) 半大統領制	①新共和国連合→共和国防衛連合→共和国国民

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
			主連合・他連立与党→フランス民主連合・他連立与党 (~1981) ②社会党・他連立与党 (~1986) ③共和国連合・他連立与党 (~1988) ④社会党 (~1993) ⑤共和国連合・他連立与党 (~1997) ⑥社会党・他連立与党 (~2002) ⑦国民運動連合・他連立与党 (~post-2008)
ベルギー			
pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①キリスト教社会党・他連立与党→キリスト教人民党・他連立与党→ (~1999) ②フラームス自由民主党・他連立与党 (~post-2008)
ポルトガル			
pre-1961~1974	権威主義①	文民共和政	国家連合党
1974~1976	権威主義②	軍政	(暫定政権)
1976~	民主主義①	半大統領制	①社会党・他連立与党 (~1978) ②社会民主党 (~1979) ③社会党・他連立与党 (~1980) ④民主同盟加盟諸政党 (~1983) ⑤社会党 (~1985) ⑥社会民主党・他連立与党 (~1995) ⑦社会党 (~2002) ⑧社会民主党・他連立与党 (~2005) ⑨社会党 (~post-2008)

オセアニア

国名 (年)	政治体制	下位類型	支配連合
オーストラリア			
pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①自由党・他連立与党 (~1972) ②労働党 (~1975) ③自由党・他連立与党 (~1983) ④労働党 (~1996) ⑤自由党・他連立与党 (~2007) ⑥労働党 (~post-2008)
ニュージーランド			
pre-1961~	民主主義①	議院内閣制	①国民党 (~1972)

巻末付録

国名（年）	政治体制	下位類型	支配連合
			②労働党（～1975） ③国民党（～1984） ④労働党（～1990） ⑤国民党・他連立与党（～1999） ⑥労働党・他連立与党（～2008）
1975～	民主主義①	議院内閣制	①パング党・他連立与党（～1985） ②人民民主運動・他連立与党（～1988） ③パング党・他連立与党（～1992） ④人民民主運動・他連立与党（～2002） ⑤国民同盟党・他連立与党（～post-2008）

4. エジプトの歴代憲法・法律・政治文書

(1) 共和国憲法・暫定憲法（憲法宣言）・憲法基本原則

1953年2月10日憲法宣言（第一共和政当初の暫定憲法）

第1部 一般規定

- 第1条 国民は全ての権力の源泉である。
- 第2条 全ての国民は、その権利および義務に関して法の前に於いて平等である。
- 第3条 身体の自由および言論の自由は法律の範囲内において保障される。所有権および居住地は法律の規定に従って不可侵とする。
- 第4条 信教の自由は絶対である。国家は慣習に基づき、宗教儀礼の実践の自由を保障する。但し、宗教儀礼は公序良俗に反してはならない。
- 第5条 政治亡命者の本国送金を禁じる。
- 第6条 一般税の賦課は法律で定められた場合以外は適用されない。法律で定められた場合を除き、何人も一般税の賦課は免除されない。何人も法律で定められた以外の租税および賦課金は課されない。
- 第7条 裁判所は独立であり、法律のみに従う。判決は国民の名において下され、執行される。

第2部 統治形態

- 第8条 革命指導部は革命指導評議会において主権を行使する。特に、革命の保護に必要と考えられる措置を講じ、革命の目的遂行のための制度を構築し、閣僚を任免する。
- 第9条 内閣は立法権を有する。
- 第10条 内閣および各閣僚は執政権を有する。
- 第11条 議会は、国家の一般政策およびその関連事項を審議する。また、革命指導評議会および内閣は閣僚の提案を審議するために適切と考えられる場合に議会を開会する。

出典：浦野・西（1979: 326-327）

注：前文は省略し、一部の文言の表記に修正を施した。

1956年エジプト共和国憲法（第一共和政当初の憲法）・抜粋

第1部 国家

- 第1条 エジプト共和国は、主権を有する独立したアラブ国家であり、民主主義体制の国家である。エジプト人民はアラブ民族の一員である。
- 第2条 主権は人民のみに属す。人民は憲法に定められた方法によって主権を行使する。
- 第3条 イスラームを国教とする。アラビア語を公用語とする。

第2部 社会の基本的構成要素¹

- 第12条 農地所有の上限は封建制度の復活をきたさないよう法律によって定める。また、法律で定める場合を除き、エジプト国民以外は何人も農地を所有できない。
- 第13条 小規模の農地所有の保護手段は法律によって定める。
- 第14条 地主と小作人の関係は法律によって定める。

第3部 権利と義務²

- 第61条 国民は法律の定める方法によって投票の権利を有する。

第4部 国家権力

第1章 国家元首

- 第64条 国家元首は共和国大統領である。大統領は本憲法の定める方法によって権限を行使する。

第2章 立法権

- 第65条 国民議会は立法権を行使する。
- 第66条 国民議会は本憲法の定める方法によって執政府の職務を規制する。
- 第67条 国民議会は秘密投票によって直接選出された議員によって構成される。議席総数、立候補資格、選出方法は法律によって定める。
- 第68条 国民議会議員は選挙の時点において太陽暦で30歳以上でなければならない。
- 第69条 国民議会議員の任期は開会日から太陽暦で5年間とする。国民議会の後任の選挙は任期満了の60日前に開始する。
- 第70条 任期満了以前に議席に欠員が生じた場合、本憲法の定める方法によって、その欠員について議員が通知を受けてから60日以内に後任議員を選出する。後任議員の任期は前任議員の任期満了までとする。

¹ 第4条から第11条、第15条から第29条は省略。

² 第30条から第60条、第62条から第63条は省略。

- 第 71 条 例外的な状況によって所定期間内に選挙を実施できない場合、国民議会は法律に基づき、議会選挙が実施されるまで会期を延長する。
- 第 72 条 共和国大統領は国民議会を召集し、また、その閉会を宣言する。
- 第 73 条 国民議会の所在地はカイロとする。但し、例外的な状況の場合、共和国大統領の申し立てによって別の都市で議会を開会できる。所定の場所以外で開かれた議会は違法であり、そこで下された決定は無効である。
- 第 74 条 国民議会は 11 月の第 2 木曜日以前に年次通常国会が召集される。通常国会が召集されない場合、国民議会は憲法の規定に従って前述の日付に開会される。通常国会の開会期間は少なくとも 7 ヶ月である。但し、国家の一般予算が承認されるまでは閉会できない。
- 第 75 条 召集を受けず、通常国会の会期以外に開かれた国民議会は無効であり、そこで下された決定は無効である。
- 第 76 条 共和国大統領は、必要と認めた場合、あるいは国民議会議員の過半数の申し立てを受けた場合、臨時国会を召集できる。共和国大統領は臨時国会の閉会を宣言する。
- 第 77 条 共和国大統領は通常国会の開会日に国家の一般政策とその計画の概要に関する声明を演説する。大統領は議会への報告が必要とされる公的事項についても演説できる。
- 第 78 条 国民議会議員は就任に先立って議事堂において次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて祖国の安全と共和政を誠実に保護し、人民の利益に留意し、憲法と法律を尊重することを誓う」。
- 第 79 条 国民議会はその開会期間における 1 人の議長と 2 人の副議長を年次通常国会の初日に選出する。これらの役職に欠員が生じた場合、国民議会は後任を選出する。その後任の任期は前任の任期満了までとする。
- 第 80 条 国民議会の会合は公開する。但し、内閣、国民議会議長、あるいは少なくとも 10 人の議員の申し立てによって非公開にできる。国民議会はこの申し立てを受けて審議を公開するか非公開にするかを決定する。
- 第 81 条 国民議会の会合は議員の過半数が出席しない限り無効とする。議会の議決は特別多数が必要である場合を除き、出席議員の過半数によって採決される。可否同数の場合、当該の議題は否決される。
- 第 82 条 全ての政府提出法案は議院委員会の 1 つに送付され、その場で審議・報告される。
- 第 83 条 国民議会議員の提出法案は、特別委員会において審議の妥当性について審査し、議会の承認を受けた法案に限り、前条の規定が適用される。
- 第 84 条 いかなる法律も国民議会の承認を受けなければ制定できない。いかなる法案も条項ごとに別々に表決される。
- 第 85 条 国民議会で否決された議員提出法案はその同一会期中に再び提出することはできない。
- 第 86 条 国民議会はその職務を遂行するための手続きに関する規則を定める。
- 第 87 条 国民議会のみが院内の秩序を維持する権利を有する。その権限は人民議会議長が行使する。軍は議長の要請がなければそれぞれの議事堂内あるいはその付近に立ち入ることはできない。
- 第 88 条 閣僚は国民議会への出席を求められたときにはいつでもその会合に出席する権利を有する。その場合、閣僚は必要とされる政府高官の補佐あるいは代理を受けることができる。閣僚は国民議会議員である場合にのみ表決に参加できる。
- 第 89 条 国民議会は議員の適格性を判断する独占的権限を有する。最高司法裁判所は国民議会で提起

巻末付録

された議員の適格性の異議申し立てを国民議会議長からの照会を受けて調査する権限を有する。国民議会議員の2/3以上の同意を得なければ議員資格は無効にならない。最高司法裁判所はその調査を照会から60日以内に完了しなければならない。

第90条 全ての国民議会議員は閣僚に対してそれぞれの管轄内の問題に関して一般質問できる。一般質問に関する審議は、国民議会が緊急と判断し、政府がそれに同意した場合を除き、一般質問の提出から少なくとも7日後に行なわれる。

第91条 国民議会は、少なくとも10人の議員の発議によって、公的問題に対する政府の方針を確認するための審議を求めることができる。

第92条 国民議会議員は政府に対して公的問題についての見解を表明する権利を有する。

第93条 国民議会議員は執政府および司法府の権限に属する事項に介入できない。

第94条 一般税の賦課、修正、および廃止は法律で定められた場合以外は適用されない。法律で定められた場合を除き、何人も一般税の賦課は免除されない。何人も法律で定められた以外の租税および賦課金は課されない。

第95条 公的資金の徴収の基本原則とその支出手続きは法律によって定める。

第96条 執政府は、国民議会から承認を受けた場合を除き、次期会計年度における借款の契約あるいは国庫からの公的資金の支出を伴う計画に関与することはできない。

第97条 給与、年金、補償金、補助金、報奨金の支給に関する規則、およびその規則の例外事項とその例外が適用される関係機関については法律によって定める。

第98条 天然資源および公共事業の出資にかかる免許の付与に関する手続きは法律によって定める。また、国有財産の払下げに関する事項およびその手続きについても法律によって定める。

第99条 法律に基づき、一定期間に限定される場合を除き、いかなる独占も認められない。

第100条 予算の編成手続きの方法および国民議会への提出は法律によって定める。また、会計年度は法律によって定める。

第101条 国家の一般予算案は遅くとも会計年度が始まる3ヶ月前に国民議会に提出されなければならない。予算案は項目ごとに表決される。国民議会は政府の同意なしに予算案を修正できない。

第102条 新年度の予算案がその会計年度の開始までに承認されない場合、予算案が承認されるまで前年度の予算が適用される。

第103条 予算の項目間の変更、新たな支出の追加、および予算の増額は国民議会の承認を要する。

第104条 国民議会は決算を承認する。

第105条 独立予算、附属予算およびその決算については国家の一般予算の規定を適用する。

第106条 公共機関および公共部門の予算と決算に関する規定は法律によって定める。

第107条 国民議会議員は、会期中あるいは現行犯の場合を除き、議会の事前の許可なく刑事訴追を受けない。会期以外に訴追手続きを進める場合、国民議会に通知しなければならない。

第108条 国民議会議員は国民議会あるいはその委員会の職務遂行において表明された見解や思想については責任を負わない。

第109条 国民議会議員は、信用や威厳を喪失した場合、職務を遂行できなくなった場合、議会あるいは委員会への出席を怠った場合を除き、議員職を剥奪されない。議員職は、国民議会議員の少なくとも10人の提案を受け、国民議会議員の2/3以上の同意を得た議決によって無効となる。

第110条 国民議会のみが議員の辞職を受理できる。

第111条 共和国大統領は国民議회를解散する権利を有する。国民議会が特定の理由によって解散され

た場合、新たに選ばれた国民議会はそれと同一の理由では解散できない。

第 112 条 国民議会を解散した場合、国民議会選挙を 60 日以内に実施し、新たに選ばれた国民議会は選挙終了日から 10 日以内に召集される。

第 113 条 国民議会が閣僚の不信任を決議した場合、当該の人物は辞職しなければならない。閣僚に対する不信任案は、当該閣僚に対する一般質問を経なければ発議できない。同不信任案は議員の 1/10 以上の提案によって発議され、発議から少なくとも 3 日間は表決を下すことはできない。その決議は議員の過半数の賛成によって可決される。

第 114 条 国民議会議員は何人も他の公職を兼務してはならない。兼職の他の禁止事項は法律によって定める。

第 115 条 国民議会議員は、法律で定められた場合を除き、その在任中にいかなる会社の役員にも就任することはできない。

第 116 条 国民議会議員は、その在任中において勲章または報償を受けてはならない。但し、兼職が認められた公職の場合は除く。

第 117 条 国民議会議員は、その在任中においていかなる国有資産の購入および賃貸、自己の財産の国家への賃貸、売却、および交換を行なうことはできない。

第 118 条 国民議会議員の歳費は法律によって定める。

第 3 章 執政権

第 119 条 共和国大統領は執政権を有し、それを憲法に定められた形で行使する。

第 1 節 共和国大統領

第 120 条 共和国大統領は、エジプト人の両親および祖父母を持つエジプト人であり、完全な市民的権利および政治的権利を享受し、太陽暦で 35 歳以上の人物に限る。また、過去にエジプトの王朝の関係者であった人物は除く。

第 121 条 国民議会は過半数の賛成によって共和国大統領の候補者を指名する。この指名は国民投票に付される。国民投票において過半数の票を得た候補者が共和国大統領と見なされる。候補者が過半数の票を得られなかった場合、国民議会は別の候補者を指名し、候補者指名および投票に関して当初と同じ手続きを踏むこととする。

第 122 条 大統領の任期は国民投票の結果が発表された日から太陽暦で 6 年間とする。

第 123 条 共和国大統領は就任に先立って国民議会において次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて祖国の安全と共和政を誠実に保護し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。

第 124 条 共和国大統領の給与は法律によって定める。いかなる給与額の修正もその修正が決定された大統領の任期中は適用されない。共和国大統領は他にいかなる給与や報酬を受け取ることはできない。

第 125 条 共和国大統領は任期中にいかなる独立した職業あるいは商業・金融業・工業活動に従事することはできない。共和国大統領は、いかなる国有財産を取得あるいは賃貸することはできず、また、国家に自己の財産を売却あるいは交換することもできない。

巻末付録

- 第 126 条 後任の大統領の選出手続きは前任の大統領の任期満了の 60 日前に開始する。後任の大統領は遅くとも前任の大統領の任期満了の 1 週間前に選出されなければならない。何らかの理由で任期満了までに後任の大統領が選出されなかった場合、後任の大統領が選出されるまで前任の大統領が職務を続行する。
- 第 127 条 共和国大統領が何らかの障害によって一時的に職務を遂行できなくなった場合、国民議会の承認を受け、閣僚の 1 人がその職務を代行する。
- 第 128 条 共和国大統領が辞任した場合、共和国大統領の職務遂行が永続的に不可能になった場合、あるいは死亡した場合、国民議会は議員の 2/3 以上の同意を受けて大統領職の空席を宣言する。このとき、国民議会議長が暫定的に大統領の職務を代行し、国民議会の指名を受けた 2 人の副議長のうち 1 人が議長の職務を代行する。共和国大統領は大統領職が空席になってから最長 60 日以内に指名されなければならない。
- 第 129 条 共和国大統領が辞任する場合、大統領は国民議会に辞表を提出する。
- 第 130 条 大統領の著しい背任や共和政への背信に対する告発は国民議会の少なくとも 1/3 の議員の同意によって発議される。大統領の弾劾は人民議会の 2/3 以上の議員の同意がなければ発議できない。弾劾が発議された場合、共和国大統領は直ちに職務の遂行を停止し、国民議会議長が一時的に職務を代行する。共和国大統領の裁判は法律で定められる特別法廷で行われる。有罪となった場合、大統領は他の刑罰に関係なく解任される。
- 第 131 条 共和国大統領は内閣とともに政治、経済、社会および行政の各分野において国家の一般政策を立案し、その執行を監督する。
- 第 132 条 共和国大統領は法案を提出、公布、あるいは拒否する権利を有する。
- 第 133 条 共和国大統領が国民議会によって可決された法案を拒否する場合、議会在大統領に法案を送付した日から 30 日以内に差し戻さなければならない。その期間内に差し戻されなかった場合、その法案は法律と見なされ、公布される。
- 第 134 条 法案が前条で定める期間内に議会に差し戻され、2/3 以上の賛成によって再び可決された場合、その法案は法律と見なされ、公布される。
- 第 135 条 国民議会の休会中あるいは解散中に緊急措置が必要と考えられる場合、共和国大統領は法的効力のある命令を下すことができる。その命令は議会開会中の場合は発令日から 15 日以内に国民議会に提出しなければならない。国民議会の解散中の場合は次に開会される最初の会合で提出しなければならない。命令が提出されない場合、その命令は何らかの措置を講じることなく遡及的に法的効力を失う。国民議会に提出後に否決された場合、遡及的に法的効力を失う。但し、議会在前会期中に命令の有効性を認めた場合や別の方法でその有効性を承認した場合は例外である。
- 第 136 条 共和国大統領は例外的な場合において国民議会の委任によって法的効力のある命令を下す権限がある。その権限の委任は一定期間に限定され、その命令の内容と根拠は説明されなければならない。
- 第 137 条 共和国大統領は公益事業機関の設置と編成に必要とされる決定を発令し、執行を監督する。
- 第 138 条 共和国大統領は、警察および公共行政に関する規則を定める。また、大統領はこの権限を委任できる。大統領は担当閣僚の提案を受けて決定を下す。法律の運用上必要とされる決定を下す機関については法律によって定める。
- 第 139 条 共和国大統領は軍の最高司令官である。

- 第 140 条 共和国大統領は法律の規定に従って文官、武官、および外交官の任免権を有する。また、共和国大統領は他国の外交官に信任を与えることができる。
- 第 141 条 共和国大統領は恩赦または減刑を行なう権利を有する。
- 第 142 条 共和国大統領は国民議会の承認を受けて宣戦を布告する権利を有する。
- 第 143 条 共和国大統領は条約を締結し、適切な説明を付して国民議会に通告する。条約は所定の手続きに従って締結、批准、および公布された後に法的効力を有する。但し、講和条約、連合条約、通商条約、航海条約、および領土変更、主権、予算に含まれない国庫の負担を伴う内容に関するその他全ての条約は、国民議会の承認を得なければならない。
- 第 144 条 共和国大統領は法律で定められた方法で緊急事態を宣言できる。緊急事態宣言は発令から 15 日以内に国民議会に提出しなければならない。国民議会が解散中の場合は新しく選ばれた議会の最初の会合で提出する。
- 第 145 条 共和国大統領は国民議会の同意を受けて重大な国益に関する重要事項を国民投票に付すことができる。

第 2 節 内閣

- 第 146 条 共和国大統領は閣僚の任免権を有する。何らかの理由によって大統領職が空席となった場合、閣僚は後任の共和国大統領が選出されるまでその職務を続行する。
- 第 147 条 共和国大統領は内閣とともに閣議に出席し、国政運営および職務遂行に関する意見を交換する。
- 第 148 条 閣僚は担当省庁の事務を監督し、その管轄の範囲内において担当省庁の政策を立案・履行する。
- 第 149 条 閣僚は、太陽暦で 30 歳以上であり、完全な市民的・政治的権利を享受するエジプト国民に限る。
- 第 150 条 閣僚は就任に先立って共和国大統領の前で次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて共和政を遵守し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。
- 第 151 条 閣僚は任期中にいかなる独立した職業あるいは商業・金融業・工業活動に従事することはできない。閣僚は、いかなる国有財産を取得あるいは賃貸することはできず、また、国家に自己の財産を売却あるいは交換することもできない。
- 第 152 条 共和国大統領と国民議会は職務と関連する犯罪に加担した閣僚を告発する権利を有する。国民議会による閣僚の告発は少なくとも 1/5 以上の議員の賛成によって発議され、2/3 以上の議員の賛成によって可決する。
- 第 153 条 告発を受けた閣僚は裁判の判決が下されるまで職務を停止する。職務の停止はその閣僚に対する法的手続きや起訴を妨げない。閣僚の裁判、手続き、およびその裁判の保障は法律で定められた方法に基づく。
- 第 154 条 必要な場合には次官を任命することができる。閣僚に関する規定は次官にも適用される。
- 第 155 条 閣僚および次官は国民議会議員を兼務できる。
- 第 156 条 国民議会議員を議会担当次官に任命することができる。その任命に関する規定は法律によって定める。

巻末付録

第3節 地方行政³

第4節 国防評議会および軍隊

- 第167条 「国防評議会」と名付けられる評議会を設置する。同評議会は共和国大統領が議長を務める。
- 第168条 国防評議会は祖国の安全保障に関する事項を審議する。同評議会の他の権限は法律によって定める。
- 第169条 エジプト共和国の軍隊は人民に属す。軍隊の職務は、祖国の防衛とその領土と安全の維持である。
- 第170条 国家のみが軍隊を保持する。
- 第171条 軍の最高司令官を治安や良俗に関する閣僚に任命することができる。
- 第172条 国家は、法律に基づき、青年および民兵の軍事訓練を組織化する。
- 第173条 総動員は法律に従って行われる。
- 第174条 軍隊の職務および昇進の条件は法律によって定める。

第4章 司法権⁴

第5部 一般規定⁵

- 第189条 共和国大統領および国民議会は憲法の1つの条項あるいは複数の条項の修正を発議できる。憲法修正の発議に際しては修正対象の条項とその修正理由を示さなければならない。国民議会議が憲法修正を発議する場合、少なくとも議員の1/3の署名が求められる。いかなる場合であれ、国民議会議は憲法修正の原則を審議し、その原則を議員の過半数によって可決する。発議が否決された場合、その否決から1年間は同一の条項に関する修正は発議できない。国民議会議が憲法修正の原則を可決した場合、その可決日の6ヶ月後に審議を開始する。国民議会議の2/3以上が憲法修正に賛成した場合、その修正対象の条項は国民投票に付される。国民が憲法修正を承認した場合、その条項は国民投票の結果の発表日から施行される。

第6部 暫定規定および最終規定⁶

- 第192条 革命の目的を実現し、政治的・社会的・経済的部門における健全な国家の建設にあらゆる勢力を結集するため、エジプト人民によって国民連合を結成する。

出典：浦野・西（1979: 327-340）

注：前文は省略し、一部の文言の表記に修正を施した。また、国家の枠組み、執政府、立法府、軍など、本稿の議論と特に関連する規定を抜粋した。

³ 第157条から第166条は省略。

⁴ 第175条から第183条は省略。

⁵ 第184条から第188条、第190条から第191条は省略。

⁶ 第193条から第196条は省略。

1958年アラブ連合共和国暫定憲法（シリアとの連合国家樹立後の憲法）・抜粋

第1部 アラブ連合共和国

第1条 アラブ連合共和国は、主権を有する独立国家であり、民主主義体制であり、その人民はアラブ民族の一員である。

第2条 アラブ連合共和国の国籍は法律によって定める。シリアあるいはエジプトの国籍を有する者、または本憲法の施行に際してシリアあるいはエジプトにおいて効力を有する法律によって国籍を取得する資格を有する者は全てアラブ連合共和国の国籍を有する。

第2部 社会の基本的構成要素⁷

第3部 国民の権利および義務⁸

第4部 統治形態

第1章 国家元首

第12条 国家元首は共和国大統領である。大統領は憲法に定められた形で権限を行使する。

第2章 立法権

第13条 立法権は国民議会と名付けられる評議機関に属する。国民議会の議員総数とその選出方法は大統領令によって定める。議員の少なくとも半数はシリア代議院議員およびエジプト国民議会議員でなければならない。

第14条 国民議会は本憲法の定める方法によって執政府の職務を規制する。

第15条 国民議会議員は太陽暦で30歳以上でなければならない。

第16条 国民議会の所在地はカイロとする。但し、共和国大統領の申し立てによって別の都市で議会議を開会できる。

第17条 共和国大統領は国民議会を召集し、また、その閉会を宣言する。

第18条 召集を受けずに開かれた国民議会は無効であり、そこで下された決定は無効である。

第19条 国民議会議員は就任に先立って議事堂において次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけてアラブ連合共和国および共和政を誠実に保護し、人民の利益と祖国の安全に留意し、憲法と法律を尊重することを誓う」。

第20条 国民議会はその開会期間における1人の議長と2人の副議長を年次通常国会の初日に選出する。

第21条 国民議会の会合は公開する。但し、共和国大統領あるいは少なくとも20人の議員の申し立てによって非公開にできる。国民議会はこの申し立てを受けて審議を公開するか非公開にする

⁷ 第3条から第6条は省略。

⁸ 第7条から第11条は省略。

巻末付録

かを決定する。

- 第 22 条 いかなる法律も国民議会の承認を受けなければ制定できない。いかなる法案も条項ごとに別々に表決される。
- 第 23 条 国民議会はその職務を遂行するための手続きに関する規則を定める。
- 第 24 条 全ての国民議会議員は閣僚に対して一般質問できる。一般質問に関する審議は、国民議会が緊急と判断し、閣僚がそれに同意した場合を除き、一般質問の提出から少なくとも 7 日後に行なわれる。
- 第 25 条 国民議会は、少なくとも 20 人の議員の発議によって、公的問題に対する政府の方針を確認するための審議を求めることができる。
- 第 26 条 国民議会議員は政府に対して公的問題についての見解を表明する権利を有する。
- 第 27 条 一般税の賦課、修正、および廃止は法律で定められた場合以外は適用されない。法律で定められた場合を除き、何人も一般税の賦課は免除されない。何人も法律で定められた以外の租税および賦課金は課されない。
- 第 28 条 公的資金の徴収の基本原則とその支出手続きは法律によって定める。
- 第 29 条 執政府は、国民議会から承認を受けた場合を除き、次期会計年度における借款の契約あるいは国庫からの公的資金の支出を伴う計画に関与することはできない。
- 第 30 条 法律に基づき、一定期間に限定される場合を除き、いかなる独占も認められない。
- 第 31 条 会計年度、予算の編成手続きの方法および国民議会への提出は法律によって定める。
- 第 32 条 国家の一般予算案は遅くとも会計年度が終了する 3 ヶ月前に国民議会に提出し、その審議および承認を受けなければならない。予算案は項目ごとに表決される。国民議会は政府の同意なしに予算案を修正できない。
- 第 33 条 予算の項目間の変更、新たな支出の追加、および予算の増額は国民議会の承認を要する。
- 第 34 条 独立予算および附属予算については国家の一般予算の規定を適用する。
- 第 35 条 公共機関および公共部門の予算と決算に関する規定は法律によって定める。
- 第 36 条 国民議会議員は、会期中、現行犯の場合を除き、議会の事前の許可なく刑事訴追を受けない。会期以外に訴追手続きを進める場合、国民議会に通知しなければならない。
- 第 37 条 国民議会議員は、信用を喪失した場合を除き、議員職を剥奪されない。議員職は、国民議会議員の少なくとも 20 人の提案を受け、国民議会議員の 2/3 以上の同意を得た議決によって無効となる。
- 第 38 条 共和国大統領は国民議회를解散する権利を有する。国民議회를解散した場合、国民議会選挙を 60 日以内に実施し、新たに選ばれた国民議会は選挙終了日から 10 日以内に召集される。
- 第 39 条 国民議会が閣僚の不信任を決議した場合、当該の人物は辞職しなければならない。閣僚に対する不信任案は、当該閣僚に対する一般質問を経なければ発議できない。同不信任案は議員 20 人の提案によって発議され、発議から少なくとも 3 日間は表決を下すことはできない。その決議は議員の過半数の賛成によって可決される。
- 第 40 条 国民議会議員は何人も他の公職を兼務してはならない。兼職の他の禁止事項は法律によって定める。
- 第 41 条 国民議会議員は、法律で定められた場合を除き、その在任中にいかなる会社の役員にも就任することはできない。
- 第 42 条 国民議会議員は、その在任中においていかなる国有資産の購入および賃貸、自己の財産の国

家への賃貸、売却、および交換を行なうことはできない。

第 43 条 国民議会議員の歳費は法律によって定める。

第 3 章 執政権

第 44 条 共和国大統領は執政権を有し、それを憲法に定められた形で行使する。

第 45 条 共和国大統領は任期中にいかなる独立した職業あるいは商業・金融業・工業活動に従事することはできない。共和国大統領は、いかなる国有財産を取得あるいは賃貸することはできず、また、国家に自己の財産を売却あるいは交換することもできない。

第 46 条 共和国大統領は 1 人または複数人の副大統領の任免権を有する。

第 47 条 共和国大統領は閣僚の任免権を有する。必要とされる場合には国務担当大臣および副大臣を任命できる。閣僚はそれぞれの担当省庁の事務を監督し、大統領の定める一般政策を執行する。

第 48 条 共和国副大統領および閣僚は任期中にいかなる独立した職業あるいは商業・金融業・工業活動に従事することはできない。共和国大統領は、いかなる国有財産を取得あるいは賃貸することはできず、また、国家に自己の財産を売却あるいは交換することもできない。

第 49 条 共和国大統領と国民議会は職務と関連する犯罪に加担した閣僚を告発する権利を有する。国民議会による閣僚の告発は少なくとも 1/5 以上の議員の賛成によって発議され、2/3 以上の議員の賛成によって可決する。

第 50 条 共和国大統領は法案を提出、公布、あるいは拒否する権利を有する。

第 51 条 共和国大統領が国民議会によって可決された法案を拒否する場合、議会が大統領に法案を送付した日から 30 日以内に差し戻さなければならない。その期間内に差し戻されなかった場合、その法案は法律と見なされ、公布される。

第 52 条 法案が前条で定める期間内に議会に差し戻され、2/3 以上の賛成によって再び可決された場合、その法案は法律と見なされ、公布される。

第 53 条 国民議会の会期以外の時期に緊急措置が必要と考えられる場合、共和国大統領は国民議会の固有の権限に属する立法および決定を下すことができる。その立法または決定は次に開会される国民議会の最初の会合で提出しなければならない。但し、国民議会の 2/3 以上の議員によって否決された場合、その表決の日から法的効力を失う。

第 54 条 共和国大統領は公益事業機関の設置と編成に必要な決定を発令し、その執行を監督する。

第 55 条 共和国大統領は軍の最高司令官である。

第 56 条 共和国大統領は条約を締結し、国民議会に通告する。条約は所定の手続きに従って締結、批准、および公布された後に法的効力を有する。但し、講和条約、連合条約、通商条約、航海条約、および領土変更、主権、予算に含まれない国庫の負担を伴う内容に関するその他全ての条約は、国民議会の承認を得なければならない。

第 57 条 共和国大統領は緊急事態を宣言できる。

第 58 条 アラブ連合共和国はエジプトおよびシリアの二地域によって成り立つ。各地域に大統領令によって任命される執行評議会を設置する。執行評議会は当該地域における一般政策の執行に関する事項を審議する権限を有する。

巻末付録

第4章 司法権⁹

第5部 一般規定¹⁰

第6部 暫定規定および最終規定

- 第68条 本憲法の施行に際してエジプトおよびシリアの二地域のそれぞれにおいて効力を有する全ての法律はその適用地域内において効力を保持する。但し、当該の法律は本憲法で定める手続きによって廃止または修正できる。
- 第69条 本憲法の施行はシリアおよびエジプトがそれぞれ外国政府と締結した条約および協定の規定および条項に影響を与えない。
- 第70条 単一の予算の提出に関する最終的措置が決定するまで、シリアおよびエジプトの現在の地域は、それぞれ国家予算および特別予算を策定し、執行する。
- 第71条 本憲法の施行に際して公共施設および行政組織は大統領令によって再編および統合されるまでシリアおよびエジプトにおいて存続する。
- 第72条 国家の目的を実現し、政治的・社会的・経済的部門における健全な国家の建設にあらゆる勢力を結集するため、国民連合を結成する。同連合の結成方法は大統領令によって定める。
- 第73条 本憲法はアラブ連合共和国の最終的憲法を人民が承認し、公布されるまで効力を有する。

出典：浦野・西（1979: 340-344）

注：一部の文言の表記に修正を施した。また、国家の枠組み、執政府、立法府、軍など、本稿の議論と特に関連する規定を抜粋した。

1964年アラブ連合共和国暫定憲法（シリアとの連合国家破綻後の憲法）・抜粋

第1部 国家

- 第1条 エジプト・アラブ共和国は勤労人民の同盟に基づく社会主義的民主主義体制の国家である。エジプト人民はアラブ世界の一員である。
- 第2条 主権は人民のみに属す。人民は憲法に定められた方法によって主権を行使する。
- 第3条 国民統合は人民各層の同盟に基づき、勤労人民を代表し、かつ、農民、労働者、軍、知識人、および資本家によってアラブ社会主義連合を構成する。同連合は、人民の代表機関として、革命勢力の推進および健全な民主主義的価値の保護に努める。
- 第4条 アラブ連合共和国の国籍は法律によって定める。

⁹ 第59条から第63条は省略。

¹⁰ 第64条から第67条は省略。

第 5 条 イスラームを国教とする。アラビア語を公用語とする。

第 2 部 社会の基本的構成要素¹¹

第 23 条 国家のみが軍隊を保持し、軍隊は人民に属す。軍隊の職務は、人民闘争という社会主義の成果の保護および領土と安全の維持である。

第 3 部 国民の権利および義務¹²

第 43 条 祖国の防衛は神聖な義務である。法律に従って兵役を義務とする。

第 45 条 国民は法律の定める方法によって投票の権利を有する。公的活動への参加は国民の義務である。

第 4 部 統治形態

第 1 章 国家元首

第 46 条 国家元首は共和国大統領である。大統領は憲法に定められた形で権限を行使する。

第 2 章 立法権

第 47 条 国民議会は立法権を行使する。

第 48 条 国民議会は憲法で定められた形で執政府の職務を規制する。

第 49 条 国民議会の選出議員は公的な秘密投票によって直接選出する。選出議員の総数および議員資格は法律によって定める。選出方法および手続きは法律によって定める。共和国大統領は 10 人を上限として国民議会の議員を任命できる。国民議会議員の少なくとも半数は労働者と農民でなければならない。

第 50 条 国民議会議員は選挙の時点において太陽暦で 30 歳以上でなければならない。

第 51 条 国民議会議員の任期は開会日から太陽暦で 5 年間とする。国民議会の後任の選挙は任期満了の 60 日前に開始する。

第 52 条 任期満了以前に議席に欠員が生じた場合、本憲法の定める方法によって、その欠員について議員が通知を受けてから 60 日以内に後任議員を選出または任命する。後任議員の任期は前任議員の任期満了までとする。

第 53 条 共和国大統領は国民議会を召集し、また、その閉会を宣言する。

第 54 条 国民議会の所在地はカイロとする。但し、緊急の場合、共和国大統領の申し立てによって別の都市で議会を開会できる。所定の場所以外で開かれた議会は違法であり、そこで下された決定は無効である。

第 55 条 国民議会は 11 月の第 2 木曜日以前に年次通常国会が召集される。通常国会が召集されない

¹¹ 第 6 条から第 22 条は省略。

¹² 第 24 条から第 42 条、第 44 条は省略。

巻末付録

場合、国民議会は憲法の規定に従って前述の日付に開会される。通常国会の開会期間は少なくとも7ヶ月である。但し、国家の一般予算が承認されるまでは閉会できない。

第56条 召集を受けず、通常国会の会期以外に開かれた国民議会は無効であり、そこで下された決定は無効である。

第57条 共和国大統領は、必要と認めた場合、あるいは国民議会議員の過半数の申し立てを受けた場合、臨時国会を召集できる。共和国大統領は臨時国会の閉会を宣言する。

第58条 国民議会議員は就任に先立って議事堂において次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて共和政を誠実に保護し、人民の利益と祖国の安全に留意し、憲法と法律を尊重することを誓う」。

第59条 国民議会はその開会期間における1人の議長と2人の副議長を年次通常国会の初日に選出する。これらの役職に欠員が生じた場合、人民議会はその会期終了までに代行者を選出する。

第60条 国民議会はその職務を遂行するための手続きに関する規則を定める。

第61条 国民議会のみが院内の秩序を維持する権利を有する。その権限は国民議会議長が行使する。

第62条 国民議会は議員の適格性を判断する独占的権限を有する。最高裁判所は法律の規定に従って国民議会で提起された議員の適格性の異議申し立てを国民議会議長からの照会を受けて調査する権限を有する。国民議会議員の2/3以上の同意を得なければ議員資格は無効にならない。最高司法裁判所はその調査を照会から60日以内に完了しなければならない。

第63条 共和国大統領は通常国会の開会日に国家の一般政策の声明を演説する。大統領は国民議会に報告する必要がある他の事項についても演説できる。

第64条 国民議会の会合は公開する。但し、共和国大統領、内閣、国民議会議長、あるいは少なくとも20人の議員の申し立てによって非公開にできる。国民議会はこの申し立てを受けて審議を公開するか非公開にするかを決定する。

第65条 国民議会の会合は議員の過半数が出席しない限り無効とする。議会の議決は特別多数が必要である場合を除き、出席議員の過半数によって採決される。法案は条項ごとに別々に表決される。可否同数の場合、当該の議題は否決される。

第66条 全ての法案は議院委員会に送付され、その場で審議・報告される。

第67条 国民議会議員の提出法案は、審議の妥当性について審査し、議会の承認を受けた法案に限り、前条の規定を適用する。

第68条 いかなる法律も国民議会の承認を受けなければ制定できない。いかなる法案も条項ごとに別々に表決される。

第69条 国民議会で否決された議員提出法案はその同一会期中に再び提出することはできない。

第70条 一般税の賦課、修正、および廃止は法律で定められた場合以外は適用されない。法律で定められた場合を除き、何人も一般税の賦課は免除されない。何人も法律で定められた以外の租税および賦課金は課されない。

第71条 公的資金の徴収の基本原則とその支出手続きは法律によって定める。

第72条 執政府は、国民議会から承認を受けた場合を除き、次期会計年度における借款の契約あるいは国庫からの公的資金の支出を伴う計画に関与することはできない。

第73条 給与、年金、補償金、補助金、報奨金の支給に関する規則、およびその規則の例外事項とその例外が適用される関係機関については法律によって定める。

第74条 天然資源および公共事業の出資にかかる免許の付与に関する手続きは法律によって定める。

また、国有不動産の無償譲渡あるいは国有動産の処分が認められる事項、およびその手続きについても法律によって定める。

- 第 75 条 予算の編成手続き、国民議会への提出方法、および会計年度は法律によって定める。
- 第 76 条 国家の一般予算案は遅くとも会計年度が終了する 2 ヶ月前に国民議会に提出されなければならない。予算は議会の承認がなければ効力を持たない。予算案は項目ごとに表決される。国民議会は政府の同意なしに予算案を修正できない。
- 第 77 条 新年度の予算案がその会計年度の開始までに承認されない場合、予算案が承認されるまで前年度の予算が適用される。
- 第 78 条 予算の項目間の変更、新たな支出の追加、および予算の増額は人民議会の承認を要する。
- 第 79 条 国家予算の最終決算は国民議会の承認を受けなければならない。
- 第 80 条 独立予算、追加予算、およびその最終決算には国家の一般予算およびその最終決算の規定が適用される。
- 第 81 条 公共機関および公共部門の予算と決算に関する規定は法律によって定める。
- 第 82 条 政府は内閣組閣後に国民議会に施政方針を提出し、その承認を受ける。
- 第 83 条 国民議会は内閣の活動を監督する。内閣およびその成員は国家の一般政策について国民議会に対して責任を負い、国民議会において政策、声明、および報告を審議する。
- 第 84 条 国民議会は内閣およびその成員に対して不信任を決議できる。
- 第 85 条 首相および閣僚は国民議会およびその委員会の会合への出席を求められたときにはいつでもその会合に出席する権利を有する。その場合、首相および閣僚は必要とされる政府高官の補佐を受けることができる。首相および閣僚は国民議会議員である場合にのみ表決に参加できる。
- 第 86 条 全ての国民議会議員は首相または閣僚に対してそれぞれの管轄内の問題に関して一般質問できる。首相または閣僚は議員からの質問に対して答弁しなければならない。一般質問に関する審議は、国民議会が緊急と判断し、政府がそれに同意した場合を除き、一般質問の提出から少なくとも 7 日後に行なわれる。
- 第 87 条 国民議会は、少なくとも 20 人の議員の発議によって、公的問題に対する政府の方針を確認するための審議を求めることができる。
- 第 88 条 首相は、施政方針の報告または国家の一般政策に関する声明を提出する際に国民議会に対して信任投票を申し立てることができる。
- 第 89 条 国民議会は内閣あるいは閣僚の不信任を表決できる。議員の 1/10 以上の提案によって不信任決議を発議する。その決議は議員の過半数の賛成によって可決される。議会は、政府に対する一般質問を経て、提案から少なくとも 3 日間は表決を下すことはできない。
- 第 90 条 首相は国民議会において不信任が可決された場合、共和国大統領に辞表を提出する。
- 第 91 条 共和国大統領は国民議会の解散権を有する。議会解散の場合、60 日以内の国民議会選挙の実施を公布し、新たに選ばれた国民議会は選挙終了日から 10 日以内に召集される。
- 第 92 条 国民議会議員は、現行犯の場合を除き、議会の事前の許可なく刑事訴追を受けない。議会休会中の場合、国民議会は次回開会時にその措置に関して報告を受けなければならない。
- 第 93 条 国民議会議員は国民議会あるいはその委員会の職務遂行において表明された見解や思想については責任を負わない。
- 第 94 条 国民議会議員は、信用や威厳を喪失した場合、議員資格の条件のどれか 1 つでも喪失した場

巻末付録

合、労働者や農民として選出された当初の地位を喪失した場合、議員としての職務を怠った場合を除き、議員職を剥奪されない。議員職は国民議会議員の 20 人の発議を受け、2/3 以上の同意を得た議決によって無効となる。

- 第 95 条 国民議会のみが議員の辞職を受理できる。
- 第 96 条 国民議会議員は政府または地方自治体の公務員を兼務できない。
- 第 97 条 国民議会議員は、法律で定められた場合を除き、その任期中において他の団体あるいは会社に従事することはできない。
- 第 98 条 国民議会議員は、その在任中においていかなる国有資産の購入および賃貸、自己の財産の国家への賃貸、売却、および交換を行なうことはできない。
- 第 99 条 国民議会議員の歳費は法律によって定める。

第 3 章 執政権

第 1 節 共和国大統領

- 第 100 条 共和国大統領は執政権を有し、それを憲法に定められた形で行使する。
- 第 101 条 共和国大統領は、エジプト人の両親を持つエジプト人であり、市民的権利および政治的権利を享受し、太陽暦で 35 歳を下回らない人物に限る。
- 第 102 条 国民議会は共和国大統領を指名する。この指名は国民投票に付される。国民議会における共和国大統領の指名は少なくとも 1/3 の議員によって発議され、2/3 の議員の票を得た候補者が国民投票に付される。賛成票が前述の票数に満たなかった場合、最初の投票から 2 日後に候補者指名を再度行ない、議員の過半数の票を得た候補者が国民投票に付される。国民投票において過半数の票を得た候補者が共和国大統領と見なされる。候補者が過半数の票を得られなかった場合、人民議会は別の候補者を指名し、候補者指名および投票に関して当初と同じ手続きを踏むこととする。
- 第 103 条 大統領の任期は国民投票の結果が発表された日から太陽暦で 6 年間とする。
- 第 104 条 共和国大統領は就任に先立って国民議会において次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて共和政を誠実に保護し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。
- 第 105 条 共和国大統領の給与は法律によって定める。いかなる給与額の修正もその修正が決定された大統領の任期中は適用されない。共和国大統領は他にいかなる給与や報酬を受け取ることはできない。
- 第 106 条 共和国大統領は任期中にいかなる独立した職業あるいは商業・金融業・工業活動に従事することはできない。共和国大統領は、いかなる国有財産を取得あるいは賃貸することはできず、また、国家に自己の財産を売却あるいは交換することもできない。
- 第 107 条 共和国大統領は、1 人または複数人の副大統領の任免権を有する。共和国副大統領は就任に先立って共和国大統領の前で次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて共和政を遵守し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。
- 第 108 条 後任の大統領の選出手続きは前任の大統領の任期満了の 60 日前に開始する。後任の大統領は遅くとも前任の大統領の任期満了の 1 週間前に選出されなければならない。何らかの理由で任期満了までに後任の大統領が選出されなかった場合、後任の大統領が選出されるまで前任

の大統領が職務を続行する。

- 第 109 条 共和国大統領が何らかの障害によって一時的に職務を遂行できなくなった場合、副大統領がその職務を代行する。
- 第 110 条 共和国大統領が辞任した場合、共和国大統領の職務遂行が永続的に不可能になった場合、あるいは死亡した場合、国民議会は議員の 2/3 以上の同意を受けて大統領職の空席を宣言する。このとき、第一副大統領が暫定的に大統領の職務を代行する。共和国大統領は大統領職が空席になってから最長 60 日以内に指名されなければならない。
- 第 111 条 共和国大統領が辞任する場合、大統領は国民議会に辞表を提出する。
- 第 112 条 大統領の著しい背任への関与に対する告発は国民議会の少なくとも 1/3 の議員の同意によって発議される。大統領の弾劾は国民議会の過半数の議員の同意がなければ発議できない。弾劾が発議された場合、共和国大統領は直ちに職務の遂行を停止し、その弾劾に関する判決が下されるまで第一副大統領が一時的に職務を代行する。共和国大統領の裁判は特別法廷で行われる。有罪となった場合、大統領は他の刑罰に関係なく解任される。
- 第 113 条 共和国大統領は内閣とともに政治、経済、社会および行政の各分野において国家の一般政策を立案し、その執行を監督する。
- 第 114 条 共和国大統領は首相、副首相、閣僚、および次官の任免権を有する。
- 第 115 条 共和国大統領は内閣を招集し、その閣議に出席する権利を有する。また、大統領は出席した閣議の議長を務め、閣僚に報告を求める権利を有する。
- 第 116 条 共和国大統領は法案を提出、公布、あるいは拒否する権利を有する。
- 第 117 条 共和国大統領が国民議会によって可決された法案を拒否する場合、議会が大統領に法案を送付した日から 30 日以内に差し戻さなければならない。共和国大統領がその期間内に法案を差し戻さなかった場合、その法案は法律と見なされ、公布される。
- 第 118 条 法案が期間内に議会に差し戻され、2/3 以上の賛成によって再び可決された場合、その法案は法律と見なされ、公布される。
- 第 119 条 国民議会の休会中または開会中に緊急措置が必要と考えられる場合、共和国大統領は法的効力のある命令を下すことができる。その命令は議会開会中の場合は発令日から 15 日以内に人民議会に提出しなければならない。議会休会中の場合は次に開会される最初の会合で提出しなければならない。命令が提出されない場合、その命令は何らかの措置を講じることなく遡及的に法的効力を失う。国民議会に提出後に否決された場合、その否決日から法的効力を失う。
- 第 120 条 共和国大統領は、例外的な場合、国民議会の委任によって法的効力のある命令を下す権限がある。その権限の委任は一定期間に限定され、その命令の内容と根拠は説明されなければならない。
- 第 121 条 共和国大統領は公益事業機関の設置と編成に必要とされる決定を発令できる。
- 第 122 条 共和国大統領は、安全保障に関する規定および法律の施行に必要な規定を発令できる。共和国大統領は他者にこの発令権限を授ける権利を有する。法律の運用上必要とされる決定を下す機関については法律によって定める。
- 第 123 条 共和国大統領は軍の最高司令官である。
- 第 124 条 共和国大統領は国民議会の承認を受けて宣戦を布告する権利を有する。
- 第 125 条 共和国大統領は条約を締結し、適切な説明を付して国民議会に通告する。条約は所定の手続きに従って締結、批准、および公布された後に法的効力を有する。但し、講和条約、連合条約、

巻末付録

通商条約、航海条約、および領土変更、主権、予算に含まれない国庫の負担を伴う内容に関するその他全ての条約は、国民議会の承認を得なければならない。

第 126 条 共和国大統領は法律で定められた方法で緊急事態を宣言できる。緊急事態宣言は発令から 30 日以内に国民議会に提出しなければならない。国民議会が解散中の場合は新しく選ばれた議会の最初の会合で提出する。

第 127 条 共和国大統領は恩赦または減刑を行なう権利を有する。但し、大赦に関しては法律によって定める。

第 128 条 共和国大統領は法律の規定に従って文官、武官、および外交官の任免権を有する。また、共和国大統領は他国の外交官に信任を与えることができる。

第 129 条 共和国大統領は重大な国益に関する重要事項を国民投票に付することができる。国民投票の手続きは法律によって定める。

第 2 節 内閣

第 130 条 内閣は執政と行政に関する国家の最高機関である。

第 131 条 内閣は首相、副首相、閣僚、および次官で構成される。首相は内閣の職務を監督する。

第 132 条 内閣は法律および共和国令に基づき、国家の一般政策を執行し、そのために必要とされるあらゆる権限を行使する。

第 133 条 内閣は社会主義体制に関する経済的・文化的業務を編成・実施し、勤労人民の生活水準の向上に努め、健全な外交政策の決定を下す。

第 134 条 内閣は特に以下の職務を遂行する。

第一に、各省庁および、その下部組織、公共機関、公共部門の業務を監督、調整、および執行する。

第二に、法律および共和国令に基づき、行政上・執政上の決定を下し、その執行を監督する。

第三に、法律と共和国令を立案する。

第四に、法律の規定に従って国家公務員を任免する。

第五に、国家の一般予算を立案する。

第六に、国内経済の発展を目的とした国家の一般計画を立案し、その実施に必要とされる措置を講じる。

第七に、国内の為替制度、信用制度、および保険制度の編成および管理を統制する。

第八に、国家の一般政策の範囲内において借款を契約する。

第九に、あらゆる公共機関を統制する。

第十に、法律の執行を監督し、国家の安全を維持し、国民の権利と国家の利益を保護する。

第 135 条 内閣は、省庁、行政機関、公共部門、および地方自治体の活動を監督する。内閣は法律の規定に従って不適当な決定を取り消すか修正できる。

第 136 条 国家の統制監察機関は首相の直轄に置く。

第 137 条 閣僚は、太陽暦で 30 歳以上であり、完全な市民的・政治的権利を享受するエジプト国民に限る。

第 138 条 閣僚は就任に先立って共和国大統領の前で次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて共和政を遵守し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持

することを誓う」。

第 139 条 閣僚は任期中にいかなる独立した職業あるいは商業・金融業・工業活動に従事することはできない。閣僚は、いかなる国有財産を取得あるいは賃貸することはできず、また、国家に自己の財産を売却あるいは交換することもできない。

第 140 条 共和国大統領と国民議会は職務遂行上に犯罪に加担した閣僚を告発する権利を有する。国民議会による閣僚の告発は少なくとも 1/5 以上の議員の賛成によって発議され、2/3 以上の議員の賛成によって可決する。

第 141 条 告発を受けた閣僚は裁判の判決が下されるまで職務を停止する。職務の停止はその閣僚に対する法的手続きや起訴を妨げない。閣僚の裁判、手続き、およびその裁判の保障は法律で定められた方法に基づく。

第 142 条 閣僚および次官は国民議会議員になることができる。

第 143 条 国民議会議員を国民議会の事務担当の各省次官に任命することができる。

第 3 節 国防評議会および軍隊

第 144 条 「国防評議会」と名付けられる評議会を設置する。同評議会は共和国大統領が議長を務める。

第 145 条 国防評議会は祖国の安全保障に関する事項を審査する。同評議会の他の権限は法律によって定める。

第 146 条 国家のみが軍隊を保持する。いかなる組織や集団も軍隊や軍隊に準じる組織を保持できない。

第 147 条 国家は、法律の規定に従って青年の軍事訓練を行ない、民兵組織を編成する。

第 148 条 総動員は法律に従って行われる。

第 149 条 軍将校の職務と昇進の条件は法律によって定める。

第 4 節 地方行政¹³

第 4 章 司法権¹⁴

第 5 部 一般規定¹⁵

第 165 条 共和国大統領および国民議会は憲法の 1 つの条項あるいは複数の条項の修正を発議できる。憲法修正の発議に際しては修正対象の条項とその修正理由を示さなければならない。国民議会が憲法修正を発議する場合、少なくとも議員の 1/3 の署名が求められる。いかなる場合であれ、人民議会は憲法修正の原則を審議し、その原則を議員の過半数によって可決する。発議が否決された場合、その否決から 1 年間は同一の条項に関する修正は発議できない。国民議会が憲法修正の原則を可決した場合、修正が発議された条項に関して可決日から 2 ヶ月後に審議を行

¹³ 第 150 条から第 151 条は省略。

¹⁴ 第 152 条から第 160 条は省略。

¹⁵ 第 161 条から第 164 条、第 166 条は省略。

巻末付録

なう。国民議会の 2/3 以上が憲法修正に可決した場合、その条項は可決日から施行される。

第 6 部 暫定規定¹⁶

出典：浦野・西（1979: 344-356）、Hanna and Gardner (1969: 386-408)

注：前文は省略し、一部の文言の表記に修正を施した。また、国家の枠組み、執政府、立法府、軍など、本稿の議論と特に関連する規定を抜粋した。

1971 年エジプト・アラブ共和国憲法（第一共和政・サーダート政権以降の憲法）

第 1 部 国家

- 第 1 条 エジプト・アラブ共和国は勤労人民の同盟に基づく社会主義的民主主義体制の国家である。エジプト人民はアラブ世界の不可分の一員であり、その包括的統一の実現に努める。
- 第 2 条 イスラームを国教とする。アラビア語を公用語とする。イスラーム法を立法の主要な法源とする。
- 第 3 条 主権は人民のみに属す。人民は憲法に定められた方法によって主権を行使・保護し、国民の一体性を維持する。
- 第 4 条 エジプト・アラブ共和国の経済的基盤は充足と公平に基づく社会主義的民主主義体制であり、それによって搾取を防ぎ、所得格差を是正し、合法的な所得を保護し、国民の義務と負担の公平さを保障する。
- 第 5 条 エジプト・アラブ共和国の政治体制は複数政党制に基づく。その複数政党制は憲法で定められたエジプト社会の基本原則と基本要素の枠内で行われる。政党は法律で定める。
- 第 6 条 エジプト国籍は法律によって定める。

第 2 部 社会の基本的構成要素

第 1 章 社会的・道徳的構成要素

- 第 7 条 社会の連帯は社会の基礎である。
- 第 8 条 国家は全ての国民の機会均等を保障する。
- 第 9 条 家族は、宗教、道徳、愛国心に根差した社会の基礎である。国家は、エジプト国民の家族の本来の特徴とそこに表れる価値観と伝統の保持、およびエジプト社会の諸関係におけるその特徴の保護と発展に努める。
- 第 10 条 国家は母子の保護を保障し、青少年に留意し、その能力開発のための適切な環境を提供する。
- 第 11 条 国家は、女性に対して、家族への義務と社会における任務との調和を保障し、イスラーム法

¹⁶ 第 167 条から第 169 条は省略。

の規定に反しない限り、政治、社会、文化、および経済の諸領域における男女平等に配慮する。

- 第 12 条 社会は、道徳を保護し、エジプト本来の伝統を奨励することを義務とし、高度の宗教教育、道徳的・愛国的価値、人民の歴史的遺産、科学的真実、社会主義的行動、および公共倫理を尊重する。これらは法律の枠内のものとする。国家は、これらの原則を遵守し、強化する。
- 第 13 条 勤労は国家によって保障された権利であり、義務であり、名誉である。優れた労働者は国家と社会から正しく評価されるべきである。国民に労働を強制することは禁じられる。但し、法律に準じて公務とされ、正当な報酬が保障される場合は例外である。
- 第 14 条 公務は国民の権利であり、公務員は人民に奉仕する義務がある。国家は人民の利益に奉仕する公務員の義務の遂行を保障する。公務員は、法律で定められた場合を除き、懲戒処分以外の方法では免職されない。
- 第 15 条 退役軍人、戦争疾病者、戦争関連疾病者、および戦没者の妻子は法律に従って就労の機会が優遇される。
- 第 16 条 国家は文化、社会、および福祉事業を保障し、特に農村の水準向上のためにこれらの事業が迅速かつ規則的に遂行されるよう努める。
- 第 17 条 国家は社会保険事業および健康保険事業を保障する。全ての国民は法律に従って障害者年金、失業年金、老齢年金を受ける権利を有する。
- 第 18 条 教育は国家に保障された権利である。初等教育は義務教育である。国家は他の教育課程への義務教育の拡充に努める。国家は、社会的要請と生産との関連を求める立場から全ての教育課程を監督し、大学と研究機関の独立を保障する。
- 第 19 条 宗教教育は一般教育課程における基本科目である。
- 第 20 条 公立の教育機関は全ての課程において無償とする。
- 第 21 条 文盲の解消は全ての人民を総動員して対処されるべき国民の義務である。
- 第 22 条 文民の称号制度を禁じる。

第 2 章 経済的構成要素

- 第 23 条 国家経済は、包括的な開発計画に基づいて組織され、その計画によって歳入の増大、分配の公平、生活水準の向上、失業問題の解決、就労機会の増大、賃金と生産の結びつき、収入格差の是正のための最低賃金・最高賃金の設定を保障する。
- 第 24 条 人民は全ての生産手段を管理し、国家が定めた開発計画に従って生活余剰の活用を監督する。
- 第 25 条 全ての国民はその労働や非搾取的所有に応じて法律で定められた方法によって歳入の一部を構成する。
- 第 26 条 労働者は、法律に従って事業の運営に参加し、その利潤を享受する。各自の生産部門の生産向上に努め、その計画の実行を義務とする。生産手段の保護は国家の義務である。労働者は公共部門の役員会において役員の少なくとも 50%を占める。また、小規模の農民・手工業者が農業協同組合・手工業協同組合の役員会において役員の 80%を占めることを法律によって保障する。
- 第 27 条 公共事業の受益者は法律に従ってその事業の運営と監督に従事する。
- 第 28 条 国家は、あらゆる種類の協同組合を保護し、生産の発展と収入の向上のために手工業を奨励

巻末付録

する。国家は現代の科学的成果に基づき、農業協同組合の強化に努める。

- 第 29 条 所有権は、人民が監視し、国家が保護する。所有権とは、公的所有、協同組合所有、私的所有の 3 つである。
- 第 30 条 公的所有は人民の所有であり、公共部門の恒常的な支援によって確保される。公共部門は全ての分野を先導し、開発計画の主要な責任を負う。
- 第 31 条 協同組合所有は協同組合の所有である。その所有の保護と自主管理は法律によって保障される。
- 第 32 条 私的所有は非搾取的資本に相当する。私的所有が逸脱や搾取を伴わず、開発計画の枠内で国内経済に社会的役割を果たすことを法律によって定める。私的所有は人民の一般福祉に反しないよう運用しなければならない。
- 第 33 条 公的所有は不可侵である。それは国力の支柱であり、社会主義体制の基礎であり、人民の福祉の源泉である。その保護と支援は法律に従って全ての国民の義務である。
- 第 34 条 私的所有は保護される。法律で定められている場合および裁判所の判決を受けた場合を除き、押収されない。私的所有は、公共の利益に適い、法律で定められた公平な補償に反しない限り、没収されない。私的所有の相続権は保障される。
- 第 35 条 国有化は、公共の利益に適い、法律で定められた補償を伴わない限り、認められない。
- 第 36 条 金銭の公的没収を禁じる。私的没収は裁判所の命令を受けた場合を除き認められない。
- 第 37 条 農民および農業労働者を搾取から保護し、農村における人民の労働力の団結を確保するために農地所有の上限を法律によって定める。
- 第 38 条 租税は社会的公正に基づいて行われる。
- 第 39 条 貯蓄は、国家によって保護・奨励・組織される国民の義務である。

第 3 部 国民の自由・権利・義務

- 第 40 条 全ての国民は法の前において平等である。国民は公的権利と義務において平等であり、人種、出自、言語、宗教、信条を理由に差別を受けない。
- 第 41 条 個人の自由は自然権であり、不可侵である。現行犯の場合を除き、何人も逮捕、搜索、拘留、自由の制約、移動の禁止を受けない。但し、捜査や社会の治安維持の必要性のために命令が発令された場合は例外である。命令はその権限を有する裁判官および検察官が法律に従って発令する。拘留期間は法律によって定める。
- 第 42 条 逮捕、拘留、自由の拘束を受けた者は、いかなる場合も人間としての尊厳を保持されるよう取り扱う。その者に対して身体的・精神的に危害を加えることは認められない。また、拘留・拘禁は刑務所に関する法律で定められていない場所では認められない。
- 第 43 条 自発的な同意がなければいかなる個人に対してもいかなる医学実験あるいは科学実験を行なうことは認められない。
- 第 44 条 住居は不可侵である。法律に定められた司法命令がなければ住居の侵入および搜索は認められない。
- 第 45 条 国民の私生活は不可侵であり、法律によって保護される。郵便、電話、その他通信手段は不可侵であり、その秘密は守られる。法律に基づき、定められた期間内の司法命令がなければ、その押収、検閲、傍受は認められない。

- 第 46 条 国家は信教の自由および宗教的権利の行使の自由を保障する。
- 第 47 条 言論の自由は保障される。何人も法律の定める範囲内において、口頭、文書、画像、その他の方法によって意見を表明し、公表する権利がある。自己批判および建設的批判は国家構造の安定のために保障される。
- 第 48 条 出版、印刷、発行、その他の情報伝達の自由は保障される。報道の検閲、および報道に対する行政的手段に基づく警告、業務停止、廃止は禁じられる。非常事態および戦時下においては法律の定める範囲内において例外的に国内の治安または国家の安全に関する事項について、新聞、出版物、その他の情報伝達に対して限定的な検閲が課される。
- 第 49 条 国家は国民に対して科学研究、および文学的・芸術的・文化的な創作活動の自由を保障し、その実現の奨励に必要とされる手段を提供する。
- 第 50 条 いかなる国民も、法律で定められた場合を除き、居住地の選択は制限されず、特定の場所への居住も強制されない。
- 第 51 条 いかなる国民に対しても国外追放あるいは入国拒否は認められない。
- 第 52 条 国民は恒久的あるいは一時的な国外移住の権利を有する。その権利および国外移住の方法と条件は法律によって定める。
- 第 53 条 国家は人民の利益、人権、平和、公正を擁護したために迫害を受けたあらゆる外国人に対して政治亡命の権利を授ける。政治亡命者の本国送還を禁じる。
- 第 54 条 国民は武器を携行しない平和的・私的な集会を事前通告なしに開く権利を有する。公安関係者は私的な集会への出席は認められない。公的な会合、街頭行動、集会は法律の定める範囲内において認められる。
- 第 55 条 国民は法律の定める方法によって団体設立の権利を有する。社会秩序を乱す活動、地下活動、軍事活動を伴う団体の設立は禁じられる。
- 第 56 条 民主的基盤に基づく職能組合および労働組合の設立は法律によって保障された権利であり、その職能組合および労働組合は法人格を有する。社会計画の実行、互助の促進、会員間の社会主義的行動の強化、資金の保護については法律で定める。職能組合および労働組合は、活動内容に関して組合内の倫理規定によって会員を尋問し、法律で定められた会員の権利と自由を保障する義務がある。
- 第 57 条 国民の個人の自由の侵害、私生活の尊重に対する侵害、あるいは憲法や法律で保障されたその他の権利や自由に対するいかなる侵害も、時効期限なく刑事訴追・民事訴訟が適用される犯罪である。国家は、このような侵害を受けた何人に対しても正当な補償を行なう。
- 第 58 条 祖国の防衛は神聖な義務である。法律に従って兵役を義務とする。
- 第 59 条 社会主義的成果の保護、強化、維持は国民の義務である。
- 第 60 条 国民の一体性の維持と国家機密の保持は全ての国民の義務である。
- 第 61 条 租税および公的賦課金の支払いは法律に従って義務とする。
- 第 62 条 国民は法律の定める方法によって投票、立候補、国民投票での意思表示の権利を有する。公的活動への参加は国民の義務である。
- 第 63 条 いかなる個人も公的機関に対して自らの署名を付した意見書を提出する権利を有する。団体は懲戒組織や法人格を有する場合のみ公的機関に対して意見書を提出できる。

卷末付録

第4部 法の支配

- 第64条 法の支配は国家統治の基礎である。
- 第65条 国家は法律に従う。司法の独立と免責は権利と自由を保護するために基本的に保障される。
- 第66条 刑罰は一身専属である。犯罪と刑罰は法律によって定める。刑罰は裁判所の判決以外では課されない。刑罰はその刑罰を定めた法律の施行後の行為に対してのみ課される。
- 第67条 いかなる被告人も法律に基づく裁判所で有罪が確定するまでは無罪である。被告人には弁護権が与えられる。全ての犯罪被疑者に弁護人が与えられなければならない。
- 第68条 訴訟の権利はあまねく人々に保障された権利である。全ての国民は然るべき裁判官に提訴する権利を有する。国家は訴訟当事者に司法機関への裁判請求と迅速な判決を保障する。何らかの行為や行政決定を司法の管轄外に置くことを法律で定めることは禁じられる。
- 第69条 本人あるいは代理人による弁護権は保障される。資金力を欠いた国民には法律によって訴訟を起こすための手段と自らの権利を弁護するための手段が与えられる。
- 第70条 いかなる刑事訴訟も、法律で定められた案件を除き、司法機関の命令がなければ開始されない。
- 第71条 逮捕あるいは勾留された者は、いかなる場合であれ、その逮捕あるいは勾留の理由を開示されなければならない。逮捕あるいは勾留された者は、然るべき人物に連絡して事態を知らせ、法律で定められた方法によって助けを求める権利を有する。その罪状は直ちに通知されなければならない。いかなる国民も個人の自由を制限するために講じられたあらゆる措置については裁判所に不服申し立てできる。不服申し立ての権利は法律によって定める。一定期間内に判決が下されない場合、被疑者は釈放されなければならない。
- 第72条 判決は人民の名において下され、執行される。公務員による判決の執行の拒否あるいは妨害は法律で罰せられる犯罪行為である。この場合、有利な判決を受けた側は、然るべき裁判所に刑事訴訟を起こす権利を有する。

第5部 統治形態

第1章 国家元首

- 第73条 国家元首は共和国大統領である。大統領は、人民主権、憲法の尊重、法の支配を擁護する。大統領は、国民の一体性と社会主義の成果を保護し、国家行為におけるそれぞれの役割を保つよう各国家機関の権限の範囲を維持する。
- 第74条 共和国大統領は、国民の一体性や祖国の安全が脅かされた場合、あるいは国家機関の憲法上の役割が妨げられた場合、その危険に対処するため緊急措置を講じ、国民に声明を發表し、その措置を講じてから60日以内に国民投票を実施する。
- 第75条 共和国大統領は、エジプト人の両親を持つエジプト人であり、完全な市民的権利および政治的権利を享受し、太陽暦で40歳を下回らない人物に限る。
- 第76条 人民議会は共和国大統領の候補者を指名する。この指名は国民投票に付される。人民議会における共和国大統領の指名は少なくとも1/3の議員によって発議され、2/3の議員の票を得た候補者が国民投票に付される。賛成票が前述の票数に満たなかった場合、最初の投票から2日後に候補者指名を再度行ない、議員の過半数の票を得た候補者が国民投票に付される。国民投

票において過半数の票を得た候補者が共和国大統領と見なされる。候補者が過半数の票を得られなかった場合、人民議会は別の候補者を指名し、候補者指名および投票に関して当初と同じ手続きを踏むこととする。

第 77 条 大統領の任期は国民投票の結果が発表された日から太陽暦で 6 年間とする。共和国大統領の再選は認められる。

第 78 条 後任の大統領の選出手続きは前任の大統領の任期満了の 60 日前に開始する。後任の大統領は遅くとも前任の大統領の任期満了の 1 週間前に選出されなければならない。何らかの理由で任期満了までに後任の大統領が選出されなかった場合、後任の大統領が選出されるまで前任の大統領が職務を続行する。

第 79 条 共和国大統領は就任に先立って人民議会において次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて祖国の安全と共和政を誠実に保護し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。

第 80 条 共和国大統領の給与は法律によって定める。いかなる給与額の修正もその修正が決定された大統領の任期中は適用されない。共和国大統領は他にいかなる給与や報酬を受け取ることはできない。

第 81 条 共和国大統領は任期中にいかなる独立した職業あるいは商業・金融業・工業活動に従事することはできない。共和国大統領は、いかなる国有財産を取得あるいは賃貸することはできず、また、国家に自己の財産を売却あるいは交換することもできない。

第 82 条 共和国大統領が何らかの障害によって一時的に職務を遂行できなくなった場合、副大統領がその職務を代行する。

第 83 条 共和国大統領が辞任する場合、大統領は人民議会に辞表を提出する。

第 84 条 大統領職が空席の場合、あるいは、共和国大統領の職務遂行が永続的に不可能になった場合、人民議会議長が暫定的に大統領に就任する。このとき、人民議会が解散されている場合、最高憲法裁判所首席裁判官が大統領に就任する。どちらの場合も両者は自らを大統領に指名しないこととする。その後、人民議会は大統領職の空席を宣言する。共和国大統領は大統領職が空席になってから最長 60 日以内に選出されなければならない

第 85 条 大統領の著しい背任や犯罪行為への関与に対する告発は人民議会の少なくとも 1/3 の議員の同意によって発議される。大統領の弾劾は人民議会の 2/3 以上の議員の同意がなければ発議できない。弾劾が発議された場合、共和国大統領は直ちに職務の遂行を停止し、その弾劾に関する判決が下されるまで副大統領が一時的に職務を代行する。共和国大統領の裁判は特別法廷で行われる。特別法廷の設置、その裁判の手続き、および刑罰は法律によって定める。有罪となった場合、大統領は他の刑罰に関係なく解任される。

第 2 章 立法権

第 86 条 人民議会は立法権を行使し、国家の一般政策、経済社会開発の一般計画、および国家の一般予算を承認する。人民議会は憲法で定められた形で執政府の職務を規制する。

第 87 条 国内を区分する選挙区は法律によって定める。人民議会の選出議員の人数は少なくとも 350 人とし、少なくとも半数は労働者と農民を公的な秘密投票によって直接選出する。労働者と農民の定義は法律によって定める。共和国大統領は 10 人を上限として人民議会の議員を任命で

巻末付録

きる。

- 第 88 条 人民議会議員が満たすべき条件および選挙・国民投票に関する規定は法律によって定める。投票は司法関係者の監視下で実施される。
- 第 89 条 国家機関および公共部門の職員は、法律で定められた場合を除き、人民議会の議員に立候補できる。人民議会議員は職務に専念し、それまでの地位や職務は法律に従って維持される。
- 第 90 条 人民議会議員は就任に先立って議事堂において次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて祖国の安全と共和政を誠実に保護し、人民の利益に留意し、憲法と法律を尊重することを誓う」。
- 第 91 条 人民議会議員の歳費は法律によって定める。
- 第 92 条 人民議会議員の任期は開会日から太陽暦で 5 年間とする。人民議会の後任の選挙は任期満了の 60 日前に開始する。
- 第 93 条 人民議会は議員の適格性を判断する権限を有する。最高司法裁判所は人民議会で提起された議員の適格性の異議申し立てを人民議会議長からの照会を受けて調査する権限を有する。人民議会は異議申し立ての提起から 15 日以内に最高司法裁判所に照会しなければならない。最高司法裁判所はその調査を照会から 90 日以内に完了しなければならない。同裁判所の調査結果と決定は人民議会に提出され、人民議会はその調査結果の提出から 60 日以内に当該議員の適格性に関する決議を行なう。人民議会議員の 2/3 以上の同意を得なければ議員資格は無効にならない。
- 第 94 条 任期満了以前に議席に欠員が生じた場合、その欠員について議員が通知を受けてから 60 日以内に後任議員を選出または任命する。後任議員の任期は前任議員の任期満了までとする。
- 第 95 条 人民議会議員は、その在任中においていかなる国有資産の購入および賃貸、自己の財産の国家への賃貸、売却、および交換、そして、契約者・輸入業者・請負業者として国家との契約を行なうことはできない。
- 第 96 条 人民議会議員は、信用や威厳を喪失した場合、議員資格の条件のどれか 1 つでも喪失した場合、労働者や農民として選出された当初の地位を喪失した場合、議員としての職務を怠った場合を除き、議員職を剥奪されない。議員職は人民議会議員の 2/3 以上の同意を得た議決によって無効となる。
- 第 97 条 人民議会のみが議員の辞職を受理できる。
- 第 98 条 人民議会議員は人民議会あるいはその委員会の職務遂行において表明された見解や思想については責任を負わない。
- 第 99 条 人民議会議員は、現行犯の場合を除き、議会の事前の許可なく刑事訴追を受けない。議会休会中の場合、人民議会議長の許可を受けなければならない。人民議会は次回開会時にその措置に関して報告を受けなければならない。
- 第 100 条 人民議会の所在地はカイロとする。但し、例外的な状況の場合、共和国大統領あるいは過半数の議員の申し立てによって別の都市で議会を開会できる。所定の場所以外で開かれた議会は違法であり、そこで下された決定は無効である。
- 第 101 条 共和国大統領は 11 月の第 2 木曜日以前に年次通常国会を召集する。通常国会が召集されない場合、人民議会は憲法の規定に従って前述の日付に開会される。通常国会の開会期間は少なくとも 7 ヶ月である。共和国大統領は通常国会の閉会を宣言する。但し、国家の一般予算が承認されるまでは閉会宣言は行なわない。

- 第 102 条 共和国大統領は、必要と認めた場合、あるいは人民議会議員の過半数の申し立てを受けた場合、臨時国会を召集できる。共和国大統領は臨時国会の閉会を宣言する。
- 第 103 条 人民議会はその開会期間における 1 人の議長と 2 人の副議長を年次通常国会の初日に選出する。これらの役職に欠員が生じた場合、人民議会は後任を選出する。その後任の任期は前任の任期満了までとする。
- 第 104 条 人民議会はその職務を遂行するための手続きに関する規則を定める。
- 第 105 条 人民議会のみが院内の秩序を維持する権利を有する。その権限は人民議会議長が行使する。
- 第 106 条 人民議会の会合は公開する。但し、共和国大統領、内閣、首相、あるいは少なくとも 20 人の議員の申し立てによって録画放送にできる。人民議会はこの申し立てを受けて審議を公開するか録画放送にするかを決定する。
- 第 107 条 人民議会の会合は議員の過半数が出席しない限り無効とする。議会の議決は特別多数が必要である場合を除き、出席議員の過半数によって採決される。法案は条項ごとに別々に表決される。可否同数の場合、当該の議題は否決される。
- 第 108 条 共和国大統領は、必要な場合ないしは例外的な場合、人民議会の委任によって法的効力のある命令を下す権限がある。その権限の委任は一定期間に限定され、その命令の内容と根拠は説明されなければならない。命令は権限の委任期間終了後に最初に開催される人民議会の会合に提出しなければならない。命令が提出されない場合、あるいは提出後に否決された場合、その命令は法的効力を失う。
- 第 109 条 共和国大統領および全ての人民議会議員は法案を提出する権利を有する。
- 第 110 条 全ての法案は議院委員会の 1 つに送付され、その場で審議・報告される。但し、人民議会議員の提出法案は、特別委員会において審議の妥当性について審査し、議会の承認を受けた法案に限り、議院委員会に送付される。
- 第 111 条 人民議会で否決された議員提出法案はその同一会期中に再び提出することはできない。
- 第 112 条 共和国大統領は法案を公布あるいは拒否する権利を有する。
- 第 113 条 共和国大統領が人民議会によって可決された法案を拒否する場合、議会が大統領に法案を送付した日から 30 日以内に差し戻さなければならない。その期間内に差し戻されなかった場合、その法案は法律と見なされ、公布される。期間内に議会に差し戻され、2/3 以上の賛成によって再び可決された場合、その法案は法律と見なされ、公布される。
- 第 114 条 人民議会は社会経済開発の一般計画を承認する。同計画の立案および提出の方法は法律によって定める。
- 第 115 条 国家の一般予算案は遅くとも会計年度が始まる 2 ヶ月前に人民議会に提出されなければならない。予算は議会の承認がなければ効力を持たない。予算案は項目ごとに表決され、別々に法律として公布される。人民議会は政府の同意なしに予算案を修正できない。新年度の予算案がその会計年度の開始までに承認されない場合、予算案が承認されるまで前年度の予算が適用される。予算の編成手続きと会計年度は法律によって定める。
- 第 116 条 予算の項目間の変更、新たな支出の追加、および予算の増額は人民議会の承認を要する。承認された場合、法律として公布される。
- 第 117 条 公共機関および公共部門の予算と決算に関する規定は法律によって定める。
- 第 118 条 国家予算の最終決算は会計年度の日から 1 年以内に人民議会に提出されなければならない。決算報告は項目ごとに表決され、別々に法律として公布される。中央会計検査院は年次

巻末付録

報告書と資料を人民議会に提出しなければならない。人民議会は中央会計検査院に対して資料その他報告書の提出を求める権利を有する。

第 119 条 一般税の賦課、修正、および廃止は法律で定められた場合以外は適用されない。法律で定められた場合を除き、何人も一般税の賦課は免除されない。何人も法律で定められた以外の租税および賦課金は課されない。

第 120 条 公的資金の徴収の基本原則とその支出手続きは法律によって定める。

第 121 条 執政府は、人民議会から承認を受けた場合を除き、次期会計年度における借款の契約あるいは国庫からの公的資金の支出を伴う計画に関与することはできない。

第 122 条 給与、年金、補償金、補助金、報奨金の支給に関する規則、およびその規則の例外事項とその例外が適用される関係機関については法律によって定める。

第 123 条 天然資源および公共事業の出資にかかる免許の付与に関する手続きは法律によって定める。また、国有不動産の無償譲渡あるいは国有動産の処分が認められる事項、およびその手続きについても法律によって定める。

第 124 条 いかなる人民議会議員も首相、副首相、閣僚、あるいは次官に対してそれぞれの管轄内の問題について質問する権利を有する。首相、副首相、閣僚、あるいは次官は議員からの質問に対して答弁しなければならない。議員はいつでも質問を取り下げることができる。但し、同一の質疑は同一会期中に一般質問に切り替えることはできない。

第 125 条 いかなる人民議会議員も首相、副首相、閣僚、あるいは次官に対してそれぞれの管轄内の問題に関して一般質問できる。一般質問に関する審議は、人民議会が緊急と判断し、政府がそれに同意した場合を除き、一般質問の提出から少なくとも 7 日後に行なわれる。

第 126 条 閣僚は国家の一般政策について人民議会に対して責任を負う。各閣僚は各省の職務に対して責任を負う。人民議会は、副首相、閣僚、あるいは次官に対して不信任を決議できる。但し、不信任案の動議は、一般質問がなされた後、1/10 以上の議員の提案に基づく。議会は不信任案の発議から少なくとも 3 日間は表決を下すことはできない。不信任案は議員の過半数の賛成によって可決される。

第 127 条 人民議会は議員の 1/10 以上の提案によって首相の不信任を表決できる。その決議は議員の過半数の賛成によって可決される。議会は、政府に対する一般質問を経て、提案から少なくとも 3 日間は表決を下すことはできない。首相の不信任を可決した場合、議会は問題の内容、その問題に関する結論とその根拠に関する報告書を共和国大統領に提出する。共和国大統領は 10 日以内に議会にその報告書を差し戻すことができる。議会が首相の不信任を再び可決した場合、共和国大統領はその立場の不一致の解決を国民投票に委ねることができる。国民投票は議会在最後に可決した日から 30 日以内に実施される。このとき議会は閉会される。国民投票によって政府が同意を受けた場合、議会は解散される。そうではない場合、大統領は内閣総辞職を受理する。

第 128 条 人民議会が副首相、閣僚、あるいは次官の不信任を決議した場合、当該の人物は辞職しなければならない。首相は人民議会において不信任が可決された場合、共和国大統領に辞表を提出する。

第 129 条 人民議会は、少なくとも 20 人の議員の発議によって、公的問題に対する政府の方針を確認するための審議を求めることができる。

第 130 条 人民議会議員は、首相、副首相、閣僚に対して公的問題についての見解を表明する権利を有

する。

第 131 条 人民議会は特別委員会を設置するか特定の議院委員会に委託し、あらゆる省庁、公共機関、執政・行政組織、および公共部門を調査できる。同委員会は、その財政、行政、経済状況およびその活動に関連する問題を究明し、議会に結果を報告する。同委員会は調査に際して必要とされるあらゆる証拠を収集し、必要とされるあらゆる人物を召喚できる。全ての執政・行政組織は同委員会の申し立てに応じ、必要とされるあらゆる文書および証拠を提出しなければならない。

第 132 条 共和国大統領は通常国会の開会日に国家の一般政策の声明を演説する。大統領は議会において他の事項についても演説できる。議会は共和国大統領の声明を審議する権利を有する。

第 133 条 首相は、内閣組閣後に人民議会の通常国会の開会日に施政方針を提出する。人民議会はその施政方針を審議する権利を有する。

第 134 条 首相、副首相、閣僚、および次官は人民議会議員になることができる。また、人民議会議員ではない者は人民議会およびその委員会の会合に出席することができる。

第 135 条 首相および閣僚は人民議会およびその委員会の会合への出席を求められたときにはいつでもその会合に出席する権利を有する。その場合、首相および閣僚は必要とされる政府高官の補佐を受けることができる。首相および閣僚は人民議会議員である場合にのみ表決に参加できる。

第 136 条 共和国大統領は必要な場合に限り国民投票を経なければ人民議회를解散できない。この場合、共和国大統領は人民議会の閉会と 30 日以内の国民投票の実施に関する決定を公布する。投票者の過半数が人民議会の解散を賛成した場合、共和国大統領は解散の決定を公布する。人民議会の解散決定に際して国民投票の結果の発表日から 60 日以内に人民議会選挙を実施する。新たに選ばれた人民議会は選挙終了日から 10 日以内に召集される。

第 3 章 執政権

第 1 節 共和国大統領

第 137 条 共和国大統領は執政権を有し、それを憲法に定められた形で行使する。

第 138 条 共和国大統領は憲法で定められた方法によって内閣とともに国家の一般政策を立案し、その執行を監督する。

第 139 条 共和国大統領は、1 人または複数人の副大統領の任免権を有し、その権限を定めることができる。共和国大統領の職務に関する規則は副大統領にも適用できる。

第 140 条 共和国副大統領は就任に先立って共和国大統領の前で次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて共和政を遵守し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。

第 141 条 共和国大統領は首相、副首相、閣僚、および次官の任免権を有する。

第 142 条 共和国大統領は内閣を招集し、その閣議に出席する権利を有する。また、大統領は出席した閣議の議長を務め、閣僚に報告を求める権利を有する。

第 143 条 共和国大統領は法律の規定に従って文官、武官、および外交官の任免権を有する。また、共和国大統領は他国の外交官に信任を与えることができる。

第 144 条 共和国大統領は法律の施行に際して運用上の修正、遅延、免除を防ぐために必要な規則を発

巻末付録

令できる。共和国大統領は他者にこの発令権限を授ける権利を有する。法律の運用上必要とされる決定を下す機関については法律によって定める。

第 145 条 共和国大統領は懲戒に関する規則を発令できる。

第 146 条 共和国大統領は公益事業機関の設置と編成に必要とされる決定を発令できる。

第 147 条 人民議会の休会中に緊急措置が必要と考えられる場合、共和国大統領は法的効力のある命令を下すことができる。その命令は議会開会中の場合は発令日から 15 日以内に人民議会に提出しなければならない。人民議会の解散中や閉会中の場合は次に開会される最初の会合で提出しなければならない。命令が提出されない場合、その命令は何らかの措置を講じることなく遡及的に法的効力を失う。人民議会に提出後に否決された場合、遡及的に法的効力を失う。但し、議会在前会期中に命令の有効性を認めた場合や別の方法でその有効性を承認した場合は例外である。

第 148 条 共和国大統領は法律で定められた方法で緊急事態を宣言できる。緊急事態宣言は発令から 15 日以内に人民議会に提出しなければならない。人民議会が解散中の場合は新しく選ばれた議会の最初の会合で提出する。いかなる場合も緊急事態は一定期間に限定され、議会の承認を受けなければ期間を延長できない。

第 149 条 共和国大統領は恩赦または減刑を行なう権利を有する。但し、大赦に関しては法律によって定める。

第 150 条 共和国大統領は軍の最高司令官である。大統領は人民議会の承認を受けて宣戦を布告する権利を有する。

第 151 条 共和国大統領は条約を締結し、適切な説明を付して人民議会に通告する。条約は所定の手続きに従って締結、批准、および公布された後に法的効力を有する。但し、講和条約、連合条約、通商条約、航海条約、および領土変更、主権、予算に含まれない国庫の負担を伴う内容に関するその他全ての条約は、人民議会の承認を得なければならない。

第 152 条 共和国大統領は重大な国益に関する重要事項を国民投票に付することができる。

第 2 節 内閣

第 153 条 内閣は執政と行政に関する国家の最高機関であり、首相、副首相、閣僚、および次官で構成される。首相は内閣の職務を監督する。

第 154 条 閣僚および次官は、太陽暦で 35 歳以上であり、完全な市民的・政治的権利を享受するエジプト国民に限る。

第 155 条 閣僚は就任に先立って共和国大統領の前で次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて共和政を遵守し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。

第 156 条 内閣は特に以下の職務を遂行する。

第一に、法律および共和国令に基づき、共和国大統領と共同して国家の一般政策を立案し、その執行を指揮する。

第二に、各省庁および、その下部組織、公共機関、公共部門の業務を監督、調整、および執行する。

第三に、法律および共和国令に基づき、行政上・執政上の決定を下し、その執行を監督する。

- 第四に、法律と共和国令を立案する。
- 第五に、国家の一般予算を立案する。
- 第六に、国家の一般計画を立案する。
- 第七に、憲法の規定に従って借款を契約・付与する。
- 第八に、法律の執行を監督し、国家の安全を維持し、国民の権利と国家の利益を保護する。

- 第 157 条 閣僚は各省庁の最高執行責任者である。閣僚は国家の一般政策の範囲内において担当省庁の政策を立案・履行する。
- 第 158 条 閣僚は任期中にいかなる独立した職業あるいは商業・金融業・工業活動に従事することはできない。閣僚は、いかなる国有財産を取得あるいは賃貸することはできず、また、国家に自己の財産を売却あるいは交換することもできない。
- 第 159 条 共和国大統領と人民議会は職務遂行上もしくは職務と関連する犯罪に加担した閣僚を告発する権利を有する。人民議会による閣僚の告発は少なくとも 1/3 以上の議員の賛成によって発議され、2/3 以上の議員の賛成によって可決する。
- 第 160 条 告発を受けた閣僚は裁判の判決が下されるまで職務を停止する。職務の停止はその閣僚に対する法的手続きや起訴を妨げない。閣僚の裁判、手続き、およびその裁判の保障は法律で定められた方法に基づく。上記の手続きは次官に対しても適用される。

第 3 節 地方行政

- 第 161 条 エジプト・アラブ共和国は法人格を有する複数の行政単位に区分され、県、市、および村で成り立つ。公共の利益において必要とされる場合には他の行政単位を設置することができる。
- 第 162 条 地方評議会は各段階の行政単位ごとに直接選挙で選ばれる。このうち半数の議員は農民と労働者でなければならない。地方評議会への漸進的な権限移譲は法律によって定める。地方評議会の議長および副議長は評議会議員から選ばなければならない。
- 第 163 条 地方評議会の設置方法、権限、財源、人民議会および政府との関係、開発計画の起草と履行および各種活動の監督における役割は法律によって定める。

第 4 節 部門別全国評議会

- 第 164 条 部門別全国評議会は国家のあらゆる活動領域において国家の一般政策の立案を補助するため全国規模で設置される。各評議会は共和国大統領の管轄下に置かれる。各評議会の構成と機能は大統領令によって定める。

第 4 章 司法権

- 第 165 条 司法権は独立した権利である。司法権は様々な権限を有する様々な種類の裁判所によって行使される。裁判所は法律に従って判決を下す。
- 第 166 条 裁判官は独立し、法律以外のいかなる権力にも拘束されない。いかなる権力も裁判あるいは司法に関わる事項には介入できない。
- 第 167 条 司法機関およびその権限と構成、裁判官の任命と異動に関する条件と手続きについては法律

巻末付録

によって定める。

第 168 条 裁判官の地位は変更されない。裁判官の懲戒手続きは法律によって定める。

第 169 条 法廷は公開とする。但し、裁判所は公共の秩序あるいは道徳を考慮して法廷を非公開にすることもできる。いかなる場合も判決の言い渡しは公開で行われる。

第 170 条 人民は法律の定める方法およびその範囲内において司法の遵守に寄与しなければならない。

第 171 条 国家治安裁判所の編成、権限、および、同裁判所の裁判官が満たすべき条件については法律によって定める。

第 172 条 国家評議会は独立した司法機関であり、行政紛争と懲戒についての裁定を下す権限を有する。その他の権限に関しては法律によって定める。

第 173 条 共和国大統領が議長を務める最高評議会が司法機関に関する事項を監督する。最高評議会の構成、権限、および活動規則は法律によって定める。司法機関に関する事項を定める法案は同評議会の助言を受けなければならない。

第 5 章 最高憲法裁判所

第 174 条 最高憲法裁判所はエジプト・アラブ共和国における独立した司法機関であり、カイロにその所在地を置く。

第 175 条 最高憲法裁判所は法律と規則の合憲性に関して司法審査を行なう唯一の機関であり、法律で定められた方法に従って法律の文言について解釈を行なう。最高憲法裁判所の他の権限およびその手続きについては法律によって定める。

第 176 条 最高憲法裁判所の編成、同裁判所の裁判官が満たすべき条件、権利、および免責事項は法律によって定める。

第 177 条 最高憲法裁判所の裁判官の地位は変更されない。最高憲法裁判所は法律の規定に従って同裁判所の裁判官の審問を行なう。

第 178 条 合憲性に関する最高憲法裁判所の判決、および法律の条文の解釈に関する決定は官報で公布される。法律の条文の違憲判決に伴う措置は法律によって定める。

第 6 章 社会主義検事総長

第 179 条 社会主義検事総長は、人民の権利、社会と政治体制の安全、および社会主義の成果と社会主義的行動への献身を保護するための措置を講じる責任を有する。社会主義検事総長の他の権限は法律によって定める。社会主義検事総長は法律の規定に従って人民議会の監督を受ける。

第 7 章 軍隊および国防評議会

第 180 条 国家のみが軍隊を保持し、軍隊は人民に属す。軍隊の職務は、祖国の防衛、その領土と安全の維持、および人民闘争という社会主義の成果の保護である。いかなる組織や集団も軍隊や軍隊に準じる組織を保持できない。軍隊の職務と昇進の条件は法律によって定める。

第 181 条 総動員は法律に従って行われる。

第 182 条 「国防評議会」と名付けられる評議会を設置する。同評議会は共和国大統領が議長を務め、

祖国の安全保障に関する事項を審議する。同評議会の他の権限は法律によって定める。

第 183 条 軍事裁判所とその権限は憲法が定めた原則の範囲内で法律によって定める。

第 8 章 警察

第 184 条 警察は国内規律機関である。その最高責任者は共和国大統領である。警察は、国民への奉仕を義務とし、法律に従って、国民のための平和と安全の維持、秩序・治安・道徳の保護、そして、法律と規則で定められた義務の履行に努める。

第 6 部 一般規定および暫定規定

第 185 条 カイロはエジプト・アラブ共和国の首都である。

第 186 条 エジプト国旗および国旗に関する規定、またエジプト国章および国章に関する規定は法律によって定める。

第 187 条 法律の規定は施行日以降のみに適用され、遡及効を有さない。但し、刑事上の事項を除き、法律の規定は人民議会議員の過半数の同意によって遡及効を有する。

第 188 条 法律は公布日から 2 週間以内に官報で公布される。期日が定められている場合を除き、法律は公布から 1 ヶ月後に施行される。

第 189 条 共和国大統領および人民議会は憲法の 1 つの条項あるいは複数の条項の修正を発議できる。憲法修正の発議に際しては修正対象の条項とその修正理由を示さなければならない。人民議会議員が憲法修正を発議する場合、少なくとも議員の 1/3 の署名が求められる。いかなる場合であれ、人民議会議員は憲法修正の原則を審議し、その原則を議員の過半数によって可決する。発議が否決された場合、その否決から 1 年間は同一の条項に関する修正は発議できない。人民議会議員が憲法修正の原則を可決した場合、修正が発議された条項に関して可決日から 2 ヶ月間の審議を行なう。人民議会議員の 2/3 以上が憲法修正に賛成した場合、その修正対象の条項は国民投票に付される。国民が憲法修正を承認した場合、その条項は国民投票の結果の発表日から施行される。

第 190 条 現在の共和国大統領の任期は当該の人物のエジプト・アラブ共和国大統領への選出が発表されてから 6 年で満了する。

第 191 条 本憲法の公布以前に定められた全ての法律と規則の規定は効力を保持する。但し、その規定は本憲法で定められた規則と手続きと合致するよう廃止あるいは修正できる。

第 192 条 最高裁判所は最高憲法裁判所が設置されるまで最高裁判所の設置を定めた法律に従ってその権限を行使する。

第 193 条 本憲法は国民投票による国民の承認が公布された日に施行される。

第 7 部 新規定

第 1 章 諮問評議会

第 194 条 諮問評議会は、1952 年 7 月 23 日革命と 1971 年 5 月 15 日革命の原則の維持、国民の一体性と社会の安寧の強化、人民の労働力の結集と社会主義の成果、社会の基本構成、その崇高な価値、権利と自由、公共の義務の保護、および民主社会主義体制の深化と拡大のために必要とさ

巻末付録

れる調査と勧告を行なう。

第 195 条 諮問評議会は以下の事項について勧告を行なう。

第一に、憲法の 1 つの条項あるいは複数の条項の修正についての提案。

第二に、憲法を補足する法案。

第三に、社会経済開発の一般計画案。

第四に、講和条約、連合条約、および領土の一体性や主権に影響を及ぼすあらゆる条約。

第五に、共和国大統領から諮問評議会に勧告を求められた法案。

第六に、国家の一般政策、アラブ諸国や外交政策について共和国大統領から諮問評議会に勧告を求められたあらゆる事項。

同評議会は共和国大統領および人民議会に対してこれらの事項についての勧告を行なう。

第 196 条 諮問評議会の構成は法律によって定める。但し、議員の人数は少なくとも 132 人とする。2/3 の議員は公的な秘密投票によって直接選出され、その半数は労働者と農民でなければならない。残り 1/3 の議員は共和国大統領によって任命される。

第 197 条 諮問評議会の選挙区、各選挙区の定員、諮問評議会の選出議員および任命議員が満たすべき条件は法律によって定める。

第 198 条 諮問評議会議員の任期は 6 年間とする。選出議員と任命議員の半数は法律で定められた方法によって 3 年ごとに刷新される。任期を満了した議員の再選あるいは再任は常に認められる。

第 199 条 諮問評議会はその後 3 年間における 1 人の議長と 2 人の副議長を年次通常国会の初日に選出する。これらの役職に欠員が生じた場合、諮問評議会は後任を選出する。その後任の任期は前任の任期満了までとする。

第 200 条 人民議会と諮問評議会の議員の兼任は認められない。

第 201 条 首相、副首相、閣僚、および政府高官は諮問評議会に対して責任を負わない。

第 202 条 共和国大統領は、人民議会と諮問評議会との両院協議会において、国家の一般政策やその他事項についての声明を演説する権利を有する。両院協議会の議長は人民会議議長が務める。共和国大統領は諮問評議会においてあらゆる事項についての声明を演説する権利を有する。

第 203 条 首相、閣僚、その他政府高官は諮問評議会およびその委員会において権限内の事項について見解を表明できる。首相、副首相、閣僚、その他政府高官は、諮問評議会および委員会で発言を求められた場合にはそれに応じなければならない。その場合、必要とされる他の政府高官の補佐を受けることができる。但し、閣僚および政府高官は諮問評議会議員である場合にのみ表決に参加できる。

第 204 条 共和国大統領は必要な場合を除いて諮問評議会を解散できない。諮問評議会の解散決定に際して解散日から 60 日以内の諮問評議会選挙を実施する。新たに選ばれた諮問評議会は選挙終了日から 10 日以内に召集される。

第 205 条 憲法の以下の条項は本章で定めた規定と矛盾しない限りにおいて諮問評議会にも適用される（第 89 条、第 90 条、第 91 条、第 93 条、第 94 条、第 95 条、第 96 条、第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条、第 104 条、第 105 条、第 106 条、第 107 条、第 129 条、第 130 条、第 134 条）。諮問評議会および同議長は前掲の条項で定められた権限を行使する。

第2章 報道の権利

- 第206条 報道は人民の独立した権利であり、その使命は憲法と法律で定められた形で行使される。
- 第207条 報道は、あらゆる表現手段によって、自由かつ独立して社会に奉仕する使命を果たす。報道は、憲法および法律に従って世論の傾向を解釈するとともに、社会の基本要素の枠内における情報伝達と方向付けに寄与し、自由、権利、公的義務を保護し、国民の私生活を尊重する。
- 第208条 報道の自由は保障され、検閲は禁止される。報道に対する行政的手段に基づく警告、業務停止、廃止は禁じられる。これらは憲法および法律に定められた形で行われる。
- 第209条 公的法人、私的法人、および政党が新聞を発行する自由は法律の規定に従って保障される。新聞の財務、所有、および財源は、憲法および法律で定められた方法によって人民の監督を受ける。
- 第210条 報道関係者は法律が定める規則に従って情報を得る権利を有する。取材活動は法律以外の権威には服さないものとする。
- 第211条 最高報道評議会が報道に関する事項を扱う。同評議会の構成、権限、国家機関との関係は法律によって定める。最高報道評議会は、報道の自由と独立の確立、社会の基本構成の維持、国民の一体性と社会の安寧の保証に照らして、その権限を憲法および法律で定められた方法によって行使する。

出典：Egypt State Information Service、日本国際問題研究所・編（2001）

2005年修正エジプト・アラブ共和国憲法（大統領選挙の導入）

- 第76条 大統領は公的な秘密投票によって直接選出される。申請者が大統領選挙の被選挙権を得るためには、人民議会選出議員65人、諮問評議会選出議員25人、そして、少なくとも14県の地方評議会議員の各10人を含む合計250人の推薦を受けなければならない。
- 人民議会、諮問評議会、地方評議会の各議員の人数はそれぞれ比例的に集めなければならない。どの場合も議員の推薦は1人の候補者に対してのみ認められる。この手順に関する手続きは法律によって定める。
- 政党は党規約に従って執行部役員を少なくとも1年間務める人物を候補者として指名する。この場合、立候補届出日から遡って少なくとも5年間継続して活動し、人民議会および諮問評議会においてともに少なくとも5%の議席を有する政党に限る。
- 但し、前段落の例外規定として、5月10日以前に設立された政党は第一回大統領選挙の候補者に執行部役員を指名できる。
- 立候補の届け出は大統領選挙委員会と名付けられる独立委員会に提出する。同委員会は最高憲法裁判所首席裁判官を委員長とし、カイロ上訴裁判所首席裁判官、最高憲法裁判所次席裁判官、最高司法裁判所次席裁判官、国家評議会上級裁判官と、中立と認められる公職者5人の合計10人で構成される。

巻末付録

公職者 5 人のうち 3 人は人民議会、2 人は諮問評議会から両院の推薦に基づいて選出する。委員会に欠員が生じた場合、委員長や委員の人選は法律によって定める。

同委員会は以下の権限を独占的に有する。

第一に、立候補の届け出の開始を宣言し、最終的な候補者名簿を宣言するまでの手続きを監督する。

第二に、投票と集計の手続き全般を監督する。

第三に、選挙結果を発表する。

第四に、全ての抗議・不服申し立て、そして、管轄をめぐる争いを含む全ての問題に関する判断を下す。

第五に、権限を行使するための手順に関する準則を作成する。

委員会の決定は少なくとも 7 人の委員の過半数によって可決される。その決定は最終的・自己拘束的な決定であり、他のあらゆる手段や他のあらゆる機関によって覆すことはできない。委員会の決定は解釈の余地や執行猶予を受けない。委員会の他の権限に関しては大統領選挙に関する法律によって定める。

立候補届出の受付日から投票終了までの期間に辞退以外の理由で欠員となった候補者の代わりに別の候補者を指名することに関する規則も大統領選挙に関する法律によって定める。

投票は 1 日で行なう。大統領選挙委員会は投票と集計に関する運営委員会を設置する。また、大統領選挙委員会は同委員会が定めた規則や手続きに従って投票の手順を監督するための裁判官で構成された監視委員会を設置する。

1 人の候補者が有効投票数の過半数を獲得した場合に大統領への当選が宣言される。過半数を獲得した候補者が 1 人もいない場合、遅くとも 7 日後に決選投票を行なう。他の候補者が 2 位の候補者と同数の票を獲得した場合、その候補者も決選投票に参加する。決選投票では最も多くの票を獲得した候補者が当選となる。

立候補者が 1 人の場合や、残りの候補者の辞退や代替りの候補者を擁立できないために 1 人の候補者しか残らなかった場合も大統領選挙の投票は実施する。この場合、有効投票数の過半数の票を獲得した候補者が当選となる。候補者が過半数の票を獲得できなかった場合の手続きは法律で定める。

大統領は、人民議会での可決成立を受け、大統領選挙に関する法案を公布する前にその合憲性を判断するために最高憲法裁判所に法案を提出する。

同裁判所はその提出から 15 日以内に判断を下す。裁判所によって法案の規定が合憲ではないと判断された場合、大統領はその判断を反映させるため法案を人民議会に返送する。全ての場合において、同裁判所の決定は全ての関係者、全ての国家機関を拘束する。大統領選挙に関する法律は発表から 3 日以内に官報で公布する。

2007年修正エジプト・アラブ共和国憲法（34項目修正分）

- 第1条 エジプト・アラブ共和国は**市民権**に基づく民主主義体制を**採用する**。エジプト人民はアラブ世界の不可分の一員であり、その包括的統一の実現に努める。
- 第4条 **エジプト・アラブ共和国の経済は、経済事業の発展**、社会的公正、様々な所有形態の保護、労働者の権利の保障に基づく。
- 第5条 エジプト・アラブ共和国の政治体制は複数政党制に基づく。その複数政党制は憲法で定められたエジプト社会の基本原則と基本要素の枠内で行われる。政党は法律で定める。**国民は法律に従って政党を結成する権利を有する。いかなる場合であれ、宗教的権威や宗教団体、あるいは人種や性別に関する差別に基づく政治活動や政党は認められない。**
- 第12条 社会は、道徳を保護し、エジプト本来の伝統を奨励することを義務とし、高度の宗教教育、道徳的・愛国的価値、人民の歴史的遺産、科学的真実、および**公共倫理**を尊重する。これらは法律の枠内のものとする。国家は、これらの原則を遵守し、強化する。
- 第24条 **国家は生産を保護し、経済的・社会的発展の達成に努める。**
- 第30条 公的所有は人民の所有であり、**国家と個人の所有に相当する**。公共部門は全ての分野を先導し、開発計画の主要な責任を負う。
- 第33条 公的所有は不可侵である。その保護と支援は法律に従って全ての国民の義務である。
- 第37条 農民および農業労働者を搾取から保護するために農地所有の上限を法律によって定める。
- 第56条 民主的基盤に基づく職能組合および労働組合の設立は法律によって保障された権利であり、その職能組合および労働組合は法人格を有する。社会計画の実行、**会員間の互助の促進**、資金の保護については法律で定める。職能組合および労働組合は、活動内容に関して組合内の倫理規定によって会員を尋問し、法律で定められた会員の権利と自由を保障する義務がある。
- 第59条 **環境保護は国民の義務である。健全な環境の創出と保護のために必要とされる事項は法律によって定める。**
- 第62条 国民は法律の定める方法によって**投票と意思表示を行なう権利を有する**。公的活動への参加は国民の義務である。**法律で定められた選挙制度に従って人民議会と諮問評議会の議員に立候補する権利は法律によって定める。個人選出制と政党名簿制を組み合わせた選挙制度とその割合を法律で定めることができる。また、議会両院における女性代表の議席割り当てを法律で定めることができる。**
- 第73条 国家元首は共和国大統領である。大統領は、人民主権、憲法の尊重、法の支配を擁護する。大統領は、国民の一体性と**社会的公正**を保護し、国家行為におけるそれぞれの役割を保つよう各国家機関の権限の範囲を維持する。
- 第74条 共和国大統領は、国民の一体性や祖国の安全が**緊急かつ深刻に脅かされ**場合、あるいは国家機関の憲法上の役割が妨げられた場合、その危険に対処するため、**首相、人民議会議長、および諮問評議会議長との協議を経て非常大権を行使し**、国民に声明を発表し、その措置を講じてから60日以内に国民投票を実施する。**非常大権が行使されている間は人民議会と諮問評議会**は解散できない。
- 第76条 大統領は公的な秘密投票によって直接選出される。申請者が大統領選挙の被選挙権を得るためには、人民議会選出議員65人、諮問評議会選出議員25人、そして、少なくとも14県の地方評議会議員の各10人を含む合計250人の推薦を受けなければならない。

人民議会、諮問評議会、地方評議会の各議員の人数はそれぞれ比例的に集めなければならない。どの場合も議員の推薦は1人の候補者に対してのみ認められる。この手順に関する手続きは法律によって定める。

政党は党規約に従って執行部役員を少なくとも1年間務める人物を候補者として指名する。この場合、立候補届出日から遡って少なくとも5年間継続して活動し、**その間、人民議会および諮問評議会における合計議席数、あるいは両院のどちらか一方の議席数が少なくとも3%の議席を上回る政党に限る。**

但し、前段落の例外規定として、**直近の人民議会選挙あるいは諮問評議会選挙で1議席を獲得した政党は2006年5月1日から10年間に実施される全ての大統領選挙において候補者を指名できる。**

立候補の届け出は大統領選挙委員会と名付けられる独立委員会に提出する。同委員会は最高憲法裁判所首席裁判官を委員長とし、カイロ上訴裁判所首席裁判官、最高憲法裁判所次席裁判官、最高司法裁判所次席裁判官、国家評議会上級裁判官と、中立と認められる公職者5人の合計10人で構成される。

公職者5人のうち3人は人民議会、2人は諮問評議会から両院の推薦に基づいて選出する。委員会に欠員が生じた場合、委員長や委員の人選は法律によって定める。

同委員会は以下の権限を独占的に有する。

第一に、立候補の届け出の開始を宣言し、最終的な候補者名簿を宣言するまでの手続きを監督する。

第二に、投票と集計の手続き全般を監督する。

第三に、選挙結果を発表する。

第四に、全ての抗議および不服申し立て、そして、管轄をめぐる争いを含む全ての問題に関する判断を下す。

第五に、権限を行使するための手順に関する準則を作成する。

委員会の決定は少なくとも7人の委員の過半数によって可決される。その決定は最終的・自己拘束的な決定であり、他のあらゆる手段や他のあらゆる機関によって覆すことはできない。委員会の決定は解釈の余地や執行猶予を受けない。委員会の他の権限に関しては大統領選挙に関する法律によって定める。

立候補届出の受付日から投票終了までの期間に辞退以外の理由で欠員となった候補者の代わりに別の候補者を指名することに関する規則も大統領選挙に関する法律によって定める。

投票は1日で行なう。大統領選挙委員会は投票と集計に関する運営委員会を設置する。また、大統領選挙委員会は同委員会が定めた規則や手続きに従って投票の手順を監督するための裁判官で構成された監視委員会を設置する。

1人の候補者が有効投票数の過半数を獲得した場合に大統領への当選が宣言される。過半数を獲得した候補者が1人もいない場合、遅くとも7日後に決選投票を行なう。他の候補者が2位の候補者と同数の票を獲得した場合、その候補者も決選投票に参加する。決選投票では最も多くの票を獲得した候補者が当選となる。

立候補者が1人の場合や、残りの候補者の辞退や代替りの候補者を擁立できないために1人の候補者しか残らなかった場合も大統領選挙の投票は実施する。この場合、有効投票数の過半数の票を獲得した候補者が当選となる。候補者が過半数の票を獲得できなかった場合の手続き

は法律で定める。

大統領は、人民議会での可決成立を受け、大統領選挙に関する法案を公布する前にその合憲性を判断するために最高憲法裁判所に法案を提出する。

同裁判所はその提出から 15 日以内に判断を下す。裁判所によって法案の規定が合憲ではないと判断された場合、大統領はその判断を反映させるため法案を人民議会に返送する。全ての場合において、同裁判所の決定は全ての関係者、全ての国家機関を拘束する。大統領選挙に関する法律は発表から 3 日以内に官報で公布する。

第 78 条 後任の大統領の選出手続きは前任の大統領の任期満了の 60 日前に開始する。後任の大統領は遅くとも前任の大統領の任期満了の 1 週間前に選出されなければならない。何らかの理由で任期満了までに後任の大統領が選出されなかった場合、後任の大統領が選出されるまで前任の大統領が職務を続行する。**前任の大統領の任期満了前に後任の大統領の選出が発表された場合、後任の大統領の任期は前任の任期満了の翌日から開始する。**

第 82 条 共和国大統領が何らかの障害によって一時的に職務を遂行できなくなった場合、副大統領がその職務を代行する。**副大統領が空席の場合は首相がその職務を代行する。**

大統領の職務を代行する人物が、憲法の修正の発議、人民議会あるいは諮問評議会の解散、および内閣総辞職を行なうことは認められない。

第 84 条 大統領職が空席の場合、あるいは、共和国大統領の職務遂行が永続的に不可能になった場合、人民議会議長が暫定的に大統領に就任する。このとき、人民議会が解散されている場合、最高憲法裁判所首席裁判官が大統領に就任する。どちらの場合も両者は自らを大統領に指名しないこととする。**この手続きは第 82 条第 2 段落の規定に反しないように行われなければならない。**

その後、人民議会は大統領職の空席を宣言する。共和国大統領は大統領職が空席になってから最長 60 日以内に選出されなければならない。

第 85 条 大統領の著しい背任や犯罪行為への関与に対する告発は人民議会の少なくとも 1/3 の議員の同意によって発議される。大統領の弾劾は人民議会の 2/3 以上の議員の同意がなければ発議できない。弾劾が発議された場合、共和国大統領は直ちに職務の遂行を停止し、その弾劾に関する判決が下されるまで副大統領が一時的に職務を代行する。**副大統領が空席の場合、首相が一時的に職務を代行する。この手続きは第 82 条第 2 段落の規定に反しないように行われなければならない。**共和国大統領の裁判は特別法廷で行われる。特別法廷の設置、その裁判の手続き、および刑罰は法律によって定める。有罪となった場合、大統領は他の刑罰に関係なく解任される。

第 88 条 人民議会議員が満たすべき条件および選挙・国民投票に関する規定は法律によって定める。**投票は 1 日で行なう。独立性と中立性に基づく最高委員会が法律に従って選挙業務を監督する。同委員会の役割と、現職裁判官および元裁判官で成り立つ同委員会の構成は法律によって定める。同委員会は投票と集計の監視を担う選挙管理委員会を各選挙区に設置する。選挙管理委員会は法律で定められた方法と手続きに従って司法関係者によって構成される。**

第 94 条 任期満了以前に議席に欠員が生じた場合、その欠員について議員が通知を受けてから 60 日以内に**法律の規定に従って後任議員を充てる**。後任議員の任期は前任議員の任期満了までとする。

第 115 条 国家の一般予算案は**遅くとも会計年度が始まる 3 ヶ月前**に人民議会に提出されなければならない。予算は議会の承認がなければ効力を持たない。**国家が項目の固定を義務付けた場合を**

除き、人民議会は予算案の歳出項目を変更できる。人民議会在求めた変更によって予算額が増額する場合、歳入と歳出の均衡の観点から政府の同意を得なければならない。予算は法律として公布され、予算の均衡を達成するための手段としてあらゆる法律を変更できる権利が与えられる。新年度の予算案がその会計年度の開始までに承認されない場合、予算案が承認されるまで前年度の予算が適用される。予算の編成手続きと会計年度は法律によって定める。

第 118 条 国家予算の最終決算は会計年度の最終日から **6 ヶ月以内**に人民議会に提出されなければならない。決算報告は項目ごとに表決され、別々に法律として公布される。中央会計検査院は年次報告書と資料を人民議会に提出しなければならない。人民議会は中央会計検査院に対して資料その他報告書の提出を求める権利を有する。

第 127 条 人民議会は議員の 1/10 以上の提案によって首相の不信任を表決できる。その決議は議員の過半数の賛成によって可決される。議会は、政府に対する一般質問を経て、提案から少なくとも 3 日間は表決を下すことはできない。首相の不信任を可決した場合、議会は問題の内容、その問題に関する結論とその根拠に関する報告書を共和国大統領に提出する。**共和国大統領は、内閣総辞職を受理するか、10 日以内に議会にその報告書を差し戻すことができる。人民議会在 1/3 の議員の賛成によって首相の不信任を再び可決した場合、共和国大統領は内閣総辞職を受理しなければならない。人民議会在首相の不信任を否決した場合、不信任を発議した全ての議員は同一会期中に再び不信任を発議することはできない。**

第 133 条 首相は、内閣組閣後 60 日以内か人民議会の開会日に施政方針を提出する。議会の過半数によって施政方針が否決された場合、共和国大統領は内閣総辞職を受理する。議会によって新内閣の施政方針が否決された場合、共和国大統領は人民議会を解散するか内閣総辞職を受理する。首相、閣僚、その他内閣関係者は人民議会や議院委員会においてそれぞれの管轄内の問題についての声明を演説する権利を有する。議会あるいは当該の委員会はその声明を審議し、然るべき返答を行なう。

第 136 条 共和国大統領は必要な場合に限り **首相との協議**を経なければ人民議会を解散できない。議会在特定の理由で解散された場合、それと同じ理由で続けて議会を解散することはできない。人民議会の解散決定日から 60 日以内に人民議会選挙を実施する。新たに選ばれた人民議会は選挙終了日から 10 日以内に召集される。

第 138 条 共和国大統領は憲法で定められた方法によって内閣とともに国家の一般政策を立案し、その執行を監督する。**共和国大統領は内閣の合意を受けて第 144 条、第 145 条、第 146 条、第 147 条で定められた権限を行使し、内閣との協議を受けて第 108 条、第 148 条、第 151 条第 2 段落で定められた権限を行使する。**

第 141 条 共和国大統領は首相の任免権を有する。共和国大統領は**首相との協議**を受けて副首相、閣僚、および次官の任免権を有する。

第 161 条 エジプト・アラブ共和国は法人格を有する複数の行政単位に区分され、県、市、および村で成り立つ。公共の利益において必要とされる場合には別の行政単位を設置することができる。このとき、法律に基づいて地方分権を保障し、地方自治体に公共施設・公益事業に関する権限を与え、その発展と健全な運営を行なう。

第 173 条 全ての司法機関はそれぞれの職務を全うする。共和国大統領が議長を務め、全ての司法機関の長が委員を務める評議会は、それぞれの共同利益を監督する。同評議会の構成、権限、および規則は法律によって定める。

- 第 179 条 **国家はテロの危険に際して安全と公共の秩序を維持する責任を負う。その危険に対処するために必要とされる身元照会と調査に関する特別な規則は、司法の監督下において憲法第 41 条、第 44 条、第 45 条第 2 段落で定められた措置の範囲内で法律によって定める。共和国大統領は憲法あるいは法律で定められたいかなる司法機関に対してもテロリストのあらゆる犯罪の審理を委託する権利を有する。**
- 第 180 条 国家のみが軍隊を保持し、軍隊は人民に属す。軍隊の職務は、祖国の防衛、**および**領土と安全の維持である。いかなる組織や集団も軍隊や軍隊に準じる組織を保持できない。軍隊の職務と昇進の条件は法律によって定める。
- 第 194 条 諮問評議会は、国民の一体性と社会の安寧の強化、**および**社会の基本構成とその崇高な価値、**権利全般**、自由、公共の義務の保護に必要とされる調査と勧告を行なう。
- 第 195 条 諮問評議会は以下の事項について勧告を行なう。
第一に、社会経済開発の一般計画についての提案。
第二に、共和国大統領から諮問評議会に勧告を求められた法案。
第三に、国家の一般政策、アラブ諸国や外交政策について共和国大統領から諮問評議会に勧告を求められたあらゆる事項。
 同評議会は共和国大統領および人民議会に対してこれらの事項についての勧告を行なう。
- 第 205 条 憲法の以下の条項は本章で定めた規定と矛盾しない限りにおいて諮問評議会にも適用される（**第 62 条、第 88 条第 2 段落**、第 89 条、第 90 条、第 91 条、第 93 条、第 94 条、第 95 条、第 96 条、第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条、第 104 条、第 105 条、第 106 条、第 107 条、第 129 条、第 130 条、第 134 条）。諮問評議会および同議長は前掲の条項で定められた権限を行使する。

出典：Egypt State Information Service, *al-Ahram Weekly* no.837

注：1971 年共和国憲法・2005 年修正憲法の各条項の修正箇所に関しては、**太字・ゴシック体**で表記した。

2011 年 2 月 13 日憲法宣言

我らが国民の進歩の達成を希求し、軍最高評議会は以下の決定を発令する。

- 第 1 条 憲法を停止する。
- 第 2 条 軍最高評議会は、今後 6 ヶ月間、あるいは選挙が実施され、大統領が選出されるまでの期間、暫定的に国政運営を担う。
- 第 3 条 軍最高評議会議長は国内外の全ての関係者の前で同評議会を代表する。
- 第 4 条 人民議会と諮問評議会を解散する。
- 第 5 条 軍最高評議会は移行期間において法的効力のある軍令を発令する。
- 第 6 条 憲法の一部条項の修正とその憲法修正に関する国民投票の手続きを定めるための委員会を設置する。

巻末付録

- 第7条 アハマド・モハメド・シャフィーク内閣は新内閣が組閣されるまで職務を続行する。
- 第8条 人民議会選挙、諮問評議会選挙、および大統領選挙を実施する。
- 第9条 国家は国際合意とその一部を成す国際協定の履行に努める。

出典：Egyptian Court of Cassation, *al-Ahram Weekly* no.1035 (23 Feb. 2011)

2011年3月30日憲法宣言（第一暫定政権期の暫定憲法）

2011年2月13日の憲法宣言、2011年3月19日に実施された憲法修正の国民投票と2011年3月20日に発表されたその結果、および2011年3月23日に発令された軍最高評議会の宣言の検討を受けて、軍最高評議会は以下の宣言を発令する。

- 第1条 エジプト・アラブ共和国は市民権に基づく**民主主義国家**である。エジプト人民はアラブ世界の一員であり、その包括的統一の実現に努める。
- 第2条 イスラームを国教とする。アラビア語を公用語とする。イスラーム法を立法の主要な法源とする。
- 第3条 主権は人民のみに属し、**人民は権威の源泉である**。人民は主権を行使・保護し、国民の一体性を維持する。
- 第4条 国民は法律の定める方法によって**団体、職能組合、労働組合総連合、政党**を設立する権利を有する。社会秩序を乱す活動、地下活動、軍事活動を伴う団体の設立は禁じられる。宗教的権威や宗教団体、あるいは人種や性別に関する差別に基づく政治活動や政党は認められない。
- 第5条 **公有財産**は保護される。法律の規定に基づく**公有財産**の保護と維持は**全ての国民に対する政権担当者の義務**である。**私有財産**は保護される。法律で定められている場合および裁判所の判決を受けた場合を除き、**管理を受けない**。**私有財産**は公共の利益に適い、法律で定められた**補償**に反しない限り、没収されない。**私有財産**の相続権は保障される。
- 第6条 全ての国民は法の前において平等である。国民は公的権利と義務において平等であり、人種、出自、言語、宗教、信条を理由に差別を受けない。
- 第7条 個人の自由は自然権であり、**保護され**、不可侵である。現行犯の場合を除き、何人も逮捕、捜索、拘留、自由の制約、移動の禁止を受けない。但し、捜査や社会の治安維持の必要性のために命令が発令された場合は例外である。命令はその権限を有する裁判官および検察官が法律に従って発令する。拘留期間は法律によって定める。
- 第8条 逮捕、拘留、自由の拘束を受けた者は、いかなる場合も人間としての尊厳を保たれるよう取り扱う。その者に対して身体的・精神的に危害を加えることは認められない。また、拘留・拘禁は刑務所に関する法律で定められていない場所では認められない。**脅迫によって得られた自白は証拠として採用されない**。
- 第9条 住居は不可侵である。法律に定められた司法命令がなければ住居の侵入および捜索は認められない。

- 第 10 条 国民の私生活は不可侵であり、法律によって保護される。郵便、**ファックス**、電話、その他通信手段は不可侵であり、その秘密は守られる。法律に基づき、定められた期間内の司法命令がなければ、その押収、検閲、傍受は認められない。
- 第 11 条 国家は信教の自由および宗教的権利の行使の自由を保障する。
- 第 12 条 言論の自由は保障される。何人も法律の定める範囲内において、口頭、文書、画像、その他の方法によって意見を表明し、公表する権利がある。自己批判および建設的批判は**国家発展**の安定のために保障される。
- 第 13 条 出版、印刷、発行、その他の情報伝達の自由は保障される。報道の検閲、および報道に対する行政的手段に基づく警告、業務停止、廃止は禁じられる。非常事態および戦時下においては法律の定める範囲内において例外的に国内の治安または国家の安全に関する事項について、新聞、出版物、その他の情報伝達に対して限定的な検閲が課される。
- 第 14 条 いかなる国民も、法律で定められた場合を除き、居住地の選択は制限されず、特定の場所への居住も強制されない。
- 第 15 条 いかなる国民に対しても国外追放あるいは入国拒否は認められない。**また、政治亡命者の本国送還を禁じる。**
- 第 16 条 国民は武器を携行しない平和的・私的な集会を事前通告なしに開く権利を有する。公安関係者は私的な集会への出席は認められない。公的な会合、街頭行動、集会は法律の定める範囲内において認められる。
- 第 17 条 国民の個人の自由の侵害、私生活の尊重に対する侵害、あるいは憲法や法律で保障されたその他の権利や自由に対するいかなる侵害も、時効期限なく刑事訴追・民事訴訟が適用される犯罪である。国家は、このような侵害を受けた何人に対しても正当な補償を行なう。
- 第 18 条 一般税の賦課、修正、および廃止は法律で定められた場合以外は適用されない。法律で定められた場合を除き、何人も一般税の賦課は免除されない。何人も法律で定められた以外の租税および賦課金は課されない。
- 第 19 条 刑罰は一身専属である。犯罪と刑罰は法律によって定める。刑罰は裁判所の判決以外では課されない。刑罰はその刑罰を定めた法律の施行後の行為に対してのみ課される。
- 第 20 条 いかなる被告人も法律に基づく裁判所で有罪が確定するまでは無罪である。全ての犯罪被疑者に弁護人が与えられなければならない。
- 第 21 条 訴訟の権利はあまねく人々に保障された権利である。全ての国民は然るべき裁判官に提訴する権利を有する。国家は訴訟当事者に司法機関への裁判請求と迅速な判決を保障する。何らかの行為や行政決定を司法の管轄外に置くことを法律で定めることは禁じられる。
- 第 22 条 本人あるいは代理人による弁護権は保障される。資金力を欠いた国民には法律によって訴訟に起こすための手段と自らの権利を弁護するための手段が与えられる。
- 第 23 条 逮捕あるいは勾留された者にはその理由を**直ちに**開示しなければならない。逮捕あるいは勾留された者は、然るべき人物に連絡して事態を知らせ、法律で定められた方法によって助けを求める権利を有する。その罪状は直ちに通知されなければならない。**被疑者はその個人の自由に制限を課した措置**について裁判所に不服申し立てできる。不服申し立ての権利は法律によって定める。一定期間内に判決が下されない場合、被疑者は釈放されなければならない。
- 第 24 条 判決は人民の名において下され、執行される。公務員による判決の執行の拒否あるいは妨害は法律で罰せられる犯罪行為である。この場合、**原告**は、然るべき裁判所に刑事訴訟を起こす

巻末付録

権利を有する。

- 第 25 条 国家元首は共和国大統領である。大統領は**本宣言と法律によって定められた方法によって**人民主権、憲法の尊重、法の支配を擁護し、国民の一体性と社会的公正を保護する。**共和国大統領は本宣言の第 56 条で定められた職務を全うする。但し、同条の第 1 項および第 2 項で定められた規定は除く。**
- 第 26 条 **選挙で選ばれた**共和国大統領は、**他国の国籍を持たず**、エジプト人の両親を持つエジプト人であり、市民的権利および政治的権利を享受し、**非エジプト人と結婚しておらず**、40 歳を下回らない人物に限る。
- 第 27 条 大統領は公的な秘密投票によって直接選出される。申請者が大統領選挙の被選挙権を得るためには、**人民議会選出議員および諮問評議会選出議員の合計 30 人の推薦**を受けるか、**少なくとも 15 県の各 1000 人を含む合計 30000 人の有権者の推薦**を受けなければならない。どの場合も推薦は 1 人の候補者に対してのみ認められる。この手順に関する手続きは法律によって定める。直近の人民議会選挙あるいは諮問評議会選挙で少なくとも 1 議席を獲得した政党は、**その党員を候補者に指名できる。**
- 第 28 条 大統領選挙委員会と名付けられる**最高司法委員会**が**立候補届の受付開始から選挙結果の発表までの共和国大統領の選出を監督する**。同委員会は最高憲法裁判所首席裁判官を委員長とし、カイロ上訴裁判所首席裁判官、最高憲法裁判所次席裁判官、最高司法裁判所次席裁判官、国家評議会上級裁判官で構成される。同委員会の決定は最終決定であり、**法的拘束力を持つ。何人もその決定を覆すことはできず、決定の停止や取り消しを禁じる**。同委員会の**職権は法律によって定める**。同委員会は、**第 39 条に基づき**、投票と集計の**監視委員会**を設置する。大統領選挙に関する法案は公布前にその合憲性を判断するために最高憲法裁判所に提出する。同裁判所はその提出から 15 日以内に判断を下す。法案の規定が合憲ではないと判断された場合、**法案公布前にさらなる修正に務める**。全ての場合において、同裁判所の決定は全ての関係者、全ての国家機関を拘束する。大統領選挙に関する法律は発表から 3 日以内に官報で公布する。
- 第 29 条 大統領の任期は**選挙結果**が発表された日から **4 年間**とする。共和国大統領の再選は**認められない**。
- 第 30 条 共和国大統領は就任に先立って人民議会において次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて**共和国の秩序**を誠実に保護し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。
- 第 31 条 共和国大統領は**就任から最長 30 日以内に少なくとも 1 人の副大統領を任命し、その職務を定める**。大統領がその職を辞した場合、副大統領が大統領に就任する。このとき、**共和国大統領が満たすべき条件、および、共和国副大統領の職務に関する規則が適用される**。
- 第 32 条 **人民議会議員**の人数は少なくとも 350 人とし、その少なくとも半数は労働者と農民から選出する。人民議会議員は公的な秘密投票によって直接選出する。共和国大統領は 10 人を上限として人民議会の議員を任命できる。
- 第 33 条 人民議会は**その選出直後から**立法権を行使し、国家の一般政策、経済社会開発の一般計画、および国家の一般予算を**決定する**。また、人民議会は**執政府の職務を監視する**。
- 第 34 条 人民議会議員の任期は開会日から 5 年間とする。
- 第 35 条 諮問評議会議員の人数は少なくとも 132 人とする。そのうち、2/3 の議員は公的な秘密投票によって直接選出され、その半数は労働者と農民でなければならない。残り 1/3 の議員は共和

国大統領によって任命される。

- 第 36 条 諮問評議会議員の任期は 6 年間とする。
- 第 37 条 諮問評議会は**その選出とともに職務を遂行する**。同評議会は、国民の一体性と社会の安寧の強化、および社会の基本構成とその崇高な価値、権利全般、自由、公共の義務の保護に必要とされる調査と勧告を行なう。同評議会は以下の事項について勧告を行なう。
- 第一に、社会経済開発の一般計画。
- 第二に、共和国大統領から勧告を求められた法案。
- 第三に、国家の一般政策、アラブ諸国や外交政策について共和国大統領から諮問評議会に勧告を求められたあらゆる事項。
- 同評議会は共和国大統領および人民議会に対してこれらの事項についての勧告を行なう。
- 第 38 条 **人民議会と諮問評議会の議員に立候補する権利は法律によって定める。このとき、最低限、議会両院における女性の参加を盛り込んだ法律を定める。**
- 第 39 条 **人民議会と諮問評議会**の議員が満たすべき条件、および選挙・国民投票に関する規定は法律によって定める。**裁判官のみ**で成り立つ最高委員会が、法律の規定に従って**投票日程の決定から選挙結果の発表まで**選挙および国民投票を監督する。**投票と集計は選挙管理委員会の下で行われる。選挙管理委員会の人選は最高委員会が決定する。**
- 第 40 条 **最高司法裁判所には人民議会および諮問評議会の議員の適格性を判断する権利が授けられる。異議申し立ては選挙結果の発表から 30 日以内に同裁判所に提出される。同裁判所は異議申し立ての受理から 90 日以内に判断を下す。当該議員の議員資格は同裁判所の決定が議会両院に通知された日から無効とされる。**
- 第 41 条 **本宣言の公布から数ヶ月以内に選挙手続きを開始する。諮問評議会は選出議員が職務を務め、共和国大統領はその選出後に残りの 1/3 の議員を任命する。同評議会は法律の規定に従って残りの任期を務める。**
- 第 42 条 **人民議会と諮問評議会の全ての議員**は就任に先立って議事堂において次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて祖国の安全と共和政を誠実に保護し、人民の利益に留意し、憲法と法律を尊重することを誓う」。
- 第 43 条 人民議会議員**および諮問評議会議員**は何人もその在任中においていかなる国有資産の購入および賃貸、自己の財産の国家への賃貸、売却、および交換、そして、契約者・輸入業者・請負業者として国家との契約を行なうことはできない。
- 第 44 条 人民議会議員**および諮問評議会議員**は、信用や威厳を喪失した場合、議員資格の条件のどれか 1 つでも喪失した場合、労働者や農民として選出された当初の地位を喪失した場合、議員としての職務を怠った場合を除き、議員職を剥奪されない。議員職は**それぞれ所属議会において**議員の 2/3 以上の同意を得た議決によって無効となる。
- 第 45 条 人民議会議員**および諮問評議会議員**は、現行犯の場合を除き、議会の事前の許可なく刑事訴追を受けない。議会休会中の場合、**それぞれ所属議会の議長の許可を受けなければならない**。この場合、**所属議会**は次回開会時にその措置に関して報告を受けなければならない。
- 第 46 条 司法権は独立した権利である。司法権は様々な権限を有する様々な種類の裁判所によって行使される。裁判所は法律に従って判決を下す。
- 第 47 条 裁判官は独立し、その地位は変更されない。裁判官の懲戒手続きは法律によって定める。裁判官は法律以外のいかなる権力にも拘束されない。いかなる権力も裁判あるいは司法に関わる

巻末付録

事項には介入できない。

第 48 条 国家評議会は独立した司法機関であり、行政紛争と懲戒についての裁定を下す権限を有する。その他の権限に関しては法律によって定める。

第 49 条 最高憲法裁判所は法律と規則の合憲性に関して司法審査を行なう唯一の期間であり、法律で定められた方法に従って法律の文言について解釈を行なう。最高憲法裁判所の他の権限およびその手続きについては法律によって定める。

第 50 条 司法機関およびその権限と構成、裁判官の任命と異動に関する条件と手続きについては法律によって定める。

第 51 条 軍事裁判所とその権限は憲法が定めた原則の範囲内で法律によって定める。

第 52 条 法廷は公開とする。但し、裁判所は公共の秩序あるいは道徳を考慮して法廷を非公開にすることもできる。いかなる場合も判決の言い渡しは公開で行われる。

第 53 条 軍隊は人民に属す。軍隊の職務は、祖国の防衛、および領土と安全の維持である。いかなる組織や集団も軍隊や軍隊に準じる組織を保持できない。祖国の防衛は神聖な義務である。法律に従って兵役を義務とする。軍隊の職務と昇進の条件は法律によって定める。

第 54 条 「国防評議会」と名付けられる評議会を設置する。同評議会は共和国大統領が議長を務め、祖国の安全保障に関する事項を審議する。同評議会の他の権限は法律によって定める。

第 55 条 警察は国内規律機関である。警察は国民への奉仕を義務とし、法律に従って国民のために平和と安全を**保障**し、秩序・治安・道徳を**維持**する。

第 56 条 **軍最高評議会が国政を運営する。その目的遂行のため、以下の権限を直接的に行使する。**

第一に、法律を制定する

第二に、国家の一般政策と予算を発表し、その執行を保証する。

第三に、人民議会の任命議員を任命する。

第四に、人民議会と諮問評議会を召集し、その通常国会・臨時国会を開会・閉会する。

第五に、法律を公布あるいは拒否する。

第六に、国内外において国家を代表し、国際協定・国際合意を調印し、国家の法体系の一端を検討する。

第七に、首相、副首相、閣僚、次官を任免する。

第八に、文官、武官、および外交官を任免し、他国の外交官を信任する。

第九に、恩赦または減刑を行なう。但し、大赦に関しては法律によって定める。

第十に、共和国大統領の職務として定められたその他権限・職務を遂行する。軍最高評議会は其の職務遂行にあたって議長あるいは評議員の 1 人に職務を委任する権限を有する。

第 57 条 **内閣と各閣僚はそれぞれの管轄内において執政権を有する。内閣は特に以下の職務を遂行する。**

第一に、法律および共和国令に基づき、**軍最高評議会**と共同して国家の一般政策を立案し、その執行を指揮する。

第二に、各省庁および、その下部組織、公共機関、公共部門の業務を監督、調整、および執行する。

第三に、法律、**規則、および決定**に基づき、行政上・執政上の**命令**を下し、その執行を監督する。

- 第四に、法律と共和国令を立案する。
 第五に、国家の一般予算を立案する。
 第六に、国家の一般計画を立案する。
 第七に、憲法の**原則**に従って借款を契約・付与する。
 第八に、法律の執行を監督し、国家の安全を維持し、国民の権利と国家の利益を保護する。

第 58 条 閣僚は任期中に**独立したあらゆる職業に従事することはできない**。閣僚は、いかなる国有財産を取得あるいは賃貸することはできず、また、国家に自己の財産を売却あるいは交換することもできない。

第 59 条 共和国大統領は、**内閣と協議し**、法律で定められた方法で緊急事態を宣言できる。緊急事態宣言は発令から**7 日以内**に人民議会に提出しなければならない。**人民議会が休会中の場合、直ちに再召集し、前述の期間内にその事項に関して審議を行わなければならない**。人民議会が解散中の場合、新しく選ばれた議会の最初の会合で**審議**する。**緊急事態宣言の発令には人民議会議員の過半数の同意を得なければならない**。いかなる場合も緊急事態は**6 ヶ月以内**の一定期間に限定される。**国民投票**の承認を受けなければ期間を延長できない。

第 60 条 **最初に選ばれた人民議会議員と諮問評議会議員（任命議員を除く）は、その選出から 6 ヶ月以内に軍最高評議会の提案を踏まえて両院協議会を開催し、新憲法起草のための臨時集会を選出する。新憲法の起草は同集会の設置から 6 ヶ月以内に完了する。憲法案は起草から 15 日以内に国民に公布され、国民投票に掛けられる。憲法は国民投票によって承認を得た日から効力を持つ。**

第 61 条 **軍最高評議会は、本宣言の発令から人民議会および諮問評議会の開会と共和国大統領の選出と就任までの期間に渡って、その限定的な職務を続行する。**

第 62 条 本宣言の公布以前に定められた全ての法律と規則の規定は効力を保持する。但し、その規定は本宣言で定められた規則と手続きと合致するよう廃止あるいは修正できる。

第 63 条 本宣言は官報で公布され、その公布の翌日に施行される。

出典：Egyptian Court of Cassation, Egypt State Information Service, *al-Masry al-Youm* (30 Mar. 2011)

注：1971 年共和国憲法・2007 年修正憲法と重複する条項の修正箇所と新たに導入された規定に関しては、**太字・ゴシック体**で表記した。

2011 年 11 月憲法基本原則（セルミー書簡）

近代エジプト国家の憲法の基本原則を宣言する。本宣言は、古代から人類の文明に影響を与え続けた自由、公正、平等、国民主権、および人類の平和を求めるエジプト人の戦いとその誇りに基づく。本宣言は、法の支配とその市民、近代、民主主義の柱を構築・強化する途上で直面する様々な課題を認識したものである。本宣言は、人民が権威の源泉であること、そして、自由、人間の尊厳、社会的公正に関する 2011 年 1 月 25 日エジプト革命の目的の達成を保障するにあたって、人民の意思がいかなる方法によっても、変更できないような憲法の原則を上回る枠組みを制定しても、あるいは新たな憲法宣言を発令しなくても

巻末付録

奪われないことを強調したものである。いずれにせよ、人民の意思のみで十分なのである。本宣言は、殉教者と犠牲者の心、および一連の反乱と革命における偉大なエジプト国民の闘争に対して尊敬と感謝の念を抱き、様々な出自を持つエジプト国民を結集した革命の精神を表したものである。

第1部 基本原則

第1条 エジプト・アラブ共和国は市民権、民主主義、法の支配、多元主義の尊重に基づく市民国家であり、差別や区別を受けることなく全ての国民に自由、公正、平等、および機会均等を保障する。エジプト人民はアラブ世界の一員であり、その包括的統一の実現に努める。

第2条 イスラームを国教とする。アラビア語を公用語とする。イスラーム法を立法の主要な法源とする。非イスラーム教徒はそれぞれ個人的・宗教的事項において独自の儀礼を執り行なう権利を有する

第3条 主権は人民のみに属す。エジプト人民は権威の源泉であり、その権威は、いかなる差別や排除を受けることなく市民の平等な代表を保障する選挙制度に従って、司法の監督下における国民投票と公正な選挙を通じて行使される。

第4条 国家の政治体制は、権力均衡、平和的な政権交替、複数政党制に基づく民主共和政である。但し、宗教、民族、宗派、階級など、本宣言で掲げた基本的権利と基本的自由に抵触するあらゆる枠組みに基づいて国民を選別することは禁じる。

第5条 法の支配は国家統治の基礎である。公共機関、法人（公共法人および民間法人）、および全ての国民はいずれも差別を受けることなく法律に従う。法律に対する国家およびその関連機関の従属という原則を達成することと、全ての国民の公平を実現することは司法権の独立によって基本的に保障される。最高司法評議会が司法に関する全ての事項に責任を負い、司法関連の法律は同評議会の事前の同意がなければ公布できない。

第6条 国内経済は包括的かつ持続可能な発展に基づく。その目標は、社会福祉の達成、国民の基本的需要への応答、投資の促進、自由競争の保障、有害な独占的慣例の禁止、消費者保護の確保、および国民に対する発展の成果の平等な分配の保障である。国家は、公共施設の公的所有、その他の国富、天然資源、国土、および物質的・精神的な国家遺産の基礎の保護に努める。

第7条 ナイル川はエジプトの国土の生命線である。国家は、汚染や濫用に対するナイル川の保全、水資源の活用の最大化、これらの点に関するエジプトの歴史的権利の維持に努める。

第8条 エジプトはアフリカ大陸の一部であり、アフリカの人々の発展と協力、およびその利益の統合に努める。エジプトはムスリム世界の一部であり、ムスリムの共通利益の促進に努める。人間文明に本質的な役割を果たすことに誇りを抱き、世界平和の達成、公平と人権の原則の推進、および国家間・国民間の協力を積極的に貢献する。

第9条 国家のみが軍隊を保持し、軍隊は人民に属す。軍隊の職務は、祖国の防衛、領土と安全の維持、国民の一体性の保持、および憲法の正統性の保護である。いかなる組織、集団、政党も軍隊や軍隊に準じる組織を保持できない。軍隊の職務と昇進の条件は法律によって定める。軍最高評議会のみが軍隊に関する全ての事項の運営と軍事予算の審議に責任を負う。軍事予算は国家予算の項目の1つとして位置付けられる。また、軍隊に関するいかなる法律もその公布前に軍最高評議会の同意を得なければならない。大統領は軍の最高司令官であり、国防相は軍司令官である。共和国大統領は軍最高評議会と人民議会の承認を受けて宣戦を布告する。

第 10 条 「国防評議会」と名付けられる評議会を設置する。同評議会は共和国大統領が議長を務め、祖国の安全保障に関する事項を審議する。同評議会の他の規則および権限は法律によって定める。祖国の防衛は神聖な義務である。兵役は法律によって定める。総動員に関しても法律によって定める。

第 2 部 公的権利と自由

第 11 条 人間の尊厳は全ての人々の自然権である。全てのエジプト国民は権利、自由、義務に関して法の前にて自由で平等である。性別、民族、出自、言語、宗教、信条、社会的地位、政治的見解、障害、その他の理由によって差別を受けることを法律によって禁じる。国家が保護を必要とする特定の集団を優遇することは認められる。

第 12 条 国家は、信教の自由および礼拝・宗教儀礼の自由を保障し、礼拝所を保護する。

第 13 条 エジプト国籍は全ての国民に与えられた本質的権利である。エジプト国民の市民権は侵害されない。司法命令を受けた場合を除き、いかなる国民に対しても国外追放あるいは入国拒否は認められない。

第 14 条 言論・表現の自由および出版・報道の自由は、私生活の秘密、他者の権利、エジプト社会の根本的基礎を侵害しない範囲内で保障される。法律に基づき、定められた期間内の司法命令がなければ、報道機関の検閲、欧州、業務停止は認められない。

第 15 条 国民は知る権利、情報を処理して広める権利、およびあらゆる文化的・芸術的活動に参加する権利を有する。国家は、学問、科学研究、創造と革新の自由、および大学と研究機関の独立を保障する。

第 16 条 国民は、私生活の秘密、および郵便、電話、電子機器、情報技術その他通信手段の秘密を保持する権利を有する。定められた期間内の司法命令がなければ、私生活の秘密に対する侵害、制限、押収は認められない。

第 17 条 国民は抵抗と運動の自由を有する。事前の司法命令がなければ、国民は逮捕、投獄、あるいは個人の自由の制約を受けない。法律で定められた罪状および刑罰以外は課されない。被告人は然るべき裁判所の公平な裁判によって有罪が確定するまでは無罪である。

第 18 条 私有財産は不可侵である。私有財産は裁判所の命令および公正な補償がなければ触れることはできない。私的所有・財産は公共および協同組合の所有・財産とともに国内経済の発展に寄与する。

第 19 条 勤労の権利は保障される。国家は公正な条件について差別することなく全ての国民に雇用の機会を提供し、人間の尊厳に合った生活水準を保障するような最低賃金の設定に努める。国民は関連する条件に合致する限りにおいて公職に就く権利を有する。

第 20 条 国民は、汚染を受けない清潔な環境で安全に生活を送る権利、適切な食糧、住宅、福祉、鍛錬を受ける権利、および公正と社会的連帯に従って失業、疾病、障害、老齢に対する保険を受ける権利を有する。

第 21 条 国民は教育を受ける権利を有する。国家は人的資本の投資の最大化と最低限の初等教育の義務化のため教育機会の無償化および教育の平等の保障に努める。国家は国民の帰属意識と文化の維持のため、公立、私立、市民社会団体を問わず全ての教育機関を監督する。

第 22 条 国民は、他者の権利および本宣言で定められた基本原則と権利を損なわない限りにおいて、

巻末付録

労働組合、職能組合、非政府組織を設立する権利、および平和的に集会や街頭行動を行なう権利を有する。

出典：ikhwanweb (3 Nov. 2011)

2012年6月17日憲法宣言（暫定憲法・補遺）

第一に、以下の修正を即時適用する。

第30条 人民議会在解散中の場合、共和国大統領は最高憲法裁判所総会において就任の宣誓を行なう。

第53条 現行の軍最高評議会が、同評議会議長の任命および同議長の権限拡大を含む、軍隊に関する全ての事項に対して責任を負う。軍最高評議会の現議長は新憲法が起草されるまで軍最高司令官および国防相を務める。

第53条第1項

軍最高評議会の同意を受けて大統領のみが宣戦を布告できる。

第53条第2項

国内が軍隊の介入を必要とする内乱に直面した場合、大統領は軍最高評議会の同意を受けて治安維持と公共財産の保護のための権限を軍隊に授ける大統領令を発令できる。軍隊の権限、および武力の行使、逮捕、拘留を講じる場合の管轄を法律によって定める。

第56条 (B)

軍最高評議会は議会在新たに選出されるまで2011年3月30日憲法宣言の第56条第1項で定めた権限を行使する。

第60条 (B)

制憲議会の設置が所定期間に完了しない場合、軍最高評議会が全ての社会勢力の代表者に基づく新たな制憲議会を設置し、同議会の設置日から3ヶ月以内に新憲法を起草する。新憲法案はその起草日から15日以内に国民投票に付す。議会選挙は新憲法が国民投票での承認を受けた日から1ヶ月後に実施する。

第60条 (B1)

大統領、軍最高評議会議長、首相、最高司法評議会、あるいは制憲議会の1/5の議員が、革命の目的およびその主要な原則に反する条項、あるいはエジプトのこれまでの全ての憲法で認められた原則に反する条項を新憲法の中から発見した場合、その各人・各機関は当該の条項を15日以内に修正することを制憲議会に要求できる。制憲議会が当該の条項の修正を拒否した場合、同条項を最高憲法裁判所に送付し、7日以内に判決を受ける。最高憲法裁判所の決定は最終決定であり、その決定を下した日から3日以内に官報で公布される。

第二に、2011年3月30日憲法宣言第38条を以下の条文に入れ替える。「議会選挙は法律に従って実施

される」。

出典：Egyptian Court of Cassation, *al-Ahram* (18 Jun. 2012)

人民議会の再開と移行過程に関する 2012 年大統領令第 11 号 (2012 年 7 月 8 日)

- 第 1 条 2012 年 6 月 15 日に発令された人民議会の解散に関する 2012 年軍令第 350 号を取り消す。
- 第 2 条 人民議会を再開し、2011 年 3 月 30 日憲法宣言第 33 条に定められた権限を行使する。
- 第 3 条 現行の議会が新憲法を承認し、人民議会法を制定してから 60 日以内に人民議会選挙を実施する。
- 第 4 条 本宣言は官報で公布され、その公布の翌日に施行される。

出典： *al-Ahram* (9 Jul. 2012)

2012 年 8 月 12 日憲法宣言

- 第 1 条 2012 年 6 月 17 日暫定憲法・補遺を取り消す。
- 第 2 条 2011 年 3 月 30 日憲法宣言の第 25 条第 2 項を以下の文言に入れ替える。「共和国大統領は本宣言の第 56 条で定められた職務を全うする」。
- 第 3 条 制憲議会の職務遂行が妨げられた場合、大統領はエジプト社会全体を代表する新たな制憲議会を設置し、同議会の設置日から 3 ヶ月以内に新憲法を起草する。新憲法案はその起草日から 30 日以内に国民投票に付す。議会選挙は新憲法が国民投票での承認を受けた日から 2 ヶ月後に実施する。
- 第 4 条 本宣言は官報で公布され、その公布の翌日に施行される。

出典： *al-Ahram* (12 Aug. 2012)

2012 年 11 月 22 日憲法宣言

- 第 1 条 革命保護法その他法律に従って、抗議者に対する殺人、殺人未遂、負傷に関する事件、および革命者に対するテロ犯罪に加担した旧体制の政治上・執政上の役職者に関する事件の調査と

巻末付録

起訴を再開する。

- 第2条 2012年6月30日の就任以降に大統領が下した憲法宣言、法律、大統領令は、憲法が承認され、人民議会在選出されるまで最終決定であり、法的拘束力を持ち、いかなる手段、いかなる人物によっても上訴できない。また、その決定は延期や取り消すことはできず、その決定をいかなる司法機関に提訴してもその訴訟は全て無効である。
- 第3条 検事総長は共和国大統領によって司法機関から任命される。検事総長の任期はその就任日から4年間であり、裁判官の任命条件を満たしていなければならず、40歳以上でなければならない。この規定は現職者にも即時適用される。
- 第4条 2011年3月30日憲法宣言における制憲議会の構成に関する文言を「新憲法の起草は同集会の設置から6ヶ月以内に完了する」から「新憲法の起草は同集会の設置から8ヶ月以内に完了する」へと変更する。
- 第5条 いかなる司法機関も諮問評議会あるいは制憲議会を解散できない。
- 第6条 大統領は祖国と革命の目標を保護するために必要な措置を講じる。
- 第7条 本宣言は官報で公布した日から有効である。

出典 : *al-Masry al-Youm* (22 Nov. 2012), *al-Ahram* (22 Nov. 2012)

2012年12月8日憲法宣言

- 第1条 2012年11月22日に発令された憲法宣言は本日から無効であり、その宣言の効力は今後も有効である。
- 第2条 2011年1月25日から2012年6月30日の期間に起こった殺人、殺人未遂、負傷、およびテロ犯罪のうち、革命と関連する犯罪について新たな証拠が持ち上がった場合、新たに調査を行なう。調査によって上記の犯罪に関連した新たな証拠が明らかにされた場合、検事総長は裁判所にその件を送付する。このとき、無罪判決を受けて結審している場合、あるいは無罪判決に対する検事総長の上訴を裁判所が却下した場合においても裁判所へ送付する。
- 第3条 2012年12月15日土曜日の国民投票において国民が憲法案への反対を決定した場合、大統領は100人で構成される制憲議会について新たに3ヶ月以内の直接選挙の実施を呼びかける。新たに選ばれた制憲議会は選挙から6ヶ月以内に職務を完了する。その後、大統領は制憲議会から送付された新憲法案を受理した日から13日以内に国民投票の実施を呼びかける。いずれの場合も、国民投票における票の集計と結果発表は、投票時間が終了し次第、選挙管理委員会の公開の場で実施する。国民投票の結果は選挙管理委員会委員長によって承認される。
- 第4条 本宣言を含む全ての憲法宣言は、いかなる裁判所においても上訴できず、提訴しても、その訴訟は全て無効である。
- 第5条 本宣言は官報で公布した日から有効である。

出典 : Egyptian Court of Cassation, *al-Masry al-Youm* (9 Dec. 2012), *al-Ahram* (9 Dec. 2012)

2012年エジプト・アラブ共和国憲法（第二共和政下の憲法）

前文

我らエジプト国民は、慈悲深い神の名とその助けを得て、1月25日革命の文書を我らの憲法として宣言する。1月25日革命は若者によって始まり、国民の支持を受け、国軍の支援を得て成し遂げられた。

本憲法は、タハリール広場、そして国中に見られた不正、抑圧、圧政、専制、排除、略奪、独占を拒否する。

本憲法は、我らが犠牲者の血、我らが負傷者の傷、我らが子供たちの夢、我らが男女の争いを代償にして「食糧、自由、社会的公正、人間の尊厳」の完全な権利を宣言する。

本憲法は、市民権と平等の意味を理解し、文字の一字目に人間性を表す文字を置き、一神教への道と創造主の知識を拓き、神の預言者とその伝言を奉じ、歴史に様々な独創性を添えた最古の国家を造り上げた悠久のナイル川のため、我らの偉大な文明と我らの輝ける歴史に表れる精神を復活させる。

近代民主主義国家を構築する道筋へ全てのエジプト国民を結集させた高潔な革命を継続するにあたり、我々は以下の諸原則の遵守を宣言する。

第一に、人民はあらゆる権威の源泉である。権威は人民からの正統性によって確立し、導き出され、それは人民の意思に基づく。権威の責任と権限の範囲は義務を伴うものであり、特権や免責の源泉ではない。

第二に、民主主義的な統治形態によって平和的な政権交替の下地を作り、政治的多元主義を支持し、公平な選挙と意思決定過程における人民の貢献を保障する。

第三に、個人の義務は国家の義務の延長線上に位置する。さらに、女性を敬わない国に尊厳はない。女性は国家のあらゆる収益と責任において男性と配偶者の同胞である。

第四に、自由は権利である。思想、表現、独創性の自由、住居、財産、渡航の自由、これらの原則は神が宇宙と人類を創造したときに築いたものである。

第五に、平等と機会均等は、権利と義務の両面において差別や縁故に基づくことなく、全ての国民、男女に授けられる。

第六に、法の支配は、個人の自由、権威の正統性、国家の法の尊重の基礎である。正義を逸脱するような権力は存在しない。司法府は独立した存在であり、憲法の擁護、正義の支持、権利と自由の保護という名誉ある使命を果たす。

第七に、国民の一体性の擁護は義務であり、近代的なエジプト国家を構築するための基礎であり、進歩と発展のための道筋である。この目的を果たすため、寛容と節制の価値観を普及しなければならず、差別することなく全ての国民の権利と自由を保護しなければならない。

第八に、国家の防衛は、義務であり、名誉である。我らが国軍は、政治介入しない、職業意識と中立性に基づく国民的組織である。国軍は国土の盾である。

第九に、治安維持は偉大な恩恵である。その職責を担うのは国民への奉仕を職務とする警察である。警察は国民を保護し、正義を行使する。法の支配と人間の尊厳を尊重する警察機構のないところに保護はなく、保護のないところに正義はない。

第十に、アラブ統一はアラブ民族の希望である。アラブ統一は、歴史の要請であり、未来のための努力であり、運命の定めである。アラブ統一はナイル川流域諸国とムスリム諸国の統合と同胞愛によって強化される。この2つはどちらも世界地図におけるエジプトの独特な位置からおのず

巻末付録

から導き出されるものである。

第十一に、知識と文化におけるエジプトの先駆的な指導力は、エジプトのソフトパワーを体現したものであり、エジプトの歴史は、国民の帰属意識、アラビア語、イスラーム法の支えとして、また、穏健な啓蒙思想のしるべとして、創作者と思想家、大学、科学施設、言語研究機関、出版、芸術、文学、マスメディア、教会、アズハルの寛大さの模範となる。

我らエジプト国民は、神とその神聖な言葉を信じ、国家と国民の権利を認識し、国民と人類に対する責任を自覚し、本憲法で定められた諸原則を遵守することを誓う。本憲法で定められた諸原則は我らが自らに授けたものであり、その諸原則の支持と擁護の決意を確認するものであり、その諸原則を国家機関および国民全般によって保護・尊重すると宣言するものである。

第1部 国家と社会

第1章 政治的原則

第1条 エジプト・アラブ共和国は**独立主権国家であり、統一不可分であり**、民主主義体制である。エジプト人民はアラブ・イスラーム諸国の一員であり、**ナイル川流域とアフリカに属し、アジアと隣接していることに誇りを抱き、文明に積極的に関わる。**

第2条 イスラームを国教とする。アラビア語を公用語とする。イスラーム法を立法の主要な法源とする。

第3条 **エジプト人のキリスト教徒とユダヤ教徒の法規の原則は、その個人的地位、宗教行事、精神的指導者の選出に関する立法の主要な法源である。**

第4条 **アズハル〔大学〕は包括的で独立したイスラーム機関であり、イスラームに関する独占的権限を有し、エジプトおよび全世界におけるイスラーム、宗教学、およびアラビア語の伝道に責任を負う。アズハルの上級法学者はイスラーム法に関する問題について諮問を受ける。アズハルの総長職は独立職であり解職できない。アズハル総長は法律に従って上級法学者の中から任命される。国家はアズハルの目的遂行のために十分な予算を確保する。前述の事項は全て法律の規定に基づく。**

第5条 主権は人民のみに属し、**人民は権威の源泉である**。人民は憲法が定める方法によって主権を行使・保護し、国民の一体性を維持する。

第6条 エジプト・アラブ共和国の政治体制は、**民主主義と協議、市民権（全ての国民は等しく権利と義務を有する）、複数政党制、平和的な政権交替、権力の分立と均衡、法の支配、人権と自由の尊重の諸原則**に基づく。これらの原則は本憲法によって詳細に規定する。性別、出自、あるいは宗教の差別に基づく政党の設立は認められない。

第7条 **祖国と領土の防衛は神聖な義務である**。法律に従って兵役を義務とする。

第2章 社会的・道徳的原則

第8条 **国家は、公正、平等、自由を達成するための手段を保障し、慈善事業の道筋の構築と社会の成員間の連帯の促進、人身と財産の保護の保障、全ての国民の養育に努める。これらの事項は全て法律の枠内で行われる。**

第9条 国家は**差別することなく全ての国民の安全、安寧および機会均等**を保障する。

- 第 10 条 家族は、宗教、道徳、愛国心に根差した社会の基礎である。国家は、エジプト国民の家族の本来の特徴と**その結束と安定**の保持およびその道徳的価値の保護に努める。これらは全て法律によって定める。国家は、**母子の無償医療**および**家族と勤労**に対する女性の義務の調和を保障する。国家は、**家計を支える女性、離婚女性、寡婦**に対する特別な配慮と保護に努める。
- 第 11 条 国家は道徳、**公共倫理、公共の秩序**を保護し、高度の**教育と宗教的・愛国的価値、科学的思考、アラブ文化**、人民の歴史的・**文化的遺産**を奨励する。これらの内容はいずれも法律によって定める。
- 第 12 条 国家は**文化的・言語的な社会構成**を保護し、**教育、科学、および知識のアラブ化**を促進する。
- 第 13 条 文民の称号制度を禁じる。

第 3 章 経済的原則

- 第 14 条 国家経済〔国内経済〕は、包括的**かつ一貫した**開発計画に基づいて組織され、その計画によって歳入の増大、生活水準の向上、**貧困と失業の撲滅**、就労機会の増大、**生産の増加**を保障する。開発計画に基づき、**社会的公正と連帯**を確立し、**平等な分配**を保障し、**消費者の権利**を保護し、**労働者の権利**を保護する。開発の費用と収益を資本家と労働者の間で公平に共有する。**賃金は生産と結び付けなければならない**。それによって収入の格差を埋め、**然るべき生活水準**を全ての国民に保障する**最低賃金**と、**公務員の最高賃金**を設定する。但し、**最高賃金**に関しては法律によって例外を定める。
- 第 15 条 農業は国内経済にとって**必要不可欠な資産**である。国家は、**農地を保護・拡張**し、**穀物の開発と作物の多様性**に努め、**酪農業と水産業**を**発展・保護**し、**食の安全**を実現し、**農業生産とその優れた経営と市場販売の条件**を提供し、**農産業**を支援する。**社会的公正**を達成し、**農民・農業労働者**を搾取から保護するための**土地使用の方法**を法律によって定める。
- 第 16 条 国家は**農村と砂漠**の開発に努め、**農民と砂漠の民**の生活水準の向上に努める。
- 第 17 条 工業は国内経済にとって**必要不可欠な資産**である。国家は、**戦略上の産業**を保護し、**新たな科学技術とその応用技術**を支援し、**導入**する。国家は**小規模手工業**を支援する。
- 第 18 条 国内の**天然資源**は人民に属し、人民はその**収益**を受ける権利を有する。国家は**将来世代のための天然資源の保存と有効活用**に努める。**国有財産**は**処分の対象外**である。**天然資源の使用権**や**公共事業の委託**は法律によってのみ定められる。**所有権**を伴わない**全ての利益**は**国家に属す**。
- 第 19 条 **ナイル川と水資源**は**国家の財産**である。国家はその**維持と発展**および**乱用の防止**に努める。**水資源の利用方法**は法律によって定める。
- 第 20 条 国家は領内の**海岸、海域、水路**および**湖沼**を保護し、**遺跡と自然保護区**を維持し、それらに対するあらゆる**浸食**を取り除く。
- 第 21 条 国家は法律に従ってあらゆる種類の**公共財産、共同組合財産、私有財産**および**遺産**に対する**正統な所有**を保障・保護する。
- 第 22 条 **公的資金**は**不可侵**である。**公的資金の保護**は**国家と社会の本来の義務**である。
- 第 23 条 国家は、あらゆる形態の**協同組合**を**支援**し、**その独立**を保障する。
- 第 24 条 **私有財産**は**不可侵**である。それは**逸脱や独占**を受けることなく**国内経済に貢献した結果**である。**相続権**は保障される。**私有財産**は、法律で定められている場合および**裁判所の判決**を受

巻末付録

けた場合を除き、押収されない。私的所有は、公共の利益に適い、法律で定められた公平な補償を事前に受けない限り、没収されない。

第 25 条 **国家は慈善的寄進制度の復活と奨励に努める。寄進およびその資金の運営、投資、受領者への分配に関する方法は管財人の条件に従って法律によって定める。**

第 26 条 社会的公正は租税およびその他公的賦課金の基礎である。一般税の賦課、修正、および廃止は法律で定められた場合以外は適用されない。法律で定められた場合を除き、何人も一般税の賦課は免除されない。何人も法律で定められた以外の租税および賦課金は課されない。

第 27 条 労働者は、事業の運営に参加し、その利潤を享受する。労働者は、法律に従って**生産の向上、生産手段の保護、生産部門の計画の実行に努める**。労働者は公共部門の役員会において役員の数少なくとも 50%を占める。また、小規模の農民・手工業者が農業協同組合・手工業協同組合の役員会において役員の数 80%を占めることを法律によって保障する。

第 28 条 貯蓄は国家によって奨励・保護される。**また、国家は法律に従って保険と年金の資金を保護する。**

第 29 条 国有化は、公共の利益に適い、法律で定められた**公正な補償**を伴わない限り、認められない。

第 30 条 **財産の公的没収を禁じる。私的没収は裁判所の命令を受けた場合を除き認められない。**

第 2 部 権利と自由

第 1 章 個人的権利

第 31 条 **尊厳はあらゆる人間が備えた権利であり、国家によって保障される。あらゆる者に対する無礼や侮辱を禁じる。**

第 32 条 エジプト国籍は**権利**であり、法律で定める。

第 33 条 全ての国民は法の前において平等である。国民は公的権利と義務において**差別を受けることなく**平等である。

第 34 条 個人の自由は自然権であり、**保護され**、不可侵である。

第 35 条 現行犯の場合を除き、何人も逮捕、捜索、拘留、**自由な移動の制約**を受けない。但し、捜査に**必要とされる裁判所の命令**を受けた場合は例外である。逮捕あるいは拘留された者は、いかなる場合であれ、その理由を **12 時間以内**に開示され、**逮捕から 24 時間以内**に送検される。**取り調べは弁護人立ち合いでなければ認められない。必要とされる場合には弁護人が選任される。逮捕あるいは拘留された者その他の被疑者は逮捕のために**講じられた措置について裁判所に不服申し立てできる。**一週間以内**に判決が下されない場合、被疑者は釈放されなければならない。**一時勾留とその期間および理由、その一時勾留の場合あるいは有罪判決を受けた後に最終的に裁判所によって棄却された場合の補償資格**に関しては法律によって定める。

第 36 条 逮捕、拘留、自由の拘束を受けた者は、いかなる場合も人間としての尊厳を保たれるよう取り扱う。その者に対して身体的・精神的に危害を加えることは認められない。**司法の監視下**において**人道的・衛生的に相応しい場所のみを勾留場所として**使用できる。前述の事項を違反した場合は法律によって**犯罪として処罰**される。前述の状態に置かれた場合、強制された場合、あるいはその脅迫を受けた場合に発せられた**自白は無効と見なされる**。

第 37 条 **刑務所は懲戒と改革のための場所であり、司法の監視下に置く。刑務所においては人間の尊厳あるいは囚人の健康に反する行為を禁じる。国家は囚人の更生と釈放後の然るべき生活の**

促進に責任を負う。

- 第 38 条 国民の私生活は不可侵である。郵便、電話、その他通信手段は不可侵であり、その秘密は守られる。司法命令がなければ、その押収あるいは傍受は認められない。
- 第 39 条 住居は不可侵である。**喫緊の危険や問題が生じ、かつ、法律で定められた事項に関して、場所、時間、および目的を定めた司法命令がなければ、住居の侵入、搜索、あるいは監視は認められない。住居に侵入あるいは搜索する前にその住居に滞在した者は警戒対象とされる。**
- 第 40 条 **全ての居住者は住居の安全を享受する権利を有し、その権利は国家によって保障され、犯罪の恐れに対しては法律によって保護される。**
- 第 41 条 **人体は神聖不可侵であり、臓器売買は禁じられる。確立された医学的根拠に基づき、法律で定められた方法によって、書面で記された自発的な同意がなければいかなる個人に対してもいかなる医学実験あるいは科学実験を行なうことは認められない。**
- 第 42 条 **移動、居住、国外移住の自由は保障される。いかなる国民に対しても国外追放あるいは入国拒否は認められない。いかなる国民に対しても、期間を定めた司法命令がなければ、渡航禁止および自宅軟禁は認められない。**

第 2 章 道徳的・政治的権利

- 第 43 条 信教の自由は**神聖不可侵の権利**である。国家は宗教儀礼と神聖な宗教の礼拝所の設立の自由を保障し、それを法律によって定める。
- 第 44 条 **あらゆる宗教的使徒・預言者に対する侮辱と罵倒を禁じる。**
- 第 45 条 **思想と言論の自由は保障される。何人も口頭、文書、画像、その他の表現方法によって意見を表明し、公表する権利を有する。**
- 第 46 条 **様々な形態で表現される創作活動は全ての国民に与えられた権利である。国家は科学、文学、芸術を奨励し、創作者と発明者に配慮し、その創作物と発明品を保護し、社会のためにその応用に努める。国家は国民の文化的遺産の保護と文化事業の促進に必要とされる措置を講じる。**
- 第 47 条 **情報、データ、文書、統計の閲覧、およびその開示と流布は国家によって保障された権利である。但し、それは私生活および他者の権利を侵害せず、国家の安全保障に反しない範囲内に限る。公文書の編集・保存の手続き、情報の閲覧手段、閲覧が拒否された場合の異議申し立ての方法、およびその責任の所在は法律によって定める。**
- 第 48 条 出版、印刷、発行、その他の情報伝達の自由は保障される。報道機関は自由かつ独立して社会に奉仕する使命を果たし、世論の**様々な傾向を発表し、国家と社会の基本原則に従って情報の形成と方向付けに寄与し、自由、権利、公的義務を保護し、国民の私生活と国家の安全保障を尊重する。報道機関の閉鎖あるいは業務停止は裁判所の命令を受けた場合以外は禁じる。報道の検閲を禁じる。但し、戦時下あるいは国家総動員の際には特別な検閲を課すことができる。**
- 第 49 条 **あらゆる種類の新聞を発行あるいは新聞社を所有する自由は保障され、エジプト国内のあらゆる自然人および法人に与えられる。ラジオ局、テレビ局、デジタルメディアの設立は法律によって定める。**
- 第 50 条 国民は、**法律で定めた届け出に基づき、武器を携行しない、公的な集会、街頭行動、平和的な抗議行動を開く権利を有する。私的な集会を開く権利は事前通告なく保障される。公安関係**

巻末付録

者は私的な集会への出席あるいは妨害は認められない。

第 51 条 国民は協会あるいは市民団体を設立する権利を有し、その設立は届け出のみで認められる。団体は自由に活動し、法人格を有する。国家は、法律の定める方法に基づき、裁判所の命令がなければ、団体あるいはその執行部を解散できない。

第 52 条 職能組合、労働組合、協同組合を設立する自由は法律によって保障された権利である。組合は法人格を有し、民主的基盤に基づいて設立され、自由に活動し、互助の促進、会員間の生産性の向上、資産の保護に努める。国家は、裁判所の命令がなければ、組合あるいはその執行部を解散できない。

第 53 条 職能組合は、法律によって定められ、民主的基盤に基づいて運営され、組合員の責任の所在はその職業の倫理規定に基づく。職業ごとに 1 つの組合の設立が認められる。国家は、裁判所の命令がなければ、職能組合の執行部を解散できない。また、資産を差し押さえることはできない。

第 54 条 いかなる個人も公的機関に対して自らの署名を付した意見書を提出する権利を有する。団体は法人格を有する場合のみ公的機関に対して意見書を提出できる。

第 55 条 公的活動への参加は国民の義務である。国民は法律の定める方法によって投票、立候補、国民投票での意思表示の権利を有する。国家は参政権を有する全ての国民の氏名をその申請から遅延なく有権者名簿に登録する責任を負う。国家は国民投票および選挙の公平性、妥当性、中立性、健全性を保障する。前述の事項に対する介入は全て法律の規定に基づく犯罪である。

第 56 条 国家は、在外邦人の利益を保障し、在外邦人とその権利と自由を保護し、エジプトの国家と社会に対する公的義務の履行を支援し、国家の発展に対する在外邦人の貢献を奨励する。在外邦人の選挙および国民投票への参加方法は法律によって定める。

第 57 条 国家は憲法で保障された政治的権利と自由を当該国から剥奪されたあらゆる外国人に対して政治亡命の権利を保障する。政治亡命者の本国送還を禁じる。前述の事項は全て法律の規定に基づく。

第 3 章 経済的・社会的権利

第 58 条 質の高い教育は国家によって保障された全ての国民の権利である。公立の教育機関は全ての課程において無償であり、初等教育は義務教育であり、国家は他の教育課程への義務教育の拡充に努める。国家は技術教育を支援・奨励し、その全ての教育課程を監督する。公立・私立、地方あるいはその他の全ての教育機関は国家の教育計画と方針を遵守し、教育と社会的要請および生産との結びつきを実現する。

第 59 条 国家は科学研究および文学研究の自由を保障する。大学、科学・言語に関する研究施設、および研究機関の独立を保障する。国家はこれらの機関に対して十分な予算を割り当てる。

第 60 条 アラビア語は全ての教育機関の全ての教育課程における最重要科目である。宗教教育とエジプト史は大学までのあらゆる形態の教育課程における中心科目である。大学は様々なディシプリンに関連した道德教育に努める。

第 61 条 国家は、年齢・男女の別なく文盲の解消に関する包括的計画を策定し、その計画を社会の参画によって本憲法の施行日から 10 年以内に履行する。

第 62 条 公共医療は全ての国民の権利である。国家はそれに対して十分な予算を割り当てる。国家は

適正かつ高水準の公共医療と健康保険を提供する。支払い能力のない場合は無償とする。全ての医療機関は緊急や危篤の場合に全ての国民に対して様々な医学的措置を講じなければならない。国家はあらゆる医療機関を監督し、その医療の質を調査し、医療関連の広告の内容および方法を監視する。その監視方法に関する法律を整備する。

第 63 条 勤労は、国民の権利であり、義務であり、名誉であり、平等、公正、機会均等の原則に基づいて国家によって保障される。法律で定められた場合以外は強制労働を禁じる。公務員は人民に奉仕する義務がある。国家は縁故や仲介ではなく能力に基づいて国民を雇用する。いかなる違反も法律によって犯罪として罰せられる。国家は全ての労働者に対して法律に従って、適正な給与、休暇、退職・社会的安全策、公共医療、職業上の危険行為からの保護、職場における職業上の安全条件を受ける権利を保障する。法律で定められた場合を除き、労働者は解雇されない。平和的なストライキの権利を法律によって定める。

第 64 条 戦争、1 月 25 日革命、および国民の義務に際しての犠牲者および負傷者に関して、国家はその者を敬い、その者の家族を支援する。退役軍人、戦争疾病者、および戦争行方不明者の家族に対しても同様である。これらの者およびその妻子は就労の機会が優遇される。前述の事項は全て法律によって定める。

第 65 条 国家は**社会保障事業を提供**する。障害、失業、老齢によって自らおよび家族を扶養できない全ての国民は**最低限の生活が保障された**社会保険を受ける権利を有する。

第 66 条 国家は、小規模農家、農業労働者、季節労働者、その他社会保険制度を受けられないあらゆる者に対して然るべき年金を支給する。前述の事項は全て法律によって定める。

第 67 条 適切な住宅、清潔な飲料水、健康な食物を得ることは自然権である。国家は、社会的公正に基づく全国住宅計画を策定し、独立した構想と住宅組合を奨励し、公共の利益と将来世代の権利に基づき建設目的の国土の利用を規制する。

第 68 条 何人もスポーツに興じる権利を有する。国家と社会団体は才能ある競技者の発見と支援に努め、練習の奨励のために必要な措置を講じる。

第 69 条 全ての国民は健全な環境を受ける権利を有する。国家は汚染から環境を保護するとともに、環境被害を防ぎ、将来世代の権利を保障する形での天然資源の活用を奨励する。

第 70 条 全ての児童は、生まれながらにして、適切な名前、家族の扶養、基礎的な栄養、住居、医療、および宗教的・感情的・認知的な発育を受ける権利を有する。国家は孤児に配慮し、保護する。また、国家は障害を持つ児童の権利および、その児童の社会支援を保護する。義務教育の年齢に達していない場合、仕事の内容が児童の年齢に相応しくない場合、あるいは通学の続行を妨げる場合の児童労働を禁じる。児童を一定期間勾留することができる。但し、法律の支援に基づき、然るべき場所において、性別、年齢、犯罪の種類の違いに配慮し、成人と分けて収容しなければならない。

第 71 条 国家は、児童と若者に配慮し、その精神的・道徳的・文化的・教育的・肉体的・心理的・社会的・経済的な成長を支援し、その積極的な政治参加を促す。

第 72 条 国家は障害者を経済的・社会的に支援し、雇用の機会を提供し、障害者に対する社会的関心を高め、その要望に合わせて公共機関を整備する。

第 73 条 あらゆる形態の抑圧、強制的搾取、売春を禁じ、法律によって犯罪として定める。

巻末付録

第4章 権利と自由の保護の保障

- 第74条 法の支配は国家統治の基礎である。司法の独立と免責は権利と自由を保護するために基本的に保障される。
- 第75条 訴訟の権利はあまねく人々に保障され、**奪うことはできない**。国家は訴訟当事者に司法機関への裁判請求と迅速な判決を保障する。何らかの行為や行政決定を司法の管轄外に置くことを禁じる。**何人も然るべき裁判官以外の裁判を受けない。特別法廷を禁じる**。
- 第76条 刑罰は一身専属である。犯罪と刑罰は法律によって定める。刑罰は裁判所の判決以外では課されない。刑罰はその刑罰を定めた法律の施行後の行為に対してのみ課される。
- 第77条 いかなる刑事訴訟も、法律で定められた案件を除き、司法機関の命令がなければ開始されない。いかなる被告人も法律に基づく裁判所で罪が確定するまでは無罪である。被告人には弁護権が与えられる。全ての犯罪被疑者に弁護人が与えられなければならない。**被告側弁護人を必要とする軽犯罪は法律によって定める。重犯罪および犯罪は法律によって定める。国家は必要とされる場合には犯罪被害者、目撃者、被告人、情報提供者を保護する**。
- 第78条 本人あるいは代理人による弁護権は保障される。資金力を欠いた国民には法律によって訴訟に起こすための手段と自らの権利を弁護するための手段が与えられる。
- 第79条 判決は人民の名において下され、執行される。公務員による判決の執行の拒否あるいは妨害は法律で罰せられる犯罪行為である。この場合、有利な判決を受けた側は然るべき裁判所に刑事訴訟を起こす権利を有する。
- 第80条 **憲法で保障された権利と自由の侵害は、いかなる場合も犯罪であり、刑事訴訟および民事訴訟において時効の対象外である。国家はその侵害の被害者に対して公平な補償を行なう。被害者側は刑事訴訟を起こす権利を有する。国家人権評議会はいかなる権利の侵害についても検察に届けなければならず、民事訴訟において被害者側に加わることができ、異議申し立てできる**。
- 第81条 個人に関する権利と自由には減損や中断は認められない。権利と自由の行使を法律によって定める場合、その権利と自由の本質を制約する規定を含めてはならない。個人に関する権利と自由は本憲法第1部で定めた国家と社会に関する諸原則に反しないよう行使されなければならない。

第3部 公的権力

第1章 立法権

第1節 一般規定

- 第82条 **立法権は代議院と協議院で成り立つ。両院はそれぞれ本憲法で定められた権限を行使する。**
- 第83条 代議院と協議院の議員の兼任は認められない。**他の禁止事項を法律で定めることができる。**
- 第84条 **代議院と協議院の議員は、法律で定められた特例を除き、その職務を全うし、法律の規定に従って他のあらゆる職務や役職に復職できる。**
- 第85条 **両院議員はエジプト国民全体の無条件の代表者である。**
- 第86条 両院議員は就任に先立って議事堂において次の宣誓を行なう。「私は共和政を誠実に保護し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に十分に留意し、祖国の**独立**と領土の一体性を維持する

ことを全能なる神に誓う」。

- 第 87 条 **最高司法裁判所は両院議員の議員資格の有効性に関して最終的な判断を下す。選挙の最終結果発表から 30 日以内に同裁判所に異議申し立てを行ない、同裁判所は異議申し立ての受理日から 60 日以内に判断を下す。議員資格が無効と判断された場合、その判断が議会に送付された日から無効と見なされる。**
- 第 88 条 両院議会議員は、その在任中において**自らあるいは仲介人を介していかなる国有資産の購入および賃貸、自己の財産の国家への賃貸、売却、および交換、そして、契約者・輸入業者・請負業者として国家との契約を行なうことはできない。議員は、就任時と退任時、および毎年の年度末に資産を開示し、議会に報告しなければならない。議員職と関連して議員が金銭あるいは現物の寄付を受領した場合、その寄付を国庫に納付する。前述の規定はいずれも法律によって定める。**
- 第 89 条 両院議員は議会の職務遂行において表明された見解については責任を負わない。
- 第 90 条 両院議会議員は、現行犯の場合を除き、議会の事前の許可なく刑事訴追を受けない。議会休会中の場合、**議会事務局**の許可を受けなければならない。代議院あるいは協議院は次回開会時にその措置に関して報告を受けなければならない。**いかなる場合も、議員に対する法的措置の許可申請に対して 30 日以内に返答を受けなかった場合には許可したものと見なす。**
- 第 91 条 両院議会議員の歳費は法律によって定める。
- 第 92 条 代議院および協議院の所在地はカイロとする。但し、例外的な状況の場合、共和国大統領あるいは **1/3 の議員**の申し立てによって別の都市で議会を開会できる。所定の場所以外で開かれた議会は違法であり、そこで下された決定は無効である。
- 第 93 条 代議院および協議院の会合は公開する。但し、共和国大統領、内閣、首相、あるいは少なくとも 20 人の議員の申し立てによって**非公開**にできる。代議院あるいは協議院はこの申し立てを受けて審議を公開するか**非公開**にするかを決定する。
- 第 94 条 共和国大統領は **10 月の第 1 木曜日以前**に代議院および協議院の年次通常国会を召集する。通常国会が召集されない場合、両院議会は憲法の規定に従って前述の日付に開会される。通常国会の開会期間は少なくとも **8 ヶ月**である。共和国大統領は**それぞれの議会の承認を受けて**通常国会の閉会を宣言する。但し、**代議院の場合**、国家の一般予算が承認されるまでは閉会宣言は行なわない。
- 第 95 条 必要とされる場合、共和国大統領、**内閣、あるいは少なくとも 10 人の議員の署名付きの申し立てによって、それぞれの議会**は代議院あるいは協議院の臨時国会を召集できる。
- 第 96 条 代議院および協議院の会合**および議決**は議員の過半数が出席しない限り無効とする。議会の議決は特別多数が必要である場合を除き、出席議員の過半数によって採決される。可否同数の場合、当該の議題は否決される。
- 第 97 条 両院議会は、**代議院の場合はその任期中における、協議院の場合はその任期の半分の期間**における 1 人の議長と 2 人の副議長を年次通常国会の初日に選出する。これらの役職に欠員が生じた場合、代議院あるいは協議院は後任を選出する。その後任の任期は前任の任期満了までとする。**いずれの場合も、それぞれの議会の 1/3 の議員の発議によって年次通常国会の初日に新たに議長あるいは副議長を選出できる。**
- 第 98 条 **代議院あるいは協議院の議長が暫定大統領に就任した場合、当該議院の副議長の年長者が後任議長に就任する。**

巻末付録

- 第 99 条 両院議会はそれぞれその職務を遂行するための手続きに関する規則を定める。**その規則は官報によって公布する。**
- 第 100 条 両院議会はそれぞれ院内の秩序を維持する権利を有する。その権限は議長が行使する。**軍は議長の要請がなければそれぞれの議事堂内あるいはその付近に立ち入ることはできない。**
- 第 101 条 共和国大統領、**内閣**、および代議院の全ての議員は法案を提出する権利を有する。全ての法案は**代議院の専門委員会**の 1 つに送付され、その場で審議・報告される。但し、代議院議員の提出法案は、**法案提出委員会**の承認を受け、代議院における審議が認められたものに限り、**専門委員会**に送付される。**法案提出委員会が審議の申請を認めない場合、その却下理由を示さなければならない。**代議院で否決された議員提出法案はその同一会期中に再び提出することはできない。
- 第 102 条 両院議会はどちらも審議せずに法案を可決することはできない。どちらの議会も、修正を施したり、従来の規定を破棄したり、新たな修正を提案する権利を有する。両院のどちらか一方の議会で可決された法案はもう一方の議会に送付される。但し、休会期間中を除き、60 日以内に送付しなければならない。**法案は両院議会の可決を得なければ、法律とは見なされない。**
- 第 103 条 両院に法律に関する争いが生じた場合、定員 20 人の両院協議会を設置する。20 人のうち、両院がそれぞれ総会の指名に基づき現職議員から 10 人ずつを選任する。両院協議会は争いが生じた条文について新たな文言を提案する。その提案は両院それぞれに送付される。合意に達しなかった場合、代議院は 2/3 の多数の賛成によって決定を下すことができる。
- 第 104 条 代議院は可決した全ての法案を共和国大統領に送付し、共和国大統領はその受理日から 15 日以内に新法を公布する。共和国大統領が法案を拒否する場合、30 日以内に代議院に差し戻さなければならない。その期間内に差し戻されなかった場合、あるいは議会の 2/3 以上の賛成によって再び可決された場合、その法案は法律と見なされ、公布される。**議会で可決されなかった場合、法案はその決定から 4 ヶ月以内は同一会期中に再び提出することはできない。**
- 第 105 条 両院議会のいかなる議員も首相、副首相、あるいは閣僚に対してそれぞれの管轄内の問題について質問する権利を有する。首相、副首相、あるいは閣僚は議員からの質問に対して答弁しなければならない。議員はいつでも質問を取り下げることができる。但し、同一の質疑は同一会期中に一般質問に切り替えることはできない。
- 第 106 条 両院議員は、首相、副首相、閣僚に対して公的問題についての見解を表明できる。
- 第 107 条 代議院の場合は少なくとも 20 人の議員、**あるいは協議院の場合は少なくとも 10 人の議員**の発議によって公的問題に対する政府の方針を確認するための審議を求めることができる。
- 第 108 条 代議院と協議院はどちらも、**憲法第 47 条の規定を踏まえて、議員の職務遂行のためのデータや情報を取得する権利を有する。**
- 第 109 条 国民はどちらか一方の議会に対して公的問題に関して書面で請願できる。また、国民は当該の閣僚を召喚するようどちらか一方の議会に異議申し立てを提出することができる。議会の要求に基づき、当該の閣僚は答弁を行ない、異議申し立てを行なった国民にその旨を伝える。
- 第 110 条 首相、副首相および閣僚は、両院議会およびその委員会の会合に出席できる。**それぞれの議会から出席を求められた場合には出席しなければならない。**このとき、必要とされる政府高官の補佐を受けることができる。**発言を求められた場合には出席しなければならない。**審議内容に関する質問に対して答弁しなければならない。表決が行われた場合にはその表決には参加

できない。

第 111 条 両院議会はそれぞれの議員の辞職届を受理する。辞職届は書面で提出しなければならない。**また、議会在当該議員に対する議員職の剥奪手続きを進めている場合、辞職届が提出されなくても手続きを進める。**

第 112 条 両院議会のどちらの議員も、信用を喪失した場合、当初の地位を喪失した場合、議員資格の条件を喪失した場合、あるいは議員としての職務を怠った場合を除き、議員職を剥奪されない。議員職は当該議会の議員の 2/3 以上の同意を得た議決によって無効となる。

第 113 条 任期満了の**少なくとも 6 ヶ月前**に欠員が生じた場合、その欠員についての報告を受けた日から 60 日以内に法律の規定に従って後任議員を充てる。後任議員の任期は前任議員の任期満了までとする。

第 2 節 代議院

第 114 条 代議院議員の人数は少なくとも 350 人とし、公的な秘密投票によって直接選出する。**エジプト国民であり、市民的・政治的権利を享受し、基礎教育を就学し、立候補時点で 25 歳以上の者が選挙に立候補できる。立候補の他の要件、選挙手続き、公平な代表を保障する選挙区の区分は法律によって定める。**

第 115 条 代議院議員の任期は開会日から 5 年間とする。代議院の後任の選挙は任期満了の 60 日前に開始する。

第 116 条 代議院は立法権を行使し、国家の一般政策、経済社会開発の一般計画、および国家の一般予算に**責任を負う**。代議院は憲法で定められた形で執政府の職務を規制する。経済社会開発の一般計画の立案、および代議院への提出方法の手続きは法律によって定める。

第 117 条 **国家の一般予算には例外なく全ての歳入と歳出を記載しなければならない**。国家の一般予算案は遅くとも会計年度が始まる **90 日前**に代議院に提出されなければならない。予算は議会の承認がなければ効力を持たない。予算案は項目ごとに表決される。**代議院は新たな負担を追わない限り予算案の歳出を修正できる**。代議院が求めた変更によって予算額が増額する場合、歳入と歳出の**均衡を達成するための財源の確保の手段に関して**政府の同意を得なければならない。予算は法律として公布され、予算の均衡を達成するための手段としてあらゆる法律を変更できる権利が与えられる。新年度の予算案がその会計年度の開始までに承認されない場合、予算案が承認されるまで前年度の予算が適用される。会計年度、予算の編成手続き、および公共機関と公共部門に関する予算と**その会計の項目**は法律によって定める。

第 118 条 予算の項目間の変更、新たな支出の追加、および予算の増額は代議院の承認を要する。承認された場合、法律として公布される。

第 119 条 公的資金の徴収の基本原則とその支出手続きは法律によって定める。

第 120 条 **国庫からの給与、年金、補償金、補助金、報奨金の支給に関する規則、およびその規則の例外事項とその例外が適用される関係機関については法律によって定める。**

第 121 条 執政府は、代議院から承認を受けた場合を除き、次期会計年度における借款の契約あるいは国庫からの公的資金の支出を伴う計画に関与することはできない。

第 122 条 国家予算の最終決算は会計年度最終日から 6 ヶ月以内に代議院に提出されなければならない。中央会計検査院は年次報告書と資料を代議院に提出しなければならない。決算報告は項

巻末付録

目ごとに表決され、別々に法律として公布される。代議院は中央会計検査院に対して資料その他報告書の追加提出を求める権利を有する。

第 123 条 代議院は特別委員会を設置するか特定の議院委員会に委託し、あらゆる省庁、公共機関、執政・行政組織、および公共部門を調査できる。同委員会は、その財政、行政、経済状況およびその活動に関連する問題を究明し、議会に結果を報告する。**これに対して代議院は適切な方針を下す。**同委員会は調査に際して必要とされるあらゆる証拠を収集し、必要とされるあらゆる人物を召喚できる。全ての執政・行政組織は同委員会の申し立てに応じ、必要とされるあらゆる文書および証拠を提出しなければならない。

第 124 条 **代議院議員は緊急の公的問題に関して首相、副首相、あるいは閣僚に情報開示を請求するか緊急声明を発表する権利を有する。政府はこの要求に対して返答しなければならない。**

第 125 条 全ての代議院議員は首相、副首相、あるいは閣僚に対してそれぞれの管轄内の問題に関して一般質問できる。一般質問に関する審議は、代議院が緊急と判断し、政府がそれに同意した場合を除き、一般質問の提出から少なくとも 7 日後に行なわれる。

第 126 条 代議院は、**首相、副首相、あるいは閣僚に対して不信任を決議できる。**但し、不信任案の動議は、一般質問がなされた後、1/10 以上の議員の提案に基づく。代議院は不信任案の発議から**少なくとも 7 日以内に表決を下さなければならない。**不信任案は議員の過半数の賛成によって可決される。**いずれの場合も、同一会期中にすでに表決を下した問題と関連付けて不信任動議を可決することはできない。代議院が首相あるいは閣僚の不信任を可決し、内閣がその投票結果を受け入れた場合、内閣は総辞職しなければならない。内閣の一部を対象とした不信任決議の場合、その者は辞職しなければならない。**

第 127 条 共和国大統領は**根拠となる決定および国民投票を経なければ**代議院を解散できない。**初年度の年次通常国会の開会中の場合、あるいは直近の解散と同じ理由に基づく場合、代議院を解散することはできない。代議院を解散する場合、大統領は会期中断を決定し、20 日以内に国民投票を実施しなければならない。投票者の過半数が解散に賛成した場合、代議院を解散する。**大統領は解散決定日から**30 日以内に**議会選挙を実施する。新たに選ばれた代議院は選挙終了日から 10 日以内に召集される。**投票者の過半数が解散に賛成しなかった場合、共和国大統領は辞任する。但し、所定期間内に国民投票あるいは選挙を実施しなかった場合、その期間の翌日に解散前の代議院を再招集できる。**

第 3 節 協議院〔諮問評議会〕

第 128 条 協議院議員の人数は少なくとも 150 人とし、公的な秘密投票によって直接選出する。共和国大統領は**選出議員の 1/3 を上回らない範囲で**議員を任命できる。

第 129 条 **エジプト国民であり、市民的・政治的権利を享受し、高等教育を就学し、立候補時点で 35 歳以上の者が協議院選挙に立候補できる。**立候補の他の要件、選挙手続き、選挙区の区分は法律によって定める。

第 130 条 協議院議員の任期は 6 年間とする。選出議員と任命議員の半数は法律で定められた方法によって 3 年ごとに刷新される。任期を満了した議員の再選あるいは再任は常に認められる。

第 131 条 **代議院の解散中の場合、協議院は両院の責任を負う。代議院の解散中に協議院で可決された法案は新たに選ばれた代議院の召集後直ちに審議を行なう。両院議会の休会中に緊急措置が**

必要と考えられる場合、共和国大統領は法的効力のある命令を下すことができる。その命令は**開会から 15 日以内に両院議会**に提出しなければならない。命令が提出されない場合、あるいは**両院議会**に提出後に否決された場合、遡及的に法的効力を失う。但し、議会が前会期中に命令の有効性を認めた場合や別の方法でその有効性を承認した場合は例外である。

第 2 章 執政権

第 1 節 大統領

- 第 132 条 共和国大統領は国家元首であり、執政府の長である。大統領は**人民の利益に配慮し、祖国の独立と領土の一体性を保護し、権力分立を監督する**。憲法で定められた形で職務を担う。
- 第 133 条 共和国大統領の任期は**前任の任期満了日から 4 年間**とする。大統領の再選は**1 回に限り**認められる。後任の大統領の選出手続きは前任の大統領の任期満了の**90 日前**に開始する。後任の大統領は遅くとも前任の大統領の任期満了の**10 日前**に選出されなければならない。**共和国大統領はその任期中にいかなる政党の役職に就くこともできない**。
- 第 134 条 共和国大統領の**候補者**は、エジプト人の両親を持つエジプト人であり、**他国の国籍を持たず**、市民的権利および政治的権利を享受し、**非エジプト人と結婚しておらず**、**立候補時点において 40 歳を下回らない人物**に限る。
- 第 135 条 申請者が大統領選挙の被選挙権を得るためには**代議院議員および協議院議員の選出議員の合計 20 人以上の推薦**を受け、**少なくとも 10 県の各 1000 人を含む合計 20000 人以上の有権者の推薦**を受けなければならない。法律の規定に基づき、どの場合も推薦は 1 人の候補者に対してのみ認められる。
- 第 136 条 大統領は公的な秘密投票において有効投票数の過半数によって直接選出される。共和国大統領の選出手続きは法律によって定める。
- 第 137 条 共和国大統領は就任に先立って**両院議会**において次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて共和政を誠実に保護し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。**代議院の解散中の場合、宣誓は協議院で行なう**。
- 第 138 条 共和国大統領の給与は法律によって定める。大統領は他にいかなる給与や報酬を受け取ることもできない。また、**その在任中において自らあるいは仲介人を介して、独立した職業や事業に従事することはできず、いかなる国有資産の購入および賃貸、自己の財産の国家への賃貸、売却、および交換、そして、契約者・輸入業者・請負業者として国家との契約を行なうことはできない**。大統領は、就任時と退任時、および毎年の年度末に資産を開示し、議会に報告しなければならない。大統領職と関連して大統領が**金銭あるいは現物の寄付を受領した場合、その寄付を国庫に納付する**。前述の規定はいずれも法律によって定める。
- 第 139 条 共和国大統領は首相を任命する。首相は**大統領からの組閣要請を受け、30 日以内に代議院に施政方針を提出する**。内閣が議会の信任を得られなかった場合、大統領は代議院の過半数の議席を有する政党から別の首相を任命する。その任命された首相が前述と同一期間内に議会の信任を得られなかった場合、代議院が首相を任命し、前述と同一期間内に議会の信任を得たら大統領からの組閣要請を受ける。信任を得られなかった場合、共和国大統領は代議院を解散し、解散決定日から 60 日以内に代議院選挙を実施する。いずれの場合も本条で定められた期間の合計は 90 日間以内とする。代議院が解散された場合、首相は新たに選ばれた代議院の最

巻末付録

初の会合で組閣案と施政方針を提示する。

第 140 条 共和国大統領は憲法で定められた方法によって内閣とともに国家の一般政策を立案し、その執行を監督する。

第 141 条 **共和国大統領は、国防、安全保障、外交に関する権限および本憲法第 139・145・146・147・148・149 条で定められた権限を除き、首相、副首相、閣僚を通じて大統領権限を行使する。**

第 142 条 **共和国大統領は、法律の規定に従って、首相、副首相、閣僚、知事に大統領権限の一部を委譲できる。**

第 143 条 共和国大統領は**重要問題を協議するため**内閣を招集できる。また、大統領は出席した閣議の議長を務め、**首相に公共問題に関する報告を求める権利を有する。**

第 144 条 共和国大統領は通常国会の開会日に**代議院と協議院の両院協議会において**国家の一般政策の声明を演説する。大統領は**然るべきときにどちらの議会においても**他の事項についても演説できる。

第 145 条 **共和国大統領は外交関係において国家を代表し、両院議会の同意を得て条約を締結・批准する。**条約は所定の手続きに従って批准・公布した後に法的効力を有する。但し、講和条約、連合条約、通商条約、航海条約、主権に関する条約、および予算に含まれない国庫の負担を伴う内容に関するその他全ての条約は、**両院議会の 2/3 の承認を得なければならない。憲法の規定に反する条約は承認されない。**

第 146 条 共和国大統領は軍の最高司令官である。大統領は、**国防評議会との協議を経て、代議院の過半数の同意を得なければ、宣戦布告あるいは国外派兵できない。**

第 147 条 共和国大統領は法律の規定に従って文官、武官、および外交官の任免権を有する。また、共和国大統領は他国**および外国組織の政治代表者**に信任を与えることができる。

第 148 条 共和国大統領は、**内閣との協議を踏まえて、**法律で定められた方法で緊急事態を宣言できる。緊急事態宣言は発令から **7 日以内**に代議院に提出しなければならない。**代議院の休会中に緊急事態を宣言した場合、直ちに議会を召集する。**代議院の解散中の場合、**前述の期間内に協議院に提出する。**緊急事態宣言は議会の過半数の承認を得なければならない。緊急事態の期間は **6 ヶ月以内とし、国民投票の承認を受けなければ同一期間の再延長はできない。**非常事態の期間中は代議院を解散できない。

第 149 条 共和国大統領は恩赦または減刑を行なう権利を有する。但し、大赦に関しては法律によって定める。

第 150 条 共和国大統領は重大な国益に関する重要事項を国民投票に付すことができる。**国民投票の結果はいかなる場合においてもあらゆる国家機関および一般国民を拘束する。**

第 151 条 共和国大統領が辞任する場合、大統領は代議院に辞表を提出する。

第 152 条 共和国大統領の**重犯罪**や背任に対する告発は代議院の少なくとも 1/3 の議員の同意によって発議される。大統領の弾劾は代議院の 2/3 以上の議員の同意がなければ発議できない。弾劾が発議された場合、共和国大統領は直ちに**全ての職務の遂行を停止する。**その弾劾に関する判決が下されるまで**この状態を大統領が一時的に職務遂行できない状態として扱う。**共和国大統領の裁判は特別法廷で行われる。**同法廷は最高憲法裁判所首席裁判官を裁判長とし、最高司法裁判所および国家評議会のそれぞれの次席裁判官の年長者、上訴裁判所の首席裁判官の年長者 2 人で構成される。**同法廷の検察官は検事総長が務める。訴訟、手続き、刑罰については法律によって定める。有罪となった場合、大統領は他の刑罰に関係なく解任される。

- 第 153 条 共和国大統領が**一時的な障害**によって大統領の職務を遂行できなくなった場合、**首相**がその職務を代行する。**辞職、死去、永続的障害、その他の理由によって大統領職が空席となった場合、代議院はその空席を発表し、大統領選挙委員会に通知する。**この場合、代議院議長が暫定的に大統領に就任する。**代議院の解散中の場合、代議院とその議長の前述の役割を協議院とその議長が代行する。**いずれの場合も、共和国大統領は**大統領職が空席になってから最長 90 日以内**に選出されなければならない。大統領の職務を代行する人物が、大統領選挙への出馬、憲法の修正の発議、代議院の解散、および内閣総辞職を行なうことは認められない。
- 第 154 条 **大統領職の空席が国民投票あるいは両院議会のどちらかの選挙と同時期に起こった場合、大統領選挙を先に実施する。**この場合、議会は**大統領選挙の終了まで職務を続行する。**

第 2 節 内閣

- 第 155 条 内閣は、首相、副首相、閣僚で構成される。首相は**内閣の首班を務め、その職務を監督し、その職務遂行に関して指揮を下す。**
- 第 156 条 首相および閣僚に任命される人物は、エジプト国民であり、市民的・政治的権利を享受し、**30 歳を上回り、18 歳に達した時点で他国の国籍を放棄した場合を除き他国の国籍を有さない者に限る。**閣僚と代議院および協議院の議員との兼任を禁じる。**議員が閣僚に任命された場合、議席の欠員と見なし、本憲法第 113 条の規定を適用する。**
- 第 157 条 **首相および閣僚は就任に先立って共和国大統領の前で次の宣誓を行なう。**「私は全能なる神の名にかけて共和政を遵守し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。
- 第 158 条 **首相および閣僚の収入は法律によって定める。**首相および閣僚は他にいかなる給与や報酬を受け取ることもできない。また、その在任中において自らあるいは仲介人を介して、独立した職業や事業に従事することはできず、いかなる国有資産の購入および賃貸、自己の財産の国家への賃貸、売却、および交換、そして、**契約者・輸入業者・請負業者として国家との契約を行なうことはできない。**首相および閣僚は、就任時と退任時、および毎年の年度末に資産を開示し、議会上に報告しなければならない。**首相職・閣僚職と関連して首相および閣僚が金銭あるいは現物の寄付を受領した場合、その寄付を国庫に納付する。**前述の規定は**いずれも法律によって定める。**
- 第 159 条 内閣は特に以下の職務を遂行する。
 第一に、共和国大統領と共同して国家の一般政策を立案し、その執行を指揮する。
 第二に、各省庁および、その下部組織、公共部門の業務を監督、調整、および執行する。
 第三に、法律と共和国令を立案する。
 第四に、法律に基づいて行政命令を下し、その執行を監督する。
 第五に、国家の一般予算を立案する。
 第六に、国家の**経済・社会開発計画**を立案する。
 第七に、憲法の規定に従って借款を契約・付与する。
 第八に、法律の執行を監督し、国家の安全を維持し、国民の権利と国家の利益を保護する。
- 第 160 条 閣僚は担当省庁の一般政策を立案し、その**履行を監督し、**国家の一般政策の範囲内において**指針を示して管理する。**

巻末付録

- 第 161 条 内閣の一員は、代議院、協議院、および議院委員会においてそれぞれの管轄内の問題についての声明を演説できる。議会あるいは当該の委員会はその声明を審議し、**その声明に対する立場を表明できる。**
- 第 162 条 **首相**は法律の施行に際して運用上の修正、遅延、免除を防ぐために必要な規則を発令できる。**首相**は他者にこの発令権限を授ける権利を有する。法律の運用上必要とされる決定を下す機関については法律によって定める。
- 第 163 条 **首相**は**内閣の同意に基づき**公益事業機関の設置と編成に必要とされる決定を発令できる。**その決定によって国家の一般予算の歳出が追加される場合、代議院の承認が必要とされる。**
- 第 164 条 **首相**は**内閣の同意に基づいて**懲戒に関する規則を発令できる。
- 第 165 条 **公務員の任免、要職の職務、職員の責任・権利・保障に関する権限は法律によって定める。**
- 第 166 条 共和国大統領、**検事総長**、および代議院は、職務遂行上もしくは職務と関連する犯罪に加担した**首相および閣僚**を告発する権利を有する。代議院による告発は少なくとも 1/3 以上の議員の賛成によって発議される。**いかなる場合も**代議院の 2/3 以上の議員の賛成によって可決される。告発を受けた**内閣の一員**は裁判の判決が下されるまで**解任**される。その**解任**はその閣僚に対する法的手続きや起訴を妨げない。
- 第 167 条 **内閣総辞職あるいは内閣の一員が辞任する場合、辞職届を共和国大統領に提出しなければならない。**

第 3 章 司法権

第 1 節 一般規定

- 第 168 条 司法権は独立した権利であり、**裁判所に授けられる**。裁判所は法律に従って判決を下す。司法機関の権限は法律によって定める。司法権への介入は**時効期限のない犯罪である**。
- 第 169 条 **全ての司法機関はそれぞれの職務を統括し、独立した予算を有し、司法機関に関する法案について協議を受ける。協議の手続きは法律によって定める。**
- 第 170 条 裁判官は独立し、免職されず、法律以外のいかなる権力にも拘束されず、**権利と義務において平等である**。裁判官の任命および懲戒に関する条件と手続きについては法律によって定める。**権限を委任された場合、裁判官は、司法の独立と職務の遂行を維持するため、法律で定められた目的と役職において絶対的な権限を行使する。**
- 第 171 条 法廷は公開とする。但し、裁判所は公共の秩序あるいは道徳を考慮して法廷を非公開にすることもできる。いかなる場合も判決の言い渡しは公開で行われる。

第 2 節 裁判所と検察官

- 第 172 条 **裁判所は別の司法機関が決定を下す事項をを除く全ての紛争と犯罪に対して判決を下す。裁判所は裁判官の問題に関するあらゆる紛争を解決する。**
- 第 173 条 **検察官は司法権の必要不可欠な一部であり、法律で例外と定められた事項以外の全ての犯罪について調査、尋問、告発する。他の権限は法律によって定める。検察は検事総長によって指揮される。検事総長は、最高司法裁判所次席裁判官、上訴裁判所首席裁判官、検事副総長の中から最高司法評議会の推薦に基づき、共和国大統領によって任命される。検事総長の任期は**

4年間か退職年齢までの期間のうち短いほうが適用され、検事総長への任命は裁判官の経歴において1回限りとする。

第3節 国家評議会

第174条 国家評議会は独立した司法機関であり、行政紛争と懲戒についての裁定を**独占的に**下す権限を有する。また、同評議会は、懲戒と異議申し立ての**手続きに着手し、法律で定められた法的問題に判断を下し、同評議会に送付された法案および法的効力を持つ決議を審査・作成し、国家が当事者である契約を審査する。**その他の権限に関しては法律によって定める。

第4節 最高憲法裁判所

第175条 最高憲法裁判所は独立した司法機関であり、カイロにその所在地を置き、法律と規則の合憲性に関して司法審査を行なう**唯一の機関**である。最高憲法裁判所の他の権限およびその手続きについては法律によって定める。

第176条 最高憲法裁判所は**首席裁判官と10人の裁判官で構成される。同裁判所の裁判官を任命する司法その他の機関、その任命方法、同裁判官が満たすべき条件は法律によって定める。同裁判官は大統領令によって任命する。**

第177条 共和国大統領および両院議会は、**大統領選挙、議会選挙、地方選挙に関する法律を最高憲法裁判所に送付し、同裁判所は公布前にその合憲性を判断する。同裁判所は送付日から45日以内にその法律に関する判断を下す。所定期間内に判断が下されない場合、法律が承認されたと見なす。同裁判所が法案の一部に違憲判断を下した場合、その判断を履行する。本条で定められた法律は本憲法第175条で定められた規定の対象外である。**

第178条 最高憲法裁判所の判断、**および大統領選挙、議会選挙、地方選挙に関する法律の事前審査の決定は官報で公布される。法律の条文の違憲判決に伴う措置は法律によって定める。**

第5節 司法機関

第179条 国家司法評議会は独立した司法機関である。同評議会は紛争における**国家の法的代表機関**であり、行政機関の法務部門に対して**技術的監督**を行なう。同評議会は、法律の規定に従って、**国家が当事者である契約の立案および紛争の解決を担う。他の権限は法律によって定める。同評議会は他の裁判所の裁判官に与えられた免責、保障、権利、および義務を有する。**

第180条 行政検察は独立した司法機関である。同機関は、**財政上・行政上の不正を調査し、国家評議会において懲戒手続きを進め、その職務を支え、公共機関の問題に対処するための法的措置を講じる。他の権限は法律によって定める。同機関は他の裁判所の裁判官に与えられた免責、保障、権利、および義務を有する。**

第6節 法曹

第181条 法曹は独立した職業であり、**司法の礎である。弁護士は自主的に職務に従事し、法律の規定**

巻末付録

に従って、地位の保全と職務遂行を可能にする保障によって保護される。

第 182 条 不動産公開局の公務員、法医学および法学の専門家はその職務において技術的な自主性を享受する。

第 4 章 地方行政

第 1 節 地方行政単位

第 183 条 エジプト・アラブ共和国は法人格を有する複数の行政単位に区分され、県、郡、市、および村で成り立つ。1つの行政単位は複数の村や区に分けることができる。法人格を有する別の行政単位を設置できる。このとき、法律に基づいて地方分権を保障し、地方自治体に公共施設・公益事業に関する権限を与え、その発展と健全な運営を行なう。

第 184 条 国家は、法律に基づき、技術上、行政上、財政上の援助において地方自治体の要望に応え、公共施設、公益事業、資源の平等な分配を保障し、開発水準と生活水準において地方自治体の共通の水準を保つよう努める。

第 185 条 地方自治体の財源として地方税を加えることができる。地方自治体が公的資金を徴収する場合、国家と同じ規則と手続きを採用する。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第 186 条 相互利益に関する地方自治体間の協力関係および地方自治体と国家機構の協力の手続きについては法律によって定める。

第 187 条 県知事およびその他地方自治体の首長の選出方法とその管轄については法律によって定める。

第 2 節 地方評議会

第 188 条 全ての地方自治体において地方評議会は秘密投票によって直接選出される。議員の任期は 4 年とする。地方自治体の執政府は投票権を持たない評議会議員を任命する。地方評議会の議長および副議長は選出議員から選ばれる。任命と選出に関する条件と手続きは法律によって定める。

第 189 条 地方評議会は、当該の地方自治体で重視される問題に留意し、法律の規定に従って、経済、社会、厚生などの活動に関する地方機関を設置・運営する。

第 190 条 管轄の範囲内で下された地方評議会の決定は最終決定であり、評議会の管轄の逸脱を防ぐ場合や、公共の利益あるいは他の地方評議会の利益を侵害しかねない場合を除き、同自治体の執政府の介入を受けない。地方評議会の管轄に関する紛争はいずれも法律の規定に従って国家評議会の立法局によって緊急事項として扱われる。

第 191 条 全ての地方評議会は法律の規定に従って独自の予算と決算を有する。

第 192 条 包括的な行政手続きの一環として地方評議会を解散することを禁じる。地方評議会の解散と選出の手続きは法律によって定める。

第 4 章 安全保障と防衛

第 1 節 国家安全保障評議会

第 193 条 国家安全保障評議会を設置する。共和国大統領が議長を務め、首相、代議院および協議院の議長、国防相、内相、外相、財務相、法相、厚相、総合諜報局長官、両院議会それぞれの国防・安全保障委員会委員長が議員を務める。同評議会は関連する専門知識を有すると考えられる者であれば誰でも会合に招聘できる。但し、その者に投票権は与えられない。同評議会は、国内の安全保障の確立、あらゆる種類の災害や危機への対処とそれを封じ込めるための必要な措置、および、国内外の別なくエジプトの安全保障上の脅威の原因の特定とそれに政府と国民の両面において対処するための必要な措置に関する戦略を策定する。その他の権限と規則は法律によって定める。

第 2 節 軍隊

第 194 条 国家のみが軍隊を保持し、軍隊は人民に属す。軍隊の職務は、祖国の防衛、およびその安全と領土の維持である。**国家のみが軍隊を創設できる。**いかなる個人、団体、組織、集団も軍隊や軍隊に準じる組織の機構、集団、組織を保持できない。**軍隊は法律に従って軍最高評議会有する。**

第 195 条 国防相は軍の総司令官であり、軍将校から任命される。

第 196 条 総動員、および、軍隊の職務、昇進、退役の条件は法律によって定める。**軍将校および一般兵士に関する決定をめぐるあらゆる行政紛争については軍将校および一般兵士に関する軍法委員会のみが判断を下す。**

第 3 節 国防評議会

第 197 条 国防評議会を設置する。同評議会は共和国大統領が議長を務め、代議院および協議院の議長、首相、国防相、外相、財務相、内相、総合諜報局長官、陸軍参謀長、海軍司令官、空軍司令官、防空軍司令官、陸軍作戦参謀長、軍諜報部長官が議員を務める。同評議会は関連する専門知識を有すると考えられる者であれば誰でも会合に招聘できる。但し、その者に投票権は与えられない。同評議会は祖国の安全保障の方法および軍事予算に関する事項に責任を負う。また、軍と関連する法案について協議する。その他の権限は法律によって定める。

第 4 節 軍事裁判所

第 198 条 軍事裁判所は独立した司法機関であり、軍隊、軍将校、および一般兵士に関するあらゆる犯罪について独占的に判断を下す。軍を損なう犯罪の場合を除き、文民を軍事裁判に掛けることはできない。その犯罪および軍事裁判所の他の権限に関しては法律によって定める。軍事裁判所の裁判官は独立し、免職されない。同裁判官は他の裁判所の裁判官に与えられた免責、保障、権利、および義務を有する。

第 5 節 警察

第 199 条 警察は国内**制定法**機関である。その最高責任者は共和国大統領である。警察は、国民への奉

巻末付録

仕を義務とし、**憲法と法律を遵守し**、秩序・治安・道徳の保護、法律と規則の履行、国民の平和・尊厳・権利・自由の保護に責任を負う。いずれも警察官が職務を遂行できるように法律によって定める。

第4部 独立行政法人と規制機関

第1章 一般規定

第200条 憲法で定められる独立行政法人と規制機関は、法人格、中立性、および技術上・行政上・財政上の独立を有する。独立行政法人と規制機関の新設は法律によって定める。これらの機関はそれぞれの管轄に関する法案および規則案について協議を受ける。

第201条 独立行政法人および規制機関の報告書はその発表から30日以内に共和国大統領、代議院および協議院に送付する。代議院はその報告書を審議し、受理日から6ヶ月以内に然るべき措置を講じる。報告書は公開する。規制機関は何らかの侵害や犯罪を見つけ次第、然るべき調査機関に通報する。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第202条 共和国大統領は協議院の同意を受けて独立行政法人と規制機関の長官を任命する。長官の任期は4年間とし、再選は1回に限り認められる。長官は協議院議員の過半数の同意がなければ解任されない。閣僚に適用される禁止事項が適用される。

第203条 独立行政法人と規制機関の設置に際して、本憲法で定めた権限以外の権限、当該機関の職務、および職員の職務遂行を可能にする保障を法律によって定める。職員の中立性と独立性を保障するための任命、昇進、責任、解任、およびその他の雇用条件の詳細は法律によって定める。

第2章 規制機関

第1節 全国汚職撲滅委員会

第204条 全国汚職撲滅委員会は、汚職を撲滅し、利害対立に対処し、清廉性と透明性の水準を向上させ、その問題に関する国家戦略を策定し、他の独立行政法人と共同してその戦略の履行を保障し、法律で定められた関係機関を監督する。

第2節 中央会計検査院

第205条 中央会計検査院は国家の財源および法律によって定めたその他団体の財源を管轄する。

第3節 中央銀行

第206条 中央銀行は、通貨、預金、金融に関する政策を定め、その政策の履行を監督し、銀行制度の運営を監視し、価格の安定に努め、通貨発行の権利を独占的に有する。前述の職務はいずれも国家の経済政策全般と一致させなければならない。

第3章 経済・社会評議会

第207条 経済・社会評議会は、経済・社会・環境政策の立案に対する社会集団の参加を支援し、社会対話を促進する。内閣、代議院、および協議院は前述の政策および関連法案に関して経済・社会評議会と協議する。同評議会議員の人数は少なくとも150人とし、労働組合、職能組合、農民・労働者・専門職者団体、その他社会集団の選抜組織から選出される。但し、議員の少なくとも50%は農民と労働者の代表者で構成される。同評議会議員と閣僚あるいは両院議員との兼任は認められない。同評議会の編成、議長の選出、職務に関する規則、国家機関への勧告手続きの詳細は法律によって定める。

第4章 全国選挙委員会

第208条 全国選挙委員会は、国民投票、大統領選挙、議会選挙、地方選挙の運営に独占的に責任を負う。同委員会は、有権者名簿を用意し、選挙区の区割りを入力し、結果発表まで選挙資金の収入と支出、選挙運動、その他手続きを管理する。労働組合その他団体の選挙の監督を同委員会に委託できる。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第209条 全国選挙委員会は、最高司法裁判所次席裁判官、上訴裁判所首席裁判官、国家評議会次席裁判官、国家司法評議会、行政検察から公平に選ばれた10人の執行部によって運営される。委員は各司法機関の総会において当該の候補者を含まない裁判官によって選出される。委員は1期6年間において同委員会の職務を全うする。同委員会の委員長は最高司法裁判所の委員の年長者が務める。委員の半数を3年ごとに改選する。同委員会は選挙業務について専門知識を有すると考えられる公職者あるいは専門家を照会できる。同委員会は執行部を有する。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第210条 同委員会が実施する国民投票および選挙の投票および集計は、同委員会執行部の完全な監督下において同委員会の関係者が運営する。その運営者には中立性と独立性に基づいてその職務の遂行を可能にするのに必要な保障が与えられる。例外的措置として、同委員会は、法律の規定に従って、本憲法の施行日から10年間は司法関係者に投票と集計の監視業務を委託できる。

第211条 最高行政裁判所は、国民投票、議会選挙、大統領選挙およびその結果に関する全国選挙委員会の決定に対して行われた異議申し立てに対して判断を下す。地方選挙に関する異議申し立てはそれぞれの行政裁判所に対して行なう。異議申し立ての手続きおよび判断を下す日程は選挙の運営や最終結果の発表を中断しないよう法律によって定める。国民投票および大統領選挙の最終結果はその結果発表後は異議申し立てできない。いずれの場合も、最終結果の発表は投票日から8日以内に行わなければならない。

第5章 独立行政法人

第1節 最高寄進局

第212条 最高寄進局は公的・私的な寄進を管理、監督、監視し、分別のある行政的・経済的水準の遵守を保障し、寄進に対する社会意識を向上させる。

巻末付録

第2節 最高遺跡保護局

第213条 最高遺跡保護局は、エジプト人の文化的・建築的遺産の保護手段を定め、その収集と時代考証を監督し、その財産を保護し、その文明への貢献の意識を復活させる。同局は1月25日革命の考証に着手する。

第3節 教育・科学研究国家評議会

第214条 教育・科学研究国家評議会は、あらゆる課程のあらゆる形態の教育についての国家戦略を立案し、各課程の統合を保障し、科学研究を奨励し、教育と科学研究の質の全国水準を向上させ、その水準の履行を監視する。

第4節 出版・報道に関する独立機関

第215条 全国報道評議会は、ラジオ、テレビ、印刷、電子媒体その他の媒体の問題を扱う。同評議会は、あらゆる形態の報道媒体の自由を保障し、多元性を保護し、集権と独占を防ぎ、公共の利益を保護し、報道媒体が職業的・倫理的基準の遵守、アラビア語の保護、社会の価値観と建設的な伝統の観察に努めることを保障する規制と規則を定める。

第216条 全国出版・報道協会は、国営の出版社および報道機関を運営し、国家の投資的価値の最大化および分別のある職業的、行政的、経済的基準の遵守において国営機関とその資産の発展に努める。

第5部 最終規定と暫定規定

第1章 憲法修正

第217条 共和国大統領および代議院は憲法の1つの条項あるいは複数の条項の修正を発議できる。憲法修正の発議に際しては修正対象の条項とその修正理由を示さなければならない。代議院が憲法修正を発議する場合、少なくとも5人の議員の署名が求められる。いかなる場合であれ、両院議会は受理日から30日以内にその憲法修正の発議を審議し、その発議の全体あるいは一部について議員の2/3によって可決する。発議が否決された場合、次回の会期まで同一の条項に関する修正は発議できない。

第218条 両院議会在憲法修正の発議を可決した場合、どちらの議会も修正が発議された条項に関して可決日から60日間以内に審議を行なう。両院議会の2/3以上が憲法修正に賛成した場合、その修正対象の条項は可決日から30日以内に国民投票に付される。修正対象の条項は国民投票の結果の発表日から施行される。

第2章 一般規定

第219条 スナナ派の教義およびより広範な共同体に受け入れられた一般的根拠、基礎的規則、法体系、および信頼できる情報源はイスラーム法の諸原則に含まれる。

- 第 220 条 カイロはエジプト・アラブ共和国の首都である。**首都は法律によって移転できる。**
- 第 221 条 国旗、国章、**勲章、記章、および国歌**は法律によって定める。
- 第 222 条 本憲法の公布以前に定められた全ての法律と規則の規定は効力を保持する。但し、その規定は本憲法で定められた規則と手続きと合致するよう廃止あるいは修正できる。
- 第 223 条 法律は公布日から **15 日以内**に官報で公布される。期日が定められている場合を除き、法律は公布から **30 日後**に施行される。法律の規定は施行日以降のみに適用され、遡及効を有さない。但し、**刑事犯罪および租税に関する事項**を除き、法律の規定は**代議院議員の 2/3 の同意**によって遡及効を有する。
- 第 224 条 **代議院、協議院、および地方評議会の選挙は、個人選出制、政党名簿制、その 2 つの併用、あるいはその他法律で定められた選挙制度に従って実施される。**
- 第 225 条 本憲法は、投票参加者の過半数の有効投票に基づき、国民の承認が公布された日に施行される。

第 3 章 暫定規定

- 第 226 条 **現在の大統領の任期は就任日から 4 年間とする。大統領の再選は 1 回に限り認められる。**
- 第 227 条 本憲法あるいは法律で定められた任期を有する役職は、再選が認められているか否かにかかわらず、その就任日から任期を計算する。法律で定められた退職年齢に達した場合、その任期を満了する。
- 第 228 条 本憲法の施行時に設置されている最高選挙委員会は本憲法施行後最初に実施される議会選挙の監督業務を全うする。同委員会および最高大統領選挙委員会の資金は、全国選挙委員会の設置次第、同委員会へ移管する。
- 第 229 条 本憲法の施行日から 60 日以内に最初の議会選挙の手続きを開始する。議員の任期は最終的な選挙結果の発表日から 10 日以内に開始する。このとき、代議院議員のうち少なくとも 50% は農民と労働者の代表者とする。労働者は賃金あるいは給与によって他者に雇用されたあらゆる者を指す。農民は、議会選挙への立候補から遡って少なくとも 10 年間、職業として農業に従事するあらゆる者を指す。立候補者が農民あるいは労働者として見なされるための基準と規則は法律によって定める。
- 第 230 条 従来の諮問評議会〔協議院〕は、代議院が新設されるまでの期間、完全な立法権を有する。その後、新たに協議院が選出されるまでの期間、代議院へ完全な立法権を移譲する。協議院選挙は代議院の開会から 6 ヶ月以内に実施する。
- 第 231 条 本憲法施行後最初の両院議会選挙は以下の形式で実施される。議席の 2/3 は政党名簿制を採用し、議席の 1/3 は個人選出制を採用する。政党の公認候補と無所属候補はどちらの選挙区にも立候補できる。
- 第 232 条 解散処分を受けた国民民主党の指導者は本憲法の施行日から 10 年間は政治活動および大統領選挙・議会選挙への立候補を禁じる。同党の書記局委員、政策委員会委員、政治局委員、および 1 月 25 日革命以前の 2 回の会期において人民議会議員あるいは諮問評議会議員を務めた全ての人物が指導者に該当する。
- 第 233 条 本憲法施行後に最初に編成される最高憲法裁判所は現行の首席裁判官と年長者 10 人の裁判官で成り立つ。それ以外の裁判官は同裁判所への任用前の役職へと復任する。

巻末付録

- 第 234 条 **本憲法第 77 条で定められた犯罪に対する異議申し立ておよび判断に関する規定は本憲法施行 1 年後から有効である。**
- 第 235 条 **現行の地方行政制度を維持し、本憲法で定められた制度は本憲法の施行日から 10 年間のうちに段階的に適用する。**
- 第 236 条 2011 年 2 月 11 日から本憲法の施行日までに軍最高評議会および共和国大統領によって発令された憲法宣言は破棄する。但し、それらの規定は効力を保持し、いかなる方法によっても上訴できない。

出典：Egypt State Information Service, *Egypt Independent* (2 Dec. 2012),

注：1971 年共和国憲法・2007 年修正憲法と重複する条項の修正箇所と新たに導入された規定に関しては、**太字・ゴシック体**で表記した。

2013 年 7 月 8 日憲法宣言（第二暫定政権期の暫定憲法）

- 第 1 条 エジプト・アラブ共和国は**市民権に基づく**国家であり、民主主義体制である。イスラームを国教とする。アラビア語を公用語とする。イスラーム法の諸原則は立法の主要な法源であり、スンナ派の教義およびより広範な共同体に受け入れられた一般的根拠、基礎的規則、法体系、および信頼できる情報源はイスラーム法の諸原則に含まれる。
- 第 2 条 主権は人民のみに属し、人民は主権を行使・保護する。人民は国民の一体性を維持し、あらゆる権威の源泉である。
- 第 3 条 社会的公正は**経済制度**の基礎である。**一般税および公的賦課金の賦課は法律によって定める**。一般税の賦課、修正、および廃止は法律で定められた場合以外は適用されない。法律で定められた場合を除き、何人も一般税の賦課は免除されない。何人も法律で定められた以外の租税および賦課金は課されない。
- 第 4 条 全ての国民は法の前に於いて平等である。国民は公的権利と義務において**性別、出自、性差、言語、宗教、信仰に基づくいかなる差別**を受けることなく平等である。国家は全ての国民の機会均等を保障する。
- 第 5 条 国民の私生活は不可侵であり、**法律によって保護される**。郵便、**電信**、電話、その他通信手段は不可侵であり、その秘密は守られる。司法命令がなければ、その押収あるいは傍受は認められない。**司法命令がある場合、法律の規定に従って一定期間に限って認められる**。
- 第 6 条 個人の自由は自然権であり、保護され、不可侵である。現行犯の場合を除き、何人も逮捕、捜索、拘留、自由な移動の制約を受けない。但し、捜査に必要とされる裁判所の命令を受けた場合、**あるいは社会の治安維持を目的とする場合は例外である**。裁判所の命令は然るべき裁判官**あるいは検察官によって法律に従って発令する**。**この場合、法律は勾留前に定めたものに限る**。住居は不可侵である。住居は**法律の規定に基づく司法命令がなければ侵入あるいは捜索は認められない**。
- 第 7 条 言論の自由は保障される。何人も口頭、文書、画像、その他の表現方法によって**法律の範囲**

内において意見を表明し、公表する権利を有する。国家は**神聖な宗教を信仰するいかなる者に対しても**信教の自由と宗教儀礼の実践の自由を保障する。

第 8 条 出版、印刷、発行、その他の情報伝達の自由は保障される。**出版その他あらゆる情報伝達の媒体**に対する検閲を禁じる。**行政命令**、業務停止、閉鎖に関しても同様である。但し、**緊急事態下**あるいは戦時下においては**出版、印刷、および発行に対して国内の治安に関連する問題に関して限定的な**検閲を課することができる。その方法は法律によって定める。

第 9 条 勤労は、国民の権利であり、義務であり、名誉であり、平等と公正の原則に基づいて国家によって保障される。法律で定められた場合以外は強制労働を禁じる。

第 10 条 **武器を携行しない**国民は、法律で定めた届け出に基づき、公的な集会、街頭行動、平和的な抗議行動を開く権利を有する。私的な集会を開く権利は事前通告なく保障される。公安関係者は私的な集会への出席あるいは妨害は認められない。国民は法律の規定に従って団体、労働組合、職能組合、および政党を設立する権利を有する。**公共の秩序への対抗を活動の一環とする団体、秘密結社、あるいは軍隊に準じる団体の設立を禁じる**。性別、出自、あるいは宗教の差別に基づく政党の設立は認められない。裁判所の決定がなければ政党を解散できない。

第 11 条 **公共財産**は不可侵であり、その**保護と維持は法律に基づく全ての国民の義務**である。私有財産は**保護され**、法律で定められている場合および裁判所の判決を受けた場合を除き、押収されない。**財産**は、公共の利益に適い、法律で定められた公平な補償を受けない限り、没収されない。

第 12 条 **個人の自由、私生活、および憲法と法律**で保障された**その他の公的な権利と自由の侵害**は、いかなる場合も犯罪であり、刑事訴訟および民事訴訟において時効の対象外である。国家はその侵害の被害者に対して公平な補償を行なう。いかなる国民に対しても国外追放あるいは入国拒否は認められない。

第 13 条 祖国と領土の防衛は神聖な義務である。法律に従って兵役を義務とする。**国民の一体性の保護と国家機密の保持は全ての国民の義務である**。

第 14 条 刑罰は一身専属である。犯罪と刑罰は法律によって定める。刑罰は裁判所の判決以外では課されない。刑罰はその刑罰を定めた法律の施行後の行為に対してのみ課される。

第 15 条 法の支配は国家統治の基礎である。訴訟の権利はあまねく人々に保障される。**全ての国民は然るべき裁判官に提訴する権利を有する**。いかなる行政行為も**共和国令も**法律によって司法の管轄外に置くことはできない。

第 16 条 司法権は独立した権利である。**司法権は様々な権限を有する様々な種類の裁判所によって行使される**。裁判所は法律に従って判決を下す。裁判官は独立し、免職されず、法律以外のいかなる権力にも拘束されない。**いかなる権力も訴訟や司法の問題に介入できない**。国家司法評議会および行政検察は裁判官に与えられた特権を有する。

第 17 条 国家評議会は独立した司法機関であり、行政紛争と懲戒についての裁定を下す権限を有する。その他の権限に関しては法律によって定める。

第 18 条 最高憲法裁判所は独立・自立自存した司法機関である。同裁判所は法律と規則の合憲性に関して司法審査を行なう唯一の機関である。**同裁判所は法律の条文の解釈を行なう**。これらの規定については全て法律によって定める。同裁判所の他の権限および裁判の手続きについては法律によって定める。

第 19 条 軍事裁判所は独立した司法機関であり、軍隊、軍将校、および一般兵士に関するあらゆる事

巻末付録

件について独占的に判断を下す。その他の権限に関しては法律によって定める。

第20条 **司法機関は本宣言および従来の法律によって定められた範囲内の権力を行使する。裁判所の管轄に関する法律は本宣言の施行中は修正できない。**

第21条 軍隊は人民に属す。軍隊の職務は、祖国の防衛、およびその安全と領土の維持である。いかなる個人、団体、組織、集団も軍隊や軍隊に準じる組織の機構、集団、組織を保持できない。軍隊の職務および昇進の条件は法律によって定める。

第22条 国防評議会を設置する。同評議会は共和国大統領が議長を務める。同評議会は祖国の安全保障と**一体性**に関する事項を審議する権利および軍事予算を審議する権利を有する。また、軍と関連する法案について協議する。**国防評議会の構成およびその他の権限は法律によって定める。**

第23条 共和国大統領は国家元首であり、執政府の長である。大統領は**人民主権と人民の利益を維持し、法の支配を尊重し、国民の一体性と社会的公正を保護する**。また、大統領は祖国の独立と領土の一体性を保護し、権力分立を監督する。**大統領は祖国の防衛に必要とされるあらゆる措置と手続きを講じる。これらはいずれも本宣言および法律によって定める。**

第24条 **共和国大統領は国家の執政を司り、その目的のために以下の権限を行使する。**
第一に、内閣との協議を踏まえて立法権を有する。立法権は代議院が選出され次第、代議院に移譲する。

第二に、国家の一般政策および一般予算を承認し、その執行を監督する。

第三に、国内外において国家を代表し、内閣の同意を得て、法的拘束力のある国際条約・協定を締結する。

第四に、首相、副首相、閣僚、および次官を任免する。

第五に、法律の規定に従って文官、武官、および外交官を任免し、他国の政治代表者に信任を与える。

第六に、軍最高評議会との協議を経て、国防評議会の同意を得て宣戦布告する。

第七に、恩赦または減刑を行なう。但し、大赦に関しては法律によって定める。

第八に、共和国大統領の他の権限は法律と規則によって定める。また、その権限を他者に委譲することもできる。

第25条 **内閣および閣僚はそれぞれの管轄内において執政権を有する。**内閣は特に以下の職務を遂行する。

第一に、**法律と大統領令に従って**、共和国大統領と共同して国家の一般政策を立案し、その執行を指揮する。

第二に、各省庁および、その下部組織、公共部門の業務を監督、調整、および執行する。

第三に、法律、**規則、大統領令**に基づいて行政命令を下し、その執行を監督する。

第四に、法律と共和国令を立案する。

第五に、国家の一般予算を立案する。

第六に、国家の**一般計画**を立案する。

第七に、憲法の規定に従って借款を契約・付与する。

第八に、法律を**執行し**、国家の安全と利益を維持し、国民の**権利と自由**を保護する。

第26条 首相は統制**その他法律の執行に必要とされる規則**を発令する。但し、**その執行に必要とされる規則の発令者を法律によって定めることができる**。また、首相は内閣の同意に基づき公益事

業機関の設置と編成に必要とされる決定を発令できる。その決定によって国家の一般予算の歳出が追加される場合、**大統領**の承認が必要とされる。

第 27 条 共和国大統領は、内閣の**同意を得て**、法律で定められた方法で緊急事態を宣言できる。緊急事態の期間は**3 ヶ月以内**とし、国民投票の承認を受けなければ同一期間の再延長はできない。

第 28 条 **本宣言の発令日から 15 日以内に専門家委員会を大統領令によって設置する。同委員会は最高憲法裁判所の執行委員会の裁判官 2 人、一般の裁判所の裁判官 2 人、国家評議会の裁判官 2 人、エジプト国内大学の憲法学教授 4 人で構成される。それぞれの司法機関の執行委員会が裁判官の代表者を選出し、最高大学評議会が憲法学教授の代表者を選出する。同委員会は停止中の 2012 年憲法の修正案を提出する。その職務は設置から 30 日以内に終了する。同委員会の編成、会場場所、職務の手続きは大統領令によって定める。**

第 29 条 **前条で定められた委員会は憲法提案を 50 人委員会に提出する。50 人委員会はあらゆる部門上、宗派上、人口構成上の多様な人々、特に、政党、知識人、労働者、農民、労働組合、職能組合、各種国家評議会、アズハル、コプト教会、軍、警察、公職者の代表者によって構成され、若者と女性の代表者を少なくとも 10 人加える。それぞれの組織がそれぞれの代表者を任命し、内閣が公職者の代表者を任命する。同委員会は修正案の受理日から 60 日以内に修正憲法の最終案の起草を完了する。その期間中に社会対話に修正案を提出する。大統領は同委員会の編成および会場場所の設定に必要とされる大統領令を発令する。同委員会は職務に関する規則と社会対話の実施に必要とされる措置を講じる。**

第 30 条 **大統領は受理日から 30 日以内に憲法修正案を国民投票に付す。修正憲法は国民投票によって賛成を得た日から施行される。大統領は憲法施行日から 15 日以内に代議院選挙を公布し、最短 1 ヶ月、最長 2 ヶ月以内に選挙を実施する。代議院の開会から 1 週間以内に大統領選挙を公布する。本宣言の発令日時点で設置されている最高選挙委員会が国民投票の完全な監視を行なう。**

第 31 条 法律は公布日から**1 週間以内**に官報で公布される。期日が定められている場合を除き、法律は公布から**1 ヶ月後**に施行される。

第 32 条 本宣言の公布以前に定められた全ての法律と規則の規定は効力を保持する。但し、その規定は本宣言で定められた規則と手続きと合致するよう廃止あるいは修正できる。

第 33 条 本宣言は官報で公布され、その公布の翌日に施行される。

出典：Egyptian Court of Cassation, *al-Masry al-Youm* (9 Jul. 2013), World Intellectual Property Organization

注：2012 年共和国憲法と重複する条項の修正箇所と新たに導入された規定に関しては、**太字・ゴシック体**で表記した。

前文

偉大で慈悲深い神の名において、本憲法は我らの憲法である。エジプトは、エジプト人に対するナイル川の賜物であり、人類に対するエジプト人の賜物である。エジプトはその独特な立地と歴史によって全世界のアラブ民族の中心に位置する。様々な文明および文化の結節点であり、海運と情報伝達の交差点であり、地中海に面するアフリカ大陸の先端であり、最も偉大な河川であるナイル川の河口である。これがエジプトである。エジプト人にとっての悠久の大地であり、あまねく人々にとっての平和と友愛の教えである。

人類史の始まりにおいて人類の良心は我らの偉大な祖先の胸の内から始まった。その寛大な意思によって人々を結集し、史上初めての中央集権国家をナイル川流域に樹立し、エジプト人の生活を統制した。この地に文明というもっとも偉大な驚異を創り出し、地球上に3つの啓示宗教として知られるようになる以前から胸の内に天国を見出した。

エジプトは宗教の発祥地であり、啓示宗教の繁栄の象徴である。モーセはこの地で成長し、神の光に照らされし、シナイ山で神の啓示を受けた。エジプト人は聖母マリアとその子を招き入れ、キリスト教会を守るために何千人もの殉教者を捧げた。最後の預言者、ムハンマド（平安と神の御加護を）があまねく人々に崇高な道徳を伝えたとき、我らの心と精神はイスラームの光に照らされた。以来、我らは神の大義のために戦う地上の戦士となり、世界中に真理と宗教科学の教えを広めた。これがエジプトである。我らとその精神にとっての祖国である。

近代に入って、思考は啓蒙され、人類は成熟し、国民および人民は科学を進歩させ、自由と平等の旗を掲げた。ムハンマド・アリーは国軍を基礎に近代エジプト国家を創建し、アズハルの申し子、リファア・アル・タフターウィは祖国が「人民に共有される幸福の地」となるよう求めた。我らエジプト人はその進歩に追いつくよう努めた。1月25日から6月30日の革命において、自由、人間の尊厳、社会的公正を求め、祖国の自由な意思を支持した膨大な国民の意思に国軍が応えるまで多くの動乱と革命において殉教者と犠牲者を捧げた。

この革命は、アハマド・ウラービー、ムスタファア・カマル、モハメド・ファリードが率い、近代史上の2つの最も偉大な革命によって最高潮に達した民族闘争の延長線上にある。

1919年革命によってエジプトおよびエジプト人は英国の保護から脱却し、国民の市民権と平等の原則を確立した。その革命の指導者、サアド・ザグルールと、その後継者、ムスタファア・ナッハースは民主主義を追求し、「権利は権力の上であり、国民は政府の上にある」と主張した。この革命の最中、タラアト・ハルブは国民経済の礎を築いた。

ガマル・アブドゥル・ナセルが率い、人民の意思によって支持された1952年7月23日革命は外国軍の撤退と独立という数世代の夢を実現した。エジプト人はアラブ人の忠誠を確約し、アフリカ大陸およびムスリム世界を押し広げ、諸大陸の解放運動を支持し、発展と社会的公正を着実に進めた。

この革命は、エジプト人の愛国心の革命的進展の延長線上にあり、祖国防衛に信頼と責任を有するエジプト人民と国軍の固い結束を支えるものである1956年の三者攻撃の打破から、アンワル・サーダート大統領に現代史上特別な地位を与えた1973年10月の偉大な勝利まで、大きな戦闘において勝利を達成できたのは国軍のおかげである。

1月25日から6月30日の革命は人類史の主要な革命と比べても特異な革命である。数千万人に及ぶ国

民が参加し、輝ける未来を求める若者が重要な役割を果たし、人々が階級とイデオロギーの垣根を越え、国軍の庇護とアズハルと国民的教会の恩恵を受けて、より広範な国民的・人間的次元へと昇華したからである。また、その平和さおよび自由と社会的公正を求める意思においても特異である。この革命は前兆であり、吉兆である。過去から存在していた前兆であり、全人類が望む未来にとっての吉兆である。

世界は、東西および南北の利害対立によって引き裂かれた時代、すなわち、階級間や人民同士の紛争と戦争を経験し、危険が高まり、神が創造した地球上の人類と生命の生存を脅かした時代を終えつつある。人類は、成熟の時代から叡智の時代に移り、真理と公正が広まり、自由と人権が保護される新たな世界を構築することを望んでいる。我らエジプト人は我らの革命によって新たな人類史の執筆に再び貢献できると考える。

我らは、過去から着想を導き出し、現在に奮い立たせ、未来において我が道を行くことができると考える。我らは祖国を復興し、発展させることができる。我らは、あらゆる国民が安全かつ安心して祖国で生活を送る権利を有し、現在と未来において生活を送る権利を有すると考える。我らは、未来のための手段および生活様式としての民主主義、政治的多元性、および平和的な政権交替を信じ、国民が自らの未来を切り拓く権利を擁護する。国民のみが権威の源泉である。自由、人間の尊厳、および社会的公正は国民の権利である。我らとその将来世代は主権国家である祖国の主権者である。

本憲法の起草によって、凝集的で繁栄した社会と、諸個人と共同体の現在と未来の望みを達成する公正な国家という数世代の夢を実現する。本憲法の起草によって、市民政府を擁する近代民主主義国家の樹立を完成する。本憲法の起草によって、あらゆる汚職と専制への扉を閉じ、古代における「雄弁な農民」の時代から現代における怠慢の犠牲者と革命の犠牲者までに至る過去の傷を癒し、長年の不正から人民を解放する。

本憲法の起草によって、イスラーム法を立法の主要な法源とし、最高憲法裁判所の判例によって解釈することを確認する。本憲法の起草によって、未来への道を拓き、我らが起草に参加し、批准した国際人権規約を遵守する。本憲法の起草によって、国民の自由を保障し、あらゆる脅威から国家および国民の一体性を防衛する。本憲法の起草によって、差別することなく国民の権利と義務の平等を達成する。

我らは国民であり、男女であり、エジプト人民であり、主権国家である祖国の主権者である。本憲法は、我らの意思であり、我らの革命の憲法である。本憲法は我らの憲法である。

第1部 国家

第1条 エジプト・アラブ共和国は主権国家であり、統一不可分であり、**不要な領土はなく、市民権と法の支配に基づく民主主義体制**である。エジプトはアラブ諸国の一員であり、**その統合と統一に努める**。エジプトはムスリム世界の一員であり、アフリカ大陸に属し、アジアと隣接していることに誇りを抱き、文明の**構築に貢献する**。

第2条 イスラームを国教とする。アラビア語を公用語とする。イスラーム法を立法の主要な法源とする。

第3条 エジプト人のキリスト教徒とユダヤ教徒の法規の原則は、その個人的地位、宗教行事、精神的指導者の選出に関する立法の主要な法源である。

第4条 主権は人民のみに属し、人民は主権を行使・保護する。人民は権威の源泉である。人民は、**平等、公正、機会均等に基づく**国民の一体性を憲法が定める方法によって維持する。

第5条 エジプト・アラブ共和国の政治体制は、**政治と政党の多元性**、平和的な政権交替、権力の分

巻末付録

立と均衡、責任を伴う権力、人権と自由の尊重の諸原則に基づく。これらの原則は本憲法によって規定する。

第6条 **国籍はエジプト人の父あるいは母を有するあらゆる者に与えられる権利である。法的認知と個人情報に関する公文書の取得は法律で保障される権利である。国籍取得の条件は法律によって定める。**

第2部 社会の基本的構成要素

第1章 社会的構成要素

第7条 アズハル〔大学〕は**科学的**で独立したイスラーム機関であり、イスラームに関する独占的権限を有する。**アズハルは宗教科学およびイスラームの主要な権威であり**、エジプトおよび全世界におけるイスラーム、宗教学、およびアラビア語の伝道に責任を負う。国家はアズハルの目的遂行のために十分な予算を確保する。アズハルの総長職は独立職であり解職できない。アズハル総長は法律に従って上級法学者の中から任命される。

第8条 **社会の連帯は社会の基礎である。国家は社会的公正の達成に努め、法律に基づき、全ての国民の然るべき生活を保障するための社会的連帯を達成する手段を提供する。**

第9条 国家は差別することなく全ての国民の機会均等を保障する。

第10条 家族は、宗教、道徳、愛国心に根差した社会の基礎である。国家は家族の結束と安定およびその道徳的価値の保護に努める。

第11条 **国家は、憲法の規定に従って、あらゆる市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利における男女平等の達成に努める。国家は法律の規定に従って両院議会における女性の適切な選出の保障に必要とされる措置を講じる。国家は差別を受けず女性が公職および国家の管理職に就く権利および司法機関の役職に任命される権利を保障する。国家は家族と勤労における女性の義務の調和のためにあらゆる種類の暴力からの女性の保護と女性の権利の保障に努める。国家は、母子および家計を支える女性、高齢女性、貧困を抱える女性に対する配慮と保護に努める。**

第12条 勤労は国家の保障された国民の権利であり、義務であり、名誉である。法律で定められた場合以外は強制労働を禁じ、**奉仕活動は所定の期間において適正な賃金を受け、労働者の基本的権利を損なうことなく行われる。**

第13条 国家は、**労働者の権利の保護および生産過程の両側における公正な労働関係の構築に努め**、団体交渉の手段を保障し、職業上の危険行為から労働者を保護し、職業上の安全、安心、福利厚生を保障し、**恣意的な解雇を禁じる**。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第14条 **公務員としての雇用は全ての国民に与えられた権利であり、縁故や仲介ではなく能力に基づく。公務員は人民に奉仕し、国家はその公務員の権利、公務員の保護、および公務員が人民の利益のために努める職務の達成を保障する。公務員は、法律で定められた場合を除き、懲戒手続きを経なければ解雇されない。**

第15条 平和的な抗議行動は法律で定められた権利である。

第16条 国家は、祖国の犠牲者を敬い、**革命**の負傷者、退役軍人、戦争疾病者、戦争行方不明者の家族を支援する。また、国家は、**治安業務に伴う負傷者とその妻子および両親**を支援し、就労の機会を与える。前述の事項は法律によって定める。**国家はこれらの目標を達成するにあたって**

市民社会団体の貢献を奨励する。

- 第 17 条 国家は社会保障事業を提供する。障害、老齡、失業によって自らおよび家族を扶養できない全ての国民は、社会保険を受給していない場合、**然るべき生活**のための社会保障を受ける権利を有する。国家は法律に従って小規模農家、農業労働者、**漁業関係者、非正規雇用者**に対して然るべき年金の支給に努める。保険と年金の資金は**民間資金であり、公共資金と同様の**あらゆる保護を受ける。**年金、保険、およびその収益は契約者の権利である。それらは法律の規定に従って独立した主体によって安全に運用される。**国家は年金と保険の資金を保障する。
- 第 18 条 全ての国民は**包括的で**高水準の公共医療を受ける権利を有する。**国家は、公共医療事業の維持と支援を保障し、能力の向上と適切な地理的分布に努める。**国家は**国民総生産 3%以上の政府支出**を医療に割り当て、**世界水準に達するまで段階的に割合を増加させることに努める。**国家は**全てのエジプト国民の全ての疾病を対象とした包括的な公共医療制度の確立に努める。****収入水準に基づく国民の負担及び免除を法律によって定める。**緊急あるいは危篤の患者に様々な医学的措置を講じないことは**法律で定められた犯罪である。**国家は**医師、看護師、医療分野の労働者の状況改善に努める。**国家はあらゆる医療機関、**医薬品、医療製品、**および医療関連の広告手段を監督する。**国家は医療分野への民間企業および市民団体の参入を奨励する。**
- 第 19 条 教育は全ての国民に与えられた権利である。**教育の目的は、エジプト国民の特色の構築、帰属意識の維持、科学的思考の確立、才能の開発、革新の奨励、文化的・精神的価値観および市民権・寛容・非差別の理念の確立である。**国家は**国際水準に基づく教育課程と教育方法の策定と提供に努める。**中等教育およびその同等程度の教育を義務教育とする。国家は**法律の規定に従って様々な教育課程に無償教育を保障する。**国家は**国民総生産 4%以上の政府支出を教育に割り当て、世界水準に達するまで段階的に割合を増加させることに努める。**国家はあらゆる教育機関を監督し、公立および私立の教育機関は政府の教育政策を遵守する。
- 第 20 条 国家は、**国際水準の品質および労働市場の需要に従い、技術教育および職業訓練の奨励、拡充、発展に努める。**
- 第 21 条 国家は、大学、科学研究機関、および言語に関する研究施設の独立を保障する。**国家は、法律の規定に従って世界水準に基づく大学教育の提供、および国立大学と国立研究機関の無償化に努める。**国家は**国民総生産 2%以上の政府支出**を高等教育に割り当て、世界水準に達するまで段階的に割合を増加させることに努める。**国家は非営利組織によって運営される市民大学の設立を奨励する。**国家は、**私立大学・市民大学における教育の質、世界水準への質の向上、教職員・研究者の確保に努め、教育および研究の発展**に対して十分な予算の割り当ての保障に努める。
- 第 22 条 **教職員およびその補佐は教育の基礎である。国家は、その学術的・職業的技術の向上を保障し、教育の質の担保および教育の目的の達成のための資金的・道徳的権利に配慮する。**
- 第 23 条 国家は、科学研究の自由を保障し、**研究機関を国民主権の達成と知識経済の構築の手段として奨励する。**国家は、研究者および発明家を支援し、**国民総生産 1%以上の政府支出**を科学研究に割り当て、**世界水準に達するまで段階的に割合を増加させることに努める。**国家は科学研究に対する民間部門・公共部門の貢献および在外邦人の貢献のための有効手段の提供を保障する。
- 第 24 条 アラビア語、宗教教育、およびエジプト史は、**国立・私立を問わず、**大学までのあらゆる形態の教育課程における最重要科目である。大学は様々なディシプリンに関連した**人権、職業倫**

巻末付録

理、および道徳の教育に努める。

第 25 条 国家は、全ての世代における文字上・電子媒体上の文盲の解消に包括的計画を策定し、その計画を市民社会団体の参画によって所定期間内に履行する。

第 26 条 文民の称号制度を禁じる。

第 2 章 経済的構成要素

第 27 条 エジプトの経済制度の目的は国家の繁栄であり、持続可能な発展と社会的公正によって、国内経済の成長、生活水準の向上、就労機会の増大、失業率の低下、貧困撲滅を保障する。経済制度によって、透明性と統治の向上、競争の支援、投資の奨励、地理・部門・環境に関して均整の取れた成長の実現、独占の禁止、財政・貿易収支の均衡と公正な租税制度への配慮、市場メカニズムの調整、様々な所有形態の保障、および労働者の権利と消費者の保護に基づく様々な利益への配慮に努める。経済制度によって、機会均等および開発の収益の公正な分配を保障し、法律に基づいて然るべき生活を保障するための最低賃金と年金、およびあらゆる公務員の最高賃金を設定し、収入格差の是正に社会的に努める。

第 28 条 生産、サービス、情報に基づく経済活動は国内経済の基礎である。国家はその保護、競争力の向上、投資環境の整備に努め、生産の増大、輸出の促進、および輸入の規制に努める。国家はあらゆる分野の小規模・中規模事業に特に配慮し、非公式部門の管理と向上に努める。

第 29 条 農業は国内経済の基礎的要素である。国家は農地を保護・拡張に努め、その侵害を犯罪とする。国家は、農村開発、農村居住者の生活水準の向上、および環境保全に努め、農業・酪農業の生産増大およびそれらの産業の振興に責任を負う。国家は、農業組合・農業協同組合と共同し、農業・酪農業の生産に必要な設備を提供し、必要不可欠な穀物を適正価格で購入し、農家の収益の保障に努める。また、国家は一定割合の開拓地を小規模農家および若者世代に配分し、搾取に対する農家および農業労働者の保護に努める。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第 30 条 国家は、水産業の保護、漁師の支援、および環境を損なわない水産業の運営に努める。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第 31 条 電子空間の安全は経済および国家の安全保障における必要不可欠な要素である。国家は法律の規定に従って電子空間の保護に必要な措置を講じる。

第 32 条 国内の天然資源は人民に属す。国家は、天然資源の保存、有効活用、枯渇の阻止、および将来世代への配慮に努める。国家は、再生可能なエネルギー資源の最大活用、その資源への投資の促進、関連分野の科学研究の奨励に努める。国家は原材料の生産の奨励および経済的可能性に基づく原材料の価値の増大に努める。天然資源は国有財産の処分の対象外である。天然資源の使用権や公共事業の委託に関する法律を 30 年以内に整備する。国家は採石場、小規模鉱山、および塩田の採掘権を付与する。その公共利用に関する法律を 15 年以内に整備する。私有財産の規制・処分およびその方針と手続きについては法律によって定める。

第 33 条 国家は公的**所有**、私的**所有**、協同組合**所有**という三種類の**所有形態**を保護する。

第 34 条 **公有財産**は不可侵であり、損なうことはできない。法律に基づく**公有財産**の保護は国民の義務である。

第 35 条 私有財産は**保護**され、相続権は保障される。私有財産は、法律で定められている場合および

裁判所の判決を受けた場合を除き、押収されない。私的所有は、公共の利益に適い、法律で定められた公平な補償を事前に受けない限り、没収されない。

第 36 条 **国家は民間部門に国内の経済および社会に対する奉仕という社会的責任の履行を奨励する。**

第 37 条 **協同組合の財産は保障される。**国家は協同組合を支援し、**法律によってその保護と支援を定め、協同組合の独立を保障する。**裁判所の命令がなければ、協同組合の**財産**あるいはその執行部を解散できない。

第 38 条 租税およびその他公的賦課金の目的は**国家資源の発展および社会的公正と経済発展**の達成である。一般税の賦課、修正、および廃止は法律で定められた場合以外は適用されない。法律で定められた場合を除き、何人も一般税の賦課は免除されない。何人も法律で定められた以外の租税および賦課金は課されない。**租税を課す際には多様な財源に基づく税制を考慮しなければならない。個人所得税にはその個人の納税能力に応じた段階的な累進課税を導入する。税制によって労働集約的な経済活動およびその経済的・社会的・文化的発展における役割を奨励する。国家は、税制の改善、および効率的で簡便で正確な租税に基づく近代的な税制の採用に努める。税、公共料金、その他公的利益の徴収、および国庫への納付に関する手続きと手段については法律によって定める。納税は義務であり、脱税は犯罪である。**

第 39 条 貯蓄は**国民の義務**であり、国家によって保護・奨励される。国家の保護は法律によって定める。

第 40 条 財産の公的没収を禁じる。私的没収は裁判所の命令を受けた場合を除き認められない。

第 41 条 **国家は人口計画を履行し、持続可能な発展の達成という枠組みにおいて、人力への投資の増大と人力の特徴の向上によって人口増加と資源の利用可能性との均衡の達成に努める。**

第 42 条 労働者は、事業の運営に参加し、その利潤を享受する。労働者は法律に従って生産の向上および生産部門の計画の実行に努める。生産手段の保護は**国民の義務**である。労働者は公共部門の役員会において**選出役員**の少なくとも 50%を占め、**法律に従って公共企業の役員会を代表する**。また、小規模の農民・手工業者が農業協同組合・手工業協同組合の役員会において役員
の 80%を占めることを法律によって保障する。

第 43 条 **国家は国際運河として国家が有するスエズ運河の保護、発展、および維持に努める。また、国家は重要な経済的支柱として運河地帯の開発に努める。**

第 44 条 国家は、ナイル川の保護、ナイル川と関連するエジプトの歴史的権利の維持、有効活用、利益の最大化、および水資源の乱用・汚染の防止に努める。国家は、地下水の保全、水資源の安全のための措置、およびその分野に関する科学研究の支援に努める。ナイル川を享受する権利はあらゆる国民に保障される。ナイル川の浸食および環境汚染を禁じる。国家は法律に従ってあらゆる浸食の除去に努める。

第 45 条 国家は、海岸、海域、水路、湖沼、および自然保護区の保護に努める。それらに対する浸食、汚染、および自然に反する利用を禁じる。あらゆる国民はこれらの資源に対する権利を有する。国家は、都市部の緑化地区の保護と拡大、家畜・植物資源・漁場の保護、絶滅危惧種の保護、動物虐待の防止に努める。これらはいずれも法律によって定める。

第 46 条 全ての国民は健全かつ**健康**な環境を受ける権利を有し、環境保護は**国民の義務**である。国家は、将来世代の権利を保障するよう、環境保護、環境被害の防止、天然資源の有効活用のために**必要な措置を講じる**。

第3章 文化的構成要素

- 第47条 国家は様々な文明の源流であるエジプト国民の文化的帰属意識の保持に努める。
- 第48条 文化は全ての国民に与えられた権利である。国家は、資金や地域などによって差別することなく、社会のあらゆる集団に対するあらゆる種類の文化的題材の支援・提供に努める。国家は遠隔地およびもっとも支援を必要とする集団に特に配慮する。国家はアラビア語からの翻訳およびアラビア語への翻訳を奨励する。
- 第49条 国家は、遺物・遺跡の保護・保存に努め、遺跡に特に配慮する。また、国家は遺物・遺跡を維持・復元し、盗まれた遺物の返却を求め、発掘を規制・監督する。遺物の贈与および交換を禁じる。遺物の毀損および売買は時効期間のない犯罪である。
- 第50条 エジプトの物質的・精神的な文明的・文化的遺産、すなわち、古代エジプト、コプト、イスラームのあらゆる時代の多種多様な遺産は国民および人類の遺産であり、国家はその保護と維持に努める。また、国家は、文学、建築、芸術における現在の多種多様な文化的遺産も同じく保存・保護する。前述の遺産に対する攻撃はいずれも犯罪であり、法律によって罰せられる。国家は文化の多様性の構成要素の保護に特に配慮する。

第3部 公的権利、自由、義務

- 第51条 尊厳はあらゆる人間が備えた権利であり、あらゆる者に対する侮辱を禁じる。国家はその尊重と保護に努める。
- 第52条 いかなる拷問も時効期限のない犯罪である。
- 第53条 全ての国民は法の前において平等である。国民は、公的な権利、自由、および義務において、宗教、信念、性別、出自、人種、肌の色、言語、障害、社会的地位、政治的・地理的帰属意識その他理由に基づく差別を受けることなく平等である。差別および憎悪の煽動は法律によって罰せられる犯罪である。国家は、あらゆる種類の差別を撲滅するために必要な措置を講じ、その目的に従事する独立委員会の設置を法律によって定める。
- 第54条 個人の自由は自然権であり、保護され、不可侵である。現行犯の場合を除き、何人も逮捕、捜索、拘留、自由な移動の制約を受けない。但し、捜査に必要とされる裁判所の命令を受けた場合は例外である。自由に対する拘束を受けた者は、いかなる場合であれ、その理由を書面によって直ちに開示されなければならない。その者は直ちに家族あるいは弁護人と面会することが認められ、自由に対する拘束から24時間以内に送検される。取り調べは弁護人立ち合いでなければ認められない。弁護人を有していない被疑者には弁護人が選任される。障害のある被疑者には、法律で定められた手続きに従って、必要な介助が講じられる。自由に対する拘束を受けた者は、いかなる場合であれ、その決定に対して裁判所に不服申し立てできる。一週間以内に判決が下されない場合、被疑者は釈放されなければならない。一時拘留とその期間および理由、その一時拘留の場合あるいは有罪判決を受けた後に最終的に裁判所によって棄却された場合の補償資格に関しては法律によって定める。いかなる場合も、一時拘留が認められない犯罪の被疑者を弁護人の立ち合いなく取り調べることを禁じる。
- 第55条 逮捕、拘留、自由の拘束を受けた者は、いかなる場合も尊厳を保たれるように取り扱わなければならない。その者に対して、拷問、脅迫、強制、あるいは身体的・精神的に危害を加える

ことは認められない。人道的・衛生的に相応しい場所のみを勾留場所として使用できる。**国家は障害のある囚人の要望に応えるよう努める。** 前述の事項を違反した場合は法律によって犯罪として処罰される。**被疑者には黙秘権が与えられる。** 前述の状態に置かれた場合、あるいはその脅迫を受けた場合に発せられた自白は無効と見なされる。

第 56 条 刑務所は改革と懲戒のための場所であり、**囚人と刑務所は司法の監視下に置く。** 刑務所においては人間の尊厳あるいは囚人の健康に反する行為を禁じる。**囚人の改革・更生に関する手続き**、および囚人の更生と釈放後の然るべき生活の促進については法律によって定める。

第 57 条 私生活は不可侵であり、**保護され、侵害されない。** 郵便、**電子メール**、電話、その他通信手段は不可侵であり、その秘密は守られる。**法律に基づく、期間を定めた司法命令**がなければ、その押収あるいは傍受は認められない。**国家は公共の意思伝達手段の利用に関する国民の権利を保護し、その利用は法律の規定に従って強制的に中断・停止・抑制されない。**

第 58 条 住居は不可侵である。喫緊の危険や問題が生じ、かつ、法律で定められた事項に関して、場所、時間、および目的を定めた司法命令がなければ、住居の侵入、捜索、あるいは監視は認められない。住居に侵入あるいは捜索する前にその住居に滞在した者は警戒対象とされ、**司法命令の閲覧が認められなければならない。**

第 59 条 何人も安全な生活を送る権利を有する。**国家はあらゆる国民および国内の居住者に対して安全と安心の提供に努める。**

第 60 条 人体は神聖不可侵であり、**人体の暴行、冒瀆、切断は法律で罰せられる犯罪である。** 臓器売買は禁じられる。確立された医学的根拠に基づき、法律で定められた方法によって、書面で記された自発的な同意がなければいかなる個人に対してもいかなる医学実験あるいは科学実験を行なうことは認められない。

第 61 条 **細胞および臓器の提供は生命に対する贈与である。何人も、存命中あるいは死後において書面で記された同意あるいは意思に基づき、臓器提供の権利を有する。国家は法律の規定に従って臓器提供および臓器移植に関する手続きの策定に努める。**

第 62 条 移動、居住、国外移住の自由は保障される。いかなる国民に対しても国外追放あるいは入国拒否は認められない。いかなる国民に対しても、期間を定めた司法命令がなければ、渡航禁止、自宅軟禁、**および一定地域への居住禁止**は認められない。

第 63 条 **いかなる強制移住も禁じる。この規定に対する違反は時効期限のない犯罪である。**

第 64 条 信教の自由は**絶対的に保障される。** 啓示宗教の宗教儀礼の実践および礼拝所の設立の自由は法律で定められた権利である。

第 65 条 思想と言論の自由は保障される。何人も口頭、文書、画像、その他の表現・**発表**方法によって意見を表明する権利を有する。

第 66 条 科学研究の自由は保障される。国家は、研究者および発明者を支援し、発明の保護とその応用に努める。

第 67 条 芸術および創作の自由は保障される。国家は芸術・文学の発展の支援および独創的な人々とその作品の保護に努め、独創的な人々の奨励に必要な措置を講じる。**検察を除き、芸術作品、文学作品、知的作品の中断あるいは押収に関する訴訟、あるいは創作者の活動に反する訴訟を禁じる。芸術作品、文学作品、知的作品の発表や展示を理由に刑事罰を科すことを禁じる。但し、暴力の煽動、国民の差別の助長、個人の名誉の毀損は法律の規定に従って犯罪として罰せられる。この場合、裁判所はその犯罪の直接的な被害者に対する慰謝料に加え、その犯罪の被**

害者に対する懲罰的な慰謝料の支払いを被告に義務付ける。これらの規定はいずれも法律によって定める。

第 68 条 情報、データ、統計、および公式記録は人民の財産であり、様々な情報源からの開示は国家によって保障された全ての国民の権利である。また、**国家は国民に対して明確に情報公開できるように努める**。情報公開の方法、**分類方法**、編纂の手続き、閲覧が拒否された場合の異議申し立ての方法、**および情報の秘匿あるいは誤った情報の意図的な流布に対する罰則**は法律によって定める。**政府機関は使用を終えた公文書について国立図書・公文書館への寄贈に努める**。また、**国家は法律の規定に従って公文書を保存し、汚損や散逸から保護し、現在のあらゆる科学技術を用いて、その復元およびデジタル化に努める**。

第 69 条 **国家はあらゆる分野のあらゆる種類の知的財産権の保護に努め、法律の規定に従って、知的財産権とその法的保護のための専門機関を設置する**。

第 70 条 出版、印刷、発行、**映像、音声、および電子媒体**の情報伝達の自由は保障される。あらゆるエジプト国民は、自然人・法人、**公人・私人**の別なく、新聞社の所有と新聞の発行の権利、およびテレビ局、ラジオ局、デジタルメディアの設立の権利を有する。**法律の規定に従って届け出を終え次第、直ちに新聞を発行できる**。テレビ局、ラジオ局、**およびウェブ新聞の所有・設立については法律によって定める**。

第 71 条 いかなる場合であれ、エジプト国内の新聞社および報道機関に対する検閲、押収、業務停止あるいは閉鎖を禁じる。但し、戦時下あるいは国家総動員の際には**限定的な検閲を課すことができる**。出版や公表に関する犯罪の罰則として拘留を科すことを禁じる。但し、**暴力の煽動、国民の差別の助長、個人の名誉の毀損は法律の規定に従って犯罪として罰せられる**。

第 72 条 **国家は、中立性を保障し、あらゆる見解、政治的・知的傾向、社会的利益を代表するよう、報道機関の独立の保障に努める**。また、**国家は世論を扱う際には平等と機会均等を保障する**。

第 73 条 国民は、法律で定めた届け出に基づき、武器を携行しない、公的な集会、街頭行動、**デモ、およびあらゆる種類の平和的な抗議行動を開く権利を有する**。私的な集会を開く権利は事前通告なく保障される。公安関係者は私的な集会への出席、**監視あるいは傍受は認められない**。

第 74 条 **国民は法律の規定に従って届け出によって政党を設立する権利を有する**。宗教、あるいは性別、出自、**宗派、地域**に関する差別に基づく政治活動あるいは政党の設立は認められない。また、**民主主義に反する活動、地下活動、および軍隊や軍隊に準じる組織を伴う政治活動も認められない**。裁判所の命令がなければ、**政党の解散は認められない**。

第 75 条 国民は民主主義的基盤に基づく非政府組織および市民団体を設立する権利を有する。これらの団体は届け出によって法人格を得る。これらの団体は自由に活動する権利を有する。行政組織はその活動に介入できず、裁判所の命令がなければ、団体およびその執行部・**管財部**を解散できない。**法律の規定に従って、地下組織あるいは軍隊あるいは軍隊に準じる組織を有する非政府組織の設立および活動の継続を禁じる**。

第 76 条 民主主義的基盤に基づく組合の設立は法律によって保障された権利である。組合は法人格を有し、自由に活動し、**会員の技術の向上、権利の擁護、および利益の保護に努める**。**国家は組合の独立を保障する**。裁判所の命令がなければ、組合およびその執行部を解散できない。**政府機関内に組合を設立することを禁じる**。

第 77 条 職能組合の設立およびその民主主義的基盤に基づく運営は法律によって定める。また、法律によって、**職能組合の独立を保障し、職能組合の資金源、会員登録の方法、その職業の倫理規**

定に基づく責任の所在を定める。職業ごとに1つの組合の設立が認められる。**職能組合に管財人を設けること、あるいは行政機関が職能組合に介入することを禁じる。**裁判所の命令がなければ、職能組合の執行部を解散できない。**職能組合に関する法案は当該の職能組合と協議して作成する。**

第 78 条 **国家は、あらゆる国民に対して、適切で安全で健全な場所で生活を送る権利を保障し、それによって国民の尊厳を保持し、社会的公正を達成する。**国家は、**環境に配慮した全国住宅計画を策定し、その計画の遂行に際して民間および協同組合の協力を確保する。**また、**国家は、国有地の利用を規制し、都市部・農村部・人口分布戦略の包括的な都市計画の枠組みの一環として基本的な公共施設のために国有地を利用する。**国有地の利用は、**公共の利益に適い、国民の生活の質を向上させ、将来世代の権利を保持するように行わなければならない。**また、**国家は、無計画なスラム街の問題に関して、区域の再計画、基幹整備、生活と公共医療の質の向上などの包括的な全国計画を策定し、その計画を所定期間内に履行するための必要な措置を講じる。**

第 79 条 **あらゆる国民は健全で十分な食物と清潔な飲料水を享受する権利を有する。**国家は、**全ての国民に食物資源を供給し、食の持続可能な主権を確保し、将来世代の権利を保持するために農作物および各地の作物の多様性の保護を保障する。**

第 80 条 **18 歳未満の者を未成年とする。**全ての児童は、**名前、身分証明書、無償の必須の予防接種、医療、家族あるいは代理人による扶養、基礎的な栄養、住居、宗教教育、および感情的・認知的な発育を受ける権利を有する。**国家は**障害を持つ児童の権利およびその児童の社会支援を保障する。**国家は**児童に配慮し、あらゆる種類の暴力、虐待、酷使、性的・商業的利用から児童を保護する。**全ての児童は**6 歳まで幼稚園において早期教育を受ける権利を有する。****初等教育の卒業年齢に達していない場合、および、労働に危険を伴う場合の児童労働を禁じる。**国家は**児童の被害者および目撃者のための法整備に努める。**児童は、**法律に基づき、一定期間内の場合を除き、犯罪の責任を負わず、勾留されない。**国家は**児童を法的に支援し、然るべき場所において成人と分けて収容しなければならない。**国家は**児童に対して講じるあらゆる措置において児童にとって最良の利益の達成に努める。**

第 81 条 国家は**障害者の健康、経済、社会、文化、娯楽、スポーツ、教育の権利および雇用の機会を保障する。**国家は**障害者の機会の向上および公共機関とその周辺環境の整備に努める。**国家は、**障害者にあらゆる政治的権利の行使を可能にし、平等、公正、機会均等の原則に基づき、他の国民との統合に努める。**

第 82 条 国家は**児童と若者に配慮し、その才能を発見し、その文化的・科学的・心理的・肉体的・独創的な成長を支援し、団体行動と奉仕活動を支援し、公共生活への参加を促す。**

第 83 条 **国家は、高齢者の健康、経済、社会、文化、娯楽の権利を保障し、然るべき生活水準と公共生活への参加を可能にする然るべき年金を提供する。**国家は**公共事業の策定に際して高齢者の要望に配慮し、高齢者介護への市民社会団体の参入を奨励する。**前述の規定はいずれも**法律によって定める。**

第 84 条 何人も**スポーツに興じる権利を有する。**国家と**社会団体は才能ある競技者の発見と支援に努め、練習の奨励のために必要な措置を講じる。****スポーツに関する事項および市民スポーツ団体は国際基準に従って法律によって定め、またスポーツに関する紛争解決の方法も法律によって定める。**

第 85 条 **いかなる個人も公的機関に対して自らの署名を付した意見書を提出する権利を有する。**団体

巻末付録

は法人格を有する場合のみ公的機関に対して意見書を提出できる。

第 86 条 **国家の安全保障の維持は義務である。その務めは法律で保障された国民の責任である。**祖国と領土の防衛は神聖な義務である。法律に従って兵役を義務とする。

第 87 条 公的活動への参加は国民の義務である。国民は投票、立候補、国民投票での意思表示の権利を有する。これらの権利の行使は法律によって定める。**特定の場合においてその義務の免除を法律によって定めることができる。**国家は参政権を有する全ての国民の氏名をその申請から遅延なく有権者名簿に登録する責任を負う。**国家は法律の規定に従って有権者名簿を定期的****に破棄する。**国家は国民投票および選挙の公平性、中立性、健全性を保障する。**公的資金、政府機関、公共施設、礼拝所、企業の施設、および非政府組織の施設を政治目的および選挙運動に利用することを禁じる。**

第 88 条 国家は、在外邦人の利益を保障し、在外邦人とその権利と自由を保護し、エジプトの国家と社会に対する公的義務の履行を支援し、国家の発展に対する在外邦人の貢献を奨励する。**本憲法で定められた投票、集計、結果発表に関する規定を制限することなく、各国の状況に応じて****在外邦人の選挙および国民投票の参加方法を法律によって定める。但し、選挙および国民投票****の手続きの公平性と中立性を保障しなければならない。**

第 89 条 あらゆる形態の**奴隷**、抑圧、強制的搾取、売春、**その他人身売買**を禁じ、法律によって犯罪として定める。

第 90 条 国家は慈善的寄進制度の復活と奨励に努める。寄進およびその資金の運営、投資、受領者への分配に関する方法は管財人の条件に従って法律によって定める。国家は慈善的寄進制度によって**科学、文化、医療、社会に関する団体の確立および後援を奨励し、その独立を保障する。****寄進団体は法律の規定に従ってその団体の設立者が定めた約款によって運営される。**

第 91 条 国家は、**人民の利益、人権、平和、および公正を擁護したことを理由に迫害を受けた**あらゆる外国人に対して政治亡命の権利を**授ける**。政治亡命者の本国送還を禁じる。前述の事項は全て法律の規定に基づく。

第 92 条 個人に関する権利と自由には減損や中断は認められない。権利と自由の行使を法律によって定める場合、その権利と自由の本質を制約する規定を含めてはならない。

第 93 条 **国家は、エジプトが批准した、人権に関する国際合意・条約・協定の規定に拘束される。それらの規定は定められた条件に従って公布された後に法的拘束力を持つ。**

第 4 部 法の支配

第 94 条 法の支配は国家統治の基礎である。**国家は法に従う。**司法の独立、免責、**および中立性**は権利と自由を保護するために基本的に保障される。

第 95 条 刑罰は一身専属である。犯罪と刑罰は法律によって定める。刑罰は裁判所の判決以外では課されない。刑罰はその刑罰を定めた法律の施行後の行為に対してのみ課される。

第 96 条 いかなる被告人も**公正な裁判**で有罪が確定するまでは無罪である。被告人には弁護権が与えられる。**重犯罪の判決に対する上訴については法律によって定める。**国家は必要とされる場合には**法律に従って**犯罪被害者、目撃者、被告人、情報提供者を保護する。

第 97 条 訴訟の権利はあまねく人々に保障され、奪うことはできない。国家は訴訟当事者に司法機関への裁判請求と迅速な判決を保障する。何らかの行為や行政決定を司法の管轄外に置くことを

禁じる。何人も然るべき裁判官以外の裁判を受けない。特別法廷を禁じる。

第 98 条 本人あるいは代理人による弁護権は保障される。**弁護権の独立と保護によって被告人の権利を保障する。**資金力を欠いた国民には法律によって訴訟に起こすための手段と自らの権利を弁護するための手段が与えられる。

第 99 条 **個人の自由、私生活、** および本憲法で定められた**その他の公的な権利**および自由の侵害は、いかなる場合も犯罪であり、刑事訴訟および民事訴訟において時効の対象外である。被害者側は刑事訴訟を起こす権利を有する。国家はその侵害の被害者に対して公平な補償を行なう。国家人権評議会はいかなる権利の侵害についても検察に届けなければならず、民事訴訟において**申し立てに応じて被害者側に加わることができる。前述の規定はいずれも法律によって定める。**

第 100 条 判決は人民の名において下され、執行される。**国家は法律の規定に従ってその執行方法を定める。**公務員による判決の執行の拒否あるいは妨害は法律で罰せられる犯罪行為である。この場合、有利な判決を受けた側は然るべき裁判所に刑事訴訟を起こす権利を有する。**検察は、原告の申し立てに応じて、その拒否や妨害を行なった公務員に対して刑事訴訟を起こさなければならない。**

第 5 部 統治形態

第 1 章 立法権（代議院）

第 101 条 代議院は立法権を行使し、国家の一般政策、経済社会開発の一般計画、および国家の一般予算に責任を負う。代議院は憲法で定められた形で執政府の職務を規制する。

第 102 条 代議院議員の人数は**少なくとも 450 人**とし、公的な秘密投票によって直接選出する。エジプト国民であり、市民的・政治的権利を享受し、基礎教育を就学し、立候補時点で 25 歳以上の者が選挙に立候補できる。立候補の他の要件、選挙手続き、選挙区の区分は法律によって定め、**国民および県の公平な代表と投票者の平等な代表を保障する。**選挙制度は、個人選出制、政党名簿制、その 2 つを**あらゆる割合で組み合わせた併用制**を採用できる。**共和国大統領は代議院の議員総数の 5% 以内の議員を任命できる。その任命方法は法律によって定める。**

第 103 条 代議院議員はその職務を全うし、法律の規定に従って他のあらゆる職務や役職に復職できる。

第 104 条 代議院議員は就任に先立って議事堂において次の宣誓を行なう。「私は共和政を誠実に保護し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に十分に留意し、祖国の独立と領土の一体性を維持することを全能なる神に誓う」。

第 105 条 代議院議員の歳費は法律によって定める。**歳費の額を変更する場合、その変更を可決した次の会期から有効とする。**

第 106 条 代議院議員の任期は開会日から 5 年間とする。代議院の後任の選挙は任期満了の 60 日前に開始する。

第 107 条 最高司法裁判所は代議院議員の議員資格の有効性に関して判断を下す。選挙の最終結果発表から 30 日以内に同裁判所に異議申し立てを行ない、同裁判所は異議申し立ての受理日から 60 日以内に**最終的な判断**を下す。議員資格が無効と判断された場合、その判断が議会に送付された日から無効と見なされる。

巻末付録

- 第 108 条 代議院の任期満了の少なくとも 6 ヶ月前に欠員が生じた場合、その欠員についての報告を受けた日から 60 日以内に法律の規定に従って後任議員を充てる。
- 第 109 条 代議院議員は、その在任中において自らあるいは仲介人を介して国家、**公共法人、公共部門、あるいは公共企業**のいかなる資産の購入および賃貸、自己の財産の国家への賃貸、売却、および交換、そして、契約者・輸入業者・請負業者として国家との契約を行なうことはできない。**これらの行為は全て無効とされる。**議員は、就任時と退任時、および毎年の年度末に資産を開示し、議会に報告しなければならない。議員職と関連して議員が金銭あるいは現物の寄付を受領した場合、その寄付を国庫に納付する。前述の規定はいずれも法律によって定める。
- 第 110 条 代議院議員は、信用を喪失した場合、当初の地位を喪失した場合、**立候補資格**の条件を喪失した場合、あるいは議員としての職務を怠った場合を除き、議員職を剥奪されない。議員職は議員の 2/3 以上の同意を得た議決によって無効となる。
- 第 111 条 代議院は議員の辞職届を受理する。辞職届は書面で提出しなければならない。また、議会が当該議員に対する議員職の剥奪手続きを進めている場合、辞職届が提出されなくても手続きを進める。
- 第 112 条 代議院議員は議会**および委員会**の職務遂行において表明された見解については責任を負わない。
- 第 113 条 代議院議員は、現行犯の場合を除き、議会の事前の許可なく**重犯罪および軽犯罪**の刑事訴追を受けない。議会休会中の場合、議会事務局の許可を受けなければならない。いかなる場合も、議員に対する法的措置の許可申請に対して 30 日以内に返答を受けなかった場合には許可したものと見なす。
- 第 114 条 代議院の所在地はカイロとする。但し、例外的な状況の場合、共和国大統領あるいは 1/3 の議員の申し立てによって別の都市で議会を開会できる。所定の場所以外で開かれた議会は違法であり、そこで下された決定は無効である。
- 第 115 条 共和国大統領は 10 月の第 1 木曜日以前に代議院の年次通常国会を召集する。通常国会が召集されない場合、代議院は憲法の規定に従って前述の日付に開会される。通常国会の開会期間は**少なくとも 9 ヶ月**である。共和国大統領は代議院の承認を受けて通常国会の閉会を宣言する。但し、国家の一般予算が承認されるまでは閉会宣言は行なわない。
- 第 116 条 必要とされる場合、共和国大統領あるいは少なくとも 10 人の代議院議員の署名付きの申し立てによって臨時国会を召集できる。
- 第 117 条 代議院はその任期における 1 人の議長と 2 人の副議長を年次通常国会の初日に選出する。これらの役職に欠員が生じた場合、代議院は後任を選出する。その後任の任期は前任の任期満了までとする。**その選出の規則と手続きは院内規則によって定める。議長あるいは副議長がその職務を侵害した場合、1/3 の議員の発議によって解任を発議できる。その発議は 2/3 の議員の賛成によって可決される。いずれの場合も議長あるいは副議長を 3 期以上続けて選出することを禁じる。**
- 第 118 条 代議院は、職務およびその遂行方法、**院内秩序の維持**に関する規則を定める。その規則は**法律**として公布する。
- 第 119 条 代議院は院内の秩序を維持する権利を有する。その権限は議長が行使する。
- 第 120 条 代議院の会合は公開する。但し、共和国大統領、首相、**代議院議長**、あるいは少なくとも 20 人の議員の申し立てによって非公開にできる。代議院はこの申し立てを受けて審議を公開する

か非公開にするかを**過半数の賛成によって**決定する。

第 121 条 代議院の会合および議決は議員の過半数が出席しない限り無効とする。議会の議決は特別多数が必要である場合を除き、出席議員の過半数によって採決される。可否同数の場合、当該の議題は否決される。**法案は代議院議員の 1/3 が出席する限りにおいてその過半数によって採決する。憲法の補足と見なされる法律は代議院議員の 2/3 の賛成によって可決する。大統領選挙、議会選挙、地方選挙、政党、司法権、司法機関、および憲法で定められた権利と義務に関する法律を憲法の補足と見なす。**

第 122 条 共和国大統領、内閣、および代議院の全ての議員は法案を提出する権利を有する。**執政府あるいは 1/10 の代議院議員によって提出された全ての法案は、代議院の専門委員会の 1 つに送付され、その場で審議・報告される。同委員会は関連事項に関して専門家の助言を得ることができる。**但し、代議院議員の提出法案は、法案提出委員会の承認を受け、代議院における審議が認められたものに限り、専門委員会に送付される。法案提出委員会が審議の申請を認めない場合、その却下理由を示さなければならない。代議院で否決された議員提出法案はその同一会期中に再び提出することはできない。

第 123 条 共和国大統領は法律を公布あるいは拒否する権利を有する。共和国大統領が代議院で可決された法案を拒否する場合、30 日以内に代議院に差し戻さなければならない。その期間内に差し戻されなかった場合、あるいは議会の 2/3 以上の賛成によって再び可決された場合、その法案は法律と見なされ、公布される。

第 124 条 国家の一般予算には例外なく全ての歳入と歳出を記載しなければならない。国家の一般予算案は遅くとも会計年度が始まる 90 日前に代議院に提出されなければならない。予算は議会の承認がなければ効力を持たない。予算案は項目ごとに表決される。代議院は新たな負担を追わない限り予算案の歳出を修正できる。代議院が求めた変更によって予算額が増額する場合、歳入と歳出の均衡を達成するための財源の確保の手段に関して政府の同意を得なければならない。予算は法律として公布され、予算の均衡を達成するための手段としてあらゆる法律を変更できる権利が与えられる。**いずれの場合も、国民に新たな負担を課す項目を予算案に加えることはできない。**会計年度、予算の編成手続き、および公共機関と公共部門に関する予算とその会計の項目は法律によって定める。予算の項目間の変更、新たな支出の追加、および予算の増額は代議院の承認を要する。承認された場合、法律として公布される。

第 125 条 国家予算の最終決算は会計年度の最終日から 6 ヶ月以内に代議院に提出されなければならない。中央会計検査院は年次報告書と資料を代議院に提出しなければならない。決算報告は項目ごとに表決され、別々に法律として公布される。代議院は中央会計検査院に対して資料その他報告書の追加提出を求める権利を有する。

第 126 条 公的資金の徴収の基本原則とその支出手続きは法律によって定める。

第 127 条 執政府は、代議院から承認を受けた場合を除き、次期会計年度における借款の契約、**資金の取得**、あるいは国庫からの公的資金の支出を伴う計画に関与することはできない。

第 128 条 国庫からの給与、年金、補償金、補助金、報奨金の支給に関する規則、およびその規則の例外事項とその例外が適用される関係機関については法律によって定める。

第 129 条 全ての代議院議員は首相、副首相、閣僚、**あるいは次官**に対してそれぞれの管轄内の問題について質問する権利を有する。首相、副首相、閣僚、**あるいは次官**は議員からの質問に対して**同一会期中に**答弁しなければならない。議員はいつでも質問を取り下げることができる。但し、

巻末付録

同一の質疑は同一会期中に一般質問に切り替えることはできない。

第 130 条 全ての代議院議員は首相、副首相、閣僚、**あるいは次官**に対してそれぞれの管轄内の問題に関して一般質問できる。一般質問に関する審議は、代議院が緊急と判断し、政府がそれに同意した場合を除き、一般質問の提出から少なくとも 7 日後**から最長 60 日以内**に行なわれる。

第 131 条 代議院は、首相、副首相、閣僚、**あるいは次官**に対して不信任を決議できる。但し、不信任案の動議は、一般質問がなされた後、1/10 以上の議員の提案に基づく。不信任案は議員の過半数の賛成によって可決される。いずれの場合も、同一会期中にすでに表決を下した問題と関連付けて不信任動議を可決することはできない。代議院が首相、**副首相**、閣僚、**あるいは次官**の不信任を可決し、内閣がその投票結果を受け入れた場合、内閣は総辞職しなければならない。内閣の一部を対象とした不信任決議の場合、その者は辞職しなければならない。

第 132 条 代議院議員の少なくとも 20 人の発議によって公的問題に対する政府の方針を確認するための審議を求めることができる。

第 133 条 全ての代議院議員は、首相、副首相、閣僚、**あるいは次官**に対して公的問題についての見解を表明できる。

第 134 条 全ての代議院議員は緊急の公的問題に関して首相、副首相、閣僚、**あるいは次官**に緊急声明を発表する権利を有する。

第 135 条 代議院は特別委員会を設置するか特定の議院委員会に委託し、あらゆる省庁、公共機関、執政・行政組織、および公共部門を調査できる。同委員会は、その財政、行政、経済状況およびその活動に関連する問題を究明し、議会に結果を報告する。これに対して代議院は適切な方針を下す。同委員会は調査に際して必要とされるあらゆる証拠を収集し、必要とされるあらゆる人物を召喚できる。全ての執政・行政組織は同委員会の要請に応じ、必要とされるあらゆる文書および証拠を提出しなければならない。いずれの場合においても全ての代議院議員は議員の職務遂行のためのデータや情報を**執政府から**取得する権利を有する。

第 136 条 首相、副首相、閣僚、**および次官**は、代議院およびその委員会の会合に出席できる。代議院会から出席を求められた場合には出席しなければならない。このとき、必要とされる政府高官の補佐を受けることができる。発言を求められた場合には出席しなければならない。審議内容に関する質問に対して答弁しなければならない。表決が行われた場合にはその表決には参加できない。

第 137 条 共和国大統領は、**必要な場合において**、根拠となる決定および国民投票を経なければ代議院を解散できない。直近の解散と同じ理由に基づく場合、代議院を解散することはできない。代議院を解散する場合、大統領は会期中の中断を決定し、20 日以内に国民投票を実施しなければならない。投票者の過半数が解散に賛成した場合、代議院を解散する。大統領は解散決定日から 30 日以内に議会選挙を実施する。新たに選ばれた代議院は選挙終了日から 10 日以内に召集される。

第 138 条 国民は代議院に対して公的問題に関して書面で請願できる。また、国民は当該の閣僚を召喚するよう代議院に異議申し立てを提出することができる。議会の要求に基づき、当該の閣僚は答弁を行ない、異議申し立てを行なった国民にその旨を伝える。

第 2 章 執政権

第 1 節 共和国大統領

- 第 139 条 共和国大統領は国家元首であり、執政府の長である。大統領は人民の利益を**擁護**し、祖国の独立、領土の一体性、**および安全**を保護する。憲法で定められた形で職務を担う。
- 第 140 条 共和国大統領の任期は前任の任期満了日の**翌日**から 4 年間とする。大統領の再選は 1 回に限り認められる。後任の大統領の選出手続きは前任の大統領の任期満了の **120 日前**に開始する。**選挙結果**は遅くとも前任の大統領の任期満了の **30 日前に発表**されなければならない。共和国大統領はその任期中にいかなる政党の役職に就くこともできない。
- 第 141 条 共和国大統領の候補者は、エジプト人の両親を持つエジプト人であり、**本人および両親が他国の国籍を持たず、市民的権利および政治的権利を享受し、法的に免除された場合を除き兵役を務め、立候補時点において 40 歳を下回らない人物に限る。他の条件は法律によって定める。**
- 第 142 条 申請者が大統領選挙の被選挙権を得るためには代議院の選出議員の 20 人以上の推薦を受けられるか、**少なくとも 15 県の各 1000 人を含む合計 25000 人以上**の有権者の推薦を受けなければならない。法律の規定に基づき、どの場合も推薦は 1 人の候補者に対してのみ認められる。
- 第 143 条 大統領は公的な秘密投票において有効投票数の過半数によって直接選出される。共和国大統領の選出手続きは法律によって定める。
- 第 144 条 共和国大統領は就任に先立って代議院において次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて共和政を誠実に保護し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。代議院の解散中の場合、宣誓は**最高憲法裁判所の総会**で行なう。
- 第 145 条 共和国大統領の収入は法律によって定める。大統領は他にいかなる給与や報酬を受け取ることもできない。**給与額の修正はその修正が決定された大統領の任期中は適用されない。**また、その在任中において自らあるいは仲介人を介して、独立した職業や事業に従事することはできず、国家、**公共法人、公共部門、あるいは公共企業**のいかなる資産の購入および賃貸、自己の財産の国家への賃貸、売却、および交換、そして、契約者・輸入業者・請負業者として国家との契約を行なうことはできない。**これらの行為は全て無効とされる。**大統領は、就任時と退任時、および毎年の年度末に資産を開示し、**官報で公表**しなければならない。**共和国大統領は在任中に自らに勲位、勲章、および記章を授与することはできない。**大統領職と関連して大統領が**自らあるいは仲介人を介して金銭あるいは現物の寄付を受領した場合、その寄付を国庫に納付する。**
- 第 146 条 共和国大統領は首相を任命する。首相は大統領からの組閣要請を受け、代議院に施政方針を提出する。内閣が **30 日以内**に議会の信任を得られなかった場合、大統領は代議院の過半数**あるいは相対多数**の議席を有する政党**あるいは連合**から別の首相を任命する。その任命された首相が **30 日以内**に議会の**過半数**の信任を得られなかった場合、**共和国大統領は代議院を解散し、解散決定日から 60 日以内に代議院選挙を実施する。**いずれの場合も本条で定められた期間の合計は **60 日間以内**とする。代議院が解散された場合、首相は新たに選ばれた代議院の最初の会合で組閣案と施政方針を提示する。**内閣が代議院の過半数あるいは相対多数の議席を有する政党あるいは連合から選ばれた場合、共和国大統領は首相と協議して法相、内相、および国防相を選ぶことができる。**
- 第 147 条 **共和国大統領は代議院議員の過半数の同意を得て内閣を総辞職できる。また、共和国大統領は、首相との協議を経て、1/3 以上の議員が出席した代議院の過半数の同意を得て内閣改造できる。**
- 第 148 条 共和国大統領は、法律の規定に従って、首相、副首相、閣僚、知事に大統領権限の一部を委

巻末付録

譲できる。**但し、移譲された者はその権限をさらに他者に委譲することはできない。**

第 149 条 共和国大統領は重要問題を協議するため内閣を招集する権利を有し、出席した閣議の議長を務める。

第 150 条 共和国大統領は憲法で定められた方法によって内閣とともに国家の一般政策を立案し、その執行を監督する。共和国大統領は通常国会の開会日に**代議院において**国家の一般政策の声明を演説する。**大統領は代議院においてその他声明および宣言を演説できる。**

第 151 条 共和国大統領は外交関係において国家を代表し、**代議院**の同意を得て条約を締結・批准する。条約は**憲法**の手続きに従って批准・公布した後に法的効力を有する。但し、講和条約、連合条約、**その他主権に関する条約は、国民投票の承認を得なければならず、その国民投票による承認を発表した後に法的効力を有する。**いかなる場合においても、憲法の規定に反する条約および領土の割譲をもたらす条約は承認されない。

第 152 条 共和国大統領は軍の最高司令官である。大統領は、国防評議会との協議を経て、代議院の **2/3 の同意**を得なければ、宣戦布告あるいは国外派兵できない。**代議院の解散中の場合、共和国大統領は軍最高評議会と協議し、内閣および国防評議会の同意を得なければならない。**

第 153 条 共和国大統領は法律の規定に従って文官、武官、および外交官の任免権を有する。また、**法律の規定に従って、**共和国大統領は他国および外国組織の政治代表者に信任を与えることができる。

第 154 条 共和国大統領は、内閣との協議を踏まえて、法律で定められた方法で緊急事態を宣言できる。緊急事態宣言は発令から 7 日以内に代議院に提出しなければならない。代議院の休会中に緊急事態を宣言した場合、直ちに議会を召集する。**いずれの場合も、緊急事態宣言は代議院の過半数の承認を得なければならない。**緊急事態の期間は **3 ヶ月以内とし、代議院議員の 2/3 の承認**を受けなければ同一期間の再延長はできない。代議院の解散中の場合、**内閣の同意を得て、新たに選ばれた代議院の最初の会合に提出する。**非常事態の期間中は代議院を解散できない。

第 155 条 共和国大統領は**内閣との協議を受けて**恩赦または減刑を発令できる。但し、大赦は**法律によって発令し、代議院議員の過半数の賛成を受けなければならない。**

第 156 条 **代議院の休会中に緊急措置が必要と考えられる場合、共和国大統領はその事項を審議するため緊急国会を召集できる。**代議院の解散中の場合、共和国大統領は法的効力のある大統領令を下すことができる。その命令は**新たに選ばれた代議院の最初の会合に提出し、審議し、15 日以内に承認を得なければならない。**命令が提出されない場合、審議されない場合、あるいは提出後に承認されなかった場合、その命令は何らかの措置を講じることなく遡及的に法的効力を失う。但し、議会在前会期中に命令の有効性を認めた場合や別の方法でその有効性を承認した場合は例外である。

第 157 条 共和国大統領は**憲法の規定に反しない限りにおいて**重大な国益に関する重要事項を国民投票に付すことができる。**複数の事項を国民投票に付す場合、投票はその事項ごとに行われる。**

第 158 条 共和国大統領が辞任する場合、大統領は代議院に辞表を提出する。**代議院の解散中の場合、最高憲法裁判所の総会に辞表を提出する。**

第 159 条 共和国大統領の**憲法違反、重犯罪、および背任に対する**告発は代議院の少なくとも**過半数**の議員の同意によって発議される。大統領の弾劾は**検事総長の調査を受けた後**に代議院の **2/3 以上**の議員の同意がなければ発議できない。**大統領と同一の罪状によって検事総長が調査を遂行できない場合、検事副総長の 1 人をその職務に充てる。**弾劾が発議された場合、共和国大統

領は直ちに全ての職務の遂行を停止する。その弾劾に関する判決が下されるまでこの状態を大統領が一時的に職務遂行できない状態として扱う。共和国大統領の裁判は特別法廷で行われる。同法廷は**最高司法評議会議長**を裁判長とし、**最高憲法裁判所**および国家評議会のそれぞれの次席裁判官の年長者、上訴裁判所の首席裁判官の年長者 2 人で構成される。同法廷の検察官は検事総長が務める。**前述の人物に支障があり、職務を遂行できない場合、その次の年次の人物をその職務に充てる。同裁判の判決は最終的決定であり、上訴の対象外である。**訴訟および裁判手続きについては法律によって定める。有罪となった場合、大統領は他の刑罰に関係なく解任される。

第 160 条 共和国大統領が一時的な障害によって大統領の職務を遂行できなくなった場合、首相がその職務を代行する。辞職、死去、あるいは永続的障害によって大統領職が空席となった場合、代議院はその空席を発表する。**その他理由によって大統領職が空席となった場合、代議院は議員の 2/3 の同意によってその空席を発表し、全国選挙委員会に通知する。**この場合、代議院議長が暫定的に大統領に就任する。代議院の解散中の場合、代議院とその議長の前述の役割を**最高憲法裁判所とその首席裁判官**が代行する。いずれの場合も、共和国大統領は大統領職が空席になってから最長 90 日以内に選出されなければならない。**このとき、新たに選ばれた大統領の任期は選挙結果の発表日から開始する。**大統領の職務を代行する人物が、大統領選挙への出馬、憲法の修正の発議、代議院の解散、および内閣総辞職を行なうことは認められない。

第 161 条 代議院は少なくとも過半数の議員の署名付きの動議と 2/3 以上の議員の同意によって大統領への不信任を決議し、早期の大統領選挙の実施を求めることができる。大統領の当該任期中に同一の理由で同一の不信任決議を動議することはできない。不信任決議が可決された場合、首相は早期の大統領選挙の実施に関する国民投票を即時公示する。国民投票によって不信任決議が過半数で承認された場合、大統領職を空席と見なし、国民投票の結果発表日から 60 日以内に大統領選挙を実施する。国民投票で否決された場合、代議院が解散されたと見なし、大統領はその解散日から 30 日以内に代議院選挙を実施する。

第 162 条 大統領職の空席が国民投票あるいは代議院選挙と同時期に起こった場合、大統領選挙を先に実施する。この場合、代議院は大統領選挙の終了まで職務を続行する。

第 2 節 内閣

第 163 条 内閣は**執政と行政に関する国家の最高機関であり**、首相、副首相、閣僚、および次官で構成される。首相は内閣の首班を務め、その職務を監督し、その職務遂行に関して指揮を下す。

第 164 条 首相に任命される人物**およびその配偶者は、エジプト人の両親を持つエジプト国民であり、他国の国籍を持たない人物に限る。**また、首相は市民的・政治的権利を享受し、**法的に免除された場合を除き兵役を務め、任命時点において 35 歳を上回る人物に限る。**閣僚に任命される人物は、市民的・政治的権利を享受し、**法的に免除された場合を除き兵役を務め、任命時点において 30 歳を上回る人物に限る。**閣僚と代議院議員との兼任を禁じる。議員が閣僚に任命された場合、**その任命時点において議席の欠員と見なす。**

第 165 条 首相および閣僚は就任に先立って共和国大統領の前で次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて共和政を遵守し、憲法と法律を尊重し、人民の利益に留意し、祖国の独立と領土保全を維持することを誓う」。

巻末付録

- 第 166 条 首相および閣僚の収入は法律によって定める。首相および閣僚は他にいかなる給与や報酬を受け取ることもできない。**給与額の修正はその修正が決定された大統領の任期中は適用されない。**また、その在任中において自らあるいは仲介人を介して、独立した職業や事業に従事することはできず、国家、**公共法人、公共部門、あるいは公共企業**のいかなる資産の購入および賃貸、自己の財産の国家への賃貸、売却、および交換、そして、契約者・輸入業者・請負業者として国家との契約を行なうことはできない。**これらの行為は全て無効とされる。**首相および閣僚は、就任時と退任時、および毎年の年度末に資産を開示し、**官報で公表**しなければならない。首相職・閣僚職と関連して首相および閣僚が金銭あるいは現物の寄付を受領した場合、その寄付を国庫に納付する。前述の規定はいずれも法律によって定める。
- 第 167 条 内閣は特に以下の職務を遂行する。
- 第一に、共和国大統領と共同して国家の一般政策を立案し、その執行を指揮する。
- 第二に、国家の安全を維持し、国民の権利と国家の利益を保護する。
- 第三に、各省庁および、その下部組織、公共部門の業務を監督、調整、および執行する。
- 第四に、法律と共和国令を立案する。
- 第五に、法律に基づいて行政命令を下し、その執行を監督する。
- 第六に、国家の**一般計画**を立案する。
- 第七に、**国家予算**を立案する。
- 第八に、憲法の規定に従って借款を契約・付与する。
- 第九に、法律を執行する。
- 第 168 条 閣僚は、**担当省庁と協力し**、国家の一般政策の範囲内において管轄の一般政策を立案し、その履行を監督し、指針を示して管理する。**各省の高官職として第一次官を設置し、それによって組織の安定を保障し、政策の執行の効率を高める。**
- 第 169 条 内閣の一員は、代議院および議院委員会においてそれぞれの管轄内の問題についての声明を演説できる。代議院あるいは当該の委員会はその声明を審議し、その声明に対する立場を表明できる。
- 第 170 条 首相は法律の施行に際して運用上の修正、遅延、免除を防ぐために必要な規則を発令できる。首相は他者にこの発令権限を授ける権利を有する。法律の運用上必要とされる決定を下す機関については法律によって定める。
- 第 171 条 首相は内閣の同意に基づき公益事業機関の設置と編成に必要とされる決定を発令できる。
- 第 172 条 首相は内閣の同意に基づいて懲戒に関する規則を発令できる。
- 第 173 条 首相および閣僚は、職務遂行上もしくは職務と関連する犯罪に加担した場合、**調査および裁判手続きの一般規則に服する。**首相および閣僚の**任期の終了**はその人物に対する訴追の**開始あるいは続行を妨げない。**首相および閣僚が**重大な背信を犯した場合、本憲法第 159 条で定められた規定を適用する。**
- 第 174 条 首相が辞任する場合、辞職届を共和国大統領に提出しなければならない。**閣僚が辞任する場合、辞職届を首相に提出しなければならない。**

第 3 節 地方行政

- 第 175 条 エジプト・アラブ共和国は法人格を有する複数の行政単位に区分され、県、市、および村で

成り立つ。**公共の利益において必要とされる場合には法人格を有する別の行政単位を設置できる。地方自治体の境界線を設定・変更・廃止する場合には経済的・社会的状況を考慮しなければならない。前述の規定はいずれも法律によって定める。**

第 176 条 国家は**行政的・財政的・経済的な**地方分権を支援し、法律によって地方自治体に公共施設に関する権限を与え、その発展と健全な運営を促し、**地方自治体への権限と予算の移譲の工程表を定める。**

第 177 条 国家は、**科学上、技術上、行政上、財政上の**援助において地方自治体の要望に応え、公共施設、公益事業、資源の平等な分配を保障し、開発水準と生活水準において地方自治体の共通の水準を保つよう努める。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第 178 条 **地方自治体は独立した予算を有する。**地方自治体の財源は、**国家から配分された歳入、地方税、および地方公共料金から構成され、新たな地方税・地方公共料金を加えることができる。**地方自治体が公的資金を徴収する場合、国家と同じ規則と手続きを採用する。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第 179 条 県知事およびその他地方自治体の首長の**任命・選出の条件および方法とその管轄**については法律によって定める。

第 180 条 全ての地方自治体において地方評議会は秘密投票によって直接選出される。議員の任期は 4 年とする。**被選挙権は 21 歳以上とする。**地方評議会の任命と選出に関する条件と手続きは法律によって定める。このとき、**議席の 25%を 35 歳未満の若者に配分し、議席の 25%を女性に配分し、議席の 50%以上を労働者と農民が代表し、キリスト教徒と障害者が適切な代表を受ける。**地方評議会は、**開発計画の立案および執行、行政活動の様々な側面の監視、および、提案、質疑、動議、一般質問、首長の不信任決議などの執政府の監視手段の行使に関する権利を有する。**前述の規定はいずれも法律によって定める。**その他地方評議会の職務、財源、議員の保障と独立については法律によって定める。**

第 181 条 管轄の範囲内で下された地方評議会の決定は最終決定であり、評議会の管轄の逸脱を防ぐ場合や、公共の利益あるいは他の地方評議会の利益を侵害しかねない場合を除き、同自治体の執政府の介入を受けない。**村、市、都市の地方評議会の管轄に関する紛争は各県の地方評議会によって解決される。**各県の地表評議会の管轄に関する紛争は国家評議会の**法的助言・立法局の総会**によって緊急事項として扱われる。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第 182 条 全ての地方評議会は法律の規定に従って独自の予算と決算を有する。

第 183 条 包括的な行政手続きの一環として地方評議会を解散することを禁じる。地方評議会の解散と選出の手続きは法律によって定める。

第 3 章 司法権

第 1 節 一般規定

第 184 条 司法権は独立した権利であり、**あらゆる種類の**裁判所に授けられる。裁判所は法律に従って判決を下す。司法機関の権限は法律によって定める。司法権**および訴訟**への介入は時効期限のない犯罪である。

第 185 条 全ての司法機関は、それぞれの職務を統括し、独立した予算を有する。**予算の各項目は全て代議院で審議され、項目ごとに承認を受け、国家予算の 1 つの項目として加えられる。**あらゆる

巻末付録

る司法機関はそれぞれの管轄に関する法案について協議を受ける。

第 186 条 裁判官は独立し、免職されず、法律以外のいかなる権力にも拘束されず、権利と義務において平等である。裁判官の任命、**移動、退職**、および懲戒に関する条件と手続きについては法律によって定める。**法律で定められた司法機関および職務を除き、裁判官の権限は委任されない。但し、裁判所および裁判官の独立性と中立性を維持し、利害対立を防止する。裁判官の権利、義務、および保障は法律によって定める。**

第 187 条 法廷は公開とする。但し、裁判所は公共の秩序あるいは道徳を考慮して法廷を非公開にすることもできる。いかなる場合も判決の言い渡しは公開で行われる。

第 2 節 裁判所と検察官

第 188 条 裁判所は別の司法機関が決定を下す事項をを除く全ての紛争と犯罪に対して判決を下す。裁判所は裁判官の問題に関するあらゆる紛争を解決する。**最高評議会が裁判官の事項を管理し、その職務は法律によって定める。**

第 189 条 検察官は司法権の必要不可欠な一部であり、法律で例外と定められた事項以外の全ての犯罪について調査、尋問、告発する。他の権限は法律によって定める。検察は検事総長によって指揮される。検事総長は、最高司法裁判所次席裁判官、上訴裁判所首席裁判官、検事副総長の中から最高司法評議会の推薦に基づき、共和国大統領によって任命される。検事総長の任期は 4 年間か退職年齢までの期間のうち短いほうが適用され、検事総長への任命は裁判官の経歴において 1 回限りとする。

第 3 節 国家評議会

第 190 条 国家評議会は独立した司法機関であり、行政紛争と懲戒についての裁定を独占的に下す権限を有する。また、同評議会は、懲戒と異議申し立ての手続きに着手し、法律で定められた法的问题に判断を下し、同評議会に送付された法案および法的効力を持つ決議を審査・作成し、**国家あるいは公共機関**が当事者である契約を審査する。その他の権限に関しては法律によって定める。

第 4 章 最高憲法裁判所

第 191 条 最高憲法裁判所は独立した司法機関である。カイロにその所在地を置く。**最高憲法裁判所は、必要とされる場合、同裁判所の総会の同意を得て国内の別の場所で開くことができる。最高憲法裁判所は独立した予算を有する。予算の各項目は全て代議院で審議され、項目ごとに承認を受け、国家予算の 1 つの項目として加えられる。同裁判所の総会は裁判所の事項に責任を負い、裁判所の事項に関する法案について協議を受ける。**

第 192 条 最高憲法裁判所は法律と規則の合憲性に関して司法審査を行なう唯一の機関であり、**法律で定められた方法に従って、法律の文言について解釈を行ない、裁判官の事項に関する紛争、司法機関と司法権の委任を受けた機関との紛争、司法機関の最終的判決と司法権の委任を受けた機関あるいはその他機関の最終的判決との矛盾に関する紛争、および判決・判断の執行に関**

する紛争について裁定を下す。最高憲法裁判所の他の権限およびその手続きについては法律によって定める。

第 193 条 最高憲法裁判所は首席裁判官と十分な人数の次席裁判官で構成される。最高憲法裁判所理事会は理事長、十分な人数の理事、相談役、およびその補佐で構成される。総会は次席裁判官の年長者 3 人の中から首席裁判官を選ぶ。また、総会は次席裁判官および理事会を選ぶ。これらの役職は大統領令によって任命する。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第 194 条 最高憲法裁判所首席裁判官、次席裁判官、同裁判所理事会および理事は独立し、免職されず、法律以外のいかなる権力にも拘束されない。これらの役職者が満たすべき条件は法律によって定める。同裁判所は法律の規定に従ってこれらの役職者に対する懲戒処分に責任を負う。これらの役職者は他の裁判所の裁判官に与えられた権利、義務、および保障を有する。

第 195 条 最高憲法裁判所のあらゆる判決および判断は官報で公布される。その決定はあらゆる者およびあらゆる国家機関を拘束し、絶対的な権限を有する。法律の条文の違憲判決に伴う措置は法律によって定める。

第 5 章 司法機関

第 196 条 国家司法評議会は独立した司法機関である。同評議会は紛争における国家の法的代表機関であり、訴訟のあらゆる段階において和解を講じ、行政機関の法務部門に対して技術的監督を行ない、国家が当事者である契約を立案する。前述の規定はいずれも法律によって定める。他の権限は法律によって定める。同評議会は他の裁判所の裁判官に与えられた、保障、権利、および義務を有する。懲戒処分の手続きは法律によって定める。

第 197 条 行政検察は独立した司法機関である。同機関は、財政上・行政上の不正を調査・付託し、懲戒処分を受けた当該の司法機関の権限を代行する。行政検察の決定に対する異議申し立ては国家評議会懲戒裁判所で行われる。また、行政検察は国家評議会において懲戒手続きおよび異議申し立てを進める。前述の規定はいずれも法律によって定める。他の権限は法律によって定める。同機関のは他の裁判所の裁判官に与えられた保障、権利、および義務を有する。懲戒処分の手続きは法律によって定める。

第 6 章 法曹

第 198 条 法曹は独立した職業であり、裁判所とともに正義と法の支配の達成に努め、弁護権を保障する。独立した弁護士、および公共部門・公共事業部門・公共企業所属の弁護士が法曹の職務に従事する。あらゆる弁護士は、裁判における弁護権の行使および調査・捜査関係者への対応に際して、法律で授けられた保障および保護を享受する。現行犯の場合を除き、弁護権の行使に際して弁護士の逮捕および勾留を禁じる。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第 7 章 司法権の補佐

第 199 条 法学の専門家、法医学の専門家、および不動産登録書士は自主的に職務を務める。その職務遂行にあたって必要とされる保障と保護は法律によって定める。

巻末付録

第8章 軍と警察

第1節 軍

第200条 軍隊は人民に属す。軍隊の職務は、祖国の防衛、およびその安全と領土の維持である。国家のみが軍隊を創設できる。いかなる個人、団体、組織、集団も軍隊や軍隊に準じる機構、集団、組織を保持できない。軍隊は法律に従って軍最高評議会を有する。

第201条 国防相は軍の最高司令官であり、軍将校から任命される。

第202条 総動員、および、軍隊の職務、昇進、退役の条件は法律によって定める。軍将校および一般兵士に関する決定をめぐるあらゆる行政紛争については軍将校および一般兵士に関する軍法委員会のみが判断を下す。**軍法委員会の判断に対する上訴の規則および手続きについては法律によって定める。**

第2節 国防評議会

第203条 国防評議会を設置する。同評議会は共和国大統領が議長を務め、首相、代議院議長、国防相、外相、財務相、内相、総合諜報局長官、陸軍参謀長、海軍司令官、空軍司令官、防空軍司令官、陸軍作戦参謀長、軍諜報部長官が議員を務める。同評議会は祖国の安全保障の方法および軍事予算に関する事項に責任を負う。**軍事予算は国家予算の1つの項目として加えられる。**軍の事項に関する法案について協議を受ける。その他の権限は法律によって定める。**軍事予算を審議する場合、軍財務部門代表、代議院計画・予算委員会委員長、国防・安全保障委員会委員長をその審議に加える。共和国大統領**は関連する専門知識を有すると考えられる者であれば誰でも会合に招聘できる。但し、その者に投票権は与えられない。

第3節 軍事裁判所

第204条 軍事裁判所は独立した司法機関であり、軍隊、軍将校、および一般兵士に関するあらゆる犯罪**および諜報機関員が職務遂行中およびその職務に関連して犯した犯罪**について独占的に判断を下す。文民を軍事裁判に掛けることはできない。但し、**軍関係施設、兵舎およびその管轄地帯、軍用地として定められた所定の敷地および国境地帯、軍の装備、車両、武器、弾薬、文書、軍事機密、公的資金、および軍需工場に対する直接攻撃に該当する犯罪、兵役に関する犯罪、および軍将校・一般兵士の職務遂行に対する直接攻撃に該当する犯罪の場合**は例外である。その犯罪および軍事裁判所の他の権限に関しては法律によって定める。軍事裁判所の裁判官は独立し、免職されない。同裁判官は他の裁判所の裁判官に与えられた保障、権利、および義務を有する。

第4節 国家安全保障評議会

第205条 国家安全保障評議会を設置する。共和国大統領が議長を務め、首相、代議院議長、国防相、内相、外相、財務相、法相、厚相、**通信相、教育相**、総合諜報局長官、代議院国防・安全保障委員会委員長が議員を務める。同評議会は、国内の安全保障の確立、あらゆる種類の災害や危

機への対処とそれを封じ込めるための必要な措置、および、国内外の別なくエジプトの安全保障上の脅威の原因の特定とそれに政府と国民の両面において対処するための必要な措置に関する戦略を策定する。同評議会は関連する専門知識を有すると考えられる者であれば誰でも場合に招聘できる。但し、その者に投票権は与えられない。その他の権限と規則は法律によって定める。

第5節 警察

第206条 警察は国内制定法機関である。警察は、国民に奉仕し、**国民に忠誠を誓い、国民の安全と平和を保障する**。警察は、**公共の秩序**と道徳を保護し、憲法と法律で定められた**義務**を遵守し、**人権と基本的自由を尊重する**。国家は警察官の職務遂行に必要とされる保障を法律によって定める。

第207条 **最高警察評議会は最年長の警察官僚と国家評議会法的助言局局长で構成される同評議会は警察機構の編成および警察関係の事項の運営において内相を補佐する**。同評議会は**警察の事項に関する法案について協議を受ける**。その他の権限は法律によって定める。

第9章 全国選挙委員会

第208条 全国選挙委員会は**独立した機関であり**、国民投票、大統領選挙、議会選挙、地方選挙の運営に独占的に責任を負う。同委員会は、有権者名簿を用意・**更新**し、選挙区の区割りを**提案**し、結果発表まで選挙資金の収入と支出、選挙運動、**在外投票**、その他手続きを管理する。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第209条 全国選挙委員会は、最高司法裁判所次席裁判官、上訴裁判所首席裁判官、国家評議会次席裁判官、国家司法評議会、行政検察から公平に選ばれた10人の執行部によって運営される。委員は各司法機関の総会において当該の候補者を含まない裁判官によって選出される。委員は1期6年間において同委員会の職務を全うする。同委員会の委員長は最高司法裁判所の委員の年長者が務める。委員の半数を3年ごとに改選する。**委員は大統領令によって任命される**。同委員会は選挙業務について専門知識を有すると考えられる公職者あるいは専門家を照会できる。**但し、その者に投票権は与えられない**。同委員会は**常設の執行部を有し、同委員会の構成、運営形態、委員の権利、義務、保障は、いずれも同委員会の中立性、独立性、および公平性を達成するよう法律によって定める**。

第210条 全国選挙委員会が実施する国民投票および選挙の投票および集計は、同委員会執行部の完全な監督下において同委員会の関係者が運営する。**運営にあたって司法機関の人員の補佐を受けられることができる**。法律の規定に従って、本憲法の施行日から10年間に実施される選挙および国民投票の投票と集計は**司法機関および司法組織の完全な監視下で行なう**。最高行政裁判所は、国民投票、議会選挙、大統領選挙およびその結果に関する全国選挙委員会の決定に対して行われた異議申し立てに対して判断を下す。地方選挙に関する異議申し立てはそれぞれの行政裁判所に対して行なう。異議申し立ての手続きおよび**最終判断を下す日程は法律によって定める**。**但し、最終判断は異議申し立てから10日以内に下さなければならない**。

第10章 全国報道評議会

第211条 全国報道評議会は、**独立した機関であり**、法人格を有し、技術上・財政上・運営上の独立性を有し、**独立した予算を有する**。同評議会は、ラジオ、テレビ、印刷、電子媒体その他の媒体の問題を扱う。同評議会は、**憲法で定められた出版と報道の自由を保障・保護し、報道の独立性、中立性、多元性、多様性を保護し、独占を防ぎ、出版・報道機関の財源の合法性を監視し、**報道媒体が職業的・倫理的基準**および国家の安全**の遵守に努めることを保障する規制と規則を定める。**同評議会の構成、運営形態、職員の雇用条件は法律によって定める。同評議会は報道に関する法案および規則案について協議を受ける。**

第212条 全国出版協会は**独立した機関であり**、国営の出版社を運営し、**出版の発展、独立性、中立性、**および分別のある職業的、行政的、経済的基準の遵守を保障するよう国営機関とその資産の発展に努める。**同協会の構成、運営形態、職員の雇用条件は法律によって定める。同協会は出版に関する法案および規則案について協議を受ける。**

第213条 全国報道協会は**独立した機関であり**、国営の報道機関を運営し、**ラジオ、テレビ、電子報道媒体に関する事項を統制し、報道機関の発展、独立性、中立性、**および分別のある職業的、行政的、経済的基準の遵守を保障するよう国営機関とその資産の発展に努める。**同協会の構成、運営形態、職員の雇用条件は法律によって定める。同協会は出版に関する法案および規則案について協議を受ける。**

第11章 各種国家評議会、独立行政法人、規制機関

第1節 各種国家評議会

第214条 **国家人権評議会、国家女性評議会、国家母子評議会、国家障害者評議会を含む、独立した各種国家評議会については法律によって定める。各種国家評議会の構成および職務は法律によって定め、同評議会の独立性および中立性は法律によって保障する。各種国家評議会はそれぞれの分野に対するいかなる侵害についても公共機関に届けなければならない。**同評議会は、法人格を有し、技術上・運営上・財政上の独立を有する。これらの評議会はそれぞれの管轄に関する法案および規則案について協議を受ける。

第2節 独立行政法人と規制機関

第215条 独立行政法人と規制機関は法律によって定める。これらの機関は、法人格を有し、技術上・運営上・財政上の独立を有する。これらの機関はそれぞれの管轄に関する法案および規則案について協議を受ける。中央銀行、**金融監督庁**、中央会計検査院、**行政監督庁**はこの機関に該当する。

第216条 独立行政法人と規制機関の設置に際して、当該機関の**権限および職務**、および職員の職務遂行を可能にする保障を法律によって定める。職員の中立性と独立性を保障するための任命、昇進、責任、解任、およびその他の雇用条件の詳細は法律によって定める。共和国大統領は**代議院の過半数**の同意を受けて独立行政法人と規制機関の長官を任命する。長官の任期は4年間とし、再選は1回に限り認められる。長官は**法律で定められた場合を除き**解任されない。閣僚

に適用される禁止事項が適用される。

第 217 条 独立行政法人および規制機関の報告書は**発表後直ちに**共和国大統領、代議院および**首相**に送付する。代議院はその報告書を審議し、受理日から**4ヶ月以内**に然るべき措置を講じる。報告書は公開する。**独立行政法人および**規制機関は何らかの侵害や犯罪を見つけ次第、然るべき調査機関に通報する。**調査機関は所定の期間内に措置に必要な措置を講じなければならない。**前述の規定はいずれも法律によって定める。

第 218 条 **国家は汚職撲滅に努め、その職務に関する規制機関を法律によって定める。**同機関は、**公共部門の健全な職務遂行を保障し、公的資金を保護し、**国家の汚職撲滅戦略を策定し、他の関連機関と共同してその戦略を履行するため、汚職撲滅のための協力および清廉性と透明性の水準の向上に努める。前述の規定はいずれも法律によって定める。

第 219 条 中央会計検査院は、国家の財源および法律によって定めたその他団体の財源を管轄し、**国家予算の執行を監視し、その最終的な決算を審査する。**

第 220 条 中央銀行は、通貨、預金、金融に関する政策を定め、その政策の履行を監督し、銀行制度の運営を監視し、通貨発行の権利を独占的に有する。また、中央銀行は法律の規定に従って国家の経済政策の枠内において**金融制度と銀行制度を維持し、**価格の安定に努める。

第 221 条 **金融監督庁は、法律の規定に従って、長期金融、先物取引、保険、不動産、賃貸借、債権買い取り、証券化などの非銀行部門の金融手段の監視および監督に責任を負う。**

第 6 部 一般規定と暫定規定

第 1 章 一般規定

第 222 条 カイロはエジプト・アラブ共和国の首都である。

第 223 条 **エジプト・アラブ共和国の国旗は黒色、白色、赤色の三色旗であり、山吹色のサラディンの鷲を配する。**国章、勲章、記章、および国歌は法律によって定める。**国旗の冒涇は法律によって罰せられる犯罪である。**

第 224 条 本憲法の公布以前に定められた全ての法律と規則の規定は効力を保持する。但し、その規定は本憲法で定められた規則と手続きと合致するよう廃止あるいは修正できる。**国家は本憲法の規定を施行するための法律の公布に努める。**

第 225 条 法律は公布日から 15 日以内に官報で公布される。期日が定められている場合を除き、法律は公布から 30 日後に施行される。法律の規定は施行日以降のみに適用される。但し、刑事犯罪および租税に関する事項を除き、法律の規定は代議院議員の 2/3 の同意によって遡及効を有する。

第 226 条 共和国大統領および**代議院の 1/5 の議員**の申し立てによって憲法の 1 つの条項あるいは複数の条項の修正を発議できる。憲法修正の発議に際しては修正対象の条項とその修正理由を示さなければならない。いかなる場合であれ、代議院は受理日から 30 日以内にその憲法修正の発議を審議し、その発議の全体あるいは一部について**議員の過半数**によって可決する。発議が否決された場合、次回の会期まで同一の条項に関する修正は発議できない。代議院が憲法修正の発議を可決した場合、修正が発議された条項に関して可決日から 60 日間以内に審議を行なう。代議院議員の 2/3 以上が憲法修正に賛成した場合、その修正対象の条項は可決日から 30 日以内に国民投票に付される。修正対象の条項は国民投票において**有効投票の過半数の賛成**

によって承認され、その結果の発表日から施行される。いずれの場合においても、保障を追加する場合を除き、本憲法で定められた共和国大統領の再選規定および自由と平等の原則に対する修正は認められない。

第 227 条 本憲法は前文および各条文によって不可分の全体を構成し、その規定は相互に首尾一貫したまとまりを構成する。

第 2 章 暫定規定

第 228 条 本憲法の施行時に設置されている最高選挙委員会および大統領選挙委員会は本憲法施行後最初に実施される代議院選挙および大統領選挙の監督業務を全うする。この 2 つの委員会の資金は、全国選挙委員会の設置次第、同委員会へ移管する。

第 229 条 本憲法施行後の代議院選挙は本憲法第 102 条の規定に従って実施する。

第 230 条 大統領選挙および代議院選挙は法律の規定に従って実施する。但し、本憲法の施行日から 30 日以後から 90 日以内の期間に実施する。いずれの場合においても本憲法の施行日から 6 ヶ月以内に次の選挙を実施する。

第 231 条 本憲法施行後に就任する大統領の任期は選挙の最終結果の発表日から開始する。

第 232 条 暫定大統領は選挙で選ばれた共和国大統領が就任するまで本憲法で定められた大統領権限の行使を続行する。

第 233 条 暫定大統領が一時的な障害によって大統領の職務を遂行できなくなった場合、首相がその職務を代行する。辞職、死去、永続的障害、あるいはその他の理由によって暫定大統領職が空席となった場合、最高憲法裁判所次席裁判官の最年長者が暫定大統領に就任する。

第 234 条 国防相は軍最高評議会の同意を受けて任命される。本条の規定は本憲法施行後から大統領任期 2 期相当の期間に適用される。

第 235 条 代議院は本憲法施行後最初に召集される会期において教会の建設と改修に関する法律を制定し、キリスト教徒がその宗教儀礼を実践する自由を保障する。

第 236 条 国家は国境地帯および恵まれない地域における経済開発・都市開発計画を本憲法施行から 10 年以内に策定・履行する。上エジプト、シナイ、マトルーフ、ヌビアがその地域に該当する。これらの地域の居住者は同計画に参画し、その利益を優先的に受ける。本憲法施行から 10 年間は法律の規定に従って現地の文化および環境に配慮する。国家は法律の規定に従って 10 年以内にヌビア人居住者の本来の土地への帰還に関する計画の策定・履行に努める。

第 237 条 国家は、あらゆる種類、あらゆる形態のテロと戦い、公的な権利と自由を保障し、祖国および国民に対する脅威としてテロの資金源を所定の期間内に追跡する。テロへの対応およびテロの被害に対する公正な補償に関する規定と手続きは法律によって定める。

第 238 条 国家は本憲法で定められた教育、高等教育、医療、科学研究に関する政府支出の最低限の割り当てを段階的に履行する。但し、2016 年会計年度の国家予算には完全に履行するよう努める。国家は 2016 年度までに中等教育への義務教育の拡充に努める。

第 239 条 代議院は、本憲法施行から 5 年以内に裁判官および司法機関の権限委任の手続きに関する法律を制定し、司法関係以外の機関に対する司法権限、司法関係の運営、選挙監視の部分的・全面的な委任の廃止を保障する。

第 240 条 国家は、法律の規定に従って、本憲法の施行日から 10 年間の刑事裁判で下された判決に対

する異議申し立てのための資金的・人的資源の供給を保障する。

- 第 241 条 代議院は、本憲法施行後最初に召集される会期において、国際基準に従って真実の究明、責任の所在、国民和解の枠組みの提示、犠牲者への補償を保障する移行期正義に関する法律を制定する。
- 第 242 条 現行の地方行政制度を維持し、本憲法で定められた制度は第 180 条の規定を侵害することなく本憲法の施行日から 5 年間のうちに段階的に適用する。
- 第 243 条 国家は、法律の規定に従って、本憲法施行後に初めて選出される代議院において労働者と農民が適切に代表されるよう努める。
- 第 244 条 国家は、法律の規定に従って、本憲法施行後に初めて選出される代議院において若者、キリスト教徒、障害者、および在外邦人が適切に代表されるよう努める。
- 第 245 条 協議院の職員は本憲法の施行日から代議院に異動し、同一の地位と身分が維持される。職員の給与、手当、報酬、その他個人的に授けられた金銭的権利は維持される。協議院の資金は代議院に全額移管する。
- 第 246 条 2013 年 7 月 5 日に発令された憲法宣言、2013 年 7 月 8 日に発令された憲法宣言、および 2012 年憲法で言及された憲法宣言や規定は本憲法施行日に破棄する。但し、それらの規定は効力を保持する。
- 第 247 条 本憲法は国民投票で投票者の有効投票の過半数による承認が発表された日から施行される。

出典：Egypt State Information Service, *Cairo Post* (7-9 Dec. 2013) *Aswat Masriya* (11 Jan. 2014)

注：2012 年共和国憲法と重複する条項の修正箇所と新たに導入された規定に関しては、**太字・ゴシック体**で表記した。

(2) 各種法律・軍令・大統領令

政党再編法（1952 年軍令）・抜粋

- 第 1 条 本法において政党とは国内外の事情に関与し、権力獲得によって目標達成を目指すあらゆる徒党、組織、団体を指す。純粋に学術的、社会的、文化的、宗教的な目標の達成に努める団体は政党とは見なされない。
- 第 2 条 エジプト国民は政党を設立する権利を有する。全てのエジプト国民は政党に属する権利を有する。
- 第 3 条 政党の設立を望む者は何人も内務省に登録申請しなければならない。同申請書類には党規約、設立者の指名、資金源を記載しなければならない。
- 第 4 条 政党は資金管理団体に割り当てられた資産以外を所有することを禁じる。また、軍隊を設立することを禁じる。
- 第 13 条 政党が前述の規定を違反した場合、内相その他管轄の役人は同党に介入する権利を有し、解党、活動停止、党員の除名を申し立てることができる。内相は行政裁判所に対してその申し立

巻末付録

てを行なう。

第14条 本法の規定は全ての既成政党に適用される。

出典：The American University in Cairo (1978: 71-72)

政党禁止法（1953年軍令第27号）・抜粋

第1条 活動が禁じられた政党の資産は内閣によって分配される。

第2条 活動が禁じられた政党の党員はいかなる政治活動への参加も禁じられる。その人物の政治的関与を手助けすることも禁じられる。

第3条 政党に資産を有する者はその旨を公表しなければならない。

第5条 政党を新たに設立することを禁じる。

出典：The American University in Cairo (1978: 74)

アラブ社会主義連合法（1962年）

目標

人民による人民のための健全な民主主義を実現し、その手段において人民による革命を、その目標において人民のための革命を成就する。社会主義革命、すなわち、勤労人民の革命を実現する。人民の利益を推進するための革命的な原動力を与える。国民憲章で掲げられた以下の規定を保障する。

第一に、あらゆる人民組織・政治組織における労働者と農民の最低限の代表を保障し、そのために、長年に渡って基本的権利を剥奪された民衆の大部分を占める労働者と農民によってアラブ社会主義連合の成員の少なくとも半数を構成する。

第二に、批判と自己批判の権利を保障する。

第三に、集団指導の原則を実現する。

第四に、協同組合と労働組合を強化する。

第五に、国家権力を徐々に選出評議会へと移譲する。

義務

第一に、革命的行動を支える建設的な力となる。

第二に、革命の原則と目標を保護する。

- 第三に、資本主義と封建主義の影響を一掃する。
- 第四に、外国の影響力の浸透に対抗する。
- 第五に、反動主義の復活に対抗する。
- 第六に、日和見主義の浸透に対抗する。
- 第七に、不作為と逸脱に抵抗する。
- 第八に、国家運営における無計画を阻止する。

活動原則

アラブ社会主義連合は国家運営を司る包括的な政治構造である。同連合は、その組織の基礎単位から集団指導の中枢まであらゆる段階において国家運営に対して密接に連帯するという認識の下、農民、労働者、軍人、知識人、国内資本家という、あらゆる人々の勢力によって構成される。

この人民組織の目標達成を保証するため、成員同士の関係および成員と組織の関係は、革命の成就に向けた動きを保障する価値観と原則に基づくものでなければならない。特に以下の原則が重視される。

- 第一に、多数派の意思の中の少数派を尊重し、連合の内部に独裁が生まれる余地を与えない。
- 第二に、説得を通じて人民の信頼を獲得する。信頼は指導者が人民の支持を得る手段であり、信頼は恐怖ではなく説得によって得られるものであり、いかなる段階においても指導者に授けられる権利ではない。そうでなければ連合の内部に独裁が生まれてしまう。
- 第三に、指導者と社会主義前衛の関係に秩序と恭順を保つ。快く奉仕と犠牲を捧げなければならない。人民を説得しなければならない。
- 第四に、連合と勤労人民との健全な関係の樹立に努める。
- 第五に、人民の問題の解決に努める。
- 第六に、革命に対する人民の影響力の維持に努める。
- 第七に、人民に対して事実を明らかにしなければならない。
- 第八に、勤労人民に対して高圧な態度、あるいはいかなる傲慢な態度も示してはならない。
- 第九に、過ちを認識し、迅速に修正しなければならない。

アラブ社会主義連合は、人民の権力の源泉として、人民の名において指揮、指導、統制を司る。その一方、労働組合と人民評議会はアラブ社会主義連合が定めた政策を執行し、また、国家の最高権力機関である国民議会は職能組合とともにアラブ社会主義連合が定めた政策を執行する。

アラブ社会主義連合は、労働組合、協同組合、若者運動の代替機関ではなく、国民憲章で定められた方法によって、それらの団体の援助を得ながらその使命を果たし、目標の実現に努める。

アラブ社会主義連合内の組織構造のあらゆる段階において、国民憲章は、我々の革命にとって相応しい理論であり、我々の社会主義へと適用される革命イデオロギーである。

指導的役割を担い、前衛組織の責任を負い、国民憲章で定められた保護規定を保障し、人民のうねり、人民の大志の代表、人民の意思の表明における役目を民主主義的方法によって遂行するにあたって、アラブ社会主義連合は、人民主権の原則と、社会主義的な論理において健全な民主主義こそが民族闘争を終わらせる手段であるという政治的・民主主義的組織の基本的概念を確立する。

第1章 参加資格

巻末付録

- 第1条 アラブ社会主義連合の参加資格は以下の条件を満たす国内のあらゆる人々に認められる。
- 第一に、アラブ連合共和国の国民であること。
 - 第二に、18歳以上の有権者であること。
 - 第三に、前科がなく、健全で非搾取的な国民であること。
 - 第四に、国民憲章に感銘を受け、アラブ社会主義連合の様々な組織の活動に従事し、その目標の達成に努める人物であること。
 - 第五に、アラブ社会主義連合の入会書を提出すること。
- 第2条 前条の条件を満たしたアラブ社会主義連合の成員は以下の会員で成り立つ。
- 第一に、正会員。同会員は同連合の様々な組織の役員への立候補と選出の資格を有し、最高執行委員会によって定められた寄付金を支払う。
 - 第二に、準会員。同会員の地位は最高執行委員会の決定によって定める。
- 第3条 アラブ社会主義連合の入会書は提出者が勤務あるいは所属する公共機関あるいは提出者が居住する基礎単位に提出する。
- 第4条 アラブ社会主義連合の正会員の義務は以下の通りである。
- 第一に、精神的・人道的価値観を遵守する。
 - 第二に、アラブ社会主義連合法を遵守する。
 - 第三に、アラブ社会主義連合の統一と結束を常に維持・保護する。
 - 第四に、アラブ社会主義連合の決定および正会員に定められた義務の履行に努める。
 - 第五に、アラブ社会主義連合の各組織の決定を継続的に検討し、その内容を人民に説明する。
 - 第六に、個人の見解に反していても多数派の決定を受け入れ、誠実かつ忠実にその履行に努める。
 - 第七に、勤務態度において他者や社会主義市民に対して模範を示す。
 - 第八に、継続的に自らの知的・イデオロギー的水準の向上に努め、国民憲章の諸原則の熟知とその他者への説明に努める。
 - 第九に、アラブ社会主義連合と人民の利益のために個人の利益を常に犠牲にする。
 - 第十に、批判と自己批判に努め、自らの誤りを修正する。
 - 第十一に、自己や他者へのいかなる特権も特別扱いも求めない。
 - 第十二に、地元の環境に馴染み、その環境における人民の意識と文化の向上に実践的に努める。
 - 第十三に、それぞれの領域において会員と常に交流し、その要望や要求を見出し、協力してその要望や要求に対する適切な対応を見出す。また、アラブ社会主義連合に人民の見解を説明する。
 - 第十四に、現地社会の有力者を発見し、付属機関への加入を勧め、必要な助言を与える。
 - 第十五に、社会革命、アラブ民族主義、および我々の自由と独立に対しては全力で抵抗する。
党員は革命と社会主義連合の所有者として振る舞うべきである。
- 第5条 アラブ社会主義連合の正会員の権利は以下の通りである。
- 第一に、アラブ社会主義連合の要職に選出および立候補できる。
 - 第二に、アラブ社会主義連合の会合に参加し、自らの見解を表明できる。
 - 第三に、自らの見解とアラブ社会主義連合の決定に反する場合、いかなる執行部に対しても自らの見解を伝えることができる。但し、その異論を表明するまでは決定を遵守し

なければならない。

第四に、アラブ社会主義連合とその関連組織に対して質問・提案できる。アラブ社会主義連合とその関連組織の水準の向上のために批判を与えることができる。

第五に、アラブ社会主義連合のあらゆる関連組織に質問や苦情を伝えることができる。

第六に、基礎単位の社会・経済・文化の水準向上に影響を及ぼす要因について議論し、適切な解決策を導くための調査・検討委員会に参加できる。

第七に、アラブ社会主義連合の政策およびその実現に関する問題を報道機関で議論できる。

第2章 一般組織

第6条 第一に、基礎単位。

(1) 基礎単位はアラブ社会主義連合の組織構造の基礎であり、村落やそれに類する集落、公共機関に設置される。基礎単位は最高執行委員会の命令によって決定される。

(2) 村落・集落・公共機関の支部は最高執行委員会の命令によって決定される。

第二に、アラブ社会主義連合の編成。アラブ社会主義連合の一般組織の編成は以下の通りである。

(1) 基礎的な村落、集落、公共機関におけるアラブ社会主義連合会議とアラブ社会主義連合委員会。

(2) 市町村、地区、複数の基礎単位で構成される公共機関におけるアラブ社会主義連合会議とアラブ社会主義連合委員会。

(3) 各地方におけるアラブ社会主義連合会議とアラブ社会主義連合委員会。

(4) 各県におけるアラブ社会主義連合会議とアラブ社会主義連合委員会。

(5) アラブ社会主義連合全国会議とアラブ社会主義連合共和国委員会。

第3章 基礎単位における編成

第7条 アラブ社会主義連合の基礎単位の編成は以下の通りである。

第一に、アラブ社会主義連合基礎単位会議。

(1) 同会議は基礎単位におけるアラブ社会主義連合の最高機関と見なされる。

(2) 同会議は基礎単位の全ての現役会員によって構成される。

(3) 同会議はアラブ社会主義連合基礎単位委員会の申し立てあるいは1/3以上の会員の申し立てを受けて4ヶ月ごとに開会される。

第二に、アラブ社会主義連合基礎単位委員会。

(1) 同委員会はその地域のアラブ社会主義連合の指導者を代表し、人民と交流するための最初的手段である。同委員会はアラブ社会主義連合の全ての編成の基礎であり、その全ての編成と労働者人民との交流を行なう。

(2) 同委員会は最高執行委員会の決定に従って複数人の委員によって構成する。

(3) 公的選挙の有権者名簿に記載された全ての市民が同委員会の選挙に参加

巻末付録

する。選挙は2年ごとに実施する。

(4) 同委員会は委員の中から書記官と書記官補佐を選出する。

(5) 同委員会は毎月少なくとも2回開会する。

第8条 アラブ社会主義連合基礎単位委員会は基礎単位におけるアラブ社会主義連合の様々な活動を補佐するため小委員会を設置する権利を有する。

第9条 アラブ社会主義連合基礎単位委員会はアラブ社会主義連合の日々の業務を司る。上位の委員会から受けた命令を執行し、その結果を月例報告として送付する。同委員会の最重要の職務は以下の通りである。

第一に、社会主義的民主主義的・協同的な行動に関する人民の政治的意識を醸成し、アラブ民族主義の諸原則を強化し、様々な権利と義務を伝え、現地・政治・経済・社会活動の様々な側面において権利と義務を実践する。

第二に、人民の文化的・経済的・精神的水準の向上に努め、その目的のため現地の様々な機関と協力する。

第三に、現地の労働者人民の要望や問題を検討する。現地の様々な機関と協力し、その問題の解決に努める。アラブ社会主義連合の上位組織に対してその要望や問題を説明・明示・擁護する報告書を作成する。

第四に、各地の全ての単位の生産向上に向けて努力を怠らないよう人民を説得する。

第五に、あらゆる種類の搾取に対抗する。人民が労働、奉仕、その他あらゆる権利の機会均等を得ることを阻害する官僚機構に対抗する。

第六に、正会員と住民に対してアラブ社会主義連合の政策と計画を伝える。政策や計画の履行に参加できるように人民の意識を高める。

第七に、本定款で定められた職務を会員が全うしていることを確認する。全体として基礎単位が社会主義社会の創出と民主主義の実現・実践に向けて努めることを確認する。

第八に、現地、政治、経済、社会活動に従事する様々な組織や評議会に参加するよう会員に求める。会員が民衆の要望に従ってアラブ社会主義連合の原則と政策を履行していることを確認する。

第九に、本定款で定められた権利の行使の機会をあらゆる労働者に与える。

第十に、アラブ社会主義連合基礎単位会議で下された決定を執行する。

第4章 市町村、地区、複数の基礎単位で構成される公共機関における編成

第10条 市町村、地区、複数の基礎単位で構成される公共機関におけるアラブ社会主義連合の編成は以下の通りである。

第一に、アラブ社会主義連合地区会議。

(1) 同会議は地区単位におけるアラブ社会主義連合の最高機関と見なされる。

(2) 同会議は地区内の基礎単位委員会の委員と最高執行委員会の決定で定められた委員で構成される。

(3) 同会議は6ヶ月ごとに定期的に関開される。アラブ社会主義連合地区委員会の申し立てあるいは1/3以上の議員の申し立てを受けた場合、臨時に関開できる。

- (4) 同会議は議員の中から地区委員会委員を選出する。

第二に、アラブ社会主義連合地区委員会。

- (1) 同委員会は最高執行委員会の命令に基づき、アラブ社会主義連合地区会議の議員から選出される。但し、全ての基礎単位の代表者を含まなければならない。
- (2) 同委員会の選挙は2年ごとに実施する。
- (3) 同委員会は委員の中から書記官と書記官補佐を選出する。
- (4) 同委員会は毎月少なくとも1回開会する。
- (5) 同委員会は本定款第9条で定められた職務と義務について特に以下の点を担う。
 - i. 地区会議で下された決定を執行する。
 - ii. アラブ社会主義連合の日々の業務を司る。
 - iii. 上位の委員会から受けた命令を執行し、その結果を月例報告として送付する。

第5章 地域における編成

第11条 各地域におけるアラブ社会主義連合の編成は以下の通りである。

第一に、アラブ社会主義連合地域会議。

- (1) 同会議は地域単位におけるアラブ社会主義連合の最高機関と見なされる。
- (2) 同会議は最高執行委員会の決定に従って地域内の基礎単位の代表者で構成される。
- (3) 同会議の任期は2年間である。6ヶ月ごとに定期的の開会される。アラブ社会主義連合地域委員会の申し立て、1/3以上の議員の申し立て、あるいは1/3以上の基礎単位委員会の申し立てを受けた場合、臨時に開会できる。
- (4) 同会議は議員の中から地域委員会委員を選出する。

第二に、アラブ社会主義連合地域委員会。

- (1) 同委員会は最高執行委員会の命令に基づき、アラブ社会主義連合地域会議の議員から選出される。
- (2) 同委員会の選挙は2年ごとに実施される。
- (3) 同委員会は最高執行委員会の命令に基づき、書記官と1人あるいは複数人の書記官補佐を選出する。
- (4) 同委員会は毎月少なくとも2回開会する。
- (5) 同委員会は本定款第9条で定められた職務と義務について特に以下の点を担う。
 - i. 地域会議で下された決定を執行する。
 - ii. アラブ社会主義連合の日々の業務を司る。
 - iii. 県委員会から受けた命令を執行し、その結果を月例報告として送付する。

第6章 各県における編成

第12条 各県におけるアラブ社会主義連合の編成は以下の通りである。

第一に、アラブ社会主義連合県会議。

- (1) 同会議は県単位におけるアラブ社会主義連合の最高機関と見なされる。最高執行委員会の決定に従って県内の全ての基礎単位の代表者で構成される。
- (2) 同会議の任期は4年間である。6ヶ月ごとに定期的な開会される。アラブ社会主義連合県委員会の申し立て、1/3以上の議員の申し立て、あるいは1/3以上の県内の諸組織の申し立てを受けた場合、臨時に開会できる。
- (3) 同会議は議員の中から県委員会委員を選出する。

第二に、アラブ社会主義連合県委員会。

- (1) 同委員会は最高執行委員会の命令に基づき、アラブ社会主義連合県会議の議員から選出される。
- (2) 同委員会の選挙は4年ごとに実施される。
- (3) 同委員会は最高執行委員会の命令に基づき、アラブ社会主義連合の活動と技術部門を監督するため書記官と1人あるいは複数人の書記官補佐を選出する。
- (4) 同委員会は毎月少なくとも2回開会する。
- (5) 同委員会は本定款第9条で定められた職務と義務について特に以下の点を担う。
 - i. 最高執行委員会の命令の範囲内において公的・政治的業務および公共計画に関する問題を検討する。
 - ii. 県の代表者を選び、その代表者のための特別訓練課程を組織する。
 - iii. 県内のアラブ社会主義連合のあらゆる組織の活動を監督する。

第7章 共和国全体における編成

第13条 共和国全体におけるアラブ社会主義連合の編成は以下の通りである。

第一に、全国会議。

- (1) 同会議はアラブ社会主義連合の最高機関と見なされ、最高執行委員会の決定に従って構成される。
- (2) 同会議の任期は6年間である。2年ごとに定期的な開会される。アラブ社会主義連合中央委員会あるいは最高執行委員会の申し立て、あるいは1/3以上の申し立てを受けた場合、臨時に開会できる。
- (3) 同会議は以下の職務を担う。
 - i. アラブ社会主義連合の政策および一般計画を検討・制定する。
 - ii. アラブ社会主義連合中央委員会の報告を検討・審議する。
 - iii. 必要とされる場合に本定款を修正する。
 - iv. アラブ社会主義連合中央委員会の委員および予備委員を選出・交替する。

第二に、アラブ社会主義連合中央委員会。

- (1) 同委員会は全国会議休会中におけるアラブ社会主義連合の最高機関である。
- (2) 同委員会の委員は最高執行委員会の決定に従って全国会議の議員の中から選出される。
- (3) 同委員会は6年ごとに選出される。
- (4) 同委員会は最高執行委員会の申し出によって毎年少なくとも2回招集される。
- (5) 同委員会の職務は以下の通りである。
 - i. 全国会議の勧告および決定を執行する。
 - ii. 全国会議で承認された計画の履行を監督する。
 - iii. 内政および外交の重要政策を検討する。
 - iv. 開発計画を審議する。
 - v. アラブ社会主義連合の組織構造に関する議題を承認する。
 - vi. 各県におけるアラブ社会主義連合県委員会の報告書を吟味・審議する。
 - vii. 委員の中から最高執行委員会の委員を選出する。また、必要とされる場合には予備委員を選出する。

第三に、最高執行委員会。

- (1) アラブ社会主義連合中央委員会の決定・命令を執行する。
- (2) 同中央委員会の休会中にその職務を代行する。
- (3) アラブ社会主義連合の各単位を政治的に指導する。
- (4) アラブ社会主義連合の各単位から受けた報告書を検討する。
- (5) 個人に関連するあらゆる問題についての決定を立案し、措置を講じる。
- (6) 本定款に従って命令および執行・組織に関する規制を発令する。
- (7) アラブ社会主義連合の会員のために高等教育を行なうアラブ社会主義連合研究所を監督する。
- (8) 同委員会委員によって常設委員会を設置し、アラブ社会主義連合に関する政策の範囲内において日々の業務を遂行する。
- (9) アラブ社会主義連合中央委員会の委員によって事務局を設置し、アラブ社会主義連合の運営上・組織上のあらゆる問題に対応する。
- (10) 最高執行委員会の決定に従ってアラブ社会主義連合本部に設置される政治局と事務局の運営を監督する。

第8章 懲戒手続き

第14条 アラブ社会主義連合の当該単位は会員が逸脱や過失を犯した場合にその説明を求めることができる。告発を受けた会員は自らを弁護する権利を有する。懲戒手続きの詳細は最高執行委員会の命令によって定める。

第15条 以下の事項を犯した会員は説明が求められる。
第一に、国民憲章の諸原則からの逸脱。

巻末付録

第二に、職務の怠慢、アラブ社会主義連合の決定の不履行。

第三に、アラブ社会主義連合およびその各支部の一体性を脅かす試み。

第四に、アラブ社会主義連合およびその各支部の利益を毀損する行為。

第五に、名誉棄損の犯罪への加担。

第 16 条 第一に、懲戒が認定された場合の処分は以下の通りである。

- (1) 警告。
- (2) 譴責。
- (3) 有期活動停止。
- (4) アラブ社会主義連合の支部からの除名。
- (5) 正会員からの除名。

第二に、これらの懲戒を付与・承認するための機関を設置する。

第 17 条 懲戒に対する異議申し立ての権利の詳細は規則によって定める。

第 18 条 第一に、最高執行委員会はアラブ社会主義連合中央委員会の 5 人の委員で構成される懲戒機関を設置し、予備委員としてさらに 5 人を選任する。

第二に、懲戒機関は以下の職務を担う。

- (1) 本定款あるいは国民憲章の諸原則からの逸脱事例を審査する。
- (2) 支部あるいは正会員からの除名処分を受けた会員の苦情および異議申し立てを審査する。

第三に、懲戒機関の職務遂行の手続きは規則によって定める。

第 9 章 一般規則

第 19 条 基礎単位から全国会議までアラブ社会主義連合の様々な組織を編成するとき、その議員・委員の少なくとも 50%は労働者と農民が占めなければならない。但し、大学、研究機関、公共機関における基礎単位会議についてはこの規定の適用を免除する。

第 20 条 軍、警察、司法関係者の代表者のアラブ社会主義連合への加入に関する規則は最高執行委員会の決定によって定める。

第 21 条 アラブ社会主義連合の複数の単位に加入することは認められない。

第 22 条 第一に、アラブ社会主義連合の各委員会に何らかの理由によって欠員が生じた場合、その委員を選んだ選挙において次点に位置した会員を補充する。この手続きの履行が不可能な場合、最高執行委員会の決定に従って選挙によって補充する。

第二に、書記官および書記官補佐に欠員が生じた場合、選挙によって補充する。

第 23 条 公共組織に属する会員が別の組織に異動する場合、および別の地域に転居する場合、その会員は新たな組織の会員として所属する。最高執行委員会は移動・転居に関して必要な措置を講じる。

第 24 条 全国会議休会中においてアラブ社会主義連合中央委員会と最高執行委員会はアラブ社会主義連合の目標、目的、政策に合わない場合に各支部が講じたあらゆる決定を修正・破棄する権利を有する。

第 25 条 アラブ社会主義連合中央委員会は定められた職務を全うしないあらゆる組織を解散することができる。

- 第 26 条 第一に、アラブ社会主義連合の会議と委員会の定足数はいかなる場合も総数の半数である。
第二に、アラブ社会主義連合の会議と委員会は出席者の過半数によって決定を下す。
第三に、上位の委員会の承認を必要とする決定の詳細は最高執行委員会の決定によって定める。
- 第 27 条 第一に、委員会委員は正当な理由なく 6 ヶ月間に渡って職務を担わなかった場合、当該委員会における委員としての権利を剥奪される。
第二に、正会員は、6 ヶ月間に渡って所定の会費を納めなかった場合、その地位を剥奪される。
- 第 28 条 アラブ社会主義連合の青年団とその他組織との関係は最高執行委員会の決定によって定めらる。

出典：Hanna and Gardner (1969: 373-385)

政党法（1977 年法律第 40 号）・抜粋¹⁷

- 第 1 条 エジプト国民は政党を設立する権利を有する。全てのエジプト国民はこの法律の規定に従ってあらゆる政党に属する権利を有する。
- 第 2 条 政党とは、この法律の規定に従って設立され、共通の原則や目的に基づき、統治の責任を担うことによって国家の政治・経済・社会と結びついた明確な綱領の実現に向けて民主的な政治活動を行なう、あらゆる団体を意味する。
- 第 3 条 この法律の規定に従って設立された政党は、憲法に定められた形で国民の一体性、人民の労働力の結集、社会の安寧、民主社会主義、労働者と農民の利益の維持に基づく国家の政治的・社会的・経済的な進歩の達成に寄与するものとする。このような政党は国民的・公共的・民主的な組織と見なされ、市民の結集と市民の政治的 대표として寄与する。
- 第 4 条 いかなる政党もその設立と活動の継続は以下の条件に基づく。
- 第一に、政党の原則、目標、綱領が以下に反しないこと。
1. イスラーム法の原則を律法の主要な源泉とすること
 2. 1952 年 7 月 23 日革命および 1971 年 5 月 15 日革命の原則を遵守すること
 3. 国民の一体性、社会の安寧、民主社会主義、社会主義によって達成した利益を擁護すること
- 第二に、政党の綱領、政策、およびその実現方法が他の既存政党の綱領、政策、その実現方法から明確に区別できること
- 第三に、政党の原則、綱領、活動、執行部と党員の選出に関して国内戦線と社会秩序の保護に関する 1978 年法律第 33 号の規定に反する場合、あるいは階級・宗派・地域に基づく場合、あるいは性別・門地・階層・宗教・信条に基づく場合、その政党の設立

¹⁷ 第 4 条の一部、第 9 条～第 12 条、第 14 条～第 20 条、第 24 条～第 26 条、第 28 条は省略。

巻末付録

は認められない。

第四に、政党活動の手段として軍隊や準軍隊を設立することは禁じる。

第五に、外国の政党あるいは政治組織の支部として政党を設立することは禁じる。

第八に、政党の解散に関する 1953 年軍令第 27 号が適用された政党はいかなる場合も再設立は認められない。

第 5 条 党規約はこの法律の規定に従って全て政治・組織・財源・運営に関する規則で構成する。党規約は特に以下の項目で構成する。

第一に、(2005 年法律第 177 号で修正)

第二に、政党の本部とその建物の情報。政党の全ての建物はエジプト・アラブ共和国の領内に位置する。

第三に、政党が掲げる原則や目標、その目標を実現するための綱領や政策。

第四に、党員の条件、入党・除名・離党の手続き。宗教、出自、人種、社会階層を理由とした差別に基づく党員の条件は認められない。

第五に、政党の構成、党首と執行部の選出、政党の活動、民主的見地に基づく党員との関係、そして、党内の最大限の民主的議論を保証したうえでの政治・組織・財政・運営に関する党の各役職の権限に関する手順と手続き。

第六に、資金源の内訳、資金を管理する銀行口座、資金の支出の手続き、政党の口座を開設・監査・承認する手続き、年間予算を準備・承認する手続きで構成される政党資金の管理体制。

第七に、政党の自発的解党・合併、政党資金の清算、資金の譲渡先に関する手続き。

第 6 条 政党に加入する場合、いかなる者も以下の条件を満たさなければならない。

第一に、エジプト国民であること。帰化した者である場合、帰化から少なくとも 10 年以上経過していなければならない。政党の設立者や政党の幹部に就任する人物は何人たりともエジプト国民の父親を持つ者でなければならない。

第二に、(2005 年法律第 177 号で修正)

第三に、司法府、軍・警察、行政府、諜報機関、外交・商業使節のそれぞれの関係者は党員になることは認められない。

第 7 条 政党設立は次の条項で定められた政党委員会委員長に文書によって申請しなければならない。その文書には 50 人の設立者の正式に認められた署名を添付しなければならない。また、その中の少なくとも半数は、労働者および農民でなければならない。

第 8 条 政党委員会は以下の委員で構成される¹⁸。

第一に、諮問評議会議長が委員長を務める。

第二に、法相

第三に、内相

第四に、人民議会担当相

第五に、法相経験者あるいはその補佐の中でどの政党にも属さない者 3 人、その委員は大統

¹⁸ 1981 年法律第 30 号修正以前の政党委員会の構成は、①アラブ社会主義連合中央委員会事務局長が委員長を務め、②法相、③内相、④地方政府・政治組織担当相、⑤法相経験者あるいはその補佐の中でどの政党にも属さない者の中からアラブ社会主義連合中央委員委員長によって選定される 3 人が委員を務めた (The American University in Cairo 1978: 87)。

領によって選定される。

政党委員会は政党設立の申請を審査する。同委員会は政党設立の申請から 13 日以内にその申請を拒否する権利を有する。同委員会委員長は決定から最長 3 日以内に書面でその拒否の理由を申請者に伝える。申請者は 30 日以内に行政裁判所にその決定の不服申し立てができる。裁判所は最長 4 ヶ月以内にその不服申し立てに対する判断を下す。

- 第 13 条 政党所有の建物・施設および政党資金はあらゆる国税・地方税の課税対象外である。
- 第 21 条 政党委員会は、同委員会委員長の指定に基づき、外国の政党や組織とエジプト国内の政党との情報伝達を規制するための手続きを定める。いかなる政党も前項の規定で定められた外国の政党・組織以外の政党・組織とは協力・提携できない。
- 第 22 条 この法律の規定に抵触する形で政党を設立したり、政党に資金提供したり、政党を組織したり、政党を運営した者は、その組織が何らかの宗教を装っていようと、何らかの宗教の名前を冠した団体・組織・集団であろうとも非合法の政党組織であり、禁錮刑に処せられる。その非合法政党組織が社会と敵対する場合、軍隊的・準軍隊的性質を帯びている場合、交戦を目指して暴力的訓練を講じている場合、または、外国からの指示を受けて犯罪に加担している場合、無期または有期の懲役刑に処せられる。敵国からの指示を受けて犯罪に加担している場合、無期の懲役刑に処せられる。この全ての場合に関して、裁判所は、有罪判決を踏まえ、当該組織の解散、用地の閉鎖、そして、その組織に充てられる資金・土地・手段・関連書類の没収を命じる。
- 第 23 条 非合法の政党組織に参加した者は、その組織が何らかの宗教を装っていようと、何らかの宗教の名前を冠した団体・組織・集団であろうとも、留置される。その組織が社会と敵対する場合、軍隊的・準軍隊的性質を帯びている場合、交戦を目指して暴力的訓練を講じている場合、または、外国からの指示を受けて設立されたことを認識している場合、禁錮刑に処せられる。敵国からの指示を受けていることを認識している場合、有期の懲役刑に処せられる。
- 第 27 条 この法律で定められた罰則は刑法その他法律で定められたより厳格な罰則を損なうものではない。
- 第 29 条 この法律の施行から 30 日以内にアラブ社会主義連合・中央委員会が発令する全ての決定を除き、同連合の書記局、関連部局、委員会、会議は廃止する。
- 第 30 条 以下の 3 つの政治組織は存続する。
- 第一に、エジプト・アラブ社会主義党〔国民民主党〕
- 第二に、社会主義自由党〔自由党〕
- 第三に、国民進歩連合党〔タガンムウ党〕
- これらの政治組織は法人格を有し、この法律の規定に従って政党としての政治活動を行なう。各組織はこの法律の施行から 30 日以内に政党設立に関する文書をアラブ社会主義連合中央委員会と地方政府・政治組織担当相に提出する。

出典：伊能（1993: 172-173）、The American University in Cairo（1978: 86-89）、ACE Electoral Knowledge Network
注：1980 年法律第 144 号、1981 年法律第 156 号、1992 年法律第 108 号による修正を含む。

第一に、政党制度に関する1977年法律第40号の第4条、第5条第1項、第6条第2項、第7条、第8条、第9条、第11条、第15条、第16条、第17条、第18条の文言を以下の文言に置き換える。

第4条 　いかなる政党もその設立と活動の継続は以下の条件に基づく。

第一に、党名が既存の政党と同一か類似したものではない。

第二に、政党の原則、目標、綱領、政策、行動規範が憲法や国民の一体性、社会の安寧、民主主義体制の要件に反しない。

第三に、政党の綱領で定めた特定の手法や目標によって政治生活に新しい部分を追加する。

第四に、政党の原則、綱領、活動、執行部と党員の選出に関して、宗教、階級、宗派、職業、地域に基づく政党、宗教的感情の操作あるいは出自や信条を理由にした差別に基づく政党は認められない。

第五に、政党活動の手段としていかなる種類の軍隊や準軍隊を設立することを禁じる。

第六に、外国の政党あるいは政治組織の支部として政党を設立することは禁じる。

第七に、政党の原則、目標、手法、組織、手段、財源を公開する。

第5条 　第一に、政党名。

第6条 　第二に、政治的権利を有する。

第7条 　政党設立は次の条項で定められた政党委員会委員長に文書によって申請しなければならない。その文書には1000人の設立者の正式に認められた署名を添付しなければならない。少なくとも10県からそれぞれ50人ずつの署名を得なければならない。申請書類には政党に関する全ての書類、特に、党規約、準則、設立者の氏名、政党設立に関する資金の額とその財源に関する報告書、政党設立手続きに担当した代理人の氏名に関する書類を添付しなければならない。政党設立の申請書類と添付資料は提出から15日以内に政党委員会の審査を受ける。

第8条 　政党委員会は以下の委員で構成される。

第一に、諮問評議会議長が委員長を務める。

第二に、内相。

第三に、人民議会担当相。

第四に、各種裁判所の元首席裁判官・次席裁判官でどの政党にも属さない者3人。

第五に、どの政党にも属さない公職者3人。

第四項・第五項で定めた委員の選出基準は大統領令によって3年ごとに更新可能である。

政党委員会はこの法律で定める規定に従って政党の設立申請を審査する権限を有する。同委員会の会合は委員長と少なくとも6人の委員が出席しなければ無効とされる。委員会の決定は出席委員の過半数の賛成によって発令される。投票が同数の場合、委員長が票を投じる。

同委員会は権限を行使するときに必要に応じて当該の政党から文書、書類、データ、内容証明の提出を求めることができる。また、あらゆる公共機関に文書、書類、データ、情報の提供を求めることができ、独自にまたは適切と考えられる小委員会を通じて調査を遂行できる。さらに、問題の究明に関して適切と考えられる公共機関に調査を委託できる。

政党の設立者やその代理人は設立申請から30日以内に政党委員会が定めた書式で設立申請の内容を主要日刊紙2紙に自己負担によって公表する。30日以内にその公表を政党委員会に

通知する。

政党委員会は政党設立の申請から 90 日以内に決定を公表しなければならない。申請を拒否した場合、政党委員会は当該の政党から必要な説明を受けた後、その理由を提示しなければならない。審査期間終了までに政党委員会が判断を下さなかった場合、政党設立を拒否しなかったと判断される。同委員会委員長は決定の発表から遅くとも 10 日以内に書留郵便によって拒否の判断とその理由を申請者の代理人に通知しなければならない。

政党設立の可否に関する政党委員会の決定は定められた書式によって官報と主要日刊紙 2 紙に公表する。政党設立の申請者は官報で拒否決定が公布されてから 30 日以内に国家評議会議長を首席裁判官とする最高行政裁判所に対して不服申し立てできる。この場合、議員を除き、有能さと信頼の高さで知られる 40 歳以上の公職者の中から法相が最高司法評議会の承認を受けて選抜した同数の公職者が裁判に加わる。同裁判は不服申し立てから最長 4 ヶ月以内に判決を下す。

第 9 条 政党は法人格を有し、政党委員会が申請を拒否しない決定を下した翌日、あるいは第 8 条で定めた 90 日の期間終了の翌日、あるいは最高行政裁判所が申請拒否の決定に無効判決を下した当日から政党としての政治活動を行なう。第 7 条で定めた政党設立の申請に関する行政手続きを除き、政党が法人格を得るまでは政党名を掲げた活動、行為、振る舞いは認められない。

第 11 条 政党の活動資金は、党員の党費、国家からの助成金、エジプト国民からの寄付金に基づく。加えて、非商業活動への投資を党規約に定めることができる。但し、新聞紙の発行と出版・印刷所の利用に関する活動資金の投資はそれが政党活動の目的に適用の限りにおいてこの条項で定める商業部門とは見なさない。

政党は、あらゆる外国人、外国機関、国際機関、そして、エジプト国内であっても法人からの寄付金、便宜、利益を受領できない。

政党は毎年の年度末に寄付金とその詳細を中央会計局に通知する。政党への寄付金は所得税の課税対象外である。

第 15 条 全ての政党は、報道機関に関する 1996 年法律第 96 号で定められた規定に従って新聞を発行する権利を損なうことなく、同法で定めた免許取得条件を得なくとも政党の見解を表明するために最大 2 紙発行する権利を有する。

第 16 条 政党は、党規約や準則に基づく党執行部の編成や、党首・役員交代、政党の解散、政党の合併、党規則・準則の変更に関するあらゆる決定を発表から 10 日以内に書留郵便によって政党委員会委員長に通知する。政党が党役員会から大統領選挙の候補者を擁立する権利を行使する場合、他の情報によって証明されない限り、その通知に含まれる情報のみを検討する。

第 17 条 政党委員会委員長は第 8 条で定められた最高行政裁判所に対して、政党の解散、活動資金の没収、活動資金の移譲先の指定を要請できる。この場合、政党委員会の要請に応じて、第 4 条で定められた条件が満たされていないことを示した社会主義検事総長の報告書を提出しなければならない。

裁判所は当該の党本部で党首に対して申請を通知してから 7 日以内に申請の審理日程を定めなければならない。裁判所はその日程から最長 30 日以内に申請に対する判断を下さなければならない。

政党委員会は、国民の利益から考えて緊急を要する場合、執行部の一部にせよ、不作為の決定にせよ、故意にせよ、政党の一時的な活動停止を命令できる。また、この条項の第一段落で

巻末付録

示した対応については、侵害が認められた場合、あるいは政党、執行部、党員にこの法律の第4条で定められた原則を侵害したことが社会主義検事総長の報告書から明らかになった場合に命令を下すことができる。

活動停止はその命令を下した当日から有効である。官報と主要日刊紙1紙に公布する。政党の党首は命令から3日以内に書留郵便によって通知を受ける。同委員会は活動停止の決定申請から最長7日以内に決定命令をこの条項の第一段落で定められた最高行政裁判所に提出する。この条件を満たさない命令は無効である。

裁判所は前述の申請の提出から15日以内に申請に対して判断を下す。申請への判断を延期する理由がある場合は一時的な活動停止命令の妥当性について判断を下す。

政党は裁判所の決定から3ヶ月以内にその活動停止命令に不服申し立てできる。その申請が却下された場合、政党は申請却下の決定から3ヶ月以内に新たに不服申し立てできる。

不服申し立ては裁判所の事務局への報告書の提出によって行なう。首席裁判官はその不服申し立ての審理日程を設定し、申し立てを行なった政党と関連政党に通知する。裁判所は15日以内に不服申し立てへの決定を下す。

第18条 国家は諮問評議会の予算から政党への資金援助を毎年交付する。政党委員会は以下のように予算を配分する。

第一に、全ての政党に10年間に渡って10万エジプト・ポンドを毎年交付する。その期間の終了後は人民議会が諮問評議会の選挙において少なくとも1議席獲得した政党のみに同額の政党交付金が交付される。

第二に、人民議会が諮問評議会で議席を獲得した政党には5000エジプト・ポンドが交付される。その額の上限は50万エジプト・ポンドである。

第二に、1977年法律第40号に第9条補足、第9条補足(A)という2つの条項を追加する。その条文は以下の通りである。

第9条補足

政党には政治活動の自由が保障される。政党は法律の枠内でその自由を行使でき、特に以下の権利が与えられる。

第一に、政党の理念を合法的な手段で伝え、政党活動の情報を広めること

第二に、国民投票と選挙に参加すること

第三に、特に選挙運動の際に国営メディアを利用すること

第9条補足(A)

第9条補足で定めた政治活動を行なうにあたって政党にはあらゆる自由が保障される。特に以下の自由が保障される。

第一に、公文書における党員情報の開示請求を受けないこと

第二に、他党の党員と平等な扱いを受け、特定の政党の党員であることを理由に差別を受けないこと

出典：Egypt State Information Service

修正政党法（2011年軍令第12号）

軍最高評議会は政党制度に関する1977年法律第40号の一部条文を修正する軍令第12号を発令する。

第一に、政党制度に関する1977年法律第40号の第4条、第6条第1項、第7条、第8条、第9条、第11条、第17条の文言を以下の文言に置き換える。

- 第4条 いかなる政党もその設立と活動の継続は以下の条件に基づく。
- 第一に、党名が既存の政党と同一か類似したものではない。
- 第二に、政党の原則、目標、綱領、政策、行動規範が、憲法の**基本原則**や、**エジプトの国家の安全**、国民の一体性、社会の安寧、および民主主義体制の**保護**に関する要件に反しない。
- 第三に、政党の原則、綱領、活動、執行部と党員の選出に関して、宗教、階級、宗派、職業、地域に基づく政党、あるいは**性別、言語、宗教、信条を理由にして設立された政党**は認められない。
- 第四に、政党活動の手段としていかなる種類の軍隊や準軍隊を設立することを禁じる。
- 第五に、外国の政党あるいは政治組織の支部・**分派**として政党を設立することは禁じる。
- 第六に、政党の原則、目標、手法、組織、手段、財源を公開する。

第6条第1項

 党員はエジプト国民でなければならない、帰化した者である場合、帰化から少なくとも**5年**以上経過していなければならない。政党の設立者や指導者はエジプト国民の父親を持つという条件を適えていなければならない。

第7条

 政党設立は次の条項で定められた**政党委員会**に文書によって**届け出**なければならない。その文書には**5000人**の設立者の正式に認められた署名を添付しなければならない。申請書類には政党に関する全ての書類、特に、党規約、準則、設立者の氏名、政党設立に関する資金の額とその財源に関する報告書、政党設立手続きに担当した代理人の氏名に関する書類を添付しなければならない。政党設立の**届け出**書類と添付資料は提出から15日以内に政党委員会に**送付**される。

第8条

 政党委員会は以下の委員で構成される。

- 第一に、**最高司法裁判所第一次席裁判官**が委員長を務める。
- 第二に、**最高司法裁判所次席裁判官2人**。
- 第三に、**最高司法評議会によって選ばれた上訴裁判所首席裁判官2人**。
- 第四に、**特別評議会によって選ばれた国家評議会次席裁判官2人**。

最高司法裁判所を政党委員会の本部とする。

 政党委員会はこの法律で定める規定に従って**政党設立の届け出**を審査する。同委員会の会合は委員長と少なくとも**4人**の委員が出席しなければ無効とされる。委員会の決定は**少なくとも4人の委員**の賛成によって発令される。

 同委員会は権限を行使するときに必要に応じて**期限を定めて**当該の政党から文書、書類、データ、内容証明の提出を求めることができる。また、あらゆる公共機関に文書、書類、データ、情報の提供を求めることができ、独自にまたは適切と考えられる小委員会を通じて調査を遂行できる。さらに、問題の究明に関して適切と考えられる公共機関に調査を委託できる。

巻末付録

政党の設立者やその代理人は**政党届け出から 8 日以内**に政党委員会が定めた書式で**政党設立の届出書**に記載した設立者の氏名を主要日刊紙 2 紙に自己負担によって公表する。**政党委員会は当該の政党の宣伝方法に留意する。**

政党委員会が届け出を拒否した場合を除き、政党設立の届け出は 30 日後に受理される。申請を拒否した場合、**その決定は効力を持ち、8 日以内に最高行政裁判所第一巡回裁判所の判決を受ける。同委員会の決定は上記の期間内に同裁判所に送付したときに無効となる。**

政党委員会の非拒否の決定および同委員会の決定に反する裁判所の判決はその決定あるいは判決が下された日から 10 日以内に官報と主要日刊紙 2 紙に公表する。

第 9 条 政党は法人格を有し、**政党委員会が非拒否や受理の決定を下さなくてもその届け出から 30 日後、あるいは最高行政裁判所第一巡回裁判所が同委員会の決定に反する判決を下した当日、あるいは同委員会の拒否を裁判所に送付した 8 日後**から政治活動を行なうことができる。

第 11 条 政党の活動資金は、党員の党費、エジプト国民からの寄付金、党規約で定めた非商業活動への**投資の収益**に基づく。但し、新聞紙の発行と出版・印刷所の利用に関する活動資金の投資はそれが政党活動の目的に適う限りにおいてこの条項で定める商業活動とは見なさない。

政党は、あらゆる外国人、外国機関、国際機関、そして、エジプト国内であっても法人からの寄付金、便宜、利益を受領できない。

政党は毎年年度末に寄付金とその詳細を中央会計局に通知する。政党への寄付金は所得税の課税対象外である。

第 17 条 第 4 条で定められた条件を満たしていないことが検事総長の調査によって明らかになった場合、政党委員会委員長は最高行政裁判所に対して政党の解散、活動資金の没収、活動資金の移譲先の指定を要請できる。

裁判所は当該の党本部で党首に対して通知してから **8 日以内**に審理日程を定めなければならない。裁判所は審理の開始日から最長 30 日以内に判断を下さなければならない。

第二に、政党制度に関する 1977 年法律第 40 号の第 18 条を削除する。

第三に、本令は官報で公布され、その公布の翌日に施行される。

出典：Egyptian Court of Cassation, Egypt State Information Service, *Youm7* (28 Mar. 2011)

注：1977 年法律第 40 号・2005 年法律第 177 号の各条項の修正箇所に関しては、**太字・ゴシック体**で表記した。

修正政治的権利法（2005 年法律第 173 号）

第一に、最高選挙委員会の構成は法相を委員長とし、以下の委員によって構成される。

最高司法裁判所次席裁判官あるいはその同輩の司法関係者 3 人、加えて、その同等の予備委員 3 人。この全ての委員は最高司法評議会によって選ばれる。

いかなる政党にも属さない公職者 6 人。このうち、人民議会と諮問評議会がそれぞれ元裁判官から少な

くとも2人ずつ委員に選出する。委員の任期は6年である。また、両院はそれぞれ同数の予備委員を選出する。委員にやむを得ない状況が生じた場合、その委員はそれぞれ個別に同一の選出手続きを踏まえて予備委員および内務省の代表者と入れ替わる。共和国大統領は最高選挙委員会の設置に関する大統領令を発令する。

第3条補足 (A)

最高選挙委員会は公的法人格を有し、カイロにその所在地を置き、独立した権限を行使する。同委員会は事務局を有する。事務局の構成と規則は同委員会の委員長令によって定める。独立した予算を有する。同委員会は職務遂行に必要とされる規則と決定を下すことができる。

第3条補足 (B)

最高選挙委員会は同委員会委員長を議長とする会議を招集することができる。但し、その会議は委員長と少なくとも7人の委員が出席した場合のみ有効である。同委員会の決定は8人以上の賛成によって下される。

第3条補足 (C)

最高選挙委員会は以下の権限を有する。

第一に、選挙人名簿の作成手続きとその内容と修正方法、およびその審査と更新に関する手続きを設定する。

第二に、選挙区の区割りの規則を提案する。

第三に、選挙運動に関する一般規則を作成する。

第四に、選挙に対する意識と関心の向上に寄与し、選挙過程の手引きを作成する。

第五に、選挙運動の倫理規程の遵守を監視する。

第六に、選挙と国民投票の結果を宣言する。

第七に、選挙関連法案に対する見解を表明する。

第3条補足 (D)

最高選挙委員会の権限行使とその決定の履行を支援すること、およびその権限行使に必要とされるデータや情報を提供することは国家の責務である。同委員会は職務遂行にあたってあらゆる部局の機能に助力を求めることができる。

第二に、1956年法律第73号の第1条、第2条第2・5項、第10条、第19条第2段落、第24条第4段落、第29条第2段落、第36条、第37条、第38条の文言を以下の文言に置き換える。

第1条 18歳以上の全てのエジプト国民の男女は個人として以下の政治的権利を有する。

第一に、憲法で定められたすべての国民投票において自らの見解を表明する。

第二に、以下の選挙に参加する。

(i) 共和国大統領

(ii) 人民議会議員

(iii) 諮問評議会議員

(iv) 地方評議会議員

共和国大統領は大統領選挙法の規定に従って選出される。その他の権利は同法で定められた形で行使される。主力部隊、補助部隊、および予備役の軍将校と兵員、また警察官僚および

巻末付録

警察官は、軍あるいは警察への在籍中はこの権利の対象者から除外される。

第2条第2項

価値裁判所において資産没収の判決を受けた人物はその判決日から5年間の被選挙権を失う。

第2条第5項

判決が停止されるか、判決を受けた人物が救済を受けない限り、本法の第41条から第51条で定められた事項を犯した人物は禁錮刑に処せられる。

第10条 選挙あるいは国民投票の告示後は選挙人名簿を変更できない。但し、その期日は第5条で定め、新たな期日は選挙あるいは国民投票の結果発表の翌日から有効である。

第19条（第2段落）

控訴が棄却された人物に対して裁判所は100エジプト・ポンドから1000エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑に処す。

第24条（第4段落）

選挙管理委員会、小委員会とその双方の事務局の構成は内相との協議を受けて最高選挙委員会委員長が決定する。各委員会の構成に関するいずれの決定についても、委員長が空席の場合、あるいは何らかの障害によって職務を遂行できない場合の代行者を指名する。但し、代行者は本法で定めた司法関係者に限る。

第29条（第2段落）

最高選挙委員会は、投票用紙を各投票者に手渡す。その用紙の裏には委員会の印章と選挙あるいは国民投票の期日を記載する。投票者は所定の投票場所に赴き、その場所で投票用紙に記入する。投票者は投票用紙に所定の記入を済ませた後、用紙を折りたたみ、選挙管理委員会委員長の前で投票箱に票を投じる。投票を済ませた投票者は投票から24時間以内に消えるインクに指を入れ、選挙人名簿に署名あるいは捺印する。

第36条 選挙管理委員会委員長は選挙あるいは国民投票の結果と各選挙区の各候補者の得票数を取りまとめる。同委員会委員長と事務局長は結果報告を3部作成し、署名する。その3部はそれぞれ内務省、最高選挙委員会、県公安本部に送付される。

第37条 最高選挙委員会は各選挙区の選挙管理委員会委員長の結果報告から3日以内に選挙あるいは国民投票の結果を発表する。この結果は最高選挙委員会の発表から2日以内に官報で公布される。

第38条 最高選挙委員会委員長は、選挙結果発表後、その発表日から1ヶ月以内に各候補者に対して選挙結果を通知する。

第三に、1956年法律第73号の第4章の文言を以下の文言に置き換える。

第4章 選挙関連犯罪

第39条 以下の犯罪行為は他の法律で定められたより重い刑罰を損なうことなく、以下の条項で定められた刑罰に処される。

第40条 選挙人名簿に氏名が登録され、理由なく選挙あるいは国民投票で票を投じなかった者は100エジプト・ポンド以下の罰金刑に処す。

- 第 41 条 選挙あるいは国民投票を管轄する委員会の委員長あるいは委員に対して武力もしくは暴力を行使し、その職務の遂行を妨害した者は、その行為が未遂に終わった場合は 5 年以下の禁錮刑に処す。違反行為を遂行した場合は禁錮刑に処す。犯罪行為によって被害者に永続的な障害が残った場合は重禁錮刑に処す。犯罪行為によって被害者が亡くなった場合は終身刑に処す。
- 第 42 条 選挙あるいは国民投票を管轄する委員会の委員長あるいは委員に対して、脅迫によってその職務の遂行を妨害した者は 2 年以下の禁錮刑に処す。このとき、投票者がその真偽を確認できない時期に情報を流布した場合、通常の 2 倍の科料を課す。
- 第 43 条 選挙あるいは国民投票を管轄する委員会の委員長あるいは委員に対して、仕草あるいは言葉によってその職務を侮辱した者は 2 年以下の禁錮刑あるいは 2000 エジプト・ポンドから 5000 エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑に処す。
- 第 44 条 威嚇や脅迫によって選挙あるいは国民投票の適正な運営を妨げた者は、その行為が未遂に終わった場合は 2 年以下の禁錮刑に処す。違反行為を遂行した場合は 2 年以上 5 年以下の禁錮刑に処す。
- 第 45 条 選挙あるいは国民投票に使用される建物、施設、あるいは輸送手段を故意に破壊あるいは毀損し、その運営を妨げた者は 1 年以下の禁錮刑および 1000 エジプト・ポンドから 3000 エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑に処す。また、その破壊あるいは毀損の修復費用を弁済する。
- 第 46 条 投票結果を改竄するため、あるいは投票をやり直し・妨害するために選挙人名簿あるいは投票用紙、その他選挙および国民投票に関連する用紙を窃盗、隠匿あるいは毀損した者は 2 年以下の禁錮刑に処す。
- 第 47 条 法律の規定に反し、選挙人名簿から故意に自らの氏名を削除し、他者の氏名を書き加えた者あるいは他者の氏名を削除し、自らの氏名を書き加えた者は 1 ヶ月以下の禁錮刑および 500 エジプト・ポンドから 3000 エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑に処す。
- 第 48 条 以下の規定に該当する者は 6 ヶ月以下の禁錮刑および 1000 エジプト・ポンドから 5000 エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑に処す。
- 第一に、武力や威嚇によって選挙あるいは国民投票における投票者の投票を妨げた者、あるいは投票者に対して特定の投票先への投票を強制した者。
 - 第二に、便宜の収賄、贈賄、あるいはその約束によって投票の棄権を強制するか特定の投票先への投票を強制した者。
 - 第三に、収賄あるいは贈賄を受領あるいは要求した者。
 - 第四に、選挙や国民投票の結果に影響を与えるために選挙や国民投票の目的あるいは候補者の振る舞いについて誤った情報を故意に流布した者。このとき、投票者がその真偽を確認できない時期に情報を流布した場合、通常の 2 倍の科料を課す。
- 第 49 条 以下の規定に該当する者は 1 ヶ月以下の禁錮刑および 500 エジプト・ポンドから 1000 エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑、あるいはそのどちらか一方の刑に処す。
- 第一に、選挙人名簿に記載された氏名が正しくないことを知りつつ選挙あるいは国民投票で票を投じた者。
 - 第二に、別の人物と偽って票を投じた者。
 - 第三に、選挙あるいは国民投票において複数の票を投じた者。
- 第 50 条 選挙あるいは国民投票の投票箱の中身を強奪、毀損、変更、あるいは改竄した者は 2 年以下の禁錮刑に処す。

巻末付録

第 51 条 本法で定めた重罪を試みた場合は重犯罪の罰則の対象となる。

第 52 条 選挙あるいは国民投票を管轄する委員会の委員長は、上記の犯罪が投票所で起きた場合、司法官に授けられた権限を行使できる。

第四に、1956 年法律第 73 号の第 24 条第 5 段落の後に新たに第 6 段落として以下の文言を追加する。
「いずれに関しても、予定時刻から 1 時間経過しても各候補の代理人が現れなかった場合、あるいは委員会委員長の代理人を充てることができなかった場合には選挙あるいは国民投票の手続きを開始する」。

第五に、第 5 章「一般規定および暫定規定」は第 53 条から始まるものとして変更する。

第六に、本法は官報で公布し、その翌日から施行する。本法は国章で封じられ、関連法の 1 つとして施行される。

出典：Egypt State Information Service

大統領選挙法（2005 年法律第 174 号）

第 1 条 大統領は選挙人名簿に登録された投票者の公的な秘密投票によって直接選出される。各投票者はこの権利をそれぞれ個人として行使する。

第 2 条 申請者が大統領選挙の被選挙権を得るためには、人民議会選出議員 65 人、諮問評議会選出議員 25 人、そして、少なくとも 14 県の地方評議会議員の各 10 人を含む合計 250 人の推薦を受けなければならない。人民議会、諮問評議会、地方評議会の各議員の人数はそれぞれ比例的に集めなければならない。どの場合も議員の推薦は 1 人の候補者に対してのみ認められる。

第 3 条 政党は党規約に従って執行部役員を少なくとも 1 年間務める人物を候補者として指名する。この場合、立候補届出日から遡って少なくとも 5 年間継続して活動し、人民議会および諮問評議会においてともに少なくとも 5% の議席を有する政党に限る。

第 4 条 第 3 条の例外規定として、党規約において 2005 年 5 月 10 日以前に設立された政党は本法施行後に実施される最初の大統領選挙の候補者に執行部役員を指名できる。

第 5 条 憲法第 76 条で定められた大統領選挙委員会は、最高憲法裁判所首席裁判官を委員長とし、以下の委員によって構成される。

第一に、カイロ上訴裁判所首席裁判官。

第二に、最高憲法裁判所次席裁判官。

第三に、最高司法裁判所次席裁判官。

第四に、国家評議会上級裁判官。

第五に、中立と認められる公職者 5 人。

公職者 5 人のうち 3 人は人民議会、2 人は諮問評議会から両院の推薦に基づいて選出する。委員の任期は 5 年である。また、両院はそれぞれ同数の予備委員を選出する。人民議会と諮問評議会の両院議長は、本法の施行日あるいは大統領選挙委員会の委員の任期満了日から 7 日以内に同委員会委員長に委員の選出を通知する。同委員長は通知から 7 日以内に会合を招集

する。

大統領選挙委員会の委員長に何らかのやむを得ない状況が生じた場合、最高憲法裁判所の序列として首席裁判官に次ぐ人物が委員長を代行する。このとき、最高憲法裁判所の次席裁判官が首席裁判官と同じ裁判所に所属している場合も、やむを得ない状況が続く限りは委員長を代行することが認められる。裁判官の委員にやむを得ない状況が生じた場合、序列でその裁判官に次ぐ人物が職務を代行する。公職者の委員にやむを得ない状況が生じた場合、その人物は予備委員と入れ替わる。このとき、やむを得ない状況が続く場合、予備委員が残りの任期を務める。公職者の委員は、現行犯の場合を除き、本法で定める規則と手続きに基づく職務遂行に際して委員会の事前の許可なく刑事訴追を受けない。公職者の委員は就任に先立って委員長の前で次の宣誓を行なう。「私は全能なる神の名にかけて職務を誠実・正直・中立に全うし、憲法と法律を尊重することを誓う」。

第6条 大統領選挙委員会は公的法人格を有し、カイロにその所在地を置き、独立した権限を行使する。同委員会は国家予算の枠内において別会計を有する。

第7条 大統領選挙委員会は同委員会委員長を議長とする会議を招集することができる。但し、その会議は委員長と少なくとも6人の委員が出席した場合のみ有効である。同委員会の決定は7人以上の賛成によって下される。その決定は官報で公布する。

大統領選挙委員会は委員長令によって事務局を定めることができる。同委員会は職務遂行に必要とされる規則と決定を下すことができる。

第8条 大統領選挙委員会は以下の権限を独占的に有する。

第一に、大統領選挙への立候補の届け出の開始を宣言する。

第二に、立候補の届け出手続きを作成し、その執行を監督する。

第三に、立候補届け出を受理・審査し、その候補者が資格を満たしていることを確認する。

第四に、最終的な候補者名簿を作成・発表する。

第五に、立候補の棄権の期日とその手続きを発表する。

第六に、選挙運動の開始日と終了日を設定する。

第七に、選挙運動に関する規則が適正に適用されていること、および国営報道機関の政見放送における候補者間の平等が遵守されていることを確認し、違反が見られた場合に然るべき措置を講じる。

第八に、投票と集計の手続き全般を監督する。

第九に、選挙管理委員会から照会を受けた全ての問題に関して判断を下す。

第十に、確定した選挙結果を受理し、最終的な選挙結果を決定・発表する。

第十一に、選挙に関する全ての抗議および不服申し立てに関する判断を下す。

第十二に、同委員会の管轄内の全ての問題、その管轄の齟齬、および本法で定められた他の問題に関する判断を下す。

同委員会の決定は最終的・自己拘束的な決定であり、他のあらゆる手段や他のあらゆる機関によって覆すことはできない。委員会の決定は解釈の余地や執行猶予を受けない。同委員会は大統領選挙の意義に対する国民の意識向上と大統領選挙への参加呼びかけに寄与する。国家機関はそれぞれの権限の枠内において選挙業務の準備など必要とされる全ての業務を支援しなければならない。

第9条 大統領選挙委員会は、その権限を行使するにあたって関係者に対して必要とされる文書、書

巻末付録

類、データ、情報の提供を求める権利を有する。同委員会は公務員あるいは公共機関から前記の事項について照会できる。また、然るべき公共機関、あるいは調査や研究を遂行できる専門家に対して、前記の事項について決定を下すために必要とされる職務を委託できる。

第 10 条 大統領選挙の告示日、投票日、決選投票の日取りの全ては憲法で定められた期間内において大統領選挙委員会によって決定される。その日取りは官報および主要日刊紙 2 紙で公布する。

第 11 条 大統領選挙の候補者に対する人民議会、諮問評議会、および各県の地方評議会からの推薦は大統領選挙委員会によって作成された所定の書式に基づく。特に所定の推薦文書には、候補者の氏名、推薦人の氏名および議会あるいは評議会の議員であることを書き入れる。推薦人は推薦文書に署名する。この場合、公証役場において無料で登録された書名を用いる。

第 12 条 大統領選挙委員会は政党が大統領選挙の候補者に執行部役員を指名するときに必要とされる情報を決定する。特にその情報には、党、候補者、その候補者が党執行部に属していることを示す情報、および候補者の選出・指名に関する党内手続きに関する情報が含まれる。同委員会はその情報の真偽を確認できる。

第 13 条 立候補届は、大統領選挙委員会が作成した所定の書式に基づき、定められた期日以内に同委員会委員長に対して送付する。その期日は立候補の申請受付から 1 週間以内とする。同委員会が定めた申請書には特に以下の事項を含まなければならない。

第一に、立候補申請者に対する推薦あるいは所属政党からの指名。

第二に、立候補者の出生証明書あるいはその抜粋。

第三に、エジプト人の両親から生まれたエジプト国民であり、他国の国籍を有していないことを示す立候補申請者の宣言書。

第四に、徴兵期間の終了あるいは法律の規定に基づく徴兵の免除。

第五に、不正利益に関する 1975 年法律第 62 号の規則を遵守していることを示す財務的信用の宣言書。

第六に、大統領選挙委員会から候補者へと通知を送付するための住所。

申請者あるいは政党が提出した立候補届は刑法の定めに従って公文書として扱われる。

第 14 条 立候補届は届け出順に受理され、その受理書は申請者に付与される。提出と保留に関する規則と手続きは大統領選挙委員会が作成する。同委員会は、第 2 条、第 3 条、第 4 条に基づき、申請者の氏名、推薦人の氏名、指名政党を申請締切日の翌日に主要日刊紙 2 紙において発表する。各申請者は大統領選挙委員会が定めた手続きに従って候補者発表から 2 日以内に他の申請者への不服申し立てを同委員会に報告することができる。このとき、その不服申し立ての根拠を示さなければならない。

第 15 条 大統領選挙委員会は立候補届を審査し、その申請者が憲法と本法で定めた資格を満たしていることを確認する。また、本法第 14 条の規定に従って申請締切日から 2 日以内に申請却下を決定する。

第 16 条 大統領選挙委員会は所定の手続きに従って申請が却下された者にその理由を通知する。申請が却下された者は通知を受けた日から 48 時間以内にその決定について不服申し立てできる。同委員会は、当該の申請者が陳述の場に出席するか欠席するかにかかわらず、前項の期間終了後から 24 時間以内にその不服申し立てについて決定を下す。

第 17 条 大統領選挙委員会は最終的な候補者名簿を作成し、その一覧を選挙告示日の少なくとも 25 日前に官報と主要日刊紙 2 紙で公布する。

- 第 18 条 立候補届の受付日から最終的な候補者名簿の発表日までの期間に辞退以外の理由で候補者に欠員が生じた場合、大統領選挙委員会は官報と主要日刊紙 2 紙でその欠員を公布し、受付期間を延長あるいは再開できる。このとき、受付期間は発表日から最長 5 日間である。当該の候補者はこの期間内に所定の手続きに基づいて立候補を申請できる。最終的な候補者名簿の発表日から投票最終日までの期間に欠員が生じた場合、その欠員のために選挙を最長 25 日間延期する。この場合、当該の候補者は欠員の発表日から 7 日以内に候補者を申請する。この申請は再選挙の開始日から投票最終日までの間に行なう。いずれの場合も大統領選挙委員会は申請を受理してから 3 日以内に新しい候補者に関する決定を下す。
- 第 19 条 立候補申請者はその申請を取り下げることができる。この場合、最終的な候補者発表前に大統領選挙委員会に通告する。候補者は出馬を辞退できる。この場合、投票日から 15 日前に大統領選挙委員会に通告する。候補者の辞退はその届け出から 2 日以内に主要日刊紙 2 紙で公布される。
- 第 20 条 選挙運動期間は投票日の 3 週間前から投票日の 2 日前までの期間である。決選投票の場合、選挙運動期間は結果発表の翌日から投票日前日の午後 0 時までの期間である。いかなる媒体においてもこの期間以外の選挙運動は禁じる。選挙運動は候補者およびその支持者の活動であり、公開で限られた範囲で開催される会合・対話集会における投票者への呼びかけ、選挙綱領、標語、ポスターの発表および配布、テレビ・ラジオ・印刷・電子媒体の使用がそれに該当する。選挙運動は本法および大統領選挙委員会の決定の範囲内において認められる。
- 第 21 条 選挙運動は憲法、法律、大統領選挙委員会の決定、および以下の規定を遵守しなければならない。
- 第一に、いかなる候補者に対しても、その私生活の秘密を暴くことを慎む。
 - 第二に、国民の一体性の維持に努め、宗教をスローガンに掲げることを控える。
 - 第三に、脅迫や暴力の行使を控える。
 - 第四に、現金その他あらゆる便宜供与の方法によって直接的・間接的に収賄すること、あるいは贈賄を約束することを禁じる。
 - 第五に、いかなる場合であれ選挙運動のために国営企業、公共部門、合弁企業の建物、施設、および輸送手段を利用することを禁じる。
 - 第六に、選挙運動のために公共施設、礼拝施設、学校、大学、その他公立・私立教育機関を利用することを禁じる。
- 第 22 条 国営報道機関は政見放送に際して候補者間の平等を遵守する。大統領選挙委員会は違反が見られた場合に然るべき措置を講じる。
- 第 23 条 大統領選挙に関する世論調査を実施し、その結果を報道機関で発表する際は、運営・実施団体、質問項目、標本の規模、実施場所、実施方法、推定誤差の範囲を開示する。投票日 7 日前から投票終了日までの期間は世論調査結果を報じることを禁じる。
- 第 24 条 候補者の選挙運動資金の上限は 1000 万エジプト・ポンドである。決選投票の場合は 200 万エジプト・ポンドである。
- 第 25 条 各候補者は選挙運動資金の上限額の 5%相当分の援助を国家から受けることができる。決選投票の場合、2%相当分の援助を受けることができる。
- 第 26 条 各候補者はエジプト国民あるいは当該の候補者を指名した政党から選挙資金の寄付を受けることができる。但し、各人の寄付額は選挙運動で認められた上限額の 2%相当分を上回らな

巻末付録

い範囲でなければならない。候補者は大統領選挙委員会が指定した銀行のうちの一行に現地通貨の口座を開設しなければならない。し、その口座に受領した寄付金、国家からの支援金、および選挙運動のための私費の全額を振り込まなければならない。候補者は大統領選挙委員会が定めた手続きに従って口座の総額、および支出とその内訳を同委員会に開示しなければならない。選挙運動の資金はこの口座以外からは支出できない。大統領選挙委員会は所定の手続きに従って各口座の残金に合わせて寄付金を比例配分する。各政党は投票日の3ヶ月前から1000エジプト・ポンドを上回る寄付金を受けた場合、そのつど政党委員会に通知しなければならない。その通知は寄付金を受領してから5日以内に行なう。

第27条 エジプト国内あるいは外国のあらゆる法人、あらゆる外国政府、外国機関、国際組織、あるいは外国人が株式を保有するあらゆる企業、あるいはあらゆる外国人から現金その他の形で選挙運動に対する寄付金あるいは支援を受けることを禁じる。各候補者は選挙結果の発表から15日以内に選挙資金の総額、資金源、選挙運動における支出とその内訳に関する報告を大統領選挙委員会に提出しなければならない。大統領選挙委員会が口頭あるいは書面で候補者の陳述を受け、その報告を調査し、その陳述内容に同意した場合、その候補者はそれまでに受領した選挙資金を国庫に返還する。候補者は、公証役場から与えられた弁護士の公証人免許に基づいて、あらゆる財務事項の処理を含む、上記の規定を遂行するのに必要とされる手続きを代理人に委託することができる。このとき、弁護士免許の正式な写しを大統領選挙委員会に提出する。

第28条 各候補者は選挙結果の発表から15日以内に選挙資金の総額、資金源、選挙運動における支出とその内訳に関する報告を大統領選挙委員会に提出しなければならない。

第29条 中央会計検査院は候補者が提出した選挙運動資金を検査し、受理から15日以内に大統領選挙委員会に報告書を提出する。

第30条 投票は1日で行ない、大統領選挙委員会が監督する。大統領選挙委員会は投票と集計に関する選挙運営委員会を設置する。運営委員会は大統領選挙委員会が定めた規則や手続きに従って投票の手順を監督するための裁判官で構成された選挙監視委員会の監督を受ける。大統領選挙委員会はそれぞれの権限に合わせて各種委員会の人数、配置、職務を決定する。また、必要とされる場合、同委員会は司法関係者を選挙監視委員会委員長の予備委員に任命できる。また、各県の司法関係者を監視委員会と運営委員会の委員および予備委員に任命できる。

第31条 各候補者は大統領選挙委員会が設置した各委員会に対して自らの代理人を投票者の中から任命できる。このとき、投票日前日までに当該の選挙委員会の委員長に書面で通知しなければならない。同委員会は各候補者の代理人が全て揃わなくても投票日の業務を開始する。

第32条 投票は投票用紙への記入によって行なう。大統領選挙委員会は投票用紙を各投票者に手渡す。その用紙の裏には委員会の印章と選挙の期日を記載する。投票者は所定の投票場所に赴き、その場所で投票用紙に記入する。投票者は投票用紙に所定の記入を済ませた後、用紙を折りたたみ、選挙管理委員会委員長の前で投票箱に票を投じる。投票を済ませた投票者は投票から24時間以内に消えるインクに指を入れ、選挙人名簿に署名あるいは捺印する。

第33条 選挙人名簿に指名が登録された都市や農村以外に居住する投票者はその現住所のあらゆる投票所で票を投じることができる。但し、選挙委員会委員長に身分証明書を提示しなければならない。大統領選挙委員会はその手続きに関する規則を作成する。

第34条 票は大統領選挙委員会が定めた手続きに従って集計する。

- 第 35 条 大統領選挙委員会は前条までの規定を踏まえ、各選挙委員会の職務、および投票と集計の各段階に関するあらゆる規則と手続きを作成する。
- 第 36 条 選挙管理委員会は、投票に関する全ての事項を調査し、有効票と無効票の判断を下す。候補者は大統領選挙委員会と選挙管理委員会が下した決定に不服申し立てできる。不服申し立ては当該の決定が下された翌日に提出する。大統領選挙委員会は、当該の候補者が陳述の場に出席するか欠席するかにかかわらず、その翌日に決定を下す。大統領選挙委員会はその不服申し立てに関する審議と決定に続く手続きを作成する。
- 第 37 条 立候補者が 1 人の場合や、第 18 条の規定に従って残りの候補者の辞退や代替りの候補者を擁立できないために 1 人の候補者しか残らなかった場合も大統領選挙の投票は実施する。この場合、有効投票数の過半数の票を獲得した候補者が当選となる。候補者が過半数の票を獲得できなかった場合、大統領選挙委員会は再選挙を宣言する。再選挙は結果発表から 15 日以内に実施する。この場合の選挙もこの条文の規定に従って実施する。
- 第 38 条 選挙管理委員会委員長は全ての投票所における各候補者の得票数を取りまとめる。同委員長は結果報告を 3 部作成し、署名する。その 3 部は大統領選挙委員会に送付される。大統領選挙委員会はその報告と投票用紙の保管手続きを定める。
- 第 39 条 大統領選挙委員会は選挙管理委員会からの報告を受理してから 3 日以内に選挙結果を発表する。選挙結果は官報で公布する。
- 第 40 条 1 人の候補者が有効投票数の過半数を獲得した場合に大統領への当選が宣言される。過半数を獲得した候補者が 1 人もいない場合、遅くとも 7 日後に決選投票を行なう。他の候補者が 2 位の候補者と同数の票を獲得した場合、その候補者も決選投票に参加する。決選投票では最も多くの票を獲得した候補者が当選となる。
- 第 41 条 大統領選挙委員会は大統領選挙の当選者を通知する。
- 第 42 条 以下の犯罪行為は他の法律で定められたより重い刑罰を損なうことなく、以下の条項で定められた刑罰に処される。
- 第 43 条 選挙人名簿に氏名が登録され、理由なく大統領選挙で票を投じなかった者は 100 エジプト・ポンド以下の罰金刑に処す。
- 第 44 条 大統領選挙委員会の委員長あるいは委員に対して武力もしくは暴力を行使し、その職務の遂行を妨害した者は、その行為が未遂に終わった場合は 5 年以下の禁錮刑に処す。違反行為を遂行した場合は禁錮刑に処す。犯罪行為によって被害者に永続的な障害が残った場合は重禁錮刑に処す。犯罪行為によって被害者が亡くなった場合は終身刑に処す。
- 第 45 条 大統領選挙委員会の委員長あるいは委員に対して、脅迫によってその職務の遂行を妨害した者は 2 年以下の禁錮刑に処す。
- 第 46 条 大統領選挙委員会の委員長あるいは委員に対して、仕草あるいは言葉によってその職務を侮辱した者は 2 年以下の禁錮刑あるいは 2000 エジプト・ポンドから 5000 エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑に処す。
- 第 47 条 威嚇や脅迫によって大統領選挙の適正な運営を妨げた者は、その行為が未遂に終わった場合は 2 年以下の禁錮刑に処す。違反行為を遂行した場合は 2 年以上 5 年以下の禁錮刑に処す。
- 第 48 条 以下の規定に該当する者は 1 年以下の禁錮刑および 5000 エジプト・ポンドから 2 万エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑、あるいはそのどちらか一方の刑に処す。
- 第一に、第 26 条で定められた銀行口座以外の口座から選挙運動資金を支出した者、あるいは

巻末付録

はその銀行口座の預金を選挙運動資金以外の目的に使用した者。

第二に、選挙運動資金の支出が上限を超過した者。

第 49 条 大統領選挙に使用される建物、施設、あるいは輸送手段を故意に破壊あるいは毀損し、その運営を妨げた者は 1 年以下の禁錮刑および 1000 エジプト・ポンドから 3000 エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑に処す。また、その破壊あるいは毀損の修復費用を弁済する。

第 50 条 投票結果を改竄するため、あるいは投票をやり直し・妨害するために選挙人名簿あるいは投票用紙、その他大統領選挙に関連する用紙を窃盗、隠匿あるいは毀損した者は 2 年以下の禁錮刑に処す。

第 51 条 以下の規定に該当する者は 6 ヶ月以下の禁錮刑および 1000 エジプト・ポンドから 5000 エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑に処す。

第一に、武力や威嚇によって大統領選挙における投票者の投票を妨げた者、あるいは投票者に対して特定の投票先への投票を強制した者。

第二に、便宜の収賄、贈賄、あるいはその約束によって投票の棄権を強制するか特定の投票先への投票を強制した者。収賄あるいは贈賄を受領あるいは要求した者。

第 52 条 選挙人名簿に記載された氏名が正しくないことを知りつつ大統領選挙で票を投じた者は 1 ヶ月以下の禁錮刑および 500 エジプト・ポンドから 1000 エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑、あるいはそのどちらか一方の刑に処す。

第 53 条 本法に基づく大統領選挙委員会の決定の妨害あるいは遅延を試みた者は懲役刑および 5000 エジプト・ポンドから 1 万エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑、あるいはそのどちらか一方の刑に処す。

第 54 条 第 21 条で定められた選挙運動の規定を違反した者は 1 年以下の禁錮刑および 1 万エジプト・ポンドから 10 万エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑、あるいはそのどちらか一方の刑に処す。

第 55 条 第 27 条で定められた選挙運動の規定に違反した者は 2 年以上 5 年以下の禁錮刑に処す。また、その受領した資金は没収する。

第 56 条 本法で定めた重罪を試みた場合は重犯罪の罰則の対象となる。

第 57 条 選挙管理委員会の委員長は、上記の犯罪が投票所で起きた場合、司法官に授けられた権限を行使できる。

第 58 条 本法は官報で公布し、その翌日から施行する。本法は国章で封じられ、関連法の 1 つとして施行される。

出典：Egypt State Information Service

修正人民議会法（2005 年法律第 175 号）

第一に、人民議会に関する 1972 年法律第 38 号の第 5 条、第 10 条、第 11 条、第 18 条第 1 段落、第 29 条、第 31 条の文言を以下の文言に置き換える。

- 第 5 条 少なくとも初等教育あるいはそれと同等の教育を修了し、1970 年 1 月 1 日より前に生まれ、識字能力を持つ者は被選挙権を有する。
- 第 10 条 あらゆる関係者は 100 エジプト・ポンドを支払って各選挙区の選挙人名簿の正式なコピーを取得できる。印紙税を免除されたコピーは代金の支払いから 3 日以内に申請者に付与される。
- 第 11 条 選挙運動は憲法、法律、および以下の規定を遵守しなければならない。
- 第一に、いかなる候補者に対しても、その私生活の秘密を暴くことを慎む。
- 第二に、国民の一体性の維持に努め、宗教をスローガンに掲げることを控える。
- 第三に、脅迫や暴力の行使を控える。
- 第四に、現金その他あらゆる便宜供与の方法によって直接的・間接的に収賄すること、あるいは贈賄を約束することを禁じる。
- 第五に、いかなる場合であれ選挙運動のために国営企業、公共部門、合併企業の建物、施設、および輸送手段を利用することを禁じる。
- 第六に、選挙運動資金を獲得するため、あるいは投票者に支払って棄権や特定の投票先への投票を求めるために、いかなる外国人、いかなる外国機関・国際機関やその代表者から資金を受領することを禁じる。
- その他、選挙運動資金の上限など、選挙運動に関する手続きの補足規定は最高選挙委員会が決定を下し、主要日刊紙 2 紙に公布する。各委員会は上記の規定のいずれかに違反したポスターなどのあらゆる選挙運動手段をその違反者に代わって撤去できる。上記第 6 項の違反者は 1 年以下の禁錮刑および 5 万エジプト・ポンドから 10 万エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑、あるいはそのどちらか一方の刑に処す。また、その受領した資金は没収する。その他の規則の違反者は 3 ヶ月以下の禁錮刑および 5000 エジプト・ポンド以下から 2 万エジプト・ポンドの範囲内の罰金刑、あるいはそのどちらか一方の刑に処す。
- 第 18 条 (第 1 段落)
- 人民議会の選出議員の議席が任期満了前に空席になった場合、その後任議員を選出するための補欠選挙を実施する。このとき候補者資格を満たしていれば、いかなる者も本法第 3 条第 1 段落の規定を受けずに立候補できる。
- 第 29 条 人民議会議員はその就任日から毎月 1000 エジプト・ポンドの報酬を受ける。報酬は譲渡あるいは差し押さえの対象外であり、あらゆる租税の課税対象外である。
- 第 31 条 人民議会議長は本法第 29 条で定められた権利を損なうことなく副大統領と同額の報酬を受けることができる。

第二に、1972 年法律第 38 号の第 6 条最終段落、第 34 条 (補足)、(補足 1)、(補足 2)、(補足 3)、(補足 4) を削除する。

第三に、本法は官報で公布し、その翌日から施行する。本法は国章で封じられ、関連法の 1 つとして施行される。

出典：Egypt State Information Service

巻末付録

修正諮問評議会法（2005年法律第176号）

第一に、諮問評議会に関する1980年法律第120号の第4条（第1段落）、第6条（第4段落）、第19条、第20条の文言を以下の文言に置き換える。

第4条（第1段落）

諮問評議会の選出議員の議席が任期満了前に空席になった場合、その後任議員を選出するための補欠選挙を実施する。このとき候補者資格を満たしていれば、いかなる者も本法第3条第1段落の規定を受けずに立候補できる。

第6条 少なくとも初等教育あるいはそれと同等の教育を修了し、1970年1月1日より前に生まれ、識字能力を持つ者は被選挙権を有する。

第19条 諮問評議会議員はその就任日から毎月1000エジプト・ポンドの報酬を受ける。報酬は譲渡あるいは差し押さえの対象外であり、あらゆる租税の課税対象外である。

第20条 諮問評議会議長は本法第19条で定められた権利を損なうことなく副大統領と同額の報酬を受けることができる。

第二に、本法は官報で公布し、その翌日から施行する。本法は国章で封じられ、関連法の1つとして施行される。

出典：Egypt State Information Service

(3) 政治文書・政治合意

ムスリム同胞団院内会派・憲法修正案（2007年2月27日）

第1条 エジプト・アラブ共和国は**国民の機会均等および権利と義務の平等に基づく民主主義国家**である。エジプト人民はアラブ・イスラーム世界の一員であり、その包括的統一の実現に努める。

第4条 エジプト・アラブ共和国の経済的基盤は、**搾取と独占の阻止、合法的な所得と私的所有の保護、国民の義務と負担の公正の保障に基づく。**

第5条（第3段落を追加）

政治体制は、政権交替、政治的多元性、事後届け出によって政党をする国民の権利を保障する。但し、国民に対する差別に基づく政党や、軍隊あるいは準軍隊を組織した政党の設立を禁じる。国民の公正さは政党に関するあらゆる事項における権力の源泉である。

第12条 社会は、道徳を保護し、エジプト本来の伝統を奨励することを義務とし、高度の宗教教育、道徳的・愛国的価値、人民の歴史的遺産、科学的真実、**社会的公正**、および公共的道徳を尊重する。これらは法律の枠内のものとする。国家は、これらの原則を遵守し、強化する。

- 第 24 条 **政府と人民の複数人の所有**が全ての生産手段と生産形態を管理し、**それに基づき私的所有を保障する**。国家が定めた開発計画に従って生活余剰の活用を監督する。
- 第 30 条 公的所有は人民の所有であり、それは**複数人の所有の枠内において**恒常的な支援によって確保される。
- 第 33 条 公的所有は不可侵である。それは国力の支柱であり、**社会的公正**の基礎であり、人民の福祉の源泉である。その保護と支援は法律に従って全ての国民の義務である。
- 第 37 条 農民および農業労働者を搾取から保護し、**国民の社会的公正を擁護するための手段**を法律によって定める。
- 第 44 条 (修正の必要なし)
- 第 45 条 (修正の必要なし)
- 第 56 条 民主的基盤に基づく職能組合および労働組合の設立は法律によって保障された権利であり、その職能組合および労働組合は法人格を有する。社会計画の実行、互助の促進、会員間の**民主主義的行動**の強化、資金の保護における**職能組合および労働組合の関与**については法律で定める。職能組合および労働組合は、活動内容に関して組合内の倫理規定によって会員を尋問し、法律で定められた会員の権利と自由を保障する義務がある。
- 第 59 条 **環境**の保護、強化、維持は国民の義務である。**国家は良き環境を求める権利を保障する**。
- 第 62 条 国民は法律の定める方法によって**完全な司法の監視下において**投票、立候補、国民投票での意思表示の権利を有する。公的活動への参加は国民の義務である。**在外エジプト人も上記と同一の権利を有する**。
- 第 73 条 国家元首は共和国大統領である。大統領は、人民主権、憲法の尊重、法の支配を擁護する。大統領は、国民の一体性と**社会的公正**を保護し、国家行為におけるそれぞれの役割を保つよう各国家機関の権限の範囲を維持する。
- 第 74 条 (条文を削除)
- 第 76 条 大統領は法律の規定に従って**複数人の候補者の中から**公的な秘密投票によって直接選出される。
- 第 78 条 (修正の必要なし)
- 第 82 条 (修正の必要なし)
- 第 84 条 (修正の必要なし)
- 第 85 条 (修正の必要なし)
- 第 88 条 人民議会議員が満たすべき条件および選挙・国民投票に関する規定は法律によって定める。投票**その他の措置**は司法関係者の**直接的かつ完全な監視下**で実施される。
- 第 94 条 任期満了以前に議席に欠員が生じた場合、その欠員について議員が通知を受けてから 60 日以内に**その議員職獲得制度に基づき**後任議員へと入れ替える。後任議員の任期は前任議員の任期満了までとする。
- 第 115 条 **軍および文民の組織・事業を問わず**、国家の一般予算は遅くとも会計年度が始まる**6ヶ月前**に人民議会に提出されなければならない。予算は承認を受けなければ効力を持たない。**人民議会は望ましい形に予算案を修正できる**。予算案は項目ごとに表決され、別々に法律として公布される。新年度の予算案がその会計年度の開始までに承認されない場合、予算案が承認されるまで前年度の予算が適用される。予算の編成手続きと会計年度は法律によって定める。
- 第 118 条 国家予算の最終決算は会計年度の最終日から**6ヶ月以内**に人民議会に提出されなければな

巻末付録

らない。決算報告は項目ごとに表決され、別々に法律として公布される。中央会計検査院は年次報告書と資料を人民議会議に提出しなければならない。人民議会議は中央会計検査院に対して資料その他報告書の提出を求める権利を有する。

第 127 条 **人民議会議は内閣あるいは個々の閣僚に対して不信任を決議する権利を有する。** 人民議会議は議員の 1/10 以上の提案によって首相**あるいは閣僚**の不信任を表決できる。議会議は提案から少なくとも 3 日間は表決を下すことはできない。**内閣あるいは個々の閣僚に対する不信任案**は議員の過半数の賛成によって可決される。

第 133 条 **首相は内閣の組閣案と施政方針を人民議会議に提出し、その同意を得る。首相は施政方針を提出するとき、あるいは、国家の一般政策に関する政府の声明を提出するときに人民議会議に内閣信任案を提出できる。**

第 136 条 共和国大統領は必要な場合に限り**内閣からの要請および国民投票**を経なければ人民議会議を解散できない。**上記の事項を根拠に人民議会議の解散を決定し、60 日以内に人民議会議選挙を実施することを有権者に周知する。議会議が特定の理由で解散された場合、それと同じ理由で続けて議会議を解散することはできない。人民議会議の解散に伴い、内閣は総辞職する。共和国大統領は別の首相に選挙が実施されるまでの暫定内閣の組閣を要請する。**

第 138 条 **首相と閣僚**は憲法で定められた方法によって国家の一般政策を立案し、その執行を監督する。特に、**第 108 条、第 144 条、第 145 条、第 146 条、第 147 条**で定められた職務を行ない、**第 148 条および第 151 条第 2 段落**で定められた職務に努める。

第 141 条 共和国大統領は**人民議会議との協議および同意**を経て首相を任命する。**首相が組閣を行なう。**

第 161 条 **各県の選挙人名簿に登録された国民が公的な秘密投票によって司法の完全な監視下において県知事を直接選出する。県知事の任期は 5 年とする。県知事の職務は当選直後から開始する。知事の候補者資格は閣僚の任命資格に求められる条件と同一である。県知事の再選は 1 回だけ認められる。県知事は法律の規定に従って各県の地方評議会議においてその責任を負う。**

第 173 条 **司法機関はその職務遂行にあたって独立し、全ての司法機関はそれぞれ独自の予算を有する。**

第 179 条 (条文を削除)

第 180 条 国家のみが軍隊を保持し、軍隊は人民に属す。軍隊の職務は、祖国の防衛、**および**その領土と安全の維持である。いかなる組織や集団も軍隊や準軍隊を保持できない。軍隊の職務と昇進の条件は法律によって定める。

第 194 条 諮問評議会議は、1952 年 7 月 23 日革命と 1971 年 5 月 15 日革命の原則の維持、国民の一体性と社会の安寧の強化、社会の基本構成、その崇高な価値、権利と自由、公共の義務の保護、**および民主主義体制**の深化と拡大のために必要とされる調査と勧告を行なう。

第 195 条 諮問評議会議は以下の事項について勧告を行なう。

第一に、憲法の 1 つの条項あるいは複数の条項の修正についての提案。

第二に、憲法を補足する法案

1. 政治的権利法
2. 人民議会議法
3. 諮問評議会議法
4. 政党法
5. 司法法

- 6. 刑法
- 7. 刑事訴訟法
- 8. 地方政府法

第三に、社会経済開発の一般計画案。

第四に、講和条約、連合条約、および領土の一体性や主権に影響を及ぼすあらゆる条約。

第五に、共和国大統領から諮問評議会に勧告を求められた法案。

第六に、国家の一般政策、アラブ諸国や外交政策について共和国大統領から諮問評議会に勧告を求められたあらゆる事項。

同評議会は共和国大統領および人民議会に対してこれらの事項についての勧告を行なう。

第 205 条 (修正の必要なし)

出典：ikhwanweb (27 Feb. 2007) (<http://www.ikhwanweb.com/article.php?id=2301>)

注：1971 年共和国憲法・2005 年修正憲法の各条項の修正箇所に関しては、**太字・ゴシック体**で表記した。

自由公正党・設立趣意書 (2011 年 6 月 1 日)

「自由公正党」は、勇敢なエジプト軍の保護を受け、偉大なエジプト国民が達成した 1 月 25 日革命、すなわち、この国に自由、民主主義、公正、完全な人権に向けて輝かしい希望の地平を拓いた革命の精神に即し、党綱領と党組織はその偉大な革命の着想を受け、革命の目標を追求しつつ、とりわけ、愛国的で献身的なエジプト国民の確立を目指す。愛国的で献身的なエジプト国民とは、祖国の大義のための犠牲を厭わず、神聖な啓示宗教の原則、価値、倫理を遵守する国民のことである。

我が党は、自由なエジプト国民の意思に対する強力かつ健全な献身に基づき、大統領、議会、地方評議会などの国家制度の再建に努める。また、国家の枠組みの統一性の拡大、共同体の一体性と強固な融合の誘発のために市民社会団体、労働組合、公共団体、職能組合、人権団体の確立に努める。我が党は、あらゆる国民をチームの一員に位置付け、復興と建設の闘争においてエジプトの希望と目標の達成を目指す。

我が党は、エジプト人民こそが国民のアイデンティティと意思を反映する形でエジプトの憲法を起草する人々であり、その憲法を通じて、国民の自由と尊厳を与え、国民主権と国民の一体性を確保することを強調する。憲法こそが全ての権利と義務における国民の平等を支え、多元主義と多様性の尊重を遵守させ、分権と政党間の自由を強調し、情報と表現の自由、信条と信教の自由、勤労の権利、所有と財産の権利、渡航と移動の自由を保障する。憲法こそが全国民の最低限の適切な収入の保障、選挙の誠実性の確保、権力と義務、大統領の任期、大統領と内閣の責任の所在に関する規則の設定によって全国民に対する富の平等な分配と社会的公正の達成を掲げることができる。そして、まさしく憲法こそが司法権の独立性と三権分立の原則の確立を達成・強化するのである。

我が党は、確固とした信念として、イスラームを国教とし、アラビア語を公用語とし、イスラーム法を立法の主要な法源とすることを憲法の中で言明する必要があると考える。イスラーム法は人生のあらゆる過程で適用される。英知と神の慈愛の源泉である。そして、これはイスラーム法こそが我らの社会の状況を改良して幸福と進歩をもたらすため、我らが同胞のキリスト教徒の権利とその法律と規則に基づ

巻末付録

いた信教の自由を保障するため、加えて、キリスト教の法律と規則に基づいた民事訴訟を保護するための最良の手段であると信じるエジプト人民の多数派の要求に応えるものである。

我が党は、エジプトはイスラームに基づく市民国家であると考えている。我が党は、エジプト国民の意思が自由化していること、意思決定過程が政治的に独立していること、そして、相互尊重に基づいて諸外国と交渉することに信念を持つ。この傾向はもはや覆すことはできないと考える。また、我が党は、公正に基づく世界平和を希求し、他国への内政干渉を禁じ、あらゆる国家の民族自決と独立の権利を認め、基本的人権を保護するあらゆる合意、協定、国際条約を遵守する。そして、アラブ、イスラーム、アフリカ地域におけるエジプトの主導的役割の回復に努める。我が党は、エジプト人民はアラブ民族の一部であり、アラブ人民の自由意思に基づく平和的で進歩的な手段を通じてその包括的統一の実現に役割を果たすと考える。

我が党は、エジプトの国土の安全保障が必要不可欠であると考えている。安全保障にとって重要なのは、国家の枠組みの一体性を確立すること、全ての国民の公正を実現すること、エジプト経済の様々な領域の包括的發展を達成すること、都市開発、政治改革、人口密度の低い地域への移住を拡充すること、特にシナイ半島に関して、その地域の再開発と資源への投資を進めること、そして、ナイル川に対するエジプトの権利を保障するため、ナイル川の水源を確保し、ナイル川流域諸国間において相互補完的な取引に基づく関係性を確立すること、さらに、エジプトとスーダンの結びつきを強め、両国間のあらゆる障害を撤廃すること、である。ナイル川の完全な統一を実現するにあたって膨大な天然資源を擁するスーダンはエジプトと戦略的に密接な関係にある。

我が党は、我が国の軍需産業の基礎としての戦略的な基幹産業の発展に努め、人的資源と軍事力の両面においてエジプト軍を支持する。強力な国軍が存在することによって抑止とエジプトの安全保障が可能になるからである。また、我が党は、教育と科学研究は国家の進歩、発展、成長の手段であると考えている。そのため、国家は教育と科学研究を最優先事項に位置付けなければならない。教育と科学研究で劣る国家は荒廃し、重大な危険に瀕してしまうからである。

我が党は、あらゆる国民が優れた医療を備えた公立病院によって然るべき公共医療を受ける権利を有すると考える。国内の治安は生活そのものにとって必要不可欠であり、それはあらゆる種類の活動と共同体の継続を保障する。そのため、我が党が強調したいのは、文民の組織としての警察とその組織の刷新、人権の重視と法の支配の尊重に基づく警察大学の履修科目の発展と拡充、そして、尊厳のある生活を保証するための警察の給与の増額に焦点を当てる必要があるということである。

我が党は、アズハルはムスリム世界の人々にとって原則的な指針として然るべき立場を占めるべきであると考えている。アズハルは、エジプトを代表し、ムスリム世界の人々や各国政府との関係強化を図り、あらゆるレベルにおいて建設的な協力関係を支える最良の外交官である。また、我が党は、アフリカのキリスト教諸国との関係を築き、それらの国々の人々や政府との共通利益を実現するにあたってコプト正教の精神的権威を支持する。

エジプトから汚職とその影響を一掃することは必要不可欠である。復興を目指してこの国を再建し、目の前に横たわる厳しい課題に対処することはその第一歩である。そのために、様々な課題や深刻な危険への対処に精神の献身と魂の浄化が必要であることを認識し、知力を解放し、人々の努力を結集し、あらゆる政党と全国組織に一致団結を呼びかける。犠牲と負担を厭わない人々にこの課題を呼びかけるのは、現在の状況を踏まえて、それが個人の利益や収穫につながるからではなく、エジプトやエジプト国民のためになるからである。そのため、我が党は、国益や基本原則で同意するようあらゆる政治勢力に呼びかける。一部の勢力が異なる見解を主張し、同意すべき事柄について見解の相違を浮き彫りにしたとしても、その

見解の相違が寛容かつ誠実で民族的かつ人道的な枠組みにおいて我々が祖国の中心的な原則、価値、倫理を支持しているならば、我が党はそれを受け入れる。神よ、エジプトとエジプト人民の幅広い利益に向けてあらゆる政治勢力を結集し、エジプト人民と我らの偉大な革命を実現するために我らを助けたまえ。

出典：自由公正党（1 Jun. 2011）(<http://www.fjponline.com/view.php?pid=1>)

大統領候補者に対する世俗政党の「誓約書」（2012年6月1日）

- 第1条 エジプトは市民的・民主主義的国家であり、その政治的権力は憲法と法律に基づく。
- 第2条 イスラーム法を主要な法源と定めた1971年共和国憲法の第2条を維持し、最高憲法裁判所が下した全ての解釈を尊重する。
- 第3条 男女が権利と義務について法の前で平等な市民権を有すること、宗教、肌の色、性別、社会的地位に基づく差別、冒涇、憎悪の煽動を犯罪と見なすことという理念を遵守する。
- 第4条 あらゆる種類の特別法廷を禁じ、通常法廷で公平な裁判を受ける正当な権利を保障する新たな法律によって、三権分立と司法の独立性を尊重する。
- 第5条 表現、思想、政治参加、科学研究、芸術表現の公的自由を尊重する。
- 第6条 全ての国民は、機会、権利、義務を平等に有する。
- 第7条 政府機関を独占しようとする政治集団のあらゆる試みに対して、職業意識と中立性に基づき、重要な政府機関、特に裁判所、軍、警察、アズハル、国立教育機関を保護する。
- 第8条 エジプトが署名・批准した国際憲章および条約で掲げられた基本的人権を尊重する。
- 第9条 次期大統領は、公的自由や人権に反したり、平和的な政権移行過程を妨げたりするあらゆる法的・政治的な企てに対処するよう努め、現在、軍事法廷で裁判に掛けられている文民を民事法廷へと移管するために必要な措置を講じる。
- 第10条 次期大統領は、決選投票に向けて、国民の支持を受けた著名人主導の挙国一致政権の樹立に努め、宗派や宗教に基づくあらゆる政治組織・政党を廃止する。
- 第11条 全ての社会階層の代表の公正な選出を保障するために緊急事態を解除し、統一選挙法を制定する。
- 第12条 外相、内相、国防相は中立性と能力に基づいて任命する。
- 第13条 次期大統領は、あらゆる政治的・社会的派閥が最高位の公職（大統領、内閣、知事、行政機関）を平等に代表することを中立的に保障するよう努める。
- 第14条 次期大統領は、社会的公平の達成、浮浪児や特別な支援を必要とする人々などの不利な立場にある社会集団の自立、そして、医療、教育、栄養などに関する全ての国民の基本的要求を満たす公平な賃金政策の採用に努める。
- 第15条 国家の文民的特徴を保護することと軍を政治の舞台から排除することを重視する。
- 第16条 2012年6月9日に設置される制憲議会の人員構成は、エジプト社会のあらゆる要素、特にコプト教徒、女性、若者を平等に代表したものとする。
- 第17条 あらゆる政治勢力には、不公平な議席配分をもたらしかねないあらゆる手段に依拠すること

巻末付録

を避け、それぞれ個別の利益ではなく国益を優先することが強く求められる。

第 18 条 新憲法の全ての条項は 2/3 の賛成によって可決する。

出典 : *al-Ahram* (1 Jun. 2012)

代議院選挙の早期実施に関する救国戦線の 11 の要求 (2013 年 1 月 12 日)

- 第 1 条 司法の完全な選挙監視を実施し、投票箱ごとに 1 人の裁判官を配置する。
- 第 2 条 投票箱ごとの投票者数が 750 人を上回らない範囲で数日に分けて選挙を実施する。
- 第 3 条 開票手続きは NGO、報道関係者、各候補の代理人の立会いの下で開始し、投票所に配置された裁判官が開票結果に署名し、それをそれぞれの代理人に手渡す。
- 第 4 条 定得票数に達しなかった政党名簿に投じられた票は、最多得票の政党名簿に加算するのではなく、法定得票数に達した全ての政党名簿の得票数に比例して配分する。
- 第 5 条 最高選挙委員会は投票所の責任者に委ねるのではなく自らの印章を投票用紙に添付する。
- 第 6 条 NGO の選挙監視を認め、その監視を最高選挙委員会が保障することを定めた法律を制定する。
- 第 7 条 礼拝所を選挙運動に使用することを含む、あらゆる形での政治と宗教の混同を罰則化する。
- 第 8 条 選挙運動の資金の上限を定める。
- 第 9 条 1 つの選挙名簿または 3 人の候補者に 1 人の割合で女性の候補者の擁立を保障する。
- 第 10 条 最高選挙委員会が選挙手続き全体に責任を負い、その決定に対する異議申し立ての手続きを設ける。
- 第 11 条 全ての立候補者はその申請書および代理人について選挙委員会の支部ではなく最高選挙委員会から直接的に承認を受けなければならない。

出典 : *al-Ahram* (12 Jan. 2013)

ムルシー大統領の政権運営に対する救国戦線の 5 ヶ条の声明 (2013 年 1 月 26 日)

- 第 1 条 救国戦線はスエズ、ポートサイド、イスマイリーヤ、そして、エジプトのあらゆる街頭における 1 月 25 日革命の第二の波犠牲者に哀悼の意を表す。抗議者に対する治安機関の過剰な暴力行為の責任は大統領にあり、救国戦線はその流血の惨事の責任者を罰するための中立的な調査委員会の設置を求める。また、エジプト国民に対して平和的な抗議行動を続行し、あらゆる暴力行為を非難するよう求める。
- 第 2 条 救国戦線は、歪んだ憲法を修正し、迅速に修正する必要がある項目について合意に達するた

めの中立的な委員会の設置を求める。

第3条 救国戦線は、効率性と信頼性を保障し、革命の要求、特に大統領と内閣の政策がもたらしたエジプト国民の生活の悪化を是正する社会的公正を実現するための挙国一致政権の樹立を求める。

第4条 司法の独立性を侵害する強権的な憲法宣言と検事総長の罷免を撤回する。

第5条 合法性や正統性を伴わず1年近くに渡ってこの国の行政を牛耳ったことを受けてムスリム同胞団を法の管理下に置く。

出典 : *al-Ahram* (26 Jan. 2013)

5. 第一共和政以降のエジプトの年表と政党の変遷

第一共和政 (1952年7月23日～2011年2月11日)

1952年

- 7月23日 自由将校団がクーデターによってファールーク1世を追放して政権掌握、アリー・マーヘルを首相に任命
- 8月2日 ファールーク2世の摂政委員会を設置
- 9月7日 アリー・マーヘル首相が辞任し、ムハンマド・ナギーブが首相に就任
- 9月9日 政党活動の再編に関する軍令、土地所有に上限を設ける土地改革に関する1952年軍令第178号を発令
- 12月10日 1923年憲法を停止

1953年

- 1月17日 政党活動の禁止に関する軍令を発令し、革命指導評議会が3年間の移行期間を発表
- 1月24日 解放戦線を結成
- 2月6日 ガマル・アブドゥ＝ナセルが解放戦線議長に就任
- 2月10日 1953年憲法宣言(暫定憲法)を公布
- 6月18日 共和国宣言、ファード2世を廃止し、ナギーブが大統領に就任(エジプト第一共和政の正式樹立)

1954年

- 1月14日 ムスリム同胞団に対する解散命令
- 2月25日 ナギーブが大統領・首相から辞職、ナセルが首相に就任
- 2月28日 辞職反対デモを受けてナギーブが大統領に復職
- 3月8日 ナギーブが首相に復職
- 4月18日 ナセルがナギーブに代わって首相に就任
- 10月26日 ムスリム同胞団によるナセル暗殺未遂
- 11月14日 ナギーブ大統領を解任、ナセルが革命指導評議会議長に就任

1956年

- 6月23日 大統領選出・新憲法に関する国民投票、ナセルが大統領に就任し、1956年憲法において解放戦線を国民連合へと改組
- 7月26日 スエズ運河、国有化
- 10月29日 イスラエルがシナイ半島に侵攻(第2次中東戦争)(～11月8日)

1957年

- 5月28日 国民連合を大統領令によって設置
- 7月3日 国民議会選挙(制度的一党制)

1958年

- 2月10日 国民議会、解散
- 2月21日 アラブ連合共和国樹立と大統領選出に関する国民投票
- 3月5日 アラブ連合共和国暫定憲法(1958年暫定憲法)を公布

- 1960年
- 2月11日 エジプト国立銀行とミスル銀行の国有化（社会主義立法の発端）
- 1961年
- 9月28日 シリア領内のバアス等のクーデターに伴い、アラブ連合共和国が実質的に破綻
- 11月4日 人民勢力全国会議開設のための準備委員会を設置
- 1962年
- 5月21日 国民憲章起草のための人民勢力全国会議が開会
- 6月30日 国民憲章を採択、国民連合はアラブ社会主義連合へと改組
- 12月7日 アラブ社会主義連合法を制定
- 1964年
- 3月10日 国民議会選挙（～3月19日）（制度的一党制）
- 3月23日 アラブ連合共和国暫定憲法（1964年憲法）を公布
- 1965年
- 3月15日 大統領選出に関する国民投票
- 10月3日 親米派のザカリア・ムヒーエッディーンが首相に就任、それに伴って親ソ派のアリー・サブリーがアラブ社会主義連合書記局長に就任、アラブ社会主義連合の組織構造を再編
- 1966年
- 9月10日 ムヒーエッディーンが首相を退任
- 1967年
- 6月5日 イスラエルがシナイ半島に侵攻・占領（第3次中東戦争）（～6月8日）
- 1968年
- 2月20日 民主主義の増大を求める労働者と学生の大規模デモが発生
- 3月30日 アラブ社会主義連合の再編に関する3月30日綱領を採択
- 1969年
- 1月8日 国民議会選挙（～1月13日）（制度的一党制）
- 12月20日 アンワル・サーダートが副大統領に就任
- 1970年
- 9月28日 ナセル大統領、死去
- 10月6日 アラブ社会主義連合最高執行委員会がサーダートを大統領候補として推薦
- 10月15日 サードアトが国民投票の賛成多数を受けて大統領に就任
- 1971年
- 5月2日 サードアトがサブリーを副大統領から解任
- 5月14日 サブリーなど、アラブ社会主義連合幹部を逮捕・追放（修正革命）
- 9月12日 エジプト・アラブ共和国憲法（1971年憲法）を公布
- 10月27日 人民議会選挙（～11月3日）（制度的一党制）
- 1972年
- 6月2日 サイド・マレイ・アラブ社会主義連合書記局長が「組織形態の発展に関する報告書」の中で「演壇」の結成を勧告
- 1973年
- 10月6日 エジプト軍シナイ半島に侵攻・占領（第4次中東戦争）（～10月22日）

巻末付録

1974年

4月18日 十月白書を発表

1975年

4月16日 ホスニー・ムバーラク空軍元帥が副大統領に就任

7月25日 アラブ社会主義連合全国会議において「演壇」の結成を決議

1976年

2月1日 「演壇」の位置付けに関する検討委員会（～3月6日）

3月 ムスリム同胞団、宗教組織としての活動認可を申請

3月29日 アラブ社会主義連合内に3つの「演壇」（エジプト・アラブ社会主義派、社会主義自由派、国民進歩連合派）を設置

10月28日 人民議会選挙（～11月4日）（小選挙区制）

11月11日 人民議会の開会演説においてサーダートが複数政党制への切り替えを宣言

1977年

1月18日 パン暴動

1月10日 中央委員会以外のアラブ社会主義連合の関連組織を廃止（アラブ社会主義連合の実質的解体）

5月 政党法（1977年法律第40号）制定

1978年

2月4日 ワフド党が政党としての認可を受ける

6月1日 旧体制下の政治家に対する政治的権利の剥奪に関する法律が可決

6月2日 ワフド党が自主解散

9月1日 エジプト・アラブ社会主義党を国民民主党へ改組

12月 社会主義労働党が政党としての認可を受ける

1979年

3月26日 エジプト・イスラエル平和条約、締結

6月7日 人民議会選挙（～6月14日）（小選挙区制）

1980年

5月22日 諮問評議会の開設と大統領の任期制限の撤廃に関する憲法修正の国民投票

12月 諮問評議会上院として開設

1981年

10月6日 サーダート大統領、暗殺

10月14日 ムバーラク副大統領が国民投票の賛成多数を受けて大統領に就任

10月 国政運営に関する「国民対話」を開催（～1983年12月）

1983年

7月 比例代表制に基づく議会選挙法（1983年法律第114号）を可決

10月29日 最高行政裁判所がワフド党解党に関する政党委員会の決定を破棄

1984年

2月2日 最高行政裁判所がセラゲッディーン・ワフド党党首の政治的権利の制限を撤回

5月27日 人民議会選挙（比例代表制）

- 1986年
 12月 最高憲法裁判所における違憲判決を受けて議会選挙法を修正し、混合制に基づく議会選挙法（1986年法律第188号）を可決
- 1987年
 4月6日 人民議会選挙（～4月13日）（混合制）
- 1990年
 5月19日 最高憲法裁判所が議会選挙法に対して違憲判決を下す
 10月 小選挙区に基づく議会選挙法（1990年法律第201号）を可決
 11月29日 人民議会選挙（～12月6日）（小選挙区制）
- 1993年
 10月4日 大統領選出国民投票、ムバーラク大統領再任
- 1994年
 10月 国政運営に関する「国民対話」を開催
- 1995年
 11月29日 人民議会選挙（～12月6日）（小選挙区制）
- 1996年
 1月 カマル・ガンズーリー首相就任に関する「国民対話」を開催
- 1998年
 7月 国民民主党・第七回党大会
- 1999年
 9月26日 大統領選出国民投票、ムバーラク大統領再任
- 2000年
 2月 国民民主党、党執行部を再編
 5月 政党委員会、労働党の活動停止を決定
 10月18日 人民議会選挙（～11月8日）（小選挙区制）
- 2002年
 9月 国民民主党・第八回党大会、党執行部を再編
- 2003年
 9月 国民民主党・第一回年次会議、「国民対話」構想を発表
 10月 野党各党とサフワト・シャリーフ国民民主党・幹事長が「国民対話」準備会合（～12月）
- 2004年
 1月 ムハンマド・アーキフがムスリム同胞団第七代団長に就任
 8月 主要野党を中心とした全国改革同盟、結成
 9月21日 国民民主党・第二回年次会議（～9月23日）
 9月21日 キファーヤ、結成
 10月 アイマン・ヌールのガド党が政党としての認可を受ける
- 2005年
 1月31日 政治制度改革に関する「国民対話」を開催、第一回会合
 2月15日 「国民対話」・第二回会合
 2月26日 ムバーラク大統領、大統領選挙の導入に関する憲法修正を提案

巻末付録

- 3月15日 「国民対話」・第三回会合
4月6日 「国民対話」・第四回会合
4月16日 「国民対話」・第五回会合
5月18日 「国民対話」・第六回会合
5月25日 大統領選挙の導入に関する憲法修正の国民投票
6月4日 「国民対話」・第七回会合
7月2日 政治改革関連法、成立
9月7日 大統領選挙、現職のムバーラク大統領が当選
9月28日 国民民主党・第三回年次会議（～9月29日）
10月8日 主要野党が選挙前連合として改革統一国民戦線を結成
11月15日 人民議会選挙（～12月7日）（小選挙区制）
- 2006年
- 9月19日 国民民主党・第四回年次会議（～9月23日）
12月26日 国民民主党、憲法修正案を両院議会に送付
- 2007年
- 3月3日 人民議会・立法憲法委員会に憲法修正に関する「小委員会」を設置
3月26日 憲法修正案、国民投票の賛成多数によって成立
5月24日 オサマ・ガザリー・ハルブの民主戦線党が政党としての認可を受ける
6月11日 諮問評議会選挙（～6月18日）
8月18日 国民民主党・党内役員選挙（～10月3日）
10月 ワフド党、タガンムウ党、アラブ民主ナセル主義党、民主戦線党が四党連合を結成
11月3日 国民民主党・第九回党大会（～11月5日）
- 2008年
- 4月6日 マハッラ・エル・クブラにおいて労働者が大規模なストライキを実行
11月1日 国民民主党・第五回年次会議（～11月3日）
- 2009年
- 2月18日 ガド党のアイマン・ヌールが「健康問題」を理由に釈放
6月14日 修正政治的権利法（人民議会の議席増加と女性への議席割り当て）、成立
10月31日 国民民主党・第六回年次会議（～11月3日）
- 2010年
- 1月16日 ムハンマド・バディーウがムスリム同胞団第八代団長に就任
2月 モハメド・エルバラダイが国民改革協会（NAC）を結成
6月1日 諮問評議会選挙（～6月8日）
11月9日 国民民主党・第七回年次会議（～11月10日）
11月28日 人民議会選挙（～12月5日）（小選挙区制）
- 2011年
- 1月16日 ムスリム同胞団、NAC、世俗野党が選挙後連合として民議院を結成
1月25日 カイロ・タハリール広場を中心にエジプト全土で大規模な抗議集会
1月29日 ムバーラク大統領、シャフィーク首相とスレイマーン副大統領を任命
2月6日 「国民対話」・第一回会合

2月11日 抗議運動の高まりを経て、ムバーラク大統領が退陣し、国民民主党政権が崩壊

第一暫定政権期（2011年2月11日～2012年6月30日）

2011年

- 2月13日 軍最高評議会、憲法停止を定めた憲法宣言を発令
- 3月3日 エッサム・シャラフ、首相に就任
- 3月23日 国民投票の賛成多数を受けて、憲法宣言（2011年暫定憲法）を施行
- 3月30日 国政運営に関する「国民対話」会合（～5月）
- 5月21日 新憲法の基本原則に関する「国民合意」会合（～7月）
- 6月6日 自由公正党が政党として認可を受ける
- 6月14日 自由公正党を中心としたエジプト民主同盟、結成
- 8月15日 社会民主党を中心としたエジプト・ブロック、結成
- 10月1日 軍最高評議会と主要政党が移行過程の工程表について合意（10月合意）
- 10月15日 ヌール党を中心としたイスラーム主義ブロック、結成
- 10月23日 エジプト自由党を中心とした革命継続同盟、結成
- 11月1日 アリー・セルミー副首相が新憲法の基本原則案と制憲議会の構成案を発表（セルミー書簡）
- 11月28日 人民議会選挙（～2012年1月11日）（混合制）
- 12月7日 カマル・ガンズーリー、首相に就任

2012年

- 1月29日 諮問評議会選挙（～2月）
- 3月24日 両院議会が制憲議会の構成案を発表
- 4月10日 最高行政裁判所が制憲議会の休会を決定
- 4月28日 軍最高評議会と主要政党が大統領選挙後の憲法起草で合意（4月合意）
- 5月23日 大統領選挙（～6月16日）
- 6月7日 制憲議会の構成を変更
- 6月12日 制憲議会議員の一覧を発表
- 6月14日 最高憲法裁判所が人民議会選挙での小選挙区選出議員の当選無効を決定
- 6月15日 軍最高評議会が人民議회를解散
- 6月17日 軍最高評議会が暫定憲法・補遺を発令
- 6月30日 ムハンマド・ムルシー、大統領に就任

第二共和政（2012年6月30日～2013年7月3日）

2012年

- 7月2日 アブドゥル・モネイム・アブー・フトゥーフを中心とした強いエジプト党、結成（10月31日に認可）
- 7月8日 人民議会の再開と移行過程に関する大統領令（2012年第11号）を発令
- 7月10日 人民議会を一日のみ開会し、最高憲法裁判所の決定への異議申し立てを可決
- 7月11日 最高憲法裁判所が人民議会の再開に関する大統領令の破棄を決定
- 7月24日 ヒシャーム・カンディール灌漑相、首相に就任

巻末付録

- 8月1日 カンディール内閣の閣僚を正式発表
- 8月12日 ムルスィー大統領、暫定憲法・補遺の破棄に関する憲法宣言を発令
同日 マフムード・メッキー最高司法裁判所・次席裁判官を副大統領に、アブドゥル・ファッ
ターフ・スィーサー軍事情報庁長官を国防相に任命
- 8月27日 イサーム・アル＝エリヤーン自由公正党・副党首が大統領顧問に就任
- 8月29日 エルバラダイを中心とする立憲党、結成（9月17日に認可）
- 9月18日 アムル・ムーサを中心とする会議党、結成
- 9月21日 ハムディーン・サッバーヒーを中心とする人民勢力、結成
- 9月24日 アフマド・シャフィークを中心とする国民運動党、結成（12月2日に認可）
- 10月10日 制憲議会、新憲法案の草稿を公表
- 10月19日 サアド・カタートニーが党内選挙を経て自由公正党の新党首に就任
- 11月22日 ムルスィー大統領、大統領権限の増大を定めた憲法宣言を発令
- 11月24日 エルバラダイを中心に世俗派・リベラル派が救国戦線を結成
- 11月30日 制憲議会、新憲法案を可決成立
- 12月6日 ムルスィー大統領が国民対話を打診、救国戦線はその打診を拒否
- 12月8日 「国民対話」を実施（野党勢力としてヌール党、ガド党、ワサト党が出席）
- 12月8日 ムルスィー大統領、11月の憲法宣言の破棄に関する憲法宣言を発令
- 12月14日 新憲法に関する国民投票（～12月22日）
- 12月22日 メッキー副大統領が辞任
同日 ムルスィー大統領、諮問評議会の任命議員を発表
- 12月26日 国民投票の賛成多数を受けて、2012年憲法を公布
- 12月29日 ヌール党の内部分裂を経て、ワタン党が結成
- 2013年
- 1月7日 イリヤーンが大統領顧問を辞任
- 1月12日 救国戦線が代議院選挙に向けて11の要求を掲げる
- 1月26日 救国戦線がムルスィー大統領の政権運営に対して5つの要求を掲げる
- 1月27日 ムルスィー大統領、スエズ運河地帯に戒厳令を発令
- 2月10日 自由公正党を初めとするムルスィー大統領支持派が国民良心戦線を結成
- 2月26日 代議院選挙の実施に向けてムルスィー大統領が「国民対話」の開催を提案
同日 ヌール党、ガド党、その他ムルスィー支持派が「国民対話」に出席
- 3月21日 ムスリム同胞団がNGOとして登録される
- 4月2日 諮問評議会が政治的権利法の修正案を可決
- 4月11日 諮問評議会が代議院法を可決
- 4月21日 アフマド・メッキー法相が辞任
同日 国民良心戦線が内閣の刷新を要求
- 4月28日 キファーヤの分派がムルスィー大統領に対する抗議運動としてタマッルドを結成
- 5月7日 ムルスィー大統領が内閣改造
- 5月13日 タマッルドが大統領選挙の早期実施を求めて1500万人分の署名活動を開始
- 5月26日 最高憲法裁判所が政治的権利法と代議院法に違憲判決
- 6月10日 タマッルドが6月30日にタハリール広場で大規模な抗議集会を行なうことを発表

- 6月24日 SCAF とスィーサー国防相が大統領支持派と野党勢力に国民和解を求める
- 6月26日 タマッルドが6月30日戦線を結成し、ムルスィー大統領退陣後の工程表を作成
- 6月27日 ムルスィー大統領が野党勢力に向けて憲法修正に関する協議を提案
- 6月28日 11のイスラーム主義政党がムルスィー大統領支持のため正統性支持連合を結成
- 6月30日 エジプト全土で数百万人規模の抗議運動が発生
- 7月1日 SCAF 政治的混乱の事態打開に向けて48時間の最後通牒を宣言
- 同日 内務省が軍の声明を支持
- 同日 ムハンマド・アマル外相が抗議運動の混乱を受けて辞任
- 同日 ムスリム同胞団と自由公正党が軍の声明を受けて緊急協議
- 同日 救国戦線とタマッルドが軍の声明を好意的に評価
- 7月2日 サーミー・アナンが大統領顧問を辞任し、軍の声明を支持
- 同日 コプト教会総主教・タウドロス2世がタマッルドを支持
- 同日 ムルスィー大統領が自らの正統性を主張し、軍に声明の撤回を要求
- 7月3日 スィーサー国防相を首班とする軍最高評議会がムルスィー大統領を解任し、移行過程に関する工程表を提示

第二暫定政権期（2013年7月3日～2014年6月8日）

2013年

- 7月4日 アドリー・マンスール、暫定大統領に就任
- 同日 ムスリム同胞団のバディーウ団長とハイラト・シャーティル副団長を逮捕
- 7月8日 暫定政権、憲法宣言（2013年暫定憲法）を発令
- 7月9日 ハゼム・ベブラーウィー、首相に就任
- 7月14日 エルバラダイ、副大統領に就任
- 7月16日 ベブラーウィー内閣の閣僚を正式発表
- 7月21日 憲法修正に関する専門家委員会が修正項目の検討作業を開始
- 8月14日 旧政権支持者のデモに対処するため緊急事態宣言を発令
- 同日 エルバラダイ、現政権の暴力的措置に抗議して副大統領を辞任
- 8月19日 専門家委員会が検討作業を終了し、修正項目を大統領に答申
- 9月1日 憲法起草委員会（50人委員会）を設置し、50人の構成を発表
- 11月24日 抗議活動法（2013年大統領令第107号）を発令
- 12月1日 憲法起草委員会が審議を終了し、新憲法案を公表
- 12月25日 マンスールの警察署襲撃を受けて暫定政権がムスリム同胞団をテロ組織に認定

2014年

- 1月14日 新憲法に関する国民投票（～1月15日）、賛成多数を受けて2014年憲法を施行
- 1月27日 軍最高評議会、スィーサーの陸軍元帥への昇格を決定し、大統領選挙への立候補を承認
- 2月8日 サッバーヒーが大統領選挙への出馬を正式表明
- 3月1日 イブラヒーム・マフラブ、首相に就任
- 3月8日 大統領選挙法（2014年大統領令第22号）を発令
- 3月26日 スィーサー、大統領選挙への出馬を正式表明し、軍最高評議会議長および第一副首相

巻末付録

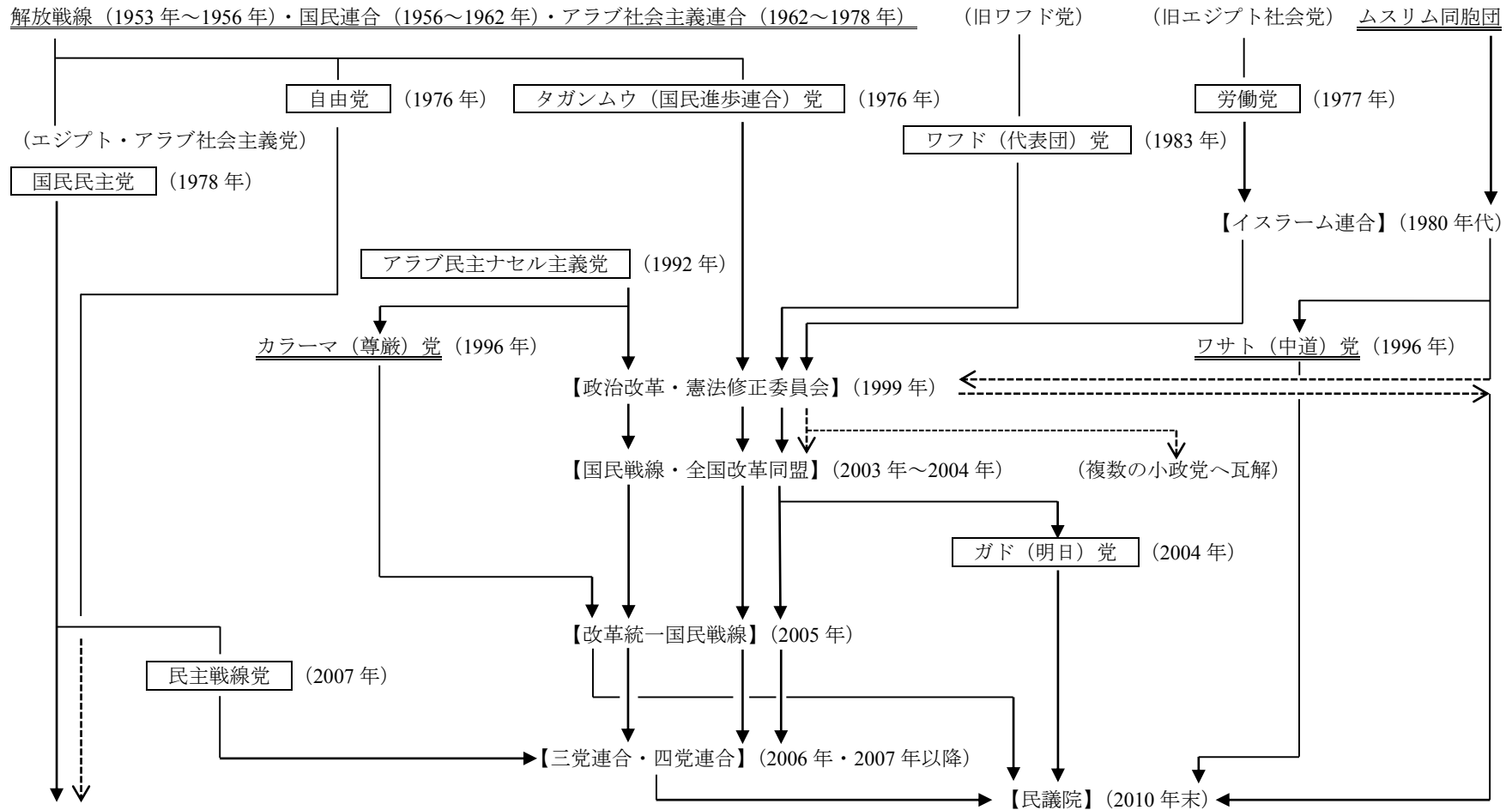
- 兼国防相から辞任
- 5月26日 大統領選挙（～5月28日）
- 6月5日 修正政治的権利法（2014年大統領令第45号）を発令
- 同日 代議院法（2014年大統領令第46号）を発令
- 6月8日 アブドゥル・ファッターフ・スィー、大統領に就任

第三共和政（2014年6月8日～）

- 6月15日 立法改革委員会を設置（2014年大統領令第187号）
- 8月9日 最高行政裁判所が自由公正党に解党命令
- 9月6日 各種専門家会議を設置
- 12月21日 代議院の選挙区区割りを決定（2014年大統領令第202号）

（2014年末現在）

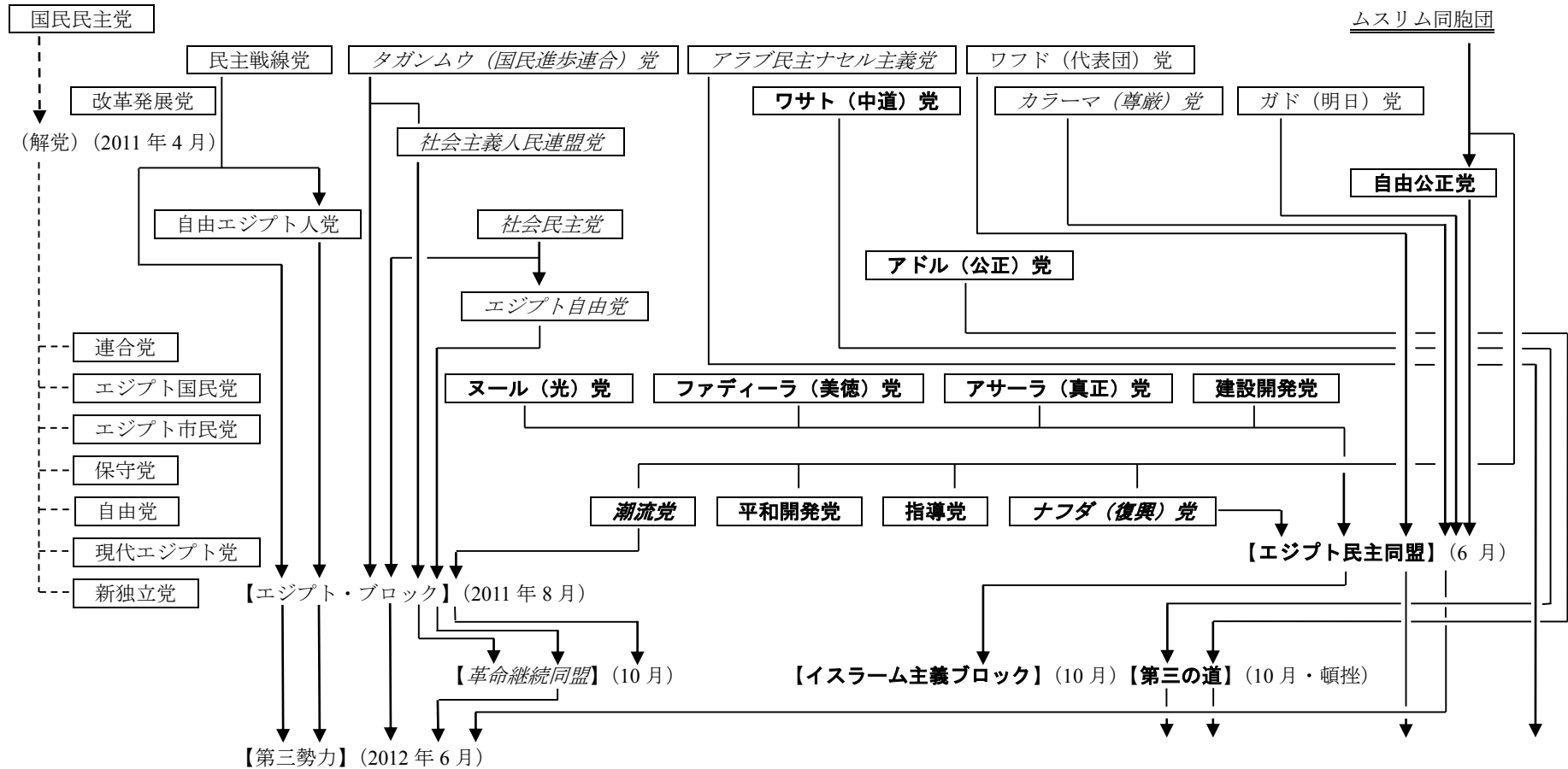
図 A.2 第一共和政期（1952年7月～2011年2月）における政党の変遷



(注) *al-Ahram Weekly*, *al-Masry al-Youm* などの一次資料と伊能（1993）、横田（2006）、Fahmy（2002）、Shehata（2010）を参考に筆者作成。

□ は認可政党、_ は非政党・非認可団体、【】 は政党連合、（） は君主政時代の政党・団体を指す。

図 A.3 第一暫定政権期（2011年2月～2012年6月）における政党の変遷



(注) *al-Ahram, al-Masry al-Youm* などの現地報道と Carbonari (2011)を参考に筆者作成。

□ は政党、_ は政治団体、【】は政党連合を指す。**太字**はイスラーム主義政党、太字ではない政党は世俗政党、*斜字*は左派、斜字ではないのは右派を指す。

参考文献

1. 一次資料（新聞・雑誌）

- al-Ahram Online* (<http://english.ahram.org.eg/>)
al-Ahram Weekly (<http://weekly.ahram.org.eg/>)
Aswat Masriya (<http://en.aswatmasriya.com/>, <http://aswatmasriya.com/>)
Cairo Post (<http://thecairopost.com/>)
Egypt Independent (<http://www.egyptindependent.com/>, <http://www.almasryalyoum.com/en/>)
Egypt Today
Financial Times Weekend Magazine
Freedom and Justice Party (<http://www.fjponline.com/>)
Gulf News (<http://gulfnews.com/>)
Ikhwanonline (<http://www.ikhwanonline.com/>)
Ikhwanweb (<http://www.ikhwanweb.com/index.php>)
al-Jazeera (<http://www.aljazeera.com/>)
Jordan Times (<http://jordantimes.com/>)
al-Masry al-Youm (<http://www.almasryalyoum.com/>)
Tunis Afrique Presse (<http://www.tap.info.tn/fr/>)
Tunisia Live (<http://www.tunisia-live.net/>)
Yemen Observer (<http://www.yobserver.com/>, <http://www.yemenobserver.com/>)
Yemen Times (<http://www.yementimes.com/>)
Youm7 (<http://youm7.com/>)

2. 一次資料（非刊行資料）

- Anwar Sadat Archives (http://sadat.umd.edu/archives/written_works.htm)
 Egypt State Information Service (<http://www.sis.gov.eg/>)
 Egyptian Court of Cassation (http://www.cc.gov.eg/Legislations/Egypt_Legislations.aspx)
 Hizb al-Ghad (2004) “Barnāmaj Hizbi Hārakati: al-Ghad al- Hūrri” (Party Movement Platform: Free Tomorrow) n.d.
 ———. (2005) “Presidential Electoral Platform,” (<http://www.vote4nour.com>)
 Hosni Mubarak’s Electoral Platform in the 2005 Presidential Election (<http://www.mubarak2005.com>)
 al-Ikhwān al-Muslimīn (2007) “Barnāmaj Hizb al-Ikhwān al-Muslimīn: al-Iṣdār al-Awwal” (Muslim Brotherhood Party Program: The First Version) (<http://www.islamonline.net/arabic/daawa/2007/08/ikhwan.pdf>)
 Supreme Constitutional Court of Egypt (<http://hccourt.gov.eg/>)
 World Intellectual Property Organization (<http://www.wipo.int/portal/en/>)

参考文献

3. 一次資料（データセット）

- “ACE Electoral Knowledge Network” (<http://aceproject.org/>)
- “African Elections Database” (<http://africanelections.tripod.com/index.html>)
- “Autocracies of the World Data” (<http://ericmin.com/aow-data/>)
- “Democratic Electoral Systems around the World, 1946-2011” (<https://files.nyu.edu/mrg217/public/elections.html>)
- “Democracy and Dictatorship Revisited” dataset (<https://sites.google.com/site/joseantoniocheibub/datasets/democracy-and-dictatorship-revisited>)
- “Electoral Institute for Sustainable Democracy in Africa (EISA) country profiles” (<http://www.content.eisa.org.za/sites/eisa.org.za/files/imports/import-data/WEP/countryindex.htm>)
- “Ethnic Power Relations” dataset (<http://www.epr.ucla.edu/>)
- “European Election Database” (http://www.nsd.uib.no/european_election_database/index.html)
- “International Federation for Electoral Systems (IFES) Election Guide” (<http://www.electionguide.org/>)
- “PARLINE database on national parliaments” (<http://www.ipu.org/parline-e/pralinesearch.asp>)
- “Polity IV Project dataset” (<http://www.systemicpeace.org/>)
- “The Authoritarian Regime Dataset” (<http://www.svet.lu.se/ARD/>)
- “World Development Indicators” (<http://data.worldbank.org/data-catalog/world-development-indicators>)

4. 日本語文献

- 青山弘之・末近浩太（2009）『現代シリア・レバノンの政治構造』（アジア経済研究所叢書 5、東京：岩波書店）
- アッサイド、ムスタファ・カーミル（2007）「中東の市民社会」（翻訳・富田広士・今井真士）小林良彰・富田広士・粕谷祐子・編『市民社会の比較政治学』（東京：慶応義塾大学出版会）：253-276.
- アリストテレス（1961）『政治学』（山本光雄・翻訳、岩波文庫、東京：岩波書店）
- 池内恵（2013）「転換期中東政治を読む.9：アラブ諸国に『自由の創設』はなるか——暫定政権と立憲過程の担い手・上」『UP』42（12）：33-40.
- .（2014a）「転換期中東政治を読む.10：アラブ諸国に『自由の創設』はなるか——暫定政権と立憲過程の担い手・下」『UP』43（1）：41-45.
- .（2014b）『アラブの春』後の移行期過程——帰結を分ける諸要因』『中東レビュー』（1）：1-37.
- 石黒大岳（2013）『中東湾岸諸国の民主化と政党システム』（東京：明石書店）
- 磯谷明德（2007）「制度と進化の経済学」根井雅弘・編著『わかる現代経済学』（朝日新書 87、東京：朝日新聞社）
- 板垣雄三（1956）『アラブ連合共和国・国民憲章』（所内資料調査研究部 no.40-32、東京：アジア経済研究所）
- .（1963）「ムスリム同胞団の解体」『イスラム世界』（1）：26-40.
- .（1964）「アラブ社会主義論・上」『思想』（483）：1203-1216.
- .（1967）「イデオロギーとしての『アラブ社会主義』」『思想』（512）：222-232.

- 伊能武次 (1993) 『エジプトの現代政治』 (東京: 朔北社)
- . (2001) 『エジプト——転換期の国家と社会』 (東京: 朔北社)
- . (2005) 「政権と開発戦略——国民民主党指導部の再編を中心にして」 山田俊一・編『エジプトの開発戦略と FTA 政策』 (千葉: アジア経済研究所): 125-149.
- 伊能武次・土屋一樹・編 (2012) 『エジプト動乱——1.25 革命の背景』 (アジ研選書 32、千葉: アジア経済研究所)
- 今井真士 (2005) 「エジプトは本当に『選出された大統領』の時代に入ったか? ——2005 年大統領選挙に見る権威主義体制の変容の可能性」 『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』 (46): 33-74.
- . (2008a) 「書評: Marsha Pripstein Posusney & Michele Penner Angrist eds. *Authoritarianism in the Middle East: Regime and Resistance*」 『現代の中東』 (44): 79-84.
- . (2008b) 「『協定』と中東地域の権威主義体制の持続——比較歴史社会科学アプローチの観点から」 『法学政治学論究』 (79): 67-98.
- . (2010) 「『比較権威主義体制論』の一つの作法——権威主義体制の長期的分岐と、制度・文脈・時間的過程への視点」 『法学政治学論究』 (86): 1-34.
- . (2012a) 「ポスト・ムバーラク期のエジプトにおける政党政治の胎動——憲法起草、議会選挙、政党連合」 (複合同研究ユニット「新自由主義の浸透と社会への影響に関する地域間比較研究」・報告資料、京都大学、2012 年 1 月 28 日): 1-25.
- . (2012b) 「憲法起草と『移行』——ポスト・ムバーラク期のエジプトにおける政党間の合従連衡」 (日本比較政治学会 2012 年度研究大会・報告資料、日本大学、2012 年 6 月 23 日): 1-47.
- . (2012c) 「権威主義体制下の単一政党優位と名目的合意形成——エジプトの憲法修正過程 (2007) とイエメンの選挙法審議過程 (2007-2010) をめぐる政治力学」 『日本中東学会年報』 28 (1): 99-123.
- . (2012d) 「第二共和政前夜のエジプト——新憲法をめぐるイデオロギー対決と大統領選挙後の展望」 『中東研究』 (515): 76-86.
- . (2013a) 「権威主義体制下の単一政党優位と選挙前連合の形成——政党間の競合性と選挙制度の効果」 『国際政治』 (172): 44-57.
- . (2013b) 「エジプト第二共和政と単一政党の優位? ——自由公正党の優位政党 (ないしは覇権政党) 化の諸条件」 (日本中東学会第 29 回年次大会報告ペーパー、大阪大学豊中キャンパス): 1-16.
- . (2013c) 「憲法起草と暫定政権期の政党政治——ポスト・ムバーラク期のエジプトにおける政党間対立の分極化過程」 『日本中東学会年報』 29 (1): 41-66.
- . (2013d) 「文脈と過程追跡の論理的基礎——比較歴史分析における着想と分析手法の発展」 (日本国際政治学会 2013 年度研究大会報告ペーパー、新潟、2013 年 10 月 27 日): 1-42.
- . (2014a) 「政治経済 (学) 的要因から政治体制論の系譜を辿る」 (「イスラーム運動と社会運動・民衆運動」研究会・2014 年度第 1 回研究会報告ペーパー、上智大学、2014 年 6 月 8 日): 1-29.
- . (2014b) 「権威主義体制下の単一政党優位と体制転換——競合性の制度化の効果」 日本比較政治学会・編『体制転換／非転換の比較政治』 (日本比較政治学会年報第 16 号、京都: ミネルヴァ書房): 79-100.
- 今田高俊 (2011) 「社会理論における合意形成の位置づけ——社会統合から社会編集へ」 猪原健弘・編『合意形成学』 (東京: 勁草書房): 17-35.
- 岩崎育夫 (2009) 『アジア政治とは何か——開発・民主化・民主主義再考』 (中公叢書、東京: 中央公論新社)

参考文献

- 岩崎育夫・編 (1994) 『開発と政治——ASEAN 諸国の開発体制』(研究双書 440、東京：アジア経済研究所)
- 岩崎えり奈 (2012) 「エジプトにおける 1.25 革命の社会経済的背景——人口、失業、貧困」伊能武次・土屋一樹・編『エジプト動乱——1.25 革命の背景』(アジ研選書 32、千葉：アジア経済研究所)：111-135.
- 浦野起央・西修・編著 (1979) 『憲法資料——中東』(東京：パピルス出版)
- エル・サダット、A. (1958) 『ナイルの叛乱——エジプト革命の記録』(翻訳：井上幸治) (岩波新書 320、東京：岩波書店)
- 大塚和夫・他編 (2002) 『岩波イスラーム辞典』(東京：岩波書店)
- 岡沢憲芙 (1997) 『連合政治とは何か——競合的共同の比較政治学』(NHK ブックス 789、東京：日本放送出版協会)
- 鹿島正裕 (1987) 「植民地支配の政治経済学——イギリスのエジプト統治、1882—1914 年」『金沢法学』29 (1-2)：165-208.
- . (1994) 「マグレブ諸国の国家体制——アルジェリアとチュニジアにおけるその変容」伊能武次・編『中東における国家と権力構造』(研究双書 445、東京：アジア経済研究所)：81-111.
- 柏木健一 (2008) 「社会・労働政策」山田俊一・編『エジプトの政治経済改革』(千葉：アジア経済研究所)：155-180.
- 金谷美紗 (2012) 「2000 年代後半における抗議運動と 1.25 革命——労働運動と民主化運動の発展過程に注目して」伊能武次・土屋一樹・編『エジプト動乱——1.25 革命の背景』(アジ研選書 32、千葉：アジア経済研究所)：63-85.
- 川嶋淳司 (2013) 「イエメンにおける国民全体会議の制度的発展と課題」『社会学論集』(22)：29-44.
- 川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子 (2011) 『新版・現代の政党と選挙』(有斐閣アルマ、東京：有斐閣)
- 川中豪 (2012) 「政党」中村正志・編『東南アジアの比較政治学』(千葉：アジア経済研究所)：103-124.
- 岸川毅 (2010) 「メキシコと台湾における革命党体制と民主化——ヘゲモニー政党制の形成と解消をめぐる」堀坂浩太郎・岸川毅・編『メキシコ革命の 100 年——歴史的総括と現代的意義』(ラテンアメリカ・モノグラフ・シリーズ no.21、東京：上智大学・イベロアメリカ研究所)：79-112.
- 吉川卓郎 (2005) 「ヨルダン下院におけるムスリム同胞団の活動 (1989 年—2005 年)」『日本中東学会年報』21 (1)：97-119.
- . (2014) 「『生存の政治』における政府-イスラーム運動関係——2011 年民主化運動とヨルダンのムスリム同胞団」『アジア経済』55 (1)：28-52.
- 久保慶一・河野勝 (2012) 「歴史的転換点に立つ民主化研究」久保慶一・河野勝・編『民主化と選挙の比較政治学——変革期の制度形成とその帰結』(東京：勁草書房)：1-16.
- グリック、ジェイムズ (1991) 『カオス——新しい科学をつくる』(翻訳：大貫昌子、新潮文庫、東京：新潮社)
- 斉藤淳 (2010) 『自民党長期政権の政治経済学——利益誘導政治の自己矛盾』(東京：勁草書房)
- 斉藤真 (1985a) 「ナセル政権における一党制の確立」『法政大学大学院紀要』第 14 号：199-210.
- . (1985b) 「エジプトにおけるアラブ社会主義の生成」『法政大学大学院紀要』第 15 号：283-300.
- サスカインド、ローレンス・E、ジェフリー・L.クルックシャンク (2008) 『コンセンサス・ビルディング入門——公共政策の交渉と合意形成の進め方』(翻訳：城山英明・松浦正浩、東京：有斐閣)
- 沢田佳久 (2012) 『醤油鯛』(東京：アストラ)
- 白谷望 (2014) 「モロッコにおける権威主義体制持続のための新たな戦略——2011 年国民議会選挙と名目

- 的な政権交代』『日本中東学会年報』30 (1) : 95-128.
- 末廣昭 (1998) 「開発主義・国民主義・成長イデオロギー」川田順造・他編『開発と政治』(岩波講座開発と文化・第6巻、岩波書店) : 31-51.
- 鈴木絢女 (2010) 『<民主政治>の自由と秩序——マレーシア政治体制論の再構築』(京都: 京都大学学術出版会)
- . (2012) 「国民主義と自由主義——マレーシアにおける競争的権威主義体制の成立と持続」日本比較政治学会・編『現代民主主義の再検討』(日本比較政治学会年報第14号、京都: ミネルヴァ書房) : 197-220.
- 鈴木恵美 (2001) 「2000年エジプト人民議会選挙——無所属候補当選現象に見る与党・国民民主党批判」『現代の中東』(31) : 38-55.
- . (2003) 「エジプトにおける政権政党・国民民主党の組織体系」『現代の中東』(35) : 44-55.
- . (2007) 「エジプト憲法改正——ムバーラク政権のムスリム同胞団対策」『中東研究』(496) : 73-84.
- . (2012a) 「エジプト革命以後の新体制形成過程における軍の役割」『地域研究』12 (1) : 135-147.
- . (2012b) 「エジプト権威主義体制の再考——ムバーラク政権崩壊の要因」酒井啓子・編『中東政治学』(東京: 有斐閣) : 21-34.
- . (2013) 『エジプト革命——軍とムスリム同胞団、そして若者たち』(中公新書 2236、東京: 中央公論新社)
- ステルレルニー、キム (2004) 『ドーキンス vs. グールド——適応へのサバイバルゲーム』(翻訳: 狩野秀之、ちくま学芸文庫、東京: 筑摩書房)
- ソーカル、アラン、ジャン・ブリクモン (2012) 『「知」の欺瞞——ポストモダン思想における科学の濫用』(翻訳: 田崎晴明・大野克嗣・堀茂樹、岩波現代文庫・学術 261、東京: 岩波書店)
- 高橋祐三 (2004) 「民主諸党派・人民政治協商会議・人民代表大会——党外政治ファクターの再検証」国分良成・編『中国政治と東アジア』(東京: 慶應義塾大学出版会) : 79-100.
- 土屋一樹 (2002) 「エジプトにおける民営化インセンティブの変化」『現代の中東』(32) : 2-15.
- . (2012) 「政府と企業——1990年代から1.25革命まで」伊能武次・土屋一樹・編『エジプト動乱——1.25革命の背景』(アジア研選書 32、千葉: アジア経済研究所) : 39-62.
- 建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史 (2008) 『比較政治制度論』(有斐閣アルマ、東京: 有斐閣)
- 富田広士 (1983) 「サダト政権の国内「自由化」政策——1974—1978年」『国際政治』(73) : 119-134.
- . (1987) 「エジプト・サダト政権初期の国内政治——1970—73年」『法学研究』60 (1) : 203-222.
- . (2002) 「エジプト、ザカリア・モヒエッディーン内閣期の開発政策——1965年—66年」『法学研究』75 (1) : 39-72.
- 長沢栄治 (1985) 「エジプト——食糧補助金と都市貧困層」宮治一雄・編『中東の開発と統合』(アジアを見る眼 67、東京: アジア経済研究所) : 113-136.
- . (2012) 『エジプト革命——アラブ世界変動の行方』(平凡社新書 622、東京: 平凡社)
- 日本国際問題研究所・編 (2001) 「エジプト・アラブ共和国憲法」(翻訳: 池田美佐子) 『中東基礎資料調査——主要中東諸国の憲法・上』(平成12年度外務省委託研究報告書、東京: 日本国際問題研究所) : 141-192.
- 浜中新吾 (2009) 「ムスリム同胞団とコオプテーションの政治」『日本中東学会年報』25 (1) : 31-54.
- . (2011) 「ハイブリッド型権威主義体制の与党支持構造: エジプト・シリアの比較分析」『アジア経済』52 (12) : 2-30.

参考文献

- 原科幸彦 (2011) 「プランニングにおける合意形成」 猪原健弘・編『合意形成学』(東京: 勁草書房): 59-84.
- ブキャナン、マーク (2009) 『歴史は「べき乗則」で動く——種の絶滅から戦争までを読み解く複雑系科学』(翻訳: 水谷淳、東京: 早川書房)
- 福田邦夫 (1992) 「アルジェリア社会主義の再検討」 清水学・編『アラブ社会主義の危機と変容』(研究双書 419、東京: アジア経済研究所): 69-106.
- 藤原帰一 (1994) 「政府党と在野党: 東南アジアにおける政府党体制」 萩原宜之・編『民主化と経済発展』(東京: 東京大学出版会): 229-269.
- ペトロスキー、ヘンリー (2010) 『フォークの歯はなぜ四本になったか——実用品の進化論』(翻訳: 忠平美幸、平凡社ライブラリー693、東京: 平凡社)
- ポスト社会主義諸国の政党・選挙データベース作成研究会・編 (2009) 『ポスト社会主義国・政党・選挙ハンドブック I』(CIAS discussion Paper No.9、京都: 京都大学地域研究統合情報センター)
- . (2009b) 『ポスト社会主義国・政党・選挙ハンドブック II』(CIAS discussion Paper No.12、京都: 京都大学地域研究統合情報センター)
- . (2010) 『ポスト社会主義国・政党・選挙ハンドブック III』(CIAS discussion Paper No.18、京都: 京都大学地域研究統合情報センター)
- 松本弘 (2004) 「民主主義の受容と混乱——エジプト 1923 年憲法」 私市正年・栗田禎子・編『イスラーム地域の民衆運動と民主化』(イスラーム地域研究叢書 3、東京: 東京大学出版会): 79-99.
- . (2005) 「アラブ諸国の政党制——民主化の現状と課題」 『国際政治』(141): 56-71.
- 三浦元博・山崎博康 (1992) 『東欧革命——権力の内側で何が起きたか』(岩波新書 256、東京: 岩波書店)
- 森田朗 (2006) 『会議の政治学』(東京: 慈学社出版)
- 山尾大 (2010) 「政党の合従連衡がもたらす宗派対立の回避——戦後イラクの政党政治と権力闘争 (2003 年~2008 年 8 月)」 佐藤章・編『新興民主主義国における政党の動態と変容』(研究双書 584、千葉: アジア経済研究所): 101-131.
- . (2012) 「外部介入によるイラクの民主化——戦後民主体制の運営」 酒井啓子・編『中東政治学』(東京: 有斐閣): 95-108.
- 山根学 (1986) 『現代エジプトの発展構造』(京都: 晃洋書房)
- 横田貴之 (2006) 『現代エジプトにおけるイスラームと大衆運動』(京都: ナカニシヤ出版)
- . (2012) 「『一月二五日革命』後のエジプト政治とムスリム同胞団」 『地域研究』12 (1): 148-158.
- . (2014) 「ムバーラク政権によるムスリム同胞団のコオペレーションの再考」 『アジア経済』55 (1): 9-27.
- 横田貴之・ダルウィッシュ・ホサム (2012) 「エジプト政治の民主化と社会運動——『1 月 25 日革命』とムバーラク政権の崩壊」 酒井啓子・編『中東政治学』(東京: 有斐閣): 141-154.
- 鷲田任邦 (2012) 「『優位政党』の盛衰と公的資源配分——多国間比較分析からみた集票効果の規定要因」 日本比較政治学会・編『現代民主主義の再検討』(日本比較政治学会年報第 14 号、京都: ミネルヴァ書房): 117-137.
- 渡辺正志 (1986a) 「戦間期エジプトにおけるイギリス支配——エジプトの抵抗と協力.1」 『六甲台論集』33 (3): 40-61.
- . (1986b) 「戦間期エジプトにおけるイギリス支配——エジプトの抵抗と協力.2」 『六甲台論集』33 (4): 88-102.

ワールドロップ、M.ミッチェル（2000）『複雑系——科学革命の震源地・サンタフェ研究所の天才たち』（翻訳：田中三彦・遠山峻征、新潮文庫、東京：新潮社）

5. 英語文献

- Abdalla, Ahmed (1985/2008) *The Student Movement and National Politics in Egypt, 1923-1973*. Cairo: American University in Cairo Press
- Abdelrahman, Maha M. (2004) *Civil Society Exposed: the Politics of NGOs in Egypt*. London: I.B. Tauris.
- Abdel-Malek, Anouar (1968) *Egypt, Military Society: the Army Regime, the Left, and Social Change under Nasser*. (translated by Charles Lam Markmann) New York: Random House.
- Abbott, Andrew (1997) "Of Time and Space," *Social Forces*, (75): 1149-1182.
- Albrecht, Holger (2005) "How Can Opposition Support Authoritarianism?: Lessons from Egypt," *Democratization*, 12(3): 378-397.
- Albrecht, Holger ed. (2010) *Contentious Politics in the Middle East: Political Opposition under Authoritarianism*. Gainesville: University Press of Florida.
- Albrecht, Holger, and Oliver Schlumberger (2004) "'Waiting for Godot': Regime Change without Democratization in the Middle East," *International Political Science Review*, 25(4): 371-392.
- Albrecht, Holger, and Eva Wegner (2006) "Autocrats and Islamists: Contenders and Containment in Egypt and Morocco," *Journal of North African Studies*, 11(2): 123-141.
- Alley, April Longley (2010) "Yemen's Multiple Crisis," *Journal of Democracy*, 21(4): 72-86.
- Alvarez, Mike, José Antonio Cheibub, Fernando Limongi, and Adam Przeworski (1996) "Classifying Political Regimes," *Studies in Comparative International Development*, 31(2): 3-36.
- Aly, Abdel Monem Said (1987) "Democratization in Egypt," *American Arab Affairs*, (22): 11-27
- Amin, Galal (2011) *Egypt in the Era of Hosni Mubarak, 1981-2011*. Cairo: American University in Cairo Press.
- . (2013) *Whatever Happened to the Egyptian Revolution?* (translated by Jonathan Wright) Cairo: American University in Cairo Press.
- Aminzade, Ronald (1992) "Historical Sociology and Time," *Sociological Methods and Research*, 20(4): 456-480.
- Anderson, Lisa (1991) "Political Pacts, Liberalism and Democracy: the Tunisian National Pact of 1988," *Government and Opposition*, 26(2): 244-260.
- . (2006) "Searching Where the Light Shines: Studying Democratization in the Middle East," *Annual Review of Political Science*, (9): 189-214.
- Angrist, Michele Penner (1999) "Parties, Parliament, and Political Dissent in Tunisia," *Journal of North African Studies*, 4(4): 89-104.
- . (2004) "Party Systems and Regime Formation in the Modern Middle East: Explaining Turkish Exceptionalism," *Comparative Politics*, 36(2): 229-249.
- . (2006) *Party Building in the Modern Middle East*. Seattle: University of Washington Press.
- Arian, Alain, and Samuel H. Barnes (1974) "The Dominant Party System: A Neglected Model of Democratic Stability," *Journal of Politics*, 36(3): 592-614.

参考文献

- Art, David (2012) "Review Article: What Do We Know About Authoritarianism After Ten Years?" *Comparative Politics*, 44(3): 351-373.
- al-Awadi, Hesham (2004) *In Pursuit of Legitimacy: the Muslim Brothers and Mubarak, 1982-2000*. London: I.B. Tauris.
- Axelrod, Robert (1970) *Conflict of Interest: A Theory of Divergent Goals with Applications to Politics*. Chicago: Markham.
- Baaklini, Abdo, Guilain Denoex, and Robert Springborg (1999) *Legislative Politics in the Arab World: The Resurgence of Democratic Institutions*. London: Lynne Rienner.
- Baker, Raymond William (1978) *Egypt's Uncertain Revolution under Nasser and Sadat*. Cambridge: Harvard University Press.
- . (1990) *Sadat and After: Struggles for Egypt's Political Soul*. Cambridge: Harvard University Press.
- Beattie, Kirk J. (1994) *Egypt during the Nasser Years: Ideology, Politics, and Civil Society*. Boulder: Westview Press.
- . (2000) *Egypt during the Sadat Years*. New York: Palgrave.
- Beck, Thorsten, George Clarke, Alberto Groff, Philip Keefer, and Patrick Walsh (2001) "New Tools in Comparative Political Economy: The Database of Political Institutions," *World Bank Economic Review*, 15(1): 165-176.
- Beinin, Joel, and Frédéric Vairel eds. (2011) *Social Movements, Mobilization and Contestation in the Middle East and North Africa*. Stanford: Stanford University Press.
- Bellin, Eva (2000) "Contingent Democrats: Industrialists, Labor and Democratization in Late-Developing Countries," *World Politics*, 52(2): 175-205.
- . (2002) *Stalled Democracy: Capital, Labor and the Paradox of State-Sponsored Development*. Ithaca: Cornell University Press.
- Bennett, Andrew (2010) "Process Tracing and Causal Inference," in Henry E. Brady, and David Collier eds., *Rethinking Social Inquiry: Diverse Tools, Shared Standards* 2nd ed. Lanham: Rowman & Littlefield: 207-219.
- Bermeo, Nancy (1986) "Redemocratization and Transition Elections: A Comparison of Spain and Portugal," *Comparative Politics*, 19(2): 213-231.
- Bernard-Maugiron, Nathalie ed., (2008) *Judges and Political Reform in Egypt*. Cairo: American University in Cairo.
- Bianchi, Robert (1989) *Unruly corporatism: Associational Life in Twentieth-Century Egypt*. New York: Oxford University Press.
- Binder, Leonard (1966) "Political Recruitment and Participation in Egypt," Joseph LaPalombara, and Myron Weiner eds., *Political Parties and Political Development*. Princeton: Princeton University Press: 217-240.
- Blaydes, Lisa (2011) *Elections and Distributive Politics in Mubarak's Egypt*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Blondel, Jean (1968) "Party Systems and Patterns of Government in Western Democracies," *Canadian Journal of Political Science*, 1(2): 180-203.
- Boix, Carles, Michael Miller, and Sebastian Rosato (2013) "A Complete Data Set of Political Regimes, 1800-2007," *Comparative Political Studies*, 46(12): 1523-1544.
- Bogaards, Matthijs (2004) "Counting Parties and Identifying Dominant Party Systems in Africa," *European Journal of Political Research*, 43(2): 173-197.
- Bogaards, Matthijs, and Francoise Boucek eds. (2010) *Dominant Political Parties and Democracy: Concepts, Measures, Cases and Comparisons*. London: Routledge.

- Bormann, Christian, and Matt Golder (2013) “Democratic Electoral Systems around the World, 1946-2011,” *Electoral Studies*, 32(2): 360-369.
- Brady, Henry E. (2004) “Two Paths to a Science of Politics,” *Perspectives on Politics*, 2(2): 295-300.
- Brady, Henry E., and David Collier eds. (2004) *Rethinking Social Inquiry: Diverse Tools, Shared Standards*. Lanham: Rowman & Littlefield. 泉川泰博・宮下明聡・翻訳『社会科学の方法論争——多様な分析工具と共通の基準』（東京：勁草書房、2008年）
- Bratton, Michael (1998) “Second Elections in Africa,” *Journal of Democracy*, 9(3): 51-66.
- Bratton, Michael, and Nicolas van de Walle (1992) “Popular Protest and Political Reform in Africa,” *Comparative Politics*, 24(4): 419-442.
- . (1994) “Neopatrimonial Regimes and Political Transitions in Africa,” *World Politics*, 46(4): 453-489.
- . (1997) *Democratic Experiments in Africa: Regime Transformations in Comparative Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Browsers, Michaëlle L. (2007) “Origins and Architects of Yemen's Joint Meeting Parties,” *International Journal of Middle East Studies*, 39(4): 565-586.
- . (2009) *Political Ideology in the Arab World: Accommodation and Transformation*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Brown, Nathan J., and Amr Hamzawy (2008) “The Draft Party Platform of the Egyptian Muslim Brotherhood: Foray into Political Integration or Retreat into Old Positions?” *Carnegie Paper*, (89): 1-24.
- . (2010) *Between Religion and Politics*. Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace.
- Brownlee, Jason (2007) *Authoritarianism in an Age of Democratization*. New York: Cambridge University Press.
- . (2009) “Portents of Pluralism: How Hybrid Regimes Affect Democratic Transitions,” *American Journal of Political Science*, 53(3): 515-532.
- Brumberg, Daniel (1991) “Islam, Elections, and Reform in Algeria,” *Journal of Democracy*, 2(1): 58-71.
- . (2002) “The Trap of Liberalized Autocracy,” *Journal of Democracy*, 13(4): 56-68.
- Brynen, Rex, Bahgat Korany, and Paul Noble eds. (1995) *Political Liberalization and Democratization in the Arab world. vol.1: Theoretical Perspectives*. Boulder: Lynne Rienner.
- Brynen, Rex, Pete W. Moore, Bassel F. Salloukh, and Marie-Joelle Zahar (2012) *Beyond the Arab Spring: Authoritarianism & Democratization in the Arab World*. London: Lynne Rienner.
- Bueno de Mesquita, Bruce, Alastair Smith, Randolph M. Siverson, and James D. Morrow, *The Logic of Political Survival*. Cambridge: MIT Press.
- Bunce, Valerie J, and Sharon L. Wolchik (2011) *Defeating Authoritarian Leaders in Postcommunist Countries*. New York: Cambridge University Press.
- Carbonari, Jacopo (2011) “Map of Egyptian Political Parties: First Phase of Parliamentary Elections (28 November 2011),” (<http://www.arabist.net/blog/2011/11/17/major-update-to-egypt-political-parties-map.html>)
- Carothers, Thomas (2002) “The End of Transition Paradigm,” *Journal of Democracy*, 13(1): 5-21.
- Capocchia, Giovanni, and R. Daniel Keleman (2007) “The Study of Critical Junctures: Theory, Narrative and Counterfactuals in Historical Institutionalism,” *World Politics*, 59(3): 341-369.
- Chehabi, H.E., and Juan J. Linz eds. (1998) *Sultanistic Regimes*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Cheibub, José Antonio, Jennifer Gandhi, and James Raymond Vreeland (2010) “Democracy and Dictatorship Revisited,” *Public Choice*, 143(1-2): 67-101.

参考文献

- Clark, Janine Astrid (2006) "The Conditions of Islamist Moderation: Unpacking Cross-Ideological Cooperation in Jordan," *International Journal of Middle East Studies*, 38(4): 539-560.
- . (2010) "Threats, Structures and Resources: Cross-Ideological Coalition Building in Jordan," *Comparative Politics*, 43(1): 101-120.
- Clark, William Roberts, Matt Golder, and Sona Nadenichek Golder (2013) *Principles of Comparative Politics*. 2nd ed. Washington, D.C.: CQ Press.
- Coleman, James (1960) "The Politics of Sub-Saharan Africa," Gabriel Almond and James Coleman eds., *Politics of the Developing Areas*. Princeton: Princeton University Press: 247-368.
- Collier, David (2011) "Understanding Process Tracing," *PS: Political Science and Politics*, 44(4): 823-830.
- Collier, David, and Steven Levitsky (1997) "Democracy with Adjectives: Conceptual Innovation in Comparative Research," *World Politics* 49(3): 430-451.
- Collier, Ruth Berins, and David Collier (1991) *Shaping the Political Arena: Critical Junctures, the Labor Movement and Regime Dynamics in Latin America*. Princeton: Princeton University Press.
- Cook, Steven A. (2007) *Ruling But Not Governing: The Military and Political Development in Egypt, Algeria and Turkey*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Cooper, Mark N. (1982) *The Transformation of Egypt*. London: Croom Helm.
- Cox, Gary (1997) *Making Votes Count: Strategic Coordination in the World's Electoral Systems*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Dahl, Robert A. (1971) *Polyarchy: Participation and Opposition*. New Haven: Yale University Press.
- . (1989) *Democracy and Its Critics*. New Haven: Yale University Press.
- . (1991) *Modern Political Analysis* 5th ed. Englewood Cliffs: Prentice Hall. 高島通敏・翻訳『現代政治分析』(岩波現代文庫・学術 269、東京：岩波書店、2012年)
- Dawisha, Adeed, and I. William Zartman ed. (1988) *Beyond Coercion: the Durability of the Arab State*. London: Croom Helm.
- Deeb, Marius (1979) *Party Politics in Egypt: the Wafd & Its Rivals, 1919-1939*. London: Ithaca Press for the Middle East Centre, St Antony's College.
- Dekmejian, R. Hrair (1971) *Egypt under Nasir: A Study in Political Dynamics*. Albany: State University of New York Press.
- Diamond, Larry (2002) "Elections without Democracy: Thinking about Hybrid Regimes," *Journal of Democracy*, 13(2): 21-35.
- Diamond, Larry, and Leonardo Morlino eds. (2005) *Assessing the Quality of Democracy*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Diamond, Larry, Marc F. Plattner, Yun-han Chu, and Hung-mao Tien eds. (1997) *Consolidating the Third Wave Democracies: Themes and Perspectives*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Dinwiddy, Hugh (1981) "The Search for Unity in Uganda: Early Days to 1966," *African Affairs*, 80(321): 501-518.
- Di Palma, Giuseppe (1990) *To Craft Democracies: An Essay on Democratic Transitions*. Berkeley: University of California Press.
- Downing, Brian (1992) *The Military Revolution and Political Change: Origins of Democracy and Autocracy in Early Modern Europe*. Princeton: Princeton University Press.
- Duverger, Maurice (1954) *Political Parties: Their Organization and Activity in the Modern State*. London: Methuen.

- 岡野加穂留・翻訳『政党社会学——現代政党の組織と活動』（東京：潮出版社、1970年）
- Ekiert, Grzegorz, and Stephen E. Hanson (2003) “Time, Space and Institutional Change in Central and Eastern Europe,” Grzegorz Ekiert, and Stephen E. Hanson eds., *Capitalism and Democracy in Central and Eastern Europe: Assessing the Legacy of Communist Rule*. Cambridge: Cambridge University Press: 15-48.
- Eldredge, Niles and Stephen J. Gould (1972) “Punctuated Equilibria: an Alternative to Phyletic Gradualism,” in Thomas J.M. Schopf ed., *Models in Paleobiology*. San Francisco: Freeman Cooper: 82-115.
- Encarnación, Omar (2005) “Do Political Pacts Freeze Democracy?: Spanish and South American Lessons,” *West European Politics*, 28(1): 182-203.
- Fahmy, Ninette S. (2002) *The Politics of Egypt: State-Society Relationship*. London: Routledge.
- Falleti, Tulia G., and Julia F. Lynch (2007) “Context and Causal Heterogeneity in Historical Analysis,” CHSS Working Paper, Evanston, Ill: Robert Buffett Center for International and Comparative Studies, Northwestern University.
- . (2008) “Historical Causation: Causation in Time,” *APSA-QM*, 6(1): 2-6.
- . (2009) “Context and Causal Mechanisms in Political Analysis,” *Comparative Political Studies*, 42(9): 1143-1166.
- Farag, E.S. (1972) *Nasser Speaks: Basic Documents*. Middle East Monographs no.1, London: the Morssett Press.
- Finer, S.E. (1967) “The One-Party Regimes in Africa: Reconsiderations,” *Government and Opposition*, 2(4): 491-509.
- Friedman, Edward (2008) “Why the Dominant Party in China Won’t Lose,” Friedman, Edward, and Joseph Wong eds, *Political Transitions in Dominant Party Systems: Learning to Lose*. London: Routledge: 252-268.
- Friedman, Edward, and Joseph Wong eds. (2008) *Political Transitions in Dominant Party Systems: Learning to Lose*. London: Routledge.
- Gandhi, Jennifer (2008) *Political Institutions under Dictatorship*. New York: Cambridge University Press.
- Gandhi, Jennifer, and Ellen Lust-Okar (2009) “Elections under Authoritarianism,” *Annual Review of Political Science*, (12): 403-422.
- Gandhi, Jennifer, and Ora John Reuter (2008) “Opposition Coordination in Legislative Elections under Authoritarianism,” Paper presented at the annual meeting of the American Political Science Association.
- . (2013) “The Incentives for Pre-electoral Coalitions in Non-democratic Elections,” *Democratization*, 20(1): 137-159.
- Geddes, Barbara (1996) “Initiation of New Democratic Institutions in Eastern Europe and Latin America,” Arend Lijphart, and Carlos H. Waisman eds., *Institutional Design in New Democracies: Eastern Europe and Latin America*. Boulder: Westview Press: 15-41.
- . (1999) “What Do We Know about Democratization after Twenty Years?” *Annual Review of Political Science*, (2): 115-144.
- Geddes, Barbara, Erica Frantz, and Joseph Wright (2014) “Military Rule,” *Annual Review of Political Science*, (17): 147-162.
- Geddes, Barbara, Joseph Wright, and Erica Frantz (2014) “Autocratic Breakdown and Regime Transitions: A New Data Set,” *Perspectives on Politics*, 12(2): 313-331.
- Giliomee, Hermann and Charles Simkins eds. (1999) *The Awkward Embrace: One-Party Domination and Democracy*. Australia: Harwood Academic.

参考文献

- Glosemeyer, Iris (1993) "The First Yemeni Parliamentary Elections in 1993: Practising Democracy," *Orient*, 34(3): 439-451.
- Goertz, Gary, and James Mahoney (2012) *A Tale of Two Cultures: Qualitative and Quantitative Research in the Social Science*. Princeton: Princeton University Press. 西川賢・今井真士・翻訳『社会科学のパラダイム論争』（東京：勁草書房、2015年）
- Golder, Matt (2005) "Democratic Electoral Systems around the World, 1946-2000," *Electoral Studies*, 24(1): 103-121.
- Golder, Matt, and Leonard Wantchekon (2004) "Africa: Dictatorial and Democratic Electoral Systems since 1946," Josep L. Colomer ed. *Handbook of Electoral System Choice*. Basingstoke: Palgrave Macmillan: 401-418.
- Golder, Sona Nadenichek (2006a) "Pre-Electoral Coalition Formation in Parliamentary Democracies," *British Journal of Political Science*, 36(2): 193-212.
- . (2006b) *The Logic of Pre-Electoral Coalition Formation*. Columbus: Ohio State University Press.
- Gould, Stephen Jay (1986) "Evolution and the Triumph of Homology, or Why History Matters," *American Scientist*, (74): 60-69.
- Greene, Kenneth F. (2007) *Why Dominant Parties Lose: Mexico's Democratization in Comparative Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . (2010) "The Political Economy of Authoritarian Single-Party Dominance," *Comparative Political Studies*, 43(7): 807-834.
- Grzymala-Busse, Anna (2006) "Authoritarian Determinants of Democratic Party Competition: The Communist Successor Parties in East Central Europe," *Party Politics*, 12(3): 415-437.
- Gurr, Ted Robert (1974) "Persistence and Change in Political Systems 1800-1971," *American Political Science Review*, 68(4): 1482-1504.
- Hacker, Jacob S. (2004) "Privatizing Risk without Privatizing the Welfare State: The Hidden Politics of Social Policy Retrenchment in the United States," *American Political Science Review*, 98(2): 243-260.
- . (2005) "Policy Drift: The Hidden Politics of US Welfare State Retrenchment," in Wolfgang Streeck, and Kathleen Thelen eds., *Beyond Continuity: Institutional Change in Advanced Political Economies*. Oxford: Oxford University Press: 40-82.
- Hadenius, Axel, and Jan Teorell (2007) "Pathways from Authoritarianism," *Journal of Democracy*, 18(1): 143-157.
- Haklai, Oded (2009) "Authoritarianism and Islamic Movements in the Middle East: Research and Theory-Building in the Twentieth-First Century," *International Studies Review*, 11(1): 27-45.
- Hall, Peter A. (2003) "Aligning Ontology and Methodology in Comparative Research," in James Mahoney, and Dietrich Rueschemeyer eds. *Comparative Historical Analysis in the Social Sciences*. UK: Cambridge University Press: 373-404.
- Hall, Peter A., and Rosemary C.R. Taylor (1996) "Political Science and the Three New Institutionalisms," *Political Studies*, 44(5): 936-957.
- Hamid, Shadi (2011) "Arab Islamist Parties: Losing on Purpose?" *Journal of Democracy*, 22(1): 68-80.
- Hamzawy, Amr (2005) "Opposition in Egypt: Performance in the Presidential Election and Prospects for the Parliamentary Elections," *Policy Outlook* (Oct. 2005), Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace.
- Hamzawy, Amr, and Nathan J. Brown (2005) "Can Egypt's Troubled Elections Produce a More Democratic Front?"

- Policy Outlook* (Dec. 2005), Washington, D.C., Carnegie Endowment for International Peace: 1-10.
- . (2010) “The Egyptian Muslim Brotherhood: Islamist Participation in a Closing Political Environment,” *Carnegie Paper*, 2010(19): 1-45.
- Hanna, Sami A., and George H. Gardner (1969) *Arab Socialism: A Documentary Survey*. Leiden: E.J. Brill.
- Harb, Imad (2003) “The Egyptian Military in Politics: Disengagement or Accommodation?” *Middle East Journal*, 57(2): 269-290.
- Hashim, Ahmed S. (2011a) “The Egyptian Military, Part One: From the Ottomans through Sadat,” *Middle East Policy*, 18(3): 63-78.
- . (2011b) “The Egyptian Military, Part Two: The Egyptian Military, Part Two: From Mubarak Onward,” *Middle East Policy*, 18(4): 106-128.
- Heilbrunn, John R. (1993) “Social Origins of National Conferences in Benin and Togo,” *Journal of Modern African Studies*, 31(2): 277-299.
- . (1997) “Togo: The National Conference and Stalled Reform,” John E. Clark, and David E. Gardinier eds., *Political Reform in Francophone Africa*, Boulder: Westview Press: 225-245.
- Herb, Michael (1999) *All in the Family: Absolutism, Revolution and Democracy in the Middle Eastern Monarchies*. New York: State University of New York.
- Herzallah, Mohammed, and Amr Hamzawy (2008) “Egypt’s Local Elections Farce Causes and Consequences,” *Policy Outlook* (Apr. 2008), Washington, D.C., Carnegie Endowment for International Peace: 1-10.
- Heydemann, Steven, and Reinoud Leenders eds. (2013) *Middle East Authoritarianisms: Governance, Contestation and Regime Resilience in Syria and Iran*. Stanford: Stanford University Press.
- Hinnebusch, Raymond A. (1985) *Egyptian Politics under Sadat: the Post-Populist Development of an Authoritarian-Modernizing State*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . (2006) “Authoritarian Persistence, Democratization Theory and the Middle East: an Overview and Critique,” *Democratization*, 13(3): 373-395.
- Howard, Marc Morjé, and Philip G. Roessler (2006) “Liberalizing Electoral Outcomes in Competitive Authoritarian Regimes,” *American Journal of Political Science* 50(2): 365-381.
- Hawthorne, Amy (2003) “Yemen’s Elections: No Islamist Backlash,” *Arab Reform Bulletin*, 1(1) (<http://www.carnegieendowment.org/arb/>)
- Huntington, Samuel P. (1970) “Social and Institutional Dynamics of One-Party Systems,” Samuel P. Huntington and Clement H. Moore eds., *Authoritarian Politics in Modern Society: The Dynamics of Established One-Party Systems*. New York: Basic Books: 3-47.
- . (1991) *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*. Norman: University of Oklahoma Press. 坪郷実・他・翻訳『第三の波——20世紀後半の民主化』（東京：三嶺書房、1995年）
- Ibrahim, Saad Eddin (1995) “Civil Society and Prospects of Democratization in the Arab World,” Norton, Augustus Richard ed., *Civil Society in the Middle East* vol.1. Leiden: E.J. Brill: 27-54.
- . (1996/2002) *Egypt, Islam, and Democracy: Critical Essays, with a New Postscript*. Cairo: American University in Cairo Press.
- International Crisis Group (2005) “Reforming Egypt: In Search of a Strategy,” *Middle East / North Africa Report*, 2005(46), Brussels: International Crisis Group: 1-27.
- . (2008) “Egypt’s Muslim Brothers: Confrontation or Integration?” *Middle East / North Africa Report*,

参考文献

- 2008(76), Brussels: International Crisis Group: 1-27.
- Ishiyama, John, and John James Quinn (2006) "African Phoenix?: Explaining the Electoral Performance of the Formerly Dominant Parties in Africa," *Party Politics*, 12(3): 317-340.
- Jagers, Keith, and Ted Robert Gurr (1995) "Tracking Democracy's Third Wave with the Polity III Data," *Journal of Peace Research*, 32(4): 469-482.
- Karl, Terry Lynn (1990) "Dilemmas of Democratization in Latin America," *Comparative Politics*, 23(1): 1-21.
- Karl, Terry Lynn, and Philippe C. Schmitter (1991) "Modes of Transition in Latin America, Southern and Eastern Europe," *International Social Science Journal*, (128): 269-284.
- Kassem, May(e) (1999) *In the Guise of Democracy: Governance in Contemporary Egypt*. New York: Ithaca Press.
- . (2004a) *Egyptian Politics: the Dynamics of Authoritarian Rule*. London: Lynne Rienner.
- . (2004b) "The 2000 Elections: New Rules, New Tactics," in Iman Hamdy ed., *Elections in the Middle East: What Do They Mean?* Cairo Papers in Social Science (25) Cairo: American University in Cairo Press: 38-49.
- Kienle, Eberhard (2000) *A Grand Delusion: Democracy and Economic Reform in Egypt*. London: I.B. Tauris.
- Kilson, Martin L. (1963) "Authoritarian and Single-Party Tendencies in African Politics," *World Politics*, 15(2): 262-294.
- King, Gary, Robert O. Keohane, and Sidney Verba (1994) *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*. Princeton: Princeton University Press.
- Kitschelt, Herbert (1992) "Political Regime Change: Structure and Process-Driven Explanation?" *American Political Science Review*, 86(4): 1028-1034.
- . (2003) "Accounting for Postcommunist Regime Diversity: What Counts as a Good Cause?" in Grzegorz Ekiert and Stephen E. Hanson eds. *Capitalism and Democracy in Central and Eastern Europe: Assessing the Legacy of Communist Rule*. Cambridge: Cambridge University Press: 49-86.
- Korany, Bahgat, Rex Brynen, Rex, and Paul Noble eds. (1995) *Political Liberalization and Democratization in the Arab world. vol.2: Comparative Experiences*. Boulder: Lynne Rienner.
- Korany, Bahgat, and Rabab el-Mahdi eds. (2012) *Arab Spring in Egypt: Revolution and Beyond*. Cairo: American University Press in Cairo.
- Kostiner, Joseph ed. (2000) *Middle East Monarchies: the Challenge of Modernity*. Boulder: Lynne Rienner.
- Kraetzschmar, Hendrik J. (2010) "Opposition Alliance under Electoral Authoritarianism: The United National Front for Change in Egypt's 2005 Parliamentary Elections," Holger Albrecht ed., *Contentious Politics in the Middle East: Political Opposition under Authoritarianism*. Gainesville: University Press of Florida: 94-114.
- Krasner, Stephen D. (1984) "Approaches to the State: Alternative Conceptions and Historical Dynamics," *Comparative Politics*, 16(2): 223-246.
- Laakso, Markku, and Rein Taagepera (1979) "'Effective' Number of Parties: A Measure with Application to West Europe," *Comparative Political Studies*, 12(1): 3-27.
- Langston, Joy (2006) "Elite Ruptures: When Do Ruling Parties Split?" Andreas Schedler ed. *Electoral Authoritarianism: the Dynamics of Unfree Competition*. London: Lynne Rienner: 57-75.
- Laver, Michael, and Norman Schofield (1990) *Multiparty Government: the Politics of Coalition in Europe*. Oxford: Oxford University Press.
- Leiserson, Michael A. (1970) "Coalition Government in Japan," Sven Groennings, E.W. Kelley, and Michael A. Leiserson eds., *The Study of Coalition Behavior: Theoretical Perspectives and Cases from Four Continents*.

- New York: Holt, Rinehart, and Winston: 80-102.
- Levite, Ariel, and Sidney Tarrow (1983) “The Legitimation of Excluded Parties in Dominant Party Systems: A Comparison of Israel and Italy,” *Comparative Politics*, 15(3): .259-327.
- Levitsky, Steven, and Lucan A. Way (2002) “The Rise of Competitive Authoritarianism,” *Journal of Democracy*, 13(2): 51-65.
- . (2010a) “Why Democracy Needs a Level Playing Field,” *Journal of Democracy*, 21(1): 51-65.
- . (2010b) *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . (2013) “The Durability of revolutionary Regimes,” *Journal of Democracy*, 24(3): 5-17.
- Lewis, Orion, and Sven Steinmo (2007) “Taking Evolution Seriously,” ARENA Working Paper no.19, Center for European Studies, University of Oslo.
- Lieberman, Evan S. (2005) “Nested Analysis as a Mixed-Method Strategy for Comparative Research,” *American Political Science Review*, 99(3): 435-452.
- Lijphart, Arendt (2012) *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries* 2nd ed. New Haven: Yale University Press. 粕谷祐子・菊池啓一・翻訳『民主主義対民主主義——多数決型とコンセンサス型の36ヶ国比較研究 [原著第2版]』（東京：勁草書房、2014年）
- Lindberg, Staffan I. (2006a) “The Surprising Significance of African Elections,” *Journal of Democracy*, 17(1): 139-151.
- . (2006b) *Democracy and Elections in Africa*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Lindberg, Staffan I. ed. (2009) *Democratization by Elections: A New Mode of Transition*. Baltimore: Johns Hopkins University.
- Linz, Juan J. (1975/2000) *Totalitarian and Authoritarian Regimes: With a Major New Introduction*. Boulder: Lynne Rienner. 高橋進・監訳『全体主義体制と権威主義体制』（京都：法律文化社、1995年）
- Linz, Juan J., and Alfred Stepan (1996) *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*. Baltimore: Johns Hopkins University Press. 荒井祐介・五十嵐誠一・上田太郎・翻訳『民主化の理論——民主主義への移行と定着の課題』（東京：一藝社、2005年）
- Lipset, Seymour Martin (1959) “Some Social Requisites of Democracy: Economic Development and Legitimacy,” *American Political Science Review*, 53(1): 69-105.
- Lucas, Russell E. (2004) “Monarchical Authoritarianism: Survival and Political Liberalization in a Middle Eastern Regime Type,” *International Journal of Middle East Studies*, 36(1): 103-119.
- Luciani, Giacomo eds. (1990) *The Arab State*. London: Routledge.
- Luebbert, Gregory M. (1991) *Liberalism, Fascism, or Social Democracy: Social Classes and the Political Origins of Regimes in Interwar Europe*. New York: Oxford University Press.
- Lust(-Okar), Ellen (2005) *Structuring Conflict in the Arab World: Incumbents, Opponents and Institutions*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . (2009) “Democratization by Elections?: Competitive Clientelism in the Middle East,” *Journal of Democracy*, 20(3): 122-135.
- . (2014) “Institutions and Governance,” in Ellen Lust ed., *The Middle East* 13th ed., California: CQ Press: 107-160.
- Lust-Okar, Ellen, and Amaney Ahmad Jamal (2002) “Rulers and Rules: Reassessing the Influence of Regime Type

参考文献

- on Electoral Law Formation,” *Comparative Political Studies*, 35(3): 337-366.
- Lust-Okar, Ellen, and Saloua Zerhouni eds. (2008) *Political Participation in the Middle East*. London: Lynne Rienner.
- Lynch, Julia (2006) *Age in the Welfare State: The Origins of Social Spending on Pensioners, Workers and Children*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Ma, Shu-Yun (2007) “Political Science at the Edge of Chaos: the Paradigmatic Implications of Historical Institutionalism,” *International Journal of Political Science*, 28(1): 57-78.
- Mackie, J.L. (1965) “Causes and Conditions,” *American Philosophical Quarterly*, (2): 245-264.
- Maddy-Weizman, Bruce, and Daniel Zisenwine eds. (2013) *Contemporary Morocco: State, Politics and Society under Mohammed VI*. London: Routledge.
- Magaloni, Beatriz (2006) *Voting for Autocracy: Hegemonic Party Survival and Its Demise in Mexico*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Magaloni, Beatriz, Jonathan Chu, and Eric Min (2013) “Autocracies of the World, 1950-2012 (Version 1.0),” Stanford University.
- Magaloni, Beatriz, and Ruth Kricheli (2010) “Political Order and One-Party Rule,” *Annual Review of Political Science*, (13): 123-143.
- el-Mahdi, Rabab (2009) “Enough!: Egypt’s Quest for Democracy,” *Comparative Political Studies* 42(8): 1011-1039.
- Mahfouz, Afaf el-Kosheri (1972) *Socialisme et Pouvoir en Égypte*. Paris: Librairie générale de droit et de jurisprudence.
- Mahoney, James (2000) “Path Dependence in Historical Sociology,” *Theory and Society*, 29(4): 507-548.
- . (2001a) “Path-Dependent Explanations of Regime Change: Central America in Comparative Perspective,” *Studies in Comparative International Development*, 36(1): 111-141.
- . (2001b) *The Legacies of Liberalism: Path Dependence and Political Regimes in Central America*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- . (2003) “Tentative Answers to Questions about Causal Mechanisms,” Paper presented at the annual meeting of the American Political Science Association.
- . (2006) “Analyzing Path Dependence: Lessons from the Social Science,” in Andreas Wimmer, and Reinhart Kössler eds., *Understanding Change: Models, Methodologies and Metaphors*. New York: Palgrave Macmillan: 129-139.
- Mahoney, James, Erin Kimball, and Kendra L. Koivu (2009) “The Logic of Historical Explanation in the Social Sciences,” *Comparative Political Studies*, 42(1): 114-146.
- Mahoney, James, and Dietrich Rueschemeyer eds. (2003) *Comparative Historical Analysis in the Social Sciences*. UK: Cambridge University Press.
- Mahoney, James, and Daniel Schensul “Historical Context and Path Dependence,” in Robert E. Goodin, and Charles Tilly eds., *The Oxford Handbook of Contextual Political Analysis*. Oxford: Oxford University Press: 454-471.
- Mahoney, James, and Richard Snyder (1999) “Rethinking Agency and Structure in the Study of Regime Change,” *Studies in Comparative International Development*, 34(2): 3-32.
- Mahoney, James, and Kathleen Thelen (2010) “A Theory of Gradual Institutional Change,” in James Mahoney, and Kathleen Thelen eds. *Explaining Institutional Change: Ambiguity, Agency and Power*. Cambridge: Cambridge University Press: 1-37.
- Makram-Ebeid, Mona (1989) “Political Opposition in Egypt: Democratic Myth or Reality?” *Middle East Journal*,

- 43(3): 423-436.
- . (1994) “Democratization in Egypt: the ‘Algeria Complex’,” *Middle East Policy*, 3(3): 119-124.
- . (1996) “Egypt’s 1995 Elections: One Step Forward, Two Steps Back?” *Middle East Policy*, 4(3): 119-136.
- . (2001) “Egypt’s 2000 Parliamentary Elections,” *Middle East Policy*, 8(2): 32-44.
- . (2004) “Elections in Egypt: Rumbblings for Change,” Iman A. Hamdy ed., *Elections in the Middle East: What Do They Mean?* Cairo: American University in Cairo Press: 38-49.
- Manning, Carrie (2005) “Assessing African Party Systems after the Third Wave,” *Party Politics*, 11(6): 707-727.
- Marshall, Monty G., Ted Robert Gurr, and Keith Jagers (2014) “Polity IV Project: Political Regime Characteristics and Transitions, 1800-2013, Dataset Users’ Manual,” Center for Systemic Peace (www.systemicpeace.org)
- Martini, Jeff, and Julie Taylor (2011) “Commanding Democracy in Egypt: The Military’s Attempt to Manage the Future,” *Foreign Affairs*, 90(5): 127-137.
- Maswood, Javed, and Usha Natarajan (2012) “Democratization and Constitutional Reform in Egypt and Indonesia: Evaluating the Role of the Military,” Bahgat Korany, and Rabab el-Mahdi eds., *Arab Spring in Egypt: Revolution and Beyond*. Cairo: American University in Cairo: 223-249.
- McElwain, Kenneth Mori (2008) “Manipulating Electoral Rules to manufacture Single-Party Dominance,” *American Journal of Political Science*, 52(1): 32-47.
- McFaul, Michael (2002) “The Fourth Wave of Democracy and Dictatorship: Noncooperative Transitions in the Post-communist World,” *World Politics*, 54(2): 212-244.
- Meltem Müftüler-Baç and E. Fuat Keyman (2012) “Turkey under the AKP: The Era of Dominant-Party Politics,” *Journal of Democracy*, 23(1): 85-99.
- el-Mikawy, Noha (1999) *The Building of Consensus in Egypt’s Transition Process*. Cairo: American University in Cairo Press.
- Moore, Barrington, Jr. (1966) *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World*. Boston: Beacon Press. 宮崎隆次・森山茂徳・高橋直樹・翻訳『独裁と民主政治の社会的起源——近代世界形成過程における領主と農民』上・下（東京：岩波書店、1986～1987年）
- Moore, Clement H. (1970) “Tunisia: The Prospects for Institutionalization,” Samuel P. Huntington and Clement H. Moore eds., *Authoritarian Politics in Modern Society: The Dynamics of Established One-Party Systems*. New York: Basic Books: 311-336.
- Morse, Yonathan L. (2012) “Review Article: The Era of Electoral Authoritarianism,” *World Politics*, 64(1): 161-198.
- Morsy, Laila (1984) “The Military Clauses of the Anglo-Egyptian Treaty of Friendship and Alliance, 1936,” *International Journal of Middle East Studies*, 16(1): 67-97.
- Moustafa, Tamir (2012) “Drafting Egypt’s Constitution: Can A New Legal Framework Revive A Flawed Transition?” Brooking Doha Center Paper series no.1, Qatar: Brooking Doha Center.
- Mufti, Malik (1999) “Elite Bargains and the Onset of Political Liberalization in Jordan,” *Comparative Political Studies*, 32(1): 100-129.
- Müller, Wolfgang C., and Kaare Strøm eds. (2000) *Coalition Governments in Western Europe*. Oxford: Oxford University Press.
- Munck, Gerardo L., and Carol Skalnik Leff (1997) “Modes of Transition and Democratization: South America and Eastern Europe in Comparative Perspective,” *Comparative Politics*, 29(3): 343-362.
- Munck, Gerardo L., and Jay Verkuilen (2002) “Conceptualizing and Measuring Democracy: Evaluating Alternative

参考文献

- Indices,” *Comparative Political Studies*, 35(1): 5-34.
- Murphy, Emma C. (1999) *Economic and Political Change in Tunisia: From Bourguiba to Ben Ali*. Basingstoke: Macmillan.
- Mutibwa, Phares (1992) *Uganda since Independence: A Story of Unfulfilled Hopes*. London: Hurst.
- Najjar, Fauzi (1989) “Elections and Democracy in Egypt,” *American Arab Affairs*, (29): 96-113.
- Nohlen, Dieter ed. (2005a) *Elections in the Americas: A Data Handbook vol.1: North America, Central America and the Caribbean*. Oxford: Oxford University Press.
- . (2005b) *Elections in the Americas: A Data Handbook vol.2: South America*. Oxford: Oxford University Press.
- Nohlen, Dieter, Florian Grotz and Christof Hartmann eds. (2001a) *Elections in Asia and the Pacific: A Data Handbook vol.1: The Middle East, Central Asia and South Asia*. Oxford: Oxford University Press.
- . (2001b) *Elections in Asia and the Pacific: A Data Handbook vol.2: South East Asia, East Asia and the South Pacific*. Oxford: Oxford University Press.
- Nohlen, Dieter, Michael Krennerich, and Bernhard eds. (1999) *Elections in Africa: A Data Handbook*. Oxford: Oxford University Press.
- Nohlen, Dieter and Philip Stöver eds. (2010) *Elections in Europe: A Data Handbook*. Germany: Nomos.
- North, Douglass C. (1990) *Institutions, Institutional Change, and Economic Performance*. Cambridge: Cambridge University Press. 竹下公視・翻訳『制度・制度変化・経済効果』（京都：晃洋書房、1994年）
- Norton, Augustus Richard ed. (1995) *Civil Society in the Middle East vol.1*. Leiden: E.J. Brill.
- Norton, Augustus Richard ed. (1996) *Civil Society in the Middle East vol.2*. Leiden: E.J. Brill.
- Nwajiaku, Kathryn (1994) “The National Conferences in Benin and Togo Revisited,” *Journal of Modern African Studies*, 32(3): 429-447.
- O’Donnell, Guillermo, and Philippe C. Schmitter (1986) *Transitions from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions about Uncertain Democracies*. Baltimore: John Hopkins University Press. 真柄秀子・井戸正伸・翻訳『民主化の比較政治学——権威主義支配以後の政治世界』（東京：未来社、1986年）
- O’Donnell, Guillermo, Philippe C. Schmitter, and Laurence Whitehead eds. (1986a) *Transitions from Authoritarian Rule: Southern Europe*. Baltimore: John Hopkins University Press.
- . (1986b) *Transitions from Authoritarian Rule: Latin America*. Baltimore: John Hopkins University Press.
- . (1986c) *Transitions from Authoritarian Rule: Comparative Perspectives*. Baltimore: John Hopkins University Press.
- Ottaway, Marina (2003) *Democracy Challenged: the Rise of Semi-Authoritarianism*. Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace.
- Ottaway, Marina, and Amr Hamzawy (2007) “Fighting on Two Fronts: Secular Parties in the Arab World,” *Carnegie Paper*, (85): 1-25.
- Oweidat, Nadia, Cheryl Benard, Dale Stahl, Walid Kildani, Edward O’Connell, and Audra K. Grant (2008) *The Kefaya Movement: A Case Study of a Grassroots Reform Initiative*. Santa Monica: RAND
- Pempel, T.J. ed. (1990) *Uncommon Democracies: the One-Party Dominant Regimes*. Ithaca: Cornell University Press.
- Peretz, Don (1959) “Democracy and the Revolution in Egypt,” *Middle East Journal*, 13(1): 26-40.
- Pierson, Paul (2004) *Politics in Time: History, Institutions and Social Analysis*. Princeton: Princeton University Press. 粕谷祐子・監訳、今井真士・翻訳『ポリティクス・イン・タイム——歴史・制度・社会分析』（東京：

- 勁草書房、2010年)
- Pierson, Paul, and Theda Skocpol (2002) "Historical Institutionalism in Contemporary Political Science," in Ira Katznelson ed., *Political Science: State of the Discipline*. New York: W.W. Norton: 693-721.
- Posusney, Marsha Pripstein (1997) *Labor and the State in Egypt: Workers, Unions, and Economic Restructuring*. New York: Columbia University Press.
- Posusney, Marsha Pripstein, and Michele Penner Angrist eds. (2005) *Authoritarianism in the Middle East: Regimes and Resistance*. London: Lynne Rienner.
- Pratt, Nicola (2007) *Democracy and Authoritarianism in the Arab World*. Boulder: Lynne Rienner.
- Przeworski, Adam, Michael Alvarez, José Antonio Cheibub, and Fernando Limongi (2000) *Democracy and Development: Political Institutions and Well-Being in the world, 1950-1990*. New York: Cambridge University Press.
- Riker, William H. (1962) *The Theory of Political Coalitions*. New Haven: Yale University Press.
- Roberts, Clayton (1996) *The Logic of Historical Explanation*. University Park: Pennsylvania State University Press.
- Rueschemeyer, Dietrich, Evelyn Huber Stephens, and John D. Stephens (1992) *Capitalist Development and Democracy*. Chicago: University of Chicago Press.
- Rustow, Dankwart A. (1970) "Transitions to Democracy: Toward a Dynamic Model," *Comparative Politics*, 2(3): 337-363.
- Sadiki, Larbi (2009) *Rethinking Arab Democratization: Elections without Democracy*. London: Oxford University Press.
- Salamé, Ghassan ed. (1994) *Democracy without Democrats?: The Renewal of Politics in the Muslim World*. London: I.B. Tauris.
- Salih, M.A. Mohamed ed. (2009) *Interpreting Islamic Political Parties*. New York: Palgrave-Macmillan.
- Sartori, Giovanni (1976/2005) *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*. Colchester: ECPR Press. 岡沢憲英・川野秀之・翻訳『現代政党学——政党システム論の分析枠組み』（東京：早稲田大学出版部、2000年）
- Schattschneider, Elmer Eric (1942) *Party Government*. New York: Rinehart. 間登志夫・翻訳『政党政治論』（京都：法律文化社、1962年）
- Schedler, Andreas (2002) "The Menu of Manipulation," *Journal of Democracy*, 13(2): 36-50.
- . (2006) "The Logic of Electoral Authoritarianism," Andreas Schedler ed. *Electoral Authoritarianism: the Dynamics of Unfree Competition*. London: Lynne Rienner: 1-23.
- . (2013) *The Politics of Uncertainty: Sustaining and Subverting Electoral Authoritarianism*. Oxford: Oxford University Press.
- Schedler, Andreas ed. (2006) *Electoral Authoritarianism: the Dynamics of Unfree Competition*. London: Lynne Rienner.
- Scheiner, Ethan (2006) *Democracy without Competition in Japan: Opposition Failure in a One-Party Dominant State*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Schlumberger, Oliver ed. (2007) *Debating Arab Authoritarianism: Dynamics and Durability in Nondemocratic Regimes*. Stanford: Stanford University Press.
- Schumpeter, Joseph A. (1950) *Capitalism, Socialism, and Democracy*. 3rd ed. New York: Harper.
- Schwedler, Jillian (2004) "The Islah Party in Yemen: Political Opportunities and Coalition Building in a Transitional

参考文献

- Polity,” Wiktorowicz, Quintan ed., *Islamic Activism: A Social Movement Theory Approach*. Bloomington: Indiana University Press: 205-228.
- . (2006) *Faith in Moderation: Islamist Parties in Jordan and Yemen*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . (2007) “Democratization, Inclusion and the Moderation of Islamist Parties,” *Development*, 50(1): 56-61.
- . (2011) “Review Article: Can Islamists Become Moderate?: Rethinking the Inclusion-Moderation Hypothesis,” *World Politics*, 63(2): 347-376.
- Schwedler, Jillian, and Janine Clark (2006) “Islamist-Leftist Cooperation in the Arab World,” *ISIM Review*, 18: 10-11.
- Shain, Yossi, and Juan J. Linz (1995) “Introduction,” Yossi Shain, and Juan J. Linz eds., *Between States: Interim Governments and Democratic Transitions*. Cambridge: Cambridge University Press: 3-27.
- Share, Donald, and Scott Mainwaring (1986) “Transition through Transaction: Democratization in Brazil and Spain,” Wayne A. Selcher ed., *Political Liberalization in Brazil: Dynamics, Dilemmas and Future Prospects*. Boulder: Westview Press: 175-215.
- Sharif, Abdu H. (2002) “Weak Institutions and Democracy: The Case of the Yemeni Parliament, 1993-1997,” *Middle East Policy*, 9(1): 82-93.
- Shehata, Dina (2010) *Islamists and Secularists in Egypt: Opposition, Conflict and Cooperation*. London: Routledge.
- Shils, Edward (1971) “Opposition in the New States of Asia and Africa,” Rodney Barker ed., *Studies in Opposition*. London: Macmillan: 45-78.
- Shorbagy, Manar (2007) “Understanding Kefaya: The New Politics in Egypt,” *Arab Studies Quarterly*, 29(1): 39-60.
- Slater, Dan (2003) “Iron Cage in an Iron Fist: Authoritarian Institutions and the Personalization of Power in Malaysia,” *Comparative Politics*, 36(1): 81-101.
- . (2010a) “Altering Authoritarianism: Institutional Complexity and Autocratic Agency in Indonesia,” in James Mahoney and Kathleen Thelen eds., *Explaining Institutional Change: Ambiguity, Agency and Power*. Cambridge: Cambridge University Press: 132-167.
- . (2010b) *Ordering Power: Contentious Politics and Authoritarian Leviathans in Southeast Asia*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Slater, Dan, and Erica Simmons (2008) “Historical Causation: Critical Antecedents and Informative Regress,” *APSA-QM*, 6(1): 6-13.
- . (2010) “Informative Regress: Critical Antecedents in Comparative Politics,” *Comparative Political Studies*, 43(7): 886-917.
- Slater, Dan, and Joseph Wong (2013) “The Strength to Concede: Ruling Parties and Democratization in Developmental Asia,” *Perspectives on Politics*, 11(3): 717-733.
- Smith, Benjamin (2007) *Hard Times in the Lands of Plenty: Oil Politics in Iran and Indonesia*. Ithaca: Cornell University Press.
- Smith, Charles D. (1979) “4 February 1942: Its Causes and Its Influence on Egyptian Politics and on the Future of Anglo-Egyptian Relations, 1937-1945,” *International Journal of Middle East Studies*, 10(4): 453-479.
- Snyder, Richard (1992) “Explaining Transitions from Neopatrimonial Dictatorships,” *Comparative Politics*, 24(4): 379-399.
- Snyder, Richard, and James Mahoney (1999) “The Missing Variable: Institutions and the Study of Regime Change,” *Comparative Politics*, 32(1): 103-122.

- Soifer, Hillel David (2012) "The Causal Logic of Critical Junctures," *Comparative Political Studies*, 45(12): 1572-1597.
- Stacher, Joshua (2002) "Post-Islamist Rumbblings in Egypt: the Emergence of the Wasat Party," *Middle East Journal*, 56(3): 415-432.
- . (2004) "Parties Over: the Demise of Egypt's Opposition Parties," *British Journal of Middle Eastern Studies*, 31(2): 215-233.
- . (2012) *Adaptable Autocrats: Regime Power in Egypt and Syria*. Cairo: American University in Cairo Press.
- Steinmo, Sven (2008) "Historical Institutionalism," in Donatella Della Porta, and Michael Keating eds., *Approaches and Methodologies in the Social Sciences: A Pluralist Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press: 118-138.
- . (2010) *The Evolution of Modern States: Sweden, Japan and the United States*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Steinmo, Sven, Kathleen Thelen, and Frank Longstrech eds. (1992) *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis*. New York: Cambridge University Press.
- Streeck, Wolfgang, and Kathleen Thelen (2005) "Introduction: Institutional Change in Advanced Political Economies," in Wolfgang Streeck & Kathleen Thelen eds. *Beyond Continuity: Institutional Change in Advanced Political Economies*. Oxford: Oxford University Press: 1-39.
- Strøm, Kaare, Ian Budge, and Michael J. Laver (1994) "Constraints on Cabinet Formation in Parliamentary Democracies," *American Journal of Political Science*, 38(2): 303-335.
- Strøm, Kaare, and Wolfgang C. Müller (2000) "The Keys to Togetherness: Coalition Agreements in Parliamentary Democracies," in Lawrence D. Longley, and Reuven Y. Hazen eds., *The Uneasy Relationships between Parliamentary Members and Leaders*. London: Frank Cass.
- Strøm, Kaare, Wolfgang C. Müller, and Torbjörn Bergman eds. (2008) *Cabinets and Coalition Bargaining: the Democratic Life Cycle in Western Europe*. Oxford: Oxford University Press.
- Strøm, Kaare, Wolfgang C. Müller, and Daniel Markham Smith (2010) "Parliamentary Control of Coalition Governments," *Annual Review of Political Science*, (13): 517-535.
- Strøm, Kaare, and Benjamin Nyblade (2007) "Coalition Theory and Government Formation," in Carles Boix, and Susan C. Stokes eds., *The Oxford Handbook of Comparative Politics*. Oxford: Oxford University Press: 782-802.
- Solinger, Dorothy J. (2001) "Ending One-Party Dominance: Korea, Taiwan, Mexico," *Journal of Democracy*, 12(1): 30-42.
- Springborg, Robert (1989) *Mubarak's Egypt: Fragmentation of Political Order*. Boulder: Westview Press.
- Svolik, Milan W. (2012) *The Politics of Authoritarian Rule*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tavana, Daniel L. (2011) "Party Proliferation and Electoral Transition in Post-Mubarak Egypt," *Journal of North African Studies*, 16(4): 555-571.
- Templeman, Kharis Ali (2012) "The Origins and Decline of Dominant Party Systems: Taiwan's Transition in Comparative Perspective," A dissertation submitted in partial fulfillment of the requirements for the degree of Doctor of Philosophy in the University of Michigan.
- Teorell, Jan, and Axel Hadenius (2009) "Elections as Levers of Democratization: A Global Inquiry," Lindberg, Staffan I. ed., *Democratization by Elections: A New Mode of Transition*. Baltimore: Johns Hopkins University: 77-

参考文献

- 100.
- Tessler, Mark A., John P. Entelis, and Gregory W. White (1995) "Republic of Tunisia," David E. Long, and Bernard Reich eds., *The Government and Politics of the Middle East and North Africa*, 3rd ed., Boulder: Westview Press.
- Tetreault, Mary Ann, Gwenn Okruhlik, and Andrzej Kapiszewski eds. (2011) *Political Change in the Arab Gulf States: Stuck in Transition*. Boulder: Lynne Rienner.
- Thapa, Ganga B., and Jan Sharma (2009) "From Insurgency to Democracy: The Challenges of Peace and Democracy-Building in Nepal," *International Political Science Review*, 30(2): 205-219.
- The American University in Cairo (1978) "Documents on Constitutional and Parliamentary Life in Egypt, 1952-1977," *The Cairo Papers in Social Science*, (2): 71-89.
- Thelen, Kathleen (1999) "Historical Institutionalism in Comparative Politics," *Annual Review of Political Science*, (2): 369-404.
- . (2000) "Timing and Temporality in the Analysis of Institutional Evolution and Change," *Studies in American Political Development*, 14(1): 101-108.
- . (2003) "How Institutions Evolve: Insights from Comparative Historical Analysis," in James Mahoney, and Dietrich Rueschemeyer eds., *Comparative Historical Analysis in the Social Sciences*. UK: Cambridge University Press: 208-240.
- . (2004) *How Institutions Evolve: The Political Economy of Skills in Germany, Britain, the United States and Japan*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Thelen, Kathleen, and Sven Steinmo (1992) "Historical Institutionalism in Comparative Politics," in Sven Steinmo, Kathleen Thelen, and Frank Longstreth eds., *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis*. New York: Cambridge University Press: 1-32.
- van de Walle, Nicolas (2003) "Presidentialism and Clientelism in Africa's Emerging Party Systems," *Journal of Modern African Studies*, 41(2): 297-321.
- . (2006) "Tipping Games: When Do Opposition Parties Coalesce?" in Andreas Schedler ed., *Electoral Authoritarianism: the Dynamics of Unfree Competition*. London: Lynne Rienner: 77-92.
- van de Walle, Nicolas, and Kimberly Smiddy Butler (1999) "Political Parties and Party Systems in Africa's Illiberal Democracies," *Cambridge Review of International Affairs*, 13(1): 14-28.
- Vatikiotis, Panayiotis J. (1991) *The History of Modern Egypt: from Muhammad Ali to Mubarak* 4th ed. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Veblen, Thorstein (1898) "Why Is Economics Not an Evolutionary Science?" *Quarterly Journal of Economics*, 12(4): 373-397.
- Wahman, Michael (2011) "Offices and Policies: Why Do Oppositional Parties Form Pre-Electoral Coalitions in Competitive Authoritarian Regimes?" *Electoral Studies*, 30(4): 642-657.
- . (2014) "Democratization and Electoral Turnovers in Sub-Saharan Africa and Beyond," *Democratization*, 21(2): 220-243.
- Wahman, Michael, Jan Teorell, and Axel Hadenius (2013) "Authoritarian Regime Types Revisited: Updated Data in Comparative Perspective," *Contemporary Politics*, 19(1): 19-34.
- Ware, Alan (1996) *Political Parties and Party Systems*. Oxford: Oxford University Press.
- Waterbury, John (1978) *Egypt: Burdens of the Past, Options for the Future*. Bloomington: Indiana University Press.

- . (1983) *The Egypt of Nasser and Sadat: the Political Economy of Two Regimes*. Princeton: Princeton University Press.
- . (1994) “Democracy without Democrats?: the Potential for Political Liberalization in the Middle East,” Ghassan Salamé ed. *Democracy without Democrats?: The Renewal of Politics in the Muslim World*. London: I.B. Tauris: 23-47.
- Wickham, Carrie Rosefsky (2002) *Mobilizing Islam: Religion, Activism and Political Change in Egypt*. New York: Columbia University Press.
- . (2004) “The Path to Moderation: Strategy and Learning in the Formation of Egypt’s Wasat Party,” *Comparative Politics*, 36(2): 205-208.
- . (2013) *The Muslim Brotherhood: Evolution of an Islamic Movement*. Princeton: Princeton University Press.
- Wiktorowicz, Quintan ed. (2004) *Islamic Activism: A Social Movement Theory Approach*. Bloomington: Indiana University Press.
- Wimmer, Andreas, Lars-Erik Cederman, and Brian Min (2009) “Ethnic Politics and Armed Conflict: A Configurational Analysis of a New Global Data Set,” *American Sociological Review*, 74(2): 316-337.
- Wolff, Reiner, and Yavuz Karagök (2012) “Consistent Allocation of Cabinet Seats: the Swiss Magic Formula,” *Public Choice*, 150(3-4): 547-559.
- Wright, Joseph (2008) “Do Authoritarian Institutions Constrain?: How Legislatures Affect Economic Growth and Investment,” *American Journal of Political Science*, 52(2): 322-343.
- Zaki, Moheb (1995) *Civil Society & Democratization in Egypt, 1981-1994*. Cairo: Ibn Khaldoun Center.
- Zartman, I. William (1988) “Opposition as Support of the State,” Adeed Dawisha, and I. William Zartman eds., *Beyond Coercion: the durability of the Arab State*. London: Croom Helm: 61-87.